

## 政策集 暫定版 vol.2

平成11年第2回定例会～平成28年第1回定例会

<https://www.hr-ogushi.com/>

大串ひろやす

## 目次

1. 生涯学習社会の実現を目指して	
1) 生涯学習社会を目指して……………	1
2) 生涯学習社会の実現を目指して！……………	8
2. 健康長寿のまち千代田を目指して！	
1) 健康長寿のまち千代田を目指して！……………	15
2) 疾病予防と健康増進について……………	23
3) 健康づくりについて……………	32
4) アレルギー対策について……………	37
3. クラウドファンディングの大いなる可能性について……………	42
4. 防災・減災対策について	
1) 行政主体の防災対策から住民主体の防災対策へ……………	47
2) 防災・減災対策について……………	53
3) 震災の教訓について……………	57
4) 地域防災力の向上を目指して！……………	60
5) 減災対策の推進について……………	69
6) 防災対策について……………	78
5. 子どもの笑顔輝く千代田を目指して！	
1) 衆議院宿舍跡地をボール遊びができる広場に……………	82
2) 「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」について……………	82
3) 子どもの読書活動推進について……………	85
4) 教育のための社会を目指して！……………	89
5) 子どものための教育を目指して！……………	99
6) 子どもの笑顔輝く千代田を目指して！……………	109
7) 分権後の自治体教育行政のあり方について……………	118
8) 子どものための教育を目指して！……………	127
9) 子ども優先の社会を目指して！……………	135
10) 子どもの読書推進策について……………	143
11) 今、子ども施策に求められる理念「子どもの権利を最優先に！」……………	145
12) 子どもの読書推進について……………	152
13) 教育改革について……………	156
6. 平和と人道の世紀を目指して！……………	162
7. 総合計画のあり方について	
1) 基本計画策定にあたって……………	169
2) 真に自治・分権型計画行政を目指し、総合計画のあり方を問う……………	171
8. 文化芸術政策について	
1) 文化芸術基本条例について……………	180
2) 文化芸術振興について……………	182

3)	文化芸術プランについて……………	188	1)	都市の衰退のシナリオ ①コミュニティの崩壊 ②不毛な文化芸術政策……………	378
4)	区の文化政策について……………	190	2)	地域コミュニティ活性化策について……………	386
5)	区の文化政策について……………	194	16.	自治体シンクタンクの設立を提案する……………	389
9.	情報化推進について		17.	環境政策について	
1)	ICTを活用したコミュニティの形成について……………	201	1)	地球温暖化対策について……………	393
2)	地域情報化の取り組みについて……………	204	2)	区の環境配慮指針について……………	401
3)	地域情報化のビジョンを示せ……………	207	3)	公園のごみ問題について……………	404
4)	地域情報化の進め方について……………	211	18.	住民自治の拡充を目指して！	
10.	まちづくりについて		1)	身近な自治の仕組み構築に向けて……………	407
1)	魅力ある道づくりについて……………	217	2)	「新しい公共」について……………	414
2)	千代田区の都市としての現況と課題……………	220	3)	住民自治の実現を目指して！……………	423
3)	住民にもっと身近な都市計画を目指して！……………	229	19.	図書館の大いなる可能性について……………	432
4)	水と緑の景観形成について……………	239	20.	中小企業・商店街の活性化について	
5)	まちづくりの仕組みについて……………	246	1)	中小企業・商店街の活性化について……………	440
11.	税金の使い道を明らかに！		2)	ISO14001 認証取得について……………	442
1)	平成26年度予算について……………	253	3)	SOHO 支援について……………	444
2)	財政白書について……………	258			
3)	財政白書のその後……………	261			
4)	税金の使い道を明らかにせよ……………	269			
5)	①財政白書について ②予算編成方針について……………	276			
6)	①事務事業評価制度の導入を ②バランスシートを作成せよ……………	282			
12.	区のエネルギー政策について……………	285			
13.	共生社会の実現を目指して				
1)	信頼と支え合いの社会を目指して！……………	291			
2)	支え合いの社会を目指して！……………	301			
3)	安心と信頼の千代田へ「千代田区希望の構想」の策定を……………	307			
4)	区民生活の安心を支えるために！……………	312			
5)	共生社会の実現を目指して！……………	322			
6)	ユニバーサルデザインの考え方について……………	328			
7)	地域の安全対策について……………	336			
8)	協働型社会を目指して！……………	340			
9)	ボランティア活動と区との関わりについて……………	344			
14.	保健福祉政策について				
1)	高齢者は未来を開く！地域包括ケアの構築を目指して！……………	347			
2)	地域包括ケアシステムの構築を目指して！……………	357			
3)	福祉の将来像は……………	366			
4)	保健福祉総合計画について……………	368			
5)	介護、医療、年金、福祉の将来像を示せ……………	374			
15.	コミュニティの形成について				

## 生涯学習社会を目指して！

## 生涯学習社会を目指して！

### ▼平成28年第1回定例会

平成28年第1回定例会に当たり、公明党議員団を代表して質問を行います。

質問の趣旨は、平成28年度より「ちよだ生涯学習カレッジ」が開校となりますが、このことを機に、区として、生涯学習社会に向けて確かなスタートを切ることにあります。生涯学習及び公民館活動の今日的な意義を確認し、3点の質問を行います。

最初に、生涯学習推進についての基本的な考え方についてであります。

東野圭吾氏の小説に「ブラチナデータ」、平成24年7月に発売されたものですが、あります。映画化を前提に3年半を費やし書かれた大作であります。170万部以上の大ヒット作となりました。千代田図書館には6冊ございますが、今も全て貸し出し中となっています。「ブラチナデータ」は、個人の遺伝子情報まで把握された究極の管理社会を描いたものです。映画の監督を務めたのは、あのNHKの「ハゲタカ」で監督をした大友啓史氏です。大友氏は、「この映画を通して訴えたかったものは」というインタビューに答えて、こう述べています。「楽で便利な社会であるかもしれないが、いつの間にか管理されていくこと、また、ひたすら「利便性」を求めていく世間の裏で、我々が知らないうちに誰かによって「自分の人生」が操作されてもおかしくない」と述べ、このような社会状況を、「社会が可能性としてはらんでいる「主体性の喪失」と表現し、警鐘を鳴らしたものであります。

「主体性の喪失」という表現を用いて、同じように社会に警鐘を鳴らした人がいました。今から50年も前になりますが、当時お茶の水大学教授であった吉田昇氏です。昭和42年、「月刊社会教育」10月号の中でこう述べています。「青年たちは、受験体制の支配した学校生活を送り、マスコミの氾濫している社会に送り出される。生活は多忙化して、じっくりと物を考える余裕をなくしている。科学的な知識を身につけて自分の生き方を求めるといった気力を失っている。そこには諦めがあり、世の中主義があり、安定ムードがある。自分の能力を金に換算し、娯楽ですら既成の商品として買い求める生活の中で、人間としての「主体性の喪失」とか言われる現象が広がっている」と。今も変わっていません。いや、むしろその深刻度を増していると言ってもよいと思います。そして、吉田氏は、生涯学習と公民館活動の重要性を指摘したのであります。私も同感であります。

さて、この生涯学習と公民館活動の今日的な意義についてであります。

教育基本法の第3条には生涯学習の理念がうたわれています。「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とあります。また、社会教育法の第3条には、国及び地方公共団体の社会教育に関しての役割が示されています。「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成することに努めなければならない」と。社会教育・生涯学習研究所所長の島田修一氏は、この理念と役割を踏まえて生涯学習の意義を、具体的かつわかりやすく述べているので、ご紹介したいと思います。

まず1点目は、ものごとを筋道たてて学ぶことを獲得できる。これは、このように島田氏は言っているんですけど、今風に言えば、論理的思考力を養うという役割でしょう。それから2点目に、ものごとに主体的に立ち向かっていける見通しをつかませてくれる、と述べています。これは、まさに主体性を育む生涯学習であるということだと思います。それから3点目が、手をつなぎ、励ましあえる仲間を生み出してくれる、ということを述べています。これは、今で言えばコミュニティの形成のことであります。そして4点目は、島田氏は述べていませんけど、今は多くの方が述べています、身近な地域課題の解決につながるということでありまして、これは住民自治の形成につながるということで、この4点が生涯学習の今日的な意義として言えることだと思います。このことはたびたびちょっと引用されるので、あらかじめパネルにして持ってまいりました。

公民館の意義も同様であります。以上の4つの意義が達成できるよう、公民館は、住民の自由で主体的な学習を支援し、後押しし、一緒になって取り組んでいくということになろうと思います。具体的には、生涯学習のための場と機会の提供。講習会、講演会、教室、映画会などの企画立案（講師を探すことも入ります）。交流を促進し、新たな連帯を築いていくこと。地域の課題解決と活性化につながる学習ということになります。住民と職員により築き上げていく公民館活動は、まさにその地域の宝であります。また、その蓄積が潜在力となり、学習と実践による住民自治を形成できることとなります。

公民館活動について、調布市の東部公民館館長の金子氏にお会いしてお話を聞くことができました。館長は、「自治会のほか、地区協議会、父母会、地域によってはまちづくり協議会など、地域の組織はいろいろありますが、参加する人が限られてしまっています。地域に出てこない（新しい）方に参加をしていただくには、非常に難しいこと（だと感じています）。そのような中で、地域のさまざまな問題を話し合う場、そして学習と地域交流の拠点として、公民館を利用させていただくことでの役割を果たせるのではないかと考えています」と。どの地域も、新しい人の参加が難しくなっていることは同じだと実感しました。と同時に、だからこそ公民館の意義や役割をしっかりと認識し、活動を展開されていること、本当に勉強になりました。

千代田区では、過去から今日まで、以上のような生涯学習や公民館活動はどのように行われてきたのか、「千代田教育百年史」にその記述があります。

昭和26年、まだ駿河台図書館でしたが、図書館を会場に、「千代田自由大学」が発足し、当代の一流のそうそうたる方がその講師を務め、開催されてきたこと。大学は、昭和40年の11月まで行われ、合計28回の開催となり、講師は138人に及んだとあります。大学世話人代表の上原専祿（せんろく）氏が以下のように述べています。

この大学の設立の趣旨を述べた文章なんですけど、大変立派なことが書いてあります。本当は全部引用したいんですけど、時間に制限がありますので、冒頭の部分だけ。「この「自由大学」は、十九世紀において欧州諸国の全知性が真剣に探求した近代的自由の精神を基調とし、更にそれを乗り越えて、来るべき人類社会全体としての自由と開放をねがう澆刺とした、積極的な新精神に立つことを目標とすべきでありましょう。それ故、それは、真の意味で「自由」の名に値する学園であってほしいと思います」。以下、大変立派なことを言われております。

また、同じ昭和26年には、区内の母親を対象に「児童図書懇話会」、また同じ年、区民館や区役所では「青年学校」がスタートしたこと、そして昭和33年には「婦人学級」が開設されたことが記述されております。婦人学級については、このようにあります。「PTAの主婦を中心として、婦人学級が開設された。この学級は、婦人の教養を高め、よりよい仲間づくりをめざして、婦人のもつ生活上の課題の複雑化と多様化のなかで、その解決を求める学習の機会を提供している」と。これはまさに先ほど申し上げました生涯学習の4つの意義に沿うものであります。昭和30年代にこのような「婦人学級」が学習として既に行われていたことは、驚くとともに大変誇りに思います。

婦人学級は、各小学校・中学校で行われたそうです。その後、12グループあった婦人学級、それぞれ名前が違います。例えば「山びこ」とか、「なでしこ」とか、「二水会」とか、「杉の子」とか、それぞれ名前がついていたそうです。この婦人学級の連絡会が昭和40年に発足します。「千代田学習グループ連絡会」です。以後、皆さんもご存じのとおり、毎年その活動をつづつた「あすなろ」が発行され、50冊となりました。また、その歴史をまとめた「50年のあゆみ」も冊子となりました。当時を知ることができる貴重な資料でございます。

連絡会会長の西川和江さんは、こう述べています。「文学、哲学、婦人問題など分野を限定しないで、さまざまに学びに挑戦しました。(社会教育主事の)桑名先生の熱気が熱く、何となく雰囲気よかったです。自分たちの身近な生活の中で、学習を根づかせ、淡々と地道に丁寧に続けてきました」と。このようなすばらしい活動を50年間も続けてこられたことに敬意を表します。今でも「パート2」として2カ月に1回集まり、勉強会を続けておられるそうです。

以上、生涯学習と公民館活動の今日的意義と千代田区の生涯学習の取り組みの歴史をご紹介します。千代田区のマさに誇りとすべき生涯学習のよき歴史と伝統を引き継ぎ、また、今日的意義も踏まえながら、今後の生涯学習を推進していきたいものであります。そこで、区長に生涯学習推進の基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、「ちよだ生涯学習カレッジ」についてであります。

最初に、生涯学習推進委員会からの「学びを紡ぐ新たな仕組み」と題した第9期の意見書について触れておきたいと思えます。

これが、生涯学習委員会から出された第9期の意見書です。4つの提言が書かれているんですが、まことにこれもまたよくできております。この特徴は、ただ意見書だけではなくて、毎回の会合を行ったときに、生涯学習推進委員の広報紙「エポック」というのがあるんですけど、これをその都度つけてくれているので、どういう意見が交わされて、皆さん、どういう思いでつくったのかというのがよくわかる、これ、意見書になっております。

読みまして、私は、いよいよ千代田区も生涯学習社会を目指してスタートとなるのだと大変感動いたしました。意見書のテーマ「学びを紡ぐ新たな仕組み」とは、人と人、あるいは情報と情報をつないでいくという役割を果たすコーディネーターを意識したものだそうです。具体的には、①ボランティア活動の充実、②ボランティア等の人材派遣、③学習コーディネーターの充実、④生涯学習大学の創設の4点を提言しています。特に注目すべきは、コーディネーターの充実と生涯学習大学の創設かと思えます。

生涯学習の先ほどの4つの意義を果たしていくためには、区民の自由で主体的な学習を陰で支える専門の知識と経験を有した人材が必要だからです。提言の生涯学習大学の項には、「生涯学習大学の仕組みは、新たな施設を設置するのではなく、既存の学習事業を柱として、選択科目の単位として認定し、これら学習をメニュー化することによって、学習者が自らコースに即して選択学習していく方式とする」。そしてコースとしては、「学習コーディネーター養成コース」、「ボランティア養成コース」、「千代田学コース」などを設置するとあります。また、生涯学習推進委員会会長の佐藤晴雄氏は、「千代田区では、既存の施設や学習事業等の充実を図るとともに、今回の意見書にある生涯学習大学を軸として、誰もが気軽に参加できる生涯学習の場づくりの充実が図られ、高齢者を含めた多くの区民等の学習、スポーツ活動が展開されることが期待されます」と述べています。つまり、区民の自由で主体的な学習を保障するために、生涯学習大学はその軸となり、人材の養成と場と機会の提供に努めます、と。大学設立の目的もそこにあると思えます。まことにすばらしいことだと思えます。

平成28年度より、「ちよだ生涯学習カレッジ」としていよいよスタートとなります。今後、何のための大学かという、その設立の趣旨を明確にし、広くアピールしていきたいものであります。

そこで、改めて、「ちよだ生涯学習カレッジ」を設立した目的とカレッジに期待することは何か、お伺いいたします。

次に、学習コーディネーター、正式には学びと地域のコーディネーターとなっておりますけども、学習コーディネーターについてであります。

「意見書」にはこうあります。「区内の各種施設で学習事業が個々に実施されているが、これを集約することによって学習活動の輪を広げることが課題になる。そのために学習コーディネーターを設置し、これら機会を区民や在勤者にPRしていくコーディネーターが必要だと考えられる。

コーディネーターは、「学び」を縦横につなぐためのハブになることから、その役割は今後もますます期待されている」とあります。

基本的には、最初に述べました生涯学習と公民館活動の4つの意義が果たせるよう陰ながら区民を支援し、後押しし、学習を進めていく役割になるかと思えます。本来ですと、専門的な知識と経験を有した社会教育主事、または公民館主事という資格を持った職員の方がこの役割を担うのでしょうか。このような社会教育主事や公民館主事とまではいかなくても、それに準じた役割をコーディネーターは担うことになるかと思えます。カレッジでは、その役割が果たせるよう、2年間で38回の授業がカリキュラムとして編成されています。養成コースを修了した方がそれぞれ自分の地域で区民の学習をサポートし活動を展開されることを思うと、胸がわくわくします。まさに地域の厚みができてきます。

そこで、改めて、「学びと地域のコーディネーター」の役割について伺います。また、コーディネーター養成コースの目玉となる講義はどのような内容になるかもあわせてお答えください。

次に、学習した成果を地域で活用・発揮するための仕組みについてであります。

学んで終わりというのではなく、学んだ成果を適切に生かしていくことが重要です。そのことが新たなコミュニティの形成や連帯につながりますし、地域の課題解決にもつながっていくからであります。よって、学んだ成果を生かしていく具体的な仕組みが必要です。意見書でいう「タテに紡ぐ視点」です。タテに紡ぐとは、「横のネットワークだけでなく、参加→学習活動→自主活動→ボランティア活動→指導者という循環も、新たな仕組みづくりの視点として大切になる」とあります。

九段生涯学習館に行けばアドバイスも受けられ、一緒になって成果を発揮できるような学習や教室など考えてくれるでしょう。千代田区では、現在、この九段生涯学習館1カ所のみです。この点、佐藤会長も、「都市部が公民館等の施設を増やすのは難しいかもしれませんが、多様な施設を用いて学習の場と機会の拡充を図ることは現実味のある課題になる」と述べています。私も同感です。

そこで、区民に身近な施設である出張所・区民館に一部生涯学習機能を持たせてはと思います。例えばですが、出張所・区民館は地域のまちづくりの拠点でもありますが、自分たちのまちは自分たちで考え行動するという公民館的視点から、区民館をまちづくりの学びの場として活用することもできます。現在の100%貸館業務から、可能な範囲で生涯学習の意義を踏まえながら運営してはどうでしょうか。人材の配置をどうするかという課題は残りますが、この点につきましては、現在の生涯学習館では、「学習コーディネーター養成コース」を開設し、行ってきて、5年になるそうであります。修了者は約100名で、在勤、在住が半々ということです。この修了した方が地域にいらっしゃれば、ぜひ参加してもらい、お手伝いしてもらってはどうか。

いずれにせよ、人材の配置ということでは、生涯学習館と図書館がセンター的な役割を果たして、それぞれの区民館を巡回しながらフォローしていくことも可能かと思えます。出張所・区民

館を生涯学習分野についてネットワーク化し、人材と情報の共有を図ります。そうすれば、佐藤会長のいう「多様な施設を用いて学習の場と機会の拡充を図ること」も可能となり、出張所・区民館は公民館的機能を果たせるようになります。カレッジの養成コースを修了したコーディネーターが誕生し、増えてくれば、いよいよその厚みは増し、体制は整うこととなります。今から楽しみであります。そして、定期的に生涯学習館館長、図書館館長、社会教育主事、図書館司書、学習コーディネーター、行政からは所管の部長、課長、そして出張所長が一堂に会し、連絡会(仮称)「千代田区生涯学習連絡会」をつくり、情報の共有や、時には研究会など行ってはどうでしょうか。

そこで、九段生涯学習館をセンターとして生涯学習分野について各出張所・区民館をネットワーク化し、公民館的機能を担うことを提案いたします。ご所見をお伺いいたします。また、(仮称)「千代田区生涯学習連絡会」の創設についても、あわせてご所見をお伺いいたします。

最後に、生涯学習推進計画についてであります。

現在、生涯学習推進計画はありません。第1次の計画は、平成6年から14年までの9年、第2次の計画は、翌15年から25年までの10年で、以後、策定されていません。基本計画「みらいプロジェクト」には確かに生涯学習推進の項があり、見開きの2ページであります。行政計画としてはこれでよいかもしれませんが、生涯学習の主体は区民であります。関係する各団体や生涯学習推進委員、また区民の方にも参加してもらい、行政も一緒に策定することが重要であります。

計画には、先ほどの生涯学習の機能、4つの意義、また区としての基本的な方針、これは全ての区民の自由で主体的な学習を支援し、その場と機会の提供を保障すること、いわゆる学習権を定義し、保障することです。そして、今述べました各出張所・区民館の公民館的機能などを記述してはどうでしょうか。計画をもってこれらをしっかりと担保することが必要であるからであります。確かな道筋を、計画を持って示していきたいと思えます。

学習権については、少し触れておきたいと思えます。学習権とは、1985年3月に採択されたユネスコ学習権宣言で、以下のようにうたわれた人間の基本的な権利であります。「学習権とは、読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読み取り、歴史をつくる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発揮させる権利である。それは基本的権利の1つとして捉えられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を成り行き任せの客体から、自らの歴史をつくる主体に変えていくものである」と。全くそのとおりであります。

冒頭申し上げました「主体性の喪失」の危機を脱するためには、人間の基本的な権利として学習権を今こそ保障し、実践できる、いわゆる生涯学習社会を築いていくことではないでしょうか。

そこで、繰り返しになりますが、生涯学習社会構築へ、確かな道筋を計画として、区民と行政が一緒に策定していくことを提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

以上、「生涯学習社会を目指して」と題し、質問を行いました。区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、公明党議員団の代表質問を終わります。ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の生涯学習に関するご質問にお答えいたします。

生涯学習についての基本的な考え方ではありますが、生涯学習は、「各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものでありまして、必要に応じて、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯学習を通じて行うもの」である。これが恐らく普遍的な定義だろうと思います。

私は、さらに加えて、一人ひとりのささやかな学びが、やがて地域に蓄積され、多くの人々に共有され、広義の文化として発展していくものと考えております。その過程で、千代田区ならではの文化や芸術が生み出され、それが千代田区の広義で、広い意味での文化力となって育ち、千代田区の地域力の源泉に、私は、なっていくものだろうと思っております。その文化力が、地域を超えて、時には国境をも超えて相互理解を促し、多くの人々に将来引き継がれていくものだろうと思います。そういう、私は、認識で生涯学習を捉えております。

また、2020年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、オリンピック憲章には、オリンピズムの根本原則として、スポーツと文化と教育の融合をうたっており、複数の文化イベントから成る「文化プログラム」の実施が定められております。今ほど、学びによる文化振興の機運が高まっているときはないと思います。

本区の状況や特性を踏まえますと、地域間の学習ネットワークの構築、在勤・在学者と区民との交流、新旧住民の「学び」を通じた交流、生涯学習という視点での区民と学校、行政、企業、関係団体との連携など、区内外の多くの方々の参加によって生涯学習の輪を広げ、仕組みづくりが課題だろうと思います。これらの課題解決の方向として、生涯学習推進委員会議から、「学び」を軸に、あらゆる方法を縦横につながる新たな仕組みといたしまして、議員からもお話がありました、ボランティア活動の充実、ボランティア等の人材育成・派遣制度の構築、学習コーディネーターの充実、生涯学習大学の創設が必要との提言をいただいたところでございます。

今後は、これらを着実に推進し、区民一人ひとりが多様な学習活動の機会を得て、生涯にわたり学び、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現を目指していきたいと思っております。多分3月、生涯学習大学の創設についての推進委員会議から答申が出ると思っております。私は、こうした生涯学習を膨らましていくことこそ、オリンピックにおけるレガシーだというふうに思っておりますので、積極的にこうしたことについて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、詳細、その他の事項については、関係理事者をもって答弁いたさせます。

〈地域振興部長答弁〉

大串議員の生涯学習に関するご質問にお答えいたします。

まず、「ちよだ生涯学習カレッジ」についてであります。

区民が自ら学び、同じ目的を持つ仲間を見つけ、仲間とともに学び合い、一緒に創造する場として開校するものでございます。学びで人と地域をつなぎ、グローバルとローカル、社会と個人の交流の場となることを目指し、本年10月、「学びと地域のコーディネーター養成コース」で開校する予定でございます。また、生涯学習コーディネーターの役割は、人と人、人と情報、人と学習資源を適切に結びつける調整を行い、地域におけるリーダーとして生涯学習活動を推進することにあります。「学びと地域のコーディネーター養成コース」は、講義・講演主体の、いわゆる座学にとどまらず、ゼミナール形式の演習とイベント企画などの実習をカリキュラムに取り入れることを目玉として、より実践的に学ぶことにより、卒業者が生涯学習コーディネーターとして、直ちに地域で活躍できる人材となることを目指します。

次に、学習した成果を地域で活用・発揮するための仕組みですが、ちよだ生涯学習カレッジの卒業者は、人材バンクにご登録いただき、生涯学習コーディネーターやボランティアとしてご活躍いただけるよう、円滑で的確な仕組みづくりを進めてまいります。結果として、学習によるまちづくりや地域力の向上にご貢献いただけるものと期待いたしております。

ちよだ生涯学習カレッジは、将来的には、区内の大学・専門学校や文化・学習施設、出張所・区民間と連携・協力関係を構築して、生涯学習資源を有効に活用した事業展開を目指すことといたしております。まさに、議員お尋ねのように、九段生涯学習館をセンターとしたネットワークを構築し、卒業者はもとより、広く区民の皆様へ、生涯学習に関する情報の受発信を行うとともに、地域でのイベントや活動を支援する機能を備えてまいる予定です。また、議員ご提案の（仮称）「千代田区生涯学習連絡会」の創設は、生涯学習ネットワーク構築準備の観点からも大変有効と考えますので、来年度の創設に向けて準備してまいります。

次に、「生涯学習推進計画」についてであります。

現在、生涯学習施策全般につきまして、公募区民にもお入りいただいた千代田区生涯学習推進委員会議でご検討をいただいております。2年の任期の中、精力的にご論議をいただき、有意義なご提言を多々いただいております。体系的・計画的な施策の推進のための計画につきましても、次期推進委員会議の議題として、その必要性等につきましてご検討いただくようにしてまいります。

## 生涯学習社会の実現を目指して！

### ▼平成15年第2回定例会

平成15年第2回定例会にあたり公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

私は、生涯学習の推進について3点質問させていただきます。

現在、江戸開府 400 年事業もたけなわですが、江戸時代の特徴について若干触れさせていただきたいと思います。たくさんある特徴の中であえて一つだけ上げるとすれば私は、「教育」を含む「学習」にあると答えます。

そのわけは何より徳川家康が取った政策がそこにあったからであります。またそういう時代の来ることをあの社会情勢の中、予想したこと自体驚くべきです。家康が愛好した書物は「貞観政要」であったと言われています。この「貞観政要」とは西暦 600 年代の中国、唐時代に、真に民衆のための政治を行った太宗皇帝の政治に関することを問答形式にて書いてあるものです。この唐の時代は道徳的文化国家といわれ約 300 年間続いたことは皆様もご存知の通りです。家康は 1600 年 2 月（関ヶ原の戦いの始まる半年前にあたりますが）この「貞観政要」を木版により出版させ、広く一般にまで流布させました。このようなことはそれまでなかったでしょう。織田、豊臣の時代は武を競って天下を取ってきた時代でしたが、家康はこのとき既に戦乱が治まって平和な時代が来ることを予想し、その時は「学術」を盛んにすることを何よりも政治に必要なとし、この書籍の出版に着手したのです。私もこの貞観政要を古本屋にてやっと手に入れ少し読みましたが、それはすばらしい内容で感動いたしました。

また、二代將軍秀忠に仕えた板倉重宗は、名京都所司代として有名です。彼の約 30 年間の政治を「板倉政要」と讃え永く後世まで、模範とされたことからいかに優れていたかを知ることができます。彼はもともと才識拔群でしたが、「戸枢むしくわず、流水くさらず」の金言を守って生涯勉学に励まれ、しかも自分だけでなく講堂をつくるなどして講師を招いては多くの人々と一緒に学んだそうです。まさに今でいう「生涯学習」に力を入れての政治を行ったと言えるでしょう。

また、上杉鷹山は藩の財政建て直しに有名ですが、実は当時多かった飢饉対策として食の保存や 50 科 144 種に及ぶ救荒植物を紹介した「かてもの」（今ふうに言えば食材から調理法まで紹介したレシピにあたるそうです）という普及書を 1,575 冊も刊行し広く農民、町民に配り共に学んだそうです。私はこのような「学び」があったればこそ彼の改革は成功したと思っています。

このように江戸時代には、「学術」、「学習」や「学び合い」の仕組みが広く行き届いていたことが特徴と言えるのではないのでしょうか。まさにそのことが徳川 300 年の平和につながったと思います。

さて、ここで改めて生涯学習とは何か、確認しておきたいと思います。

平成 8 年に開かれたユネスコ 21 世紀教育国際委員会では、生涯学習は「21 世紀の扉を開く鍵」と言い、ラ・フォンテーヌの寓話「秘められた宝」にも例えられています。「秘められた宝」とは宝物が隠されているという土地で宝物を探すよりも農夫として土地を耕して収穫を得たほうが良い。その土地を耕す行為が実は宝なのだと言う寓話です。なるほどと言う気がします。

一般的に生涯学習とは

自己の充実・実現や生活の向上を目的とし、

各人が自発な意思に基いて、自己に適した手段・方法を選んで、生涯を通して行われるもの。

とされています。さらに、この自己の充実・実現とは自己がこうありたいという理想の姿の実現や自分の潜在的な可能性（能力）をどこまでも発現していくことにある、と。まことにすばらしい概念であります。

昭和 62 年の臨時教育審議会答申において生涯学習体系への移行が提唱され平成 2 年 6 月には根拠法としての（略称）生涯学習振興法が制定されました。以後、全国各自治体とも第一期とてもいいでしょうか、本格的に生涯学習施策がスタートしたわけです。この根拠法の目的には「国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、（中略）地域における生涯学習に係わる機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする」とあります。よく言われる誰もが、いつでも、どこでも学習できる環境の整備です。つまりは、「生涯学習のできるまちづくり」とも言えます。

それでは第二期はいつからで、何が変わったのかということですが、私は平成 11 年の国の生涯学習審議会（今は中央教育審議会生涯学習分科会となっているそうですが）から「学習の成果を幅広く生かす」と言う答申が出されましたが、それを境に第二期に入ったと思います。第一期は、まずは誰もが「学ぶ」ことそのことができるようにしましょう、と。勿論今後もそのことは大事ですが、第二期はそれをさらに一歩進めて学んだ成果を様々な分野で生かしていきける。つまりは第一期を「生涯学習のできるまちづくり」とすれば第二期は「生涯学習によるまちづくり」ということができると思います。このことに関しては国民の意識の変化も総理府の行った「生涯学習に関する世論調査」をみても確認できます。平成 4 年と 12 年の結果を比較してみても増加率が高いのは「ボランティア活動やそのために必要な知識や技能」が +5.7% でトップ、以下「家庭生活に役立つ技能」が +2.2% と続きます。一方「教養的なもの」や「趣味的なもの」は減少しています。つまりは生涯学習の個人的な側面というようなイメージから社会参加やボランティア活動への関心度が高まっているとともに、地域における生活課題の解決に結びつくような学習内容が求められるように変化してきていることがわかります。このことは千代田区でも先日、中間発表会が行われたそうですが、「まちづくりサポート」に嬉々として取組んでいる多くの人々の様子からも伺えます。各グループがまた交流を通して着実に力をつけてきているそうです。その交流の場も大事な「学習」「学び合い」の場と言えるでしょう。

個人個人の生活や価値観の多様化、自由時間や余暇時間の増大、少子高齢化の急速な進展、工業社会から知識社会・情報化社会へ、そして何よりも協働型社会を迎えたことが、改めて生涯学習のあり方を再び問うているのではないのでしょうか。

そこで区長に生涯学習のあり方、また区の目指す基本的な目標は何か、お伺いします。

次にこの度策定された第二次生涯学習計画についてであります。この計画の特徴をお伺いする前に、第一次の計画について触れておく必要があります。平成6年12月に策定されましたが、公募区民を募り57名からなる生涯学習推進委員会を立ちあげ、それぞれのテーマごとの分科会に分かれて住民自らが策定したものであります。その中には「生涯学習の意義」も定められています。

生涯学習とは

個人からみた生涯学習

地域からみた生涯学習

総合行政施策としての生涯学習

の4点であります。これらはいつの時代になっても通ずるすばらしい内容となっています。当時としてはまさに画期的な計画となりました。生涯学習を実施する主体は当然区民であります。よって行政が一方向的に決めて区民に強いるものではありません。その意味からは第一次の計画はきわめて評価されるものです。

さて、この度の第二次計画については平成12年度、13年度の期の生涯学習推進委員会にて検討が重ねられ策定へととなったわけですが、一次計画から二次計画へ何が引き継がれ先ほど話したような社会の変化にともないどこが新しくなったのか、そして特徴は何か、お伺いします。

次に生涯学習推進のための具体策について提案も含めて3点お伺いします。

千代田区には様々な分野で活躍する人材や施設、学習機会、活動機会などに恵まれ多種多様な生涯学習資源が存在しています。こうした千代田区の特徴を有効に活用し、「生涯学習」に自発的に参加できるようにしていくためには、まずもってわかりやすい情報の提供と相談できる体制の整備が急がれます。私は、そのための機関、拠点として各地域の図書館を利用できないかと思えます。生涯学習のこれからの重要性を考えると官であれNPOであれそれなりのプロもコーディネーター役として必要だからです。「学習」「学び合い」に関しての相談や情報提供に司書の方の持っている専門性は大変参考になると思うからです。この点も含めて、生涯学習推進のための具体策の一番目として情報の提供と相談できる体制についてどう整備されていくのか、お伺いします。

次に先にも触れましたが、平成11年に出された生涯学習審議会からの答申「生涯学習の成果を生かすための方策について」には、学習者が学習によって得られた成果を身近な地域社会でどのように生かしていけるのが社会的な重要課題であると指摘しています。そして学習者が得られた成果を地域に何らかの形で貢献することにより、そこには新たな学習の場ができる。そして再び地域の還元につながっていく、と。先ほどの千代田区のまちづくりサポートはこのいい例でしょう。このような「生涯学習によるまちづくり」への具体策としては、行政と区民との情報の共有がまず必要なことは言うまでもありません。その点に関しては、職員による出前講座いわゆる「ほりばた塾」は是非とも充実させたいものです。私もつい先日（土曜日の夜で10人ほどの参加者でしたが）ある出前講座に参加する機会がありました。その担当された課長の最初の言葉

もすばらしかった。「この出前講座は教える人、教えられる人の区別はありません。私も含めてみんなで学び合うのが基本です。」と。まさにその通りであります。この出前講座の他にも区民の自主企画講座への支援など考えられますが、具体策の2番目として生涯学習の成果をまちづくりや地域の活力に生かしていく仕組みとしてどのようなものを考えているのか、お伺いします。

学んで得た成果を提供しようとする学習者と今度は受けたいという希望がある人が活用の場合、機会とも適切にマッチング、結ばれるていく必要があります。これまでの人材バンクが設けられ学習成果の活用を図ることが試みられてきましたが、必ずしも満足な結果が得られていません。そこで提案ですが、学習者の生かしたい学習の成果や参加を希望する活動の内容、形態等を登録する「学習成果提供バンク」と個人、グループ、団体、企業、行政等が学習成果を受け入れて実施しようとする学習や事業内容・構想等を登録する「学習成果募集バンク」を整備してインターネットを通して全国どこからでも検索・活用できるようにしてはどうでしょうか。旧来の人材バンクにプラスして新しい人材バンクのあり方として提案します。ご所見をお伺いいたします。

以上、生涯学習について3点質問をさせていただきました。

教育と文化のまち千代田区の「生涯学習」には、さすが、「江戸開府以来のあの『学び合い』の姿勢が今もきちんと引き継がれている」と言われるようありたいものです。

区長並びに関係理事者の前向きで積極的な答弁を期待し私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、区が目指す生涯学習の基本的な目標についてお答えいたします。

まず最初に、江戸開府について、今いろんな観点から江戸時代のとらえ方をしております。しかし、共通しているのは、300年平和であったということについては皆同じ考え方でございます。そうしたなかで、このバックグラウンドが教育や学習であったというお話でございまして、私も改めて再認識をさせていただいたところでございます。

さて、生涯学習については、お話がございましたように、基本は自分がこうありたい、自己実現ということであろうと思います。そして、そのことが生きがいを持って充実した生活が送っていけるということでございます。確かに、10年以上前は、そのための生涯学習施策のポイントは、機会と場の提供とうことが中心であったと思います。しかし、今日、むしろそうした機会と場の提供ということから、お話にもございましたように、生涯学習というものを通じて、様々な分野へそうしたものを生かしていく。まさに、ボランティアを含めて、社会参加という時代でございますから、ある面では協働型社会、すなわち、ともに働きつっていく社会というのが今日求められている時代だろうと思います。

こうしたことを背景にして、今回の第二次改訂計画は、基本的に、個人の学習の成果を地域に還元し、地域コミュニティの活性化や魅力あるまちづくりへとつなげていくことにより、さらに



大きな生涯学習の成果が得られるよう、生涯学習社会を実現していきたいというのが第二次計画の基本でございます。そのためには未来につながる生涯学習というのが基本理念として二次計画の中に入っております、これもまさに学習の成果がいろんな分野で還元され、そしてともに働きつっていくという協働型社会の実現の大きな目標だとうふうに私は思っております、お話の点、あるいはご質問の点については、基本的には軌を一にするものだろうと思っております。

さらに千代田区の特徴を申し上げるならば、千代田区にはこの地域に11の大学がございます。その他、各種の専門学校を含めて、学習の機関というのは大変ございます。あるいは、NPO一つとってみましても、大変多うございます。すなわち、幅広い生涯学習の資源がこの千代田区にはあるというのが、他の22区、あるいは日本の大都市とは基本的に違うというふうに思っております。

そうしたことを考えましたときに、この千代田区内の生涯学習の資源たる、例えば大学での公開講座や大学の図書館とうものをいかに区民の皆様が開かれたものにするかということで、今、順次進めておまして、将来的にはそうしたことのネットワーク化というものも図っていかなくちゃいけないというふうに思います。

このように千代田区には、この11.6平方キロメートルという中に、まさに区の行政というだけではなくて、多様な社会学習・生涯学習の豊富な資源があるということを私は改めて認識をし、そして区民の皆様方の生涯学習を自己選択・自己決定という、そういう場から進めていくことがこらからの肝要なことだろうというふうに思っているところでございます。

なお、詳細につきましては、関係理事者をもって答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

#### 〈区民生活部長答弁〉

大串議員の質問のうち、第二次生涯学習推進計画についてお答えいたします。

まず、本計画は、生涯学習の意義など、第一次計画の基本的な考え方や事業の成果を引き継ぎ策定いたしました。さらに、区民の学習環境や生涯学習に関する意義の変化、新たなニーズなどに柔軟に対応するとともに、所管を教育委員会から区長部局へ移管したことを踏まえ、改めて生涯学習を区民生活の全般にわたる活動としてとらえた、総合的な計画といたしました。

本計画の主な特徴といたしましては、第一に、区民の自主的な判断・選択を何よりも重視していることとあります。そのために既存の講座・講習会のあり方を見直し、生涯学習個人補助金制度、いわゆるバウチャー制度や職員の出前講座など、個人の選択の幅を広げた事業を新たに構築いたしました。

また、第二に、学習の成果を生かし、地域に還元することを重点課題として掲げ、区民自らが企画運営する自主企画講座や自主グループ育成支援などを位置付けております。

第三に、生涯学習のきっかけづくりとして、江戸開府400年事業を位置付け、多様な区民の活動を支援し、結集した活力をさらに魅力ある千代田の文化芸術施策に生かし、取り組みを進めたことが挙げられます。

#### 〈区民生活部長答弁〉

次に、その具体的な推進施策についてですが、まず、情報提供と相談体制を充実させるために、生涯学習のホームページを中心とした情報ネットワークの整備を行います。そこでは、学習情報だけでなく、個人やサークル・団体の生の声や最新イベント情報なども検索できるようにまいりたいと考えております。

また、学習の成果をまちづくりや地域の活力に結びつけるための仕組みづくりとして、議員ご提案のインターネットを活用した検索等も含め、利用しやすい人材バンクの検討や活動しているグループ同士の交流機会の充実を図る所存でございます。

今後も、幅広い区民の皆様のご意見・ご要望を反映した施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

#### 〈再質問〉

自席から再質問、一点だけさせていただきます。

情報の提供と相談できる機関として、図書館を活用できないかということでお伺いしましたけれども、特に、司書の方の持っている様々な専門性というのは、これからの生涯学習の中で果たす役割は大きいとおもいます。この点だけお伺いできればと思います。

#### 〈区民生活部長答弁〉

図書館の司書を活用した情報の提供ということでの再質問ですけれども、先ほど区長から答弁もありましたように、区内にはいろんな資源がたくさんあります。特に図書館は10大学との連携も今進めているところでありまして、こういう千代田区自体の図書館の活用も含めまして、相談できるような話し合いもこれからしていきたいというふうに思っています。

## 健康長寿のまち千代田を目指して！

## 健康長寿のまち千代田を目指して！

### ▼平成27年第4回定例会

平成27年第4回定例会に当たり、公明党議員団を代表して質問を行います。

質問の趣旨は、どうすれば長寿の人が多く、要介護となる人の割合が最も少ない「健康長寿のまち千代田」を築いていけるのかということです。

いよいよ高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」もオープンとなりました。かがやきプラザのコンセプトは、パンフレットに明快であります。高齢者の方が住みなれた地域で尊厳を持って住み続けられるよう、在宅ケアの拠点として、また、麴町、神田の両あんしんセンターと補完し、地域包括ケア構築のための拠点であるとしています。

私は、もう一つ、全ての区民の方の健康長寿を支える拠点であることをコンセプトに加え、明確にしてはと考えます。健康長寿は全ての基本であるからであります。高齢者がいつまでも健康で笑顔輝く「かがやきプラザ」にしていきたいものです。

「要介護」、「要支援」の高齢者の方に、いかに手厚いサービスを提供するかが従来の介護のメーンテーマでありましたが、今では、「要介護」になる前のケアを重視するようになっていきます。いかに予防型の仕組みを確立し、健康長寿を実現していくかは、どこの自治体でも大きな課題となっています。かがやきプラザは、まさにその予防型仕組み構築のための拠点であります。かがやきプラザのスタートに合わせ、健康長寿のまち千代田へスタートが切ればと思います。

最初に、健康施策推進に当たっての基本的な考え方についてであります。

健康を規定する要因について、まず確認しておきたいと思います。健康は何によって決まるのかということでもあります。

公衆衛生のエキスパートで千代田区の健康千代田21推進委員を務めています星旦二先生は、以下のように述べています。

「1974年、カナダの厚生大臣ラロンド氏は、健康を規定する要因を、①医療システム、②生活習慣ないし行動様式、③環境要因、④人間遺伝学的要因の4つに分類し、医療の役割よりも、日々の生活習慣を好ましくすることや環境を改善することが重要であることを示しました。(いわゆるラロンドレポートであります。)その後、アメリカ厚生省は、1979年に、「Healthy People (健康総合戦略)」を報告し、このラロンドレポートに基づき、4つの要素を実際に早死にしたグループに当てはめて、それぞれの影響の割合を示したところ、医療システムが10%を示すのに比べて、生活習慣や行動様式が50%、環境要因は20%の寄与割合であることが報告されました。

この試算結果は、健康づくりにおける人々の生活習慣の役割が大きいことと、環境整備の重要性を科学的に裏づけています。そこで、アメリカは、健康政策の重点課題を、医療中心ではなく、子どもたちの生活習慣を含めた一次予防を重要視する方向に転換したのです。

日本でも、2000年(介護保険制度のスタートに合わせて)「健康日本21」を掲げました。生活習慣病対策を中心に、医療よりも日々の生活改善に力点を置いた政策です。しかしながら、日本はまだまだ医療に依存しているように思います。入院期間は、英米に比べ2倍から3倍も長く、インフルエンザの特効薬であるタミフルの消費は、実に世界の8割を日本が占めています」と。

つまり、健康を規定する要因は4つであり、医療のみに頼るのではなく、日常の生活習慣や環境の改善整備が健康づくりや予防には大事であると述べています。

また、1986年、WHO(世界保健機構)は、ヘルスプロモーション(日本語では健康づくり)という考え方をオタワ憲章として提唱しました。ヘルスプロモーションとは、「自らの健康を規定する要因を自らよりよくコントロールしていくこと」とされました。つまり、医療だけでなく、住まいや仕事、また生涯学習も含めて健康づくりを展開することとされたのであります。

今までの述べたことを1枚にしてみました。健康を規定する要因としては、ラロンドさんが示した医療システムと生活習慣や行動要因、そして環境要因と人間遺伝学的要因。アメリカの厚生省が示したのは、これがそれぞれ寄与割合がどのくらいあるんだというのを科学的に裏づけました。そうして見ると、医療が10%、それから生活習慣が50%、環境要因が20%。だから、健康づくりにおいては、この生活習慣と環境要因が大事なんですよとして、健康づくりをヘルスプロモーションとしてうたったのがWHOです。そういうことになります。

この健康づくりや予防ということでは、長野県が大変有名であります。長野県は早くから医療や薬に過度に依存することなく、生活習慣の改善など予防に努めてきたことは多くの人が知るところであります。今では、平均寿命は男性が80.88歳、女性が86.35歳で、男女ともに全国1位、かつ、一人当たりの後期高齢者医療費も最も少ない県の1つとなりました。また、要介護となる人の割合(要介護認定率)も低く、まさに健康長寿の県となっています。一朝一夕にはできません。ここまでになるには長い年月と、関係する皆さん、そして県民の方々の努力があったればこそと思います。

長野県のその取り組みですが、代表的なものは3点でございます。

1点目は、すぐれた地域医療です。地域医療とはどういうことなのか、若干説明が必要であります。星旦二先生は、以下のように述べます。

地域医療とは、「地域住民全体の幸福を常に考えながら医療活動を行うことが求められ、単に疾病の治療にとどまらず、地域の住民に働きかけて疾病の予防や健康の維持、増進のための活動を行う」ことを言います。「リハビリテーション、在宅療養のサポート、地域で暮らす高齢者、障害者の支援などの事業、妊婦の保健指導や相談、在宅のひきこもり児童へのかかわりなどもその範

疇です。医療を通じて地域の活性化に貢献し、住民自治を推進し、医師と地域住民がコミュニケーションを重ねながら地域社会を築いていくことを目指します」と。

活動が広範囲に及びますが、ポイントは、地域医療とは、単に病気を治す治療にとどまらず、地域住民と一緒にあって予防や健康増進に努め、住民自治を推進し地域社会を築いていくことにあると思います。長野県には、この地域医療を推進してきた偉大な先生が多くいらっしゃいます。諏訪中央病院の鎌田實先生、佐久総合病院の若月俊一先生、同じく色平哲郎先生らがおります。地域医療は、ある意味、経済合理性と対極にあり、病院経営としては大変なことだと思います。あくまで住民の健康のための予防に努めてこられたことに敬意を表したいと思います。

2点目は、生涯学習であります。長野県の人口は約210万人です。それに対して、公民館の数は、本館、分館あるそうですが、合わせて1,236館、人口当たりの数は断トツの全国第1位です。人口5万人あたりにすると約30館ですので、いかに多いかがわかります。ちなみに、全国平均は5万人あたりにして約7館であります。主体性を育む生涯学習に力を入れ、取り組んでこられたことがわかります。

そして、3点目が高齢者の就業であります。長野県の高齢者の就業率は30.7%で、全国第1位です。全国平均が20%前後ですので、こちらも群を抜く高い就業率となっています。仕事を持って働くということは生きがいであり、健康を保つことにもつながっていることと思います。高齢者の就業が高いことは大変すばらしいことであります。

これらすぐれた地域医療、生涯学習、高齢者の就業などは、高齢者の生活習慣や行動様式として今では定着しており、お一人お一人がいつまでも主体性を持って、また、生きがいや尊厳を持って生活できることにつながっています。このことが結果として長野県民の健康長寿を達成しているのだと思います。

健康長寿ということでは、埼玉県和光市も先進自治体として有名であります。要介護となる人の割合は、介護保険制度が平成12年度からスタートしましたが、その翌年から上昇し始め、現在は17%から18%になっています。しかし、和光市は今でも10%前後を維持しています。

和光市の予防についてインターネットで検索すると、和光市の掲げる「高齢者が出歩きたくなる街・和光市」とありました。和光市の人口は約8万人ですが、特別養護施設は1軒しかありません。それより、小規模な施設を地域にたくさんつくり、高齢者の方が出歩きたくならないいろいろな「ひっかかり」を歩いて行ける範囲の地域に用意しました、とあります。

この件について、和光市福祉部長の東内氏に、地域包括ケアの日本の第一人者でございますが、直接電話してお聞きすることができました。正確ではないかもしれませんが、大要です。「介護保険制度の21年改正において、高齢者の日常生活圏域が指定されました。中学校区に1カ所の地域包括支援センターです。私は、形の見えないふわふわしたものが嫌いなので、きちんとシステムティックにできるようにしたかった。だから、地域密着型の小規模多機能の施設を生活圏域にそれぞれつくり、計10カ所つくりました。そして、例えば小規模多機能の認知症グループホー

ムをつくりますが、そこには必ずパブリックスペースもつくります。運営事業者には、そこで、曜日や時間を変えてですが、リハビリ体操やマシントレーニング、料理教室やカジノなど、日常生活総合支援事業も行ってもらいます。その際、ニューボランティアと言いますが、近所の希望する方に研修を受けてもらい、その運営をお手伝いできるボランティアも養成します。パブリックスペースでは、高齢者の方が出かけたくなるようなさまざまなメニューが用意されます。そうすると、予防も形になり、見えるようになります。なぜそれができたのか。和光市はニーズ調査をきちんとやり、どの地域に、どのようなリスクを持った高齢者がどのくらいいるかということ把握しているからです。それが和光市の特徴です」とおっしゃっていました。大いに納得でございます。短時間に大事なところを話していただき、感謝しております。要介護認定率の最も低い自治体であることもうなずけます。

長野県の行っている地域医療や生涯学習、和光市の「出歩きたくなる街」などは、健康規定要因の「生活習慣や行動様式」の視点に基づく予防型の仕組み構築であると言えます。

千代田区の平均寿命は、男性で80.1歳、女性で86.6歳です。しかし、要介護認定率は20.14%、また、後期高齢者の医療費は95万円であります。長生きではありますが、決して健康長寿とは言えない状況にあります。

今後、いかに健康長寿のまち千代田を築いていくのか。区民の健康長寿のための活動をいかに支え、予防型の仕組みを構築していくのかは、大事な課題であります。健康施策推進に当たって、健康を規定する要因についてと長野県と和光市の取り組みを紹介し、予防型の仕組みの大切さを述べさせていただきました。

そこで、健康施策推進について、基本的な考え方を区長にお伺いいたします。

次に、予防型の仕組み構築の具体策についてであります。

予防型の仕組みをいかに構築していくかですが、1つは、長野県の取り組みとして述べました「すぐれた地域医療」であります。かがやきプラザにおいて、九段坂病院は、在宅ケアの拠点としての役割を担い、地域の医療機関や介護事業者と連携・協力し、総合的に高齢者の在宅療養を支援することとされています。とても大切なことであります。それとともに、さきに述べました地域医療をどう行っていくのかは大変重要であります。病院だけではできません。区、介護事業者、そして区民が一緒になって取り組むことが必要となります。

そこで、千代田区として、地域医療についてどう考え、かがやきプラザを拠点として、どう地域医療を推進していくのか、お伺いいたします。

2つ目として、健康を規定する要因からの予防型仕組み構築についてであります。

「生活習慣や行動様式」の視点からの予防ということでは、ヘルスプロモーションとして示されたことですが、高齢者の方が好きなもの、興味がありそうな活動を、和光市のように身近な地域で行えるよう網の目のように、そういう場を設けることが必要ではないでしょうか。「出歩きたくなるまち千代田」であります。例えば、趣味やサークル、そして生涯学習。誰でも参加

できる文化芸術活動やスポーツ活動。社会福祉協議会が行っているはあとサロンやふれあいなどのボランティア活動。町会などが主体的に行っている地域活動。区の行っているシルバートレーニングなど、さまざまな取り組みがあります。

今後、身近な地域で高齢者の誰もが参加できるよう考えていく必要があります。周知についても同様、工夫が必要であります。実施主体もさまざまであり、区民の方への統一された周知が難しくなっています。

そこで提案があります。

私は、これらの取り組みをわかりやすく、地域ごとマップつきの冊子にしてはどうかと思います。通称「お出かけガイド」の作成です。「こういう講座があるなら私も参加してみたい」、「こういうことなら私もお手伝いができるかも」など、地域でもっと多くの高齢者の方が主体的に参加できるようになると思います。外出して、参加して、楽しく生きること、生きがいにつながることで、友達と豊かに過ごせることがヘルスプロモーションの目指すところでもあります。

そこで、「生活習慣や行動様式」を視点とした予防について、どのように考え、どのように推進されるのか、お伺いいたします。特に、生涯学習については、九段生涯学習館を拠点としておりますが、健康づくりや予防という視点から、今後、生涯学習をどう推進するのかもあわせてお答えください。また、提案させていただきました周知のための地域ごとの冊子作成について、ご見をお伺いいたします。

次に、「環境要因」の視点からの予防についてであります。

「環境要因」による整備とは、水も、空気も、住まいも、道路も、まちづくりなど、生活環境を視野に入れて、予防のために整備することとされています。

和光市が、サービス付き高齢者住宅や、歩いて行ける範囲に小規模な施設をたくさんつくったのもその取り組みと言えます。千代田区としても、この点、一定の整備を進めてきたと思います。改めて、介護予防という視点から、今後の環境整備について優先順位をつけて計画的に進めていく必要があると考えます。

そこで、介護予防のための環境整備についてはどのように考え、具体的には何をどのように整備していく予定なのか、お伺いいたします。

次に、かがやきプラザに入ります社会福祉協議会とシルバー人材センターについてであります。

健康長寿に欠かせないのが、高齢者の主体的な活動と就労であることは、既に述べました。社会福祉協議会は地域に入り、区民の方々と一緒になって地域行事を中心にさまざまな活動をさせています。また、区と区民の間に位置し、中間支援組織として地域ボランティア活動や地域のサークル活動など、さまざまな活動を支えています。生涯学習同様、高齢者の方が趣味やサークル、そしてボランティア活動に参加することは、生きがいにもつながっており、とても大事なことです。

また、シルバー人材センターは、「高齢者の方が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織」であります。すばらしいパンフレットもあります。「まちをつくる まちがいきる 地域社会の担い手 シルバー人材センター事業」「あなたの地域デビューを応援します 就業支援講習」と、事業や講習会の内容が掲載されています。かがやきプラザにこの2つの組織が入ったことは、区民の健康長寿を支えるということからも大変意義のあることだと思います。地域における活動を支える社会福祉協議会と高齢者の就労を支えるシルバー人材センターが区と連携し、力を合わせて予防への取り組みを展開されることを期待しております。

そこで、社会福祉協議会、そしてシルバー人材センターの介護予防という視点から今後どのように活動を展開していくのか。また、高齢者には生活圏域という身近な地域でという考え方が大事であります。例えば麴町、神田という地域で、それぞれどう活動を展開していくのかもあわせてお答えください。

以上、「健康長寿のまち千代田を目指して！」と題し、質問をさせていただきました。

区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、公明党議員団の代表質問を終わります。

ありがとうございました。

#### 〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、健康施策推進の基本的な考え方について、私からお答えを申し上げます。

単に、長生きするだけではなく、健康で暮らせる期間を延ばす健康長寿が重要であるということは議員ご指摘のとおりでありまして、私も全く同感であります。

区は、生涯にわたり、健康な生活を営むことができるまちを理念として、「健康千代田21」計画を策定し、健康的な生活習慣を身につけることと健康づくりを進めるための環境づくりを柱として、さまざまな施策を進めてきております。来年度、健康千代田21の改定に当たりましては、お話のありました点も十分踏まえ、健康長寿をより明確に打ち出し、そして、健康長寿の延伸と、若くて亡くなる方の減少というファイナルゴールとして、生活習慣の改善とともに、介護予防についても指標を設定して取り組んでいきたいと思っておりますので、来年度の健康千代田21の中で、かなりこのことを明確にしていきたいと思っております。

健康長寿を達成するためには、区民が自ら健康的な行動を実践することが必要であり、そのためにも、さまざまなご指摘がありましたように、社会活動に参加をし、生きがいを持って生活することも肝要だろうと思っております。

先般開設いたしました高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」は、介護と医療が必要な高齢者だけではなく、多くの高齢者にとって、親しみ、利用していただける施設となるよう整備したと思っております。その中に、千代田区の社会福祉協議会、千代田区シルバー人材センターも同じ建物の中に入ることは、元気な高齢者の生きがいづくりの活動の場ともなります。今後、

かがやきプラザを、医療と介護の拠点とともに、お話しのように高齢者の健康づくりの拠点として、地域で生き生きと暮らせる高齢者を増やし、健康長寿の千代田区というのを目指してまいりたいと思います。

その他については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〈保健福祉部長答弁〉

大串議員の健康長寿のまち千代田を目指す取り組みに関するご質問にお答えいたします。

まず、地域医療の考え方についてですが、治療にとどまることなく、予防や健康増進を含めて広く捉えることが重要であるという点は、議員ご指摘のとおりであると考えております。千代田区では区内及び隣接区に大学病院等の高度医療を担う大病院が集まっており、高度専門的な治療・医療を受けるのに恵まれた環境にあります。広い意味での地域医療という観点からは、今後一層の取り組みが必要であると考えております。

かがやきプラザでは、九段坂病院が総合診療部門を設け、相談センターやかかりつけ医と連携して、高齢者の在宅療養を支援してまいります。そして、それに加えて、九段坂病院の医師が高齢者活動センターの嘱託医を務めることなどにより、介護予防や健康増進の面でも区民と一緒に地域医療を推進していくことを目指しております。また、健康の維持・増進の活動については、高齢者活動センターを中心にを行い、在宅療養の支援は相談センターが行うなど、かがやきプラザの各機能が役割分担をしながら連動することにより、高齢者の健康寿命を目指してまいります。

次に、生活習慣や行動様式を視点とした予防についてですが、生涯学習やスポーツ、ボランティア活動など、身近な地域のできる活動への参加が介護予防にも有効であることはご指摘のとおりであります。今回の介護保険制度改正におきましても、介護予防は単に心身機能の向上だけでなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加により生きがいづくりや自己実現の取り組みを進めることとされております。

さまざまな実施主体における各種事業について、参加する区民がそれぞれの生きがいや楽しみの中で自然と介護予防につながっていくよう、個々の状況に応じた事業や活動の案内をすることにより、参加の拡大に努めていきたいと考えております。

ご提案の身近な地域の取り組みに関する地域ごとの冊子の作成ですが、現在、区の介護予防事業やボランティア活動などについては、「ちよだ生涯学習ガイドブック」として、広く取りまとめております。

本区においては、日常生活圏域が2つと規模が小さく、交通の便が大変よいこと、また、特色ある地域活動を行っている主体は必ずしも2つの圏域にあるとは限らないことから、地域ごとではなく、全区を見渡せる冊子として作成していくことにより、ご自身の興味や関心、会場への行きやすさなどを考慮して、活動の選択ができるものと考えております。

次に、環境要因の視点からの予防ですが、介護予防における環境要因としては、予防活動へのアクセスが最も重要であると考えております。

区ではこれまでも、区民が身近な地域で歩いて参加できるよう、出張所や区内高齢者施設など、さまざまな場所で介護予防事業を実施してまいりました。今後も区民の皆様が身近な地域での事業の実施と合わせ、周知や参加の呼びかけ、楽しんで参加できる仕掛けなどを工夫するとともに、事業終了後も地域で活動が継続できるよう、交流や仲間づくりの視点を重視してまいります。また、かがやきプラザにおいては、介護予防事業や地域活動を支える人材の育成も行い、「支えられる側」ではなく「支える側」としての高齢者の生きがいづくりにも努めてまいります。

最後に、かがやきプラザに入居した社会福祉協議会とシルバー人材センターについてですが、物理的にも協働しやすい環境が整ったことは、大変意義のあることだと考えております。これまでも社会福祉協議会と高齢者の見守り関連事業やサロン事業、地域福祉活動など、さまざまな場面で協力し、各地域で事業展開してまいりました。今後はシルバー人材センターとも有機的に連携を図り、高齢者が豊富な知識や経験、技術を生かし、さまざまな活動の場で自己実現を図り、生きがいのある生活が送れるよう、介護予防の視点を含めまして、高齢者の社会参加や社会貢献活動をさらに奨励し、年齢にかかわらず活躍し続けられる機会を身近な地域の中で確保してまいります。

〈再質問〉

5番大串ひろやす、自席より再質問させていただきます。

千代田区としては、大病院、非常にたくさんあります。ベッド数も多い。だから、とかくそういうことからすると、そういうことに頼ってしまって、今、質問で述べたような予防とか健康増進ということになかなか区民の方、高齢者の方がこう、意識して取り組むというのは難しいかなと。よほど区と、それからかがやきプラザ、九段坂病院で一緒になって、千代田区の目指す地域医療というのはこういうことなんですよということをアピールしないと、何か一つ真ん中に大きな建物ができて、私たちはそこで面倒を見てもらえるのかと。まあ、もちろんそういうサポートの、あれはセンターですけど、中心は、やっぱり歩いていける、高齢者の方が歩いていける範囲でそういった活動がより身近に僕にはできることが、健康増進であり、予防であると。だから、その点については、しっかり区としても地域医療の考え方を述べる、そしてまた、予防についての取り組みのあり方についても、しっかりアピールして、そして医療従事者と、区と、そして介護事業者、そして区民が一緒になって、健康長寿のまちを築いていけるように、ぜひしてもらいたいと。ですので、今後そういったアピールの仕方ですか、それについて、もう一回ご答弁いただければと思います。

〈保険福祉部長答弁〉

大串議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまご指摘をいただきました、区としてのきちんとした考え方を区民の方にお知らせし、また、区自身、またかがやきプラザ、九段坂病院を含めたさまざまな医療・介護の事業者とも連携を強めて、取り組んでまいりたいと思っております。

特に、千代田区で高齢者施設を整備する考え方の1つに、できるだけ地域バランスを考えながら整備していくということは、まさにこうした介護予防ですとか健康づくり、そういったことにもそういった施設は活用できると思いますので、今後もそうした観点からの施設整備を含めまして、身近な地域、できるだけ歩いていけるような範囲で日常的な活動が健康長寿に結びつくような、そうした取り組みを今後ともしっかりと進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

## 疾病予防と健康増進の取り組みについて

### ▼平成17年第4回定例会

平成17年第4回定例会にあたり公明党区議団の一員として一般質問を行います。

私は、「疾病予防・健康増進」という視点からの「予防」という課題に対し提案も含めて3点の質問を行います。

現在、国において様々な制度改革が検討されています。「持続可能な制度へ」と言いつつも改革に取り組む理由としては財政的な面が強調されすぎているのではないかと心配しています。そのことを理由に、先に利用者の負担ありきで検討されては国民の理解はとて得られません。例えば、年金も含めた社会保障制度全般の見直しも今なされていますが、単に国家財政悪化を理由に進めるのであれば、これは国民のセーフティネットとしての社会保障制度の断続的な縮小をももたらしかねません。国の役割、自治体の役割は当然あるわけですが、何のための改革なのか、今一度確認し国は改革をしっかりと行ってもらわなくてはなりません。多くの国民の期待に応えるべく改革を望むものです。

そのことを前提として、以下自治体としての「予防」について、質問を行います。

昨今、「予防の重視」という言葉をよく聞いたり目にしたりします。来年予定される医療制度改革の中心となる概念がこの「予防の重視」であります。また今年行われた介護保険制度改革も「予防の重視」でありました。この「予防の重視」という考え方もあくまで国民の健康維持と増進という視点からのものであり、結果として財政的効果がついてくるということでもあります。

「予防」というこの課題は地域に身近な自治体としての役割は極めて重要であり、年々その果たすべき責務は増しているのだらうと思います。それは予防も健康づくりも、医療・保健・福祉そして介護さらには教育まで含めた連携、つまり自治体総体としての取り組みなくしてその推進は不可能だからであります。また一朝一夕には決してできないものこの予防や健康づくり(増進)

であります。成果や効果が表れるのに5年、10年かかるかもしれません。また何よりも区民一人ひとりの自主的な行動が基本となります。まずそのためには一人ひとりに、「自分の健康は自分で責任を持つ」という「健康意識」を持ってもらう意識改革から始めねばなりません。正確でわかりやすい情報の提供と行動へのきっかけづくりが何より重要です。例えば現在区として行っている、

保健所主催の各種健康講座

医療機関と連携しての健診と保健指導

地域の健康推進委員さん主催の講座や催し

健康手帳の活用

小中学校で行っている食育を含む健康教育

その他スポーツなど、健康を視点とした各種施策などがあります

今後、幅広い各事業に予防と健康づくりという視点が必要になってくることはいうまでもありません。そこで、予防に限ったことではありませんがこの保健福祉全般にわたる連携のあり方もしくは将来像ということが大変大事になってきます。この点、区として平成15年3月に策定した「保健福祉総合計画」いわゆる「いきいき百科」があります。これは、今まで個別に作られていた各種計画を一冊にまとめたものです。何よりも利用者によりわかりやすく、また利用してもらうために写真とQ&Aを多用したカタログ形式によるものとなっています。その冒頭に、石川区長と司会で有名なみのんた氏との対談が掲載されます。その対談は、石川区長の「保健福祉全サービスを生活必需品とする宣言」から始まりますが、みのんた氏はそれをわかりやすく解説します。「福祉って漢字で書くと二文字ですけど、人間が生きていく上で、水や空気や太陽などそういう基本的に大事なもののの中に、福祉も入らなきゃならないものだと、そういうことですね」と。区長は続けて「戦後、困っている人を助けるのが福祉でしたが、今は誰もが福祉を必要とする時がある。だから福祉サービスというのは特定の人だけが受けるサービスではないんですね。それから『生活必需品』というからには自分で選ぶものでなくてはなりません。しかも自分の生活圏内の近いところで」と述べます。つまり、保健・医療・福祉・介護も全てのサービスを水や空気や太陽のように、誰もがごく普通のこととしてあたりまえのように利用できること、そしてそのサービスは選ぶこともできてしかも身近な生活圏内において実現できる。このことを「生活必需品」と表現しながら連携のあり方もしくは将来像として区民に示されたと、私は理解しています。

区として「疾病予防・健康増進」に取り組むためには各部の連携とともに首長の強いリーダーシップが必要です。そこで、改めて区長に区として疾病予防・健康増進に取り組む際の基本的な考え方をお伺いします。

次に、予防の具体策としては最も基本的な施策となります「健診と保健指導」についてであります。

健診ということでは、最初に生活習慣病について基本的なことを確認しておきたいと思っております。

日本人の三大死因は癌（悪性新生物・3割）、心臓病（心疾患）、脳卒中（脳血管疾患→この二つで3割）であります。いわゆる生活習慣病ですがこの三疾病で約6割を占めます。医療費でいうと約4割を占めているのが実態です。内訳としては癌が1割、糖尿病、脳卒中、心臓病等の循環器系疾患が3割となっています。また65歳～74歳までの前期高齢者が介護を要する状況となった理由の約半数も脳卒中であり、介護予防の観点からも脳卒中の発症予防は極めて重要な課題となっています。心臓病と脳卒中を合わせた循環器系疾患（いわゆる、心筋梗塞・狭心症・脳梗塞・閉塞性動脈硬化症）を引き起こす原因が「動脈硬化」であります。この「動脈硬化」の危険因子といえばコレステロールが有名ですが、最近の研究では、肥満がさまざまな生活習慣病を引き起こし、より「動脈硬化」になりやすいことがわかってきました。ここで言う肥満とは特に内臓のまわりに付着した脂肪を言います。下腹部や腰の周り、太もも、おしりのまわりの皮下に付く皮下脂肪と分けています。この内臓脂肪蓄積によりさまざまな病気が引き起こされた状態をカタカナで恐縮ではありますが、「メタボリックシンドローム」と呼び、今大変注目されているものです。内臓脂肪が増えすぎた肥満は要注意なのです。ただ外見ではわかりづらいのですが、調べる方法としてウエスト径（へその上で計るウエスト）があります。日本人の基準として、男性で85cm以上、女性で90cm以上であれば疑いがあるそうです。メタボリックシンドロームは生活習慣が密接に関係しています。よって生活習慣をちょっと改善するだけで、実は内臓脂肪を減らし、メタボリックシンドロームを防ぐことができるのです。多くの人が正しい知識を有し、実際に行動することによりこの生活習慣病の発症予防につながります。よって、健診と保健指導が非常に大切となるわけです。私事ではありますが、私も健診の際いつも高脂血症と指摘されますが、一昨年とは異なり今年はずで「死の四重奏」いわゆる血圧・肥満・血糖・血中脂質のいずれも異常でありもう保健指導の領域から治療が必要な段階ですと厳しい注意を受けた次第です。お蔭様で現在はその危機的状況を取りあえず回避しているということです。

早期発見・早期治療のための健診、いわゆる二次予防としての健診から予防のための健診、つまりは一次予防としての健診が今求められているのではないのでしょうか。この生活習慣病の健診と保健指導については、厚生労働省の「生活習慣病・保健指導のあり方に関する検討会」よりこの「中間のまとめ」が発表されました。タイトルは「今後の生活習慣改善支援サービスについて」となっていて、副題に先ほどの「メタボリックシンドロームの概念を導入した生活習慣病健診・保健指導への転換」となっています。内容は、医療を「治療中心」から「予防の重視」へと転換する上で重要となる健診・保健指導のあり方について新たな発想とその手法を示したものになっています。健診によって保健指導を必要とする者（特に予備群）をスクリーニングし、確実な行動変容を促す保健指導につなげるためにも、健診および保健指導を一連のサービスとして体系化することが必要である」としています。そして（仮）生活習慣病改善支援サービスの創設と国民にわかりやすく受け入れられやすい考え方や取り組みとして「メタボリックシンドローム」の導入を提案します。国民のコンセンサス（合意）を形成し、対策を推進するためには病態や危険度、

生活習慣を改善する目的等の情報を、専門知識がなくてもわかるように提供していくことが必要なためです。

この「まとめ」の中では現状での課題も示されています。いくつかあげると、健診の受診状況を体系的に把握し、必要性の高い人に受診を勧奨する仕組みがないこと。健診・保健指導が各種制度によって各種事業主体別の事業となっており、必ずしも目的や実施方法等の整合性、連携が十分でないこと。健診の実施に重点が置かれ、健診結果に基づいた適切な保健指導が十分でない。健診と保健指導を実施した人に関する効果の把握がされてなく評価の仕組みがない。などです。

また健診と保健指導を一連のサービスとして体系化するための今後のあり方としては以下の点をあげています。メタボリックシンドロームの概念を導入し、健診・保健指導の対象、目的を明確にすること。サービスを必要とする人を効果的に抽出し、これらの人に確実にサービスを提供する。本来必要な人が受けてなかったりするのを防ぐこと。保健指導のための人材の確保（マンパワーの充実）などです。

現状での課題と今後のあり方が記述されていて大変貴重な「中間のまとめ」であると思います。以上の点を踏まえて、区としてどのように健診と保健指導に取り組みたいとしているのか、お伺いします。

次に具体策としては欠かせない予防接種であります。

特にこれも最近注目されているわけですが、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成についてであります。

インフルエンザにかかりやすい時期がこの11月から3月くらいまでであります。医療技術の進歩で比較的軽い症状で治ることが多いものの、風邪と違って怖い感染症でありこじらせると命取りになりかねません。特に免疫力の弱った高齢者は肺炎や気管支炎の合併症で重症化する例も大変多くなっているとのこと。このインフルエンザに対する最も有効な予防はなんといっても予防接種を受けることが一番であります。そこで平成13年の予防接種法の改正では高齢者に対するインフルエンザワクチンの予防接種が定期接種に加えられました。公費補助もスタートしたわけですが、都の制度として65歳以上の高齢者は現在一律2200円公費助成を受けることができるようになりました。おかげで接種率は年々高くなってきており平成16年度で概ね50%くらいと聞いています。

さて、現在肺炎の方ですが高齢者の死亡の原因の第4位であり、（目黒区の資料によれば）そのうち55%は肺炎球菌によるものとされます。肺炎球菌ワクチンの効果を示すデータではありますが、Nichol（ニコール）らとButler（バター）らの報告がよく使われます。Nicholらの報告とは「イ

ンフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンの両方を接種すると発症しての入院率を63%低下、死亡率にいたっては81%低下させ、インフルエンザ単独に比べて10%以上の上乗せ効果がある」というものです。またButlerらの報告とは「基礎疾患を有するハイリスク患者を対象に肺炎球菌感染症の予防効果を検証したのですが、糖尿病患者で84%、心血管疾患で73%、うっ血性心不全患者で69%、CODP（慢性閉塞性肺炎疾患）および喘息患者で65%の予防効果をあげた」というものです。

ワクチンの有効な対象とされているのは、先ほどのバトラーの報告にありましたように、一般的に免疫力が落ちていとされる高齢者そして呼吸器・循環器疾患、糖尿病、腎疾患などの基礎疾患を有するハイリスクグループとされる人たちであります。現在、日本で肺炎球菌ワクチンの保険適用は残念ながら「脾臓摘出患者における肺炎球菌感染症予防」のみとなっています。なお、肺炎球菌ワクチンはインフルエンザワクチンと異なり一度接種すると5年間有効とされ、現在日本では生涯で一回の接種でよいとされています。

日本でこの肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を行ったのは、平成13年の北海道瀬棚町が最初であります。また一番直近では目黒区がこの11月から始めました。公費助成を実施した自治体としては全国で22番目となりました。今回、この瀬棚町と目黒区を例として紹介し、公費助成の必要性を述べたいと思います。

さて、瀬棚町（せたなちょう）の例ですが町の医療センターの所長は村上智彦医師です。特に予防に力を入れたその取り組みと成果は全国に広く知られるようになりました。今年8月26日の日経新聞にもその様子が紹介されました。「ワクチンが変える医療」と題された記事の内容は以下の通りです。「高齢者がインフルエンザなどにかかると、肺炎を併発して重症化するケースが多い。肺炎を防ぐ肺炎球菌ワクチンは米国では6割の高齢者が接種する一般的なワクチンである。『実際に肺炎になれば高齢者一人あたり25万円の医療費もかかる。町が一人2000円のワクチン費用を負担しても百人に一人の肺炎患者を防げれば十分採算が合う』と村上所長は町役場や住民に働きかけて平成13年に日本で初めて肺炎球菌ワクチンの公費助成に踏み切った。その効果は劇的であった。翌年平成14年の老人医療費は726000円で前年比27%の減。平成3年のピーク時のほぼ半分である。全国トップであった老人医療費は818位にまで下がった」と。そしてさらに「現在では高齢者の約6割が肺炎球菌ワクチン接種を受けるようになった。これは米国のそれを抜いており、村上所長によれば『全体的に高齢者の肺炎をはじめとした感染症発症率が低下し高齢者全体の健康状態は改善されている』」と、記事では紹介しています。ちなみに村上医師は保健・医療・福祉に関し、「普通のことをあたりまえにやる」ということを何よりも大切にしているそうです。

次に目黒区ですが、先月11月1日から実施したというので私もさっそく11月8日に訪問し、担当課係長からお話を聞くことができました。実施に至った経緯、理由としては、地元医師会から要望があったこと。

目黒区の方針でもある、高齢者の健康寿命延伸に合致すること。

インフルエンザ予防接種の接種率が年々高くなり高齢者人口の50%に達し、区民の健康意識が高まってきたこと。

先ほども触れましたが、肺炎が高齢者の死亡原因の第4位を占めており、そのうち55%がこの肺炎球菌によるものであること。そしてこのワクチンはその原因菌である肺炎球菌の80%に対して予防効果があること。

以上の点をあげておられました。申し込みの受付は10月17日から始まりましたが、当初の1000人の枠は11月16日には早々と一杯となってしまったとのことでした。担当課も予想以上に区民の健康意識の高いことに正直驚いていました。

以上、瀬棚町（せたなちょう）と目黒区の例を紹介させていただきました。

千代田区の65歳以上の高齢者の人口は直近で約8800人であり、インフルエンザワクチンの接種率は同じように年々高くなっており平成16年度で47.5%であります。千代田区としてもこの高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの公費助成を行ってはどうかと提案します。ご所見をお伺いします。

以上、千代田区型予防モデルの実現を望みながら、疾病予防と健康増進について3点の質問をさせていただきました。区長並びに関係理事者の積極的な答弁を期待し私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

何か私のことを示唆しているように言われまして、大変耳が痛かったわけですが、健康であるということは、私たちが生活、仕事、学業を営む上で大変重要な要素であるというふうに考えております。この健康に関する問題は、もう古今東西、大変いろんな学者を含めて言われているわけですが、例えば歯を磨くという、そういうことについては、ギリシャ神話に出ておまして、まさに人類の文化、文明が発祥した時代から、歯を磨く、つまり健康という、そういうことを言われているわけでございます。あるいは江戸時代に著名な医学者であります貝原益軒が「養生訓」の中でもいろんなことを言っておりますが、例えば養生は若いときから。節度ある飲食こそ基本である。腹八分目。体を動かすこと。養生は身を動かすこと。日々の生活を楽しむ。心の楽しみを知れ。たばこのことも言っておりますが、等々、私は貝原益軒のおっしゃっている、養生は若いときから。正に私は今日でもこのことはつながるだろうと思いますし、大串議員がおっしゃっている予防というの、そういう観点で考えるべきだろうと思います。

本格的な高齢社会の到来とともに、生涯を通じて生きがいを持ち、幸せな人生を送るためには、健康であることがまず前提であります。そうした意味で、誰でもがどこでもいつでも医療や各種保健・福祉サービス等が十分受けられる制度、仕組みが必要でありまして、そうした意味で私は



これまで医療を含めた保健・福祉サービスを「生活必需品」という言い方で申し上げてきたわけでございます。

私もだんだん高齢者という状況になってまいりますと、本当に健康というものの大切さというものをつくづく感じるわけですが、何といたしまして、年々日常が非常に大切だなというのを非常に感じているところであります。今「生き生き百科」のご紹介がありましたけれども、その中で聖路加病院の日野原先生が「輝きのある人生——第三の人生を創造的に生きる」という形で書いておりますが、人生を3つに分けておりまして、19歳以下を第一、それから64までを第二、65以上を第三という、そういう分け方をしておりますが、最近では10歳ぐらい、実は引き上がって、第三が75歳以上じゃないかというふうに言っておりますが、その中でも非常に超高齢化という社会の中で、第三の人生は自分が開拓するべきであり、そのためには頭を使い、芸術を楽しむ刺激が必要だというようなことを申しております。このためには、正に若いときから健康、生活習慣病を含めて、自分でこのことを心がけるということが必要なんだろうと思います。貝原益軒は正に若いときから養生は必要ですよということを申しております。

もちろんこうした健康づくりの主役は、やはりそれぞれ一人ひとり区民の方々ではありますが、そうしたことの機会ときっかけという意味で、私の方はご案内のとおり、かなり健康診断等につきましては、今や20歳以上というところにまで引き下げております。これも21健康ちよだという、そういうプランのもとには実は行っておりまして、これからもそうした意味で健康という問題を、予防も含めてしっかりと区政として努めさせていただきたいと思っております。

ところで、ワクチンの話が出ましたが、私は公費助成の対象ではございませんが、先日行ってまいりました。まだ64ですから。インフルエンザでございますが、そのときわかったことは、あのワクチンについては2人分が1つのびんに入っております。したがって、1日ぐらいでは実は2人分を使わないと破棄をするということになっております。ぜひ各議員におかれましては、ワクチンについてお二人で一緒に近場の医療機関に行っていただくことが、結果的には医療費の抑制にもなるということでございますので、ぜひそうした意味でご協力をいただきたいというふうに思っているところでございます。

詳細につきましては、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

#### 〈保健所長答弁〉

大串議員の健診と保健指導の取り組みについてお答えいたします。

予防が可能な糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病の予備軍をより早期に発見し、適切な保健指導を行い、それらの危険因子を減らすことは、健康を維持、向上していく意味で大変重要な課題と認識しております。保健所では、生活習慣病予防対策を進めるに当たり、現在地域の医療機関等と役割分担を行い、連携、協力を密に、様々な事業を展開しているところであります。今後さらに医療機関が実施している誕生月健康診査と、保健所が実施している保健指導が、一連のサ

ービスとして利用できるよう、一次予防を重視した生活習慣病予防支援サービスを充実してまいります。こうした仕組みを構築する中で、保健所としては、40歳以上の区民を対象に個別指導と集団指導を組み合わせ、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職からの生活習慣病予防における個別指導、骨密度測定、血管年齢測定並びに体力測定を行うことにより、生活、運動、栄養など、多角的に指導体制を強化し、生活習慣の正しい知識の普及並びに生活習慣病予防の動機づけを図り、健康診査と保健指導の連続性を保った総合的な健康づくり支援策を進めてまいります。

さらに、それらの取り組みを通じて、区民の健康意識や行動変容を把握しました、先ほど議員から解説がございました新たな生活習慣病予備軍であるメタボリックシンドロームの概念を取り入れ、事業の効果検証を行ってまいります。

次に、大串議員の肺炎球菌ワクチンについてお答えいたします。

議員ご質問のとおり、肺炎は悪性新生物——いわゆるがんですが——心疾患、脳血管疾患に次ぐ死因の第4位に位置する重要な疾患です。その肺炎で亡くなる方の約半分が、肺炎球菌が原因と言われております。肺炎球菌ワクチンは、それらの肺炎を減少させる効果が確認されております。保健所では、地域医療機関の協力のもと、ポリオ、麻疹、風疹など、様々な予防接種を実施しているところであります。

さて、肺炎球菌ワクチンを高齢者インフルエンザワクチンと同様に、接種費用を助成して、接種を勧奨することについてですが、千代田区内では既に76の医療機関が肺炎球菌ワクチン接種を実施しているところでございます。今後区といたしましては、高齢者に肺炎球菌ワクチン接種を積極的に勧奨するとともに、接種にかかる費用への助成については、予防という観点から課題として受け止めさせていただきたいと思っております。

#### 健康づくりについて

##### ▼平成15年第1回定例会

平成15年第1回定例会にあたり、公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

私は、21世紀におけるキーワードとなるであろう「健康づくり」について4点質問をさせていただきます。

昨年の7月に私は誕生月健診を受けましたが、そこでの診察結果は高脂血症と判定されました。まあ、予想されていたことでもあり特別驚きもありませんでした。保健師の方と後日面談がありますとのことでしたが、これも「あー、また食生活と運動不足のことを言われるのだろう。」くらいの認識でしかありませんでした。保健師さんとの面談は既に2回行い、残された1回は今月行う予定になっています。面談して言われたことは、確かに食生活と運動不足のことに違いはありませんでしたが、初回では、いっしょに6ヶ月先の目標を定めたこと。そして2回目はその目標

に向かって改善されていると、いっしょに喜んでくれたことでした。そのことに何か意外な感じと安心感を覚えました。もっと事務的なものと私は勝手に思っていただけにけいそう感じました。なにか健康づくりというか、生活習慣の改善も楽しくなり、今ではこちらから「3回目はいつですか。」と、その担当の保健師さんへ連絡をとったような次第です。この事業は、生活習慣改善指導推進事業と長い名前がついていますが都の施策として半年に3回まで保健師との面談が受けることが可能となっています。後はまた半年後の誕生月健診につながりそこで改善されていない場合、再度この事業を受けることができるようになっています。

区に行っている40歳以上を対象とした誕生月健診は13年度実績で6941名の方が受診されました。結果は、異常無しと判定された人の割合は21,8%に過ぎませんでした。加療中の人が30%いますので残りの約50%の人が要指導、要医療と判定されています。

さて、この生活習慣病はどのような病気をいうのでしょうか。詳しく調べてみると「生活習慣病は、これまで年を取る『加齢』という要素に着目して用いられてきた『成人病』を生活習慣という要素に着目して捉え直し定義された概念であるということ。『食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患郡』とあります。具体的な基礎疾患あるいは危険因子として肥満、高血圧、高血糖、高脂血症などが指摘されています。これらはいずれも自覚症状がないため放っておきがちになります。そうすると生活習慣病である癌、脳卒中、心疾患、糖尿病等を突然発症することとなります。その意味から、この生活習慣病の一部には別名サイレントキラー（沈黙の殺人者）と言われているものもあるそうです。

今では日本人の死亡原因の1位から3位を占めるのも癌、心臓病、脳卒中であり最近増加が著しいといわれる病気が糖尿病となっています。これらの病気はなんと死亡原因の6割を占め、寝たきりになる原因の約4割を占めているといわれています。非常に怖い病気だということも理解できましたが、これらの生活習慣病は、100%ではありませんが、おおかた生活習慣を改善すれば病気になるということも確認されています。少子高齢化社会を迎え、これら生活習慣病にどう立ち向かっていくのか。ここに、生活習慣の改善を柱にした健康づくりの大切さがあるのではないのでしょうか。

日本の医療制度は、国民皆保険制度も含めて世界の中でトップクラスにあります。また、介護についてもその体制は整いつつあります。しかし1次予防である病気になるための健康づくりという点はどうだったのでしょうか。平成12年3月に「健康日本21」ができてそれを法制化した健康増進法は昨年の8月にやっと交付されたばかりで、その施行は今年の5月であります。つまり今後、各地域の特性に応じた「健康づくり」が本格的に始まるということです。政令指定都市以下の市町村は3241ありますが、策定済みのところは、後でまた述べますが熊本市や愛知県豊田市、また鳥根県松江市などを始めわずか312でしかなく、14年度中に策定しているところは千代田区も含めて823となっています。まさに「健康づくり」はこれからスタートするというのが日本の実情ではなっています。

平成12年に国から発表された「健康日本21」は、まさに広く国民に向けて21世紀における国民健康づくり運動への参加を呼びかけたものといえるでしょう。健康日本21の基本方針には「わが国の健康づくり対策の中で従来、2次予防と比べてその取組みが不十分であるとされていた1次予防を重視し、目標となる具体的な指標を定め、行政にとどまらない幅広い関係者の参加、協力のもとに、一人ひとりの健康づくりを支援していこうとする21世紀における新しい国民運動です。」と。さらに、「健康は守るものという従来の発想を転換し、『健康はつくるもの』という視点にたつて積極的な1次予防を推進する、それが健康日本21のねらいです。」と謳われています。

また、新たな意味での健康づくりとは「自分の健康は自分でつくる」ことが基本ですが、個人の取組みだけでは限界があります。目標を達成するには個人を取り巻く家族、地域、学校、職場などが一体となって実践することが大事です。国民の健康寿命（自立して活動できる期間）と生活の質の向上を図ることが目標とされています。

また、世界ではどうかといいますと、こちらは1986年のWHO（世界保健機構）の総会がカナダのオタワで開催されましたが、ヘルスプロモーション（単純に約す健康促進）という新しい概念がオタワ憲章として示されました。それは「個人の生活習慣の改善ができたかどうかとその結果としての健康状態の良否についての責任を本人のみのせいにするのではなく、個人を取り巻く環境を改善することを通して健康水準を向上させていくという考え方をいいます。」そしてそのヘルスプロモーション活動の特徴は、住民や事業者の主体性を重視していること、また「健康を視点にした公共政策作り」そして「健康を支援する環境づくり」等を柱にしていることです。このヘルスプロモーションの推進が今、世界で実行されています。

区長は、招集挨拶の中で「少子高齢化が進み、家庭や地域社会のあり方が急激に変化している」とし、「その中で、住み慣れた地域で個人が尊厳を持ってその人らしく自立した生活がいつでもおくれるように自助、共助、公助のバランスとれた地域社会の実現が求められています。」と。さらに「そのためには社会を構成する全ての人が互いに助け合う共助とともに誰でも、いつでも、必要とする福祉サービスを利用できるようにして、個人の自立、自助を支えていく」ことの重要性を話されました。

少子高齢化社会を迎えての家庭や地域社会の急激な変化に対し個人の自立、自助を支えていくためには私は、一次予防を中心とした「健康づくり」が今まさに必要であると思いがいかででしょうか。

そこで区長に健康づくりについての基本的な考え方と区としてどう健康づくりに取り組んでいくのかについてお伺いします。

さて、健康日本21の推進にあたって、つまり国民的健康づくり運動を展開するためにはそれぞれの地域の特性に応じた地域計画を定める必要があるとしています。そしてそれは行政側が住民に一方的に示すやり方ではなく住民参加型で決めていくことが重要であるとされています。なぜなら実践する主体者はまさしく住民であるからです。健康日本21では、住民参加での計画の策定

を強調し、その方法まで示しています。しかも計画だけではなく実行、評価というサイクルの全ての段階での参加の重要性を訴えています。

健康づくりの計画策定ということでは、先に三つの市をあげましたが、いずれの市も全国でも先進的な取組みをされています。その中の熊本市には昨年の保健福祉文教委員会が視察に行きました。山田委員長が視察から戻るなり私に「健康くまもと 21 基本計画」を広げ「これはすごいよ」と熱く語ってくれたのを昨日のようによく覚えています。健康づくりについて質問するに際し、委員長より紹介していただき、改めて熊本市の担当者へ電話にてお話をお伺いいたしました。その方は、住民参加での計画策定にあたり職員の中には「今でも忙しいのにできるかどうか不安。」と言う人もいましたが、とにかくやってみよう。それでできなければその時初めて委託しよう、と。それから市民の一生を幼児期から高齢期まで 7 つのライフステージに分けて資料の分析、2 万人へのアンケート調査、約 5000 人へのインタビュー等を通じ、まずその健康課題を明らかにしました。さらに 42 名からなる市民代表の方と延べ 20 回にわたる話し合いを行い、具体的な改善方法を定めていったそうです。なるほど、健康日本 21 にはこの計画は基本計画に相当する上位の計画たりうる、と書かれていましたが担当者の熱い言葉を聞いている内にまさにその通りだなと思いました。

健康づくりに関する計画は、少子高齢化社会を迎えての必要性もありましたが、住民参加での策定ということではみんなの共通の課題でもあり最高のテーマだと思います。世代を超えてみんなが参加できる。また主体別でも住民も、企業も、行政も、NPO やボランティア、さらには学校や大学まで参加できる格好のテーマです。そして分野に関しては、福祉部や保健所の他、教育やスポーツさらにまちづくりにいたるまで健康という視点は様々な分野に及びます。多くの方々の参加をいただいて取り組みばおのずと健康づくりの成果も上がっていきます。

さて「健康千代田 21」は保健福祉総合計画の中に策定されることになっています。

昨年の 9 月の広報に特集を組み、案を公表し広く意見を募集したところでした。私も昨年の第 3 回定例会に於いてこの保健福祉総合計画について、案が示された後、どう住民参加にて策定していくのかを問いました。広報特集版には子どもの質問にお父さんが答える形で、「この計画は区民の健康づくりをどう進めていくが書かれているんだ。」と、Q & A 方式で一番最初に紹介されていましたが、現在策定中の健康千代田 21 はどのような計画となっているのでしょうか。お伺いいたします。

次に、その計画には現状の課題とその改善目標がおそらく示されていると思いますがその目標達成のための具体策について、私からの提案も含めてお伺いいたします。

15 年度予算案では『健康千代田 21』拡充」として以下の 3 つの項目、すなわち「健康づくりの動機付け」、また「正確な知識の普及・啓発」そして「区民が継続して取り組みやすい環境の整備等」とありますが、具体的にはどういうものになるのでしょうか。お伺いします。

先日、ある方が節目健診を受けられて後、毎日、血圧を計り、表にして楽しく挑戦していますよ、との話をしてくれました。やはり健診をきっかけに健康づくりに継続的に励まれている例ですが。これは決して強制ではなく、自ら決めた目標であるということと一っしょに相談に乗ってくれた保健師の方のアドバイスが良かったのではと思います。また生活習慣病に対する正確な情報を得ることができたのも健診があったればこそと思います。

健診とその後の保健師の方との面談が健康づくりに行動できるきっかけになったことは事実です。これは 2 次予防対策、つまり早期発見、早期治療のための健診をさらに一歩進め予防のための健診にも活用し、検査の結果を指標として自らの生活習慣を振り返ることができる。また、自ら生活習慣を見直すきっかけになると思います。そのため保健師の役割りは益々重要になってきています。身近な健診と身近な保健師さんのような方がいてアドバイスしていただけたらどんなに素晴らしいことだろうと。かかりつけ医と同時にかかりつけの保健師、または栄養士さんがいるという時代も近いでしょう。

そこで提案ですが専門の保健師さんや栄養士とまではいきませんが、自ら健康づくりに取り組むきっかけとして健康日本 21 の中で進められているヘルスサポーター事業を区としても実施されたらどうでしょうか。

このヘルスサポーターとは食生活改善推進協議会組織のある市町村ごとに養成講座（学習会）を開き、健康日本 21 に関することや、肥満予防、調理実習など合計 10 時間学ぶことによってそのサポーターの証であるが登録証がもらえるというものです。参加者は中学生以上の方で自ら健康づくりを実行しようと意欲のある方なら誰でも参加できるようになっています。この事業は、現在、厚生労働省の下部団体である財団法人食生活協会と全国食生活改善推進（連絡）協議会がこの事業をすすめています。昨年初年度でしたが、1500 の市町村で実施され 40 万人の方が講習を受けられたそうです。この人たちが地域へ帰り身近なヘルスサポーターとなります。周りの人たちへの大きな啓発になっているでしょう。鳥根県松江市でも、このサポーター事業は大変好評で「今度は地域でもっと小さな単位で実施して広げていきたい。」と。また、「中学校としても夏休みに取り組んでくれて、1 日講習はかかったけれどみんな大変喜んで参加し、講習後も、自らの目標に挑戦しています。」と、市の栄養士の方は話されていました。ちなみにこの事業は国の 100% 補助事業と聞いています。参加される人たちの費用は、中学生は無料で、大人の場合でリーフ代の 50 円のみだそうです。

次に、私は区として健康診査事業は今回の若年節目健診を始め、進んでいると評価いたしますが、提案ですが各健診事業機関の連携を図っていけるようにしたらと思います。何かの都合で健診を受ける場所が変わることも十分起こりえるからです。その時だけの健診結果だけでなく今までのデータも参考にして、年毎にどう変わってきているかということもわかりますのでより総合的な評価も可能となるのではないのでしょうか。先にも述べましたが、早期発見のための健診に「予防のための健診」という面からもそうできないかと思います。

以上、提案もしましたが、計画に示された目標達成のためにどのような具体策を考えているのか、お伺いいたします。

最後にスポーツ振興と健康づくりについてであります。

先日、80歳代のスポーツを指導されている方とお会いしましたが、さすがにお元気で、はつらつとされていました。「健康の秘訣は何ですか。」と尋ねると「高齢になってからスポーツを始めるのは難しい。若いうちからしっかり基本を身につけているから高齢になってもスポーツができて健康なんです。」と。まさにその通りだと思いました。健康づくりに関し、スポーツ振興を抜きにして進めることはできないこと。また、若いときから中年までにそのスポーツの基本を学ぶことの大切さを改めて実感させられました。現在そのような基本を教える区のスポーツ教室はスキー教室や水泳教室を始め24あるとのこと。

東京都では昨年の7月「東京スポーツビジョン」を策定いたしました。その基本理念には、生涯スポーツ社会の実現を目標とし、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもそれぞれの年齢や技術、興味等に応じてスポーツを楽しむことができる社会を築くこと、と謳われています。「生涯スポーツ社会」とは生涯元気で健康な社会と私は置き換えられると思います。

そこで、千代田区として健康づくりの観点からスポーツ振興はいかにあるべきなのか。また、同じく健康作りの観点からスポーツが行えるための環境整備が是非とも必要と考えますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

日本は今、まさに経済大国から生活大国へと大きく変わろうとしています。経済最優先でやってきたこの50年、世界第2位のGNPと世界トップの外貨準備高を持つようになりました。しかし皮肉にも現在の不況を解決できずにいるのも現実です。この不況に苦しんでいるのは多くの庶民であり生活者であります。全てを経済優先でやってきたつけがここへきて出てきたのではないのでしょうか。この不況を克服するためには確かに経済対策も大事ですが、もっと根本的に優先順位をまず庶民の生活や生活の質におくべきではないかと思えます。つまりは経済大国から生活大国への転換であります。私は、この健康づくりは生活大国への第一歩になると確信しています。この千代田区からその着実なる一步を踏み出すべく明快なる答弁を期待し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

#### 〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、健康づくりの基本的な考え方についてお答えいたします。

私たちは、誰でもが健康で充実した人生を送りたいというふうに願っているわけであります。私たちの日頃の生活の中で身も心も生き生きと元気であるためには、何といたしても健康が重要な要素になるだろうと思います。そのためには、私は、きちっとした睡眠というのが基本になって、睡眠をきちっととると。併せて、スポーツ活動を行ったり、教養のための活動をしたり、

身体的、または心の豊かさのために、多くのいろんな形で努力することだろうと思います。また、健康に過ごすためには適正な食事や運動不足の解消、お酒もそうでしょうし、残念ながらたばこの問題もそうだろうと思います。など、健康的な生活づくりをしていくことは欠かせないわけですが、なかなか継続的に取り組むには個人の努力では限界があり、困難なことが多かろうと思います。

健康づくりの主役は、申すまでもなく、子どもから高齢者にいたるまですべての区民の方々であります。千代田区は、区民一人ひとりがそのように自主的に進めようとする健康づくりを支援し、身も心も生き生きと元気に暮らすことができるように、積極的にいろんなことをやっているわけでございます。具体的には、疾病の早期発見・治療のために誕生日、節目などの健診とともに、正しい知識や情報の提供を行い、区民が元気に心豊かに暮らせませすよう、保健、医療、福祉はもとより関係部署との連携を保ちつつ、生涯学習施策も含めた総合的な施策に取り組んでいるのはご案内のとおりであります。このように、区民が健康で元気に暮らすための施策の充実を図ることは、個人の自立、自助を支えることにもつながると思えますし、今後とも積極的にこうした事業を展開してまいりたいと思えます。

なを、他の事項につきましては関係理事者をもって答弁させていただきます。

#### 〈地域保険担当部長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

まず、「健康千代田21」の全体像ですが、現在策定中の保健福祉総合計画の健康づくりに関する部分が「健康千代田21」になります。健康千代田21の基本的な柱として「病気を予防する一次予防の重視」、「健康づくりの環境整備」、「健康づくり支援のための健康数値目標の設定」、「地域との連携」を考えており、この柱を中心に区民の健康づくりを進めます。「健康数値目標の設定」では、栄養や運動などについて、健康状態の分析に基づき具体的行動目標等をお示しする予定です。

具体的事業については、「健康づくりの動機づけ」として、来年度から開始予定の若年節目健診など各種健診を活用する予定です。議員ご指摘のヘルスサポーター制度については、健康づくり自主グループ育成の中で、そうした人材の育成も含めて考えてまいります。

各種検診結果の経年的評価については、既に節目健診で過去の健診データをお示しし、健康づくりの動機づけに役立っております。また健康手帳を活用することにより経年的評価も可能ですので、今後とも工夫してまいります。

「正確な知識の普及」については教育委員会、学校、保健所などが協力して青少年も含めた健康教育を充実させる予定です。さらに保健所や温浴施設などを活用して、若年から高齢者まで幅広い年齢層にわたって運動などが継続できる体制を作ってまいりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

〈区民生活部長答弁〉

大串議員のご質問のうちスポーツ振興と健康づくりについてお答えいたします。

健康づくりのためにも、スポーツは生活に必要な不可欠のものであり、人生をより豊かで充実したものとさせる、世界共通の文化でもあります。また、活力に満ちた地域社会の形成や、人々の心身の健全な発達にも極めて大きな意義を持っています。

区としましては、健康づくりの面からも、生涯スポーツ社会の実現を目指し、環境整備のため、安全で快適な場の提供、優秀な指導者の育成、それと区民のニーズに応じられる的確な情報提供が必要であると考えます。また、地域住民が、参加するだけでなく、主体的に運営にかかわる地域スポーツクラブを育成することも必要なことと認識しております。

いづれにしても、地域のスポーツ活動が区民の健康づくりだけでなく、地域の活性化やコミュニティづくりにつながるよう、努力していく所存でございます。

## アレルギー対策について

### ▼平成13年第1回定例会

平成13年第1回区議会定例会に当たり、公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

昨日の区長の区政運営に関する基本姿勢を聞いて、私は大変うれしく、また感動いたしました。何に感動したといっても、それは区はサービス産業であるということと、経営感覚あふれる区政を訴えられたことです。まさにより良いサービスをどうしたら提供できるのかを考えたとき、私も民間の経営感覚を導入することに全く同感であるからです。最初に一言感想を述べさせていただきます。

さて、私はアレルギー性疾患対策について3点質問させていただきます。

アレルギー性疾患というと、ぜんそく、アトピー性皮膚炎、花粉症などのアレルギー性鼻炎、さらにアレルギー性結膜炎、食物アレルギー、じんましん等であります。これらの疾患に悩む患者は増加の一途をたどっています。厚生労働省の調査によれば乳児の29%、幼児の39%、小児の35%、成人の21%に上っています。平均して3人に1人の割合で何らかのアレルギー性疾患を持っていると報告されています。

東京都は昨年7月に、アレルギー疾患に関する全都調査を発表いたしました。それによると3歳児の41.9%の子どもたちが何らかのアレルギー疾患を持っているとの報告があり、私もその数値に驚きました。その内訳はアトピー性皮膚炎が最も多く18%、続いてじんましんの15%、ぜんそく・ぜん鳴の9.5%となっています。41.9%という数字は、この問題がいかに深刻かを物語っています。

今や国民病とまで言われるアレルギー性疾患対策は、一日の猶予も許されない緊急の課題となっています。私たち公明党は昨年、全国で1,464万名のアレルギー性疾患対策を求める署名を行い、国にその対策を要望いたしました。その結果、アレルギー対策予算は来年度、研究費をはじめとする対策費に平成12年度の約3倍の70億円が計上されることとなりました。環境省、厚生労働省、文部科学省を合わせて今年度は24億円でありました。また、国におけるアレルギー疾患の研究・治療で中核的な役割を果たしている国立相模原病院に昨年10月、臨床研究センターが発足し、アレルギー疾患の研究体制が一段と拡充されました。また、同病院では最近マスコミでも話題のシックハウスについてシックハウス検査室を来年1月に運用開始する予定となっています。今年4月には花粉症やアトピー予防のためのワクチン開発を目指す免疫・アレルギー科学総合研究センターが発足します。そして、同じくこの4月からアレルギー原因物質の食品表示、遺伝子組み換え食品の表示が義務付けられるようになります。さらに、各都道府県でアレルギー相談員の養成を行う等、数々の成果を上げることができました。

現在、千代田区でも公明党女性局が中心となり、アンケートによる実態調査を既に開始しています。区としても患者、またその家族と直接かかわる自治体として、この緊急を要するアレルギー対策として現在の実態を調査把握し、何ができて何が不足しているのかを総点検する必要がありますと思います。

千代田区において乳幼児健康診断の際、アレルギー健診も同時に行っていますが、何らかのアレルギー性疾患にかかっている子どもの比率は11年度で3カ月の幼児は34人で15.5%、1歳6カ月の幼児は30人で16.9%、そして3歳児は最も多く、46人の23.7%となっています。先ほどの東京都の調査よりは低いものの、大変な数字です。病気別では、湿疹が38.5%で最も多く、次いでアトピー性皮膚炎が23.1%、そしてぜんそくは5.1%となっています。どの年代も約2割の乳幼児がアレルギー疾患に悩んでいるということになります。

現在、アレルギー対策としての施策は何かあるでしょうか。また、何が必要なのでしょう。乳幼児健診の際のアレルギー健診、保健婦による家庭訪問、環境衛生監視員による家庭内のだに、かび等の調査、ぜんそくに関しての医療券の発行、ぜんそく日記、ピークフローメーター等による自己管理指導、栄養士による食事指導、そして最も重要な窓口相談等、いずれも大事なものはかりです。しかし、現在アレルギーと名のつく事業はアレルギー健診のみとなっています。

アレルギー疾患はまた他のアレルギー疾患を併発している場合が非常に多く、これら必要な施策を予防、治療、そして調査・研究ときちんと体系立った対策とし、取り組むべきことが今こそ重要になってきたと考えますがいかがでしょうか。区長の見解をお伺いします。

では、その患者と家族が具体的にどういう悩みと要望を持っているのか、先ほどの東京都の実態調査により知ることができます。通院に時間がかかる、医師に相談する時間が少ない等、治療に関する事項とともに、薬についての正しい情報が得にくい、アレルギーに関する情報があがり過ぎて迷う、アレルギーについて気軽に相談する場がない等、適切な情報、相談を求めています。

また、相談に乗ってもらいたい場所としては、医療機関を除くと保健所、区市町村の保健センターが64.4%と最も高いニーズがあると報告されています。

私たちが現在行っているアンケートでも、「お金ではない、いかにすればこの子の病気が治るのか、治療のための情報が欲しい」、また「もっと早くこの病院のことを知っていればそんなに苦しむことはなかった」、さらに先の都の調査と一緒にですが、「保健所や区に相談窓口があればぜひ利用したい」等です。このような多くの要望が寄せられています。医療機関に関する情報提供、さらに健康相談、そして食生活へのアドバイス等、適切で正しい情報が得られ、個別の相談に乗ってもらえる窓口の拡充をぜひお願いしたいと思います。例えば月のうち日を決めて専門医、保健婦、栄養士、環境衛生監視員の方々によるアドバイスができるようにしてはどうでしょうか。また、日常窓口で対応する職員、保健婦の方に専門知識をつけてもらうための研修制度の充実も大事となってきます。そして、何よりもそのような窓口があることを広く区民の方々へアピールしていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、以上述べました相談窓口の拡充につき答弁をお願いします。

さて、先日私のところに友人がアレルギーで困っているとの相談がメールで届きました。その友人は、お子さんだけがそばアレルギーを持っているようですが、「そば」と家庭内で誰かが言った途端、体に変調を来してしまうそうです。また、お母さんの不注意でそば粉入りのまんじゅうを買ってきて食べさせてしまった。その瞬間、体中にじんましんができて呼吸困難に陥ってしまった。病院に運ばれ事なきを得ましたが、とても深刻な問題ですとの内容の訴えでした。現在、アレルギーの原因となるものは大気汚染、住環境におけるだに、かび等の繁殖、またシックハウス症候群の原因である人工化学物質、そしてこの方のような特定の食物などが考えられます。

また、アンケートの中でこのような意見もありました。区内在住の30代の女性からですが、「食事に一番気をつけていますが、国でも特にアレルギーを持つ子どもの食品の安全性に対する基準をはっきりしてほしい」。また、別の同じく30代の女性は「アレルギー疾患を持つ子どもがいますが、将来に対して不安が募ります。今、口にしているものの中にアレルギーを起こさせるものが入っていないか心配です」との意見が寄せられています。アレルギー症状を引き起こすおそれのある原材料などが食品の中に含まれているかどうかは極めて重要な問題です。食物アレルギー患者にとっては命にかかわる切実な問題です。

そこで、最初にも触れましたが、この4月よりアレルギー症状を引き起こすおそれのある原材料の表示と遺伝子組み換え食品の表示が国によって義務付けられる運びとなりました。アレルギーを引き起こすおそれのある原材料としては卵、乳及び乳製品、小麦、そば、らっかせいの5品目です。食品メーカーはそれらを消費者にわかりやすい形で表示することが義務付けられますが、それらが正しく行われているかどうか、チェック、指導等は地方自治体にゆだねられます。区としてそれら食品表示の徹底をどう推進されていくのか、最後にお伺いします

いまだ23区どの自治体もアレルギー対策を総合的かつ体系的な事業として取り組んでいるところは残念ながらありません。ぜひこの千代田から対策ができたと言われるよう、前向きな答弁を期待し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

実は私的なことですが、私は花粉症でありまして、この5年ぐらゐ突然花粉症になりまして、大変悩まされております。ちょうど今の時期から大体4月ぐらゐまででありまして、一応、薬で抑えていますが、この種のことに大変悩んでいることであります。そういう意味で大串議員のご質問は、自分が身につまされておりますので良くわかっております。

お話しのように近年はアレルギー性疾患が大変増加しているのは、私の例でも十分だろうと思いますが、予防や治療については民間療法も含め様々な情報があふれております。このため、行政にはアレルギー性疾患についての適正な治療を受けるための的確な情報提供システムをつくる役割があるだろうと思っております。国や東京都においてもアレルギーに関します研究機関や医療機関の整備に力を注いでいるところでありますが、区におきましては住民に身近な行政機関として健康診断や相談業務を充実させるよう取り組んでいるところであります。議員ご指摘のとおり、現在実施しております健康診断、相談業務を通じて予防や治療を一連のものとしてとらえていく必要があると考えております。したがって、今後これまでの対策をより充実したものにしていくとともに区民への十分なPRにも努めてまいりますので、ご了承いただきたいと思えます。

なお、詳細につきましては関係理事者をもって答弁いたさせますので、よろしくお申し上げます。

〈保健所長答弁〉

大串議員のアレルギー疾患に関する質問につきまして区長答弁に補足してお答えします。

千代田区では出生数が年間200人程度のため、保健婦や栄養士による乳幼児へのきめ細かい指導が可能です。ご指摘のとおり当区では乳幼児健診時にアレルギー健診を併設して、アレルギーに関する指導が受けられるようにしております。アレルギー性疾患の原因の一つはその人の体質にあるため、完全に予防することは不可能ですが、家庭において原因をできるだけ除去するための指導を行っております。また、問題になっておりますシックハウス症候群についても相談指導に当たっています。

現在、3歳までのお子さんは病状経過が健診の場で確認できるようになっており、それ以降もアレルギーの相談窓口として保健所が常時対応する体制を整えております。また、健診結果は分

析を行い、職員の専門研修や研究に生かしております。治療につきましては病状のある方に対して相談を行い、その後引き続き医療機関に紹介しております。幸い、千代田区は専門医療機関が多く、最先端の治療を受けられる環境に恵まれております。また、保育園や幼稚園等との連携を図り、3歳から就学時までの児童へのアプローチをより確実にし、見過ごされる児童のいないよう努めております。

次に、食品の表示問題についてでございますが、アレルギー起因物質を含む食品を摂取することによる重篤な健康被害が発生していることは議員ご指摘のとおりでございます。

現在、厚生労働省は食品衛生法施行規則を改正し、本年4月より卵、小麦、そばなどアレルギー反応の原因となる五つの原材料を含む加工食品について、その表示を義務付けました。さらに、さば、イクラ、山芋など19の原材料についても表示を奨励することとしました。千代田区においても法令の改正を踏まえ、食品製造業者に対し講習会等において表示制度の周知を図るとともに、広域流通食品につきましても他の自治体と連携を図りながら、表示制度の徹底を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくご了承下さい。

## クラウドファンディングの大いなる可能性！

### ▼平成27年第3回定例会

平成27年第3回定例会に当たり、公明党議員団を代表して質問を行います。

質問は、1点目に、クラウドファンディングの大いなる可能性について、2点目は、最近増えております自治体レベルでの幸福度調査について行います。

質問するに際し、クラウドファンディングでは福井県鯖江市を、幸福度調査では荒川区のG A H (Gross Arakawa Happiness)、また、全国県別幸福度ランキング1位となりました福井県に調査に行っておりました。2つのテーマとも、ホームページを見ながらだとわかりやすいので、何枚かプリントして用意してまいりました。

最初に、クラウドファンディングについてであります。

クラウドファンディングとは、「群集 (Crowd)」と「資金調達 (Funding)」を組み合わせた造語で、アイデアを実現するために必要な経費を、アイデアに共感した多数の人々から集める資金調達のことであります。ホームページやフェイスブック、ツイッターなどを活用して、多くの方々に少額の資金提供を呼びかけるものです。クラウドファンディングの種類は、そのリターンの違いにより大きく3つに分かれます。

1つは、寄附型で、金銭のリターンがないもの。鎌倉市は観光ルート版の設置をクラウドファンディングで行いましたが、この寄附型になります。寄附をいただいた方々の名前を銘板にしてルート版に取り付けます。

2つ目は、購入型で、金銭以外の何らかの権利や物品のリターンがあるものになります。日本の場合、ほとんどがこの種類になります。例えば鯖江市の例があります。担当の方から説明を受けましたが、感動で、予定の90分があっという間に過ぎました。例えば西山動物園の例であります。

これは、西山動物園のクラウドファンディング募集のホームページ。一番最初に、「日本一小さい西山動物園。みんなに愛される動物園を守っていきたい。レッサーパンダがシンボルの西山動物園は、敷地面積が日本で一番小さい。開園以来ずっと入園無料で運営している動物園です。子どもたちに人や動物を思いやる気持ちを育んでもらう大切な場所です。どうか応援してください」、こういうところからスタートします。それで、金額に応じてリターンのことが次に書いてあります。全体の目標は100万円でスタートしましたが、集まったお金は230万4,000円。

例えば—ずっと、こう続いているんですけども、例えば1万円のところを見ますと、飼育体験と一緒にできますよと。私たちと一緒に飼育体験をやってみましょうよと。そして、動物との記念撮影ができる。夜の動物園にも無料でご招待。それから、もう1万円寄附しますと、ここにありますとおり、レッサーパンダの掛け時計、これが送られてくる。これが非常にかわいい。僕は、行って見て、ぜひこれを欲しいと言ったら、これは売り物ではありません、ということ

ございました。(発言する者あり)それで、全部の募集が終了しております。もう、人気があって、ですね。ということでございます。こういう仕組みがクラウドファンディングの購入型に当たります。

そして、3つ目が、投資型で金銭的リターンがあるものということになります。

これまでの銀行やベンチャーキャピタルに見向きもされなかった企業ファイナンスのルールを書きかえたと言われ、世界で150億ドル、日本円で1兆8,000億円にも達しています。10年後の2025年には、今の5倍以上の900億ドルを超えるだろうと予測されています。日本では、東日本大震災のボランティア活動の資金集めで注目され始め、昨年度は前年の2倍、16億7,000万円になっています。社会的に認知され、急速に拡大していることがわかります。

さて、クラウドファンディングの、鯖江市のように自治体として取り組んだ場合の特徴とメリット(有効性)についてであります。まず、提案者側にとっての特徴、メリットであります。資金の調達ができるほかには、効果的なサイトを一緒に考えてくれ、自分たちのアイデアや趣旨、また理念を、区民を初め、広く全国にアピールできること。資金を提供していただいた方々と共感を通して連帯感が生まれる。より一層の主体者意識が持てる、などが考えられます。

資金の提供者側にとっての特徴とメリットとしては、自治体が行っているので安心して募集に応じることができます。資金の提供のみならず、参画と協働、また社会貢献へのきっかけともなります。また、うれしいリターンがある、などです。

また、区としてのメリットは、もちろん財政的な面もありますが、共感をベースとして連帯感が生まれる。また、参画・協働へのきっかけを提供できる。また、行政への依存から自立へのシフトを可能とする、などです。

これらは大変素晴らしい特徴であり、メリットであります。まさに「クラウドファンディングの大いなる可能性」といってもよいものであります。クラウドファンディングの特徴と有効性、大いなる可能性について述べさせていただきました。

そこで、区長にクラウドファンディングについてのご所見をお伺いいたします。

次に、区の行っている事業の中で、クラウドファンディングへ移行できるものについてであります。

現在、区が行っている寄附金事業に、さくら再生事業があります。さくらまつりの期間中は大変な観光客が訪れます。財源は、サポーターからの会費と、期間中こられた方々からの寄附金、そしてさくら基金の取り崩しであります。財政上、今後のことを考えると、新たなサポーターを募り会費収入を増やしていくこと、また、早急に新たな資金調達の方法を考えることが必要となっています。さくらの再生はぜひとも必要で、多くの方から共感を得やすいテーマ性、また、社会貢献性があります。また、桜の木を使った商品は、購入型のリターン品としても考えられます。さくら再生事業は、まさにクラウドファンディングによる資金調達にふさわしいものと思います。サポーターの募集と並行して行ってはどうか。

また、まちみらい千代田が行っている「まちづくりサポート」があります。3年ぶりの開催となり、19グループから応募があり、今年も大変活況であったそうです。税金によらない助成事業であること、また、毎回ユニークで、かつ、千代田区に必要な提案が多くなされています。例えば、今年に応募に参加したリーブ・ウィズ・ドリームというグループは、バリアに気づかない人や、地域にバリアの認識、意識の向上を働きかける提案を行いました。具体的には、店舗、レストラン、カフェへアクセシブルクーポン、いわゆる障害者手帳を見せると何らかの特典があるクーポンであります。その協力を依頼します。お店としては、集客と社会貢献を兼ねたサービスの提供ができます。障害者の方は気兼ねなく店舗に出かけることができます。バード面のバリアフリーは進みましたが、ソフト面のバリア、心のバリアはまだままであり、それを除いていこうという活動であります。初めて部門でしたので、上限5万円の申請に満額の5万円の助成が決まりました。

まちづくりサポートの助成は最長3年ですが、その3年が経過した後の活動資金が現在課題となっております。地域から、「実績もできました。また事業により地域に信頼とネットワークもできました。ここで終わらせたくない。ぜひ続けてほしい」との要望も寄せられているそうです。そこで、3年を経過した後の活動資金の調達をクラウドファンディングで行ってはどうでしょうか。きっと目標額は達成されることと思います。まちづくりサポートの各グループの今後の活躍を期待しております。

また、区の補助金で行っている「千代田学」があります。大学や専門学校などから千代田に関するさまざまな提案をいただき、調査研究が主ですが、こちらですばらしいものが多いと聞いております。大学生や専門学校生の豊かな発想をぜひとも形にしたいものです。リターンについてはちょっと考えなくてはなりません。クラウドファンディングでも十分募集は可能であると思います。

ほかにもいろいろ考えられます。商店街の企画するイベント、アーツ3331の企画する、子どもが本物に触れ、また体験できる文化芸術活動、社会福祉協議会が行っている地域活動提案事業など、クラウドファンディングで行えば共感を呼び、大成功すると思います。ほかにもあると思います。

具体的に例を挙げて述べさせていただきました。

そこで、区の行っている事業、また、寄附金や補助金で行っている事業の中で、クラウドファンディングのほうがふさわしい、もしくは移行が可能である事業は何か、お伺いいたします。

次に、広く区民からアイデアを募集することについてであります。区として、クラウドファンディングの仕組みをつくることからスタートですが、具体的には次の3点が必要となります。

クラウドファンディングは、インターネットを介して募集しますので、1点目としては、クラウドファンディングの募集と実績、そして信頼のある中間プラットフォーム会社と連携して行う必要があること。2点目は、事業や企画の提案を誰にもわかりやすく紹介できるサイトの作成が



必要なことであります。3点目は、提案が募集するにふさわしいものかどうか、一定のルールを定めておくことも必要です。例えば、①政治、宗教、営利目的はだめですが、ほかには、②区の大きな基本方針に沿っていること、③アピール性があること、④千代田区のまちづくりに貢献できる、また⑤社会貢献につながること、⑥新しい視点があり独自性があること、⑦活動に対する熱意があること、などが考えられます。

千代田区には大学や企業が集積し、ボランティア団体などの活動も活発であります。そして、まちづくりサポートや社会福祉協議会での提案事業などを見ても、どれも新しい視点があり、発想力も豊かであります。地域のため、人のために活動しようという区民の方々も多くいらっしゃいます。クラウドファンディングの仕組みができたときの効果は、まことに大きいものがあると思います。ぜひともクラウドファンディングができるよう準備を進めていただきたいのもであります。

そこで、区としてクラウドファンディングの実施に向けて準備を進める用意はあるのか。また、その上で、広く区民を初め、大学や企業、ボランティア団体などにクラウドファンディングにてアイデアの活動資金の募集をしてはと働きかけてはどうでしょうか。あわせてご答弁ください。

#### 〈区長答弁〉

大串議員の質問のうち、クラウドファンディングについてお答えいたします。

その仕組みそのものは、私が今回の招集挨拶で申し上げました、参画と協働というものに大いに、と申しますか、軌を一にするものだろうと思っております。と申しますのは、これからの社会、地域社会、行政が全てをやるわけではなくて、地域を構成している方々が主体的に自らできることもやっていこうという社会でなければならないし、そのことが本当の意味で豊かな社会をつくるものになるんだろうと思います。ある面では、クラウドファンディングというのはそういう、私は、位置づけとして理解をしております。

ところで、大串議員からお話がありました、そういう方向までは行っておりませんが、区もさまざまに、区民の皆さんが主体的に参画・協働する事業に取り組んでいることは、ご紹介をされたとおりであろうと思います。その一例が、議員が、お話がありました、「さくら再生事業」であったり、あるいは、「まちづくりサポート」であったり、「千代田学」であったり、あるいは、全国的に大変有名になりました、ちよだニャンとなる会の殺処分、猫殺処分ゼロ、これもある面ではこのクラウドファンディングの要素があると思います。パーフェクトにそうだというふうには申し上げませんが、そういう要素があると思います。

私は、お話しのように、クラウドファンディングについては、こうした今までのさまざまな地域での活動の取り組みを、さらに発展させる可能性を含んでいるというふうには思っております。一方では、この仕組みは、ご承知のとおり、まだ始まったばかりで、新しいものでありますので、今後、この仕組みのメリット、デメリットを分析し、既存事業との比較など、政策的に調査研究

をしてまいりたいと思っておりますが、基本的には、こういうことを強力に進めるとというのが私の今回の招集挨拶で申しました参画と協働というものに軌を一にすると思っております。

なお、詳細、その他の事項については、関係理事者をもってご答弁をさせます。

#### 〈政策推進担当部長答弁〉

大串議員のクラウドファンディングについて、区長答弁を補足してお答えをいたします。

まず、区の事業や補助金事業等でクラウドファンディングのほうにふさわしい事業や移行が可能な事業についてでございます。事例として紹介いただきました寄附金事業や助成事業、提案事業などについては、いずれも一般論としては、クラウドファンディングの活用が想定できる案件であると考えております。

次に、クラウドファンディングの実施に向けて準備を進める用意があるかについてですが、区長答弁にもございましたとおり、まずはこの仕組みについての調査・研究を進めることが第1段階であると考えております。ご提案いただいたクレジットカードの活用、ホームページの作成、運用ルールなど、具体的な検討課題について、今後は、先進事例の動向を注視するとともに、この仕組みのメリット、デメリットの分析、運営する際の事務処理の観点から既存事業との比較、移行の可能性など、多面的に詳細な調査・研究が必要になると考えてございます。

## 防災・減災対策について

### 行政主体の防災から住民主体の防災へ

#### ▼平成27年第2回定例会

平成27年第2回定例会にあたり、公明党議員団を代表して質問を行います。

質問は、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災対策の大きな転換がなされたことをまず確認し、阪神淡路大震災からちょうど20年、東日本大震災からは丸4年が経過した節目にあたり、改めて区の防災対策を問うものです。

最初に、区の防災対策の基本的な考え方についてであります。

平成25年に、東日本大震災の教訓を踏まえ国は災害対策基本法の大幅な改正を行いました。過去最大の改正が行われたといわれています。

その主な改正点は2点であります。

一点目は、「住民主体の防災対策」の促進を基本理念として第2条の2に新設したことです。条文に「住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織をいう）その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること」と、謳われたのです。

もう一点は、これも新設ですが「地区防災計画」制度が定められたことでもあります。第42条の3に「市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が、共同して行う防災訓練、地区居住者による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者の相互の支援その他の当該地区における防災活動における計画（同条において「地区防災計画」という）について定めることができる」と、住民の作成する防災計画を制度として定められました。さらに、この「地区防災計画」を市町村の地域防災計画に反映させることができる「計画提案制度」も同時に定められました。防災に関しては、国、都道府県、区市町村という縦の計画体系となっています。阪神淡路大震災のときもそれは変わりませんでした。今回、ボトムアップ型の地域住民からの地区防災計画を法に定めたことはまさに画期的な出来事となりました。

以上の二つの主な改正は、防災に対するこれまでの考え方を「行政主体の防災対策」から「住民主体の防災対策」へと大きく転換する大改正となったのであります。

内閣府が作成した「地区防災計画制度入門」(内閣府防災担当の西沢雅道氏と同じく筒井智士(さとし)氏共著)という本があります。(現物を提示)これは、内閣府が作成した「地域防災計画作成ガイドライン」(現物を提示)をよりわかりやすく説明した解説書となります。その冒頭に地区防災計画制度を設けた背景が述べられていますが、防災に関しての大きな転換について、わかりやすく明快なのでご紹介いたします。「従来の防災は、国に計画があって、その下に都道府県や市

町村の計画があるというように、上位下達・トップダウンというイメージでした。しかしながら、平成7年の阪神淡路大震災、平成23年の東日本大震災等では、被害が大変大きなものであったため、本来、被災した方々を支援することはできませんでした。(公助の限界)(中略)このような中で、災害時に、行政による「公助」に頼り切るという姿勢から、地域住民による「自助」や町内会、隣近所等の相互の助け合いである「共助」を重視するという方向に国民の考え方が変わってきました」と。

これまでの縦の計画体系による防災では限界があり、公助に頼り切る姿勢を改め、自助・共助を強くしていくことが必要です。またそのように国民の考え方も変わってきたと述べています。つまり、「行政主体の防災」から「住民主体の防災」への転換です。

このことについては、釜石市での防災教育で有名となりました群馬大学教授の片田敏孝氏がかねてからその必要性を述べていました。災害対策基本法のこれまで50年にわたり果たしてきた役割と成果は成果として評価した上で以下のように述べています。「災害対策基本法のもと、50年にわたって『行政が行う防災』が進められてきた結果、このような(防災は行政が行うもの)というような防災文化が定着してしまっている。防災に対して過剰な行政依存、情報依存の状態にある。自分の命の安全を全部行政に委ねる。いわば住民は『災害過保護』という状態にあるのです。これがわが国の防災における最大の問題なのです。(p.224)(中略)今本当に必要なのは、…主体的な自助であり、共助です」また「基本的に緊急避難の主体は国から国民に返していくべきではないかと考えているのです(p.212)」「(人が死なない防災)平成24年より」と。まさに、この度の法改正は片田氏の主張に沿ったものになったと理解しています。

避難については若干説明が必要です。日本では避難は漢字二文字しかありませんが、英語では3種類に分類されます。一つは、緊急避難 evacuation (エバキューエーション)命からがらの避難です。二つ目は、滞在避難 sheltering (シェルタリング) 体育館など避難所で一時生活するような避難です。そして3つ目は、難民避難 refuge (レフュージ) 避難したが家に戻れない仮設住宅で生活しているような状態です。本来難民生活というべきですが、日本では避難生活といっています。

片田氏は緊急避難の主体を国から国民に返すべきであると述べています。私も賛成です。

この度の災害対策基本法の画期的な大改正をわかりやすく、広く区民にアピールしていきたいものであります。

さて、この「住民主体の防災」の具体例ですが、これまでの本会議質問でもご紹介させていただきまし、釜石市の小中学生3000人がとった自主的な避難行動や気仙沼市子鯖地区の防災行動などはその良い例であります。また、復旧・復興段階における例としては、宮城県岩沼市があります。昨年2月11日の朝日新聞デジタルに宮城県岩沼市で「被災地初の集団移転事業完了」の記事が掲載されました。「海沿いの6集落が一つにまとまって3キロ余り内陸に移った。(写真を提示する)造成地約20ヘクタールに、先に自力再建した150戸と長屋形式を中心とした

災害公営住宅210戸が並び1千人が暮らす。総事業費は200億円。『顔なじみの皆さんと一緒に暮らせることに安心しています』との記事です。コミュニティを大切に、集落ごと移転した最初の例になります。

「住民主体の防災」について調査しようと、公明党議員団として今年1日に岩沼市を訪問し直接、市長（菊池市長）からお話をお伺いすることができました。市長からは「被災した6つの地区はもともとコミュニティの強い地域でした。また移転先のまちをどう描きどう作っていくかも、6つの各地区3名ずつ（3名というのは地区の代表1名、女性1名、若い40代までの人）の代表が出席しての検討会や被災者や住民が意見を出し合うワークショップなどが重ねられました。その積み重ねがあって住民の合意に結びつき集落ごとの移転につながりました」との説明がありました。役所で説明を受けた後、移転先の新しいまち、先ほどの写真ですが、玉浦西地区を案内していただきました。また被災した6地区の現場も視察させていただきました。そこは「千年希望の丘」と命名され、約10キロにわたる森の防潮堤を築こうと取り組まれています。先日の30日に行われた第3回植樹祭では住民と共に全国で支援してくださる方々、合わせて6000人の方が参加し4万本の苗木を植えられたそうです。

住民主体に防災（復旧・復興）やまちづくりが進められている典型的な例だと思います。大変参考となりました。

千代田区としては、平成18年に「災害対策基本条例」を定め、「自助、協助、公助が相互に補完し合い、連携しながら災害対策にあたる」ことを理念として謳い、減災という考え方も条例に入りました。また、建物の耐震補強を中心とする数値目標の入った「災害対策事業計画」を策定し、行政として防災対策を進めてきました。これらのことは平成7年に起きた阪神淡路大震災の教訓を活かしたものであります。

そして、この度の東日本大震災の教訓を活かした防災対策の大きな転換であります。東日本大震災の教訓を活かした防災対策とはいかにあるべきなのか。節目を迎えた本年、区として防災対策全般を「住民主体の防災」という視点から一度再評価し、今後の防災対策の推進を図るべきと考えます。

そこで、区長に、今後の防災対策について、基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、「地区防災計画」についてであります。

災害対策基本法に新たに「地区防災計画」制度が設けられたことはすでに述べました。住民主体の防災対策の目玉となるのがこの「地区防災計画」制度であります。特徴としては以下の5点が考えられます。

一点目に、地域コミュニティ主体のボトムアップ型計画であること（主体性・率先性）

二点目は、地区の特性に応じた計画であること（密着性）これは、各地区の特性（自然特性・社会特性）や想定される災害等（災害特性）に応じて、多様な形態をとることができるようにな

っていること。つまり、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地区の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて自由に決められるようになっているのが特徴となっています。

三点目は、東日本大震災でも高齢者で亡くなられた方が66%にのぼりましたが、災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児など）対策は重要な課題となっています。これは、地域のつながり、コミュニティの中での対策が必要です。よってこのコミュニティ主体の地区防災計画の中でしっかり位置づけていくことも特徴であります。

四点目です。継続的に地域防災力を向上させる計画であること（日常性）これは、単に計画を作成するだけでなく計画に基づく防災活動を実践し、評価し、見直しを行い継続することです。最後に、5点目です。計画づくりや日常の防災活動を通して、地域を守る共同体意識や連帯意識が生まれ新たなコミュニティが形成されること、さらに「防災自治」といってもよい共同体の自治につながっていくことも大きな特徴であります。（連帯性）

以上が、考えられる計画の特徴であります。

さて、特徴として述べました防災を通して新しいコミュニティが形成されるという考え方は、昨年の区民集会のテーマでもありました。区民集会運営協議会では、「防災は各地域によって特性も異なるので連合町会ごと、防災のしおりを作成してはどうか」との提案がなされ、作成がほぼ完了したところであります。今後、地区防災計画の5つの特徴を兼ね備え、バージョンアップを図ることも可能だと思います。新しいコミュニティの形成という視点からもまた住民主体の防災という視点からも大変有意義な区民集会となったと思います。

私は、平成21年第3回定例会において、この地区防災計画と同趣旨の「コミュニティ防災計画」についてそのメリットも述べ作成の提案をさせていただきました。答弁では「地域のメンバーによる地域主体のコミュニティを形成することが肝要であります。こうした方々がひぎを交えて話し合う中で、地域の実状を踏まえた図上訓練や防災マップづくり、災害時要援護者の救援体制の整備などを通じて、地域の課題を住民自らが主体的に整理し防災計画としていくことは、極めて有用と認識しております。区はこうした取り組みに際して、警察、消防機関やボランティア組織と関連づけた行動指針など支援してまいります」と前向きな答弁をいただきました。

また、自民党の内田議員は昨年の第3回定例会にてこの「地区防災計画」について質問しています。答弁では、「地域コミュニティからボトムアップ型の地区防災計画の策定、これが最重要課題です。したがって区としても後押ししてまいります」と、積極的な答弁がありました。

今後、区としては、地域が自ら計画づくりを発意し、また作成できるよう様々な支援をしていくことが必要です。例えば、

制度周知のため、講師を招いてのシンポジウムや講演会の開催

誰にもわかりやすい千代田区版の地区防災計画策定ガイドの作成

計画づくりにはハザードマップや地震の被害想定などリスク情報の提供が必要ですが、住民が主体的な行動がとれるようリスク情報の作り方を工夫し、提供すること。例えば、ハザードマップであれば愛知県清須市の作成した「逃げどきマップ」などが参考となります。

具体的に計画作成段階に入ったときは、職員の持っているノウハウの提供とアドバイスなどが考えられます。

繰り返しになりますが「行政主体の防災」から「住民主体の防災」へと大きな転換を果たすための目玉となるのがこの「地区防災計画」制度です。より多くの地域で計画が策定されることを望むものです。

計画の特徴と具体的支援の方法について述べさせていただきました。

そこで、「地区防災計画」策定のため、区はどのような支援を考えているのかお伺いします。また地区防災計画が完成した後、区の地域防災計画とどう整合性を保ち、どう位置づけていくのかも重要であります。合わせてご答弁ください。

次に、防災教育についてであります。

片田氏は、防災教育について①脅しの防災教育、②知識の防災教育、③姿勢の防災教育の3つのタイプがあるとし、姿勢の防災教育が大事であると述べています。私も賛成です。

脅しの防災教育については、恐怖心ばかり煽っても、故郷を嫌いになるばかりで効果はなしとします。

知識の防災教育 もっとも一般的なもので、ハザードマップなどリスク情報を配って終わりとなってしまうもの。浸水域外に自分の家がある。あー、良かった、で終わってしまう。これでは想定を固定化し災害イメージの最大値を固定することになってしまいます。こと災害情報に限れば、情報は Information ではなく、Communication でなくてはなりません。情報を一方向ではなく相手にどう読み解いてもらうか解説しながらでないといけないとします。大いに同感であります。そして、姿勢の防災教育 防災に対して命を守る主体的な姿勢を醸成することが重要であるとします。釜石市の例では、i 想定にとらわれるな ii 最善をつくせ iii 率先避難者たれの「避難の3原則」をもって、姿勢の防災教育が行われました。

各区市町村の特性に合わせた姿勢の防災教育が必要です。

この姿勢の防災教育、千代田区にはすでに同じ趣旨の教育があるなと思いました。それは、平成22年に策定されました共育マスタープランに掲げられました共育目標であります。共育目標は2点示されていますが、その1点目の「自分らしく生きる自立意識（自立性・個性）を育む」とした目標です。姿勢の防災教育で学ぶ主体的な姿勢の醸成と共育マスタープランで掲げた「自立意識を育む」とはその意図するところは同じであると思います。（平成25年第4回定例会の質問より）この点から、千代田区版「姿勢の防災教育」の3原則のようなものができればすばらしいと思います。

そこで、区として、防災教育の意義をどう捉え、どのような教育を行っているのか、お伺いいたします。

参考資料

地区防災計画ガイドライン（内閣府）

「地区防災計画制度入門」（内閣府）

「人が死なない防災」 片田敏孝著 集英社新書

〈区長答弁〉

大串議員の行政主体の防災対策から住民主体の防災対策へのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、平成25年の災害対策基本法の改正で、自助・協助による自発的な防災活動が重視をされ、地域住民や企業などの積極的な防災活動が期待されることになったのが法の改正の趣旨であります。で、その副次的な効果あるいは本質的な効果であるかもわかりませんが、まさに地域コミュニティやまちづくりの維持、活性化にも寄与するものだというので、こういう法改正が出されたというふうに思っております。

ところで、私たちの千代田区は、議員ご指摘のように、平成18年3月に千代田区の災害対策基本条例によりまして、区民、事業者、帰宅困難者など、千代田区を構成する全ての者が支え合って減災に取り組むという力を三つ合わせた協助の理念をもって地域の皆さん、特に地域防災向上に努めているところである。一例を申しますと、この条例ができる前に、ご承知のとおり、駅、主要な鉄道駅での帰宅困難者訓練を通じて、帰宅困難者連絡会あるいは防災隣組ができております。それは既にそこ、その地域を構成する事業所等と、そうした帰宅困難者に関する隣組という制度もつくられております。我々も、議員がご指摘のように、まさに住民主体の防災対策という考え方は、今までも取り組んでまいりましたが、さらに一層、法改正という趣旨を踏まえまして、こうしたことについて取り組んでまいりたいと思っております。

ところで、災害対策基本法の改正では、区内の一定のエリアの地域住民と事業者の皆さんの発意のもとに、地域の実情に応じた災害対策に力を合わせて取り組み、地域全体の防災力を向上するという趣旨であります。この取り組みの成果が地区防災計画であり、計画をつくる過程で、従来にない新たなコミュニティの単位が誕生し、1つのコミュニティ形成がなされるものと私は認識しております。地域を構成する住民の皆さんが、地区防災計画を策定するという発意は、それぞれの地域の課題に関心を持ち、住民、あるいはそこでその地域を構成する事業者が解決しようという意欲のあらわれで、それこそがこれからの地域社会のあり方を考えるものにつながり、まさに新しいコミュニティづくりに最大限寄与するものだろうと思います。

そこで、今後各地域でこのような地区防災計画が策定される場合には、必要な情報あるいは策定の過程で必要な支援等をさせていただきたいと思っておりますし、でき上がった成果物が現行の地域

防災計画との整合性を図ることも、今後課題に残されているだろうと思います。いずれにいたしましても、今回の法改正による趣旨を十分に踏まえて対応してまいりたいと思います。

なお、他の事項については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〈教育担当部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、防災教育についてお答えいたします。

防災教育の意義については、議員ご指摘のとおり、有事の際、みずから考え、みずから判断し、行動できる子どもを育成していくことであると認識してございます。このため、みずからの身を守る知恵と行動力を持った子どもを育てるということを主眼として、防災教育に取り組んでいるところでございます。

毎月実施している避難訓練では、事前に訓練時刻や内容を予告せず、抜き打ちで訓練を実施しています。また、区が実施しているシェイクアウト訓練にも参加し、まずは身を守ることの大切さを認識するとともに、さまざまな場所での身の守り方を学びます。これらの取り組みにより、災害時に子ども一人一人がみずから判断し、主体的にみずからの命を守る力を身につけるものにつながっていると考えてございます。

また、全ての小学校で、本所防災館等の防災学習施設において、首都直下型地震の発災から避難までの一連の流れを体験的に学習しております。さらに、全ての中学校、中等教育学校では、みずからの命を守った上で周りの人を助けることができるようになるため、実践的な究明講習会を実施して、自助・協助・公助の考え方を学んでいます。

今後も、各学校・園において、さまざまな災害状況を想定した避難訓練等を継続的に実施し、あらゆる災害に対して自分たちの身を守るために主体的に行動できる子どもの育成に努めてまいります。

## 防災・減災対策について

### ▼平成26年第2回定例会

次に、防災、減災対策についてであります。

防災、減災対策について、山田議員と共に昨年の12月には釜石市と大槌町を、今月には日帰りの強行軍でしたが気仙沼市唐桑町小鯖地区を視察してまいりました。

釜石市では、釜石プラットフォームの方に大変お世話になりました。市内を始め大槌町まで案内していただき本当に助かりました。釜石市では、あの釜石の奇跡と言われた現場に行きました。今では小学校も中学校も解体されてありません。子どもたち自ら逃げたという道を学校から避難

所まで歩きました。避難所となっている高齢者施設ではその責任者の方から当時の貴重なお話を聞くこともできました。

大槌町では、町長にお会いし復興の状況や国への要望などお聞きました。町長は私たちが着くとすぐ千代田区から派遣されている職員を呼んでくれました。千代田区の大槌町への職員派遣は大震災があった年の7月から今日まで延べ18名となっています。現在も2名の職員の方が仮設住宅に住みながら業務にあたっています。現在の大槌町役場は約240名の職員の方がいますが、内半数が派遣による応援の職員です。町長は、「今回の津波で職員の半数が亡くなりました。また残った職員も身内の方が亡くなっており精神的にも大変ですが日常の業務に頑張っています。そのような中、全国の自治体から応援の職員の方が来てくださり本当に助かっています」と話されていました。改めて派遣されている職員、また戻って来られた職員の方々に感謝いたします。

気仙沼市唐桑町小鯖地区では、小鯖地区自治会の事務局長の方に現場を案内していただきお話を聞きました。この小鯖地区は自治会として自主的に防災に取り組み大震災でも被害を最小に抑えることができた地区であります。先ほどの山村氏の「近所の精神」で詳しく紹介されており、これは行くしかないと訪問いたしました。アンケート調査の実施と安否確認家族カードの作成、また避難マップの作成と防災訓練の実施などを自治会として実施されてきたとのこと正直驚きました。アンケート用紙や安否確認家族カード、マップなどみせていただき説明も受けました。近くには小学校もあります。唐桑町中井小学校です。小鯖地区の防災訓練に小学校も参加するようになります。学校は高いところにあるので子どもたちは家に帰らない方が安全であることを学びます。そして今回の津波でした。子どもたちは全員学校にいて助かったそうです。

自治会としてなぜここまでできたのですかと質問すると、「一つは地区全員がお互いを知っていること、もう一つは自分ちの責任だからという意識があったからです」との返事でした。きわめて大事な2点を明確に答えてくれ、その言葉は強く印象に残っています。山村氏は本の中でこの小鯖地区について「人的被害の少ないところはコミュニティがしっかりしているところ」と述べています。まさにその通りだと実感いたしました。

いずれもの視察も教えられることがたくさんあり大変勉強となりました。

さて、3、11 東日本大震災を受けて区の防災・減災対策はどう変わったのかについてであります。

平成7年に起きました阪神淡路大震災は、それまでの防災対策を大きく変えたわけですがまずはそのことを確認しておきたいと思います。大きくは4点であります。

一点目は、多様な主体による目標の共有と補完・連携の重要性が認識されたこと

二点目は、防災計画にそれまでなかった「減災」という考え方が新たに取り入れられたこと

三点目は法定計画である地域防災計画とは別に、自治体独自に防災・減災のための事業計画やアクションプログラムが策定されるようになったこと。それらの計画には予算の裏付けを伴った具

体的な数値目標が記入されるようになったこと（その中心はまちづくりと連携した建物の耐震補強となっていること）

四点目は、地域防災という概念が重視されるようになったこと

であります。いずれも重要なことであり防災対策は大きく前進しました。

そして、この度の3.11大震災であります。まもなく丸3年が経過します。その教訓をきちんと防災・減災対策に生かしていかなばなりません。

区議会としても防災対策特別委員会を設置し議論を重ね、平成24年3月に「東日本大震災を受けた千代田区防災対策の見直しについて」をまとめ、区長に提出いたしました。

3.11大震災を受けての防災対策の大きく変わった点ということでは、1点目は、委員会の「見直しについて」にもあるように

コミュニティの重要性が認識されたこと。小鯖地区がその良い例です。

二点目は、計画の見直しに女性の視点が新たに入ったこと。

そして三点目ですが、これは防災・減災に限りませんが、システムや行政への過度な依存は危険であるということを認識し、その分社会の厚みを作り社会の底上げを図っていくことが重視されるようになったこと。このことは、安易に依存せず、自らの責任として自ら考え自ら行動することとも言え換えられますが、釜石も小鯖地区もその良い例といえます。

他にも大きく変わった点はあると思います。

そこで、3.11東日本大震災を受けて区の防災・減災対策はどうか変わったのか改めてお伺いします。

次に、防災教育についてであります。

防災教育といえば釜石の奇跡を生んだ群馬大学大学院の片田敏孝教授の行った防災教育が全国から注目されています。

その教育とは、  
想定にとらわれるな  
その場で最善をつくせ

率先避難者たれ

というもので、学校の先生のもとで右へならえ的な教育ではなく、自分で考え自分で判断できるようになることであります。このことは、「自立学習」、「共同学習」という点からは「自分らしく生きる自立意識（自立性・個性）」を育む自立学習のまさに模範であるといえます。

片田教授は『津波は怖い』という『脅しの防災教育』では、どう行動するか考えることにはつながらせません」と述べます。また子どもたちの関心を持続させるために一つ一つ納得させることを重視し、まず釜石というまちに住むとはどういうことかという話から始めます。海の幸豊かで、風光明媚なこのすばらしい釜石に住むためには、時には大津波を避けることも必要だと教えます。今では、和歌山県を始め全国で釜石の防災教育に習えと取り組んでいます。「いじめがなくなった」

「学力が向上した」という報告がいくつかの学校から寄せられているそうです。（2013.3.12 尾木直樹 VS 片田敏孝対談「釜石の奇跡が変えたもの」より）模範となる釜石の防災教育について紹介させていただきました。

そこで、区における防災教育はどのように実施されており、その内容はどのようなものかお伺いします。

〈危機管理担当部長答弁〉

大串議員の防災・減災対策に関するご質問にお答えいたします。

未曾有の大災害となった東日本大震災から3年が経過しようとしておりますが、いまだ2,000人を超える方々が行方不明となっており、復興もまだ道半ばでございます。この震災では、地域社会が一体となって自然災害に立ち向かう「地域防災力」の重要性が改めて認識をされました。災害対応においては、行政の責任が大きいことは言うまでもございませんが、一方で、行政による対応には限界があり、区民一人一人や事業所、地域団体等、民間の各主体の自立的な取り組みが不可欠でございます。

まず、区民一人一人が防災に対する「自助」の意識を高め、自らの命と生活を守るようにすることが第一であり、それが可能となるように行政が後押ししていくことが重要でございます。さらに、災害時には、地域で互いに助け合い、支え合うという「協助」の意識を高め、行政とも連携しつつ、多様な主体が積極的に地域を守る社会づくりを進めていくことも肝要です。

一方で、区におきましても、東日本大震災で明らかになったさまざまな防災上の課題を踏まえ、2カ年にわたり震災対策の全面的な見直しを行いました。平成23年度には、これまでの防災対策を大きく見直し、平日昼間、休日昼間、夜間の発災時間帯別の対策を策定いたしました。また、平成24年度には、特に重点的に検討すべき事項であります避難所運営、帰宅困難者対策、情報連絡、本部運営、女性の視点での防災対策につきまして、それぞれ庁内に作業部会を設置して検討を進めてございます。また、災害対策特別委員会でも活発な議論をいただき、そこでいただいたご意見等も防災対策に反映させました。

そして、「自助・協助・公助」の理念に基づきまして、千代田区の地域特性を踏まえた「千代田区地域防災計画」の修正を行うとともに、千代田区災害対策基本条例に基づきます「千代田区災害対策事業計画」を更新したものでございます。

しかしながら、防災対策に終わりはないという認識のもと、地域の状況や最新のデータに基づきまして、今後も随時見直しを図る必要がございます。特に、ご指摘のように、「社会の厚みをつくり、社会の底上げを図っていく」ためには、千代田区災害対策基本条例が掲げる「協助」の理念の実現が不可欠でございます。地域コミュニティの醸成や、千代田区にかかわる広範な人々との連携など、「協助」の実現に向けた課題には、引き続き全庁的に取り組んでまいります。

今後も、地域や関係機関と連携しながら、安全・安心なまちの実現に努めてまいります。

〈子ども・教育部長答弁〉

大串議員の、防災教育の実施とその内容についてお答えいたします。

東日本大震災の際、自分で考え、自らの判断で高台に避難して、99.8%の児童・生徒が津波から逃れることができた「釜石の奇跡」は、震災後の防災教育のあり方を大きく変える契機となりました。何よりも児童・生徒一人一人が、自らの命を主体的に守る姿勢を身につかせたことに大きな意義があったと思います。

各校園においては、「自ら身を守る知恵と行動力を持った子どもを育てる」ことが重要であるとの認識のもと、毎月実施する避難訓練を、子どもに訓練時刻や内容を報告しないで、授業時間以外のさまざまな時間帯で実施する等、訓練の仕方をより実践的なものに変えてまいりました。このことは、有事の際に想定外のことが起こったとしても、子ども一人一人が自ら判断し、自らの命を主体的に守る行動力を身につけることにつながると考えております。その際、避難の仕方等については、すぐに避難行動をとるのではなく、落下物に注意しながらその場にとどまるなど、置かれた地域や現場の状況により異なるものであることも認識する必要があると考えます。

また、災害時に、自他の生命を守るための態度や行動力を育成するため、平成24年度より、各小学校で、「本所防災館」等の防災学習施設において、首都直下地震の発災から避難までの一連の流れの体験などの防災教育を実施しております。

さらに、中学校・中等教育学校においては、まずは自らの命を守り、安全が確保できた上で、周りの人を助けることができるよう、専門家の指導による実践的な救命講習会を実施しています。

今後は、学校教育の中での防災教育にとどまらず、地域が主催する防災訓練に子どもが参加できるように、地域と協働した防災教育もあわせて推進してまいります。

## 震災の教訓について

### ▼平成25年第3回定例会

平成25年第3回定例会にあたり、公明党議員団を代表して質問を行います。

3.11大震災から早2年半が経過しました。奇しくも東京でのオリンピック開催決定を知らせるニュースが入った9月8日、その日の新聞には「震災関連死 直接死上回る」とのショッキングなニュースが掲載されました。福島県の避難所など、生活疲労や精神的ショックなどで亡くなる震災関連死が8月末で1,539人となりこの二年半で直接死をまもなく上回るだろうとの記事でした。震災により地域のコミュニティも共同体もなくなったことが避難者をいっそう孤独にし、そのことが生活疲労や精神的ショックを拡大させたのではないかと思います。オリンピック開催を迎えるにあたり、一日も早い真の復興と原発事故の収束を願うものであります。

質問は、改めて3.11大震災の教訓を確認し、その上で、目指すべき社会の方向性を問い、関連するエネルギー政策について提案を行うものです。

最初に、震災の教訓についてであります。

災害は、その時の社会の脆弱さを浮き彫りにすると言われます。3.11大震災も例外ではありません。電力システムや中央集権の行政官僚システムの脆弱さを明らかにしました。と同時にそれらのシステムに私たちは依存していたことを改めて知ることとなり、はっとさせられたのでした。絶対安全の防波堤、絶対安全の原発、間違いない行政官僚制などへの依存です。しかし、それらのシステムは、平時はともかくいざという時はまったく機能しないということが明らかとなり、システムへの過度な依存は危険であるということを確認しました。3.11大震災はまさに「依存する社会」の脆弱さを浮き彫りにしたのです。

この大震災の教訓とは何だったのか、私たちはきちんと学び、後世に伝えることは勿論、今後の社会の向かうべき方向性を考えていかねばなりません。

今後の社会ということでは様々な意見がありますが、大きくは二つの意見に分かれると思います。一つは、国家の力、国家のシステムをより強く、より大きくしようというものです。もう一つは地域の絆と連帯で社会の厚みを作り社会の底上げを図っていくというものです。前者は、震災の教訓をシステムのさらなる強化と捉え、後者は、システムへの過度な依存から脱却しその分地域コミュニティの形成と共同体の自治へ向かうことを教訓とするものです。

このことについて、東京大学大学院教授の姜尚中氏はこのように述べています。「今の日本に必要なのは国家の力を肥大させることではなく、アソシエーションの構築なのです。『私は社会から支えられている。私も社会を支えるために努力しよう』という個人が増えればいい。フランスの政治思想家トクヴィルは、フランス革命に受け継がれてゆく旧体制下の行政の集権化を問題にしました。行政の集権化が進むと、『後見的な権力』によりかかる人々が増えて無気力な市民になってしまうというのです。戦後日本もまた、残念ながら『人任せの民主主義』で歩んできてしまいました。『人任せの『おねだり民主主義』を脱却するためには、日本列島のあちこちに『中間的集団を網の目のように張り巡らさなければなりません』（「潮」本年7月号）と。

また、首都大学東京の教授で社会学者の宮台真司氏はこう述べています。「ギネス級の堤防があって全滅した所もあれば低い堤防しかないのに『想定に囚われず、全力で逃げろ』の教えでほぼ全員が助かった所もあった。『絶対安全な』原発にせよ堤防にせよ〈システム〉過剰依存が〈システム〉崩壊の際に地獄を来す。なのに『もっと高い堤防を』『もっと安全な原発を』は愚昧だ。防災に限らない。欧州では共同体が〈市場〉や〈国家〉などのシステムに過剰依存する危険を共通認識とする。だから、スローフードや自然エネルギーが普及した。日本はグローバル化で〈市場〉と〈国家〉が回らなくなって以降、自殺・孤独死・高齢者所在不明・乳幼児虐待放置が噴出した。〈システム〉過剰依存による共同体空洞化が原因だ。『反省すべきは共同体自治の脆弱さだ。復興は共同体自治に向かうべきだ』（「原発社会からの離脱」P.5）と。

この姜氏、宮台氏の意見に大いに賛成であります。私もこの「過度な依存」ということでは、平成18年第二回定例会、また平成20年第三回定例会にて、『『過度な行政依存』はコミュニティの形成にむしろ逆効果になる』と注意が必要であることを指摘させていただきました。

震災の教訓とは、想定を増やすことでも、もっと高い堤防を作ることで、もっと安全な原発を作ることでありません。また国家やシステムの力をより強く、より大きくすることでもありません。私たちは、個人や共同体が過度にシステムに依存することの危険性を認識し、コミュニティの形成や共同体の自治へ向かわねばならないことを教訓として学んでいかねばならないのではないのでしょうか。

そこで、最初に、区長に3.11大震災の教訓をどのようにとらえられているのか、お伺いします。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

私からは、3.11の教訓をどのように捉えているか、あるいは、「豊かな地域社会」とはどういう考え方をしているのかと、この2点について答弁をいたします。

今まで大串議員からさまざまなご質問の中でご意見が出ました。私、基本的には、大串議員の考え方にほとんど一致しております。むしろ賛同する部分が大変多いと思います。

ところで、まず、現代の社会は大変利便性を求めている中で、過度の、あるいは膨大なシステムの上に全部乗っております。そうした中で、一たび、ある1カ所がトラブルが起こりますと、ほとんど生活するのが非常に難しいという社会になっている。まさに大串議員からお話がありました、依存する社会というふうになっている。確かに、そのことが、むしろ地域のコミュニティ形成だとか、そういうものをやや阻害しているんだらうということが、今回の3.11で改めて再認識をしたところでございます。

ある面では、過度な行政依存、あるいは、何でも行政がやるんだと、こういう社会というのは、本来、地域コミュニティだとか、地域をつくっていくという意味では、やや違うのではないかと。まず、その地域の人が主体的に何をやるかという、そういう社会づくりが肝要だろうと思います。

ところで、「豊かな地域社会」というものについて、今年の第1回定例会で申しましたが、何回か、私は申し上げてきております。私なりに改めて、この「豊かな地域社会」というものを整理をさせていただきますと、まず第1点は、その地域を構成している方々に支えられている地域福祉がきつとできています。地域福祉の中には子育ても、あるいは高齢者の問題もある。それから、第2は、やはり歴史や文化を大切にす地域社会であろう。そして、文化や芸術活動が活発な地域であること。そして第3が、地域を構成している方々が主体的に学びということを繰り返してできる社会であろうと思います。さらに、第4として申し上げるならば、まち全体が安全・安心感が持てる社会であろうと思います。そうしたことが重なって初めてつながりを築く、包容力のある地域社会になるんだらうと思います。あるいは、「豊かな地域社会」になるだろう。

そのためには、「豊かな地域社会」をつくっていくために、さまざまな分野で、行政もさまざまに取り組みわけでございますが、基本的にはそこに構成をしている地域住民が、さまざまな場面で、それぞれの地域の課題に関心を持ち、住民自身が解決をするためのさまざまなアクションを起こしていくということも、「豊かな地域社会」をつくるベースになるだろうと思います。ある面では、そうしたことの繰り返し、「豊かな地域社会」というものをつくっていくもとなり、そして、真の意味での共同体、あるいはコミュニティというものをつくっていくことになるんだらうと思います。ある面では、行政もさまざまな施策をこれからも進めなきゃいけないわけでございますので、ぜひこうした中身について、これからも多様なご提言、ご意見を賜りたいと思います。

なお、詳細については、関係理事者をもってご答弁をいただきます。

〈環境安全部長答弁〉

次に、東日本大震災の教訓についてのご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

この大震災では、地域社会が一体となって自然災害に立ち向かう「地域防災力」を向上させることの重要性が改めて認識されました。災害対応において、行政の責任は大きいものでありますが、一方で、行政による対応には限界があり、区民一人ひとりや、事業所、地域団体、ボランティア等を含む民間の各主体の自立的な取り組みが不可欠でございます。まず、区民一人ひとりや防災に対する「自助」の意識を高め、自らの命と生活を守れるようになることが第一であり、それが可能となるように行政が後押ししていくことが重要と考えております。さらに、災害時には地域でお互いに助け合い、支え合うという「協助」の意識を高め、行政とも連携しつつ、多様な地域主体が積極的に地域を守る社会づくりを進めていくことも肝要です。

そのような「協助」の実現には、日ごろの防災訓練、清掃活動、地域のパトロール、高齢者や障害者の見守りなどを通じて、平素から地域の交流を深めることが大切であり、それが災害時の協力支援体制につながっていくものと考えております。

区といたしましては、地域防災力の向上に向けて、「自助」「協助」をさらに高め、区民を初め、千代田区にかかわる全ての人と手を携えながら、安全・安心なまちの実現に努めてまいります。

## 地域防災力の向上を目指して！

### ▼平成21年第3回定例会

平成21年第3回定例会にあたり、公明党議員団を代表して質問を行います。



質問の目的は、あの阪神・淡路大震災の教訓を改めて確認した上で、区の防災対策の今日までの成果と今後の課題を問い、また新たな提案も行い、“地域防災力の向上を目指していく”ことにあります。

さて、早いもので、来年1月である阪神・淡路大震災より丸15年が経過します。被害は死者6432人、全壊建物約10万棟という甚大なものでした。また死者の約8割がその家屋の倒壊に伴う圧死・窒息死という状況でした。

震災の教訓としては、国際公共政策博士の永松真吾氏が著書の中で述べられていることが参考になります。「阪神・淡路大震災の真のインパクトは、課題の発見にあるのではなく、課題への対処の方策についてであった。それまでが、自助・共助・公助という言葉によって、防災におけるそれぞれの主体の役割分担を明確にする『分業』の発想が強かったのに対して、阪神・淡路大震災以降はむしろそれぞれの主体が同じ目的を共有し連携して行動する、すなわち『協働』という発想に、より力点が置かれるようになったのである」（「減災政策論入門」）と。

また、法政大学大学院講師の鍵屋一氏も永松氏と同趣旨のことを述べられています。「防災対策において、住民の自己責任原則による自助、地域の助け合いによる共助を強調し、行政による公助を限定的にとらえようとする動きもありますが、地域防災力は行政が自助努力の必要性を訴えるだけで向上するものではありません。自治体は、困難な問題を市民の自助に押しつけるのではなく、市民とともに悩み、解決策を協働で創りあげなければならない」と。（「地域防災力宣言」増補版）二人とも、「自助、共助、公助が連携し、補完し合う」という考え方で行動していくことが大事であると述べられています。大震災の教訓は多くありますが、このことはとても大事なことだと思えます。

国も都道府県も全国の区市町村も阪神・淡路大震災の多くの教訓をもとに、それまでの防災対策を見直し、新たな防災対策に取り組んできたと思います。この15年を仮に第1期とすれば来年よりは第2期、次の15年がスタートすることになります。

千代田区としても大震災の教訓がいかされたのか、この15年間の防災対策についてきちんと検証し成果と課題を一度整理する必要があると思います。そして来年の1月17日にはその結果も踏まえて区民に向けて防災対策の今後の取り組みを何らかの形で発表してはどうでしょうか。

阪神・淡路大震災以降の防災対策の特徴としては、以下の6点が考えられます。

- 多様な主体による目標の共有と補完・連携の重要性が認識されたこと
- 防災計画にそれまでなかった「減災」という考え方が新たに取り入れられたこと
- 法定計画である地域防災計画とは別に、自治体独自に防災（減災）のための事業計画やアクションプログラム（行動計画）が策定されるようになったこと
- それらの計画には予算の裏付けを伴った具体的な数値目標が記入されるようになったこと
- 数値目標の中心は、まちづくりと連携した建物の耐震補強となっていること
- 「地域防災」という概念が重視されるようになったこと

などがあります。

千代田区においては、平成18年3月に「防災対策基本条例」を策定しました。条例の理念は前文に以下のように謳われました。「災害時に千代田区にあるすべての人々が相互に助け合い、支えあうことを新たな理念としてとらえることが必要であり、これを『協助』とする。このような『自助』、『協助』、『公助』の理念のもとに千代田区に関わるすべての人々及び行政が相互に補完しあい、連携していくことにより災害対策に取り組んでいく」と。つまり、自助、協助、公助が補完し合い、連携するという理念をもって災害対策に取り組むことを宣言しました。ドイツのある市の条例ですが「市は市民の自助を補う」との文言が第1条の第1項に謳われていて、大変印象深いわけですが、区の条例も前文に「自助、協助、公助が補完し合う」と謳ったことは負けないくらいインパクトがあります。まさに阪神・淡路大震災の教訓を生かした理念といえます。

この基本条例の第20条では「災害対策事業計画」の策定を義務付けています。条例策定と同じ年（平成18年）の6月に計画は策定されましたが、この計画の特徴はなんといっても具体的な数値目標を設けたことにあります。計画にはこうあります。

「とりわけ本計画においては、区の災害対策上、重要課題である『地域防災力の向上』と『帰宅困難者対策』について重点的に取り組んでいくこととし、個々の事業のうち数値目標を掲げられるものについては具体的な減災目標（5年後）を立て実現に向けて取り組んでいくこととします」と。

例えば、「地域防災力の向上」としては、「耐震化の促進による全壊棟数の削減」251棟→190棟などを始め9項目の数値目標がしめされました。事業計画として、当然それぞれの数値目標には予算の裏付けも伴っています。

本来ならば、防災に関するマスタープランとしての「地域防災計画」に数値目標を掲げて庁内はもとより関係機関との連携のもと総合的に総力をあげて対策を推進すべきです。しかし、国、都、区の現在の計画体系が未だ上下の関係にあることや、修正・見直しの仕組みに限界があり実効性が伴いません。真に実効性ある「地域防災計画」とすべく国の災害対策基本法も含めた抜本的な見直しが必要な時期にきていると思います。

それはさておき、“防災対策に取り組んできたこの15年間の成果と課題を整理し、次につなげたい”ということでは国も都も区もそれぞれが計画の検証を行う必要があります。また検証した結果を対等な関係にたって突合せを行い、区で難しい課題については都が補い、都で無理なことは国がそれを補うというように調整し、それぞれの次期の計画に反映させていくことが必要です。

区は、大震災の教訓を生かし、条例でその理念を明確にし、行わなければならない防災対策を数値目標の入った事業計画としました。条例と事業計画を策定したことは実効性ある防災対策を行うための大きな成果だと思えます。この計画は期間が5年で来年度がその最終年度にあたり、計画の改訂も来年度予定されています。

そこで、今日までの災害対策事業計画で掲げた数値目標の達成状況はどうか、また今後の課題として残ったもの、また新たに課題として出てきたものは何か、お伺いいたします。さらに、次期計画への改定の方法と計画の特徴はどういう点になるのか、合わせてお伺いいたします。(一自助、協助、公助が補完し合う計画とするのだから、改定の方法としては行政のみで行うのではなく区民、大学、NPO、企業なども参加してもらうこと。特徴としては単なる庁内の行政計画とするのではなく、公共計画とすべきである)

次に、自主防災組織としての避難所運営協議会のあり方についてであります。

現在、協議会は避難所となる小学校、中学校ごとに地元町会を中心に設置されています。その数は16協議会であり、会議は年一回開かれています。

先日、(8月1日)麴町小学校にて親子で参加する「ぼうさい探検隊」が行われました。今年で3回目になります。主催は麴町小学校のPTA有志の会「ワーク・わく・クラブ」ですが、一番町児童館と四番町児童館、地元麴町消防団、消防署のレスキュー隊、NPO法人ワカモノまちing、企業では損保協会も協力しました。毎年、20組から30組の親子が参加して防災マップづくりを始め、レスキュー隊や消防団が行う模範訓練を見学します。

自主防災組織ということでは、町会を始めこのようなクラブやNPO法人、企業、大学そして広い意味ではマンションの管理組合も入るかもしれません。それぞれが防災に関して貴重な経験とノウハウを持っています。先ほどの災害対策事業計画には「地域防災組織の充実」の項があります。そこには「地域防災組織が地域の特性に応じて様々な活動を円滑に実施し、また平常時から連携し、補完し合うことのできる仕組みづくりを行う」と書かれています。ここでいう仕組みづくりとは、まさに自助を補う共助としての自主防災組織のさらなる充実を述べているところですが、共助の仕組みづくりということでは、もう一つ、各自主防災組織同士が連携し、補完し合う仕組みづくりをも意味しています。つまり様々な主体・団体が交流し、情報交換もできて、持っている貴重な経験とノウハウを繋げていく場であり、仕組みです。その仕組みの代表が避難所運営協議会であると思います。地域の町会を始め、クラブ(学校PTA)、NPO、企業、大学などが気軽に運営協議会に参加し、GISを利用して必要なマップを使って地域の防災上の課題を出し合い、その解決策について話し合えるようにしてはどうでしょうか。行政の持っている技術また防災情報と地域の様々な力が一緒になれば多くの課題も解決できると思います。このことは正に、区が防災対策の理念とした「自助、協助、公助が補完しあう」という姿であり、また地域防災力の向上につながることであります。その場では、防災を切り口として様々な地域の課題も出てくるでしょう。それをまた皆で解決策を見出ししていくこと、これもりっぱな地域防災力の向上であります。

話し合われた内容で重要な事項は「運営協議会報」としてその地域の全戸に配布してもよいと思います。また話し合われた内容を項目ごとに整理していけば、りっぱな地域の防災計画、今注目されている「コミュニティ防災計画」になるでしょう。多分、計画といっても構えて作ろうと

すると逆に難しく負担になるものです。無理がなく自発的な積み重ねこそが大事であると思います。もし仮に、自発的にコミュニティ防災計画を作成することになった場合のメリットは、参加者は勿論ですが、地域住民一人ひとりが地域の特性や状況を理解することにより防災上の地域の弱点を再認識するとともに、いざ災害時に自分がどうしなければならないのかという防災意識の向上に役立つということがあげられます。

このような「コミュニティ防災計画」作りにすでに取り組んでいる地域のある自治体は仙台市、岐阜市、茅ヶ崎市、静岡県下の各市町村などです。(仙台市太白区ニュータウン町内会の「出さない君運動」死亡者を出さない、崩壊建物を出さない、火災を出さない)

避難所運営協議会の役割(あり方)とコミュニティ防災計画について述べました。

そこで、避難所運営協議会の在り方について改めてお伺いいたします。また避難所運営協議会として、勿論強制ではなく、その地域の特性を踏まえた防災計画(仮称)「コミュニティ防災計画」の策定を提案します。ご所見をお伺いいたします。

次に、「救急医療情報キット」の配布についてであります。

私も最初はこの「救急医療情報キット」といわれてもわかりませんでした。町会の婦人部の方より「港区で行っているのでは非千代田区でもお願いします」とキットの写真を持ってこられたのが、私とキットの知り合うきっかけとなりました。

今日は、ここに現物を持ってまいりました。(現物を呈示)これは冷蔵庫に入れて保管しておくものです。使うのは緊急時と非常時だけです。このキットの中には、この「救急情報」(用紙を呈示)が入ります。内容は、

氏名、住所、電話番号、血液型

かかりつけ医療機関情報

緊急連絡先

服薬と持病の情報

その他(救急隊員への伝言)

介護情報

同意欄

となっています。

また同じように、千代田区ではまだ用紙はありませんが、要援護者の避難支援情報(避難支援プラン・個別計画という)もこの中に入ります。内容は、

避難所

氏名、住所、電話、生年月日

緊急連絡先

住居建物の構造

特記事項(肢体不自由の状況、認知症の有無、必要な支援など)

緊急通報システムの（あり・なし）

避難支援者

となっています。

医療情報と非難支援情報の重なるところもありますので工夫して一枚にしても良いと思います。大事なことは本人確認のための写真を必ず入れることです。そして保健証、診察券、薬剤情報提供書などのコピーも入れておきます。希望者には無料で配布されますが、その対象者は、高齢者や障害者、健康上不安を抱えている人となります。一人暮らしに限らず、同居者がいる場合も希望される人全員に配布されます。

（ステッカーを呈示して）シール性ステッカーは玄関ドアの内側に、磁気性ステッカーは冷蔵庫のドアに貼ります。救急隊が駆け付けたとき、ステッカーが貼ってあればこの家には「キット」があることが一目でわかります。このシンボルマークは世界共通で救急医療を意味する「命の星、The Star of Life」です。

港区ではキット安心「安全と安心は冷蔵庫から」というパンフレットを作成し好評です。申込みについては、①緊急通報システム、②要援護者登録制度、③情報キットの3点セットで行っているそうです。すでに3500名以上の方が利用されているそうです。全国から問い合わせや視察が相次いでいるのもうなずけます。北海道夕張市でも「命のボタン」と名前をつけて500人の方に試験的に導入し、アンケートでは96%の方が「必要だ」と回答しています。

先日、8月4日の産経新聞にもこの「救急医療情報キット」が大きく取り上げられました。「医療情報を冷蔵庫に保管するユニークなシステムは、米国・ポートランド市が実施する高齢者の救急対応を参考に港区が考案した」、「冷蔵庫ならこの家庭にもあるし、すぐ眼につく。外部に事前に個人情報を知らせる必要もないので、プライバシーを守る極めて都会型のシステム」である。また「急病時などで自宅に駆け付けた際に持病やかかりつけ医の情報があれば、迅速に救急措置や搬送選に役立つ。災害時にも有用な画期的な取り組み」と、絶賛の記事を掲載しました。

個人情報については使用を限定するからといってなかなか外には出したがらない高齢者の方が多いと聞いています。この点からも「キット」は画期的であり、福祉と防災の正にヒット商品といえます。

そこで、「救急医療情報キット」を高齢者や障害者また健康に不安を抱える方へ配布することを提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

以上、「地域防災力の向上を目指して」提案も含めて質問を行いました。

地震の被害を軽減するために、総合的な体系を持つ防災対策を計画的に実効性を持って推進されることを望むものです。

区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

災害に強いまちづくりは、区民の最大の願いでありまして、地域住民の生命・身体・財産を守ることが区の使命だというふうに考えております。

ご承知のとおり、私たちの千代田区は首都東京の中心に位置をしております、我が国の政治経済機能が高度に集積する、いわば日本の心臓部に当たります。災害時にも、これらの機能の維持と迅速な復旧が求められることはご承知だろうと思います。一方では、区民は約4万6,000、膨大な昼間区民がおりまして、そうした意味では、そういうことをも考えながら、防災対策を展開していかなきゃいけないだろうと思います。

ご指摘のように、平成18年に災害対策基本条例を制定したわけですが、この条例の理念は、従来の理念と変わりまして、みずから助けるという自助と、力を合わせるという共助と、そして公—公助とをうたいまして、災害対策についての千代田区としての考え方を条例の中に前文あるいは各条文で示したわけでございます。もちろん、「減災」の概念は、自然災害の発生を防ぐことは困難でありますけど、いかに被害を最小限に抑えていくかという観点で、その減災という問題は、かなり私は大切だろうと思います。その中で、条例を受けた5カ年計画という中で、初めて10項目について減災目標を出させていただいたわけでございます。この千代田区の事業計画あるいは条例というものが、多分翌年の東京都の地域防災計画にも反映され、あるいはさまざまな自治体の5カ年計画に減災目標という、そういう数値目標が出てきたというふうに私は認識をしております。このように、災害に対する我々の思いというのは、こうした条例なり減災目標という形で出したわけですが、現実には必ずしも達成が十分ではないというふうに、今の段階で進捗状況を見ますと、そう思っております。

そこで、ご提案の阪神・淡路大震災にちなんで制定された「防災とボランティアの日」に、何らかの形で減災目標のこれまでの達成状況等をきちっと区民の皆様方にお示ししながら、次の改定計画に反映をしまいたいと思います。このことは、区民の皆様方みずからご努力していただくもの、行政がやるもの、そうしたことが減災目標の中に入っておりますので、改めて1月17日のメモリアル・デイ、その日になるか、もう少し前になるかわかりませんが、はっきりと進捗状況と課題を明らかにさせていただきながら、今回の改定に向けて、そうしたことを踏まえながら、今回の改定を進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、その他に、あるいは詳細にわたりましては、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〈保健福祉部長答弁〉

大串議員の高齢者や障害者へ救急医療情報キットを配付する提案についてのご質問にお答えいたします。

この事業は、医療情報や緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れて自宅に保管し、万一の緊急時に備えるもので、高齢者等の安全で安心な生活を支える1つの事業であると考えております。

一方、千代田区でも、救急医療情報キットと同様に、ひとり暮らし高齢者等の生活を支援する事業として、高齢者等の見守りや緊急通報システムの導入など、さまざまな事業を進めております。このため、まずは安否確認や見守り体制の整備といった観点からの現在の実施している事業に重点を置き、着実に推進するよう取り組んでまいりたいと考えております。

〈環境安全部長答弁〉

大串議員の防災に関するご質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、平成18年6月に策定した災害対策事業計画の達成状況についてのご質問でございますけれども、災害対策事業計画では、「地域防災力の向上」と「帰宅困難者対策」を区の災害対策上の重要課題と位置づけて、その実現に向けて、これまで取り組んでまいりました。

具体的には、災害時要援護者対策については、要援護者名簿を整備し、地域住民の方々と防災機関で情報の共有化を通じて、各避難所ごとに救援体制づくりを進めてまいりました。また、帰宅困難者対策については、区内全域をカバーする目標数値である4つの地域協力を結成し、啓発活動に加え、避難誘導や帰宅のための情報提供や飲料水の配布などの支援をしてまいりました。さらには、区内の8大学との防災協定を初めといたしまして、区内ホテル、家電小売店、業界団体と多様な災害時協力協定を締結するなど、自助・協力の充実を図ってまいりました。一方で、企業備蓄率の向上や住宅・建築物の耐震化の促進といった分野におきましては、さらなる取り組みの強化が必要であると認識しております。

災害対策事業計画の改定におきましても、その基本的な考え方を踏襲してまいりますが、減災目標未達の原因を初めとして、事業計画を総点検し、地域の実情や区民の皆さんの意見を踏まえて、さらなる事業手法の創意工夫を図ってまいります。

次に、避難所運営協議会についてですが、避難所運営協議会は、家屋の倒壊やライフラインの途絶等で避難所生活を余儀なくされた方々が自主的に円滑な運営活動ができるように組織されたものでございます。地域の中で最もコアなメンバーによる地域主体のコミュニティを形成することが肝要であります。こうした方々がひざを交えて話し合う中で、地域の実情を踏まえた図上訓練や防災マップづくり、災害時要援護者の救援体制の整備などを通じて、地域の課題を住民みずからが主体的に整理し防災計画としていくことは、極めて有用と認識しております。区はこうした取り組みに際して、警察・消防機関やボランティア組織と関連づけた行動指針の作成などについて支援してまいります。

〈再質問〉

13番大串ひろやす、自席から再質問させていただきます。

まず、次期計画の改定の方法と、それから、次期計画の特徴についてはどうですかという質問をしたんですけど、ちょっと部長の答弁の中にはなかったと思うので、それはお願いしたいと思います。特に、計画の改定の際には、自助・協働・公助がそれぞれ補完し合って行っていく防災対策ですので、決して、単に公助だけが行政のみの計画であってはならないと思います。やはり自助・協働・公助、それぞれの方が参加して、この次期計画の改定に臨めるように、そういう方法を考えていただきたいということが1点。

それから、計画の特徴としては同じですけれども、単なる行政計画ではなくて、公共計画、要するに皆の行動する計画だという性格をしっかりと出して行っていただけたらいいなと思いますので、その点、答弁、もう一度お願いしたいと思います。

それから、成果と課題のほうですけれども、この要援護者対策は福祉部と防災課が連携して行う、それから、建物の耐震化、これはまちづくり推進部と防災課が連携して行う。いずれも未達というか、しっかりした成果が出なかったんですけど、これは庁内でもうちょっとしっかり連携ができなかったものかということです。例えば、耐震化の問題であれば、まちづくり推進部では耐震化計画があります。別途ですよ。ですから、防災課のつくっているこの事業計画の目標と、まちづくり推進部の行っている耐震化計画というのがリンクしていない。それぞれがばらばらに進めたら成果は余り上がらないと思います。一度、庁内でよくその辺は連携をとっていただいて、総合的に取り組むから総合計画として意味がありますので、よろしくお願ひしたい。

それから、要援護者対策ですけれども、これも、福祉部がやっている高齢者対策とそれから防災課が行っている要援護者対策、対象はほとんど重なっていますので、これも連携してやってもらいたいと思います。ついては、僕は要援護者対策については「救急医療情報キット」、これは何かこっちの事業があるからこれはできないんだみたいな答弁でしたけれども、そうじゃないんですよ。これを使いながら、今、千代田区でやっている高齢者の見守り事業も一緒にやるんですよ。これがあれば、個人情報を出したくないというお宅も、これに入れて、「じゃあ、うちは冷蔵庫に入れるからいいです」となるじゃないですか。これは一緒にできるものですよ。何かこれがよほどの予算がかかるんだったら別ですけど、容器代だけです。もう全然できると思います。だから、その辺は保健福祉部としてはもう一度答弁してもらいたい。これを使って高齢者の見守りも、それから、災害者の要援護者対策も一緒によるヒット商品というか、これを使ってやるんですよ。僕は、これはポータランド市がやった、それから港区がやった、今では日の出町もやった、夕張市もやった、恐らく全国が入っていくと思いますけれども、ぜひ千代田区でも、都市型のシステムとしてお願いしたい。これももう一度、答弁をお願いします。

以上で再質問を終わります。

〈区長答弁〉

大串議員の再質問のうち、減災目標の絡みで再答弁いたしますと、私の答弁がご理解いただけなかったのかもわかりませんが、防災とボランティアの日に、現在の計画の進捗状況等をきっちり公表し、何ゆえに状況が到達していないかということも含めてしっかりと公表し、そして、その中で区民の皆様方がいろいろなご意見をいただけるだろうと思います。そして、次期改定計画に反映をしたいということを私は申し上げたわけでございますから、ぜひ、その辺については、それぞれの所管がいろいろありますが、そうしたことの課題も含めて公表をしていく、途中経過として公表すると、こういうことを申し上げているので、ご理解を賜りたいと思います。

その他については、関係理事者をもって答弁いたさせます。

#### 〈保健福祉部長答弁〉

大串議員の「救急医療情報キット」の件につきましての再質問にお答えいたします。

先ほども答弁したとおり、ひとり暮らし高齢者等の支援事業につきましては、まず、安否確認のことが必要であるというふうに考えております。現在、緊急通報システムは200世帯の高齢者の方しか入っていないというような現状がございますので、その辺のさらなる普及、それから、地域の方が入っていただいている見守り隊が今年度中に起動する予定でございますので、部といたしましては、そういったことについて重点的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### 〈環境安全部長答弁〉

大串議員の再質問にお答えいたします。

1つは、先ほど区長もお答えしている部分もありますけれども、改定の方向それから特徴というのは、より地域の実情であるとか区民の意見を踏まえてつくっていくということで、自助・協働・公助の考え方は特に変わりはありませんが、それは引き続き踏襲してやっていくということでございます。それから、連携についてなんですけれども、耐震化計画については、まちづくり推進部との連携、それから、要援護者については保健福祉部との連携でございますが、情報交換等をやっていますが、まだそれは足りないというふうに私も認識しておりますので、この策定に対しては、その連携をさらに強めて進めてまいりたいというふうに思います。

### 減災対策の推進について

#### ▼平成18年第1回定例会

平成十八年第一回区議会定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

自治体として取り組むべき重要課題としての防災・減災対策について質問させていただきます。

今から11年前の平成7年におきた阪神・淡路大震災は、それまでの防災対策の様々な点を大きく見直すきっかけとなりました。それは、区長も召集挨拶で述べられましたが、一つは防災対策の中心が減災対策に移行したこと、もう一点は今まで「公助」中心の防災対策であったものが、「自助」、「共助」、「公助」それぞれが大事であり、それぞれの力を最大限発揮することにより防災・減災対策を推進していこうと変わったことであります。大きくはこの二点に集約できると思います。

私たちは天変地異など自然災害の発生を防ぐことはできません。しかしその被害を小さくすることはできます。この被害を最小限に抑えることを目標として対策を講じていこうとすることが減災対策です。「防災」というと予防、応急、復興対策と範囲が広く行うべきことが多いのに比べ、「減災」は、被害をもたらす要因、被害を小さくする要因を分析し効果的な対策を選択しそこに資源を集中することで被害を減らそうとする考え方であります。防災の目的は、区民の生命、自由、財産を守ることにあります。であるならば地震が起こった後の対策も大事ですが、むしろ地震が起こる前に被害を少なくするこの「減災」対策がきわめて重要であります。

「自助」、「共助」、「公助」という考え方については、防災の分野ではもうあたりまえになってきていますが、近年「自助」、「共助」を強調しすぎて行政の行う「公助」を限定的にとらえようとする動きには注意をせねばなりません。例えば平成14年12月に全面改訂された「東京都震災対策条例」であります。「自らの命は自ら守る」という自己責任の原則を基本理念に据え、都民及び事業者の責務と役割を強化しました。その結果、以前の条例では規定されていた「必要と認め一般建築物に対する耐震診断」は原則として都民、事業者の責務であるとして削除されました。一方で地域防災力の向上を訴えておきながら、区民の役割、企業・団体の役割、自治体の役割と峻別し自治体が自助努力の必要性を訴えるだけで地域防災力の向上は果たせるのでしょうか。結果はむしろ逆効果でしょう。自治体は困難な問題を区民の「自助」に押しつけたりするのではなく区民とともに悩み、解決策を協働でつくりあげていかねばなりません。「自助」、「共助」の力が最大限に発揮できるよう「公助」の役割と責任はあると思います。その点、千代田区においては、「他人を尊重し気遣い手を取り合って生きる」という「共生」の精神・理念があります。防災・減災対策における「自助」、「共助」、「公助」の関係においてまさにその理念は必要ではないでしょうか。つまり、自立と助け合いの精神を尊重するということであります。

さらに「協助」ということでは、神田和泉町・佐久間町に全国でもその模範となる歴史があります。佐久間公園にその「防火守護地」の石碑があり、石碑にはこう刻まれています。「この付近一帯は大正十二年九月一日関東大震災のときに町の人が一致協力して努めたので出火をまぬがれました」と。この「協助」の源となったのは今で言う「地域コミュニティ」でありましょう。その良き伝統は区内の多くの地に今日まで引き継がれていると思います。

そこで、理念と歴史がある千代田区として、これからいかに減災対策に取り組んでいくのか、その基本的な考え方を区長にお伺いいたします。

次に、減災対策推進にあたっての具体策についてであります。

最初に、建物の倒壊をいかに防ぐのかということであります。減災対策の筆頭にあげられる政策課題でもあります。

阪神・淡路大震災は、建物の倒壊を防ぐことがいかに減災対策として重要かについて教えてくれました。震災直後になくなられた方は約 5500 人ですが、その内の 9 割は住宅の倒壊で、残り 1 割は家具の下敷きになって圧死または窒息死で亡くなりました。しかもその 90%以上が発生してから 15 分以内に亡くなっており、ほとんど即死状態であったそうです。死亡した原因の大半が建物の倒壊であります。全壊した住宅は約 10 万棟あり、その住宅の約 8 割は昭和 56 年の建築基準法の耐震基準改正以前のものでありました。いわゆる旧耐震であります。仮にこれらの住宅をすべて耐震改修・耐震補強していたならば、改修した住宅の全壊率は 1%以下になるとされていますので、全壊住宅は 1 千棟で犠牲者も 60 数名にとどまったであろうといわれています。

このことを貴重な教訓として、震度 7 や 6 強が予測される首都直下型地震に対して、被害を最小にするためには、まずは室内の安全である転倒防止も含めてですが建物の耐震補強をして住宅を強くすることです。自治体として区民の生命・自由・財産を守るためには、それを区民の自助努力に任せるのではなく政策的に耐震補強を推進する必要があります。この点、区として平成 16 年度から実施している「家具の転倒防止器具取り付け事業」、今年度から実施した「建築物の耐震診断助成」、また来年度から実施される「マンション等の耐震改修助成」、制度としてさらに拡充された「木造住宅耐震促進事業」など建物の倒壊を防ぐための施策は充実しました。マンションの多い千代田区において自ら耐震診断や耐震改修・補強をしようとしても費用がかかりすぎるという声があるなか、このような助成制度ができたことは大いに評価できるものです。あとはいかに自治体として耐震改修・補強を進めていくかです。制度は作ったが実績があらなかったとならないようにしたいものです。せっかくの減災対策も進みません。私は具体的に推進するための方法として二点提案したいと思います。

一つは、地域防災計画の反省点を踏まえてということになりますが、具体的数値目標を示して進めるべきではないかということでもあります。地域防災計画の反省点とは、肝心な予防対策に数値目標が示されていないため被害軽減が進まなかったということでありました。耐震改修・補強の推進は減災対策の柱の政策でもあります。千代田区としての現状、目標とする年限、目標である予想される効果など具体的な数値目標を示して進めてはどうでしょうか。「自助」、「協助」、「公助」それぞれが施策の目的と期待される効果を共有することが重要だからです。

国は昨年 2 月に内閣府の中央防災会議の専門調査会が、首都直下型地震について今後 10 年以内に 30%、30 年以内に 70%の確立で起こると予想しその被害想定をまとめ発表しました。詳しい数字は省きますが、被害軽減のための建物の耐震化について今後 10 年で 90%までにするという目標数値を掲げました。またつい先日東京防災局は地震による死亡者数や建物の倒壊数などの被害予想を公開しました。千代田区は死亡者数 44 名、建物全壊数 764 棟、帰宅困難者 57

万人、今回からエレベーター閉じ込め台数も発表されましたがそれは 554 台であります。(マップを提示しながら)これはその東京都防災局の Web サイトよりプリントアウトしたのですが、地面の揺れやすさこちらは東京湾北部地震 M7.3 の場合の震度分布です。千代田区は地盤もゆれやすいところもありますよというところに、首都直下型地震が発生したらその揺れは震度 6 強ですよ、とこれらのマップは注意をうながしています。残念ながら区別のさらに詳細なハザードマップまでは公開していません。こちらは同じく東京都都市整備局が公表しています地域倒壊危険度マップです。こちらは相対評価となっていますが町ごとの建物の倒壊危険度が示されています。地盤の強度と建物の建築年と構造などにより作成したとのこと。5 段階中最も安全が 1 危険は 5 となっています。千代田区内は 1 から 3 が多い。担当者は、今後は耐震補強を行った建物のデータをどう取り込んでいくか検討しているところで話す話されていました。

さて、このような状況の中、区としての建物の耐震化の現状はどうなっているのか、マンションや木造住宅合わせて建物の何%が安全な建物であり、倒壊の危険度の高い建物、またそのおそれのある建物などをまずは把握する必要があります。その上で改修や補強が必要な建物が何棟あるから、何年までに何%まで改修・補強を完了させる。その結果、災害時に予想される死亡者数は何人まで軽減できる。また得られる経済的効果はいくらです、と示すことができます。例えば「千代田区倒壊建物 0 作戦」と掲げてこれら関係する施策をまとめて計画化し取り組まれてはどうでしょうか。重要性のアピールにもなるし、実効性は上がると思います。

推進するための提案として、もう一点はできるだけ安いコストで信頼できる補強工事や技術などの情報を、行政を始め関係する事業者、NPO、専門家、住民らが共有する仕組みを作ってはどうでしょうか。そして住民が気軽に相談できる体制を合わせて用意することです。この技術や工法の共有については、現在、国や都、各種団体や協会の後援による「耐震補強フォーラム実行委員会」が昨年第一回目の報告書を公表したところでもあります。さらに区がその技術工法の推奨や補強効果の保証を行うなどできれば最高であります。今回の助成制度を利用した改修・補強も大いに進むのではないのでしょうか。

建築物の耐震改修を早期に促進することを目的に、国では昨年暮れに耐震改修促進法の改正が行われたところです。さらに耐震改修に要した費用の一定割合を税額から控除する税制面の優遇策も現在検討されているとのこと。

減災対策の政策の柱でもある耐震補強の推進について 2 点の提案をさせていただきました。

そこで、区として今後具体的にいかに進めていくのか、お伺いいたします。

次に、災害時要援護者対策であります。

災害のまさに直後は行政や地域の支援つまり「公助」「共助」が間に合わないことから、当然「自助」が中心となります。その際、「自助」だけでは助からない人がいます。一人住まいの高齢者、身体・知的・精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児そして外国人などです。自治体とし

ていかに要援護者対策を行っていくかは減災対策として、先ほどの耐震補強がハード面の最重要課題とすれば、この要援護者対策はソフト面の最重要課題であります。

この要援護者対策での成功例としては、阪神・淡路大震災のときの人口1万人強であります。淡路島北淡町（ほくだんちょう）が有名です。住民や消防団員らが、どの家に高齢者がいるのか、しかもどの部屋で寝ているかまで知っていたため、地震直後から素早い救助活動がなされました。その日の午後4時52分には町内全域の救助活動を終了し、行方不明者ゼロを確認したそうあります。

千代田区でも町会や商店会、また消防団や消防署など防災関係機関なども地域に密着した活動を日常から展開しており、いざというときの貴重な「協助」の力があります。反面、最近では新しいマンションも増え全ての要援護者を地域で把握することは不可能となってきています。昨年の国勢調査のための調査を地域の人たちが行いましたが、作業が大変困難であったことからそのことがうかがえます。そこで「公助」の助けが必要でありその体制をいかに構築していくかが大きな課題となっています。日常から要援護者を支援している福祉の関係者、ケアマネージャー、ホームヘルパーなどの方々と地域の方々がどのように役割を分担し、災害時、いかに早く効果的に救助活動と安否確認ができるようにするのか検討が必要です。まずは「公助」としての役割を果たすには区内で要援護者対策推進に際して福祉部門と防災部門との連携を進める必要があります。より実効あるものにするために区内横断的な専門の災害時要援護者対策推進の課を設けるなどしてはどうでしょうか。そこでは要援護者に関する情報の共有化、避難支援プランの作成、要援護者参加の訓練、災害時の要援護者への情報伝達、避難誘導、安否確認・非難状況の把握、避難所での支援まで考えて行う必要があります。「公助」としてそこまで行って初めて、地域の「協助」も最大の力を発揮できることとなるのではないのでしょうか。

そこで、区として災害時要援護者対策をいかに推進していくのかお伺いいたします。

次に、防災教育についてであります。

残念ながらこの11年間変わらなかったものに防災教育があります。

現在、小学校・中学校で行われている防災教育は主に「避難訓練」であります。真の防災教育の目的は、いざ災害というとき子どもたちが自ら自分の身を守ることができるということであり、そしてそのために必要な知識、技術を身につけることにあります。避難訓練も大事ですが、いつも先生の指示に基づいて逃げるだけならば、防災意識、知識、技術の習得にほとんど結びつくとは思えません。地震がどのようなものかわからなければ地震への対応を真剣に考えることはできません。まずは子どもたちが地震発生から時間の経過に伴って、自分の周辺でどのようなことが起こるかを具体的にイメージできることが重要であります。そしてその状況に対して適切に対応できるよう自ら考えられるようにする。そのためには実践的でリアリティのある教育を子どもたちの発達段階に応じて積み重ねることが必要であります。子ども自身が主体的に防災について考え、行動できるようになることが防災教育の目的の「災害から子どもたちが自

ら身を守ること」に通ずるものと思います。防災教育と並んで学校では、犯罪・暴力から子どもたちが自ら身を守ることが目的とする「予防教育」があります。こちらの方は現在CAPの行っている「予防教育」が全国的にも認められ多くの学校で行われるようになりました。子どもたちが本来持っている力を発揮することにより暴力から自らを守るというCAPの理念は、防災教育にも必要ではないかと思えます。次世代を担う子どもたちに対し、学校や地域を中心とした防災教育を実施することは、子どもたち自身の生きる力を育むことにもつながることと思えますがいかがでしょうか。

そこで、千代田区としての防災教育についていかにやっていくのか方法や内容等についてお伺いいたします。

次に、災害時の情報の収集と伝達であります。

情報の収集手段としては、各防災機関によるバイクによる現場情報収集、衛星電話を利用したの各地域の自主防災組織からの収集などがあります。伝達手段としては現状スピーカーを通しての防災広報、区のWebサイトでの広報などですので、いざというときには何も情報が入らないかもしれません。千代田区ではまだ実現していませんが、登録していただいた方への携帯メールでの情報提供、地域FM放送局を利用した情報の提供、区の防災広報やFMも受信できる携帯ラジオの配布、熱海市では一台700円のラジオを200円で有償配布し、現在1万台が普及しているとのこと。収集と伝達両方に有効な手段として、アマチュア無線クラブとの協力、すでに実施している例として文京区があります。千代田区では地域クラブを始め消防署や警視庁そして大学や企業にアマチュア無線クラブもあります。9月1日の防災の日には消防署や警視庁は訓練を呼びかけ、いざ災害となったときに協力してくれるアマチュア無線局の情報を蓄積しています。阪神・淡路大震災のときも地域のアマチュア無線局と自衛隊のアマチュア無線局の交信が重要な役割を担うことができたことは有名な話です。

いくつか例を出しましたが、各防災関係機関と区民、区民相互が正確な情報を共有することは、「自助」、「協助」、「公助」の連携とそれぞれの力を最大限に発揮するためにはきわめて重要であります。国、都、自治体や防災関係機関はそれぞれの目的に応じて情報を収集しますが、全体としての共有化がなかなかできません。このため被害の把握が遅れたり、同じ情報が堂々めぐりを繰り返したりする危険性もあります。正確な情報をどう収集し整理し、伝えていくのか。災害対策の一次的機関であります千代田区、そして他の自治体とは異なる地域特性のある千代田区として果たすべき責任と役割はあまりにも重大であります。平常時においてもこれだけの情報の収集と伝達を行う体制づくりは容易ではありません。急ぎ災害時における情報の収集・伝達の体制を各関係機関とも協議し検討すべきと考えます。

そこで、今後区として災害時における情報の収集と伝達のための体制をいかに構築していくのか、お伺いいたします。

最後に、数値目標まで示した減災計画についてであります。

減災対策は今まで述べてきたように防災課だけでできるものでなく、関係する部局はまちづくり推進部、福祉部、教育委員会、環境土木部などにおよび、全庁あげて総合的かつ計画的に取り組まなければ実行は不可能であります。その総合的かつ計画的に実行するためには数値目標まで示したいいわゆる「減災計画」を作成する必要があります。耐震改修のところでも具体的な数値目標の必要性は述べた通りです。現状での地震による被害想定をベースとしてそれぞれの自治体は被害の最小化に向けて取り組んでいくこととなります。5年でこれだけの予算を投じ、そのことによる人的、経済的減災効果はこうである、というようなことが具体的に住民にわかるようになります。また計画作成に関して大事なことは、自助、協助、公助それぞれが参加して、課題（政策課題）を共有しながら一緒になって考え、作成するというプロセスをとるということでもあります。自助、協助を尊重し、重要視するのであるならば当然の作業でしょう。

今回、区として減災計画としての「災害対策事業計画」を策定中とのことですが、どういうものになるのかお伺いします。また「地域防災計画」の課題もあるわけですが、実効性ある「地域防災計画」への見直しをどのように行いどのようなものになるのかも合わせてお伺いいたします。

以上、減災対策について基本的な考え方とまた重要課題合わせて6点について質問させていただきました。

先ほど述べましたが新聞に地震による区ごとの被害想定が大きく報道されました。今自分の住んでいる地域はどのくらいの揺れが想定され、どのくらい危険なのかとの問い合わせも多いと聞いています。地域の方々からの質問や提案をこの度代弁させていただきました。区長並びに関係理事者の前向で明快なる答弁を期待し質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の、減災対策に取り組む基本的考え方についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、災害対策については、従来、一般的に「防災」という言葉が使われてきており、法令はじめ自治体の条例も同様であります。読んで字のごとく、災害を防ぐ、あるいは被害をゼロにする、というイメージが強い言葉・概念です。これに対し、減災は、地震など天変地異の発生を防ぐことは困難であり、これを自然の現象として受け入れ、その被害を最小限に抑えていく、とする考えであり、本区では、条例の基本理念として自助、協助、公助の3つの助により、減災対策を積極的に推進していくこととしております。

減災の推進にあたって、柱となる事項は、災害弱者対策、集合住宅の耐震性の促進、情報の収集・伝達体制の整備、帰宅困難者対策などありますが、それぞれの施策に対し、人的、設備的投資を効果的に投入し、地域防災力の向上を図ってまいります。

招集挨拶でも申し上げたとおり、災害対策は詰まるところ、「人間力」であります。議員言及の神田和泉町・佐久間町の例のほか、区内には、震災や戦災時に人々が力を合わせて町を守ったと

いう類似の話が幾つも伝わっております。先人達の町を思う心は、今も祭りなどの行事に、地域の防災活動等に受け継がれております。私が「共生」の理念を踏まえ、町会の再生と活性化に取り組むのも、このような、江戸から四百年、千代田の人々に脈々と受け繋がれた日本人の温かい心と情緒の種火を絶やすことなく、できれば再び全国に広げていきたいとの想いがあるからであります。

なお、詳細については、関係理事者をもって答弁いたさせます。

〈総合災害対策室長答弁〉

大串議員の、ご質問のうちまず、災害時要援護者対策をいかに進めていくのかについてお答えいたします。

ご指摘のとおり、災害時要援護者対策としては、地域の協力による救済活動が重要と考えます。また、マンション等が増え地域で要援護者を把握していくことが困難になっている状況もあります。このため、区では防災と福祉等関係各部が連携し、各課が所管している、災害時に自力での迅速な避難が困難と思われる高齢者等の名簿を、個人情報保護審議会に諮問し了承を得たうえで、要援護の対象者リストとして作成したところです。今後、約6千名の対象者に対し、救援希望の有無を調査し、その後、希望者への職員による聞き取り調査を実施し、要援護者名簿として整備してまいります。

一方、町会等の自主防災組織による救援救護の仕組みづくりを推進するため、一部モデル地区を設定し、救援救護に必要な人員確保にあたっての課題等を検証しながら救援体制づくりを進めてまいります。合わせて、区と町会等の地域関係者で要援護者情報を共有し、減災対策の着実な推進を図ってまいります。

次に、災害時の情報収集と伝達についてであります。災害時における、正確な情報収集と、伝達は災害対策上、極めて重要な課題であります。このため各防災関係機関との緊密な連携のもと、適切な情報収集と広報活動に努め、被害状況を把握するとともに、緊急対策を実施し、パニック等の二次的災害の防止に努めてまいります。

情報の収集・伝達手段としては、現在、防災行政無線と各連合町会長宅に配備されている衛星電話がありますが、不感地域解消と迅速な情報伝達収集といった点では、多くの課題が残っているのが現状であります。また、今までの情報のあり方は、行政から区民への一方通行になりがちでありましたが、今後は、区民と行政の双方向通信が必要と考えます。

その第一歩として、新年度事業において、携帯電話のメールを利用した希望者への災害情報の配信を開始いたします。

さらに、新庁舎にあわせて多機能な防災情報システムを整備するとともに、屋上に高所カメラを設置し、災害状況の早期把握に努めてまいります。



いずれにしても、災害時における情報の重要性はその速度と確度によって、人的災害等に大きな影響を与えることから、各防災機関、区、区民相互が情報を共有化し、迅速に提供しあえる体制づくりを進めてまいります。

次に「災害対策事業計画」についてのご質問ですが、

区の災害対策事業としては、防災部局が直接実施する訓練や備蓄、避難所の整備等の事業のほか、まちづくりや土木部局が担当するハード施策、福祉や教育部局が担当するソフト施策があります。

策定中の「災害対策事業計画」は、これらの事業を体系化し、中長期的スパンで計画的、総合的に推進していくため今回、初めて策定するものであります。ご指摘の、数値目標の設定等につきましては、科学的データの収集、解析、シミュレーション等が必要となりますが、具体的目標を立て、施策を展開していくことは、区民・事業者にも分かりやすいことから、今後、検討してまいります。

次に、「地域防災計画」の見直しはどのように行うのか、とのご質問ですが、

区としては、今回、新たに基本条例を制定し、その中で、「自助、協助、公助の3つの助により減災に取り組んでいく。また、災害対策事業計画を立て、計画的・総合的に事業推進を図って行く」ことを明らかにしたところであります。したがって、次期の地域防災計画の修正に当たっては、これらの視点に立って、必要な見直しを行って参ります。

〈まちづくり推進部長答弁〉

大串議員のご質問のうち耐震補強の推進についてお答えいたします。

まず、千代田区の建築物の現状ですが、区内のマンション棟数は約五百棟で、その内、約170棟、(34%)が昭和55年以前の旧耐震設計によって建築された建築物です。

また、木造住宅は区内に約千七百棟あり、ほとんどが築後四十年以上経過している状況にあります。一方、昨年11月の耐震改修促進法の改正により、区市町村も耐震改修促進計画の策定に努めることとなりました。これを受けて、千代田区においても、平成18年度に、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項等を内容とする耐震改修促進計画を策定してまいります。

次に建築物の耐震化支援についてですが、耐震改修促進法において建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として、耐震改修支援センターの制度が創設されました。

また、東京都においては、耐震診断・補強設計事務所の登録制度の創設や、耐震改修工法や耐震装置の技術提案の募集を行っています。こうした諸制度の活用や、国・都との連携を図りながら、さらなる情報収集・情報提供に努め、相談体制の充実を図るとともに、今回実施した緊急マ

ンション等の耐震促進事業等を有効に活用して耐震化を促進し、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

〈教育委員会事務局次長答弁〉

防災教育についての御質問にお答えいたします。

防災教育の実施にあたり、次のことを主なねらいとしております。

安全教育の一部をなすものであり、児童・生徒が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解すること、安全に関して自立的確に対応できる判断力や行動力を身に付けること、災害時に進んで、他の人々や地域の安全に役立つことができるような態度や能力を養うことです。特に、突然起こる地震等に対しては、児童・生徒等が瞬時に安全な行動がとれるようにするとともに、臨機応変に対処できるようにするため、効果的に防災教育を進めていく必要があります。

このような考え方にに基づき、区内各学校・園におきましては、防災教育の指導計画の作成や指導体制づくりに努め、避難訓練を含め教育課程の中に位置付け、実施しております。今後、防災教育の実施にあたっては、具体的な災害を想定し、いつどのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう体験型の防災教育の実践をして参ります。

地域の実情に応じ、児童・生徒がそれぞれの地域で自ら考え行動できるよう、総合的な学習の時間の活用等により保護者や地域・関係機関を巻き込んだ教育指導ができる協力体制の確立に向けて、学校を指導してまいります。

## 防災対策について

### ▼平成12年第3回定例会

平成12年第3回定例会に当たり公明党議員団の一員として一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、有珠山噴火、三宅島を中心とする伊豆諸島群発地震、そして東海大豪雨と被災された方々に対し謹んでお見舞い申し上げます。

私は最初に、このような自然災害が相次ぐ中、区の防災について質問させていただきます。

あの阪神・淡路大震災より早5年半が経過しました。その教訓を活かそうと全国の自治体で地域防災計画の見直しが行われ、千代田区でも特別委員会を設置し、防災全体の見直しが行われました。その結果本区の取り組むべき防災対策として、16課題73項目が取り上げられました。そしてこの間、環境の変化は目覚ましく、ヒートアイランド現象によると考えられる都市部における1時間に50ミリを超える集中豪雨がたび重なり発生しています。高齢化、情報化も5年前より急速に変化しており、区の防災全体につき、今再び考え直す必要があると思います。この点につき、非常時防災本部長となります区長の所見をお伺いします。

次に、区の地域防災計画についてお尋ねいたします。大半を地震を想定しての現在の地域防災計画ですが、水害対策についてはわずかなものになっています。多発している都市部の集中豪雨を考えると、水害対策につき見直し・強化すべきと思いますが、いかがでしょうか。

都内 23 区の下水道設備は 1 時間当たり最大 50 ミリの雨量しか想定していません。先の 7 月の集中豪雨は、それをはるかに超える時間当たり 825 ミリを記録し、区内でも幹線道路の冠水と確認できただけでも 26 件の床上浸水の被害が発生しました。道路からあふれた水が地下のお店まで流れ込み、ひざまでつかり、必死で作業をする方、冠水した道路の水の流れは速く、その中、くるぶしまでつかり急ぎ駅に向かう人など、豪雨の驚異を体験した多くの区民、そして在勤者の方々の不安は大変なものがあります。そして、先日の東海集中豪雨は 100 ミリを超えるすさまじいものでした。すべてが予想外のことで、被害も拡大しました。区として都とも連携し、河川も含めた総点検の必要があります。国土庁防災局は「都市部については亜熱帯並みの雨が降るという前提で、防災対策を練り直す時期かもしれない」と指摘しています。これらについて、区長はどうお考えでしょうか。

さて、災害発生時における被害を最小限にとどめるには、区民、企業、区の三者それぞれの実践的行動マニュアルが必要なことは言うまでもありません。区民用として「防災の手引き」が防災訓練の際配られますが、身近に置く貴重な 1 冊だからこそ、もっとそれぞれの地域に応じた、自分の身は自分で守ることができる実践的行動マニュアルでありたいものです。区としては、自治体の初動体制で明確になっていますが、災害は防災課だけで対応するのではなく、全職員が一団となって取り組む必要があります。企業には各企業自らつくるアクションプログラムが求められます。三者がそれぞれマニュアルに基づき行動し、また連携していくことが大事となっています。地域に即し、常に新しい実践的なそれぞれの行動マニュアルを作成・準備すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、最も大事な情報の収集伝達をどうするのかという問題です。

災害時の情報は被災者の命にかかわる情報が多く、一刻も早く危機を回避する情報を区民に提供していかなくてはなりません。おひとり住まいの高齢者に対する連絡はどう行うのか。また、入ってくる情報をどう整理し、正確な情報を迅速に伝えることができるのか。オフサイトセンターを設置し、そこにそれぞれの関係者が一堂に会し、情報を整理する場が求められます。また、防災に役立つための IT の目覚ましい発達もあります。そして阪神・淡路大震災で活躍されたように、アマチュア無線グループとの協力も必要でしょう。情報の収集と伝達、ともに課題があります。いかに行っていくのかお伺いします。

以上、4 点質問しましたが、このほか防災アセスメントの必要性、微地形分類図を使った地区別防災地図等、やらなければならない問題がたくさんあります。自然災害のキーワードは予想外という言葉です。起こってからでは絶対あってはなりません。答弁をお願いします。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

まず、区の防災についてでございますが、今年の国内にあってはご質問のとおり、火山噴火、地震、水害と心痛む大災害が各地で発生をいたしております。また、関東大震災から約 80 年、南関東直下地震の切迫性が指摘されてからも久しく、さらに、東海地域における地震の静穏期が継続してること等からして、巨大地震が東京地方を襲うことを常に念頭に置かなければならない時期であると考えております。

こうした中、区の防災対策につきましては、阪神・淡路大震災を教訓とした地域防災計画の見直しなど、防災諸施策の充実を図ってまいったところでございます。

しかし、危機管理は他の施策と同様に、地域の変化、環境の変化等に的確に対応していくものだと認識をいたしており、より一層の防災施策の充実を図り、もって区民の生命財産を守る責任者として、安全で災害に強いまちづくりを推進してまいる決意でございます。

〈総務部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、区の防災について、区長答弁を補足してお答え申し上げます。

今年、東京 23 区には局地的豪雨や台風の影響による大雨洪水警報が、7・8 月の 2 カ月だけでも 5 回を数えました。7 月 4 日夕刻には、大手町、霞が関地区に千代田区では近年例を見ない記録的な降雨があり、これにより発生した被害は、議員ご指摘のとおりでございます。区では、これらの予防策として、今年度、区内浸水実績図の公表、区の河川情報システムを利用した降雨量と水位情報のファクシミリサービスの提供を開始いたしました。

しかし、下水道整備等の抜本的な対策が必要な地域もあり、その対応については東京都と連携して取り組んでまいりたいと存じます。

次に、地域に即した実践的マニュアルの作成のご質問でございますが、阪神・淡路大震災では、6,400 人を超す尊い命が犠牲となりました。また、幸いにして命は取りとめた方でも、地震発生直後、約 16 万 4,000 人が家財や瓦れきなどの下敷きとなり、負傷したとされています。これは地震発生時刻の関係もあるでしょうが、比較的地震が少ない地域で、地震への備えが足りなかったことも大きな原因であるとの報道もありました。このことから、議員ご指摘のとおり、ふだんから災害に備え、自分の身は自分で守るという意識が、災害から命を守る第一歩であると考えます。また、企業・事業所においては、災害時における従業員の安全対策は、企業の組織維持や信用保持のためにも重要なこととございます。区においては、これらの防災対策として、区民や企業を対象とした啓発事業を各種行っておりますが、ご質問の地域事情に見合った対応策、また地域における区民、事業所、区の連携につきましては、一層充実させるべき課題だと認識をしております。

さらに、区の初動体制につきましても、区民の被害や混乱を最小限にとめるため、その強化・確立に取り組んでまいります。

次に、災害時には最も重要である情報の収集・提供でございますが、災害発生時には電力、電話回線等の情報を確保するための機能が停止する可能性が非常に高いと想定しております。このため、区の情報伝達手段は無線によりその機能の確保に努めております。しかし、ビルの高層化等により、電波障害が発生し、感知しにくい地域が存在しております。ご質問のアマチュア無線グループとの協力ですが、地域情報を得るには有効な手法だと考えられます。特に、休日・夜間に災害が発生した場合には、グループの方々と有効な情報交換ができるものと考えます。この協力を得るために、区としても条件整備が必要となっておりまいますので、その条件等も含めて検討してまいりたいと考えますので、ご了承をいただきたいと存じます。

## 子どもの笑顔輝く千代田を目指して！

### 衆議院宿舎跡地をボール遊びができる公園に

#### ▼平成27年第2回定例会

次に、衆議院九段宿舎跡地の暫定利用についてであります。

衆議院九段宿舎跡地について暫定的な利用でよいので子どもたちがボール遊びできるようにしてもらいたい。また、野球のキャッチボールなど練習に使えるようにしてもらえないかとの相談が多く寄せられています。国の今後の利用計画等もあり、一朝一夕にはなかなか解決はできません。私ども公明党議員団としても国会議員とのネットワークを生かし衆議院の高木美智代議員また竹谷とし子財務大臣政務官と連携しこの相談への対応を図ってまいりました。3月13日には、現場で両議員とともに私と米田議員も立ち会い衆議院の事務担当者より説明を受けたところであります。

今後、国との折衝や調整、そして必要な整備等行うことも出てこようと思います。そこで、区としての今後の進め方についてお伺いいたします。

#### 〈政策経営部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、衆議院九段宿舎跡地の暫定利用についてお答えをいたします。

区では、議員宿舎跡地の暫定利用に関する要望書を提出するなど、衆議院事務局との折衝をいたしました。借入は難しいとの見解が示され、断念したという経緯がございました。そうした中、さまざまな方々のお力添えによりまして、国の跡地利用が動き始めるまでの暫定的な利用ではありますが、借入に向けて具体的な協議ができる状況となりました。

今後速やかに衆議院事務局に借入の意思をお伝えし、使用可能な面積や整備の方法など、借入の条件について協議・調整を進めてまいります。

また、これと平行して、利用方法の具体的な検討を行い、できるだけ早期に暫定利用が実現できるよう、鋭意取り組んでまいります。

### 「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」について

#### ▼平成27年第1回定例会

次に、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」についてであります。

本条例は、先の平成26年第四回定例会にて制定されました。

第1条の目的には、

「この条例は、子どもは大人とともに社会を構成する一員であり、また未来の社会の担い手であるという認識の下、子どもが健やかに生まれまた育成されるよう、千代田区において、子どもを産み育てることに優しい環境を確保することを目的とする。」と、あります。権利という言葉はありませんが、すべての子どもが健やかに生まれ、健やかに育つ権利があることを、そしてそのための環境を確保していくことを謳ったものと理解しています。また第3条では区と事業者の責務を定め、①子どもの最善の利益（子どもに関係があることを行う時は子どもにとって最も良いことを優先させるというもの）が実現される環境の実現、②子どもの人権の尊重などがあります。第4条、第5条では、園の運営形態や実施主体の違いにかかわらず、子どもが健やかに育つよう等しく保育・教育サービスが実施できるよう定めています。

一方、共育の最上位計画である平成22年4月に策定した「千代田区共育マスタープラン」であります。

共育の理念・目標として、

「次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことは、すべての人の願いである。子どもは、生まれながらにして人間としての尊厳を有すると同時に、社会の中で『健やかに育つ権利』を有している。」と、こちらは子どもには人間としての尊厳と健やかに育つ権利があることを明確に謳っています。そして、その権利の実現をめざし、①子どもの最善の利益を考慮すること、②子どもの施設及び役務の提供は適正な基準を確保する（ここは、条例でいう「園の運営形態や実施主体の違いにかかわらず、子どもが健やかに育つよう等しく保育・教育サービスが実施できる」に相当します）などが述べられています。

条例とマスタープランを改めて比べてみますと当然と言えば当然なのですが、理念や目的またその骨格をなす部分はまったく同じと言えます。

プランで謳っていた理念や目的をまたその実現のための方法などを条例として改めて制定したことは、子どもにとっても、子どもを持つ保護者にとってもさらなる安心につながり、またこのような条例を持っていることは区民の誇りでもあります。

そこで、改めて、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」理念と目的、そして特徴とは何かお伺いいたします。

次に「千代田区次世代育成支援計画」についてであります。

現在、「千代田区次世代育成支援計画」（案）のパブリックコメントが行われています。

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画であり、記載される内容としては、  
区域の設定（地域別に定めることになるのでその地域の設定）  
保育園の定員の推移（供給）  
保育需要の推移（需要）  
保育園の種類（保育体制確保の内容）

など主にハード面に関する内容となっています。肝心のソフト面である保育・教育の質の記述は求められていません。

私は平成25年第4回定例会で、ハード面だけでなくソフト面も記述すべきと質問しました。区としては子どもの健やかな育ちを保障するため保育・教育の質について「就学前プログラム」を作成しています。運営形態や実施主体に関係なく等しくサービスが提供できるようプログラムを組んだものです。もし「次世代育成支援計画」に記述ができなければこのプログラムの概要版を作成しセットにして計画としてはどうかと提案もしました。（その時の答弁は、「計画は、質の高い教育・保育や、子育て支援の計画的かつ安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するためのものです。・・・当然に、保育の質ということについての議論も踏まえた上で、今後、計画の策定を行ってまいります。」と。）

この度の支援計画（案）を拝見いたしますとやはりハード面のみ記述となっています。「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」もでき、第4条、第5条で保育・教育の質の確保が約束されました。今後どのような内容で行っていくのかという質の部分も区民の方々に支援計画で示していくことは当然であると考えます。

そこで、「千代田区次世代育成支援計画」において、ソフト面である保育・教育の質の内容をどう示していくのか、再度お伺いします。

〈次世代育成担当部長答弁〉

大串議員の、子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

平成27年度からスタートする、子ども・子育て支援新制度では、就学前の乳幼児を育てるご家庭からの申し出により、教育または保育の必要性、区が認定することとされ、その受け入れ施設として、幼稚園、認定こども園、認可保育園、小規模保育事業が位置づけられております。しかし、新制度の仕組みでは、従来から本区が推進してきた認証保育所や、区が独自に行ってきたこども園、幼保一体型保育施設などの多様な教育・保育施設が法制度の枠外に置かれてしまいます。しかし、法に定められた認可施設だけでは、保護者の皆様のご期待に応えることはできません。

そこで、認証保育所や幼保一体施設として区が独自に提供している保育サービスなど、新制度の中では体系づけられていない保育サービスについても、条例で明確に位置づけるとともに、区立と私立、認可保育所と認証保育所、こども園と幼稚園、幼保一体施設など、その形態や実施主体の違いにかかわらず、等しく良好な環境で子育てができるようにすることを明らかにするため、本条例を制定したものです。

また、このように法制度の枠にとらわれず、全ての施設において等しく良好な子育て環境を確保する姿勢を明らかにし、そのための手段として区有施設の積極的活用などを明記したところに、本条例の特徴があります。

共育マスタープランにおける「共育」の理念は、本区における子育てや教育にかかわる全ての施策における基本理念であり、本条例もこの理念を踏まえたものです。「共育」の考え方は、今後引き続き区における次世代育成の基本理念として継続してまいります。

次に、次世代育成支援計画について、保育・教育の質の内容をどう示していくかですが、計画の中で保育・教育の質の向上につながる事業を個別に掲載しているところです。具体的には、保育士の処遇改善支援などを盛り込んだ認可保育所や認証保育所等の補助項目の拡充や、就学前教育推進等に向けた公立・私立園の交流連携を強化することなどを計画しています。

今後、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」や、「就学前プログラム」に基づいた教育・保育の質の向上に取り組むことを、支援計画の中に明記し、積極的に取り組んでまいります。

## 子どもの読書活動推進について

### ▼平成26年第3回定例会

平成26年第3回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

質問の項目は、「子どもの読書活動推進のまち、千代田を目指して！」と「魅力ある道路づくり、道づくりに向けて」の2点であります。

最初に子どもの読書活動推進についてであります。

先日、絵本の読み聞かせをテーマとした映画「じんじん」の試写会を見る機会がありました。すばらしい映画で大変感動いたしました。昨年的一般公開を前にして新聞にその映画の紹介記事が掲載されましたので一部をご紹介します。

「映画製作のきっかけは俳優の大地康雄さんと、四半世紀前から絵本によるまちづくりを進めてきた小さな町、北海道剣淵町とのひよんな出会い。絵本の魅力を発信し続ける町の歩みと取り組みを紹介する」、大地さんは、絵本の魅力に驚かれたそうですねとのインタビューに「読み聞かせが始まると、子どもたちは吸い寄せられるように絵本ににじりよっていきじゃないですか。大笑いしたと思ったら、今度は涙を浮かべて、じっと見入っている。びっくりしました」と。また、絵本の魅力はどこにありますかとの質問には「子どもは勿論ですが、親にとっても読み聞かせをした時間というのは、永遠の宝物ではないでしょうか。先行試写会では小学生から大人までみな同じ場面で涙ぐんでいる。純粋なモノを思い出させてくれるのは、やはり絵本の力だと思います。

(中略) 子育てで悩んでいるお母さん、人とうまく付き合っていけない人、目先のことに振り回

されている人に見て欲しい。一番大切なことをこの映画を見て思い出してもらえればうれしいですね」と。(平成25年3月31日の読売新聞より)

試写会終了後、企画してくださった方と名刺交換すると、「今度千代田区で上映しますよ」と。私はびっくりしました。この映画をたくさんの人に見てもらいたいと思っていたからです。千代田区での上映会は11月15日(土曜日)13時から共立講堂で行われるとのこと。一人でも多くの方に見ていただけるチャンスがあり本当に嬉しく思っています。(ポスターを示して)これがポスターです。

さて、千代田区における子どもの読書活動推進についてであります。

区において最初の「子ども読書活動推進計画」が策定されたのが平成18年、翌年の平成19年に新庁舎となり、千代田図書館は指定管理者となります。その翌年の4月には読書振興センターが千代田図書館内に設置され、センターを中心とした子どもの読書活動推進がスタートします。今年はその6年目にあたります。図書館と読書振興センターの子どもの読書活動推進に関する主な事業を改めてご紹介させていただきます。

千代田保健所で毎月行われている3、4か月検診の際実施されているブックスタート、そしてそのブックスタートをフォローするため児童館で実施しているフォローアップ事業、さらに絵本などを使ってのおはなし会。図書館でおはなし会があるときは10階の子ども室は50人以上の親子で満員になるそうです。

学校図書室への司書派遣、小学校も中学校も現在週三日(一回6時間)まで拡充されています。

学校図書室の蔵書構築と整備

学校図書室の蔵書管理システムの導入と活用

図書館の利活用の方法を教える図書館オリエンテーション

子どもの読書活動を支援する司書の方による読書コンサルジュの配置

新聞やテレビそしてインターネットなどのメディアを正しく読み解く力を養うメディアリテラシー教育

などであります。

この他にもあるかもしれませんが、これだけのメニューを揃えて実施しているのはおそらく他にはないのではないのでしょうか。千代田図書館には多くの視察の方が来られますが、皆さん様に驚かれることがあるそうです。それは、学校図書室への司書派遣です。地域を担当する司書の方がいて、その地域内の小学校、中学校の図書館を始め、児童館そして保育園や幼稚園にも行きます。司書の方は、子どもが乳幼児の時から小学生また中学生育つ過程を絵本の読み聞かせや読書を通して見守ることができていることがすばらしいと。この学校支援の司書の方は現在10名いらっしゃるそうです。

千代田区共育マスタープランでは、すべての子どもの「人間としての尊厳」を保障し、「健やかに育つ権利」の実現を目標としています。この点、絵本の読み聞かせを始めとする子どもの読書活動は子どもの健やかな育ちに大いに貢献していることは間違いありません。

区のリーダーシップのもと図書館と読書振興センターの子どもの読書活動の推進にこれからも大いに期待するものです。

そこで、図書館と読書振興センターのこれまでの成果を踏まえた上で、今後区として、どのように子どもの読書活動推進に取り組みられていくのか、お伺いします。

次に、人材の育成とボランティア活動への支援についてであります。

「子どもの読書活動推進のまち、千代田」の実現には、図書館と読書振興センターを中心に、剣淵町のように区をあげて子どもの読書活動の推進に取り組みまた応援がなされていることが重要であります。

千代田区には本のまち神田があります。古書店関係や出版関係が集積し、また大学や私立学校なども多く存在しています。さらに地域においてはボランティアで絵本の読み聞かせを行っている方々、またそういう活動に参加したいという方々も多く、人材の層の厚さも特徴となっています。これらは子どもの読書活動を推進していくに際して最大の財産であり、大いなる可能性といってもよいと思います。区は、図書館と読書振興センターと連携し、区として持っている可能性を開いていけるよう施策を展開していくことが重要です。特に、絵本の読み聞かせや読書活動の推進に参加したいという団体やサークルまた個人は誰でも参加できるようにするための取り組みが必要となります。例えば、人材の育成とボランティア活動への支援であります。このことについては第二次の読書活動推進計画に「人材の育成と活動支援」として項目が立てられています。そこには「子どもの読書活動の推進には、施設の整備だけでなく、本と子どもを結びつける『人』の育成と配置が重要です。そのため、家庭の保護者、ボランティア、教員や子どもに関わる施設の職員など、様々な立場で子どもの読書活動に関わる方々に対し、学びの場の提供や活動を支援していきます」と説明されています。

さらにその具体策として、①ビブリオバトル「書評合戦」を初めとするセミナーや講演会の開催、②子どもの年齢に合わせた絵本の選び方を学ぶ「絵本講座」や「読み聞かせ講座」の開催、③ボランティアサークルやボランティア団体にはその活動の機会の提供などがあげられています。いずれも大切な事業であります。

私は、この人材の育成について提案があります。司書資格までではないが、私も読み聞かせに参加したい、読書活動の推進に参加したいという方が、図書館やセンターの行うセミナーや講演、講座に参加し一定の知識や方法を習得した際、仮称ですが「読み聞かせコンシェルジュ」としてその方を認定してはどうでしょうか。また、俳優の大地さんがいうように「永遠の宝物」である絵本の読み聞かせでありますので、本と宝物をデザインした素敵なカンパッチを作ってはどうでしょうか。読み聞かせの時や日常でもよいと思います、つけてもらうことができます。私は「絵

本の読み聞かせを応援しています」また「絵本を通しての子どもの育ちを応援しています」とのメッセージにもなります。

絵本の読み聞かせを通して、親子の絆を育み、地域の絆をより強く、より厚くできることにつながることは大変素晴らしいことでもあります。それが幾重にも広がっていくことができれば、「区を挙げて子どもの読書活動を応援しています」となり、「子どもの読書活動推進のまち、千代田」の実現につながると思います。映画「じんじん」はその大切さとそのことができることを私たちに教えてくれています。

そこで、子どもの読書活動推進について大事な人材の育成とボランティア活動の支援をどのように行っていくのか改めてお伺いします。また、仮称「読み聞かせコンシェルジュ」の認定についてご所見をお伺いします。合わせてご答弁ください。

〈区長答弁〉

大申議員のご質問にお答えいたします。

まず、子どもの読書に関する私の認識を申し上げます。

子どものときに読んだ本と、大人になって読んだときと、同じ本を、それから、現時点で読んだときは、もう本当に感じ方、受けとめ方、同じ本でも随分違います。まさに、子ども時代に読書という生活習慣をつくっていくことというのは、私は、ある面では、子育ての中で心を育てるという意味で、非常に重要なことだというふうに思っております。そのために、お話しのように、この図書館と読書振興センターがさまざまな取り組みをしております。大申議員もそうした認識は同じだろうと思いますので、今後もそうしたことについてはしっかりと取り組むことを明快に申し上げたいと思います。

〈区民生活部長答弁〉

大申議員の子どもの読書活動推進に関するご質問にお答えいたします。

子どもの読書活動の推進につきましては、ご案内のように、千代田図書館に設置いたしました「読書振興センター」が中心的役割を担っております。その活動は幅広く、「学校支援」「読書に関する啓発・普及のためのイベントの開催」「地域との連携強化及び知識資源・財産の活用」「読書振興にかかわる情報の収集・発信」など、子どもだけでなく、大人も対象といたしております。特に学校・園等への司書派遣につきましては、これまで派遣回数や派遣対象を拡充するなど、発展的に取り組んでまいりました。

お尋ねの今後の取り組みでございますが、区では、これまで子どもの読書状況について定期的な調査を行っておらず、読書活動推進のさまざまな取り組みに必要な読書の現状や変化を正確に把握できておりませんでした。そこで、「第2次子ども読書活動推進計画」に基づき、新たに読書振興センターにより、区立の全小・中学生を対象とした「子ども読書調査」を毎年度実施す

ることといたしました。これにより、子どもの読書状況をきめ細かく把握し、さらなる読書活動の推進につなげてまいります。

次に、読書活動に携わる人材育成やボランティア活動への支援についてであります。

家庭の保護者、ボランティア、教員や子どもにかかわる施設の職員など、さまざまな立場で子どもの読書活動にかかわる方々へのセミナーや講演会など、学びの場の提供や活動支援を一層充実してまいります。特に、読書振興センターでは、保護者を中心としたボランティアグループに対して、オリエンテーションや講座・研修を行い、ボランティア育成に係る支援を随時行いますとともに、四番町図書館では、「絵本読み聞かせ講座」（ラウンジセミナー）の開催により、読み聞かせボランティアの育成を一層推進してまいります。また、これらの活動への参加への励みにしていただけるよう、ご提案の「読み聞かせコンシェルジュ」のような仕組みの導入も検討してまいります。

## 教育のための社会を目指して！

### ▼平成26年第1回定例会

平成25年第4回定例会にあたり、公明党議員団を代表して質問を行います。

質問の趣旨は、改めて教育の目標を確認し、教育、保育とはいかにあるべきかを問い、また関連する提案も行い、より良い教育行政また保育行政につなげていくことにあります。

ちょっと前になりますが、2008年11月17日の毎日新聞「教育の森」に「幸福度調査1位オランダの提言」という記事がありました。

「『なぜ、モノが豊かな日本で、こんなに多くの子が孤独を感じているのでしょうか』 今月11日に青山学院大で開かれた「日蘭共同教育改革シンポジウム」でオランダ在住の教育研究者、リヒテルズ直子さんは、日本の教育研究者ら約300人に問いかけた。壇上のスクリーンに映し出されたデータに参加者はくぎ付けになった。

07年に国連児童基金（ユニセフ）が発表した、経済協力開発機構（OECD）加盟国を対象に実施した子どもの「幸福度」に関する調査結果だ。「自分は孤独だと感じるか」という質問（対象は15歳）に「はい」と答えた割合は、日本が29.8%で回答のあった24か国中トップ。ほぼ3人に1人が感じているということになる。次いで多かったアイスランドでも10.3%。一方オランダは2.9%で最低だった。この調査では、「自己肯定感」にも顕著な差が出ている。「自分は不器用だと思う」と答えた割合も日本が18.1%で最も高かったのに対しオランダは6.9%。40項目の結果からオランダは「幸福度」が総合で1位を獲得した」との記事です。

衝撃的な結果でびっくりします。なぜ、日本の子どもはそんなにも孤独で、またそんなにも自信をなくしてしまったのか。教育改革・教育再生と叫ばれて久しいにも関わらずであります。

一度原点に立ち戻り、改めて教育について考えてみる必要があります。

最初に、教育の目的とは何かについてであります。

教育基本法の、第一条（目的）には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われねばならない」とあります。

また区の教育委員会のホームページの、教育目標には  
社会規範を身に付け、社会貢献しようとする人間  
個性を磨き、生涯を通じて学ぶ意欲と創造力を持った人間  
たくましく生きるための健康と体力を自己管理する人間  
豊かな心を持ち、国際社会で活躍する人間  
の4つが掲げられています。

そして、共育マスタープランには、共に育む共育目標として、「子どもが健やかに育つ権利の実現を目指す」とし、「子どもは生まれながらにして人間としての尊厳を有すると同時に、社会の中で『健やかに育つ権利』を有している。『子どもが健やかに育つ』ことは、自分らしく生きる自立意識（自立性・個性）と他者との共生意識（共同性・社会性）を育むことである。子ども同士がさまざまな場でぶつかりあい協力しあうことで『個性』と『社会性』が共に育つ。また、子どもは、さまざまな経験を通して『学び合い』ながら社会の中で生きていくために必要な能力を発展させ、「社会を構成し社会に参加する」人間として育っていく」とあります。

いずれの目標も大事なことであり必要なことと思います。特に、注目すべきは共育マスタープランにおいて掲げられた共育目標であります。すべての子どもには「人間としての尊厳」と「健やかに育つ権利」があることを宣言し、その権利の実現を目標にしています。そして「健やかに育つ」とは自立性・個性を育むことと共同性・社会性を育むことであると明快であります。

戦後、日本は世界に追い付け追い越せと経済を優先とする中央集権の行政官僚システムを築き走ってまいりました。結果、物質的に豊かな国という成果を残すことができたが、反面、反省しなくてはならないことも残しました。それは教育を手段として使ったことであります。

教育は手段ではありません。国家のためのものでもありません。あくまで子どもの幸せのための教育であります。このことを前提に、教育とはいかにあるべきかを考えていかねばなりません。

この点、マスタープランに書かれた目標とその方法は大きい注目すべきであると思います。教育関係者のみならず、保護者を始め多くの区民の方々と共有していきたいものです。

その1点目は、「自分らしく生きる自立意識（自立性・個性）」を育むということでした。教育は当然、知識の伝授ばかりではなく学習法を指導し、研究を会得させ自分で考え、自分で得た知識を生かして自ら判断し、行動できるようなるということが重要です。どんな事態に遭遇しようとも、怯まず困難を乗り越えていける力となります。その例としては、3.11大震災のときの「釜石の奇跡」です。釜石の小学校、中学校で群馬大学大学院の片田敏孝教授が実践されていた防災

教育は「想定にとらわれず、主体的に判断し、行動できること」でしたが、まさにこの自立性・個性を育む教育といえるものといえます。

2点目は、「他者との共生意識（共同性・社会性）」を育むということです。

学校生活やクラブ活動また友達との交わりや地域との交流を通して社会への適応力を養うということでもあります。いわゆる市民性を育むシティズンシップ教育です。麴町中学校では、昨年から生徒たちによる模擬裁判が行われています。社会科の公民の授業として行われているものだと思います。実際にあった事件を例として使い生徒が裁判長や検事、裁判員役を務め、自分なりに考え判断していきます。公開授業となっており、私も見学させていただきましたが大変すばらしい授業でした。自立性・個性と共同性・社会性の両方を育む授業であるといえます。さらに生徒たちの自信にもなっていることと思います。

先ほどの「オランダからの提言」にはオランダの教育についても書かれており、オランダで重視しているのは自立学習と共同学習（シティズンシップ教育）を柱にした個別教育であるということです。2005年から初等・中等教育で義務付けて並行して行われているようです。自立性・個性を伸ばす教育と共同性・社会性を伸ばす教育をすでにオランダでは行い、現在子どもの幸福度世界一となっていることは同じ目標を掲げた千代田区としても是非参考にしていきたいものです。

3点目に重要なこととして、これは直接の教育とは違うかもしれませんが、子どもの自尊感情もしくは自己肯定感を育むということでもあります。この言葉はマスタープランには出てきませんが、「虐待や犯罪から子どもを守る」の項に同じような意味のことが書かれています。

この自尊感情をどうしたら育めるのかということについて、大阪教育大学の園田雅春教授が述べています。

「自尊感情は、教育学の言葉ではなく心理学用語。教育の世界で使うことで、子ども共々集団で高め合うことを目指して生まれた。じゃあ、自尊感情を高めるために何が重要なのか、どうしたら育まれるのか。今（時）の子どもたちは内面で二つのことを求めている。一つは自分ことを家や学校、地域で認めて欲しいがっている。二つ目は自分の話を聞いて欲しいがっている。承認と表現の二面を求めている。この二面を大事にされると、こんなに自分は大事にされていると感じ、子どもは伸びる。逆に無視され、自分いないように扱われるとどうなるか。抑圧された子どもたちは厳しくつらい状況に」「子どもにとっては『あなたが大事。君が教室にいないと寂しい。なくてはならない』と（認められる）ことで、自尊感情の滴が溜め込まれる」と。

教育の目的は、子どもの幸せにあること。またそのことを前提に教育はいかにあるべきかについて、共育マスタープランにおいて掲げられた目標を中心に①自立性・個性を育む自立学習、②共同性・社会性を育む共同学習（シティズンシップ教育）、③自尊感情を育むことの3点について述べさせていただきました。

（実はOECDの目指している教育も「自立性」と「社会性」にあります。つまり教育の世界基準がそこにあることも述べるつもりでしたが、時間がありませんので省略いたします）

そこで、教育の目的とは何か。またそのために教育はいかにあるべきなのか、区長、教育長にお伺いいたします。

次に、教育委員会の権限と責任についてであります。

この件については、今までもこの教育委員会本来の役割をどうすれば果たせるのかについては質問してまいりました。今までの答弁をまずは確認しておきたいと思います。平成22年第4回定例会において「区長、教育委員会、教育長の関係は、教育委員会は教育に関する基本的な方針を自ら決め、そして教育長はその方針や計画に基づいて事務を執行していくという関係にある。そして区長の総合調整者としてのリーダーシップと合議制の教育委員会合意形成システムがうまくかみ合いそして権限と責任を分担しあいながら、適切な教育政策を目指すことである」との答弁がありました。この答弁をもう少し具体的に述べれば、

「教育委員会が果たすべき役割としては、

住民、保護者、教育関係者・団体等との話し合いを通じて、地域の教育課題やニーズを掘り起こし集約して教育政策の基本的な大綱や方針をまとめていくこと。

そうした大綱や方針を踏まえて具体的な事業の企画、立案と執行は教育長に委ねる。

そして、教育委員会自ら定めた大綱や方針についての評価は第三者によるものとし、その結果を首長、議会、区民に示し地域での教育論議をまた喚起していく

ということになると思います。こうすれば、政治的に中立・公正で住民自治の仕組みとしての教育委員会の役割も果たせ、より子どものための教育行政もできるのではと思います。そこで、改めて教育委員会の権限と責任についてお伺いいたします。

現在、教育委員会としては、各小学校や中学校で委員会を開催する移動教育委員会を行っています。すでに4年になるそうです。そこでは地域の保護者や教育関係者と地域の教育課題について意見交換を行っているそうです。このことは教育委員会の役割の先ほどの前半部分「住民、保護者、教育関係者との話し合いを通じて地域の教育課題やニーズを掘り起こし」に相当するものでとても良いことだと思います。そこで、提案です。後半部分の「集約して教育政策の基本的な大綱や方針をまとめていくこと」との役割がより実行できるよう定例会とは別に委員の皆さんが自らテーマも決定し自由に議論できるような定例会とは別に懇談会的なものを開催できるようにしてはどうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、共育マスタープランの改定についてであります。

共育マスタープランは平成22年4月に期間5年の計画として策定されました。すでに3年半が経過いたしました。教育委員会としては自ら策定した共育（教育）の目標は、先ほど引用しました素晴らしい目標ですが、どう進捗したのか、大変注視していることだろうと思います。区民も同じように教育目標など関心をもたれていることと思います。第三者としての有識者による評価も、委員会として自己評価も行っていることとなっていますが、この目標に対しての評価はどのようなものだったのでしょうか、お伺いいたします。



共育マスタープランについては二つの提案があります。

一つ目の提案は、5年の期間はそれでよいと思いますが、見直しを3年目に行い修正を加えられるようにしてはどうでしょうか。理由は、①子どもたちを取り巻く環境の変化にすばやく対応できるようにするため、②そして、移動教育委員会などを通して地域の教育課題をまとめ、方針を定め計画に反映するとしていること、また「点検・評価」による貴重な意見や提案もあることから計画の中間に見直し修正ができる方がより実効性ある計画となるためであります。

二つ目の提案は、プランの概要版を携帯できるサイズ（A5版サイズ）で作成してはどうかということです。マスタープランはA4版で51ページであります。持参するにはちょっとかさばります。子どもに関わる多くの人に読んでもらい参考にしてもらいまた議論していただくためのものですので、気軽に持参でき参照できるようにすべきと思います。例えばですが、教育の目標を多くの方に理解してもらうことはとても重要ですが、そのための講演会やシンポジウムを企画し、その際の資料として持参してもらうこともできるようになります。オランダのリヒテルズさんと教育者の方に講師をお願いできたらきっと素晴らしいものになると思います。

プランの3年での見直しと修正また概要版の作成について提案させていただきました。ご所見をお伺いいたします。

次に、子ども読書活動推進計画についてであります。

子ども期における読書の大切さは誰もが認めることであります。

子どもの読書推進には、計画的かつ総合的に進めるための計画が必要であります。

区として、計画を策定したのは平成19年で、期間3年の計画でした。計画には、「子どもの表現力、論理的思考力、想像力等を育てる上で、読書が不可欠であり、乳幼児・児童期における読書習慣の形成は、青年期以降の社会生活の基盤として重要な役割を果たす」とし

3年間に整備すべき内容を小学校図書室や児童館、保育園など対象別にまた年度ごと定めています。例えば司書の派遣や蔵書の構築そして読書や調べものの相談などがあります。特に学校図書室への司書の派遣は子どもたちや保護者に大変喜ばれています。

出版関係機関との連携の項では、千代田図書館、古書店、書店、区内大学図書館などの別のように達成目標が掲げられています。例えば（仮称）読書コンシェルジュの育成が目標として掲げられています。書店で行われている読書アドバイザー制度、千代田図書館で採用する図書館コンシェルジュなど各分野で個別に取り組まれている読書・資料探索への支援・助言活動について専門家を育成するための制度の共通化を図るものとあります。社会をあげて子どもから大人までの読書推進につながるとも良い取り組みだと思えます。

とても良い計画であったと思います。平成21年度で計画は終了となっており、計画がなくなつてよりすでに3年以上が経過しています。

そこで、第二期の「子ども読書活動推進計画」の策定は現在どうなっているのか。また、（仮称）読書コンシェルジュの育成はどうなったのか、お伺いいたします。

子どもの読書推進に関して提案があります。それは、3歳もしくは小学校入学時にセカンドブック事業を実施することの提案であります。3か月検診の際のブックスタートはハローブックという名前で平成15年に開始となりました。赤ちゃんと保護者にメッセージを伝え司書の方が読み聞かせを行ない、本をプレゼントする事業です。赤ちゃんが絵本のページを目で追う姿に保護者の方も感動するなど、多くの保護者の方に喜ばれています。そのブックスタートのフォローアップ事業として、3歳児もしくは小学校入学時に本のプレゼントを行うセカンドブック事業があります。家庭での読み聞かせを通じて、幼児と保護者が楽しいひと時を分かち合い、親子の絆をさらに深め子どもの「健やかな育ち」を支援することが目標です。ブックスタートとセカンドブックをセットにして子どもの読書を推進してはどうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、保育計画の策定についてであります。

千代田区も平成22年度より待機児童が発生しています。そして24年度に3年ぶりに待機児童ゼロを達成しましたが、直近では再び11名の待機となっています。児童福祉法56条の8には、待機児童が50人以上いる区市町村は、増大する保育事業に対応するために策定することとなっています。区として、50名に限らずこの保育計画を策定すべきと今回提案する予定でした。共育マスタープランにすべての子どもに「健やかに育つ権利」を保障しているからであります。区長は、今回の招集挨拶で平成27年度を初年度とするこの保育供給計画の策定を明らかにしましたので提案ではなく、計画の内容について一点質問をいたします。

予定される保育供給計画策定の根拠は、昨年8月に国において成立した子ども・子育て支援法であり、法定計画となります。待機児童の数に関係なくすべての区市町村で策定が義務付けられます。名称は「子ども・子育て支援事業計画」。そして記載される内容は、

区域の設定（地域別に定めることになるのでその地域の設定）

保育園の定員の推移（供給）

保育需要の推移（需要）

保育園の種類（保育体制確保の内容）

など主にハード面に関する内容となっています。

肝心なソフト面、保育の質や教育の内容の記述は求められていません。国における子ども子育ての議論は園のハード面にばかりに終始し、肝心な教育・保育の質の議論がなされていないとの指摘もあります。区としては、この教育・保育の質に関して「就学前プログラム」を作りましたが、これは、幼稚園であろうと保育園であろうと、公立であろうと私立であろうと、また認可であろうと無認可であろうとどこにいる子どもも等しく「健やかな育ち」を保障するためのものです。本来であれば、保育供給計画ですのハード面（どのように施設整備を行っていくのか）、ソフト面（どのような教育・保育を行っていくのか）合わせて記述した方がわかりやすい保護者も安心できます。

そこで、区として策定する保育供給計画（子ども・子育て支援事業計画）に保育の質や教育の内容を記述されるのか、お伺いいたします。もし、記述されないとすれば、就学前プログラムの概要版をセットとして付けていただきたいのであります。合わせてご答弁ください。

今後とも、公明党議員団は、「子どもの幸せのための教育」また「教育のための社会」を目指し全力で取り組んでいくことをお誓いし、質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の教育についてのご質問にお答えします。教育の目的は何かということだろうと思いますが、教育長が基本的に答えるだろうと思いますが、あえて私なりに教育の目的というのを述べさせていただきたいと思います。

確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための基本的な体力など、「生きる力」の大切さと尊さを育むというのが教育の最大の目的だろうと私は認識しております。もう一度申しますと、「生きる力」の大切さと尊さを育むということが教育の最大の目的だろうと思います。社会において、人はみずから主体的に進む道を選び取っていかねばなりません。そのために必要な力を育む、育てるのが教育だろうと思います。現実の社会は共生・共存の社会であり、家庭を中心に、子どもとともに親も学校も社会も成長し、生きる力を育む、共に育む「共育」が基本的な考え方で私は思っております。ご質問にもありました教育委員会が策定した共育マスタープランも、ただ「教える」のではなく、「共に育む」という観点でまとめられたものであると私は理解しておりますし、当時、この共育マスタープランをつくるに当たりまして、私と当時の教育委員会とで議論をしまして、教育委員会はどちらかというと「教える」マスタープランという考え方でありましたが、私のほうから「共に育む」というマスタープランはどうですかという提案をし、教育委員会の中で議論をして、内容は全て教育委員会がつくったわけですが、共育マスタープランというのができ上がったわけでございます。これからも、そういう思いで地域社会全体が子どもたちと共に育ち、共に育むという視点で、子どもさんに対するかかわり方、施策を行っていく必要があるというふうに認識しております。

なお、詳細及び他の事項については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〈区民生活部長答弁〉

大串議員の子ども読書活動推進計画に関するご質問にお答えいたします。

まず、第2次計画の策定についてであります。現在、第1次計画の活動を評価し、成果と課題をまとめるとともに、子どもの読書活動を一層推進するための第2次計画の策定作業を進めております。平成23年11月にオープンした日比谷図書文化館、平成24年3月にリニューアルオープンした四番町図書館での読書活動も視野に入れながら、本年度中の策定を目指しております。

なお、第1次計画期間終了後も、子どもの読書活動につきましては、計画に基づき設置いたしました千代田図書館読書振興センターを中心として、学校・園等への司書派遣を拡充するなど、発展的な取り組みを行っているところでございます。

次に、(仮称)読書コンシェルジュの育成についてであります。計画では、書店等で取り組まれている読書アドバイザー制度や千代田図書館コンシェルジュなど、読書・資料検索への支援・助言活動を行う専門家を育成する制度の構築を出版界と連携しながら目指すこととしておりましたが、実現には至っておりません。しかし、子どもの読書活動を推進するための幅広い人材育成は重要であり、そのため読書振興センターを中心に、古書店や出版関連機関が集中する神保町のまちの案内を行える人材、また、古書や新刊本に関する知識を有するエキスパートとして、「図書館コンシェルジュ」の人材育成に努めております。また、図書館司書が子育て中の保護者を対象とした「読み聞かせ講座」などの事業を展開し、子どもの本への興味を芽生えさせるための活動を進めております。

次に、セカンドブック事業についてであります。区では、ブックスタートのフォローアップといたしまして、読書振興センターの学校支援担当司書が月2回、全ての区立保育園・児童館・幼稚園・こども園を訪問しております。そこでは、読書相談や読み聞かせなどにより、読書の楽しさ・すばらしさを実感してもらえる時間をつくり、本を通じた親子のきずなを深める活動を実施しております。さらに、千代田図書館と四番町図書館では、定期的に乳幼児向けの「おはなし会」なども実施しております。これらを発展的に運用しながら、ご提案のセカンドブック事業の趣旨を実現してまいりたいと存じます。

〈教育長答弁〉

大串議員の教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、教育の目的についてですが、「子どもたち一人一人が健やかに育つ権利を実現し、幸福で満ち足りた人生を送れるよう、それぞれの個性を尊重しながらその能力の伸長を図るとともに、よりよい明日の社会を形づくることのできる力を備えた自立した人間を育てる」ということにあると考えております。そうした教育の目的を実現するために、学校教育においては、知・徳・体のバランスのとれた成長を期すこと、とりわけ、大きな社会変動の中でもこれに適応したり、置かれている状況を自分で打ち破ったりしながら社会の中で自分の能力を発揮できる自立意識や、子ども同士がさまざまな場で切磋琢磨し合い、協力し合うことで生まれる共生意識を、小学校・中学校それぞれの発達段階に応じて育み、生涯にわたるキャリア形成に必要な能力や態度を培っていくことが必要と考えております。また、共生の理念及び共育は文化の伝承と創造であるとの理解のもと、家庭・学校・地域が力を合わせて子どもたちを育て、また、みずからも育っていく共に育む「共育」が、千代田区における次世代育成及び教育の基本理念であると認識しております。

次に、教育委員会の権限と責任についてでございます。教育委員会は、教育行政全般について権限を有し、地域の教育のあるべき姿や教育の基本方針について議論し、決定するという役割を担っております。基本的な方針の策定については、教育長に委任することはできず、教育委員会みずから行わなければならないこととされております。また、教育長は、教育委員会の指揮監督のもとに、教育委員会の権限に属する具体の事務を管理・執行する役割がございます。さらに、教育委員会は、事務の管理・執行について、外部の意見を聞いて点検・評価を行い、その結果を公表しなければならないとされているところでございます。

大串議員の、教育政策の大綱や方針の策定に当たり、懇談会的なものを設けたらどうかのご提案でございますが、平成19年のいわゆる地教行法の改正により、教育委員への保護者の選任が義務化され、さらに、本区においては、教育施設等に教育委員会が赴く移動教育委員会を実施し、保護者のみならず、教育現場や子どもたちの声が教育委員会にも届くような取り組みを行ってまいりました。今後も、教育方針等の策定や評価に当たっては、教育委員会定例会以外にも、形式にとらわれることなく、懇談会形式も含め、さまざまな形で区民・保護者・教育関係者の意見を聞いていく場を設定する工夫をしていきたいと考えております。

〈子ども教育部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、共育マスタープランについてのご質問にお答えいたします。

現在の共育マスタープランは、平成22年度から26年度の5年間の計画として策定されました。今後、平成27年度からの新たな計画の策定に向けて取り組んでまいります。共育マスタープランでは、5つの基本理念のもと、7つの基本的方向を定め、それぞれの方向に連なる具体の各施策を位置づけています。これらの施策にかかわる主要事業について、毎年、外部の有識者による評価を順次行い、教育委員会において確認しております。さまざまな意見をいただいておりますが、各事業とも、おおむね適切に実施されていると評価されているものと受けとめております。今後、新たな計画の策定に当たりましては、教育委員会等で改めて議論を行っていきたく思います。

今後の計画については、3年目に見直しを行ったらどうかとの1つ目のご提案についてですが、教育の安定性、区全体の基本計画や、今後策定が予定されている子ども・子育て支援事業計画との整合性を考えますと、引き続き5年計画としつつ、子どもたちや教育を取り巻く環境の変化に応じ、議員ご指摘のように、計画期間内であっても適時適切に必要な改定を行っていくという方向が妥当であると考えております。

また、2つ目のご提案である計画の成果物のサイズや概要版の作成につきましては、このご指摘を踏まえ、多くの人に内容を理解していただけるよう工夫をしていきたいと考えます。

〈次世代育成担当部長答弁〉

大串議員の子ども・子育てのご質問のうち、子ども・子育て支援事業計画についてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、質の高い教育・保育や、子育て支援の計画的かつ安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するためのものです。計画は、より質の高い教育・保育の提供を前提に、保育の量的拡大・確保を図り、待機児童を解消し、さらに地域の子ども・子育て支援を充実させていくことを内容とするものです。したがって、当然に、保育の質ということについての議論も踏まえた上で、今後、計画の策定を行ってまいります。

〈再質問〉

14番大串です。自席より再質問させていただきます。

まず、教育の目標についてですけれども、子どもの幸せのための教育をいかにしたら実現していくのか、できるのかということについて、具体的に自立性・個性を育む教育、それから、共同性・社会性を育む教育、それから自尊感情を高めること。これは私が言っているのではなくて、共育マスタープランの中で言われていることであります。非常に大事なことだと思います。だけど、今ご答弁の中では、この自立性とか社会性という言葉は出てこなかったわけでありましてけれども、この点についてはどうかということ。それから、この掲げた目標に対する評価はどうだったんですかということも聞きましたので、その点もあわせて、第三者の方はどう評価されたのか、また、教育委員会としても3年間を経過してどう評価されているのか、お伺いします。

それから、読書コンシェルジュについてですけれども、残念ながら実現はできなかったということで、現在、観光案内をする等々のお話がありましたけれども、私はこの社会を挙げて子どもの読書を推進するということから、読書コンシェルジュ、非常に大事です。資料探索の方法を育むためにも大事なんで、ぜひもう一回この読書コンシェルジュの育成、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

〈区民生活部長答弁〉

大串議員の読書コンシェルジュに関する再質問にお答えいたします。

この読書コンシェルジュにつきましては、出版界の皆様方も調整を行いました。読書コンシェルジュというものの位置づけ、また、定義づけを明確にすることができなかったという経緯がございます。第2次計画につきましては、ご指摘の趣旨も踏まえまして、改めてこのことにつきまして計画を検討してまいりたいと思います。

〈教育長答弁〉

大串議員の再質問、教育の目的について、お答えいたします。

私の当初の答弁の中で、教育の目的の1つに、よりよい明日の社会を形づくることのできる力を備えた自立した人間を育てることにあるということを申し上げました。また、それを補足して、困難な状況の中で自分の能力を発揮できる自立意識を持つ子ども、要するに、それがまさに個性なり自立心でございます。また、子ども同士がさまざまな場で切磋琢磨し合い、協力し合うことで生まれる共生意識、これがまさに社会性でございます。当然、個性・自立性、さらに社会性を教育の中できちんと千代田区としても育てていきたいという趣旨でございます。共育マスタープランののっとったそのとおりの教育を実施していく所存でございます。

〈子ども教育部長答弁〉

大串議員の教育の基本理念に関する評価についてのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、実はこの評価の方法でございますけれども、現実には、その理念のものとの各施策、それにぶら下がる事業についての評価が主な方法、やり方でしたので、この全体の大きな考え方そのものの評価というのは、その場では特に議論はしてございません。今後は、この策定に当たっては、そういったものを含めて検討してまいりたいというふうに思います。

## 子どものための教育を目指して！

### ▼平成22年第4回定例会

平成22年第4回定例会にあたり、公明党議員団を代表して質問を行います。

最近ニュースとなりました高齢者の所在不明問題や児童虐待放置問題ですが、その報道の視点は「行政のせいであんなった」と批判する短絡的なものが多かったように思います。勿論、緊急の時の行政対応は当然としても、課題とすべきは地域の空洞化、また共同体の空洞化であります。このことについて、社会学者の宮台真司氏は自身のブログの中で「個人情報保護法のせいだ縦割り行政に拍車がかかったのではないか」というのがマスコミの論調で、仙石官房長官が個人情報保護法改正に言及しました。(中略)『行政は何をやっているんだ！』といったような反応は、本来自立すべき共同体の行政(や市場)への過剰な依存をもたらし得ることへの痛切な危惧がある。

(中略)資本主義の発達した社会で共同体を放っておけばどのみち市場や行政に過剰に依存して、共同体が空洞化します。でも、市場や行政は共同体から見通せない理由で容易に故障します。だから市場と行政への過剰な依存は、控えるべきなのです」と述べ、行政への過剰な依存は、地域の空洞化、共同体の空洞化につながるかと警鐘を鳴らします。私も同感であります。平成20年第2回定例会では、コミュニティについて質問しましたが、「過度な行政依存はコミュニティの形成にむしろ逆効果になる」と、帝塚山中大学の中川教授の言葉や当時の生涯学習懇談会からの提言書を引用しながら指摘させていただきました。

「社会を支える」とか「地域の〇〇力」等、最近、子育てから介護にいたるまでよく使われる言葉です。それだけ地域や社会の果たす役割は増しているといえます。その反面この「社会の空洞化」や「地域共同体の空洞化」という状況も同時に進行しているというなんとも皮肉な現象が起こっているということです。いかに地域の共同性を回復していくのか、また地域の連帯を築いていくのかは今日、大きな課題となっております。

教育についても地域の共同性や連帯は重要なキーワードですので質問に入る前に触れさせていただきました。

さて、今回の質問ですが、平成18年第4回定例会、また平成20年第1回定例会に続いてとなりますが、「『子どものための教育』、『教育のための社会』を目指して！」と題し、3点の質問を行います。

教育に関する法律の改正について最初に確認しておきたいと思います。

2007年(平成19年)1月24日に、当時の教育再生会議は第一次報告を内閣、当時は安部内閣でしたが提出いたしました。その内容は、ゆとり教育の見直しにありましたが、もう一つ大事な報告がなされました。それは、教育委員会の抜本的な見直しであります。

具体的には、

教育委員会の目的及び任務の明確化

教育委員会と教育長の関係及びそれぞれの役割・権限の明確化

教育委員について

教育委員会の自己点検評価と第三者評価の導入

などが課題として取りあげられました。

その報告を受け、中央教育審議会の審査を経て、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、いわゆる地方教育行政法は2007年(平成19年)に改正となりました。その改正の中心は、教育委員会の責任体制の明確化と活動の充実が盛り込まれたこととあります。2000年(平成12年)の分権改革につぐ大改正とも言われています。一般的に、権限が与えられればその与えられた仕事に対する評価もセットで仕組みが作られます。今回、教育委員会に実質的な「権限と責任」が与えられること、そしてその職務の評価もセットで法律に明確に謳われたこととなります。条文の第26条と第27条であります。ただ、当然のことですが、その「権限と責任」の具体的な内容については各自治体の教育委員会に委ねられました。

第26条2項では、教育委員会の「事務の委任」について初めて教育長へ委任してはならないとする規定が設けられました。「教育に関する基本的な方針」など6項目であります。また、第27条は、新設ですが「教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」と、権限の及ぶ職務に対するその評価が規定されたのです。

地方教育行政法には、教育委員会、教育長、事務局、首長それぞれの教育に関する職務が定められています。教育委員会には広範囲な職務が記述されていますが、教育長へ「委任できる」規定もあり、実際どこまでが教育委員会の「権限と責任」なのかわかりづらくなっています。一般的にですがそのことが、『権限と責任』が曖昧である、『形骸化』、『形式化』している、『追認機関ではないのか』等との教育委員会制度に対する批判につながっていたのではないかと思います。

2007年の改正ではこの点を大胆に整理したものであり、分権改革に次ぐ大改正になったといわれる所以もここにあります。

そもそもの教育委員会も確認しておきたいと思います。

地方自治体が選挙により選ばれた首長と議会で構成される首長優位－強首長型の二元代表制を採用していることが、行政委員会としての教育委員会を意味のあるものしてきました。もう少し詳しく述べると、強首長型ともいえる独人制（一人の人にもっぱら職務を行わせること）首長への権限集中と一元的決定を抑制し教育に関する政策の決定と行政運営を多元化することによって

政治的に公正中立で中長期的な計画をもって

教育に関する多様な考え方を集約して住民の参加と監視の下で

つまり、住民自治の仕組みとしての教育委員会の下で、専門的な教育行政を運営できるようにしたことに教育委員会制度の意義がありました。これら本来の機能が十分発揮でき、実効ある教育委員会とすべく2007年の法改正はなされたともいえます。このことにより「ようやく教育委員会はその本来の役割を果たし本領を発揮する環境が整えられたと言えます」（小川正人、論文「家計経済研究2007年冬号」）

では、具体的には「権限と責任」をどう分担しあっていけばいいのか。この点に関して、東京大学大学院教授で第5期中教審委員の小川正人氏は「これからの教育委員会の役割とあり方」（「教育展望」2007年4月号）と題した記事の中で3点述べています。「教育委員会は地域の教育政策課題や大綱の方針・計画を決定する、その上で、具体的な政策立案と（教育）行政の執行・管理を専門家教育長－事務局に実施することを要請しつつ教育長－事務局がどのように仕事を進め成果を達成したかを評価しその結果を首長、議会、地域に公表して自治体での教育対話と支持を創出していくことに努めること」と。

この考え方に私も基本的に賛成です。ただ区としては、私は一つ加えるべきだと思います。それは、「住民自治の仕組みとしての教育委員会」の中に各学校に設置されている学校運営連絡会を位置づけその役割を明確にすることです。そうすれば小川氏が述べるところの「地域の教育課題を政策としていく」ことも可能になり、「住民自治の仕組みとしての教育委員会」もより実行あるものにすることができると思うからです。子どもであれば誰でも安心して教育が受けられるよう体制を整備すべきであります。つまり、教育委員会、教育長（事務局）、区長の教育

に関する「権限と責任」を明確にし、その上で連携・協力できる体制を整備していくこととあります。

法律の重要な改正があったこと、またその趣旨を踏まえた役割分担の案も述べさせていただきました。

そこで、区として教育委員会、教育長（事務局）、区長それぞれが教育に関してどのような「権限と責任」を分担し合っていくのか、お伺いいたします。また、それぞれの「権限と責任」が明確になったときに、学校運営連絡会の役割と位置づけはどうなるのかも合わせてご答弁ください。

次に、「共育マスタープラン」についてであります。

区としての教育、子育てに関する基本的な方針を定めたもので、先ほどの地方教育行政法第26条2項でいうところの教育長に委任してはならないとされた「教育に関する（事務の管理及び執行の）基本的な方針に関すること」のそれにあたります。よって、教育委員会はプラン策定に際し、何を目標にし、つまり何を理念として掲げたのか、またどのような視点を持ってどう策定したのかは重要であります。教育委員会の議事録を見ますと「共育マスタープラン」については今年の1/26、2/9、2/23の3回、協議議案となっていましたが、いずれも秘密会とされ、傍聴もできず未だ議事録も公開されていません。先ほど述べましたように「住民自治の仕組みとしての教育委員会」とは皆が支持し、応援して初めて機能する役割であります。しかし、教育に関する重要方針策定のための会議が秘密会とされ、議事録も公開されないというのは先ほどの法の改正趣旨に反するのではないかと。この点、教育長はどのような認識をお持ちなのか、ご答弁ください。

さて、「共育マスタープラン」の中身についてであります。プランを読みますと、まず実現すべき理念として掲げられたものは、共に育つ「共育」とされ、『共育』とは、すべての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う『共生』の理念のもと、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子どもを育て、また自らも育てていくこと」と説明されています。

そして、注目されるべきは、その理念を実現していくための5つの方針です。その一つ「社会の総力を結集した『共育』を進める」の項では、「子どもたちを、障害の有無などに関係なく包み込みながら支え合いの心や他者を思いやる心を育てよう、地域社会を構成するすべての人々が長期的な視野から、『共育』に参加することを推進する。『共育』の推進が地域社会の共同性を取り戻す新たな結び目となって家庭と地域社会の結びつきが強まる」と。また「家庭・学校（園）・地域の共育力を高める」とした方針の項では、地域社会を構成するさまざまな住民・団体・企業などが共育を推進することにより「地域社会の連帯も育ちます」と記述されています。皆が共に育つ「共育」を実現しようと目指すその取り組みはまた地域社会の共同性を回復や地域の連帯を築くことができるとしたものです。

プランでは地域社会において「基本的な人間関係が希薄になり、個人が孤立し、社会性が失われつつある」と地域共同体の空洞化を危惧しその回復が教育、子育てには何よりも必要であるこ

と。そして目標とされた「皆が共生の理念のもと共育に取り組むこと」と地域社会の共同性の回復や地域の連帯の構築は実は一体のものであり同時に達成されるものであることが示されたのです。この考え方はプラン全体を貫く大きな特徴といえます。まさに「教育のための社会」であり、「子どものための教育」につながるものです。

私は、平成20年第1回定例会で、共育マスタープラン策定の目的に関し共に育つ共育の重要性を指摘させていただきました。「子どもにはもともとすごい力がそなわっています。無限の可能性です。それを引き出すのは、暖かな『励ましの対話』です」その励ましの対話こそは「子育てを通して親も子ども共に成長していく。また教育を通して教師も生徒も共に成長していく」という『共育』の考え方（2007年8/24 聖教新聞）がベースとして必要であります。またその出発点は子どもを立派な一人の人格として尊敬できるかどうかだと思います。「教育とは共に育つ『共育』である」とする考え方には、子どもと大人がある意味対等な立場に立ち、お互いの人格を尊重し合い認め合うという関係がベースになくはなりません。つまり、共生の考え方であり、それは子どもを主体とする新たな子ども観でもあります」と。

マスタープランではこの共育を目標に掲げ、さらに「地域社会の共同性」の回復や地域の連帯の構築までを見通したものとなっています。今、どう教育を構想するのには多くの自治体の重要課題となっています。この度の共育マスタープランは区の教育構想として十分値するものと評価いたします。教育委員会ではこのマスタープラン策定過程でどう議論がなされたのかは、私だけでなく多くの区民も大変興味のあるところだと思います。

（現物を示し）できればこのマスタープランを表現もよりわかりやすくし、写真やイラストなども入れた、「子ども版」や普及版としての「概要版」などを作成し、子どもを始め広く区民に配布してはどうでしょうか。共に育つ共育の考え方を皆が共有していくことはとても大切なことであるからです。

共育マスタープランについて策定の視点と特徴について述べさせていただきました。

そこで、区長、教育長に「共育マスタープラン」についての考え方をお伺いいたします。また、教育委員会のプラン策定のための視点と教育委員会がプランの特徴とした点は何か、合わせてご答弁ください。

次に、高校生の就学援助についてであります。

昨年の3月の高校のデータですが、出席日数・成績等の卒業要件を満たしているにもかかわらず授業料等の滞納を理由に、卒業式後に卒業証書を回収したり、卒業式に出席を認めなかったりした事例が調査した12県（東京は入っていませんが）のうち少なくとも43校、75人（うち公立は7校8人ですが）にのぼったそうであります。このように親の失業や収入減などの経済的な理由で授業料等を滞納して卒業できない状況を「卒業クライシス問題」と呼ばれているそうです。

今年の4月より高校の授業料無償化がスタートしました。公立高校については、授業料は全額徴収されません。私立高校については、公立の「標準額」にあたる11万8800円を授業料から減額することとし、特に年収が250万から350万円未満の世帯は1.5倍（17万8200円）、250万円未満の世帯については2倍の23万7600円の減額が行われます。つまり、私立に通う場合でも公立相当分が減額され低所得世帯にはさらに手厚くなっています。ただし、これは授業料だけの話であります。入学金などの納付金、学用品費、就学旅行費、通学定期代などさまざまな費用がかかります。文科省の2008年度調査によると高校の学校教育費は公立で年間35万7千円、私立では約78万3千円かかることとされていますので、授業料の11万8800円がなくなっても家庭における教育費の負担は重くのしかかっています。

義務教育である中学校まではかかる費用について準要保護世帯（千代田区では生活保護基準の1.2倍）には就学援助制度があります。しかし、高校にはありません。ちなみに全国の要保護者と準要保護者の合計である就学援助者の小中学校生徒数に占める割合の推移ですが、1997年度（平成9年度）6.6%で約78万5千人から2006年度（平成18年度）13.6%で約141万人と割合、実数とも倍増しています。東京都の18年度の数字は23.9%で約18万5千人となっており全国平均よりかなり突出して多くなっています。東京では約4人強に1人の小中学校生が経済的な理由により就学困難となっているという状況です。リーマンショックは2008年でしたので現状はもっと深刻になっていると思われます。千代田区における就学援助者の人数ですが、昨年度で270人となっています。この就学困難な家庭における経済的な状況は高校になったからといって何ら変わるものではありません。

これも文科省の調査ですが、経済的な理由で高校を中退せざるをえない生徒は毎年3000人前後となっています。理由の選択にもよりますので実際はもっと多いと推測されます。

1996年に国連総会で国際人権規約が採択され、締約国は160カ国に及びます。人権規約A規約の中に、中等教育（日本でいえば高校までとなります）について「無償教育の斬新的な導入」も求める条文があります。締約国の中でこの条文を留保している国が2カ国だけあり、それが日本とマダガスカルだということです。2007年まではルワンダ共和国も留保していましたが、2008年12月に留保を撤回いたしました。日本は今年の2月に撤回の方針は決定しましたが、未だ留保したままとなっています。授業料を無償化しましたので一歩前進ですが、条文でいう「中等教育の無償化」を実現するためには、高校版就学援助を早期に制度化し授業料無償化とセットにして実施すべきであります。

参議院事務局企画調整室の鴈(がん)咲子(さきこ)氏は「卒業クライシス問題と高まる高校版就学援助の必要性」と題したレポートを「経済のプリズム」今年の9月号に発表しています。その結論部分を引用します。

「日本において、子どもが受ける教育ないし学歴は、失業、貧困に陥るリスク等に最も大きい影響を持ち、適切な教育を受けていることが、その後の人生において最大の“生活保障”として機

能し、その意味では教育は『人生前半の社会保障』の最も重要な要素をなすと言われる。現在の厳しい財政状況においては限られた財源を緊急の課題に集中させることが必要である。(中略) 親から子への貧困の連鎖を断ち卒業クライシス問題や高校中退を防ぐことは、義務教育だけで就業することが困難となったわが国における緊急の課題であり、子どもの権利条約の要請でもある。教育の機会均等を確保するために、高校版就学援助制度に関する速やかな検討が必要である」と。まったく同感であります。

区立の中等教育学校を持つ千代田区として、また先ほどの教育構想としての共育マスタープランを定めた千代田区として区独自の高校版就学援助制度を設けるべきと考えます。ご所見をお伺いいたします。

以上、「子どものための教育を目指して！」と題し3問の質問をさせていただきました。

先日自殺した群馬県桐生市の小学6年の女子児童はノートに描いていました。「やっぱり『友達』っていいな！」と。小さな命の叫びは私たち大人に、また社会にいったい何を訴えたかったのでしょうか。私たち大人は子どもに対して果たすべき責任をきちんと果たしてきたのでしょうか。

共育マスタープランの策定を機に私たちは「子どもの視点」、「子どもの幸せのための教育」という視点すべてを見直してみる必要があります。今回の質問がその少しでものきっかけになればと思います。

区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、共育マスタープランに関する質問に私からお答えをさせていただきます。

子どもさんは、成長して、いずれ社会へ出、そして社会生活をするわけでございます。そして社会を担い、また新たな地平を切り開いていくのが、私は子どもさんだろうと思います。そこで、そうした社会というのは、学校とは異なりまして、教科書もなければ、ルールが引かれているわけではありません。正解が1つでない世界であります。それがまさに社会であります。自らが主体的に選び取っていかなければならないというのが社会の現実だろうと思います。

もう少しこのことを敷衍いたしますと、自分で問題を発見し、あるいは、それをよく分析し、解決策をつくって、そして実行するわけでございます。これは、民間の組織であろうと、公務員であろうと、どこでも同じだろうと思います。

それを実施するに当たりましては、1人ではできません。同僚や多くの仲間の協力があって初めて活動ができ、実行ができるわけでございます。まさに、人は1人で生きていくことは決してできません。社会では、多くの人の協力や支えがあって、そして初めてその人の活動ができるわけでございます。このことが、私は、本当の意味での「生きる力」であろうと思います。

往々にして、学校におきましては、用意された答えをいかに上手に見つけるかという傾向に走るわけでございますが、私は、学校という場も、むしろ民族の違いや言葉の違い、障害の有無等の違いを、当たり前のこととして包み込む力、そしてお互いに協力し合い、支え合っていく関係を、学校教育の中でもぜひつくっていただくことが、本当の意味での「生きる力」だというふうに思います。

もちろん、こうしたことは、学校だけではございません。家庭や地域等も含めて、子どもさんを取り巻くあらゆる環境が、こうした子どもさんの「生きる力」をはぐくむという観点で進めるわけでございます。とりわけ、その中心になるのがご家庭であることは間違いのないわけでございますが、家庭が子どもの心のよりどころとして、ぜひ、そういう観点で家庭のあり方を、やはり家庭自らが構築していただきたいし、私は、子育てというのは、心を育てるというふうに常に思っております。もちろん、家庭ではパーフェクトな親はおりません。私も含めて、パーフェクトな親はおりません。子どもとの関係についてもさまざまな確執があるだろうと思いますけれども、どうか子どもと一緒に親も成長し、はぐくむんだ、あるいは学校も、先生と一緒に子どもさんが育ち、はぐくむんだという、そういう観点で、学校現場あるいは家庭も子どもさんとの関係を築いていただきたいというふうに思います。このことが、私が従来から申し上げております、「共に育む」という、こういうことだろうと思います。

まさに今回の教育委員会が策定した共育マスタープランというのは、ただ「教える」ではなくて、「共に育む」という観点で考え方をまとめたというふうに私は思っておりまして、ある面では次代を見据えたマスタープランだろうと思います。

そのために、我々のほうは、既にこうした観点から、行政組織としては、ご承知のとおり、平成19年に次世代育成部門と教育部門を統合して、0歳から18歳まで一貫して、子どもを育み、そして生きる力を育てる、そうした観点で教育委員会が、単に教育部門だけではなくて、さまざまな取り組みをしていただきたいというふうに、組織を改正したところでございます。

もちろん、まだ十分とは思いませんが、今回の共育マスタープラン等をつくった理念、物の考え方を、着実に内容を実現していただけるということ、私は期待しております。

なお、詳細及びその他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〈教育長答弁〉

大串議員のご質問のうち、共育マスタープラン策定の視点と特徴並びに教育委員会の公開等についてお答え申し上げます。

子どもの育ちは、すべての人が参加をし、支え合い、その参加を通じて、その人の成長にもつながっていく、まさに「共生」のあり方を「共に育む」「共育」と表現し、その視点のもと、当該マスタープランを策定いたしました。

マスタープランでは、次世代育成と教育が一体となった教育委員会の強みを生かし、教育施策、次世代育成支援施策を総合的に推進していくための基本理念や、施策の基本的方向を体系化いたしました。

「共育」を支える基本理念として、5つの柱を置いております。まず、「子どもが健やかに育つ権利の実現を目指す」として、子どもはさまざまな経験を通じて、心身ともに健やかに育成され、自立性と社会性を自ら獲得する権利が保障されていること。

次に「大きな社会変動の中で、新たな時代を切り開く人間を育成する」として、子どもの生活環境が激しく変化する中であって、心身ともにたくましい人間を育成していくこと。

3つ目に、「共育」は文化の伝承と創造である」として、連綿と続く人智の上に今があり、次代を担う者はその自覚と責任を有する人間形成が大切であること。

4つ目は、「家庭・学校・地域の共育力を高める」とし、子どもの心のよりどころとなる家庭がその責任を果たせるよう、学校や地域、企業が一丸となって支援していくこと。

最後5つ目は、「社会の総力を結集して「共育」を進める」として、地域社会を構成するすべての主体が、子どもたちを障害の有無などに関係なく包み込み、自らも育っていくこと。

これら5つの基本理念のもと、7つの施策の方向性をマスタープランでは体系化しております。

このように、本マスタープランの特徴といたしましては、教育施策と次世代育成支援施策を横断的にとらえ直し、子どもに関する総合的な施策を体系化したものであること、また、家庭、学校、地域等がそれぞれの立場や価値観を認め合いながら、一体となって子どもたちを育て、また自らも育っていく「共育」を実践するための基本的方向を示したものであることと考えております。

次に、教育委員会の会議や議事録についてでございますが、現在、学校等で定例会を行う移動教育委員会を開催しておりますが、これは、より多くの区民の皆様にご意見を伺いたいということが目的の1つでございます。一方、個人情報を含んでいたり、意思形成の過程にある議事内容等につきましては、会議や議事録の非公開といった慎重な取り扱いをさせていただいております。しかしながら、議事録につきましては、時の経過とともに議事録を公開しても差し支えない、あるいは公開すべきものがあろうかと考えますので、ご指摘の点につきましては、今後善処してまいります。

〈子ども教育部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、教育における責任と権限の分担及び高校版就学援助についてお答えいたします。

まず、教育委員会・教育長・区長の教育に関する権限と責任の分担についてですが、お尋ねのとおり、教育委員会は、教育政策課題の解決に向け、大綱的な方針や計画を決定し、教育長は、

その方針や計画に基づき、教育委員会の指揮監督のもとに教育事務を執行・管理いたしております。

また、学校運営連絡会は、学校と地域との連携を深め、地域に根差した教育活動を展開していく上で欠かすことのできないものであり、各学校の教育活動その他の運営状況についての評価にも取り組んでいただいております。教育委員会では、これらの活動を通じまして、家庭や地域からの声を大切にし、活動の充実につなげてまいりたいと存じます。

そして、区長は、教育委員の任命権者、予算編成権者、そして区政の総合調整者として、あまねく区民の声を教育行政に反映させる一方、学校設置者としての学校設置の理念等を考え、提案する立場にあります。

次に、高校版の就学援助についてでございますが、ご案内のとおり、本年4月から開始されました「公立高校の授業料の無償化」及び「高校等就学支援金制度」によりまして、高校に通う生徒のご家庭の教育費負担を大幅に軽減されております。さらに、本区では、区独自に、高校生を育成するご家庭に次世代育成手当を支給しておりますとともに、来年度からは、都内初の取り組みといたしまして、高校生への医療費助成も開始する予定であります。これらの取り組みにより、新たな就学援助の仕組みを構築するまでもなく、高校生の育成にかかる費用負担は相当程度軽減される見込みでありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

〈再質問〉

今まさに、教育というのは重要課題になっています、どこでも。まさに、子どものために教育をどう構想しようかということが自治体に問われている。そういう中で、今のようご答弁、いいんでしょうかね。もう、全然かわりばえないですよ。全然、法改正があったにもかかわらず、その前の時点の答弁と全く変わらないじゃないですか。法改正があって、特徴を受けて、こうしましたという答弁が、僕は、あると思った。全然ないじゃないですか。

それは、19年の法改正がある前の質問を僕がしても、恐らく同じ答弁でしょう。違うんじゃないですか。今回の法改正の意義は非常に大きいものがあつた。だから、それを受けて、千代田区の教育委員会また区長部局、どうするんだということを、まさに区民に示さなくちゃいけないですよ。それが、今のようご答弁ということは、何ら変わっていないです、千代田区。だから、どこでそういう議論を、どう教育を構想しようかということが話合われているのか。どこも話し合っていないんじゃないですか。しかも、教育委員会でそういう重要な政策を3回やるのであれば、それを意思形成については全部非公開とするなんていうのは、法改正の趣旨に反しますよ。むしろ、それだからこそみんなに呼びかけて、どうぞ傍聴に来てください、発言はできないとしても傍聴に来てください、傍聴に来れない方には議事録を差し上げますぐらいを、やって当然ですよ。そういった姿勢が、全然今の答弁には感じられない。だから、子どもはかわいいですよ。大人として、子どものために何ができるのかというのをもう一度考えてもらいたい。そ



して、千代田区の教育はどうあるべきか、一から考え直してもらいたい。そのためにこの共育マスタープランをつくったと思いましたよ。だけでも、全然そういうね、何ていうかな、伝わってこない。そういうものが。

まあ、僕だけ興奮しているようですけどもね。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）でも、それは、子どものための思うからです。だから、そういうものが1つでもいいから、やってくれなきゃ。就学援助にしたって、通り一遍の答え。ね。次世代育成手当を支給していますからと。こんな答えは、とうの昔から何遍もそれ使っていて、それを使えば全部解決するような。全然違いますよ。全然違いますよ。（発言する者あり）ね、全然違うじゃないですか。

そういう相談が教育委員会のところに、今、修学旅行の積立代も払えなくて困っているんだという相談が寄せられているんじゃないですか。1人でもそういうお子さんがいたら、そういうお子さんにみじめな思いをさせないための制度をつくるべきなんです。でしょ。それを何か、育成手当を出しているんじゃないかなんていうのは、全く官僚的な答弁でありまして、子どもの立場に立っているとは全く思えない。

ぜひ、もう一回再答弁してください。よろしくお願いします。

〈子ども教育部長答弁〉

まず、区長、教育委員会、教育長との関係、法改正を受けた中での関係でございますが、教育委員会は、法改正の後ですけれども、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を自ら決め、そして教育長はその方針や計画に基づいて事務を執行していくという関係でございます。

そして、区長は、先ほど申し上げたように教育委員の任命権等を通じて区民の声を教育行政に反映させることとなりますが、その際重要なのは、区長の持つ総合調整者としてのリーダーシップと、合議制の機関である教育委員会との合意形成システムがうまくかみ合い、そして権限と責任を分担し合いながら、適切な教育政策を展開していくことにあると考えております。まさにそれが教育制度改革の目指すところであると考えております。

就学援助についてでございますが、先ほど答弁いたしました制度以外にも、都では、生活安定化総合対策事業といたしまして、一定所得以下の世帯の高校生を対象に、さまざまな支援などの制度を展開しております、それらを組み合わせることで、各ご家庭の教育費の負担は一定程度軽減されているものと考えております。

「子どもの笑顔輝くまち千代田」を目指して！

▼平成21年第2回定例会

平成21年第2回定例会にあたり、公明党議員団を代表して質問を行います。

今年、3月17日の朝日新聞には大変ショッキングなニュースが掲載されました。それは「高校中退者、全国で7万人 貧困・孤立・・・遠のく学校」とのタイトルです。記事は、「昨年度、全国で7万2854人の高校生が中退した。彼ら、彼女らはなぜ学校から遠のいていったのか。家計の問題や家族との不和、学力不振、社会への不信、それらが招いた無力感、喪失感一。10代で厳しい現実を突きつけられ、もがく姿が見えてくる」「今回取材で7人の若者からじっくり話を聞いた」「彼らに共通するのは、若いにもかかわらず、疲れている点だ。家庭不和、貧困、暴力などを背負い、孤立したまま過ごしてきた様子がうかがえた」「家庭が崩壊し、地域とのつながりもない。せめてもと友達に会える学校に来る。だから友人関係がこじれたら中退する」と。記事では、貧困も大きな原因ですが、孤立せざるをえない若者の現実とそうさせている社会の実態を生々しく紹介していて、高校生らの叫びが聞こえてくるようでした。

さて、今年度は、区の「次世代育成支援行動計画（前期）」そして「子育て施策の財源の確保に関する条例」ができてより期間5年の最終年度にあたります。そこで、質問の目的ですが、子ども施策全般のこの5年間の「検証」と今後の「展望」つまり子ども施策の中期的な方向性と基本的な考え方を改めて問い、「子どもの笑顔輝くまち千代田」の実現に向けて確かな道筋を確認することにあります。

最初に、何を基準に検証し、何をもちて展望するのかということですが、それは、国において明確に示された「子どもの視点」をもつて行うべきである、ということです。2003年、国において子どもに関係する法律や指針、大綱が連続して成立しました。

少子化社会対策基本法 7月

次世代育成支援対策推進法 7月（10年の時限立法）

行動計画策定のための指針 8月

青少年育成施策大綱 12月

児童虐待防止法の改正 2004年4月

これらのいずれにも貫かれている考え方が「子どもの視点」であるからです。例えば、「行動計画策定のための指針」の基本的な考え方の最初に、その「子どもの視点」がおかれています。説明には、

「1-（1）子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮されることが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点にたった取り組みが重要である」とされました。

以上の説明は、また、「子どもの視点」とは「子どもの権利からの視点」ということを明確にしたものでもあります。

また、青少年育成施策大綱ですが、この大綱を定めた目的にもやはり以下のように「子どもの権利からの視点」が記述されました。『「児童の権利に関する条約」等」に示されている青少年の人権の尊重及び擁護の促進の観点も踏まえ、「基本理念と中長期的な施策の方向性を明確に示し、保健、福祉、教育、労働、非行対策など幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するためこの青少年育成施策大綱を定める」と。さらに、大綱の基本理念として「大人社会の在り方の見直しを行う」との文言と、重点課題のところには、新たな「青少年観への転換」との文言も入った大変画期的なものとなっています。

これらの法律、指針、大綱は一連のものであり、単に少子化対策や子育て支援にとどまるものではありません。子ども施策、青少年施策全般を「子どもの権利からの視点」をもって総合的に取り組むことによって「大人社会の在り方の見直し」までを見通したものであり、考え方としての「子どもの視点」はそのための重要な切り口になりうる。そしてその期間は10年であると、そう理解しています。

子どもの権利ということでは、今年はその子どもの権利条約が1989年の国連総会にて採択されてより20周年の節目にあたります。確認のために少し触れておきたいと思います。日本は1990年にこの条約に署名し、1994年批准、発効となりました。以後、国連子どもの権利委員会へは政府報告書とカウンターレポート（オルタナティブレポート）としての「市民・NGO統一報告書」の両方が提出され審査を受けています。委員会からは最終所見（評価できる点、懸念、提案及び勧告からなる）が出されます。

1998年に最初の第一次最終所見

2004年に第二次最終所見

2010年には第三次最終所見が予定されています。そのための報告書は両方ともすでに委員会へ提出されています。

「市民・NGO統一報告書」は（現物を紹介し）このように本にして発刊されています。2009年版はCDとなりました。この報告書づくりを中心となってまとめているのが、一橋大学名誉教授の福田雅章氏です。第一回報告書をまとめた本は「子ども期の喪失」というタイトルがつけました。福田氏がいう「子どもの居場所」は先ほどの「子どもの視点」とは言葉は異なってもその考え方はまったく同じであります。「子どもの視点」のいかに重要なことがわかります。その本の「発刊にあたって」の中で、以下のように述べています。

「1948年、私たち人類は、世界人権宣言の中で『人間が先制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要である』ことを確認して戦後社会を出発させた。しかるに、大人たちは、政財官一体となってひたすら経済発展を最優先させ、画一的な価値観のもとに自分を殺して権威と権力に従順であること

を強いてきた。今、子どもたちはそんな日本の社会文化構造の『専制と圧迫』に抗議し、これに対する『最後の手段』として、自らの全存在を賭け、自らの命を犠牲にして、さまざまな『反逆』（自殺、非行、いじめ、不登校、よい子の息切れ等々）を試みている。今こそ私たちは、子どもたちを『反逆』というさらなる犠牲に追いやる前に自分を生き、人のためにも生きられるような『人権の保障された』社会を創造しなければならない。それはとりもなおさず、画一的な価値観や能率主義や管理主義の中で、人を支配管理し、すり寄せせるのではなくて、『あなたはあなたらしく生きていいんだよ』とお互いをそのまま受け入れ合う人間関係（居場所）の構築にある。一人ひとりが人間としての安心と、自信と自由を取り戻すことである。（中略）本書は、同時に、子ども問題を通じた戦後日本社会に対する総括的な告発の書であり、『草の根』運動が生み出した子ども問題解決へ向けての処方箋でもある。本書を通して、私たち一人ひとりが、これまで『これがあなたのためよ』と言いながら、実は親の、社会の、国のエゴを子どもに押し付け、子どもを支配し、子どもの居場所を奪ってこなかったかどうかを、自ら検証することが求められている」と。

大変心に残る内容であります。1998年（平成10年）に書かれましたが、冒頭紹介させていただいた「孤立する若者達」の記事からは、子どもを取り巻く社会状況は今も変わっていないことを痛感させられます。考え方としての「子どもの居場所づくり」また「子どもの視点」の意義と必要性がここに明確ではないかと思えます。

以上、「検証」と「展望」について行う際に必要な「子どもの視点」について述べさせていただきました。

この点を踏まえ、区の子ども施策について3点質問させていただきます。

最初に区の子ども施策全般の前期5年間の検証についてであります。

区は、2004年（平成16年）10月に、先ほどの次世代法と行動計画策定指針に基づき次世代育成支援行動計画（前期）を策定しました。また、きわめて異例のことですが、この計画の財政的な裏付けとなる「子育て施策の財源の確保に関する条例」を定めました。期間はともに5年ですので今年度はその最終年度にあたります。

行動計画の冒頭には、計画全体を貫く基本的な考え方として6つの視点が書かれています。

1番目の、多様なライフスタイルを認め合うとした「お互いを認め合う」という視点、また、2番目の子どもの幸せを第一に子育てを支援するとした「子どもの幸せを第一に」という視点はまさに「子どもの権利からの視点」であります。さらに、

6番目には、タイトルにはありませんが、保護者のニーズと子どもの利益のバランスをとりとされましたが、これも「子どもの最善の利益をはかる」という「子どもの権利からの視点」であります。

なお、3番目は子どもと親が共に育つという視点、4番目は雇用の在り方、5番目は地域の絆の大切さについてであり、いずれも大事な視点であります。

それぞれの地域の实情に合わせて全国の自治体がこのように一斉に、「子どもの視点」を基本的な考え方とした次世代育成計画を策定し子ども施策に取り組むことを考えるとき、最初にも申しましたが、この計画が果たさねばならない役割はあまりにも大きいものがあります。

千代田区においては、この行動計画について「区を挙げて実現する行動計画にします」と宣言したように、並々ならぬ決意をもってスタートいたしました。また「財源の確保条例」を提案したのもその決意の表れといってもよいと思います。区長は、次世代育成についてその重要性を度々強調され、「社会システムの構造を変えるもの」であるとも述べられました。まさにその通りだと思います。

そこで、計画と条例それぞれの目標は達成されたのか。子ども施策全般を「子どもの視点」から体系化し総合的に取り組んできたこの5年間の検証の結果はどうだったのかお伺いいたします。

次に、子ども施策の今後の展望つまり中期的な方向性と基本的な考え方についてであります。前期の検証された結果とこの度実施したニーズ調査の結果に基づき後期の次世代育成支援計画が策定されることとなります。現在、次世代育成推進会議で検討中であると思います。またその上位計画となる共に育つ「共育マスタープラン」の策定は教育委員会にて検討中であるとお伺いしています。同時並行的に策定が進んでいることが計画の整合性が本当にとれるのかちょっと心配な点もあります。昨年の第一回定例会代表質問にて私はこの共育マスタープラン策定の視点について、区が示した4点にプラスして「子どもの視点」を加えるべきではないかと、質問いたしました。この視点を欠いては教育と子ども施策を合わせた総合的な計画、マスタープランにはなりえないからであります。質問に対しては、子どもの幸せなどの「子どもの視点」をもって、子どもの成長を社会全体で支えるためのプランをつくっていきたい、との教育長答弁でした。いずれにしても前期の検証結果を有効に活かしながらそして基本的な考え方を明確にして後期5年のスタートをきりたいものです。

そこで、子ども施策の展望つまり中期的な方向性と基本的な考え方を改めてお伺いいたします。なお、財源の確保条例は来年の3月末で失効いたしますが、後期行動計画に対応して同じように条例提案をされる予定はあるのか、合わせてお伺いいたします。

次に、「子どもの居場所づくり」についてであります。

この「子どもの居場所」については明確な定義はなされていません。単に安全な空間的な場所の確保にその意味があるのではなく、子どもとの関わり方にその意味があると思います。福田雅章氏のいわれた『あなたはあなたらしく生きていいんだよ』とお互いをそのまま受け入れ合う人間関係があればそこは「子どもの居場所」ということになります。多くの自治体でもそのような認識になっていると思います。

「子どもの居場所づくり」は区や学校を始め、大学やNPO、ボランティアグループ、企業、町会など様々な団体がその取り組みを行っています。

先日、NPO法人「コドモ・ワカモノ・まちing」の代表の方お二人にお会いする機会がありました。(高沢議員と一緒に会いしました)移動式子ども基地を始め、まち学習・環境デザイン学習、四季の感育学校、絵本・きつと本の制作・出版、子どもイベント、人材養成・セミナーの開催など様々な活動をされていてほんとにびっくりいたしました。今日までの千代田区での活動実績は

2003年 江戸開府400年記念 大賞受賞

2004年 千代田まちづくりサポート 大賞受賞

2008年 千代田まちづくりサポート10周年記念事業大賞受賞

など素晴らしい実績があります。代表の星野氏は一級建築士の資格をもったまちづくりの専門家でもあります。

トラックによる「移動式子ども基地」については、場所は西神田公園でしたが、先日新聞にも写真入りで楽しく遊ぶ子どもたちの様子とその活動の内容が大きく紹介されました。「画用紙で作った巨大パズルやボウリング、けん玉、スケッチブック、水鉄砲など約30種類のおもちゃが広げられると子どもたちからは歓声があがる。NPOメンバーや学生ら10人が見守る中、約50人の子どもたちは日が暮れるまで遊んでいた。」と。また「この移動式子ども基地は月に4、5回活動する予定」で「子どもたちの笑顔がたくさんある街をつくりたい」との代表の話も紹介されました。お会いした際、プロジェクト報告書をいただきましたが、書かれているその内容が非常に印象に残るものでした。それは冒頭の「背景と目的」そして「まとめ」の部分です。一部紹介させていただきます。

「子どもたちがまちで遊び、近所のお姉さん、商店街のおじさんなど、まちで子どもたちの成長を見守る。そんな当たり前の光景が、ここ数十年の間に失われてきました。近年、子どもたちをとりまく環境は激変し、『3間(時間・空間・仲間)の欠如』が著しく、子どもとまちとの関わりが希薄になっています。特に都市部では、次々に空き地や路地にビルが建ち、時間の過密、事件や事故、家庭問題など子どもを取り巻く環境は決して良いとはいえません。経済中心の大人のまちづくりにより子どもたちがまちの中で元気に遊んだり、近所の人々と交流したり、まち全体で子どもを見守る環境が少なくなっています。

様々な人・自然・文化・知恵などとふれあう機会が減る一方、情報過多により知識はあるが、自分の経験から物事を解決すること、創造すること、感じる力が少ない子どもたちが増えているのを実感しています。元々、子どもは遊びや体験・交流を通じてそれらの力を育む能力を持っています。それを大人たちが奪っているのです。」と。

また、まとめには、「近年、『子どもを守る』という言葉をよく耳にします。それは、子どもを閉じ込め、束縛することではなく、まちのみんなで子どもの笑顔を守る、子どもが笑顔でいられる環境をつくることではないでしょうか。また、子どもがまちとの持続性のある有機的な関わりの中で、『五感を使って感動し、感性や感謝の気持ちを育む『感育』が現代の子どもたちに必要と

されていることだと思います。経済主義が崩壊している今こそ本来の豊かさの再認識が必要です。子どもと子どもをつなげ、子どもと家族をつなげ、子どもと若者をつなげ、子どもと先人をつなげ、子どもとまちをつなげ、まちとまちがつながる。継続することで過去と今と未来がつながる。経済性や合理性だけでなく、昔は当たり前にあった子どもとまちの有機的な関わり『たて・よこ・ななめ、過去から未来』をつないで、子どもたちが一緒にゆっくりと成長する。そのような豊かさが今の社会に必要だと思います。(中略)『子どもの笑顔の森』をゆっくり育てたいと思います。」と。とてもすばらしい内容で感動いたしました。このような考え方をもっての様々な活動はまさに「子どもの居場所づくり」のとても良い例であると思います。

他にも、同じような考え方をもち区内で活動されている団体が多くあると思います。例えば、子どもに安心して自信を持って自由に生きる権利があることを子どもたちに体験で教える CAP を推進している保護者のグループ、司書資格を持ちながら本の読み聞かせを行っているグループ、大きなまちの模型を子どもたちがつくりまちづくりについて考えさせるグループ、子どもたちがまちに出て防災マップを作成しているクラブ、子どもたちにメディアリテラシーをボランティアで行う企業などがあります。

そこで、提案があります。このように「子どもの居場所づくり」に区内で活動されている NPO や団体が一堂に会し、情報交換だけでなく、子どもに関するいろいろな課題を共有しみんなで解決できるようにしてはどうでしょうか。各団体の活動を、カレンダーやマップにし、活動内容や考え方などを紹介する小冊子を作れば、これは保護者には宝物の情報となるはずで、プレイヤーのネットワークができれば地域の人がもっと参加できるようになるかもしれません。まさに「地域で子どもを育てる」、また「共に育つ」ことにつながっていくことになるのではないのでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上、子どもの笑顔輝く千代田を目指して、提案も含めて3点の質問を行いました。

この度、NPO の方にお会いし、短い時間でしたが、私は改めて多くのことを学ぶことができました。大人の都合による大人社会から真に子どもの幸せを第一に考える社会への転換は必ずできると確信もできました。勿論、そのためには教育も含めた行政セクターが「子どもの視点」にたつという不転換の決意と実行が必要なことはいまでもありません。

前向きで積極的な答弁を求めて質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の子育てに関しますご質問にお答えいたします。

私の子育てに関します物の考え方は、例えば、木に例をとりますと、きちっとした、大地に根を張る、そして、立派な幹になっていただきたい。そのために我々大人は養分をきちっと注いでいくということだろうと思います。そして、その大地にしっかり根を張った木から花や実がなる

んだらうと思います。どうも、そうした思いとは逆に、大地にしっかりと根が張っていない木に花や実がなり、ちょっとした風雨で木が折れたり、実が落ちてしまう。私は、子育てというのは、しっかりと大地に立派な幹として育つ、そのことを私たちがしっかりと応援し、あるいは養分を大人が注いでいくということだろうと思います。

古くから、日本の言葉の中に、「はえば立て 立てば進めの親心」という例があります。むしろ今日、その言葉は「立つまで待とう親心」という思いで、私は子育てというものを考えていくべきではないだろうかと思えます。そうした思いで、「子育て施策の財源の確保に関する条例」をつくり、そして、皆様方のご判断をいただいたわけでございます。

最近の新聞報道、ですから事実かどうかわかりませんが、小淵少子化大臣も、子育てに関します財源の確保として、消費税を1%充てるぐらいな思いで施策をやったほうがいいだろうというご発言もあります。やっとそうした意味で、国政レベルでもそういう議論が出てきたんだらうと思えます。我々は、ある面では国のそうした動向、そして、これまで取り組んでまいりましたさまざまな施策についてしっかりと点検をし、そして、この条例の問題について最終的に皆様方にもご相談をしながらどうするか判断をさせていただきたいというふうに思えます。ただ、考え方は、私は、子育てというものに対する、しっかりと根を張り、しっかりとした幹を育てていく、そのために我々大人を含めて社会全体がしっかりと養分を与える。そういう思いでこの条例はつくらせていただいたわけでありまして。

お話にありました、公園にトラックでおもちゃを持ってきて、子どもたちが遊んでいるのも何回も私はその現場にも行った。そのときの子ども顔はみんな笑顔です。まさに私はそういう社会というのが最も望ましいと思えます。多様なおもちゃで遊んで、囲んで、そのトラックの中のおもちゃを使いながら遊び、笑顔、そういう、私は社会をつくっていかなくちゃいけないという思いもございまして。

具体的に、今まで5年間の中で取り組みました施策について1%条例で、統計のとり方にもよりますが、平成17年に子ども・家庭費が約12億円でございました。その中には、施設の維持管理費や職員人件費を除いて12億円でございまして、それが平成21年度には26億円になっております。よく、こういう比較がいいかどうかわかりませんが、高齢者との同じような比較をいたしまして、一人当たりのいわゆる区費の投入額は、17年のときには子ども・家庭費は高齢者一人当たり3分の2でありましたが、21年度で比較いたしますと、高齢者一人頭の区費の支出に比べまして、子どもさんへの支出は約1.6倍から1.7倍というふうになっております。これも条例というものの持っている大きな意味だろうと思えます。具体的には、どういう事業が展開されたかということは、ここである申し上げるつもりはございませんが、かなり子育てに関しますさまざまな、区ができる施策は、私は全国的にも突出した、そうした事業になっているだろうと思えます。

これも繰り返すようでございますが、子育てというのは大地にしっかり根を張り、幹がきちっと育って、そのために我々がしっかりと応援をし、養分を与えていくという、こういう思いでございまして、これからもこうした社会づくりのために区政としてしっかりと、皆様方のご理解をいただきながら進んでまいらなさいけないと思います。その中で、後期の次世代支援行動計画について、今、専門家とさまざまな議論をしておりますので、そうした状況も見きわめながら、この条例の問題について最終的に区側として考えを整理して、皆様方とご相談をさせていただきたいと思っております。

その他につきましては、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〈子ども・教育部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、子どもの居場所づくりについてお答え申し上げます。

子どもたちが安心してのびのびと学んだり、遊んだりできる居場所をつくるために、学校や行政のみならず、幾つもの施設や団体がさまざまな形で活動していることはご指摘のとおりでございます。学校・園はもとより、児童館、放課後子ども教室、それに青少年委員の活動や文化スポーツ課の事業、町会女性部や民生児童委員、更生保護女性会、さらには区内大学生を中心にボランティアな活動を展開しているNPO法人などが、それぞれの理念と実施方法を持って子どもにかかわる活動を行っております。ご案内のNPO法人は、独自の活動だけではなく、学校や児童館、社会福祉協議会などの行事やイベントの際にも、子どもたちのためにさまざまな形で活躍いただいております。

子どもに関する諸課題の共有や解決を図るために、子どもの居場所づくりに携わるNPOや団体が一堂に会する場を設定してはとのご提案でございますが、現在のところは、各団体はそれぞれ独自の理念や方法で活動しており、区として実態の詳細な把握や相互の情報交換の場の設定までは至っておりません。

しかしながら、居場所づくりを含め、地域の子どものに関する情報収集や発信は、子育てにかかわる地域拠点としての児童館の果たすべき大切な役割と考えております。今後、児童館を中心に、各種団体の活動実態や運営上の課題などの把握を行い、情報交換・相互交流の場の設定につなげていきたいというふうに考えております。連携の場の設定については、子どもの行動範囲を考えると、区全体ではなく、場合によっては地域ごとに設ける方法もあろうかと考えております。

いずれにせよ、官民の必要に応じた連携や情報共有は大変有意義なことと認識しており、協議の場の具体的な設定や運営方法等を含め、若干検討のお時間をちょうだいしたいと存じます。

〈特命担当部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、次世代育成支援行動計画と子ども施策の方向性等についてお答えいたします。

まず、前期の次世代育成支援行動計画の検証につきましては、学識経験者や保護者などの区民代表で構成いたします次世代育成支援推進会議において、取り組んでまいりました。特に、平成19年度の推進会議におきましては、「次世代育成支援組織の体制」「人の育成」「子ども家庭支援センター機能」の3点に関連する事業の検証に重点的に取り組んでまいりました。平成20年度末の時点におきまして、計画に定められた全事業の平均達成度は約8割と考えております。計画の最終年度に当たる今年度におきましても、引き続き達成度のさらなる向上を目指し、各施策を推進してまいります。

次に、子ども施策の中期的な方向性等についてであります。子どもは未来を担う宝であり、私たちに輝ける未来へ子どもたちを送り出す責務がございます。明日の社会を担う子どもたちに健やかな成長の機会を保障することこそが私たちの責務であると考えております。そして、子どもを産み育てたいと願う人々が、「喜び」や「楽しみ」を味わいながら、ゆとりを持って子育てをすることのできる社会、また、子どもたちにとってもみずから尊重され、将来に夢や希望を抱いて生きていける社会を築いていかなければなりません。

ご質問にもございました、前期の行動計画策定に当たって定めました「6つの視点」や「5つの目標」は、推進会議におきましても「普遍的かつ優れたものであり、後期の行動計画においても骨格にしていくべきものである」とのご意見をいただいております。これらを骨格にしなが、「子どもの視点」を最優先に、これからの次世代育成支援施策を構築してまいる予定でございます。

## 分権後の自治体教育行政のあり方について

### ▼平成20年第1回定例会

平成20年第1回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

区は、今年度(平成19年度)より教育委員会事務局と保健福祉部の次世代育成部門を組織統合し、「子ども・教育部」を創設し、来年度(平成20年度)には「共育マスタープラン」を策定することとしています。その組織統合の趣旨は、共に育つ、共に育む「共育」を教育委員会と子育て部門が一体的に推進するためとされています。そこで、このような機に「分権後の自治体教育行政はいかにあるべきか」という大きなテーマではありますが、あえて基本的な質問を行わせていただきます。区として「子どものための教育」を実現すべく道筋を明らかにできれば思うからであります。

さて、今日の大人社会ですが、負の部分いわゆる排除する社会、選別される社会のしわ寄せはすべて子どもたちへ及び、「僕が僕であるために」、「もっと自分らしく生きたい」と、子どもたちは心から叫び、悲鳴をあげています。今、私たち大人はその子どもたちの叫びに真摯に答えてい

かねばなりません。この点、市川市の平成13年に策定された教育計画は他の自治体のそれとは違いその思いが特に伝わってまいります。一部紹介させていただきます。

「若い世代がモラルをなくしたのは彼らのせいではない。むしろ若者は破壊されているのだ。若者が崩壊しているのは、大人が背負いきれなくなった重荷を彼らに負わせた結果なのだ」との言葉から入ります。これはフランスの思想家ピエール・ルジャンドルの言葉です。そして「本市にあって子どもたちの現状は非常に厳しいと考えています。今の子どもたちに『がまん』が足りないといえます。しかし子どもたちははっきりとこう言うでしょう。『これ以上、まだわたしたちに『がまん』しろというのか』と。大人たちへの信頼がゆらぎはじめ、子どもたちの反乱が始まっています。(中略) 若者に重荷を背負わせているという大人たちはどうでしょうか。きっとまだ自分たち大人が子どもたちを追い詰めていることに、はっきりと気付いてはいないし、振り返ろうともしない人も見受けられます。」と。計画としては大変印象的な出だしで何がこの後書かれるのかと興味をそそり一気に読んでしまう、メッセージ性の強いものになっています。

痛ましい悲惨な家庭内事件が毎日のように報道される今日、7年が経過した今も子どもと大人のこのような関係はいっこうに変わっていない、いやむしろもっと悪くなっているとも言えます。大人の都合ということでは、「教育を手段としてきた社会」は結果として最も重いそのつけを子どもに負わせていることになっています。「子どもの幸せのための教育」、「子どもを優先とする社会」への転換を今こそ成し遂げねばなりません。私たち公明党は21世紀を「教育の世紀」と位置づけ今後の教育改革の基本的な視点として「子どもための教育」と「現場からの改革」の2点を掲げています。「子どもための教育」とは、戦前の富国強兵策や戦後の国家・経済至上主義のように教育を手段と捉えるのではなく、子ども一人ひとりの本来持っている能力と可能性を引き出し育てることにより、「子どもの幸せ」それ自体を目標とする教育であります。また「現場からの改革」とは、上からの改革ではなく、子ども、保護者、教員などが抱える悩みを直視し、その意見が生かされる教育改革であります。つまり現場である自治体レベルで家庭、学校、地域の連携による「子どもための教育」を実現していくことを党として大きな政策の一つとして掲げているのであります。

現在の子どもたちの置かれている状況を考えると一刻も早く自治体としてそのための具体的な道筋を示す必要があります。あくまで「子どもための教育」を目指し、自治体教育行政をいかに行っていくのかということ子どもたちにまた広く区民に示すことであります。この点については区長、教育長に基本的な考え方を問うものであります。その中で是非とも触れていただきたい項目があります。それは「子どもを主体とする新たな子ども観」、また「教育委員会と区長部局との連携・協力の方法について」、そして「教育の機会の平等」の3点であります。

最初に、子どもを主体とする新たな子ども観についてであります。

今日まで、子どもはあくまで大人の庇護・保護の対象であり客体として捉えられひとりの人間として認められ尊重されることはなかったかもしれませぬ。「一人で行動してはダメ」「～したら

怖い目にあうよ」「～してはいけません」式の行動範囲を制限したり、規制しようとするものであります。よって子どもたちは何事にも受身になりがちとなり、いじめや虐待に遭っても親にも話せず、誰にも相談もできず自分が悪いと、辛い状況をがまんしてしまっている、なかには自ら死を選んでしまうという深刻な現実があります。今必要なことは、自分らしくありのままで居られる環境を子どもたちに整えてあげること、つまり一橋大学教授の福田雅章氏のいう「居場所」(そのままで良いという人間関係)をつくることだと思います。そのためには、私たち大人が子どもを一人の人間としてその人格を認め尊重していく子どもを主体とする新たな子ども観を基本にもつことが必要と考えます。

そこで、区としてまた教育委員会としてどのような子ども観を持って教育行政にあたるのかお伺いいたします。

2点目に、教育に関して区長部局と教育委員会との連携・協力のあり方についてであります。

行政委員会としての教育委員会には、i) 政治的中立を保つこと、ii) 合議制による意思決定、iii) 住民自治の仕組みとしての教育委員会という重要な役割と機能が地方教育行政に明確に謳われています。しかし、子どもの教育に関して、とかくその権限と責任が曖昧であると言われてきたことも事実です。それは縦系列の国の文部省(今の文部科学省)、都道府県教育委員会、区市町村教育委員会という関係が長く続き、委員会としてその本来の役割と機能が十分果たせてこなかったことからきているともいえます。そこでこの権限と責任についてですが、改めて、地方分権時代の首長部局と重要な役割と機能を持つ教育委員会が連携して担うということを明確にしてはどうかということでもあります。このことについて、東京大学大学院教授の小川正人氏は以下のように述べられています。「首長の指導力と教育委員会の合意形成システムがかみ合う仕組みを作り、両者が連携して権限と責任を持つようにしてはどうか。またその場合、教育委員会の持っている政治的中立性や継続性の確保は今まで以上に担保されねばならない」と。きわめて現実的な提案であり私も賛成であります。

区としては最初に述べましたように教育委員会事務局と区長部局の子どもに関係する部門の組織統合が行われました。区長は昨年第1回定例会招集挨拶においてその意義について述べています。「次世代育成支援とは、単に子どもの成長・育ちを支援することのみに止まらず、子育てに関わる親(家庭)も共々に成長していくことを支援するものであり、同時に学校の中でも子どもたちの成長とともに教職員も育っていくものと考えています。世代や立場の垣根を越え、子どもたちと親、学校、地域が共に育ち、育むいわゆる「共育」であると考えます。こうした認識のもと教育と次世代の施策について、一体的に取り組んでいくため教育部門と次世代育成部門を再編・統合し、教育委員会に新たな推進体制を整備します」と。組織としては、共に育ち、共に成長する「共育」を推進するための推進体制が整ったということでもあります。この際、子どもの教育(共育)に関しての「権限と責任」について、区長部局と教育委員会が連携・協力して担うこと、ま

たその連携・協力の方法についても明確にしてはどうかと考えます。この点についてのご所見をお伺いします。

3点目に教育の機会の平等についてであります。

「機会」の平等とは、どの地域のどの学校に行っても、また家庭にどのような事由があってもしっかりと基礎学力は身につく、また本来持っている能力と可能性を引き出し育むことができる「機会」がすべての子どもに保障されているということでもあります。今日の日本社会は排除する社会、選別される社会と述べましたがそれは格差の拡大や階層化の進展をまねいております。そのことにより子どもの教育の「機会」が失われるようなことは絶対あってはならないことです。家庭、学校、地域そして行政が連携し断固教育の機会の平等を保ち、図っていかねばなりません。

そこで、このような日本の社会状況の中で区長部局と教育委員会の連携・協力を持って、いかにして教育の機会の平等を図っていくのか、お伺いいたします。

次に学校運営連絡会の役割と今後の方向性についてであります。

学校運営連絡会は平成13年度より、全学校、園に立ち上げられておりメンバーは学校により若干異なりますが、概ね校長、PTA、民生委員、青少年委員、地元町会、保護司らの方々に構成されています。まさに家庭、学校、地域を代表する方々が一同に会しての会議体であります。現在、年2回定期的（2月と5月）に開催されていると聞いています。その役割としては保護者や地域住民等から様々な意見や要望を学校運営に反映させること、学校と家庭と地域とのコミュニケーションを通して家庭や地域からの強いサポートを得ることにより学校教育をより良いものに改善していくことと、されています。

私は、教育委員会の重要な役割の一つでもある住民自治の仕組みを学校運営連絡会の役割として明確に位置づけること、そして教育委員会事務局内に連絡会の窓口を作り、関係する所管課が集まって支援する体制を整えることを提案したいと思います。そのことにより現場からの教育課題を教育政策に生かしていくことも可能となると考えるからであります。「住民とともに教育を語りつつ、民意を反映しながら地域の実情に即した教育行政が行うことも可能となります。」（西山邦一氏「教育委員会の組織・権限の現状と課題」より）このことを先駆的に実施している自治体に市川市があります。名称は異なりますがコミュニティサポート委員会として、全ての小学校、中学校合わせて55校全てに設置されています。メンバー構成はほぼ同じですが人数は一校平均22名で、中には生徒も参加してのサポート委員会もあるそうです。年3回から4回開かれています。その特徴としては、①委員会どうし横の推進組織としての「コミュニティ推進委員会」があること。②学校ごとで教師の中でサポート委員会担当主任を決めて研修会まで行っていること。③そして、行政内にプロジェクト会議「コミュニティサポート推進PJ」を設け庁内横断的に関係する所管課が話し合い支援する体制ができていることなどです。市川市の教育委員会地域教育課長から直接お話を伺うことができ大変参考になりました。課長は「地域の教育課題と

その改善のための施策を学校と家庭、地域が丸となって取り組むためにはこのような現場からのボトムアップ型の仕組みが必要です。市川市にそれを可能にしたのはコミュニティスクールの歴史が20年以上あったからだと思います」と話されていた言葉が印象に残っています。

さて、あと一点、学校運営連絡会に関連してですが、教育委員会と教育長・事務局の役割分担を明確にしてはどうかということでもあります。地方教育行政法第23条（第1項～19項）で謳われている教育に関する日常の様々な職務権限が教育委員会にはあります。しかし、実際には非常勤、兼職の教育委員が月2回の定例会ですべてのその権限と責任を担うには当然無理もあり矛盾もあります。そこで「教育委員の役割を地域の教育政策の課題の設定や大綱の方針の設定、そして教育長・事務局の仕事の監督・評価に限定し、その具体的な政策立案と執行管理という専門的事項は『専門家』である教育長・事務局に任せるという両者の役割分担を明確に区別すること」（小川正人氏「市町村の教育改革が学校を変える」より）が必要と考えます。また教育委員会の議題を事前に学校運営連絡会や広く区民に公開し、また委員会として決定したこと、議論したこと、課題として残った事項なども広報し、議事録も積極的に公開していく必要があります。

そこで、学校運営連絡会の役割（位置づけ）と今後の方向性、また教育委員会と教育長・事務局との役割分担について提案も含めて述べさせていただきました。ご所見をお伺いします。

最後に「共育マスタープラン」の策定の趣旨とその視点についてであります。

策定の目的としては、先ほど紹介した区長招集挨拶にありましたように、「世代や立場の垣根を越え、子どもたちと親、学校、地域が共に育ち、育むという『共育』を実現するために、行政だけでなく家庭、地域、学校が連携して取り組むための方針の策定である」とされています。

「子どもにはもともとすごい力がそなわっています。無限の可能性です。それを引き出すのは、暖かな『励ましの対話』です。」その励ましの対話こそは「子育てを通して親も子も共に成長していく、また教育を通して教師も生徒も共に成長していくという『共育』の考え方」（以上2007.8/24聖教新聞より）がベースとして必要であります。また、その出発点は子どもたちを立派な一人の人格として尊敬できるかどうかだと思います。「教育とは（共に育つ）『共育』である」とする考え方には、子どもと大人がある意味対等な立場に立ち、お互いの人格を尊重し合い、認め合うという関係がベースになくはなりません。つまり共生の考え方であり、それは子どもを主体とする新たな子ども観につながっていくと私は確信しております。

大人社会が「教育とは（共に育つ）『共育』である」との考え方に変わったとき、若者の崩壊の解決、また「僕が僕であるために」、「もっと自分らしく生きたい」との子どもの叫びを叶えることも可能になります。まさに「子どもための教育」の実現であります。その理念、方針を広く区民と共有するために今回共育マスタープラン策定の目的があると思います。

またプラン策定の視点ですが

家庭・地域・学校が連携する千代田区の教育や幼稚園、保育園のあり方の検討、調査現状・課題等を踏まえた独自性や斬新性のある事業プランの提案

## 0歳から18歳までの子どもに関わる施策の体系化

### 家庭の教育力向上に向けた事業プランの提案

の4点が示されています。いずれも大事な視点であります、一つ加えさせていただければ、それは平成15年に国が次世代育成法に基づく子ども行動計画策定のために示された「子どもの視点」であります。その箇所を引用しますと「次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要である」と。つまり、子どもを主体とする視点であります。千代田区次世代育成計画にはすでにその「子どもの視点」が入っております。この度の共育マスタープランは子育ても教育も含むものですからその上位計画にあたります。当然この子どもを主体とする「子どもの視点」をベースに置きながら先の4つの視点が構成されていくべきと考えます。

「共育マスタープラン」策定に際し関係する私の考え意見を述べさせていただきました。

そこで、改めて「教育は『共育』である」とする考え方とマスタープラン策定の趣旨、そしてその視点についてお伺いいたします。

以上、分権後の自治体教育行政について質問させていただきました。

最後に、文豪島崎藤村が実は今回の「共育」の考え方に通ずる言葉を多く残していますので一つだけご紹介させていただき質問を終わります。それは藤村全集第9巻からになります。

『現代の急務は、子どもをして逆にその父母を教育せしめることである』と言った人もあったとやら(ようだ)。子どもに注意を向けることは、やがて私たち自身を育てることになる。全く、子どもの世界は一つの大きな秘密だ。子どもは既に一切を具備するもののように見える。唯、子ども自身にはそれを引き出すことを知らずに居るといふ迄だ。』以上です。

どうもありがとうございました。

### 〈区長答弁〉

大申議員のご質問のうち、首長の教育行政に関します教育委員会との連携協力についてお答えをいたします。

広い意味での子育てというのは、手づくりの世界だろうと思います。親御さん、あるいは家庭、学校の先生、地域が子どもとの葛藤、あるいは共感を覚える、そういうのが私は子育てだろうと思います。その中心としてやはり基本は家族が最も大切だろうと思いますし、家庭が子どもの心のよりどころという社会であるべきだろうと思います。しかし現実、ご承知のとおり、そうした状況でなく、一方では、最近言われておりますワーク・ライフ・バランスというのが、子どもにとっても家族を大切にということになるだろうと思います。子どもを考えたときに、ゼロから18歳について、昨年の組織改正でも申し上げましたし、今回の招集あいさつでも申し上げましたが、世代や立場の違い、垣根を乗り越えて、子どもたちと家庭、親、学校、地域がともに育ちはぐくむ、いわゆる共育の考え方で子どもに関することをやるべきだという基本的な考え方を持

っております。したがって、教養育てるイコール共に育つということだろうと思います。こうした考え方で昨年来の組織改正をお願いしてきたわけでございます。

そして、教育委員会に次世代部門を統合した意味するところは、ご承知のとおり、教育委員会は行政委員会でございます、教育の政治的中立性と継続性、安定性が担保されなければならないし、されるべきだろうと思います。そうした教育委員会として持っている専門性、中立性、公平性を保ちながら、地域に根差した教育行政を推進するという意味では、子育て部門を教育委員会に寄せることが私は一番ベターだと、しかも一貫して取り組めるということで組織の統合をしたわけでございます。そうした中で、いわゆる区長部局と教育委員会との関係を申し上げるならば、例えば学校に例をとりますと、学校を設置するのは学校設置者の首長でありまして、学校設置の理念等は首長が考え、提案するものであります、その学校をどう具体化するか、その内容及び教育方針などは教育委員会の役割と権限だろうというふうに思っております。したがって、九段の中高一貫校を設置するときは、私のほうから提案し、考え方を申し上げた。その内容を具現化するのには教育委員会だという、そういう役割だろうと思います。一方で、ご承知のとおり、予算編成権は首長にありますので、教育委員会が具体的ないろんな施策を行うときに、十分に教育委員会と区長部局とが連携をとって、より進んだ教育行政あるいはともにはぐくむという、そういう事業を展開していただけるものだろうと思います。

私自身も、もう子育てを終わったわけでございますが、私自身は、教養育てるという教育は、元来、多様性を持っているものだろうと思います。個を伸ばし、画一的な価値観で教養育てるというものをとらえていくべきではないという思いはあります。そして、子どもたちが社会へ出たときに、学校で渡された教科書は幾つもの社会の中にはございませぬ。そして、社会というのは、あらかじめレールが敷かれているわけではない、正解は1つではない、そういう社会でありますから、ぜひ子どもたちが自分で考え、判断し、そうしたことができる子どもとして育っていただきたいし、それは学校だけではなく家庭、家族あるいは地域、それが総体として取り組んでいただきたいというふうに考えております。

どうか、組織を一元化して1年たつわけでございますが、ともにはぐくむという、こういう思いの中で今回教育委員会として共育マスタープランをつくるということでもありますので、しっかりとそうした組織を統合した思いを考えながらつくっていただけるというふうに私は確信しております。

その他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

### 〈教育長答弁〉

大申議員の6点のご質問にお答えいたします。

まず、新たなこども観についてでございます。



子どもはそれぞれの個性、特色を持ってございまして、また、無限の可能性も持っております。その資質の可能性を伸ばす必要があります。このことを前提にすべての子どもたち一人一人にきめ細かく対応できるよう、より良い教育環境づくりが教育委員会や学校教育現場に求められているものと認識してございます。平成20年度の本区の新しい教育目標におきまして、育てたい人間像を明確にいたしますとともに、その実現には家庭、学校、地域社会のそれぞれが責任を果たし、連携して子どもたちを支援していかなければならないと、そういう強い認識に立ちまして、すべての大人が教育に参加することを目指すことを強く打ち出しております。今後も子どもたちの可能性を引き出し、伸ばせる教育活動を各学校が展開できますよう教育委員会がそれを強力に支援してまいります。

次に、教育の機会の平等についてでございます。

教育目標を実現し、子どもたち一人一人が困難を乗り越え、自分らしさを発揮して生きる力を身につけていくために、様々な教育施策、次世代育成支援施策を実行していくという理念は、組織が統合されても変わるものではございません。義務教育をはじめとする次世代育成支援策につきまして、子どもたち一人一人の可能性を引き出し、はぐくむことができるよう、千代田区のすべての子どもたちにその機会が保障されることが基本であると考えております。教育委員会として、子どもや家庭の多様な状況に応じ、家庭、学校、地域と連携し、多様な選択ができるよう、引き続き様々な機会を提供していきたいと思っております。

次に、学校運営連絡会の役割と今後の方向性についてでございます。

まず、学校運営連絡会は、学校、園の自主性、自立性を高めるとともに、学校と地域との連携を深め、地域に根差した特色ある学校教育を展開することを趣旨として設置したものでございます。教育委員会では、学校運営連絡会からの多様な情報を得ることによりまして、施策への反映を図り、また連絡会の一層の機能充実のためのサポートをしてきているところでございます。また、各学校、園におきまして、学校運営連絡会の中に評価委員会を設置いたしまして、学校運営についての評価に取り組んできております。今後も保護者や地域住民の声を学校運営に生かす制度の一層の充実を図ってまいります。折しも平成19年10月に学校評価に係る学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布されまして、学校は教育活動その他の学校運営の状況につきまして評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることが定められました。これに基づきまして、本区におきましても今後、学校、園におきまして、今まで実施してきました学校評価を一層充実いたしまして、自己評価及び学校関係者評価、それから評価結果の設置者への報告義務を明確に示しまして、学校運営連絡会での家庭や地域からの声を受けとめるシステムを構築していきたいと思っております。今後、この取り組みにつきましても、一層の精度を図りまして、保護者や地域の方々の声を直接施策に反映できるよう、また家庭、地域、学校が一丸となって教育課題に取り組めますよう引き続き努めてまいります。

次に、教育委員会と教育長・事務局の役割分担の明確化についてでございます。

現在も教育委員会と教育長・事務局の役割分担につきましては、地教行法及び教育委員会規則によりまして明確に規定されており、教育委員会の事務は教育委員会の指揮監督を受けまして、教育長がすべての事務を処理することとされておまして、その補助組織として事務局が設けられているところでございます。したがって、実質的、大綱的な教育方針のもとに施策の具体化や執行管理につきましては、教育長以下事務局が担いまして、適宜委員会へ提案をいたし、審議、意見をいただくということにしております。しかし、一部、教育委員会が形式化しているとか、あるいは実質的な委員会機能が発揮されていないという中央教育審議会の意見がございまして、今般、地方における教育行政の中心的な担い手でございまして教育委員会が、より高い使命感をもって責任を果たしていくという観点から、地教行法が改正されまして、教育における地方分権の推進が図られることとなりました。その中で教育委員会の責任体制の明確化、委員会体制の充実、教育行政における地方分権の推進等が図られまして、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事務あるいは規則、規程の制定・改廃、人事などの重要事項は教育長に委任できないということが規定されまして、合議制の教育委員会が自ら責任を持って管理、執行していくということになったところでございます。したがって、教育委員会の規定整備をいたしますとともに、基本的な方針の策定、活動状況の点検などをこれから教育委員会として推進していきたいというふうに考えてございます。

次に、教育委員会の会議の公開についてでございます。

現在、教育委員会の会議の開催に当たりましては、事前に区のホームページで議題を公開をし、区民の皆様への傍聴について対応できる環境を整えているところでございます。また、議事録は、窓口におきまして、区民の皆様への求めに応じて公開しているところでございます。今後は、今回の地教行法の改正の趣旨を踏まえまして、より区民の皆様への積極的に情報提供を行って、教育委員会としての説明責任を果たし、教育行政に関する理解と協力を得られますよう、議員ご指摘の趣旨に沿って改善してまいりたいと考えております。

次に、共有マスタープランの策定についての視点でございます。

昨年4月、子育て部門と教育部門を統合しましてこども・教育部を創設いたしたところでございます。また、先ほど述べました地教行法の改正もありまして、教育委員会の責任体制の明確化を図る観点から、教育に関します基本的な方針を教育委員会自らの責任で管理、執行するというところになったところでございます。教育委員会では、子育てと教育が一体となった組織改正や、この間の一連の法改正の趣旨を踏まえまして、家庭、学校、地域が一体となって子どもたちを育て、また自らも育ていくという、いわば共有という考え方を基本に、教育施策、次世代育成施策を総合的に推進していく上で基本的な方針や主要課題を体系化した共有マスタープランを策定していくことといたしたところでございます。策定に際しましては、議員ご指摘のとおり、子どもの幸せなど、子どもの視点を持つことは当然のことと認識してございまして、子どもの成長を社会全体で支えるためのプランをつくっていききたいというふうに考えてございます。

共育、ともに生きる力をはぐくむことは、発達段階に応じまして、家庭や地域、学校生活の中で、様々な人との触れ合いを通じまして、ともに理解をし、支え合い、お互い貢献しようとすることによってはぐくむことができるものと考えてございます。そして、このともに生きる力は、常に他者とともにある、あるいは相手の立場や価値観を認め合う相互理解のもとに尊敬し合うことでまた培われるものであるというふうに考えてございます。これらの視点に立って、次世代の社会を担う子どもたちのため、家庭、地域、学校のそれぞれのあり方、役割、その方策について取りまとめていきたいというふうに考えてございます。

## 子どものための教育を目指して！

### ▼平成18年第4回定例会

平成18年第4回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

学校でのいじめによる自殺や家庭での虐待など子どもに関する悲惨な事件が相次いでいます。いったい子どもの周りで何が起きているのでしょうか。また、子どもは死を賭してまで私たち大人に、また社会に対して何を訴えたかったのでしょうか。私たち大人は、子どもたちをそこまで追い込んでしまった原因はどこにあるかを探り、今後何をなさねばならないのかを真剣に考えていかねばなりません。今、自治体における教育行政のあり方が根本から問われているのも、また真に「子どものための教育」を目指して改革の道筋が問われているのも、多くの国民がこのいじめや虐待の問題解決を教育の現場に期待しているからではないでしょうか。

区長は今定例会招集挨拶で、最初にこのいじめの問題をとりあげこのように述べられました。「いじめについて何故このようなことが子どもの中で起きるのか。いじめは単に子どもの問題ではなく、大人社会の投影であり現代社会の『自分さえ良ければ、自分の身だけ守れば』という周囲を気遣われない風潮が子ども同士の関係にも影響を与えている。だからこそ家庭、学校、地域社会が真剣に取り組んでいかなければならない問題である」と。私もその通りだと思います。現在の日本社会の風潮ですが区長が指摘された他に特徴としては、①排除の理論、②マスコミなどの無責任な報道にみられる「いじめ肯定の文化」、③選別主義などがあげられるでしょう。調べてみればこれらは大人社会の負の部分ですが、そのしわ寄せは全て子ども達へ及んでいます。「僕が僕であるために」、「もっと自分らしく生きたい」と子どもたちは心から叫び、悲鳴をあげているのです。

この排除する社会も選別される社会も、今日まで教育を手段としてきた結果出来上がった社会でもあります。教育を手段としてきた歴史は、明治の「富国強兵策」も含めればすでに100年以上続いてきたこととなります。明治18年日本で初めて内閣が発足し、その初代文部大臣森有礼（もりありのり）の以下の言葉にそれは象徴されます。「諸学校を通し学政上に於いては生徒其の

人の為にするに非ずして、国家の為にすることを始終記憶せざるべからず」と。つまり全国に学校を作るもこれは生徒・子どものためではなく国のためであることを忘れてはならない、と。

現在の社会は過去の教育の結果であり、現在の教育は将来の社会を作るといわれます。教育と社会はいわば因果関係にあるわけですから何のための教育を行うのか、また受けるのかという教育の目的がきわめて重要であります。そして社会の風潮は社会全体の教育力や家庭の教育力にも影響を与えています。特に家庭における虐待は、本来自分の子どもを真っ先に理解し、認めてあげなければならない親が逆に子どもを排除し虐待してしまう。目を覆いたくなる本当にかわいそうな事件ばかりです。江戸時代は「社会が総力をあげて子どもを育てる社会」であり、世界に類をみない高度な教育が行われていたことを、先日の勉強会でお伺いしました。現在の180度異なる社会を考えるととても残念で仕方ありません。

私たち公明党は、21世紀を「教育の世紀」と位置づけ今後の教育改革の基本的視点として「人間のための教育」と「現場からの改革」の2点を掲げています。「人間のための教育」とは、戦前の富国強兵策や戦後の経済至上主義のように教育を手段と捉えるのではなく、子ども一人ひとりの能力と可能性を引き出し育てることにより「子どもの幸せ」それ自体を目標とする教育であります。また「現場からの改革」とは上からの改革ではなく、子ども、保護者、教員などが抱える悩みを直視し、その意見が生かされる教育改革であります。子どもに対するいじめや虐待をなくすためには、現場である自治体レベルで家庭、学校、地域の連携による「人間のための教育」、「子どものための教育」を実現していくことこそが大事であると思います。現在の子どものおかれた状況を考えると一刻も早くそのための道筋を示す必要があります。

さて、区として現在の教育行政の課題を明らかにし、教育改革の道筋を示すことについてであります。

広い意味での子どもの教育に関し目的を明確にした上で、誰がどのようにして権限と責任を担うのかという点であります。そしてその権限と責任が果たせるような体制を整えていくことが道筋としては重要だと思います。

まず教育委員会制度の本来の役割・機能を確認しておきたいと思います。旧来の国・文科省→都道府県教育委員会→区市町村教育委員会という縦方向のみの委員会制度であるならばすでにその役割は終わっています。行政委員会としての教育委員会の意義の一つに首長の権限集中と一元化を牽制、抑制し、多元的な政策決定と行政運営を図ることがあげられています。ここではあくまで教育の政治的な中立と継続性を担保するという意義も入ります。もう一つは、住民自治の仕組みとしての教育委員会でもあります。このことについては引用しませんが「地域教育行政の組織及び運営に関する法律」の序章「本法の理念」の1であります。「地方自治の尊重」の項に明確に謳われています。つまり教育委員会の本来の役割・機能としては、政治的中立を保ちながら多元的な政策決定を行うこと、そして住民自治の仕組みとしての教育委員会でもあります。しかし、現実には地方分権が行われるつい最近までこのような理念とは裏腹に国による上意下達のシステムと

しての機能が主でありました。区の教育委員会は、ほとんどの権限を文科省や都の教育委員会に握られ、国の方針に従って学校現場を管理する役割しか担うことができませんでした。平成12年の地方分権により、都の教育委員会より区の教育委員会へ教科書の採択権や教育課程の受理など権限の委譲がなされました。今後も地方分権のさらなる進展に合わせ、教員の定数や配置そして人事権等の委譲がさらに進むことでしょう。一方、住民の教育に対する関心も高まっています。このような中、教育委員会として持っている専門性と中立性、公正性を保ちながら、本来の住民自治の仕組みとしての役割・機能はますます高まっていくことと思います。

教育委員会のこうした状況を前提に、子どもの教育に関して権限と責任をどうするのかという点ですが、子どもの教育ということでは教育委員会と首長部局にその範囲はまたがっています。当然、家庭や地域での教育もあります。また幼稚園に対して保育園、公立学校に対して私立学校など教育委員会と首長部局が類似の所管をそれぞれ持っているということでもあります。このような状況に教育に対する権限と責任についてはいろいろな意見があります。例えば①教育委員会の権限を強化し国の関与を強める、また②教育委員会を廃止してすべて首長の権限とする、また③教育委員会の設置については自治体の任意とする、などです。私はいずれも短絡的過ぎるのではないかと思います。東大の教育行政学教授の小川正人氏の以下の意見に賛成であります。それは、「首長の指導力と教育委員会の合意形成システムがかみ合う仕組みを作り、両者が連携して権限と責任を持つようにしてはどうか。またその場合、教育委員会の持っている政治的中立性や継続性の確保は今まで以上に担保されねばならない」と主張されています。これならば教育委員会の地方教育行政に謳われた理念も生きるし、分権が進む中、首長が教育行政に責任を負わないという不自然も解消できると考えるからです。

「子どものための教育」の実現に向けて、今日まで曖昧にされてきたといわれる権限と責任という点について、教育委員会の役割・機能を確認しながら述べさせていただきました。子どもに対するいじめや虐待の問題解決を教育の現場に期待する熱意と関心は、制度発足から60年を経た今、自治体における教育行政のあり方を大きく変えようとしています。

そこで、区として教育行政のあり方またこの教育改革をどのようにして進めようとしているのか。その基本的な考え方を区長並びに教育長にお伺いいたします。

次に改革の具体策についてであります。

最初に学校運営連絡会の役割と今後の方向性についてであります。

この学校運営連絡会とは、「開かれた学校づくりを一層推進するため、保護者や地域住民の学校運営への参画を求めるとともに、家庭・地域社会の教育力を最大限に活用する。また外部から受けた評価とともに具体的改善策を公開し、新たな評価を得るというサイクルを構築する」となっています。メンバーとしては、学校によって若干の違いはありますが、校長を始め、PTA、民生委員、青少年委員、保護司、地元町会などです。まさに家庭、学校、地域の代表者がそれぞれ入っています。役割としては一般的に、①保護者や地域住民等から様々な意向や要望を学

校運営に反映させること。②学校と家庭と地域とのコミュニケーションを通して家庭や地域住民等からの強いサポートを得ることにより学校教育をより良いものに改善していくこと、とされています。③私はさらにもう一つ加えたいと思います。それは先ほど述べました住民自治の仕組みとしての役割であります。地域の教育課題を皆で議論し、必要な教育政策は教育委員会に提案するなどができるようにしてもよいでしょう。そのために公正性と透明性を確保できるような基本的なルールを皆で定めてはどうでしょうか。まさに「現場からの改革」につながると思います。

そこで、この学校運営連絡会の役割と今後の方向性についてお伺いいたします。

次に、スクールカウンセラーの更なる充実についてであります。

スクールカウンセラーとは①いじめや登校拒否等の問題解決と予防のための臨床心理士などの専門家であり、②学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う者となっています。またスクールカウンセラーの学校での仕事の主なものは以下の5つであるとされています。

子どもの面接

保護者との面接

教師とのコンサルテーション

このコンサルテーションとはカウンセリングとは異なり教師の個人的な悩みの相談ではなく、教師とともに子ども理解を目指したり子どもへの対応を一緒に考えたりということの意味します。お互いの専門性を尊重しつつ子どもの状態をどう理解すればいいのか、子どもにとって必要なことは何かなどを正面から話し合うコンサルテーションは双方にとって大きな意味があることとなっています。ここで大切なことは教師とカウンセラーとの間の信頼関係に基づく連携にあるとされます。

外部との連携

これは外部の専門機関との連携ですが、学校だけでは解決できない場合、児童家庭支援センター内の相談室や児童相談所などの連携であります。

研修・講演の実施

これは学校現場ではニーズが高く、間接的に大きな効果があるとされています。例えば子ども理解の研修、カウンセリング研修または事例検討会などです。保護者とのグループカウンセリングも入ります。

以上がその内容ですが、子どもを始め、保護者、教員にとってもスクールカウンセラーの果たす役割はきわめて重要となっています。

中学校におけるカウンセラーの派遣は東京都の事業で週に1日8時間で年間35回となっています。小学校・幼稚園へは、こちらは区の事業で、中学校と同じく週1日年間35回となっており、1日あたりの時間は3時間となっています。派遣される曜日や時間に融通がききませんので

緊急性を要したケースに直面したとき教師の対応と連動してのカウンセリングが受けられない、また子どもが「相談してみたい！」というタイミングで受けられないということもしばしばあると聞いています。よって派遣回数を増やすこと、また勤務時間に融通を持たせるなどさらなる充実を考えてはどうでしょうか。小学校については受けた内容別の実績があります。16年度、17年度ともに登校拒否でのカウンセリングだけをとってみてもその件数は約70件に達しています。これは教員と保護者とのカウンセリングが主となっています。また保育園、児童館への派遣も今年度から始まって大変喜ばれていることと思います。

子どもたちの心の問題解決と予防そして保護者や教員の相談に応じるスクールカウンセラーのさらなる充実を図る必要があると考えます。ご所見をお伺いいたします。

最後に、メディアリテラシー教育の実施についてであります。

このメディアリテラシー教育は、欧米、特にカナダやイギリスそしてアメリカなどですが、小学校の授業において行われています。メディアリテラシー教育とはテレビや新聞雑誌等で流されることが中立なのか、正しいのか、偏っていないのかを情報の送り手側の事情も考え合わせることで読み解いていこうというものです。カナダの小学校では日本でいう国語の時間ですが、その内容は「読む」、「書く」、そして「口頭と映像によるコミュニケーション」の三つからなっていて「口頭と映像によるコミュニケーション」がメディアリテラシー教育にあたります。英国ではカナダと同じく国語の時間にメディアリテラシーの学習を受けています。英国映画協会が教材開発、教員トレーニングなどにおいて全面的に協力してくれています。

メディアの子どもに与える影響は計り知れないものがあります。日常無制限に流され続けているテレビは、番組にもよりますが、人をバカにしたり欠点をあげつらってそれで笑いを取って視聴率を稼ぐというまさに商業主義一辺倒で子どもへの配慮など微塵もありません。電車に乗ると今度は低級週刊誌の広告です。毒々しいタイトルがいやおうなしに目に入ってきます。最近ではさらに無秩序なインターネットが加わります。まさに日本社会はいじめを「肯定」しているようなものです。昔は江戸川乱歩のように子ども向け推理小説には殺人事件は扱わなかった、そういう配慮がありました。今はもうそのような配慮もモラルもなくなりました。モラルなき日本のマスメディアの豪雨に今の日本の子どもたちは無防備のまま立たされています。メディアリテラシー教育はメディア側そして権力側の主張の嘘を読み解ける力を養うものです。できれば子どもと保護者が一緒に学習できるようにしてはどうでしょうか。

区としてこのメディアリテラシー教育実施の考えはないのか、お伺いいたします。

以上、「子どものための教育」実現に向けて、基本的な考え方と改革の具体策について質問させていただきました。最後に、「希望対話」3巻に掲載されていた中学生の詩を紹介し、私の質問を終わりたいと思います。

悲しくてつらい時もあった

何もかも捨てて 逃げたい時もあったんだ  
 だけど がんばったよ  
 私を受け入れてくれる人が一人でもいたから  
 認めてくれる人が一人でもいたから・・・  
 うれしかったから・・・  
 まだ 心の中は不安と恐怖と孤独で いっぱいだけど  
 信じてくれる人のために  
 認めてくれた人のために  
 ・・・・それと自分のために  
 だから“負けなよ 絶対に”

以上です。

区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待しています。ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大申議員のご質問にお答えいたします。

60年を経た地方教育行政における教育改革の方向についてというご質問でございますが、詳しくは教育長の方からお答えすると思います。

まず、私の教育に関する認識を申し上げます。

教育というのは、この2つの字を分解いたしますと、「教える」ということで、この「育てる」というのは、どちらかという、他動詞であります。私はむしろこの「育」というのを「育つ」という自動詞としてとらえていきたい。まさに、子どもが自ら育っていくという、そういうふうには私は教育を認識しております。したがって、今回の招集あいさつの中でいじめの問題について私なりに申し上げましたが、その中で、「子どもの周りでいじめがあったときは、子ども自身が解決する力を培ってもらいたい」というふうに申し上げたのも、ある面では子ども自身が育つのが本来の教育のあり方だというふうには思っております。人間もそうですが、子どもも一人一人が違います。その違いをまず子ども自身が受けとめていただきたい。受け入れてもらいたい。相手を思いやり、そして友達を大切に。そのことが自分を大切に、そして他人の命を大切にするという、そういうことに私はつながるだろうと思います。まさに、子ども自身が社会的な規範だとカールルというものを身につけていただきたい。命の大切さというものをきちんと自らができるように行動してもらいたい。これはもちろん、教育だけではなく、親とか家庭というものも役割はあるだろうと思います。このことは、私は学校における学力だと勉強以前の問題だろうと思います。ぜひ教育という義務教育の中でそのことを、子ども自身が自ら育つということを私は教育の中でお願いをしたいと思います。

具体的には、その中で私は子どもが日々成長しているということを信じております。そして、様々な子ども自身が体験だとか出会い、そうしたことを通じて、希望だとか夢というのを時間をかけても持てる、そうしたことが本来の私は教育のあり方だろうと思います。そのために、私は千代田区の先生は必死になって教育の現場で頑張っているというふうにも思っておりますし、今日の置かれた状況の中で、先生方は親だと子ども、学校との心のかけ橋になるように、私は大変な努力をしているというふうにも思っておりますので、先生方がそうした努力ができるように、これからは教育委員会をバックアップしていきたいという思いであります。

ご承知のとおり、千代田区の学校は、長年にわたって、地域の皆さんの思いが凝縮してきているわけでございます。ある面では、「学校は心のふるさと」というふうに多くの区民の方が思っているだろうと思います。したがって、単に学校は在学の時代だけではなくて、私は未来永劫にわたってまちの一部であり、そしてある面ではホームベースだと思います。学校は、ある面では地域の未来の種としての活動の拠点でもあるし、そうした歴史と伝統をしっかりと学校の先生が受けとめてやっていただきたいと思っております。

そのためには、やはりどうしても学校の先生の千代田区への私はロイヤリティというのが必要だと思います。ある面では、今採用権が都道府県にあります、これをぜひ採用権を区の方に移譲していただきたいという思いでございます、これは珍しく東京都と区は一致しております。ぜひそうした方向でこれからの学校、あるいは教育委員会の運営を私自身は考えていきたいと思っておりますし、多分、この点については教育長も考え方は同じだろうと思っております。

なお、詳細及びその他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいたさせていただきます。

〈教育長答弁〉

大串議員の教育の基本的な方向についてのご質問にお答えいたします。

学校教育を推進するためには、学校教育の組織的・継続的な実施がまず求められると思っております。義務教育でありますので、全国的に一定水準を確保するというのもまた要請されておるところでございます。このため、学校におきましては、教育課程の編成、あるいは実施されるカリキュラム等に一定の基準を設けまして、国全体としての統一性を保つことが必要であろうと思っております。また、地域や学校の実態に応じた教育を実施するというのも当然必要でございます。各学校の実態や児童の発達段階に応じて効果的に行われることが重要でございます、各学校の教育活動の創意工夫による展開が求められております。

以上のような観点から、国におきましては教育課程の基準を定めているところでございまして、平成14年の改定による現行学習指導要領におきましては、各学校が一層創意工夫を生かし、特色ある教育、あるいは特色ある学校づくりを進めることができるようになってきているということも実態としてございます。

そこで、本区の教育委員会といたしましては、まず、子どもに生きる力をはぐくむということでございます。そのために、一人一人の能力・適性に応じた教育を進めるといったことが重要であると考えるございまして、基礎・基本の確かな学力の定着とか、少人数指導の充実、あるいは総合学習の時間や体験学習の充実、こういうものに力を入れているところでございます。

次に、教育の地方分権を進めるということで、これが必要かと考えてございます。そのために、地域に根差した学校づくりを進めるために、学校の自主性・自立性を進めることが重要であると考えるございまして、そのために、学校長のリーダーシップ、あるいは権限・裁量権の拡大、あるいは学校管理規則を見直しまして、教育委員会の権限を学校現場に委譲するというようなことも考えるございまして、それから、開かれた学校づくりを推進するというところで対策を進めているということもございまして。

いずれにいたしましても、教育改革を推進するためには、日々児童・生徒に接し、実態を把握している学校自身の改善に向けた創意工夫が大きな柱の1つであるというふうにも考えてございまして、学校自身の意欲を引き出し、それを改革施策というふうにも結びつけていくことが重要だということも思っておりますので、教育委員会と区長部局の連携のもとに、学校を支援してまいりたいと思っております。

次に、ご提案の教育改革の具体策についてお答えいたします。

まず、学校運営連絡会について申し上げます。

学校・幼稚園・こども園が保護者や地域住民の期待に応え、連携協力して子どもの健やかな成長を図っていく観点から、学校評議員の設置が求められたものでございます。本区におきましては、平成13年度より、全学校・園に学校運営連絡会を立ち上げ、地域に根差した特色ある学校教育を主体的かつ積極的に展開していくことを目指しております。

現在は、保護者や地域の有識者、地域の関係機関、あるいは施設の代表者等から校長が推薦した方々を教育委員会が委員として委嘱をして、各学校・園におきまして、年間を通して定期的に開催しております。毎回、教育活動についての意見交換等が活発になされ、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進していくための効果的な取り組みになってございます。また、学校運営連絡会の中に学校評価委員会を設置してございまして、学校評価委員会は、外部評価にかかわる計画・立案、結果の検討等を行いまして、効果的に推進するための大きな力になってございます。

今後、教育委員会といたしましては、学校運営連絡会の活動機会の増加とか意見交換の項目に具体性を持たせたりするなど、教育活動の充実が図られるよう支援してまいりたいと考えております。また、協議内容をホームページや学校だよりで発信するなどいたしまして、その内容を教育施策に反映させる仕組みづくりを進めてまいりたいと思っております。

次に、小・中学校のスクールカウンセラーについてお答えいたします。

子どもたちの問題行動等の解決や非行防止のほか、現在全国的に問題となっておりますいじめの未然防止、早期発見・早期対応は、学校教育において重要な課題であるというふうに認識しております。

現在、各中学校・中等教育学校に都派遣のスクールカウンセラーを派遣してございますけれども、今後はこの事業の区独自の分につきまして拡充するなど、今まで以上に生徒、保護者、教員に対して、継続的にきめ細かな支援を行えるよう検討してまいりたいと思います。また、小学校・幼稚園・こども園につきましても、今後、次世代育成支援担当部と十分連携をいたしまして、学校・園の状況を踏まえ、拡充の方向で検討してまいりたいと思います。

最後に、メディアリテラシー教育についてでございます。

インターネットの普及により、Web、あるいは電子メール等を使いこなすことが大変重要となっております。本区におきましては、平成14年度、全小・中学校のブロードバンド化に伴いまして、情報機器等の操作方法の習得、授業でのコンピュータの積極的な活用を図るとともに、メディアリテラシー教育の推進内容を盛り込んでございます「千代田区立学校における情報教育指針」、それと各学校ごとには「情報教育の全体計画」を作成してございます。また、情報化社会へのかかわり方を身につけていくために、子どもとともに保護者の皆さん方にも情報モラル教育を実施してございます。今後、ますます情報化社会の伸展が予測されるところでございますので、メディアリテラシー教育につきましても、さらに重要性が高まってくるものと思われまします。メディアの特性や利用方法を十分理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝えたり、メディアに流れる情報を取捨選択し活用する能力を伸ばすこと等、メディアリテラシー教育を教育活動の中に明確に位置付けをいたしまして、さらなる推進策について検討してまいります。

## 子ども優先の社会を目指して！

### ▼平成18年第3回定例会

平成18年第三回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

子どもと若者の「僕が僕であるために」、「もっと自分らしく生きたい」との心からの訴えに私たち大人は真摯に応えねばならない責任があります。この度『子ども優先の社会』を目指して」と題し質問を行います。少しでも子どもと若者のこのような訴えに応えていくことができればと思います。

さて日本は戦後約60年、国家・経済を優先とした社会システムをとってきました。結果、物質的な面での「豊かな国日本」を形成することには成功したといえるでしょう。反面、その目的達成のため子どもへの画一的な価値観の強制は子どもの成長・発達の機会を奪うという誠に大きな負の部分もともないました。このことについて元一橋大学法学部教授の福田雅章氏は「子ども

期の喪失」という本の中で以下のように指摘しています。「豊かな国日本社会を形成している独特の要因によって、子どもたちは人格の形成を阻害され成長発達の機会を奪われ『子ども期の喪失』に苦しみ呻（うめ）いている。(中略)自分をそのまま認めてくれず、自分を殺して周りと同じになることを迫る学校のまた家族の抑圧に耐えられなくて不登校を決意し、家を出る。(中略)家庭においても、学校においても子どもは人間として持っている自然の欲求を『そのままでもいいよ』とって受け入れ、それに応えてくれるような人間関係（機会）が奪われてしまっているのだ。(中略)本来持っている能力と可能性が開花する最も大事な子ども期（機会）を支配管理してしまっている。その結果、子どもたちは自分を放棄し、意見表明しない人間になり、そして周りの画一的な価値観によって自己を律することこそ日本社会の最高の価値であり自己保全の一番の近道であると考えよう人間に『育て上げられている』のである。(中略)いかに子どもの居場所、そのままでよいという人間関係を奪ってしまい子どもが自らの個性を確立して、自分らしくまた他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長する機会を奪ってきたことか」と。まさにその通りであり、今も子どもと若者の悲鳴が聞こえてくるような気がいたします。

その社会システムの中心に位置づけられたのが教育でした。教育の目的は人格の全面的発達にありそれがすべての子どもに保障されることとされる、いわゆる憲法と教育基本法に謳われた教育機会の平等であります。しかし、悲しいかな、戦後日本の学校教育の現実はその本来の目的とは大きくかけ離れ、経済発展をリードする有為なエリートの効率的な選抜と経済発展を支える従順な労働者の育成、および国家主義的思考方の注入の手段としてもっぱら手段として位置づけられてしまっていました。

また画一的な価値観とは、国家・経済至上主義という政・官・財癒着の構造のもと誠に都合のいい価値観でした。しかし、それはすでに崩壊しているのであって、いまだそれに変わる確かな道筋を示せない現状に国民全体を覆う閉塞感の原因もあるように思えてしかたがありません。まさに旧来の社会システムの大転換をなすときがきたといえます。

私たち公明党はこの30日に党大会を控えています。政策の基本的な考え方として重点政策の一番目に「国家・経済優先の社会から『人』輝く共生社会の実現」を掲げ、この「人」輝く共生社会とはなによりも子どもの可能性を開く「チャイルドファースト」社会つまり「子ども優先の社会」であるとしています。教育についても、人間の幸せという本来の教育の目的にたち「人間の幸せのための教育」との視点を確立し子ども一人ひとりの学ぶ意欲を引き出し無限の可能性を開くとしています。この「子ども優先の社会」の構築は多くの国民の願いであり待ち望んでいたことでもあります。

「僕が僕であるために」、「もっと自分らしく生きたい」との子どもの願いを叶えるためには国家・経済優先の「国家」を「国民」に、「経済」を「子ども」に置き換えるまさに天と地をひっくり返すような社会システムの大転換を行い、この「子ども優先の社会」を実現するしかありません。

さて、子どもに関することは教育も、子育ても、健全育成も全て自治体の事務であります。よって「子ども優先の社会」の実現といっても実のところは自治体の取り組みにいかんにかかっているのであります。自治体として「子ども優先の社会」の実現に必要なことは私は大きく2点あると思います。

一点は、憲法と教育基本法に謳われた「教育機会の平等」の実現であります。つまり子どもの本来持っている能力と可能性を見出し育てる、また子ども自らが気づき発揮できることが可能な機会をすべての子どもに保障していくことであります。もう一点は、子どもを主体とした新たな子ども観、すなわち子どもの視点が社会の隅々までに行き届いていることであります。

そしてこの2点が約束された「子ども優先の社会」は全ての人に優しい社会でもあるということはいうまでもありません。

今こそ以上の点を踏まえた「子ども優先の社会」「チャイルドファースト社会」の実現に向けて自治体として確かな道筋をつけていくべきであると思います。石川区長は今まで「次世代育成」についてその重要性を強調し、社会システムの構造改革であると何度も述べてこられました。昨年の第1回定例会の自民党議員団代表質問の答弁では「戦後日本の構造改革である」また「日本社会の構造改革に対する大きな挑戦である」と、また今年の第1回定例会では「社会の仕組みを変える構造改革」であり、「日本の未来の扉を開く鍵となる」とまで述べられています

そこで改めて区長に「子ども優先の社会」に対する所見と実現に向けての基本的な考え方を伺いいたします。

次に「子どもの機会の平等」についてであります。

「日本では長く『結果の平等』ばかりを問い、縦割り組織、横並び意識の中で、『出る杭は打たれる』悪しき風土があります。日本社会独特のいわゆる同調体質であります。『結果の平等』を求めすぎたゆえに『機会の不平等』を生んできても疑問を持たなかったともいえます。所属する小集団に忠誠を誓うかぎり機会は均等に与えられても、大勢と異なる意見や行動をとる者は排除されやすい」（金子勝の「粉飾国家」より）という同調体質は今も残ります。

また近年、所得の面を始めいろいろな意味での格差が広がっています。いわゆる二極化であります。正社員と非正規労働者、考える人と考えなくていい人、エリートと素直で従順な人、勝ち組と負け組などです。しかもそれが階層化していると東京大学大学院教授の刈谷剛彦氏は警鐘を鳴らします。また二極化ということでは、ノーベル経済学賞をたくさんとったシカゴ大学で新自由主義（ネオコン）を掲げる人々が、「人間というのは自立したまっとうな人間と半人前の厄介者の二種類いるとされる。したがって一部のエリートとそうでない人間を、子どもの教育の時からはっきりさせて社会の運営をする」といっています。もし仮にこのような社会を目指すのであればもはや機会の平等は必要ありません。誠に恐ろしい話であります。逆にこのような二極化の動きに歯止めをかけるのが「機会の平等」の保障であります。

また一方では、グローバル化と情報化が驚くほど急速に進んでいます。そこには多様性が基本とされるのはいいとしても競争社会と自己責任原則がいがうえにも強いられてきます。

このような厳しい社会の現状を考えるに、子どもたちは再び危機に立たされているといっても過言ではありません。

人にはさまざまな次元の異なる能力があるということが基本であります。いわゆる共生の考え方であります。子ども期におけるそれはなおさらのことです。子どもの能力や可能性は知的能力・学力だけではなくスポーツなどの体力、芸術能力、人格等さまざまです。子どもの持っているその優れた能力や可能性が何であるかを親や教師や地域が的確に認識してそれを伸ばす機会、または子ども自らが気づき発揮できる機会をすべての子どもに保障することが大事ではないでしょうか。つまり「子どもの機会の平等」であります。

もし家庭の何らかの事情により、また学校で何らかの理由により言葉は適切でないかもしれませんが落ちこぼれた子どもがその機会を奪われたならば本来の能力も見出すことも伸ばすこともできません。またそのままを認めてもらえる居場所もなくなります。それを運や家庭のそして個人の責任として済ませてよいもののでしょうか。子どもは同じスタートラインにもつげず後の成長にも影響が出てくることとなるでしょう。

よって、このような状況の中、区としてすべての子どもに「機会の平等」を保障すべく施策を講ずるべきと考えます。担当する課は子育て推進課を始め教育委員会、図書館、文化学習スポーツ課、出張所など多岐に渡っていることから全庁的な推進組織が必要となります。またこの機会の提供は行政だけでできることでもありません。家庭や学校を始め地域やNPO、大学や専門学校などとの連携なくして実現はできません。連携に必要なことはなんといっても区の基本的な考え方をまず明らかにすることです。区の理念としては共生の考え方を掲げていますが、まさに表裏の関係にあるこの「機会の平等」をすべての子どもに保障するとの考え方を広く示すことが必要ではないでしょうか。

そこで、今後区として「子どもの機会の平等」をすべての子どもにいかんにして保障していくのか伺いいたします。

次に、子どもの機会の平等という観点から3つの子どもに関する事業について質問いたします。最初に、子どもの居場所づくりであります。繰り返しになりますが、「一人ひとりの能力を発見し、あなたはあなたらしく生きていいよ、とそのままを認めてあげる」子どもとの人間関係を重んずる「居場所づくり」はまさに今まで述べてきた子どもの機会の提供とその目的は一致します。活動拠点としての場所の提供も大事ですがそれだけでは目的は達成できません。先日、西神田の児童家庭支援センターに中高生タイムの見学に行きました。3階のフロアにある各テーブルはどこも中学生でいっぱい、音楽室はバンドの練習、体育館はいろいろなスポーツに励む生徒で賑わっていました。そこで、もし音楽なりスポーツなり芸術なりその専門性を持った人がその場所において、子どもの能力を見出した伸ばしてあげ、さらにそのままを認めてあげることが

きたならどんなにすばらしいことでしょうか。本来の居場所としての目的も達成できることとなります。同じような観点から、児童館でのさまざまな体験教室にも同じことがいえます。これは一番町児童館の例ですが、絵本の英語や中国語による読み聞かせですが子どもにも大変人気と聞きました。読み聞かせはお母さんたちがボランティアで行っているようであります。

区内には大学や専門学校も多くまたさまざまな専門技術や経験を持っている退職された方々もおられます。千代田区においてはまさにこのような人材面の充実には事欠きません。理念や目的を明確にして呼びかけることにより必ず多くの方が協力してくれると思います。子どもの居場所づくりや児童館の各教室に広く専門の人材を有償ボランティアでも良いと思いますが募集し配置してはどうでしょうか。ご所見をお伺いします。

次に、アーティスト・イン・スクールについてであります。子どもの芸術体験として保育園から中学校まで実施している事業にアーティスト・イン・スクールがあります。その目的はプロの芸術家を講師として学校に派遣し、子どもたちに、より多くの芸術に触れる機会を提供し子どもの自由な成長を図るというものです。アーティストの例としては落語家あり、カメラマンあり、劇団員あり、マリンバやピアノ奏者あり、美術家などさまざまであります。アーティスト講師は、生徒たちの豊かな発想や表現を引き出すきっかけを与え、出てきた表現を「表現」として成立するような環境や構成を考えるものとなっているそうです。まさに子どもへの機会の提供そのものであります。

そこでアーティスト・イン・スクールの今日までの成果と今後のあり方をお伺いします。

次に、来年度から予定されています「放課後子どもプラン」についてであります。

千代田区では実施していませんが「放課後地域子ども教室」を実施している文科省と「放課後学童クラブ」を実施している厚労省が連携し、親の就労形態に関係なくすべての子どもを対称に放課後対策事業を行うというものです。その内容は、教育委員会主導、福祉部連携のもと子どもの安全で健やかな居場所を確保し、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民等との交流等の取り組みを行うものとされています。「子どもの居場所づくり」同様、子どもの機会の提供としてまたあくまで子どもの視点からの取り組みが重要となります。

そこで現在、区はどのようにこの事業をとらえまた実施しようとしているのかお伺いいたします。

最後に子ども施策全般の推進とチェック体制についてであります。

平成16年10月に策定した次世代育成支援行動計画は「千代田区を挙げて実現する行動計画にします」と宣言しており子ども施策に取り組む区の並々ならぬ決意が伺えます。またこの計画の最後に、「区民と行政が協働し行動計画推進体制を整備する」として推進体制の重要性を指摘しています。

子育てのメニューは揃っていても内容が伴わなくては意味がありません。カタログとしての保障で終わらないためにも、子ども施策全般を、子どもを主体とする子どもの視点を持って体系的

に推進しチェックできる仕組みが必要であります。現在、次世代育成支援推進会議がその役割を担っているとのことですが、現状と今後のあり方をお伺いします。また提案として、独立した機関としてその推進会議があるのであれば事業をチェックし、不備な点、こうしたら更に良くなるというような点について、事業の実施主体に対して勧告ができるくらいの権限を与えてはどうでしょうか。合わせてお伺いいたします。

以上、「子ども優先の社会」の実現を目指して3点質問させていただきました。未来を担う子どもたちの笑顔が輝く時代を是非とも築いていきたいものです。千代田区としてそのための確かな道筋を示すべく区長並びに関係理事者の積極的に前向きな答弁を期待し代表質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大申議員のご質問にお答えいたします。

前半の部分は大変聡明な高邁なご議論で、私、どう答えていいか実は悩みました。特に私は専門家ではございません。そうした中で、私自身の子ども、あるいは子育てに関する認識を申し上げながら、子ども優先社会、あるいは機会の平等について申し上げたいと思います。

まず、子ども優先社会についてであります。私たちの未来は今の子どもたちによってつくられるものであり、「子どもは社会・家庭の宝」と言われるゆえんだらうと思います。未来を担う子どもを育てることは、人間の営みで最も大切なことであり、将来、社会構成員として様々な活動・貢献をしていく、いわば公共的な存在とも言えるわけでございまして、社会全体で大切に育てていかなければならないと考えております。しかし、今の社会は、最も大切な営みである子育てを忘れてしまったようにも見えるわけでございます。だからこそ、子育てに光を当て、ともに子育てを支えていくことができる社会をつくり上げていかなければならないと考えております。

自治体も、サービスを提供する一事業体であると考えますと、人口減少社会において、子育てしやすい環境は地域の魅力であり、今後、住民から選択される地域となるための必須条件でもあらうと思います。次世代育成施策は、人口増、経済成長、男女役割分業的な発想に基づく社会・家庭のあり方を前提として構築された従来の社会システムに対するアンチテーゼであります。だから、私は、再三申し上げるように、構造改革だというふうに申し上げます。この構造改革は、言うは易し、大変難しいわけでございます。

そうした中で、具体的には、高齢者と子どもへの社会的投入費用の配分を見直すことも1つの方法だらうと思います。本区の子育てに関する財源確保条例の理念は、まさにこうした考え方に基づいてつくられているわけであります。また、子育て家庭の支援は、就労状況を問わず、子育て中の家庭全般を対象にすべきであり、仕事と子ども、あるいは仕事と家庭という二者択一を迫る社会であってはならないと思います。



そこで、これまでの子育て支援、就労継続支援という考え方ではなく、様々な状況にある多様な家族全体を支援するための家族政策として、いわゆる働く女性にも優しく、家族に対しても優しいというそういう思いで、企業の取り組みに期待をして次世代育成手当を創設したわけであり、現金給付は、一番考え方として望ましいのは、簡素で普遍性のあるものだろうと思います。そうした意味で、次世代育成手当では、そういう期待に応えられるものだろうと 自負しております。

今世紀において、子どもたちがうつむいたり、肩を落とした姿を誰もが見たくないだろうと思います。子どもたちの目がきらきらと輝き、声が弾む社会・まちでありたいというのが私も含めて皆様方の願いだろうと思います。子どもの笑顔は、すなわち前へ進みたいという人としてのエネルギーであり、このエネルギーが失われた社会に未来はないだろうと思います。

次に、機会の平等について申し上げます。

子どもには本来、自ら育つ力—子育ては「個育て」とも言いますが、自ら育つ力が備わっております。それゆえに、つらいことも希望・夢を持って乗り越えられるのが、それが子どもの私は特権だろうと思います。大人は、その特権を奪ってはなりません。家庭だとか、親だとか、学校は、子どもに対しまして、人間として生まれ、生きていく上で必要な養分を与える存在であってほしいと思います。十分な養分が与えられるならば、子どもは好きなように、あるいは力を伸ばして、枝葉を伸ばしていくだろうと信じて、どの子どもたちにも等しく養分を与えられる機会を保障していくことが、行政の役割だと認識しております。子どもさん方には、養分を与えられる権利があると同時に、しかられる権利というものもあるのではないかと思います。親や家庭、大人が子どもに贈る最大の贈り物は、善悪の価値判断を教えるしつけであろうと思います。そして、大人は、子どもにしかる義務があるとも思っております。真に自由・自立した人間となるには、他者へ思いやり、他人を尊重することが身に付いていることが前提で、家庭・学校・行政・地域は子どもの持っている力を伸ばす機会を与えるということだろうと思います。

どうも私たちの今の社会は、「梅檀はは双葉の時より芳しい」、あるいは少し簡単な言葉で言えば、「這えば立て、歩めの親心」、どうも成長という論理の中で、これが 強すぎるのではないかと。這えば立て、歩むことを待つのが親心というふうに私は子育てなり、子どもに関して、そういう認識を持っています。

それから、次世代育成会議については、ご承知のとおり、再三申し上げますように、本来、計画が終われば、会議は終わりというのが通常ですが、あえてこの会議をつくっているのは、それぞれの事業のチェック、あるいはあたらしい 施策を考えていただきたいという意味で、計画策定以降もこの会議を設けているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

その他につきましては、担当部長をもって答弁をいたさせます。

〈次世代育成担当部長答弁〉

大申議員のご質問のうち、子どもの機会の平等及び子ども施策全般の推進とチェック体制について、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、子どもにとって、自分の可能性や能力を見出し、伸ばしていくことができる適切な機会が等しく与えられていることが重要であるという点については、議員ご指摘のとおりであり、区といたしましても、これまでそのような考えに基づいて事業を展開してきております。しかし、子育て支援施策についての情報が適切に提供されていないがために、どのような機会が与えられているのかがわかりにくいというご指摘もいただいております。そのため、今年度は、情報を一元的に提供できる体制を目指して、関係各課の課長を次世代育成支援担当部副参事として兼務発令するとともに、組織の枠を越えた総合的な子育て情報の提供・相談窓口として、児童・家庭支援センターにチャイルド・ケア・プランナーを配置したところであります。

次に、具体的な事業のご質問に関してですが、まず、子どもの活動拠点における専門的な人材の配置についてお答えいたします。

学校教育においては、コミュニティパワーの活用として、地域や外部の専門家からお茶、和太鼓、剣道、ミニバスケット等、様々な指導を受けられる場を設けており、それぞれの学校の特色にもなっております。児童館におきましても、現に様々な特技・技能を持った地域のボランティアの方たちや、音楽・スポーツに親しんでいる大学生等に、小学生・中高生の指導をお願いして、子どもたちの個性に応じた学びの機会の確保に努めております。今後ともこうした人材の確保に努め、子どもたちの学びの機会の一層の拡充を図ってまいります。

アーティスト・イン・スクールは、千代田区文化財芸術基本条例に基づき策定された「千代田区文化芸術プラン」で主要事業に位置付けられており、区内の幼稚園・学校、保育園、児童館に本物の芸術家を派遣し、子どもたちと一緒に授業をつくっていくことで、豊かな感性と情操を育てていくことを目的としております。自由で柔軟な発想を持つアーティストたちと過ごす時間は、子どもたちに良い刺激を与えており、学校・園からは「ぜひ次回も」という声が寄せられております。千代田区に新たな芸術家が生まれることを期待して、今後とも様々な分野のアーティストの派遣を進めてまいります。

次に、「放課後子どもプラン」につきましては、家庭の就労状況にかかわらず、放課後の子どもの生活の拠点を基本的には学校に置こうというものであり、本区が進めてきた「アフタースクールすきっぷ事業」と基本的な考えが一致するものと受けとめております。今後は、子どもにとっての学習・体験の機会の拡大・充実という観点を加味し、教育委員会と協力しながら、具体的な検討を進めてまいります。

最後に、次世代育成支援推進会議についてですが、昨年度、推進会議からいただいた提言・提案につきましては、次世代育成支援担当部への兼務発令による横断組織の実現、チャイルド・ケア・プランナーの配置、子育て支援者養成講座の実施等、本年度最優先で具体化しているところであります。

今後も、推進会議は、客観的かつ専門的な立場から、本区の次世代育成支援施策を検討してもらう場として、その提言を最大限尊重していくとともに、子どもから直接意見を聞き、子どもの視点で事業をチェックする機会の確保も検討してまいりたいと考えております。

## 子どもの読書推進策について

### ▼平成17年第2回定例会

次に子どもの読書推進策についてあります。

2003年版OECD(経済協力開発機構)調査の結果が昨年12月に発表されましたが、その中に高校生の「読解力」に対するものがあります。日本の高校生は前回2000年のときは8位だったものが今回14位にまで低下した結果となりました。また文化庁が毎年行っている国語に関する世論調査では、

「言葉が乱れていると思う」人の割合は8割を超え、(平成16年度調査)

「書く力」が低下していると思う人は9割、

「読む力」が低下していると思う人は7割、(以上平成13年度調査)

という結果でした。

国会ではこのような活字文化の危機に際し、現在は285名の議員となったそうですが、超党派の「活字文化議員連盟」が結成されています。昨年3月には「活字文化振興法」の制定を目指すことが確認され、今年4月にはその「振興法」の骨子案が示されました。その内容は学校教育について「読む力・書く力・調べる力を育成するために学校図書室の整備充実や司書教諭の配置、情報化の推進などが盛り込まれています。

この「読解力」の向上について、民間から始めて公立学校の校長になった杉並区立和田中学校の藤原和博氏はこう指摘しています。「国際標準の『読解力』は日本人が考えている『読解力』とは違うことをまず確認しておきたい。国際的には課題を批判的に読んで、自分の意見を形成し、他人に表現できる力を総称して『読解力』と言っている。正解が一つでない問題に、まず自分の意見を言い、他人の意見を聞きながら自分の意見を進化させ他人に示す訓練を繰り返す必要がある」と。さらに、記述式問題に、何も書かない答案が多くなっていることにも触れ、『「間違っただけを書いたら恥づかしい』と考える。必ず正解があるという教育ばかりしているから、確信を持っていないことは解答を書かないのだ」と“正解主義”教育に疑問を投げかけています。本をたくさん読むだけでは「読解力」は上がらないとしながらも、読書が「読解力」の基礎であると、赴任してからこの2年間、学校図書室を中心に読書環境を変える試みを続けてきたそうです。その取り組みは、児童文学評論家の赤木かん子さんに協力してもらい図書室改造計画を作成し、蔵書構成の見直しや地域の支援組織を作って保護者らが図書室の司書役を務め、

放課後の時間帯も利用できるようにしたことなどです。(教育ルネッサンス 3月18日読売新聞より、「公立校の逆襲」朝日新聞社より)

先月、区では子どもの読書活動推進計画策定のための検討会を開いたとのこと。子どもの読書活動を計画的に進めようとするは大変評価できるものです。日本で唯一活字文化を担い守ってきたのは言うまでもなく神田であります。これらの特色と伝統を生かした千代田区ならではの計画になるかと思えます。また策定にあたっては図書館司書の方や読書活動を陰で支える読み聞かせのボランティアの方々など、関係する区民の参加をいただいて具体的な内容は決めていくことになると思います。

そこで、「子ども読書活動推進計画」のおおまかな特色と今後の策定手法そしてスケジュールをお伺いします。

子どもの読書活動に、図書館や学校図書室の果たす役割の重要性はますます高まってきています。

私は平成14年第4回定例会において「子どもの読書推進策を問い、学校図書室の充実とブックスタートを提案しました。学校図書室の充実についての答弁としては①司書教諭の配置、②学級文庫の充実、③読み聞かせなどのボランティアの方々など地域との連携を進めます、との3点であります。学校図書室の予算はその後、3年間で3倍以上に増額となりました。一校あたり小学校で25万円から83万円に、中学校では同じく40万円が135万円となりました。教育委員会として、学校図書室の重要性を理解してのものと評価するものです。

「読解力」と「文章力」は表裏一体の関係にありそれらを向上させる基本は、子どもたちが読書する喜びを感じることや「文章力」で言えば「表現する喜びを持つことができるかにかかっている」と私は思います。先ほどの文化芸術と通ずるところがあります。子どもたちがその喜びを体験できるところが、子どもに身近な図書室なのではないでしょうか。またそこに図書室の役割もあると思います。そのためには先ほど和田中学校を例にあげましたが、地域と連携できる仕組みをつくり、司書資格を持った方の協力や放課後や休日の図書室の解放など必要と考えます。

そこで、今後の学校図書室のさらなる拡充策は何か、お伺いします。

### 〈区民生活部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、文化芸術プランの中の子どもの関する代表的な事業についてお答えいたします。

千代田区の未来を担う子どもたちが芸術に身近に触れることにより、情操豊かに育っていくことがより重要となっております。文化芸術プランでは、3つの柱である「保存し伝える」、「つくる」、「育てる」を基本に施策を展開しております。代表的な子どもに関する事業といたしまして、「保存し伝える」の分野では、昔の童歌やお手玉などの昔遊びを子どもたちに伝える昔遊びの伝承、そして、「育てる」の分野では、議員のご質問にもございました、オペラ「椿姫」のような文

化芸術鑑賞事業、また、プロのアーティストを学校に招き、直接芸術に触れるアーティストインスクール、そして、多様な文化を理解し、コミュニケーション能力の育成を高めるための国語教育、読書活動の推進などがございます。子どもたちが自ら体験し、発見し、感動するプログラムを実施し、子どもたちに心の栄養やエネルギーを送り続ける施策を展開してまいります。

〈教育委員会事務局次長答弁〉

千代田区における子どもの読書活動推進施策についてのご質問にお答えいたします。

大串議員ご指摘のとおり、活字文化の振興は我が国の重要な課題となっており、関連法案の今国会提出に向けて超党派での検討が行われております。出版社、古書店、図書館など、活字文化にかかわる多くの機関や資源が集積する千代田区にとっても、活字文化の振興は優先的に取り組むべき課題と考えております。

また、子どもの読解力低下については、学校、児童館等、教育現場において指摘されるところでもあり、教育委員会といたしましても区立小・中学校における朝の読書タイムの実施、学校図書費の増額などの対策を講じてまいりました。さらに、このような状況に総合的に対応するため、教育委員会、その他関係職員による「千代田区子ども読書活動推進計画策定検討会」を本年4月に発足させ、さらに、有識者、関係者、保護者等のご意見も伺いながら、来年度にかけて推進計画の策定を行う予定でございます。この推進計画においては、家庭、地域、図書館、学校、幼稚園、児童館等、子どもの読書活動にかかわる関係者、関係機関ごとにその対応策を示すとともに、学校図書室の充実については、図書費の増額にとどまらず、ご指摘いただきました地域のボランティアやNPOの活用を含めて、特に重点的に検討していきたいと考えております。

計画策定に当たっては、まず江戸時代以来の本の文化の伝統を生かすこと、次に、子どもを取り巻く様々な情報・メディア環境との関連で読書を位置付けること、さらに、子どもの読書活動推進には青少年、大人の読書環境の充実が不可欠であること、この3つの視点を千代田区としての特色として反映させていきたいと考えております。

なお、検討の過程で具体化し、実現可能な施策につきましては、計画策定を待たず実施してまいりたいと考えております。

## 今、子ども施策に求められる理念「『子どもの権利』を最優先に！」

### ▼平成17年第1回定例会

平成17年第1回定例会にあたり公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。私は、昨日の山田永秀議員の代表質問にありました子育て支援策に関連して3点の質問を行います。

昨今、子どもの生活・環境をとりまく「安心・安全」の危機が叫ばれています。子どもへの虐待は増加の一途をたどり、子ども同士の深刻な事件も続発し、学校への暴漢の侵入など今までの常識では考えられない状況があります。自治体として子どもへの暴力や虐待防止への取り組みは重要な課題となっています。

最初にその取り組みの一つでありますCAPプログラムから質問を行います。

このCAPプログラムは、今年度は区内の全保育園で実施されました。NPO法人青い空にお願いしています。CAPとはChild（子ども）のC、Assault(暴力)のA、Prevention（防止）のPの略で「子どもへの暴力防止プログラム」と約され、子どもたちがあらゆる暴力から自分を守るための方法を学ぶ参加体験型の人権プログラムです。そしてその理念とするところは、子どもの本来持っている力を引き出してあげる。そしてその力を引き出すために、誰にも安心して、自信を持って、自由に生きるそれぞれの権利があることをロールプレイ（寸劇）により参加体験型で教えることとされています。原則クラス単位で子どものためのワークショップ（研究集会）と大人のためのワークショップ2回行われます。

このCAPをアメリカより日本に最初に紹介した森田ゆりさんは、人間が本来持っている力を自ら発揮することをエンパワメントと表現しています。「エンパワメントとは人と人との関係のあり方だ。人と人との生き生きとした出会いの持ち方なのである。大人と子ども、女と男、私と障害者、あなたとお年寄り、私とあなた、私とあなたが互いの内在する力にどう働きあうかということなのだ。力のある者がいない者にそのパワーをおすそ分けをするのでもない。持てる者が持たざる者にあげる慈善行為でもない。お互いがそれぞれの内に持つ力をいかに発揮しあえるかという関係性なのである。エンパワメントの思想は『人間はみな生まれながらにしてみずみずしい個性、感性、生命力、能力、美しさを持っている』と信じる」と述べています。私はこの言葉に「今、子どもに接するに必要なのはこれなんだ」とある感動が込み上げてきました。

先ほどのCAPの理念はまさにこのエンパワメントに相当し、そのために子どもの安心・自信・自由に生きるための権利、自分を大切にすることを教えています。私はすばらしいと思いました。従来型の防止方法は、子どもは暴力に対して何もできないから、大人の力で子どもを守ろうという考え方に依っています。「一人で行動してはダメ」「～したら怖い目にあうよ」と「～してはいけません」式の、子どもの行動範囲を制限したり、規制しようとするものでした。これは「あなたは弱いんだから危険を避けるように行動しなさい」という方法です。これでは子どもは危険な状況に陥っても何の知識の手段も情報も教えられないので、子どもはいったいどうしたらいいのかわかりません。行動のみならず心のあり方まで規制され子どもは漠然とした恐怖感や無気力を抱くかもしれません。回避ばかり教えるので万が一そのような暴力にあってもあった自分が悪いと自らを責めてしまわないかと心配です。

これらのことを考えると、従来の規制型防止策だけでは決して十分とは言えません。ちょうど2月7日の朝日新聞に練馬区の小学校でこのCAPを行っている様子が写真入で大きく紹介されていました。活動されている方の話を紹介し以下のように結んでいます。

「『ある川で子どもが溺れる事故が絶えなかった。大人は柵、立て札、監視小屋を作ったがそれでも溺れる子どもは減らない。なぜなら子どもは泳ぎ方を教わっていなかった』CAPは子どもたちに泳ぎ方を教える。とてもすばらしいと思った」と。

このCAPは、区内では平成13年度に富士見小学校PTAが実費で始めたのが最初であることを最近知りました。富士見小学校での実施が大変子どもたちや保護者の方々に好評だったため、区の事業として翌年の14年度から2年間、一つの学年ですが全小学校でクラス単位によるCAPが実施されました。そして今年度は全保育園で実施されたところです。保育園でも大変好評であったそうです。しかし、小学校でのCAPは今年度東京都の事業である警察官が来てのセーフティ教室に変わりました。このセーフティ教室の目的は、一番目に児童生徒に、警視庁職員の専門的な立場からの助言を与え、犯罪についての社会的意味を理解させるとともに、児童生徒の規範意識と自立心を図るとなっています。このセーフティ教室とCAPとの理念は明らかに異なります。

そこで提案ですが、セーフティ教室とともに再度小学校でのCAPプログラムを再開できないかということです。それは保護者を始め、地域の方も、学校の先生方もCAPの理念を理解して子どもに接することが重要なこと、そして何よりも子どもたちが安心・自信・自由という子どもの権利があることを知り、自分を大切にすることを学ぶことができるからです。

そこで、小学校でのCAPプログラム実施に対する見解をお伺いします。

さて、この「子どもの権利」ということでは議会としても今まで多くの議論を行ってきました。特に平成13年に設置されました「子育て環境整備特別委員会」は、子育てに関して縦割りを廃し、福祉、保健、教育及びまちづくりそして男女平等推進等のあらゆる分野で多面的な子育て環境の整備について2年間にわたり審議を行ってきました。その結果をまとめた「懸案事項」の中に、「平成元年に、子どもの権利条約が国連総会で採択・制定され、わが国は平成6年に同様（子どもの権利条約）の批准をしている。この条約では子どもはおとなの庇護・保護の対象としてではなく、同じ人間としての存在価値を認め、その人権を保障している。全国の自治体には、子どもの権利や子育てのために地域や自治体の責務を明記し、子どもの幸せを図るための条例を制定している自治体もある。当委員会において本区の子育て施設の実態調査や他自治体の状況調査も行ってきたが、今後さらに子育ての環境を整備するためには、子育て施策の必要性を改めて認識、充実を図るために地域の実情を把握し、多くの区民の参画を得てその調査・研究を進め活発な議論を重ねていく必要がある」と、記述されました。このことは、国連子どもの権利条約の精神を生かし「子どもを単なる保護の対象として位置づけるのではなく、一人の人間として尊重し、子どもが参加し、意見を表明し、かかわっていく仕組みづくりを行政が横断的な組織としてバック

アップしていく必要があることまでを見通したものと私は理解しています。これまでの家族や地域社会の関係だけでは子どもにかかわる問題状況は打開できなくなっており、新たな子ども観に根ざした子ども施策が求められています。

国の方もこの「子どもの権利という視点」では大きな変化がありました。

それは「国連子どもの権利条約」批准に際し、国は当初「新たな法律は作らない、新たな予算も必要ない」というあたかもこの条約は遠い発展途上国のことであるかのような姿勢でした。それがこの度の次世代法に基づく子ども行動計画策定のための指針が平成15年に関係する各省連名で示されましたが、その中の行動計画策定に関する基本的事項の1番目に「子どもの視点」が入れられたことです。その説明には「わが国は児童の権利に関する条約の締約国としても子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第1に考え子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり特に子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みが重要である」と。つまり子どもの視点として子どもの権利条約に謳われた子どもの種々の権利を保障すべく施策を推進されることが要請されると。まさに画期的な国の方針転換ではないでしょうか。

さらに昨年には平成12年に制定された児童虐待防止法の改正が行われました。当初この法律には理念が明記されませんでした。この度の改正は第1条で「児童の人権」と「自立支援」という理念が明記されたこと。さらに第4条に「国及び地方公共団体の責務」に具体的な内容が記述されたことです。

区としては、次世代育成行動計画、通称子ども行動計画ということになります。この計画の基本的な視点として多くの子どもの権利からの視点が入りました。多様なライフスタイルを認め合うとして「お互いを認め合う」という視点が、また子どもの幸せを第一に子育てを支援するとして「子どもが秘めている『自ら育つ力』と『子どもが安心して健やかに育つ権利』を大人が保障すること」の視点が、さらに文言はすこし違いますが子どもの最善の利益を図るという視点も入った行動計画となりました。

新聞やニュースではそれこそ毎日と言っていいくらい子どもに関する凄惨な事件が報道されています。これらの現状を子どもたちのために打開していかなくてはなりません。そのためには「子どもの権利」という視点から、また「新たな子ども観」に立脚しての施策の推進が今こそ望まれているのではないのでしょうか。

そこで、区としてこの度「子育て施策の財源の確保に関する条例」も提案していますが、子ども施策全般を推進するに際し区長に基本的な考え方、理念をお伺いします。

最後に、子ども会議についてであります。

ややもすれば、日本の子どもは、戦後、経済最優先の社会的な枠組みの中に教育も組み入れられ、物言わず、マニュアルどおりに行動し、正解は一つと教えられ本来持っている発想まで統一され、アイデンティティ（主体性）も個性も奪われてきたのではないか。おとなの立場からすれば、自分を放棄し、意見表明をしない、上から言われたことを素直にきちんとこなす人間になることがエリートであり出世する人間像と意図せずとも子どもたちに押し付けてこなかったか。まさに欧米とは正反対の教育と言ってもいいかもしれません。このことを元一橋大学教授で現在山梨学院大学教授の福田雅章氏は「子ども期の喪失」と表現し、「子ども期」がきちんと保障されることの重要性を訴えています。そしてそのためにはすべての子どもに自由な意見表明と参加の権利を保障するための仕組みを今こそ子どもに身近な自治体として作っていかなくてはならない、と。私もまったく同感であります。区として実施しているものに今年度からの「青少年区政モニター制度」があります。公募により27名の在学・在住の子どもたちが自ら参加しています。現在、三つに分かれてグループワークを行いその成果を近々報告書としてまとめられるそうです。高校生に限ってみれば、平和使節団なども意見表明や参加の場となっています。おとなの中に入ってもしっかりと自分の意見を述べ、団長の役も自ら進んで行っています。帰ってきてからも現地でのその貴重な体験は意見表明する際の糧になっていることは間違いないでしょう。

平成12年第3回定例会では自民党一般質問の中で、小・中学生が知りたい、聞きたい発言したいという子どもたちにその機会を与え、区長自ら答える子ども会議の実施が提案されました。私はこのことはとても大事なことだと思います。単なるイベントや形式で終わるのではなく、すべての子どもが希望すれば誰でも参加と意見表明できる仕組みとして再度子ども会議の開催を提案します。また意見表明・参加を保障する上で重要となる種々の情報に対して子ども自身が容易にアクセスできる方法も整備する必要がありますが合わせてお伺いします。

結びに、先月22日に皇太子様が愛子様に対する養育方針としてアメリカの家庭教育学者のドロシー・ロー・ノルトの「子ども」という詩をご紹介されました。私も大変その詩に感銘いたしました。子どものために私たちおとなが如何に子どもと関わっていけば良いのかが明確ではないかと思えます。今日は議長の許しを得てその詩が掲載されていますスウェーデンの中学校の社会科学の教科書「あなた自身の社会」を持ってまいりましたので紹介させていただきます。

「子ども」

ドロシー・ロー・ノルト

批判ばかりされた 子どもは

非難することを おぼえる

殴られて大きくなった 子どもは

力にたよることを おぼえる

笑いものにされた 子どもは

もの言わずにいることを おぼえる

皮肉にさらされた 子どもは

鈍い良心の もちぬしとなる

しかし、激励をうけた 子どもは

自信を おぼえる

寛容にであった 子どもは

忍耐を おぼえる

賞賛をうけた 子どもは

評価することを おぼえる

フェアプレーを経験した 子どもは

公正を おぼえる

友情を知る 子どもは

親切を おぼえる

安心を経験した 子どもは

信頼を おぼえる

可愛がられ 抱きしめられた 子どもは

世界中の愛情を 感じとることを おぼえる。

以上です。

区長ならびに関係理事者の前向きな答弁を期待し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大協議員の子育て支援策推進に当たっての基本的な考え方についてお答えを申し上げます。

ただいま子どもに関する詩を朗読されましたが、私もこの詩を存じ上げておりますが、私たちを含めて大人なり教師というのが、どうも子どもさんに対して常に教える、そういう観点でどうも親が対応しているのではないかと。すなわち、親というのは初めから親ではない。子育てを通じて親自身が育っていく。ある面では、親も子育てを通じて自ら育つという、こういう思いをどうも忘れていないかと。そして、子育てを通じて子どもと親が感動を覚える、そうしたことが大変失われている。ある学者に言わせると、どうも、私も含めて子どもに対しまして、きちんと育てなきゃいけないという、どうも親が義務感、そういうことが強過ぎるということが言われております。この詩を読みますと、そうした意味では、子育てがともどもで感動を覚え、そして支えるという、そういうふうな詩であるというふうに思っております。

ところで、ご質問についてお答えをいたしますと、子育て施策の財源の確保に関する条例は、施策の裏付けとなる財源を明示することで、子育て支援施策を強力に推進する区の姿勢を明確にするものであります。現在、区内の各事業所で策定されております行動計画をも踏まえ、本区の行動計画をさらに充実、発展させてまいりたいというふうに考えております。

子育て施策を実施するに当たっての基本的な考え方は、我々大人は、社会全体として本当に子どものためになることは何かを考えることだろうと思います。すなわち、子どもは子どもなりに生きる力を持っております。子どもが秘めている自ら育つ力を大切に、子ども自身が自らの存在がかけがえのないものであることを自ら学び、命の大切さ、他者の存在を尊重し、他者とともに生きる意味を理解することが重要だろうというふうに認識をしております。

今後、ただいま申し上げました子どもにかかわる基本的な考え方も含め、本区の行動計画をさらに発展、充実するための論議の場として、仮称でございますが、「千代田区次世代育成対策協議会」の中で、本区の行動計画の進捗状況、具体的な施策のあり方などを論議し、子育て施策のさらなる展開を図ってまいりたいというふうに思っております。

その他につきましては、関係部長から答弁をいたさせます。

#### 〈政策経営部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、子どもの意見表明と参加を保障する仕組みづくりについてお答えいたします。

子ども自身が社会参加の機会を持ち、そのことを通じて自分の意見を表明できる能力を身につけることは、将来にわたって大切なことであります。そうしたことから、ご質問の中で紹介のありました「青少年モニター制度」を今年度から開始しておりますほか、平成15年度には、中等教育学校に対する小・中学生の要望や質問を表明してもらう「子ども評議会」を開催するなどの取り組みを行ってきているところであります。今後も、機会あるごとにこうした子どもが自ら意見を表明する場を設定していく考えであります。そうした際には、子どもに対する情報の提供につきましても、ご指摘のとおり、効果的な方法を検討し、子どもが活発に意見を表明できるようにしてまいります。

#### 〈教育委員会事務局次長答弁〉

大串議員の小学校におけるキャップの実施についてのご質問にお答えいたします。

子ども暴力防止教室、キャップの実施につきましては、平成13年度に富士見小学校で実施以来、14年、15年度、2年間にわたりすべての小学校において実施してまいりました。その結果、子どもたちや保護者の方々が様々な場に応じて、体験的に暴力被害から身を守る方法や自信を身につけることができ、一定の成果を上げたところでございます。教育委員会といたしましては、これらの成果を踏まえるとともに、平成16年度から、昨今の子どもたちや学校の安全を脅

かす事件の発生を十分に勘案し、学校のみならず家庭や地域社会との連携を強化しながら、児童・生徒が犯罪から身を守る方法を身につけるセーフティー教室実施に切りかえたところでございます。

したがいまして、今後、その成果を学校、保護者等と検証し、キャップを含めたより効果的なプログラムを検討してまいりたいというふうに考えております。

#### 子どもの読書推進について

##### ▼平成14年第4回定例会

次に子どもの読書推進についてとブックスタートについて質問いたします。

本年、9月30日にスイスのバーゼルにおいて行われました国際児童図書評議会（IBBY）の50周年記念大会にご出席されました皇后陛下がご自身の体験を通してスピーチをなされました。そのご様子はテレビでも伝えられましたがとても感動的なものでしたので、最後の部分だけになりますが、まず、ご紹介させていただきます。

「子どもを育てていた頃に読んだ忘れられない詩があります。未来に羽ばたこうとしている子どもの上に、ただ不安で心弱い母の影を落としてはならない。その子どもの未来はあらゆる可能性を含んでいるのだからと遠くから語りかけてくれた詩人の言葉は次のように始まっていました。

生まれて何も知らぬ 吾子の頬に

母よ 絶望の涙を落とすな

その頬は赤く小さく

今はただ一つの杷旦杏（はたんきょう）にすぎなくても

いつ人類のための戦いに

燃えて輝かないということがあろう

と。皇后陛下は98年のインドでの大会にもスピーチの予定がありました。この時の大会のテーマは「子どもの本を通しての平和」でありましたが、その時、インドが核実験を行ったことから大会はきわめて残念なことに見送られてしまいました。そこで講演はビデオにより行われることになりました。そのスピーチの題は「子ども時代の読書の思い出」でこれも感激的な内容でした。後に英語と日本語の両方で「橋を架ける 子ども時代の読書の思い出」として出版されました。

さて、最近の若い人たちの活字離れは、最近の映像やメディアの進展と比例して急速に進んでいます。これも劇作家の山崎正和さんですが、26日の読売新聞に、「もし、活字文化が衰退を始め、人々が単なる情報におぼれて、主体的に考えることをやめれば、それは民主主義に対する義務を怠っていると言っても過言ではない。」と述べられていました。このような時、子どもの読書推進については非常に大事なこととなっております。

最初に学校図書館の充実についてお伺いします。今年度から総合的な学習やお調べ学習などで学校図書館のニーズは格段に高まってきました。保護者の方からももっと充実して欲しいとの相談も寄せられています。子どもたちに必要な蔵書を増やすことを始め、コンピュータを導入し各学校図書館を始め都立などの公立の図書館との連携を図り、子どもたちが必要としている本を直ぐ利用できるように整備されてはどうか。13年3月現在学校図書館にコンピュータを整備しているのは全国の公立学校で23.6%に過ぎません。さらにクラスでの授業との連携を考えれば、時には図書館で行っている団体貸し出し制度をさらに充実させて学校で利用できる工夫なども必要でしょう。これらの点も含め学校図書館の充実をどうはかっていくのか、お伺いたします。

施設面の次に、具体的な読書推進方法についてであります。

現在、千代田区の各小学校では朝の読書タイムを設けその時間は、生徒は勿論、先生も職員も皆読書をしているとのことですが、大変良いことだと思います。この読書推進の方法について、各自治体の小学校でも様々な工夫がされています。子どもの読書推進に関して効果が歴然としているのはやはり専門の司書の方を中心とする事例であります。

長野県伊那市の伊那北小学校では、司書の方による空き教室を利用した「図書の時間」が好評です。教科との連携や読み聞かせなど2年生から4年生までの生徒で年間35時間行っているそうです。また、福生市立第2小学校では司書の方に代わり、学区内に住まわれている児童文学で有名な赤木かんこさんが学校図書館に全面的に協力してくださり、そこに保護者の方々35名が図書館ボランティアとして毎週水曜日を活動日とし、本の選定を始め、古くなった本の修繕を行うなどの活動をされています。

千代田区においても読み聞かせのボランティアグループや司書の資格を持ったお母さんもいらっしやいます。そういう地域の方々との連携は欠くことができません。その他、学校単位でなく、区内小学校全体で取り組む例もあります。板橋区で行った「読書オリンピック」が良い例であります。先日そのボランティアを行っている方がその様子をビデオにして持ってきてくれました。板橋区内の小学校の内、33校が参加しました。生徒同士がチームを組み優勝を競うものですが当日は親子でチームを組んで参加している組も8組あったそうです。予め課題図書を決めクイズ形式で進められます。進めていく上での課題は何ですか、と聞くと、参加した子どもたち全員が今後とも喜んで読書に興味を持てるよう、問題を工夫することでした、とのことでした。

以上のようにいくつか例をあげましたが、学校図書館を中心に学校、司書の方、そして地域の連携があって子どもたちの読書の推進はなされるということがわかりました。

私たち千代田区には、本の街神田を有します。まさに子どもの読書推進方法については、どこよりも積極的に取り組んでいくべきと思いますが、いかがでしょうか。具体的な方法をお伺します。

最後にブックスタートであります。

ブックスタートとは、どのような運動かということですが、それは地域の保健所で行われる0歳児健診の際にすべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動です。そのブックスタートの歴史は、1992年に英国のバーミンガムで始まり、日本では2000年「子ども読書年」推進会議、これには子どもの読書に関わる280の団体、企業、個人が参加していましたが、その推進会議によってブックスタートが紹介され、運動が開始されました。2001年4月に21市区町村から開始した日本のブックスタートは親子に本の楽しさを伝える運動として、また、地域の子育て支援運動としても広がっています。この9月には、297市区町村が実施又は実施予定と急速に増えているそうです。そのブックスタートの特徴はというと行政の各機関と地域のボランティアが協働、連携して行うこと。つまりブックスタートの「計画」、「準備」、「実施」、「フォローアップ」、「継続」という各段階で、保健所、図書館、子育て支援課そして地域のボランティアを始め、時には保育園や学校とも連携してそのサイクルを回していくことが大きな特徴となっています。赤ちゃんへの絵本を通して保護者、行政、地域の協働による読書推進であり、子育て支援でもあります。長野県塩尻市では、今年から実施されましたがここでは4ヶ月健診時にプレゼントとし、読み聞かせをしているそうですが、その時のお母さん方のなんとも穏やかな笑顔は子どもへの最高のプレゼントです、と報告をいただきました。千葉県柏市では今年の5月からですが、ここでは図書館と健康推進課そして児童育成課が協力して行っていますが、実施するのは100%地域のボランティアだそうです。そのボランティアの募集では20人の想定に113名の応募があり検討の結果、85名の方に協力をお願いして実施しているそうです。多くの希望があり嬉しい悲鳴です、とのことでした。

そこで、千代田区でも是非実施に向け検討すべきと考えますがいかがでしょうか、お伺いします。

以上、区の文化政策について、また子どもの読書推進についてそしてブックスタートについて質問をさせていただきました。

今月13日に1980年に世界で始めて女性大統領となったアイスランドのヴィグディス元大統領が来日されました。平和と文化の国づくりを一貫して推進してこられた女史はこう語られたそうです。「世界では経済的な物差しで大国と小国という区別をするが、大事なことは、国がどのような強い声を持っているかです。」と。

まったくその通りだと思います。千代田区も基本構想に示された将来像、「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち」に向け区民が誇りの持てる、また千代田区は強い声を持っているといえるような文化並びに読書に関する政策を積極的に実行されることを望み、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

次に読書に関しまして若干ご答弁を申し上げます。

大串議員から、読書に関しまして劇作家の山崎正和さんのお話が出ましたが、山崎さんは、今年の読書週間の中で、読書離れ、あるいは活字離れということを踏まえまして、活字文化こそ人間らしい人間のあり方そのものであるという、そういうことを読書週間の中でお話をしております。正に今情報が氾濫して、そして何が本物であるかわからぬ。どちらというところ切れ切れの情報が出されて、私たちの生活が受身になっている。あるいは感情的、あるいは感覚的な誘惑に負けそうだと。落ちついて物を考え、そして主体的に考えるということが非常に失われている。そういう意味で、読書、すなわち活字とは正確に情報社会の中で物を判断する骨格である。あるいは船で言うといかりであると、こういうようなことを山崎正和さんはお話をしています。正に読書の大切さということを端的に物語っているんだろうと思います。

読書離れという時代の中で、何とか小さいときから読書をするということを身につけるといことは、私は、これからの時代を担う子どもたちにとって大変重要だろうというふうに思いますし、このことについては真に受け止め、それぞれのところで一生懸命やってみようというふうに思っております。

詳細あるいは具体的なことについては、関係理事者をもって答弁させていただきたいと思ます。

〈教育員会事務局次長答弁〉

大串議員の子ども読書推進とブックスタートに関するご質問にお答えいたします。

まず、学校図書館の充実についてでございますが、児童・生徒の読書活動は子どもたちが言葉や知識を学ぶとともに、豊かな心を育み、健やかに成長するために必要不可欠なものであると受け止めております。ただいま区長の方から、読書あるいは活字に関する認識が示されましたけれども、教育委員会としましては、活字離れによる子どもたちの読む力の低下が、学校教育のみならず、社会的にも問題視されており、学校においては、これまで以上に本に親しみ、また読書を通じて学ぶ力が身につくような取組みの強化が必要であると強く認識をしております。

したがって、教育委員会としましては、児童・生徒の自主的な読書活動と、併せて学校図書館を利用した教育活動の充実が必要であると考えております。このため、こうした読書活動に必要な蔵書の確保に努めてまいり所存でございます。

また、区立図書館の図書等の資料が学校でも活用できるように、図書館で一定冊数の図書をまとめて貸し出しをする、いわゆる団体貸し出しの制度を使うことにより、学校図書館を効率的に補完する方法も検討してまいります。なを、現在図書館で準備している新図書館システムが稼働する平成 15 年度からは、学校からインターネットを使って区立図書館等の資料の検索が可能となります。これによって、学校と区立図書館等との連携がさらに広がっていくものと考えております。

次に、読書活動推進についてでございますが、来年度から、学級規模に応じてではありますが、学校に司書教諭の資格を持つ教員を配置し、児童・生徒の学習内容に応じたきめ細かな読書指導を進めていく予定にしております。また、今年度からは、小学校全校において始業前の読書タイムを実施するとともに、学級文庫を充実いたしました。この結果、かなりの成果をあげておりますので、これらの取組みをさらに充実していきたいと考えております。今後、区立図書館の一層の活用や、読み聞かせのボランティアグループなど、地域の方々との連携を深め、子どもたちに多様な読書活動の機会を提供できるよう考えてまいりたいと存じます。

最後に、ブックスタートについてでございます。この活動につきましては、赤ちゃんと保護者が絵本を介して向かい合い、暖かくて楽しい語りかけのひとときを持つ、そういったことを応援するために始められたというふうに受け止めております。具体的には、保健所などで行われるゼロ歳児健診の機会などで、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を渡す、こういうことが行われているようでございます。ただ、この活動につきましては、乳幼児の心や言葉の育む上で大変意義深いという認識は持っておりますが、まだこの活動自体が緒についたばかりということがございますので、関連する保健所、それから子育て推進室、そして我々教育委員会が連携をしまして、具体的な内容について調査研究してまいりたいというふうに考えておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

## 教育改革について

### ▼平成 12 年第 4 回定例会

平成 12 年第 4 回定例会に当たり、公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

英国のブレア首相はこう言われるそうです。「政府の主要な政策は三つある。教育、教育、教育だ」と。教育にかける首相の姿勢がよくわかります。教育は強調し過ぎてし過ぎることがない重要な課題です。欧米の先進国、途上国ともに次代を担う人材を育てる教育改革に必死です。私は、今回この教育改革一本に絞って質問させていただきます。

日本の戦後教育は、機会の平等のもと、小学校、中学校とも全国一律同じ教育がなされてきました。結果として平均的な人間を作ったのではないのでしょうか。皆と同じ行動をとっていれば安心という判断をする、本人が意識せずともそうになっていったのではないのでしょうか。これは欧米に経済面で追いつくために好都合な教育でもありました。 堺屋長官の言葉を引用すれば、「日本は、教育を通してできるだけ同じ人間、『規格大量生産』に向けた人間を育成しようとした。『規格大量生産』に向けた人間とは、第 1 に辛抱強いこと、第 2 に協調性、そして 3 番目に共通の知識と技能を持っていること。A の人が正しいと思うことは、B の人も正しいと思う。そして大事なことは、独創性と個性が少ないことです。そして学区制は平均化するために設けられた」とい



うこととなります。まさに社会のある目標に対して、教育が手段化された歴史であったと思います。つまり「社会のための教育」であったのです。

アメリカのラリー・サマーズ財務長官は、日本は創造的な豊かな人材を育てることを怠ったと述べたそうですが、まさにそのとおりだったと思います。その教育の弊害は今改めて述べるまでもないと思いますが、数字的なものは、例えば不登校は、昨年度の学校基本調査で小・中学校でのそれは13万人を超え、過去最高だったことが報告されました。小学校では290人に1人、中学校では実に40人に1人、1クラスに1人が苦しんでいるということになります。そのほか、いじめによる自殺、また14、15歳の少年による殺傷事件、そして学級崩壊等であります。

子どもたちは「ノー」と叫んでおります。経済大国を目指し、それが達成された現在ほど、改めて何のための教育か、何のために学ぶのが問われています。大人の責任として明確に答えていかななくてはなりません。教育基本法には、目標を子どもたちの「人格の完成」とうたっています。すなわち、子どもたちの幸福こそ教育の目標である。私も全くそのとおりであると思います。そこで、新しくなられました教育長に、千代田区における教育改革とは何か、速さを伴った時代の変革期に教育の進むべき方向を示していただきたいと思います。

さて、その戦後教育の反省に立ち、現在の文部省主導の教育改革はどういうものか、少し述べたいと思います。それは三つのキーワードに集約されると私は思います。つまり「ゆとり」と「自由化」、そして「地方分権」であらわせるのではないのでしょうか。「ゆとり」とは、家庭、地域社会、学校を通じた、子どもたちに「ゆとり」を持たせ、自ら学び、考え、行動できる生きる力を育むこととされています。「自由化」とは、個性を伸ばし、多様な選択ができる制度。「地方分権」とは、現場の自主性を尊重した学校づくりの促進です。

平成10年6月に学校教育法の一部改正が行われ、公立の中高一貫教育の選択的導入が可能となり、その年の12月には11年ぶりの学習指導要領の改正となりました。内容は、週5日制の導入に代表される「ゆとり」の回復、また、学区制の見直しや中高一貫校の増設など、「自由化」を進めるための制度的規制緩和。そして、各学校が主体的に進める特色ある教育、特色ある学校づくりです。

区としても、平成10年9月、中学校教育検討会を立ち上げ、2年間の検討を経て、今年8月に最終報告がなされました。内容は、千代田区として望ましい実施形態はどれか、どのような生徒を育てるのか、基本的な目標をどこに置くのか、学校規模をどうするのか、教育内容をどう特色づけていくのか等でありました。この中学校教育検討会については、昨日の拓く会の代表質問でもされましたし、今まで定例会の都度質問もありましたので、私は、小学校、中学校の教育改革につき、三つのキーワードの観点から質問させていただき、区として今後どう教育改革に取り組むのかを問うていきたいと思います。

まず1点目に、「ゆとり」と学力向上のバランスをどう図っていくのか、この点からまずお伺いします。

不登校やいじめ、あるいは学級崩壊という問題とともに、教師や学校を悩ませているのは「学力低下」の問題かもしれません。「ゆとり」に対して学力低下の問題はマスコミでも指摘されています。現在、教室での学習時間は、世界の主要国中、日本は年間875時間で、28カ国中18位、10位の米国より100時間少なくなっています。国語や数学という基礎科目では、平均を25時間下回っています。平成14年度からは新学習指導要領により、現状からさらに3割授業時間は少なくなります。

学力低下への不安は誰もが持つでしょう。反面、新設される「総合的な学習」が子どもたちの学習意欲向上へ、そして学力向上へつながっているとの報告もされます。これら「ゆとり」と学力向上はどうバランスしていくのか。区民に対する十分な説明と検討が必要です。慎重過ぎるくらいの対応があってもいいと思います。

次に、「ゆとり」「自由化」に対して、家庭サイドに、あるいは地域社会にどのような備えがあるのか、また、家庭、地域社会の教育力をどう高めていくのかについてお伺いします。

教育は学校だけで行うのではなく、家庭、地域社会も含む社会全体で行うことが、私は教育改革の基本であると思います。よって、教育改革の目指すものは何か、また何のための「ゆとり」か、そして何のための「自由化」かを、家庭、地域社会、学校がともにしっかり理解していくことが重要であります。これらが明確にならないまま制度だけを変えてみても、かえって悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。特に「総合的な学習時間」、いわば体験学習は地域の協力が不可欠です。地域社会の教育力、備えがあってこそその制度改革です。

総合的な学習は、既に番町小学校では今年から試行実施をしています。上智大学の留学生を招いての小グループによる学習、大妻大学と連携したお茶の教室など、子どもたちの生き生きした授業が行われ、学習意欲の向上につながっているとのことあります。また、富士見町の方でも地元のボランティアグループの協力をいただいて、小学生と一緒に環境に関する地域貢献活動に参加し、そのすばらしい体験の報告がなされています。そのほか、以前から各小学校で行っている「ふれあい給食」なども、一つの総合的な学習であると思いますが、子どもたちの貴重な体験になっているとお伺いしています。

いずれも、地域社会の教育に対する理解と協力を得てできる学習であります。このように地域のボランティアグループ、大学等が自主的に学校教育にかかわっていく。千代田区には大学はもとより、いろいろな施設、機関もあり、人材も豊かです。あるだけでは教育力とは言えず、教育を理解し、自主的に教育にかかわっていくとする、これが地域の教育力です。これらがあって真の教育改革につながるのではないのでしょうか。子どもを真ん中に家庭、地域社会、学校が教育の目的を共有し、しっかりしたトライアングルを築くことが重要です。そのことが教育を手段とした「社会のための教育」から、子どもたちのための「教育のための社会」へと大きく変わることになります。その方向へ区として強いリーダーシップが求められていると思います。

最後に、「学校の教育力」とも言える学校の裁量権の拡大、また、自主的な学校運営はどう行っていくのか、お伺いします。

教育こそ地方の時代と言われます。それは、今までの中央主導の統制型教育システム、つまり国による公立学校の一元管理から、学校ごとの裁量権の幅を広げる教育の地方分権への大きな転換です。平均化された均一の授業から学校ごとと特色ある教科へと、また特色ある学校づくりへの転換、まさに子どもの多様性と自主性を尊重した学校運営が望まれています。今、各自自治体ごと真剣に子どもたちの幸福のために教育について考え、改革に取り組んでいます。私たち千代田区から模範の「教育のための社会」が実現されることを望み、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〈区長答弁〉

大串議員の教育改革についてお答えいたします。

我が国の教育の現状は、少子・高齢化、高度情報化、国際化が進行する中で、大きな変革期に直面しておるものと私も認識をいたしております。また学校では、いじめや不登校、また児童・生徒の問題行動などが依然として解消されず、深刻化をいたしておるという状況も見受けられます。さらに社会においては、経済のグローバル化の進展に伴う国際企業間の競争や、情報通信技術の急速な発達に迅速に対応できる人材の育成が求められております。

このような状況の中で、今日求められておる教育改革は、単に目の前の社会変化に対応するだけではなく、21世紀という不透明な世紀を夢のある世紀にするため、予想される変化を見通し、先取りするようなものであることが必要だと思っております。そのために、ご質問にありますように、国において現在新しい教育の方向が示されておるわけですが、目標とする教育をより確かなものにするためには、今ここで改めて私たちの足元を見直すことが必要であると思っております。すなわち、千代田区の特性やまた実情を踏まえた主体的な教育を行って、独自性を発揮していくということが肝要であろうかと考えております。

なお、本区における具体的な教育改革につきましては、教育長より答弁をいたさせます。

〈教育長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

まず、千代田区における教育改革の方向、考え方について、区長答弁を補足してお答えいたします。

今日求められている教育改革は、子どもの幸せのためのものであることはもとよりですが、区長が申しあげましたように、変化を予測し、先取りしたものであることが必要でございます。また、千代田区の特性や実情を踏まえた主体的な教育を行い、独自性を発揮していくためには、総合的、計画的な取り組みが大切であります。

現在、区として第三次長期総合計画を策定しているところですが、その基本構想案の中で、「教育と文化領域」の基本目標として「心豊かに学び、文化を創り出すまち」を掲げ、次のような考え方を述べております。それは「すべての世代の区民が、その人格と個性を尊重され、心豊かに活力ある生活を送ることができるよう、生涯を通じた学習やスポーツによって自己実現を図り、自らの持つ能力や知識を地域社会に還元していくことのできる環境づくりを行うこと。また、地域の伝統・文化を守り、育てながら、千代田らしい新たな文化を創造していくこと」であります。

具体的には、議員のお話にもありましたように、一例として、中学校教育検討会からの報告を受け、中等教育学校の新設について内容の検討を始めているところでございます。この構想案にある基本目標の達成こそ、千代田区における教育改革の目指すものであり、今後、「教育と文化のまち千代田区」の充実・発展のため、各種の教育施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

次に、「ゆとり」と学力向上のバランスについてのご質問にお答えいたします。

新学習指導要領では、各教科とも内容の3割を削減し、全員が一律に学ぶべき知識等の内容は削減されました。しかし、このことから生じたゆりの時間は、理解の遅い子どもに対する確実に基礎・基本を習得するための指導や、理解の早い子どもたちを対象とした、より進んだ学習内容の指導、興味等を伸ばすための選択教科の指導など、子どもの個性や能力に応じた指導を一層進めることにつながります。

さらに、新設の「総合的な学習の時間」では、情報・福祉・国際理解・環境問題等、様々な今日的課題に対応する資質や能力等の育成を図ることとしております。したがって、学習内容と学習指導方法の両面の改善から、「ゆとり」と学力向上のバランスを図っていくべきものと考えております。

次に、「ゆとり」と「自由化」に対する家庭、地域社会の備えについてでございますが、ご指摘のとおり、「ゆとり」と「自由化」の具現化は、完全週5日制の目指すところと同一であります。すなわち、学校のみならず、家庭、地域社会においても、子どもたちに「生きる力」をはぐくみ、健やかな成長を促すことであります。各学校におきましては、子どもたちに対して学校週5日制への指導を行うとともに、保護者に対して家庭の教育力向上のための啓発を実施しているところでございます。

とりわけ、「総合的な学習の時間」等において、保護者や地域の人材、施設等を活用することは、現代の子どもたちの姿や、学校が育成しようとしている真の学力についての理解を深めることに有効なものとなっております。このことにより、「教育のための社会」の実現につながるものと認識をいたしております。

また、生涯学習やスポーツ振興の事業におきましても、地域の教育力を活用するとともに、親子を対象とする事業など、家庭での教育力の向上を支援しているところでございます。教育委員

会といたしましては、学校、行政がさらに連携し、家庭や地域社会への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

最後に、学校の裁量権拡大及び自主的な学校運営についてのご質問にお答えいたします。

これからの学校教育は、各学校が創意工夫し、特色ある教育活動を展開する中で、「生きる力」をぐくみ、個性を生かす教育を充実することです。そのためにも、校長が強いリーダーシップを発揮し、全教職員が教育目標の具現化に向けて組織的に取り組むことが重要であります。このため、本区においては学校管理運営規則を改正し、職員会議を校長の補助機関に位置付け、校長の裁量権を強化いたしました。

教育内容につきましては、毎年、研究奨励校を指定し、各教育課題等に関して先行的な研究を進め、特色ある教育活動の開発に努めております。今後とも、学校・家庭・地域が真に連携し、子どもの幸せのために、そして「教育と文化のまち千代田区」の充実・発展のために積極的に取り組んでまいりますので、ご了承願います。

## 平和と人道の世紀を目指して！

### ▼平成27年第1回定例会

平成27年第1回定例会にあたり、公明党議員団を代表して質問を行います。

質問に入る前に、過激派組織「IS」のきわめて非人道的な行為により亡くなりました後藤健二様、湯川遥菜様のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、昨今、イスラム国と称する過激派組織「IS」の非人道的な行為や機関銃を持った兵士、まちを戦車が走る映像などが毎日テレビで報道されています。また昨日のニュースでは老婦人が涙ながらに「平和以外何もいらない」と訴えている映像もありました。このような報道に、私だけでなく多くの国民もまた平和と人道について考えさせられることになったと思います。

本年は、戦後70年であり、区にとっては「国際平和都市千代田区宣言」から20年という節目の年であります。

そこで、最初にこの節目にあたり、21世紀を「平和と人道の世紀」とすべく、平和・人権施策について質問と提案を行います。

「国際平和都市千代田区宣言」は、平成7年3月に議会の議決を経て区民の総意として宣言されました。素晴らしい宣言文ですので読まさせていただきます。

地球は 生命が息づく かけがえない星  
 この地球を 平和と希望にみちた  
 輝く星にしよう  
 過去 私たちは 戦争を経験した  
 多くの人びとが傷つき 犠牲となった  
 二度と戦争が起こることのないように  
 かたく誓い いつまでも 後世に伝えていこう  
 現在 世界の各地で まだ争いがある  
 飢えて 苦しんでいる人びとがいる  
 地球環境の破壊が つづいている  
 今はもう自分たちだけの平和と安全を  
 考える時代ではない  
 国際都市千代田区に住み 働き 学ぶ私たちは  
 世界の人びとと 連帯して 核兵器をなくし  
 平和な世界を築きあげよう  
 未来に向かって 世界の人びとと 友好を深め  
 同じ地球の仲間として お互いを理解しあおう

私たちは 世界の恒久平和を 実現するために  
積極的に 行動することを  
ここに宣言する  
平成7年3月15日

この宣言は、前段で過去の戦争を二度と繰り返さないことを、またこのことを後世に伝えて行くことを誓います。そして、後段では、自分たちだけが平和で安全であればよいという時代ではなくなったこと、そして世界の人々との連帯をもって核兵器をなくし、同じ地球の仲間としてお互いを理解しあい、世界の恒久平和を実現するために積極的に行動することを宣言します。誠にすばらしい宣言であります。

具体的な平和事業としては、この宣言した平成7年より広島、長崎、沖縄への「平和使節団の派遣」を、平成14年度からは東南アジアへの「地球市民ツアー」を開始しました。メンバーの中心は、今は平和使節団は中学生と高校生、地球市民ツアーは高校生であります。

地球市民ツアーは、現在はカンボジアへの派遣ですが、内戦で大量虐殺があったキリングフィールドと呼ばれる場所やスラム街のお宅への訪問、また小学校や保育所なども訪問しカンボジアの子どもたちとも交流します。(平成25年度の報告書を提示し、地雷で足をなくした子どもの写真。訪問した先々で感じた感想も全員載せていることを紹介する)参加したメンバーの方々は大変貴重な経験をつむことができたと思います。

さて、UNHCR 国連難民高等弁務官事務所の年間統計報告書は、2013年末時点で紛争、迫害や人権侵害のため移動を強いられた人の難民と避難民の数は5120万人に上り、2012年末時点では4520万であり、わずか1年間で600万人増えたこと。またその数が急増した主な要因はシリア紛争であると報告しています。

この5120万人の内8割が子どもと女性であるとされています。人間の尊厳の土台となる自分を自分たらしめてきた世界(共同体や地域また国)を丸ごと失い、そのことにより人権が根こそぎ奪われるという悲惨な状況にあります。難民や避難民の人々の苦しみの根源がそこにあると思います。20世紀を「難民の世紀」と呼んだ政治・哲学者ハンナ・アーレントは、すでに1951年にすでに警鐘を鳴らしていました。「自分が生まれ落ちた共同体への帰属がもはや自明ではなく絶縁がもはや」選択の余地がないものとなったときその人々は「市民権において保証される自由とか法の前の平等とかよりも遥かに根本的なものが危うくされているのである」(「全体主義の起源」より)と。残念ながら21世紀に入っても難民の数は減るどころか逆に増えているのが現状であります。

平和宣言で、恒久平和を実現するために積極的な行動を約束しました。私たちは何ができるのか、この節目の年を迎えた今、改めて考えていく必要があります。

平和への取り組みとしては

国連及び国連関係機関による取り組み

また、国レベルにおける対話と基調とした平和外交

そして自治体レベルにおける平和、人権施策

などがあります。どの取り組みも非常に重要であります。

私はこれらの取り組みをさらに有効ならしめるための基礎として宣言文に「世界の人々と連帯して」とありました「市民社会の連帯」が必要であることを訴えたいと思います。

連帯を築いた一つの例として、1991年から2000年まで国連難民高等弁務官を務められ、難民問題と平和構築は深い関係があることを世界中にアピールした緒方貞子氏の活動があります。緒方氏には多くの功績がありますがその一つに「ボスニア女性イニシアチブ」事業があります。女性たちが立ち上げた小規模のビジネスに資金援助を行いその自立を支援するというものです。例えばサラエボの人形づくりです。人形は3種類あり、ムスリム、クロアチア、セルビアそれぞれの民族衣装をまっています。かつて戦火を交えていた三つの民族の女性たちが一緒に仕事をしながら民族どうしの連帯(緒方氏は「社会の再生」と表現しています)を築いていった例があります。(「緒方貞子 難民支援の現場から」より)緒方氏は「政治を超えた安定感というものがある社会をつくらないと、本当の安全とか繁栄とか安定というものにはならないのではないかな」というのが最近の私の感想です。政治がガタガタしても動かない社会が必要なんですよ」と述べています。(〃)同感です。「安定感のある社会」も「市民社会の連帯」も同じ意味かと思えます。

もう一つの例は、戦後の1963年のエリゼ条約(仏独協力条約)を機に本格化したフランスとドイツの青少年交流であります。50年以上の歴史がありますが、これまでになんと800万人もの青少年が交流したそうであります。一年に16万人もの青少年の交流が行われている計算になりますので大変なことでもあります。この間、青少年どうしの一対一の友情の絆が幾重にも築かれ、両国の社会的連帯が築かれていきました。この市民社会の連帯があって、フランスとドイツの関係は盤石なものとなり、さらにはヨーロッパの統合、EUの誕生につながったのではないのでしょうか。恐らく政治レベルだけではこうはいかなかったと思います。

この市民社会の連帯を進めるに際し重要な点があります。何を持って連帯していくのかという点であります。それは、人間としての尊厳、また生命の尊厳であります。平和宣言でいえば冒頭の部分です。「地球は生命が息づくかけがえのない星」とあり、地球上のすべての生命の尊厳を謳っています。この尊厳をお互い守り抜くという誓いを持って連帯していくということが大事ではないのでしょうか。

国家や民族、宗教、イデオロギーなどの違いを乗り越え、世界の誰しもうかがえる事項、また願っていることが、このすべての人々の生命と尊厳、人権をお互い守り抜くこととあります。緒方氏が高等弁務官退任の挨拶で述べた言葉も「尊厳」(リスペクト)でした。

国連憲章や世界人権宣言などで、基本的人権を守る役割が明確にされたはずの国家が、逆に人々の生命や尊厳を脅かす事態を引き起こしてしまうケースもあります。この本末転倒ともいえる状

況に、国連は、(2015年を目標年次とした)ミレニアム目標に次ぐ2030年に向けての新しい国際目標の設定に、「地球上の一人の例外もなく、すべての人々の生命と尊厳をあらゆる脅威と悲しさから守られるべき」との方向性の打ちだしが検討されているそうです。大事なことであり是非とも世界のどの国も参加する明確な目標として設定されることを願ってやみません。

現在は、「報復の連鎖」ともいえる状況ですが、この連鎖を断ち切り、尊厳をベースとした「人道の連帯」へ大きく転換していきたい。そのためのリーダーシップを国際平和都市千代田区はとっていくべきと考えます。

戦後70年、また「国際平和都市千代田区宣言」から20年という節目の年にあたり、宣言を改めて紹介させていただき、また、行動としての市民社会の連帯が必要なことを述べさせていただきました。

そこで区長に、区の平和・人権施策推進について、基本的な考え方をお伺いいたします。

また、併せて、平和使節団や地球市民ツアーなど先ほど述べましたように評価しておりますが、今日までの20年間の取り組みの成果と、今後の取り組みについてはどのように行っていくのかお伺いします。

次に、具体策として、日中韓3ヶ国による子ども交流事業の提案についてであります。

フランスとドイツの青少年交流がその後のフランスとドイツの市民社会の連帯につながったことは述べました。

現在、日中韓の青少年交流は、JOCA(公益社団法人青年海外協力協会)が8年前から行っており、日本からは毎年約100名の青少年が参加しています。また、自治体では新潟市が、(1997年から)ロシア、中国、韓国、フランスの小学生と夏休み期間に一週間「はばたけ21未来の子どもたちへ」という交流活動を行っています。野外炊飯あり、お祭りあり、「はばたけ世界子どもサミット」も行われるすばらしい事業が行われており、とても参考になります。

勿論、一朝一夕に市民社会の連帯はできません。長い時間がかかるかもしれません。しかし、その交流の積み重ねは友情の絆となり3国間の盤石な友好関係を必ずや築いていけることと思います。子ども期に築いた友情は決してくずれないからです。

そこで、平和都市宣言から20周年という節目にあたり、日中韓3ヶ国による子ども交流事業を提案いたします。ご所見をお伺いします。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、区の平和・人権施策推進の基本的な考え方についてお答えを申し上げます。

ご質問にもございましたように、本区では、平成7年3月15日の区政記念日に「国際平和都市千代田区宣言」を公表いたしました。宣言文では、国際平和都市千代田区に住み、働き、学ぶすべての人々が、過去の歴史や現状を冷静に見詰め、未来に向かって世界の人々と友好を深め、お

互いを理解し、恒久平和を実現するため積極的に行動することを決意したものであります。区が国際平和を宣言することの意味は、区民の生活を守り支えるための根幹であります。人権尊重、それが平和象徴であるからであります。

したがって、自治体の平和活動は、地域や区民の皆様方の参加のもとで取り組み、区民一人一人の意識や活動を地道に積み上げていくことが大切だと思います。

また、豊かな地域社会を目指すに当たり、全ての人がさまざまな違いを乗り越え、お互いを理解し、認め合い、そして人権を尊重し合うことにより、ともに生きる地域社会を目指す必要を改めて確認しなければならないと認識しております。そのことが、安定化した地域社会及び地域社会の連帯感につながるものと私は大いに期待をしているものであります。

私たちは、区民一人一人が地域社会においてお互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できるような地域社会でなければならないと思います。今後も、平和のとうとき、一人一人の命の大切さや基本的人権を尊重する取り組みを引き続き推進してまいります。

なお、平成14年から始めました地球市民ツアーについては、私は毎回報告会を聞いております。ぜひ、議員各位にもそういう形で臨んでいただきたいと思います。その中で、私は、平和に対する高校生、大学生の報告を受け、新たな平和に対する気づき、学びというものを、十分に学びながら、これからも平和に関する施策を着実に進めてまいりたいと思います。

なお、詳細及びその他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいただきます。

〈政策推進担当部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、国際平和都市千代田区宣言から20年間の取り組みについてお答えいたします。

本区では、宣言の趣旨に基づき、平成7年度からさまざまな平和事業を実施しております。まず、広島・長崎・沖縄へ平和施設団を派遣し、平和のとうときを直接肌で感じていただいております。事業開始から今年度までの派遣総数は、298名となっております。

また、報告会では、「平和とは世界の誰もが幸せな暮らしをすることだと感じた」というご意見や、「私たち一人一人が語り部となって広く伝えていきたい」などの思いを語っていただいております。

平成9年度には、平和への願いをつないでいくために、戦争体験記録集「語り継ぐ平和への願い」を発行し、庁舎前に平和記念モニュメントを設置してございます。さらに、平成14年度からは、国際協力活動の現場を訪問し、環境・貧困・平和・人権などの問題を考える機会を提供するために、地球市民ツアーを実施しており、今年度までに高校生を中心に154名を派遣しております。このツアーをきっかけとして、国際協力事業に携わっておられる方もいらっしゃいます。また、平成22年3月には、平和首長会議に加盟し、他の自治体と連携しながら、世界平和に向けた活動を進めております。今年の3月には、宣言から20年目を迎えます。その節目に当たり、

3月14日に記念事業を行い、宣言の意義を再確認するとともに、平和への思いを継承してまいります。また、今年は、戦後70年を迎えます。戦争体験者が高齢化していることを鑑み、改めて戦争体験記録集の発行を予定しております。その際、戦争体験者へのインタビューは、次代を担う若い世代の方々にお願ひし、将来の語り部になっていただけることを期待しております。

区は、これまでさまざまな平和事業に取り組んでまいりましたが、第40回区民世論調査では、約8割半ばの方が、国際平和都市千代田区宣言を知らないとお答えいただいております。一方、約5割の方が、今後平和事業へ参加したいとお答えいただいております。このような結果を踏まえて、多くの方々に参加していただけるよう、平和事業の工夫をさらにしてまいりたいと考えております。

最後に、子どもたちの日本と中国、韓国との交流事業についてお答えいたします。

これまで地球市民ツアーのプログラムの中では、タイとベトナム、カンボジアの子どもたちとの現地での交流を行っております。また、昭和63年度からロンドンのウエストミンスター海外交流事業を実施しております。言葉や文化・歴史を乗り越えて、子どもたちはすぐに打ち解け、仲よく交流を始めます。世界の恒久平和実現のためには、次代を担う子どもたちがさまざまな国の子どもたちと交流し、お互いを理解し、尊重し合うことが大変重要であると考えております。したがって、日本と韓国、中国の子どもたちとの交流につきましても、現地の実態などを調査し、交流の可能性を検討してまいります。

#### 〈再質問〉

14番大串ひろやす、自席から再質問させていただきます。

前向きな答弁をいただいたと理解しております。区長の答弁を若干補足させて――補足というわけではないんですけども、こう理解していいのかと。こう理解したいということで、ちょっと、再度質問をさせていただきたいんですけども。

立派な宣言のもとに、区民の皆様とともに取り組んでいかなければいけない。そのために、豊かな地域社会に向けて取り組んでいこうというところで、それが緒方貞子氏がいうところの安定化した社会でもあり、市民社会の連帯にもつながるんだと、そういう答弁であったと私は理解しております。

区民の皆さんが、この立派な平和都市宣言と一緒に共有しながら、その高い理想というんですか、そういう人権とか尊厳とか、そういう大事なこともみんな一緒に考えながら、豊かな地域社会をつくっていくんだというところの意識がしっかりできている中に、緒方氏がいうところの、政治のレベルがどんなにがたがたしても、びくともしない社会を築いていくんだ、それが平和につながるんだと緒方氏が言っていましたけど、そういうことにつながるだろうし、それから、宣言で言っていた世界の人々との連帯していくんだということにも、そこがベースとなってつなが

っていくんだというふうには私は理解しましたけども、それでよろしいかどうかを再質問したいと思います。

#### 〈区長答弁〉

大串議員の再質問にお答えいたします。

私の言い方が的確でなかったのかどうかわかりませんが、そういう趣旨でお答えをしたつもりです。

もう一度申し上げますと、豊かな地域社会を目指すに当たり、全ての人が、さまざまな違いを乗り越え、お互いを理解し、認め合い、そして人権を尊重し合い、ともに生きる社会を目指す必要性を改めて確認しなければならない。そのことが、安定化した地域社会及び市民の連帯につながるものだというふうには私は認識をして、平和に関する取り組みをしてまいりたいと思っております。以上です。

## 総合計画のあり方について

### 基本計画策定にあたって

#### ▼平成26年第4回定例会

平成26年第4回定例会に当たり、公明党議員団を代表して質問を行います。

最初に、基本計画の策定についてであります。計画が区民に問いかけ、メッセージとするところの「基本的な考え方」について質問いたします。

平成19年第4回定例会でも紹介させていただきましたが、計画のメッセージ性ということでは、昭和53年に策定されました千代田区で初めての総合計画の冒頭に書かれました「基本的な考え方」であります。遠山影光氏が区長のときです。区民に向けての問いかけとメッセージが伝わってくるすばらしい内容です。再度ご紹介させていただきます。

「経済的な繁栄を優先してきた社会は、物質的な豊かさを助長したが、反面環境の破壊や人口流動に伴う地域社会での人と人とのつながりの欠如など反福祉的要素を引き起こし、健全な区民生活の基盤が揺り動かされた。こうした状況は、都市部において、いわゆる都市化現象として首都東京たる千代田区に集中的にあらわれ、政治の中核管理機能、大企業の経営管理機能の過度な集中、夜間人口の減少、生活環境の悪化など、さまざまなゆがみなどが表面化してきている。この事実を直視したとき、今こそ、区民に最も身近な自治体たる区は何をなすべきかを真剣に考え、区民に明らかにしていく使命を担っている。したがって、区は区民を主体とし、区民一人ひとりの自覚と行動を基礎とし、心と心のふれ合いのある新しい連帯感に裏打ちされた地域社会をつくり出すことこそ必要である。

こうした視点に立つと、今こそ、区民生活の真の豊かさとは何かを、区民生活の根本に立ち戻って探求することが何よりも求められている。この区民の生活の真の豊かさを、区民の多様な欲求が実現された状態として認識するならば、これこそ広い意味での福祉と言えよう。

このような状態の実現を図るためには、区と区民が、ともすれば、与える側とそれを受ける側という一方通行的な関係になりがちであったものを、両者が理解、協力し、相互に与えられる関係をつくり出さねばならない。そうなるこそ、今日の自治体に求められている究極的な使命が果たせるものとする。換言するならば、区民の生活の真の豊かさとは、区と区民が一体となった区民福祉の向上である」と。

35年以上も前に書かれた文章ですが、非常にメッセージ性があり、向かうべき方向性が明確に述べられています。このような「基本的な考え方」を広く区民に表明した総合計画を策定されたことに改めて敬意を表します。

当時と現在では、社会状況は一層その深刻さを増しています。貧困と格差の問題、少子高齢化の進捗、地域の共同体やコミュニティの希薄化、高齢者の孤独死と子どもへの虐待、そして東日

本大震災は依存する社会の脆弱さを浮き彫りにしました。このようなときのこのたびの基本計画改定であります。

私は、平成21年第1回定例会にて、作家、村上龍氏の「希望の再興へビジョンを描け」を紹介し、夢と希望が持てる社会へのビジョンとして「希望の構想」を示してはと提案させていただきました。

石川区長は、区長選挙後の初の議会、昨年第1回定例会招集挨拶で、今後の区政運営の基本方針を述べられました。「現代社会は、次第に人間関係が希薄になり、身近な地域や家庭のつながりが失われつつあります。包容力のある地域社会の実現であり、このような地域社会を「豊かな地域社会」と考えております。地域での支援のあり方として、「自助」・「公助」・「共助」があります。中でも現代社会において特に「共助」が弱く薄くなり、人と人との心のつながりが失われてきていると実感しております。また、多くの人々は、地域が必要とするサービスは最大限行政が提供してくれるものという見方がいまだに強く残っています。しかし、真に地域が必要とするサービスを展開するためには、地域の皆様自身が、その地域に合ったやり方を考え、お互いに知恵を出し、助け合いながら進めていく「共助」の精神が不可欠であります。そして、行政は、「共助」の実現を側面から支援し、施策に結びつけていく必要があります。

地域社会とは、そのような「共助」の基盤づくりの上に施策を発展・充実させていくものであり、地域に最も身近な自治体である区にとって、多くの人々の参画と協働が重要な課題になってまいります」と述べられました。

「豊かな地域社会」の実現を目標として掲げ、そのためには地域コミュニティの形成と区民の参画と協働が必要であるとしました。このことは、東日本大震災の教訓にも通ずるものであり、私も賛成です。このたびの基本計画策定を、千代田区「希望の構想」とも言えるような計画としたのもであります。

そこで、改めて区長にお伺いします。

基本計画策定に当たって、区民の皆様は何を問いかけ、どのようなメッセージを送り、そして、どのような社会をともに築こうとするのか、お伺いいたします。

#### 〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、基本計画策定の基本的な考え方について、私から答弁をいたします。

35年以上も前に策定された本区の最初の長期総合計画の基本構想では、区民の生活の真の豊かさとは何かを問いかけながら、その実現のために、区の努力だけではなく、区と区民の相互理解と協力が重要であることを強く強調しております。このことは、まさに「豊かな地域社会の実現」と、その前提となる「参画と協働」の視点という、今日的な課題にもつながると思います。

当時、私は企画課長としてこの策定にかかわった者として、改めて読み直し、懐かしく思うと同時に、いつの時代でも共通する基礎的自治体としての役割、視点を再確認し、身の引き締まる思いであります。

今回の基本計画におきましては、「豊かな地域社会の実現」を目指し、今日の社会背景や千代田区における新たな課題を踏まえて、その解決に向けた方向性を素案では示していると思います。例えば、自治体の基本要件である人口については、夜間人口の減少が最重要課題であった35年前とは異なり、今後10年間は人口が増え続け、10年後の人口は約6万5,000人と推計される状況であります。また、この人口の85%以上がマンション等の集合住宅に居住しており、住まい方、コミュニティの形成が全く異なっておりまして、それを踏まえて、コミュニティのあり方、防災や福祉施策の推進などを、これまでに例のない困難な課題がございます。

さらに、エネルギーや食糧供給を地方に依存する本区の立地条件を踏まえれば、今後、地方との連携や共生は、区政運営に欠かすことができない重要な視点でもあり、以前にも増して重視すべきこととして基本計画で明確に位置づけをしております。

これらを踏まえた今回の基本計画におきましては、区民に伝えるメッセージを一言で表現するならば、「みらいに向けた着実な一歩」であると考えます。これは、ご指摘の「希望の構想」にも通ずるものと思いますが、10年後の千代田区が今よりもよくなっているよう、「みらい」に向けて着実に取り組んでいく中身になっていると思います。

そうした思いを込めて、今回の基本計画の名称は仮称ですが、正式名称を「ちよだみらいプロジェクト」にしたいと思っております。副題としまして、「千代田区基本計画2015」を今考えております。今後、パブリックコメントを初めとする区民等からのご意見や区議会における論議を踏まえて、素案を修正し、計画を取りまとめていくことが、この計画の推進に当たって、区民との協働の視点という原点に立ち返って取り組んでまいりたいと思っております。

なお、その他の事項については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

## 真に自治・分権型の計画行政を目指し、総合計画のあり方を問う！

### ▼平成19年第4回定例会

平成19年第4回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

質問の主題は「真に自治・分権型の計画行政を目指し、総合計画のあり方を問う」こととなります。

今見直しの時期でもないのに、なぜ総合計画なのかということですが、それは先に発表されました区の予算編成方針の2番目に「第三次長期総合計画の『総まとめ』に取り組むこと」として、「基本計画の達成状況を踏まえ遺漏（注意が足りなくてもれること）のないよう取り組み」とな

みなみならぬ決意がそこに示されたことにあります。つまり、新しくなる推進プログラム（実施計画）と来年度予算を始めとする年度予算を持って長期総合計画の「総まとめ」に入るということでもあります。そこで、「総まとめ」に入る前に改めてその総合計画の今日まで果たしてきた成果と課題を問い、また今後のためにその課題を踏まえた上で総合計画の新たなあり方を提案することができればと考えたからであります。

さて、千代田市を目指すとした基本構想は知っていても、総合計画となると区民にあまり知られていないが現状であります。自らの生活に最も影響を及ぼす自治体の最上位の計画であるにもかかわらずです。（現物を提示して）おそらく計画書として区民に参照されることはほとんどなかったのではないのでしょうか。

そもそも全国の自治体で総合計画が策定されるようになったのは、1969年（昭和44年）の自治法改正によります。「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と、現地方自治法第二条の④であります。昭和44年といえば大阪万博の前年であり、まさに高度経済成長へのスタートであり、都市への人口集中、大量消費・大量生産の時代でありました。地方自治体に計画的な行政運営が求められたのは至極当然だったかもしれません。しかし、国の意図したものは官治・集権を目的とした計画行政だったかもしれません。

それから約40年が経過し、総合計画とは何かという問いに対する答えも変わってきているように思います。それはいうまでもないことですが、社会経済状況や国と地方の関係も公共サービスの提供の仕方も当時と今では180度違うからであります。総合計画の構造は多くの自治体で、基本構想を実現するために、施策レベルの計画としての基本計画、具体的な事務事業の計画である実施計画、そして毎年の予算という体系をとっていますが、自治体によっては、真に自治・分権型の計画行政を目指して、この体系のあり方から見直し、工夫しているところも既にあります。

さて、千代田区ですが、最初の基本構想は昭和53年に策定されています。故遠山影光氏が区長のときであります。53年といえば第二次オイルショックで就職も生活も大変厳しい状況であったことを私も記憶しています。構想の「基本的な考え方」に遠山氏の区政に対する熱い思いが以下の通り述べられています。

「経済的な繁栄を優先してきた社会は、物質的な豊かさを助長したが、反面環境の破壊や人口流動に伴う地域社会での人と人とのつながりの欠如など反福祉的要素を引きおこし、健全な区民生活の基盤がゆりうごかされた。こうした状況は、都市部においていわゆる都市化現象として首都東京たる千代田区に集中的に現れ

政治の中核管理機能、大企業の経営管理機能の過度の集中

夜間人口の減少

生活環境の悪化などのさまざまなゆがみ



などが表面化してきている。この事実を直視したとき、今こそ、区民に最も身近な自治体たる区は何をなすべきかを真剣に考え、区民に明らかにしていく使命を担っている。従って区は区民を主体とし、区民一人一人の自覚と行動を基礎とし、心と心のふれあいのある新しい連帯感にうらうちされた地域社会をつくりだすことこそ必要である。こうした視点にたつと、今こそ、区民生活の真の豊かさとは何かを、区民生活の根本にたち戻って探求することが何よりも求められている。この区民の生活の真の豊かさを、区民の多様な欲求が実現された状態として認識するならば、これこそ広い意味での福祉といえよう。このような状態の実現を図るためには、区と区民がともすれば与える側とそれを受ける側という一方通行的な関係になりがちであったものを、両者が理解、協力し、相互に与え、与えられる関係を作り出さねばならない。そうやってこそ、今日の自治体に求められている究極的な使命がはたせるものとする。換言するならば、区民の生活の真の豊かさとは、区と区民が一体となった区民福祉の向上である。」と。

少し長くなりましたが全文を引用させていただきました。すばらしい内容で感動いたしました。30年を経過した今日でも十分通ずる内容であります。当時としてはまさに画期的な内容でさぞかし注目をあびたことでしょう。「自治体に求められる究極的な使命」を明確にして第一次の総合計画を策定したことは私たち区民の誇りでもあります。

さて、第三次長期総合計画であります。

平成13年第3回定例会にて基本構想を議決したことはまだ記憶に新しいところです。基本構想では二つの基本方針を定めています。一つの柱、「『千代田市』を目指します」とされたことは区民のよく知るところであります。

「新しい自治のあり方を発信する」とし、その説明には、団体自治と住民自治の確立を明確に謳っています。もう一つの柱が

「100万人を活力とする自治体『千代田』をめざす」とされたことでもあります。

その説明には「千代田区に住み、働き、学び、集う100万人の人々と企業とともにまちづくり取り組む」として「100万人の昼間区民は、千代田区の地域特性のみならず、大きな活力である。環境・防災・商工業・まちづくりなど、昼間区民や企業の協力を得て、ともに地域の課題解決に取り組まねばならない。そのため、昼間区民や企業が、地域に目を向け、自治意識と連帯感を共有しながら、在住者とともに地域のまちづくりに取り組むことができるよう施策を展開していくとともに、こうした人々の区政参画を促進していく」とあります。ここは、多くの主体が自治意識と連帯感を持って共に公共を担うことを謳ったものと理解しています。(先に紹介した第一次総合計画の「区と区民が一体となった区民福祉の向上」と重なります)

そして、この二つの基本方針は、遠山元区長の言葉を借りれば「自治体に求められた究極的使命」を明確に謳ったといえます。そしてその実現のために基本計画を策定することとしたことに對し改めて評価するものです。長期総合計画の6年を経過し、これからまさに「総まとめ」の時

期に入っていきます。今日までの総合計画の果たしてきた成果と課題は、即石川区政6年間の成果と課題でもあります。

そこで改めて区長に今日総合計画の果たす役割とは何か、また第三次長期総合計画の果たしてきた成果と課題は何か、合わせてお伺いいたします。

次に、区民が「日常参照できる総合計画」についてであります。

「計画は作ったらしめ、後は職員の戸棚に飾ってあるだけ」とよく言われます。なぜ区民に参照されることなく、また読まれることもないのでしょうか。①役所の文書は分かりづらからか、②それとも行政計画は役所の計画であり、私たちとは関係ないと思ってしまうのか、③計画の内容の問題か、④計画書のつくりの問題か ⑤計画策定の方法の問題なのか。それぞれ理由としてあてはまりそうです。いずれにしても基本方針の一つに掲げたように、多くの主体が担う公共を目標とするならば、区民を始め多くの主体が計画を参照すること、また参照できることを前提に内容や計画書のつくりをしていくべきであります。

計画の内容については、UFJ総研の大塚敬(たかし)氏は、今日の総合計画の一般的な問題点として以下の点をあげています。

総花的で政策・施策・事務事業の優先順位が明確ではないこと

抽象的で具体性に欠けるため職員、住民の認知度が低いこと

進行管理が徹底されていないこと

総合計画の戦略の適切性を評価し改善する仕組みがない

この4点であります。4点とも確かにそうかもしれません。私は、ここでは、抽象的で具体性に欠ける点と、評価し改善する仕組みがない点について例をあげ指摘したいと思います。抽象的な文言については、例えば基本構想の将来像としての文言であります。

第一次が「活気と安らぎのある調和のとれたまち」

第二次が「多様な人びとが、住み、働き、集う、心豊かなまち千代田」

第三次は「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」

と、20年後の将来像としているフレーズですが、それぞれ入れ替えてもなんら支障はなさそうに思います。基本計画の方は、例えば「身近な地域とともに支えあうしくみを整える」や「だれもが自由に行動し、参加できる福祉のまちづくりを進める」となり、説明はもう少し詳しくなりますが、地域の課題ではなく一般的な事項が並びます。やはり美文調・抽象的な文章で具体性に欠けるということになります。

評価し改善する仕組み、つまり見直しができないことについては、今の基本計画は期間10年ですが、10年間一度も見直しがされないというのは今の時代、実効性ある計画として耐えうるのかということでもあります。基本計画では「現状と課題」を記述し、その「課題解決のための施策」が示されていますが、さすが6年を経過すると計画策定当時の「現状と課題」はほとんど意味をもたないものになっています。例えば、今ではまちづくりから文書作成まで全てにユニバーサル

デザインの考え方が主流になっていますが、計画では福祉の限られた一部にしか出てきません。また施設の管理運営に指定管理者制度が導入されても課題の中に書き加えられることはありません。また、今回の温暖化対策についても同じことが言えます。この6年の間、区として、環境の面、子育ての面、文化の面、防災・減災対策の面においても時代の変化に応じて条例や推進計画を策定してきました。よってこういった分野については最上位とされる総合計画よりもむしろ分野別計画の方が先行しているということになり、今では総合計画としての役割が果たせなくなっています。また、区長は二期目のスタートにあたり、「共生の理念」を全ての区政運営の基本に据えて「共生社会の実現を目指す」と理念とビジョンを区民に示されました。その時点で総合計画としての見直し、その役割を考えれば本来必要となります。6年を経過した現在推進プログラムの改定に合わせて評価中であると聞いています。現長期総合計画は既にその役割を終えている、もしくは既に陳腐化しているといっている言い過ぎになるかもしれませんが、共生の視点や先行する分野別計画との整合性という点からもチェックすることをお願いしておきたいと思えます。それがなされた上でこそその「総まとめ」であり、「遺漏ないように取り組む」となるからであります。

区民に参照される総合計画にするため、また実効性ある総合計画にするため、2つの点から問題点を指摘させていただきました。これらを踏まえた上で長期総合計画のあり方について提案させていただきます。

一点目が、現在の基本構想、基本計画、実施計画の三層構造となっているものを一層にしてはどうかということでもあります。基本計画10年の前半の5年を財源の裏づけのある実施計画とし、後半の5年を展望計画とする。そして基本構想は、例えば先に紹介した第一次総合計画では「基本的な考え方」を、第三次いけば二つの基本方針のみにする。いわば区政運営の基本となる理念とビジョンのみを記述するということになります。大事な見直しについては5年の実施計画の一年を残した4年目に行うようにし、選挙の年に合わせれば選挙で民意を問い、政策、施策、事業に活かしていくことも可能となります。この方式は既に武蔵野市や岐阜県多治見市などがとっています。

二点目は、計画策定や見直しの際には公共を共に担うであろう多くの主体の参加をえて作業を行うようにしてはどうかということでもあります。役所内部の執行機関の計画（行政計画）とするのではなく、「新しい公共」を定義し、皆で担う「公共計画」とすることでもあります。例えば三鷹市の「市民会議方式」は有名であります。

三点目に計画書のつくりについてです。今の長期総合計画書はA4版で200頁にも及ぶものでしかも有償です。本棚に置いておくにはいいかもしれませんが、持ち運びには大きさもボリュームもありすぎてふさわしくありません。女性のハンドバックにも入るくらいの大きさをページ数も100頁くらい、よくあるブックレットくらいのものにし、せめて在住区民の方には無償にしてはどうでしょうか。ちなみに現在、長期総合計画は1000円、推進プログラムは400円、予算の概要は600円、行革大綱は150円です。全てセットにして購入すると2150円にもなりま

す。まちのいろいろな会合に気軽に持って行くことができ、誰とも身近な課題から大きな政策にいたるまで前向きで大所高所からの議論が可能になると思います。

区民が「日常参照できる総合計画」にするために今日総合計画が抱えている課題を指摘し、3点の新たな提案をさせていただきました。

そこで、区として総合計画の課題として認識している点は何か、また区民に身近な総合計画とするために何が必要と考えているのかお伺いします。また提案に対する所見をお伺いします。

最後に総合計画の評価の方法についてであります。

評価ということでは、先ほどの大塚氏の指摘にもありました「総合計画の戦略の適切性を評価し改善する仕組みがない」という点であります。先に総合計画の体系を一層方式にして4年毎に評価し見直しを行えるようにする提案をしましたが、そうすることによりこの点も克服できると考えます。

現在の基本計画の特徴として、予算の執行率という事業量で評価するのではなく区民の生活にどれだけ寄与したかで計る成果指標の達成度で評価するとしたことは良いことだと思います。しかし、区民のニーズや価値観が多様化していること、社会の変化のスピードが速いことから何を成果指標とするのが難しくなっているのも事実です。また行政の持つデータだけで客観的な判断が可能かという問題もあります。この点については、評価と見直しについても多くの主体が参加して行えるように仕組みを考える必要があるということでもあります。そのことにより計画の策定、実効、評価そして見直しというPDCAサイクルの全てに多くの主体が参加できる仕組みとなります。現場の中から、何を課題として選び取っていくのかから始まり、何を成果指標とするのかまで最もふさわしいものが選ばれることと思います。

そこで、総合計画全体の戦略の適切性を評価し改善する仕組みをいかに構築していくのか、また施策の評価はどのように行っていくのか、お伺いします。

以上、真に区民のため、子どものための計画行政が行えるよう総合計画のあり方について3点質問を行いました。区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

先ほど第1回目の長期基本構想を読み上げましたけれども、30年ぶりに30代になった私は気持ちでございます。ご承知のとおり、当時、私は担当課長で、あの文章はほとんど私自らが書いたわけでございます。ある面では若返らせていただいたという思いでございますし、あの文章、改めて私も読み直してみましたが、この30年間で、ああした提起についてどれだけ進んできたかな、あるいはあの中身自体が本当にまだ今日のいろんな課題であるというふうに思いまして、やはり人は歴史に学べということを自ら反省いたしましたところでございます。

ご承知のとおり、あれは昭和50年に自治法が改正になりまして、区も直接区長を選挙で選ぶということの関連で、基本構想については議会の議決を得るといふ、そういう制度改正なんです。44年のときの改正では特別区は該当しておりませんでした。まさに23区が自治体としてスタートした、そうしたときに、初めて基本構想を議会の手続を経て決定するという、そういう仕組みの第1号でありまして、多分23区で初めてあの基本構想を議決をいただいたわけがありません。

そんな思いですが、直近の基本構想については、ご承知のとおり、市を目指すということと100万人というのがポイントであります。当時、あの案を区議会の皆さんにご審議いただき、ご決定をいただいたときには、何をばかなことを言っているかというのが多くの22区の意見がありました。区を市にするなんてと、こういう圧倒的なご意見でありましたが、最近の区長会の方の物の考え方は、あの市にするということをはとんどの区長は考え方として持っております。その考え方というのは何かといいますと、やはり区市町村優先の原則というのが本来の自治の姿だと、こういう考え方でございまして、最近、都区間で事務配分の議論をやりましても、多くの区長がそういう主張をしております。ある面では、基本構想というのはそういう、何年先を戦略的に見た、そうした位置付けだろうと思われ、議会のご審議をいただいて決定するものだろうと思われ。

一方、計画論で見ますと、やはり大串議員がおっしゃるように、基本構想、10年の基本計画、三、四年の実施計画という、そういう3層構想はもう時代としてはやや違うだろうというふうに思われます。基本構想から、ある面では三、四年の実施計画という、そういうスタイルのほうがむしろ現実的だというふうには私は思われますので、お話のような点については、計画づくりを抜本的に変えていかなきゃいけないなという思いでございまして、ただ、現実に現行計画がありますので、これを変えるにはやはり一定の時間はいただきたいというふうに思われます。

それからもう1つ、私自身も常に一番気にしているのは、総合計画というのは対症療法じゃなくて、全体の施策をバランス良くつくるわけでございまして、どうもつくるときにエネルギーが注がれておまして、でき上がると、私が言うのも変ですが、棚の上に置いてあるというご指摘も本当によくわかります。したがって、できるだけ計画というのは、区民の皆様方にとって読み物風にわかりやすくつくっていくということが必要です。そして、その計画を、ただ計画をつくっただけでなくて、どう具体的に一つ一つ内容を実践していくかという意味が一番のかぎだろうと思われ。一方では、その中身のチェックと申しますか、それをきちっとしなきゃいけないし、それは行政内部でやるべきではない。ある面では外の目で進捗状況なり、指標をどう使うかということはあるんですけど、それをやる時代だというふうには私は思っております。

したがって、全体の今の計画、基本構想はいじるつもりはないんですけど、3層構造を含めたつくり方、あるいはアフターケアを含めてどうするかというのについては、相当内部で議論をさせていただきたいというふうに思われます。

その中で唯一、個別計画の中でやや異例な形でつくりましたのが、ご承知のとおり、福祉に關します「いきいき百科」でございまして。あれはできるだけ読み物風につくったつもりでございまして、あれを具体的に読み物風につくるためには、相当外部の人の意見を聞いてつくってまいりました。ぜひそういう意味で、その計画というものが誰のものであるかということを中心に立ち返って、これからは計画についての抜本的な見直しをしてまいりたいというふうに思われます。

以上でございまして。あとは所管部長からお答えいたします。

〈政策推進担当部長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

まず、総合計画の課題と区民に身近な総合計画とするために何が必要かについてでございまして、現行の第三次長期総合計画におきましては、事業を目標達成のための手段ととらえ、基本計画では施策の目標を、推進プログラムでは事業を定めることで、社会経済情勢の変化に即応し、目標達成のために最適な事務事業を選択できるようにいたしました。現行計画はこうした新たな発想のもとに策定したものでありますが、施策の目標が未設定の事項につきましては、基本計画そのものの改定が必要になります。

社会経済情勢の変化が著しい今日、5年先、10先の施策や事業を計画化することは極めて難しい課題です。議員ご提案のように、他自治体におきましても様々な方式がとられているところであり、今後の計画策定の参考とさせていただきたいというふうに考えております。

また、区民にとって身近な親しみやすい計画とするために、策定の段階での多くの方々からのご意見をいただけるような工夫、さらに、策定された計画書のコンパクト化等、ご意見を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

次に、計画全体の戦略の適切性の評価改善と施策の評価方法についてでございまして、現行、第三次長期総合計画は、基本構想に定める20の課題を踏まえて、計画全体で58の施策の目標を定める、目標管理型計画として策定しました。また、施策の目標の達成度をはかる物差しとして、80の指標を設定し、施策の達成度を評価することとしております。

このように施策の達成度を評価する仕組みは、基本計画の中に組み込んだところですが、計画の戦略の適切性を評価し、改善する仕組みについては、計画そのものを改定するしかないのが実情でございまして。また、議員ご指摘のとおり、何を成果指標とするかについては、成果を適切に把握できる指標であることはもとより、区民の皆さんにわかりやすいことが重要です。さらに、計画の立案から結果の評価に至るまで多様な人々が参画できるような仕組みも勘案していく必要があります。

いずれにいたしましても、長期総合計画のあり方全体にかかわる問題でございまして、ご指摘を踏まえ、検討していきたいというふうに考えております。

〈再質問〉

自席から再質問させていただきます。

抜本的な見直しが必要だということはよくわかりました。現在の基本計画はあと残すところ4年間ぐらいございます。それで、課題として認識していただいたということですのであれなんですけども、現状と課題が既に古くなっていて、ほとんど使えないような状況になっております。また、新たな課題は起こさなくちゃいけない、そういうのもありますので、現在、推進プログラムの見直しに伴って評価しているということですけど、できるだけ、推進プログラムは今、答弁にもありましたとおり、事業の列挙になっておりますので、現状と課題の記述がございません。ですので、ぜひ今度の推進プログラム見直しの際に、その現状と課題、今、何がどうして課題となっているのか、どうして課題として残ったのか、どうして課題としてこれを入れたのかについての記述を入れることが可能なのかどうなのか、区民に向けて必要なことだと思います。ぜひこの点だけ、1点だけお伺いしたいと思います。

〈政策推進担当部長答弁〉

大串議員の再質問にお答えいたします。

現在、推進プログラムの改定中でございますが、今おっしゃったとおり、課題等入れられるかどうかも含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

文化芸術政策について

文化芸術基本条例について

▼平成26年第4回定例会

次に、10年が経過した文化芸術基本条例についてであります。

平成16年3月に文化芸術基本条例は策定されましたので、今年で10年が経過しました。このような文化芸術に関する条例を策定している区市町村は、現在、全国でわずか56区市町村であります。国においては、平成13年に文化芸術振興基本法が制定されました。基本理念として、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」と国民に文化権の存在を明示し、文化芸術活動を行う人の自主性と創造性を尊重することがうたわれました。

区の文化芸術基本条例の基本理念も同様に、「全ての人々の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重する」とし、また、「一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪がつながり」と、区民の文化権の尊重と文化芸術活動に当たっては、区民の自主性と創造性を尊重することがうたわれました。さらに条例では、この基本理念にのっとり、区の実施する全ての施策に文化芸術の視点を取り入れることも入りました。区民にとって、まことに誇るべきすぐれた基本条例であると思います。

さて、10年が経過した現在、今日までの成果と課題を将来のために一度整理してみる必要があります。掲げられた理念はどこまで実現できたのか。特に、子どもの「文化芸術を創造し、享受する権利を尊重する」との理念の実現に向けて、どう取り組み、どのような成果を残せたのかであります。この点、第2次の文化芸術プランでは、子どもに係る文化芸術事業について、「育てる」の項に事業名が列挙されております。

教育委員会が行っているアーティスト・イン・スクール、これは有楽町国際フォーラムで毎年行われているラ・フォル・ジュルネと連携し、音楽家の方が小学校を訪問してのワークショップ、また、ラ・フォル・ジュルネの公開リハーサルに子どもたちも参加しています。大変好評のことです。

区が行っているアーティスト・イン・レジデンス、今年は電機大学跡地に全長50メートルの巨大パットの展示。政策設営段階から参加が可能なアートプロジェクトが行われました。

また、文化芸術子ども支援事業、アートスクエア事業などあります。

ほかにも、各文化芸術団体の行っている自主事業、また、図書館や生涯学習館などの行っている事業もあるかもしれません。子どもの本来持っている無限の可能性を開いていくため、文化芸術に触れ、体験し、発表できる場や機会を全て子どもたちに保障していくことは、私たち大人の責任であります。文化権の尊重です。

場や機会の提供ということでは、周知の問題があります。子どもに係るさまざまなすばらしい事業があっても、子どもたちが知らなくては参加することはできません。毎年各児童館や学

校、アーツ3331やホール、生涯学習館、または広場などで、さまざまな子どものための教室、また展示や発表会などが行われていることと思います。しかし、一つ一つがばらばらに周知されている現状では限界があります。

そこで提案があります。それは、それぞれの事業を1つのプログラムとして位置づけ、全体を通して1つの事業としてはどうかということです。コンセプトは、区全体が巨大な児童館。根拠は、文化芸術基本条例の理念。目的は、子どもの持っている無限の可能性を開いていくための機会の提供です。そして、それぞれの事業はプログラムとして位置づけていきます。このように1つの大きな事業とすれば、参加する皆が理念と目的を共有でき、周知の問題はおのずから解消することができます。

また、場所については、できるだけ地域の児童館で行うようにしてはどうでしょうか。中学生はともかく、小学生などは、自分もやってみたい、見てみたいという事業があったとしても、会場が遠くではなかなか参加できません。できるだけ身近な児童館で行えるよう工夫してはどうでしょうか。将来的に児童館での実施が定着すれば、各児童館をネットワークで結び、それぞれの模様をどこの児童館でもテレビを通して見ることができ、また、アーティストや講師の方に質問もすることも可能となります。アーティストや講師については、条例の理念に基づくプログラムであることに賛同し協力していただける芸術家や専門家の方に有償のボランティアをお願いできればとも思います。

1つの大きな事業とすることにより、各実施主体同士の連携と工夫も図れます。区を初め、教育委員会、児童家庭支援センター、アーツ3331、各文化芸術団体、図書館や生涯学習館などが一堂に会し、子どもの文化権を保障するため、事業の内容も含め、場や機会の提供について話し合う会議を持つてはどうでしょうか。その上で、各実施主体は年間の予定を組むようにしてはどうでしょうか。

以上、子どもの文化権の尊重のための具体策として、場や機会の提供について提案させていただきました。

これまでの10年間を通して、「全ての区民に文化芸術を創造し、享受する権利を尊重する」とうたわれた理念はどこまで実現できたのか。特に、子どものそれはどうだったのか、お伺いいたします。あわせて、提案した事業の周知方法と児童館での開催、そして実施主体が一堂に会した会議の開催について、ご所見をお伺いいたします。

〈区民生活部長答弁〉

大串議員の文化芸術基本条例に関するご質問にお答えいたします。

初めに、理念の実現状況についてであります。ご指摘のとおり、条例では、「全ての人の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重する」ことを基本理念として定めております。区では、条例に基づき、この文化芸術振興のための理念や施策を、総合的かつ計画的に推進するために、第一

次及び第二次文化芸術プランを策定いたしました。プランでは、条例に定める「保存し伝える」「創る」そして「育てる」の3つの重点目標のもとに8つのプロジェクトを盛り込んで事業を推進してまいりました。「保存し伝える」では、(仮称)日比谷図書館・文化ミュージアムなどに、「創る」では文化芸術の秋フェスティバルやシーズンコンサートなどに、「育てる」ではアーティスト・イン・レジデンスやエイブルアートなどにそれぞれ取り組んでまいりました。これら重点プロジェクトを推進することにより、子どもからお年寄りまで多くの皆様に文化芸術に親しむ機会を提供することができたものと考えております。

特に、次代を担う子どもたちに対しましては、幅広く文化芸術を鑑賞し、将来の文化芸術の担い手となっていただけるよう、この重点目標「育てる」におきまして、各種事業を展開してまいりました。具体的には、アーティスト・イン・スクールや、ちよだアートスクエアプロジェクトにより創設いたしましたアーツ千代田3331における子ども向けの文化芸術活動、千代田芸術祭における区立小学校児童の作品展示などにより、子どもたちが文化芸術に親しめる場を充実させてまいりました。

次に、子ども向け文化芸術活動の一体的案内、そして、各実施団体が一堂に会しての協議についてであります。

今年度は、第二次文化芸術プランの最終年度に当たりますことから、これまでの成果を踏まえ、今後の取り組みを一層着実なものとしていくため、現在、第三次のプラン策定に向け、有識者・文化芸術関係者・区民代表などによる検討会議を立ち上げ、検討を行っているところであります。検討会議におきましても、文化芸術振興に当たっては、人材の育成や情報発信、推進体制が重要との意見をいただいております。第三次文化芸術プランの中で、「情報発信と交流」を重要な施策として位置づけ、区内の関係機関の連携強化を図れるよう努めてまいります。

次に、子ども向け文化芸術活動をできる限り地域の身近な児童館で行うことについてであります。

文化芸術振興の観点からの児童館自主事業の充実、そして、他の実施主体における児童館へのアウトリーチ事業の充実を図る中で、お尋ねの趣旨を実現してまいりたいと存じます。

## 文化芸術振興について

### ▼平成20年第2回定例会

次に、文化芸術振興についてであります。

リースマンの予言ではありませんが、ある意味同じように都市の衰退を先ほど紹介した中川幾郎氏は予測しています。「分権時代の自治体文化政策」(2001年)という本の中で以下のように述べています。「地域の政治的、経済的な中核としての比較優位性に依拠(いきよ)(よりどころ)して安閑としていると、いずれ緩やかな都市の衰退がやってくる。(中略)現代都市は短期的、応急処置的に経営されてよいものではない。ニューヨークやピッツバークの衰退と再生にみられるように、時代に対応したなんらかの政策的な対処がなされなければ、その内部からすみやかに荒廃し、あるいは衰退していくものなのである」と警鐘を鳴らしています。「なんらかの政策的な対処」とは文化芸術政策を意味していることはいまでもありません。

さて、最初に、文化芸術基本条例に謳われた理念についてであります。

条例は平成16年3月に策定されたので早いもので既に4年が経過いたしました。当時区長は区議会招集挨拶でこの条例について、「『文化芸術基本条例』は区政全般に関わる基本的・総合的な政策の方向性を明らかにする、文化芸術施策推進の『憲法』ともいえるものです。今回あえて『基本条例』としては、単に文化芸術分野の特定の活動を推進する『振興条例』ではなく、区及び区民、更に民間団体等の責務を明らかにすることともに、まちづくりをはじめとするハードからソフトまで総合的に取り組む区の姿勢と決意を内外に表明し、将来に渡って施策の推進を確実なものにするためであります」と、述べられました。

条例の第2条基本理念には①「すべての人々の文化芸術を創造し、享受する権利を尊重する」と、また②「文化芸術の振興にあたっては、区民(区に住み、働き、学び、集うすべての人々をいう)一人ひとりの自主的かつ創造的な活動の輪がつながり、文化芸術のエネルギーを次々と生み出す文化的・芸術的な香りの溢れるまちの実現を図るものとする」とあります。つまり、子どもから大人まですべての区民に「文化権」を保障し、区民一人ひとりの自主的な活動と創造を理念として明確に謳ったものです。この理念ですが、文化芸術振興プランにはもう少し具体的に書かれますので紹介します。「区民一人ひとりが日常生活の中で文化芸術を創造し、享受することにより、日々の営みの中に新しい価値が創造され、豊かさがもたらされます。さらに、区民が相互に理解し、尊重しあい、一人ひとりの活動が『地域の活動』につながる」と。「地域の活動」とは先にも述べましたが、皆で公共を担う地域コミュニティを意味することと理解しています。そして条例の第3条はその理念の実現に向けて区の責務を具体的に定めています。「区は、文化芸術振興施策の実施に当たっては、文化芸術の担い手が区民であることを踏まえ、区民の文化芸術活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮するとともに、区民との連携及び協力に努めなければならない」と。文化行政というその分野がすべてに及ぶことから先ほどのコミュニティ政策同様目指すべき目標がどうしても曖昧になり、事業も総花的となります。条例を制定した意義は、まさに文化芸術振興の理念を謳い、目指すべき目標を明確にしたことであります。そして区はその実現を図っていくことを内外に決意表明したのであります。

区の文化行政はこの条例により大きく転換したのです。つまりそれまでの行政主導の文化行政から区民主体の文化行政への大きな転換であります。

そこで、条例に謳われた理念はこの4年間でどこまで達成できたのか、お伺いいたします。

次に、文化芸術振興プランの評価についてであります。

文化芸術振興プランは平成17年1月に策定されその期間は5年となっています。つまり来年度が最終年度となります。条例の第3条と第6条に定められた計画であります。プランには「計画の位置づけ」として、「区が区民とともに文化芸術振興施策を立案し、実施する際の基本計画としての性格と具体的に取り組む施策の内容や進め方を示すアクションプランとしての性格をもつ」とあります。ここは一度読んだだけでは理解しにくい文章です。プランには49の事業が列挙されています。これらの事業はいったい誰が実行するのか、区民の計画なのか、行政が行う計画なのか曖昧でわかりません。条例の第6条には「計画策定の際、あらかじめ区民の意見を反映させるため適切な措置を講じなければならない」としています。そこで、評価を問う前に、確認の意味でプランの位置づけについてお伺いしておきます。

私は平成17年の第2回定例会にてこのプランを推進するにあたっての基本的な考え方を区長に質問しました。プラン策定から丸3年が経過し、当然プランの評価を問うものですが、何ををもって評価するのかという視点が重要です。それはその時区長が文化芸術施策推進の基本的な考え方として答弁された「区民の文化権の尊重と区民の主体的な創造活動」ができたか、そして区民の文化芸術活動がまた「地域の活動」(地域コミュニティの形成)につながっていったのかという点であります。まさに条例に謳われた理念そのものであります。

そこで、文化芸術振興プランについて、現段階において区はどう評価されているのかお伺いいたします。特に成果のあった事行、また見直しや廃止になった事業などがあればそれもお願いたします。

また、プランの改定の方法も大事な点であります。特に千代田区は本来持っている文化財・資源が他の自治体が羨むほどに圧倒的に多く、また文化芸術に関係する国の機関や企業なども集積しています。また国における文化財保護政策も大きく変わってきています。単なる文化財の保護・保管からそれを積極的にまちづくりに活かしていこうとするものです。例えば先日発表された「江戸城外堀跡保存管理計画」などです。千代田区が持っている文化財・資源の積極的活用から文化芸術の振興まで政策全般をマネジメントすることも必要であります。区民を始め、多くの機関・団体などの参加なくして、子どもから大人までのすべての区民の「文化権」を保障し、自主的かつ創造的な文化芸術活動を振興することはできません。千代田区の特性を活かした他区のものとは全く異なる「文化芸術振興プラン」ができると思います。そこで、文化芸術振興プラン改定の方法についても合わせてお伺いします。

最後に文化担当課の役割についてであります。

平成14年に、首長部局へ文化担当課が移ってちょうど6年が経過しました。その年の第4回定例会で私は文化担当課の役割を質問しました。先にも述べましたが、文化という概念があまりにも広いがゆえに担当課の役割も、ややもすると曖昧になってしまう可能性があったからです。

その役割を

市民文化の活性化

都市文化の開発（文化によるまちづくりです）

行政の文化化（これは首長も含めた行政の全職員が理念と目標を共有していく地道なプロセスそのものが「行政の文化化」の推進であります）

の3点であるとその役割について質問させていただきました。以後、条例とプランが出来たわけですから、役割にその全庁的な進行管理も当然入ってきます。庁内に「プラン推進会議」なるものを設置し、主体的に事業を行う区民と各部との連携を図り推進する役割もあるはずです。

千代田区は、文化芸術に関する施策推進については豊かな発想と、いい意味での緊張感そして当初の「憲法」とまで言っただけの強い決意を持ってこれからも望まねばなりません。担当課の役割は極めて重要であります。あくまで住民自治の視点を持って、①市民文化の活性化そして②都市文化の開発、③行政の文化化、④プランの進行管理を行うという4点こそが文化担当課の役割ではないかと考えます。

そこで、改めて文化担当課の役割をお伺いいたします。

コミュニティの崩壊としっかりした文化芸術政策のない都市はゆるやかに衰退に向かうであろうという、いってみれば「都市の衰退シナリオ」であります。そうならないための政策が今必要なのであります。

区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し私の質問を終わります。

〈区民生活部長答弁〉

次に、文化芸術政策についてお答えします。

1点目の文化芸術基本条例にうたわれた理念の実現ですが、文化芸術基本条例においては、第一にすべての人々の文化芸術を創造し享受する権利を尊重する、第二に自立、自己責任、他者への気遣いやマナーを大切にする、第三に品格ある質の高い文化的・芸術的生活を日常的に送るまちなぎの実現をすること、第四に区民と一人一人の自主的かつ創造的な輪がつながり、文化芸術のエネルギーを生み出す、文化的・芸術的な香り溢れるまちなぎの実現を図ることを基本理念としてとらえ、保存し伝える、創る、育てるの3つの重点目標を策定したところでございます。具体的には、①区民の未来の文化芸術の担い手である子供たちに上質な芸術に触れる機会を設けること、②に、区民に江戸しぐさの行動哲学を広めること、③（仮称）アートスクエアの設置に向けた取り組みを行うなどとしたものでございます。さらには、区民の発意による区民主体の文化芸術活動を支

援することとし、文化芸術協会へ「ちよだ文化芸術秋のフェスティバル」を中心とした大幅な事業を移管し、その具現化に努めてきたところでございます。

今後も、条例の趣旨に基づき、区民、企業、学校、NPO等と連携・協力しながら、区の文化芸術振興に向け、努力をしております。

次に、文化芸術プランについてでございます。

文化芸術は、区民が主役となって推進されるものであることから、区民の視点で目指すべき方向性を位置づけるとともに、広く区民に呼びかけて、区民とともに取り組む行政計画として文化芸術プランを策定したところでございます。また、今日までの評価とプラン改定の方法についてでございますが、文化芸術プラン全49主要事業の進捗状況調査を平成19年10月に行った結果、46事業につきまして計画どおり実施されております。特に成果があった事業につきましては、江戸しぐさやさくらプロジェクトなどがございます。これらの結果から、文化芸術プランは目標を達成していると考えております。

プラン改定の方法につきましては、現在の計画の枠組みを基本とし、計画達成するための個々の事業を庁内検討組織において具体的に行うと同時に、パブリックコメント等を通して区民の皆様からの意見を反映させながら、区民主体の計画として、区民参加のもと、21年度中に改定する予定でございます。

次に、区長部局に文化スポーツ課が移って、改めて文化担当課の役割について確認というふうなことでございますが、ご案内のとおり、平成14年4月の組織改正により、文化芸術・スポーツの生涯学習については、健康・福祉・次世代育成などの施策は区長部局で総合的かつ一体的に進める必要があること、そのために教育委員会から区長部局に移管したものでございます。ご質問の文化スポーツ課の役割についてですが、文化とは、区民の皆様がつくるまちそのものであり、生活そのものであると考えます。また、千代田区民が誇り得る文化をはぐくみ発展させていくためには、生涯にわたって学び続けられる機会と場の提供が必要となります。その中で、区における文化行政の総合窓口として、文化スポーツ課はその役割を果たし、担っていくものと考えております。

〈再質問〉

それから、文化芸術のほうですけども、こちらのほうは、部長の答弁を聞いていますと、4年前に「憲法」とまで言って、千代田区における文化芸術施策を推進するんだと区長が答えた当時の決意とあれがない。伝わってきません。一体、その決意はどこへ行ってしまったのか。千代田区の持っている特性、文化芸術の資産・資源、たくさんある中の千代田区の文化芸術施策です。それをもって行うには、当初の決意が必要なんです。今答えられていましたけれども、あいまいとしています。答弁全体がですね。

僕は答えが記入できなかつたのであれですけど、プランの評価にしても、何を基準にして評価して46事業、きちんとできていますよというのか。このうち、文化芸術協会に移管を進めました、大半の事業の移管を進めましたと言うけれども、文化芸術協会の人たちが約49のうち20事業、約半分近くやっているでしょう。その人たちが主体的に行ったんですから、その人たちにまず評価をしてもらわなくちゃいけません。それをやったのかどうか。その上で評価というのが、19年の10月にやったと言いますが、その当事者たちの評価というのが入っているのかどうか、これをちょっと確認しておきます。

それから、文化課の役割については極めてあいまいな表現で終わりました。これでいいのかと思います。14年に首長部局に移った文化課であります。ですから、きちんと私が質問の中で述べた4つの役割があるのではないかと言いましたけれども、答弁の中では、その点が述べられていません。極めてあいまいな、生活全体が文化とか、そういう表現で、総合窓口としての役割を果たしますという答弁ですけど、これではあいまいだから、私はきちんとしなさいと。1個1個挙げて、役割は何だということを明確にしなさいと私は質問したのでありますから、総合的な窓口ですというのは、ちょっと答弁としては、6年も経過してこのあいまいな答弁では、今まで一体何をやってきたのかということで、決意も疑われますし、窓口としての職員の対応も疑われるところですよ。やはり、千代田区の持っている特性を考えたときに、文化芸術振興という、この大きなテーマについて全庁的に取り組んでいるんだという、その熱意が全然伝わってきませんよね。ですから、都市の衰退シナリオですよ。このまま放置したら、都市は衰退してしまいますよ。千代田区の持っている資源とかは生かされなくて、衰退してしまいますよ。そこを僕は一番心配しているから、今回、コミュニティの形成と文化芸術施策について問うたんです。その点については、明確な答弁を再度お願いしたいと思います。

以上です。

〈区民生活部長答弁〉

それから、文化についてでございますが、検証したかというふうなことでございますが、当然、年度間の事業でございます。文化事業につきましては、毎年きちんと検証をし、これは前に作成をいたしました文化芸術プランに基づく計画がきちんとなされているわけで、その中を実際にできているかどうか検証することによって、その事業を確認する。それから、平成21年度には、文化芸術プランの改定も控えております。その中で、改めて検証することとなると思います。そして、その過程の中で、文化芸術協会の皆様にもご意見をいただきながら進めていくことは当然のことでございます。

それから、3番目に、区の文化行政に取り組む姿勢についてでございますけれども、我々のこの文化芸術条例のまず最重点的な姿勢というのは、区民主体の文化行政を進める、そのためにも文化芸術基本条例をつくり、その具現化されたものが文化芸術協会であると考えております。そ

ういうふうな中でも、我々としては、区民の主体性というふうなものを最重点に考えていくことに決意は変わりませんし、全庁を挙げてこの文化行政に取り組み、その総合窓口として文化スポーツ課があるものと認識しております。

## 文化芸術プランについて

### ▼平成17年第2回定例会

次に、文化芸術プランの実施についてであります。

最初に、志賀直哉の短編「リズム」の一節を引用させていただきます。「すぐれた人間の仕事—する事、いう事、書く事、何でもいいが、それに触れることは実に愉快なものだ。自分にも同じものが何処かにある、それを眼覚まされる。精神がひきしまる。いい絵でも、いい小説でも本当にいいものは必ずそういう作用を人に起こす」（ちくま日本文学全集 43）と。ここは志賀直哉の芸術論が書かれているところとされますが、私もまったく同感であります。

さて、今年度からスタートした文化芸術プランについてですがその特徴は、国の文化芸術振興基本法や区の文化芸術基本条例と当然重なるところもありますが、私なりに絞ってみると次の3点になるのかと思います。

第一は、プランの概要版冒頭の前書き部分（リード文）には「人々が互いに尊重し合い認め合う精神的なゆとり」がいかに重要なことが述べられていますが、その「尊重し合い認め合う」という心。

第二は、区の役割を「区民の誰もが文化芸術に親しみ、感動の機会に触れることができる環境を整備する」と定め、文化芸術を創造し触れることを何よりも重要視したことです

そして、第三は、「文化芸術の担い手である区民が文化芸術を創造し、享受する権利を尊重し」と明記し、すべての人に文化芸術の創造と享受を権利として保障したことです。

今の社会で最も欠けているのが最初の「尊重し合い認め合う」心ではないでしょうか。それは、人と人・大人と子ども・親と子・子どもと子どもなどの関係において言えそうです。さらには自分自身をも尊重できなくなるという最悪の結果につながっている例も、最近の悲惨な事件等を見るにつけ、とても残念な思いがします。尊重し合い認め合う心を育み、発現していくためには文化芸術の果たす役割はプランでも述べているようにあまりに大きいものがあります。志賀直哉の言う「本当にいいものに触れることにより自分にも同じものが何処かにある、それを眼覚まされる」ことが今こそ必要であり、またプランの特徴を活かし、プランを実行あるものにしていかねばなりません。

先日、区の芸術鑑賞事業として岩本町のサロン・オペラトナカイで「椿姫」が公演されました。出席された障害者の方は直ぐそばでの演技と声量に圧倒されたそうです。「最後のスタンディング



オペレーションのとき他のお客さんと一緒に足の不自由なことも忘れて立ってしまいそうなくらい感動しました」と。また、当日その会場には本当はない車椅子用の席まで用意しており、そのことに大変感謝していました。子どもの例ではありませんがとてもいい例だと思います。次回のオペラは中高生を対象に「伯爵令嬢マリツア」が7月に公演されるそうです。

プランにはこの芸術鑑賞事業を含め主要事業だけでも49事業が計画されています。関係する所管はほぼ全てに及びます。プランを実効あるものにすべくしっかりした視点を持って推進する必要があります。

そこで、区長にプラン推進にあたっての基本的な考え方をお伺いします。合わせて、プランを象徴する特徴的な事業は何かお伺いします。小学生・中学生という人生で最も感受性の高いときに、文化芸術を創造し触れることは、すでに述べましたようにきわめて重要なことです。千代田区の特性を踏まえ推進されると思いますが、子どもに関係する代表的な事業は何か、お伺いします。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、文化芸術プランについてお答えいたします。

まず、私の「文化」というものの考え方から申し上げます。今や地域の発展や活性化は、従来言われているような公共投資や公共事業といった、どちらかというと官主導、そうしたことが地域の活性化ではない。正に文化だとか、文化活動そのものが地域の発展、活性化になるというふうに思っております。とりわけ分権社会という時代になって、正に経済社会を支える下部構造と申しますか、地域社会が、あるいは地域社会からエネルギーというのが出てくるのが真の意味での活力だというふうに思っております。一般に「文化」というのは、先見性あるいは獨創性、あるいは多様性を持っております。そして、通常地域からそうしたものが生み出され、そして、承継、発展していくというのが文化のスタイルだと思います。

このように考えますと、地域の多様な人々の様々な営みの中から生まれる、正に先進的な、あるいは時代の先端を担う活動が地域の発展や活性化をもたらす時代となっております、正に真の文化、あるいは文化活動だと思います。そして、人口減少社会という今日の時代を見ましたときに、住むための選択の大きな基準が、地域の文化力、文化活動だと思います。豊かな生活を送るための、住むための選択の一番のかぎは地域の文化力だと思います。

ご案内のとおり千代田区は、そういう意味では、そういう文化の資源はたくさんあります。一例を申しますと、美術館あるいはホール等が、公と民間も含めて約70あります。もちろん昼間人口の方々も活動していると思います。これ1つとってみても、かなりこの千代田区は、文化活動をする土壌は大変あると思います。

こうした考え方を根底にいたしまして文化芸術基本条例を制定したわけでございますが、ご案内のとおり、江戸開府400年記念事業の成果を踏まえ、文化芸術の振興を通じて区民一人ひと

りが活動や暮らしの主人公になり、心豊かな生活の実現と、楽しさや優しさがあふれるまち千代田をつくっていくということで条例をつくったわけでございます。

こうした基本条例は、全国の基礎的自治体では余りございません。他の地域でつくられているのは、文化芸術の施設を振興するという意味で振興条例はありますが、基本条例という形で作っているのはほとんどない。そして、お話しのように、この基本条例を受けて文化芸術推進プランとしてご案内の計画をつくったわけでございます。この条例なり芸術プランの中には、区民の文化芸術を創造し享受する権利、いわゆる「文化権」の尊重を基本理念として、区民の主体的な創造活動により千代田区固有の文化芸術が生み出され、「文化力」を高めていくという、そういう目的のための条例なり推進プランができています。

さらに、本年第1回の定例会の招集あいさつでも申し上げましたように、あらゆる施策を貫く基本的な思想として、「共」に「生」きるという「共生」の理念、他人への思いやりや気遣いなど、こうした考え方もこのプランに盛り込まれておりまして、基本的な視点としてこうしたことも文化芸術プランの中で推進したいと思っております。

芸術プランの特徴であります。このプランは「心豊かな日常生活が送れる美しいまち」、「文化芸術のエネルギーがあふれるまち」の実現に向けて施策を行っているわけでございます。プランを象徴する重点プロジェクトとして特に特徴的なものは、「ちよだ江戸しぐさ」であります。江戸しぐさというのは、一例として雨の日など道を行き交うとき、お互いに傘を外側に向けて滴がかからないように配慮するという、「傘かしげ」と呼ばれる江戸時代から伝わる思いやりにあふれた行動スタイルでございます。「ちよだ江戸しぐさ」は、このような行動を区民の手本としてよみがえらせ、日常生活に浸透させるプロジェクトでもあります。もちろん文化芸術プランというのは、行政が主体的に行うものではなくて、区民の総意と発意、それが基本だろうと思っております。正に「共生」の理念に裏付けられて、地域を構成する皆さんがともに「文化力」を高めるための行動と活動を期待しているところであります。

活字文化について申し上げますと、やはり映像というのはスピードがあり、瞬間でわかりますけれども、実は記憶に残らない。活字というのは、繰り返し繰り返し見ることができる。そして、頭を整理したり、記録をインプットするという意味で、やはり私たちの生活の中で活字、読書、そうしたものをこれからも重点に置くこととはご指摘のとおりだろうと思っております。

なお、詳細及びその他の事項につきましては、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

## 区の文化政策について

### ▼平成14年第4回定例会

平成14年第4回定例会にあたり公明党区議団の一員として一般質問させていただきます。

さて、昨年12月に国会において注目すべき二つの法律が制定されました。それは、「文化芸術振興基本法」と「子ども読書活動推進法」であります。いずれも国の法律として私は画期的なものになったと思います。どこが画期的なのかといいますと、二つの法律とも国民に何かを規制するものではなく文化や読書を通し、個人のあるいは子どもの本来持っている創造性や表現力、そして個性を、発揮することをまず目標とし、そのために国や地方公共団体の責務を定めていることです。今までは、ややもすれば国のある目標の方が優先され国民や子どもの政策はそのための手段とされてこなかったか。それが、まず、国民や子どもの本来持っているあらゆる可能性の開花を優先することを高らかに謳い、そのための文化芸術の振興であり、また読書活動の推進としているのであります。

文化芸術振興基本法の前文には、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」とし、第14条で文化芸術活動を行う人の自主性の尊重また創造性の尊重を謳い、第35条で、それぞれの地域の特色ある文化芸術の振興を定めています。

子どもの読書活動推進法では、基本理念として「読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものである。」とし、そのために読書活動の環境が整備されなければならないとしています。

劇作家の山崎正和氏は、昨年の6月、公明党主催の「文化フォーラム」で講演された際、文化芸術振興基本法の制定は「小さいながらも日本の革命」と語り、「日本近代史上、初めて国民の情操と政治とが結びつくという大事件」と強調されていたそうです。

そこで、私はこのような画期的な法律を踏まえ、最初に区の文化政策の内、文化芸術振興条例の策定について質問させていただきます。この条例策定については、昨年の第2回定例会でも質問しましたが、この1年半の間、今申した基本法が出来たこと、また住民主体の「文化による街づくり」が活発化してきている現状もあり、再度、取り上げさせていただきます。

さて、その基本法の第4条には地方公共団体の責務、及び35条には同じく地方公共団体の施策が定められています。また、今月7日に文化審議会より出された基本的な方針（案）には「地方公共団体が文化芸術の振興を図るに際してはそれぞれの文化芸術の振興のための基本的な方針等に基づき施策を進めることが望まれる。」と、あります。すなわち地方公共団体は文化芸術振興のための基本方針を策定して施策を進めるべきと。各自治体でもその地域の特性に応じた条例が作られ、または条例策定に準備中であるということも多く出てきています。今年に入り既に策定したところは、北海道の苫小牧市や三重県の四日市市があります。両市に共通しているのは議員提案によりできたこと、また両市とも今までの工業主体の街から、文化によるまちづくりを目指したことです。さらに23区では目黒区がこの6月議会で策定いたしました。また、現在策定

中のところは金沢市や豊島区があります。金沢市は合併することにより政令指定都市を目指していますが、ただ合併するのではなく、文化芸術都市金沢をはっきりと目指し、そのための条例策定の準備をしているとのことでした。

また、住民主体の「文化による街づくり」については、茨城県取手市の例が新聞で紹介されていました。そこでは4年前にボランティア中心にスタートした「取手野外アートプロジェクト」に、今では10団体の募集のところ、全国から200団体もの応募があるまでになったそうです。毎年テーマを決めて街全体を展示場として行われています。これも市民、行政、大学と地元企業が一体となって「文化芸術の街へ」と、市民からの発意で行って成功している例で感心しました。

千代田区でも区民自らの発意による文化活動は、5年目を迎えた街づくりサポート事業やこの度の400年記念事業などを通して活発になってきています。その400年記念支援事業には約90もの団体から応募があったそうです。私もそのうち約30団体が応募された、街づくり部門の公開審査の様子を見させていただきましたが、大学生やNPOなど若い人たちの熱意に圧倒されてしまいました。

このような文化に対する欲求の高まりの中、私は、区民発意により、また区民主導で進め、区は強力にサポートするなど役割を明確にした文化芸術振興条例の策定を行うべきと考えますがいかがでしょうか。このことができれば、大変画期的なことで、まさに基本法に謳うところの目標、理念の実現となると思いますが、区長にその所見をお伺いします。

次に、文化担当課の役割と充実についてです。

千代田区としてはこの4月より区長部局に文化学習スポーツ課ができました。文化担当課が教育委員会から区長部局へ移ったことは、文化が、社会教育の他にも、街づくりや、環境そして福祉にもすべてに必要な視点とされ、もって総合的な政策が必要であるとの点から大変評価しています。今後、文化という概念があまりにも広いがゆえに明確な役割を示すことは重要なことと思います。さらに、教育委員会所管の社会教育の中での生涯学習と区長部局の文化担当課の役割を明確にする必要もあります。東京都でもこの4月より生活文化局へ文化に関する部門が一元化されたと聞いています。文化庁の調べですが都道府県における文化担当部局は、佐賀県や福井県などのわずか4県を除く、他の都道府県は全て知事部局となっています。また政令指定都市を含む中核都市39都市中では、約3分の2にあたる23都市が首長部局となっています。このように多くの自治体が首長部局へ置いた文化担当課の役割はどういうものになっているのでしょうか。

私は、文化政策については第一人者といわれる帝塚山（てづかやま）大学の中川幾郎先生にインターネットのメールを通し直接尋ねてみました。直ぐ返事もきてびっくりしましたが、そこには役割として、

市民文化の活性化

都市文化の開発

行政の文化化

の3本柱がその領域であり、文化担当課がなすべきことは、理想論かもしれませんが、ことわりながらも、自治体としての自立に向けた文化政策及び企画をすることでしょう。と。つまり3分野について、あくまでも自治の観点から文化の政策と企画を担う部署であるとのこと返事でした。さっそく図書館に行き中川先生の「分権時代の自治体文化政策」という本を探して読みますと、そこには、地方分権の時代を述べた後に、こうありました。

「自治体文化政策に関しては、その多くの内容が従来からも機関委任事務ではなく、各自治体独自の理念事業、政策形成が要求されてきた。安全、福祉、環境、保健、産業、土木建設、教育、都市計画などに通ずる、総合政策としての自治体文化政策の力量が、いよいよ全ての地方自治体に問われる事態となってきたといえよう。」と。まさに地方分権の時代、私も文化政策については全国一律ではない各自治体の力量の差がここで出てくる、しっかり自治体として政策を持つてのぞむところとそうでないところの差は歴然としてくる社会になるなと思いました。

そこで、文化学習スポーツ課における文化に対する役割は何か、またその充実はいかに図っていくのか、お伺いします。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、区の文化政策と文化芸術振興条例の策定についてまずお答えいたします。

文化に関しましては、たしか昨年第2回定例会でもご質問をいただいたところでもあります。今日ほど私たちの生活の中で心の豊かさが求められているんだろうと思います。正に物から心への時代という認識をほとんどの国民が持っているんだろうと思います。そうした意味で、昨年、文化に関する基礎的な法律が制定されましたことは、大串議員からのお話がありましたとおりでございます、大変すばらしい法律だというふうに思っております。

私たちの社会の中で文化芸術を涵養し、そして創造ができるその社会こそ、人間生活に営みを与え、そして潤いを持たせる、充実した社会生活を享受できるものだというふうに思っております。こうした認識を私自身持っておりますが、事この千代田区におかれましては、ご案内のとおり、昭和59年に「教育と文化のまち千代田宣言」がなされまして、文化に関しましては、正に区民の皆さんがつくるまちであり、あるいはまちそのものであり、区民生活そのものであるという、そういう宣言をされています。

来年迎えます江戸開府事業も、こうした教育と文化に関する宣言という理念を受け止め、あるいは昨年の文化芸術振興法という、そうした法の趣旨を受け止めて、来年の江戸開府400年事業というものを展開してまいりたいと思っております。こうした400年記念事業は様々な事業が行われるわけですが、正に400年培われたそうした文化を振り返り、そして継承し、そしてこの千代田区から新しい文化を創造していきたい、こういう意味づけを持って開府400年事業を実施してまいります。

この開府400年事業の中には、昨日もご答弁申し上げましたが、いろいろ区民の方々、あるいはここで働く方々、あるいはいろいろな形で参画をいただくような、そういう内容もござります。区民あるいはここで働いている方々こそが文化の担い手であるというこの認識を持っているわけでございます。幸い、来年の開府400年事業の中でも、「21世紀の都市と生活と文化」をテーマにしましたシンポジウムも予定しておりますので、そうした中で、広範な区民の皆様方の機運等を踏まえ、本区の文化・芸術の振興に関する基本的な方向を条例でまとめてまいりたいというふうに思っております。条例を考える上では、多様な、広い観点からいろいろな方々のご意見も頂戴してまとめてまいりたいというふうに思っております。

〈区民生活部長答弁〉

大串議員の区長部局に新設した文化担当課の役割と文化施策の充実についてのご質問にお答えします。

ご案内のように、本年4月に教育委員会にあった生涯学習課とスポーツ分野も含め、文化施策の総合的推進を図るため、区長部局に全庁的な観点から文化学習スポーツ課を新設いたしました。文化は教育だけでなく、福祉にも、まちづくりにも、地域振興にも、すべての分野に密接にかかわっております。各部で実施している各種の事業は文化に不可分にかかわっており、こうしたことから現在、その事業の統合整理のもと情報の一元化を図り、さらなる充実を目指し、各担当部課と協議検討をすすめているところでございます。また、区が運営するスポーツ施設の使用窓口の一元をも図り、組織の縦割り化の排除も進めてきたところでございます。

今後は、文化学習スポーツ課が社会教育、社会体育という限られた分野だけでなく、区における文化行政の総合窓口の役割を担い、地域文化の振興に向け、努力していく所存でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

## 区の文化政策について

### ▼平成13年第2回定例会

平成13年第2回定例会に当たり、公明党区議団の一員として一般質問させていただきます。

質問に先立ち、6月8日に国立大阪教育大学附属池田小学校で起きた事件は大変に痛ましく、被害に遭われた児童の皆さん、またその父母の皆様のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた児童の皆さん、教職員の皆様方に対して心からお見舞いを申し上げます。

このたび私は文化政策について調査しようと、事務局を通して2つの自治体に“1つは図書館ですが”行くことができました。また、区内外の芸術文化の団体、サークルの方々にも数多くお会い

できました。その1件1件すべてが大変参考になり勉強になりました。特に障害者の方々に絵画を通して表現する楽しさを教えている団体の方が、「健康な人以上に感性が豊かなんですよ。表現がすばらしい。また表現することに何よりも本人が喜んでいること、それが一番です」。そう話されていたのが強く印象に残っています。これらの調査を参考にし、文化政策について質問させていただきます。

私ども公明党は、結党以来、人間主義を掲げながら、平和、教育、文化を中心の国民のための政治を推進してまいりました。今月14日には芸術文化振興基本法案を保守党と共同提出しましたが、総合的な芸術文化振興のために政党が提出したのは今回が初めてということです。この法案の基本理念は、芸術文化活動の自主性尊重、国民の幅広い参加、多様な芸術文化の保護と発展、芸術文化活動水準の向上を掲げています。そして国と地方公共団体がそのための施策を立案し、実行する責務を明確にしています。

今まで文化についての基本法はありませんでした。文化政策ほど各自治体によって格差が出てくるものはありません。文化の重要性は国連の毎年定める国際年にあらわれています。昨年のもレニウム年を「平和と文化のための国際年」と定め、今年2001年から2010年を「平和の文化と世界の子どもたちのための非暴力の国際10年」と設定されました。これは冷戦が終結した1989年からの10年間で紛争や分離独立など劇的な変化を経験した国家は50に及び、紛争による死者は400万人に上ると言われています。特に近年は紛争における民間人の犠牲者の割合は9割に達し、その半数が何と子どもたちであるとのこと。この現状に対し国連は、「平和の文化と子どもたちのための非暴力のための国際10年」と定めたのです。

ミサイルによる防衛論議が盛んですが、国連では文化による平和を、また非暴力による平和を呼びかけています。文化について真剣に考えるときが、まさに今であると思います。文化とは何か広辞苑を開いてみると、「人間の生活様式全般」とあります。また、自治体文化行政には市民一人一人が文化的存在であるという理念があるそうです。つまり、文化とは人間そのものを指し、文化の創造とは人間の内なる創造性の発露ということになります。今、国連を始め社会で文化の重要性が叫ばれているのも理解できます。

さて、千代田区では2つの宣言があります。1つは、59年3月に発表されました「教育と文化のまち千代田区宣言」、そして平成7年3月には「国際平和都市千代田区宣言」を発表しました。自治体として平和、教育、文化を宣言としてあらわしていることは大いに自慢であり、誇りでもあります。

そこで、最初に区長に、この5つの理念であらわされています「教育と文化のまち千代田区宣言」に対する所見と区長の文化に対する理念、基本方針をお伺いします。

さて、現在文化の所管窓口は教育委員会生涯学習課であります。生涯学習は区民の多様な学習需要に応え、人と人とのつながりや学習活動の広がりを視点に置いて、国、都、民間学習機関、企業と連携し、区民の学習活動を支援しています。今後とも生涯学習は高齢化時代の到来と余暇

時間の増大と相まって、ますますその重要性は高まるでしょう。しかし、先ほどの例のように、最近の社会の変化とともに、文化は教育だけでなく福祉にもまちづくりにも地域振興にもすべての分野に密接にかかわってきています。急速なグローバル化、IT革命、高齢化の進展は文化政策についても変える要因となっています。そこで文化の創造、発信を自治体として総合的かつ主体的に執行できる新たな文化担当セクションが必要になってきていると思います。区長は、第1回定例会の招集あいさつの中で、「21世紀はまさに変革の時代であり、蔓延する閉塞感から脱却するためには、これまでのシステムや考え方にとらわれては対応できません。例えば、役所の前例踏襲主義や縦割りによるばらばらなサービスの提供など、これまでのからを脱ぎ捨て、新しいものには挑戦するという気概を持って区政は運営されるべきである」と述べられました。まさにこれからの総合的な文化政策は縦割りでは執行できません。新しい文化担当セクション新設の考えはないのかお伺いします。

次に支援のあり方があります。

現在、区では文化に対する予算は全体の何%に当たるのでしょうか。よく比較されるのが直接支援型のフランスと民間の寄附金を活用しての間接支援型のアメリカ、それぞれと比べてどうかという見方です。フランスでは昨年度においてですが、157億フランで、国の予算のうち約1%が充てられています。日本は0.1%ですので、フランスの10分の1でしかありません。また、アメリカとの比較ですが、文化芸術関係の寄附金は1兆1,300億円と日本の215億円の何と52倍に当たります。この寄附金については、特定公益増進法人を通さないと不利になることから、税制上も改革をしないといつまでもアメリカには追いつけません。

千代田区内には大手企業の本社が数多く存在するのも特徴です。民間による芸術文化団体への支援は個人、企業から特定公益増進法人である企業メセナ協議会に寄附がされ、メセナ協議会がその芸術文化団体へ助成するというものです。メセナとはフランス語で芸術文化の保護支援を意味するそうです。企業メセナ活動は、景気の好不況に関係なく、件数、金額は維持されています。メセナ白書によりますと、上場企業全体で少なくとも1割以上が社会貢献を目的にメセナ活動を行っています。IT化、市場化が物すごいスピードで進み、効率性、生産性が叫ばれる中、こうした文化を通しての社会貢献もわずかであっても年々伸びていることは大変うれしいことでもあります。その実施しているある企業の広報部で、「知性（カルチャー）と感性（アート）を融合した文化の受発信拠点を目指します」とコメントが出ていました。まことに核心を突いた言葉で、千代田区がそのまま言っても当てはまると思います。

先日14日の衆院予算委員会において、小泉首相は文化芸術に対する支援の必要性を述べていました。文化芸術振興策を問われた際に、音楽好きの首相らしく「独断が許されるならば」と前置きしましたが、「ワグナーに見入られたルートウィヒ2世は国家財政を破綻させるくらいのみり込んだ。批判もされたが国民に敬愛されている」。また、19世紀のバイエルン国王を例に「いいものは援助する人がいないと残らない。民間活力の足りないところは国の支援が大事だ。文化芸

術は人間生活に大きな影響を与える」と述べられていました。まことに力強い言葉で、これくらい気概があれば、日本が世界をリードして平和のための文化を発信できると思います。

効率性、生産性から創造性で価値を判断し、積極的に支援できる千代田区でありたいものです。区からの直接支援、民間と連携しての間接型支援など、行政としての支援領域、方法をお伺いします。

次に、千代田区の特殊性を踏まえた文化政策について質問します。

文化という面からは千代田区は他の自治体にはない特殊性、特性があります。昨日の区長のあいさつの中でも述べられましたが、江戸時代以来の歴史的遺産、伝統文化を始め、多くの有形無形の文化資源が存在するという事です。これらは文化そのものを創造する源となるだけでなく、新たな文化資源を創出し、産業振興や都市の活力や生活を豊かにする資源となるものです。何といてもこの400年の間日本の中心であったこともあり、教育、文学、国際交流の歴史など、様々な遺産があります。こうした多くの有形無形の遺産に多く子どもたちが触れることにより、個性、独創性、そして創造性が啓発されることではないでしょうか。そして、これらの区の特性を踏まえたとき、区独自の文化振興条例を制定し、政策としてしっかり文化の創造と発信が行えるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

さて、13年度文化庁の予算は、前年度比124%増の909億となりました。その中で最も伸び率が高かったのが地域文化の振興であります。昨年わずか10億だったものが約9倍の88億となったのです。箱もののハードから中身のソフト中心へ大きく方針が変わってきた結果だと思えます。8つの事業のうち6つまでが新規事業となっていますが、2つは都道府県事業で4つが区市町村の実施事業となっています。この4つは地域芸術文化活性化事業、また公立文化会館活性化事業、そして学校の文化活動活性化事業、最後にふるさと文化再興事業であります。現在区で考えられている具体的取り組みについてその内容をお伺いします。

最後に図書館政策についてお伺いします。

図書館事業に関する法律も、文化同様にはなく、よって運営はすべて各自治体に任されています。ある市の図書館に訪問したところ、私の図書館に対するイメージは全く変わりました。同じ図書館でも建物の立派さがどうということではなく、そのサービスが自治体ごと200倍から300倍開きがあると聞きました。その話をしてくれた図書館長は、「図書館は本の管理だけをするところではない。本来の役目は市民の誰もが求めれば公平に情報が得られる環境を整備し、地域における情報提供の拠点となることである。その役目をきちんと果たすことは、自己責任を市民に求められる地方分権の時代にあり当然の責務です。できるだけ多くの方々に利用される情報提供拠点となるための政策が必要です」と熱く館長は語ってくれました。私も全く同感であります。情報提供の主たる業務はレファレンス、つまりカウンターでの問い合わせ、参考、調査研究の援助ですが、その方が何を求めてきているのか、そのことに対し的確にアドバイス、相談に乗れることです。情報化の時代になり、住民の図書館に対するニーズは高まっています。昨年の区民世

論調査のアンケートによれば、近くであれば良い区の施設として図書館を挙げている比率があります。平成7年は127%でしたが、昨年には182%まで上昇してきています。区においても、区民を始め通勤者を含む多くの方々への情報提供が十分なされているか、レファレンス中心の各サービスにつき一度総点検し、さらなる機能充実に努めるべきであります。レファレンスの現状と司書の配置も含めた今後の図書館政策をお伺いします。

以上、図書館を含む文化政策について質問しました。千代田区から人間の創造性の発露たる文化の創造と平和のための文化を世界に発信できるよう、区長並びに教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、私の質問を終わります。(拍手)

〈区長答弁〉

大議員のご質問にお答えいたします。

まず、「教育と文化のまち千代田区宣言」に対する所見でございます。

「教育と文化のまち千代田区宣言」は、千代田区は首都東京の中心に位置し、長い歴史と伝統に培われた世界に誇り得る文化的環境と近代教育発祥の地としてのすぐれた教育環境を有しておりまして、このような環境にある千代田区をさらに発展させ、日本の中心にふさわしい地方自治体として築き上げていくために区民の心のよりどころとして、また千代田区政運営の柱として、昭和59年3月15日の区制記念日に宣言されたものというふうに考えております。また、この宣言は、長期総合計画を補完、充実するものとして位置付けられ、さらにゆとりある創造的な生活を送るための心の糧となり、千代田区に生活する人、働く人、学ぶ人すべての連帯のきずなともなるものとされております。

宣言から17年を経過した今日でも、宣言に述べられている理念はいささかも色あせておらず、千代田区から発信した時代を超えたメッセージだと認識しております。

文化に対する理念、基本方針についてでございます。

宣言文の中でも述べられておりますように、文化とは区民の皆さんがつくるまちそのものであり、生活そのものであります。まちづくりの主人公は区民の皆さんであり、長い歴史と伝統の培われた千代田区の文化がその基盤をなすものであります。お話のように、21世紀は変革の時代というふうに言われております。私は日本の首都東京の顔であり、また自主、自立した自治体として江戸開府400年記念事業を契機に、この400年の千代田区の歴史や文化を顧み、そして常に日本の中心として文化創造の発祥地であるこの千代田区から、21世紀に向けて個性ある文化を創造、発展していくために、この江戸開府400年記念事業を展開してまいりたいというふうに思っております。

文化担当部局についてであります。まさに21世紀は変革と創造の時代という中であって、一教育部局でこの問題を扱っていくのはいかがかというふうに私自身考えておりまして、むしろも

っと全庁的な観点から文化行政を取り扱うべきだということで、これも長期計画、そうした中で大きな課題だというふうに思っております。

文化振興に関する条例につきましても、まさに日本東京の400年にわたるこの千代田区が文化芸術の発祥の、あるいは発信の中核であったということを考えますと、こうした条例化をも含めて、文化政策全般についてきちっと整理をしていきたいというふうに思っております。

図書館の関係につきましては、私はこの千代田区には私立の大学、高等学校も含め、多様なそうした施設がありますから、いかにそれを区民の皆様方に使えるようにネットワークを組んでいくか、あるいはこの千代田区には古書店という歴史的伝統のあるそうしたまちもありますから、そういうことを考えますと、図書というものについて、図書館というものについて全体的に開かれたそうしたあり方を、単に区の施設だけではなくて、私は全般的に考えていくべきだろうというふうに思っております、これは教育委員会にぜひそうしたことを検討していただきたいということをしつこいほど申し上げてきております。

その他の事項につきましては、関係理事者をもって答弁をいただきます。

#### 〈教育委員会事務局次長答弁〉

大串議員の自治体での文化行政のあり方についてのご質問にお答えいたします。

まず、地域文化の振興に対する具体的支援のあり方についてですが、文化は地域に住み、働き、集う人々が自発的にまたは自立的に担い発展させていくものであると考えております。文化は行政の手で創造していくというよりは、むしろ地域の人々が生活し、活動することによって創造されるものです。そして千代田区は首都として長い歴史と伝統を築き、次世代に残る文化を創造してきました。したがって、地域文化育成のために行政は場の提供や情報の収集、提供などを行いながら、区民自身の中から生まれた地域文化の情勢を側面から支援していく役割を果たすべきと考えております。

次に、文化庁新規事業に対する区の取り組みについてでございますが、当事業は文化庁の重点施策である「芸術文化・伝統文化による地域活性化」のための事業で、地域における文化的な環境の確保と地域に根差した魅力と個性ある多様な文化を振興するために、今年度から新たな事業も加え実施されているものでございます。教育委員会といたしましては、区内の文化団体等にこれらの事業を周知したところですが、今後これらの事業を千代田区の地域特性に合った文化行政に生かしていく方策を検討してまいりたいと考えております。

次に図書館政策についてのご質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

高度情報化の進展に伴い、利用者が求める情報をリアルタイムで提供するなど、生涯学習の情報発信基地としての役割は今日図書館に求められているものと認識しております。そこで、レファレンスの現状と司書の配置についてでございますが、平成12年度レファレンス業務といたしましては、所蔵検索が年間1,885件、調査研究が年間350件あり、これらについて平成11年度か

ら配置している司書資格を有する専門員と職員が対応しているところでございます。今後とも専門員の効果的な活用、職員の専門性を高めて、単に図書を利用するだけでなくレファレンスの充実に努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど区長が言いましたように、各大学図書館等の連携についても研究し、それを広めていきたいというふうに思っております。

## 情報化推進について

### ICTを活用したコミュニティの形成について

#### ▼平成26年第4回定例会

次に、オープンデータやICTを活用したコミュニティの形成についてであります。

スマートフォンの普及には驚くものがあります。持っていない人を探すほうが難しくなっています。また、同時に、アプリケーションソフト、通称アプリの開発も急速に進んでおり、ちなみにアプリの王様はコミュニケーションアプリであるLINEであります。利用者は世界で5億人だそうです。スマホとアプリが相乗的に作用し合い、普及と開発をまた促進するという状況にあります。

さて、千葉市に視察に行つてまいりました。千葉市の行っている「ちばレポ」の視察に行ったんですけど、そのときいただいた資料の1ページを拡大したんですけども、この表ですよね。要するに、ICTの利用率は急速に上がっているけれども、地域のつながりは下がってきている。このICTを利用して地域のつながりを回復できないか、その可能性がICTにはあると、そういう資料でございます。

このICTを利用して地域のつながりの再生やコミュニティの形成につなげていけないのかというのが千葉市の試みであります。つなげていくことができるという「大なる可能性」にかけた社会実験とも言えます。「ちばレポ」の本格運用は本年9月よりスタートとなりました。この可能性にかけた試みに私も賛成です。オープンデータの推進については、先日の決算総括質疑にて取り上げさせていただきました。「オープンデータ」とは、国や自治体などの公的機関が保有する公共データを、誰もが編集・加工等をしやすい形式で公開し、住民や企業が新たな資源として活用するものです。ただ公開しているだけではオープンデータとはなりません。機械判読、つまりコンピュータプログラムが自動的にデータを編集・加工など再利用できることに適した形式で、営利目的も含めた2次利用が可能な利用ルールで公開する必要があります。

スマホの普及とアプリの開発、そしてオープンデータの推進が、偶然なのか必然なのか、時を同じくして起きています。しかし、まだそれだけでは、ただ便利になった、効率が悪くなったという段階であります。それでも大きな前進なのですが、目指すべき「大なる可能性」の実現のためには、もう1つ必要です。それがオープンガバメントという考え方です。これは、2009年1月、オバマ大統領が就任直後の演説で、「透明性の原則（政府情報の公開）」、「参加の原則（政策決定への国民の参加）」、「協働の原則」の3原則を発表しました。この3原則がオープンガバメントの考え方であり、このオープンガバメントという考え方も、現在広く認識されてきております。同じような言葉で、ガバメント2.0や、イギリスのキャメロン首相の「大きな社会」なども基本的には同じ考え方です。

オープンガバメントという大きな原則、方針があって、オープンデータという仕組み、方法ができて、公共に資するアプリもより多く開発されていくことになります。そしてスマホの普及は、誰もがそれらのアプリを利用して行政への参加、社会への参加を可能とします。オープンデータからアプリの開発の段階では、アイデアソンと言うそうですが、地域の住民が困っていることや課題を出し合います。また、その解決策の具体化、アプリ試作品を作成するためのハッカソンと言うそうですが、それも開催されます。また、多くの住民や企業の参加を促すため、アプリコンテストやアプリ作成のための講習会なども必要となります。

自治体のオープンデータを利用したアプリの例としては、「コミュニティバスや福祉バスの運行状況や現在位置を地図上で確認できるアプリ」、女子高生の発案から生まれた「公立図書館の自習席の空き状況を確認できるアプリ」、ごみの分別方法や出す日などがわかるアプリ、「ごみなし」、数字で「5373」と書きますけどね。あ、「ごみなし」だから、「5374」。スマホのカメラが映し出す画像に関連した防災情報が重ね合わせて表示される防災アプリなど、身近なものがたくさんあります。

また、アメリカで注目されているものに、カリフォルニア州の消防署が始めた救命救急ネットワーク「パルスポイント」があります。心臓発作で倒れた人がいますという情報が、近くにいる登録された人に発信されます。救急隊員が来るまでの間、心肺蘇生法やAEDなどで処置をしてもらおうというものです。全米100の地域で使われ、5万人の市民が登録されているそうです。このアプリを開発したりチャード・ブライス氏は、「より多くの市民が参加するようになれば、よりよい行政を実現できると思います。政府や自治体だけでは問題解決はできません。私たちは、市民の力を引き出す仕組みをつくろうとしているのです」と。

「ちばレポ」、正式には千葉市民協働レポートと言いますが――これが千葉市民協働レポートのスマホのトップページ。「レポートする」、「レポートを見る」、「マイページ」、「マイレポ」があります。千葉市民でなくても登録できるということで。担当課長は、「行政依存体質からの脱却が必要であり、行政が何でもやる時代は終わり、これからは市民によって支えられるまちへと変わっていかねばなりません」と述べます。私も同感です。ちばレポ導入に至ったきっかけは何ですかと聞くと、「アメリカで住民の困りごとや要望、例えば道路の破損やごみの不法投棄、壁への落書きなどがあれば、スマホで写真を撮り送信するという「北米311」というアプリがあり、それを参考にしました」と。このアプリが特に威力を発揮したのは、2012年の大型ハリケーンが襲ったときだそうです。

ちばレポも仕組みは同じです。スマホから送られてきた情報は、地図に落とされ、写真でその状況がわかるようになります。また、どのように解決したかということも写真で見ることができます。役所と住民、皆が情報を共有できます。

これは、ホームページを開きますと、皆さんが送ってくれた、そういった困った情報などが一目でわかります。それぞれクリックして開きますと、写真が表示されて、どういう状況か。また、

行政が対応中のところ、それから解決したところ、それぞれ色で区分けされておりまして、解決した状況も、きちんと写真で対比できるようになっているということです。

課長は、「今後、レポーターとあわせてサポーターの募集も行っていき、協力してくれる市民のネットワークをつくっていきます。地域の課題解決のツールとして、また市民参加のツールとしていきたい。そしてコミュニティの形成のツールともなります」と話されていました。実際、ちばレポには、「ちばレポ基本理念」と「ちばレポのミッション」がきちんと書かれていて、感激いたしました。

短い視察でしたが、多くのことを学ぶことができました。スマホの普及とアプリの開発、そしてオープンデータの推進、オープンガバメントが同時に振興していること、そして私たちは今その大きなチャンスを目の前にしていることを知ることができました。そして、そのチャンスを生かしていくことができるのは、それぞれの自治体と住民の力量にかかっているのではと思われました。

これらのことを考えると、区として、今後これらの3つを体系的に位置づけて計画的に進めていくことが必要です。そこで、オープンデータの推進とICTの利活用のための方針を明確にし、また、具体的なルールの策定と推進計画の策定を提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

日本人の特徴として、災害のときだけでなく、日常においても何らかの形で地域社会に貢献したい、人の役に立ちたいという人はたくさんいます。ただ、そのきっかけがない、方法がわからないということだと思います。町会に入っていない人はなおさらのことではないでしょうか。「協働レポート」はそのきっかけとなり、方法となります。

そこで、千代田区民協働レポート、いわゆる千代田レポの実証実験を行うことを提案いたします。あわせてご所見をお伺いいたします。

〈政策推進担当部長答弁〉

大串議員の「オープンデータやICTを活用したコミュニティ形成について」のご質問にお答えいたします。

まず、オープンデータ推進とICT利活用の方針の明確化と具体的なルールの策定についてでございます。

区は、平成14年度に「千代田区情報化指針」を策定し、情報化推進に取り組んでまいりました。その後、千代田区の情報化を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。特に、通信技術の高度化に伴い、情報を処理するIT（インフォメーション・テクノロジー）から、ネットワークによる新たなコミュニケーション形態として、画像や動画などさまざまな情報を双方向に通信できるICT（インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー）へと飛躍的に変化してまいりました。また、本年3月、総務省は、自治体を取り巻くICT環境の変化を踏まえ、「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」を公表しました。その中で、「オープンデータ

の推進」が1つの柱として掲げられております。これらを受け、現在、「千代田区情報化指針」の見直しを行っているところであり、その中でオープンデータの推進及びICT利活用のための方針やルールなどを明確にすることも含め、検討をしております。

また、具体的な取り組みとして、公式ホームページの一部を試行としてオープンデータ化し、区民や企業・団体による2次利用を原則可能にするとともに、機械判読に適した形で公開ができないか、運用ルールも含めて、現在、検討をしているところであります。

次に、「ちばレポ」の千代田区版、「千代田区民協働レポート」の実証事業の提案についてお答えいたします。

区におきましても、「ちばレポ」などICTを活用した「地域のつながりの再生」、それから「コミュニティの形成」の可能性は、十分認識をしているところであります。一方で、「透明性」「参加」「協働」といった「オープンガバメント」の原則が十分浸透しないまま、こうしたツールを活用すれば、行政への「お任せ体質」を助長することにもなりかねません。

また、千代田区は、千葉市とは都市の規模・機能が異なり、昼夜間人口格差が約1.7倍という地域特性を有しており、これらを踏まえた検討も必要であります。いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、「地域に貢献したい」という思いを持ちながら、地域との接点がなかった人々に、参加のきっかけをつくることは大変重要なことであると認識しております。千代田区は地域特性も考慮に入れながら、こうしたシステムが、コミュニティへの参加を促し、地域の課題解決を促進するものとして有効かどうか、費用面も含め、活用の可能性を研究をしております。

## 地域情報化の取り組みについて

### ▼平成17年第2回定例会

区長は召集挨拶で「職員の厚遇問題について」述べられました。5月21日の読売新聞「編集委員が読む」に、その千代田区の取り組みが紹介されています。記事は、職員に支給されている「不快手当て」を例に「あきれれる自治体の乱脈ぶり」と税金の使い道に対して警鐘を鳴らすものです。そして千代田区の取り組みを抜本改革のモデルであると紹介しています。その内容を2点に要約していますが、一点目に予算の人件費など節約の全体枠を数値目標付きで区条例で決めたこと。二点目に、その実施効果をチェックできる情報を住民にわかりやすい形で公開していることであると述べています。このような総合的な取り組みは各自治体のお手本となるだけでなく中央省庁も見習ってはどうかと結んでいます。

区長も述べられましたが、見習うべくは、条例の制定とともに、区として税金の使い道についての情報を住民にわかりやすい形で継続的に公開し共有できるように取り組んできたことである



と思います。全国の模範であると紹介されました。税に関する情報の提供については今後もさらに工夫がなされていくことと期待しています。

さて、私は今回、①区としての地域情報化への取り組み、②「文化芸術プラン」の実施にあたって、③子どもの読書推進策についての3点について質問を行います。

最初に地域情報化への取り組みについてであります。

先日、ある会合に出席したとき、小学校のPTAの方が「ITでなくICTよ。これからはCが大事なのよ！」と言われていたことが印象に残りました。「ICTって何だ。その『C』って何だ」というのが正直なところでした。「eデモクラシー」の著者でもある杏林大学助教授の岩崎正洋氏は「英語ではもともと、Information and Communication Technology であったが、日本ではITと略されICTの『C』が略されていた。しかし重要なのはコミュニケーションの『C』の部分である。ICTの本来の利点であるコミュニケーションが活用されていない」と、指摘しています。その「C」のコミュニケーションですが、辞書で引きますと「意思や感情を伝達し合うこと」と出てきますが、今では「情報や知識の伝達と共有」をも含むそうです。なるほどそうするとICTをイメージしやすくなります。

昨年8月に総務省は増大するこのコミュニケーションの重要性に鑑み「ICT政策大綱」を発表しました。この大綱は2010年にユビキタスネット社会の実現を目指すものです。しばらく横文字・カタカナが多くなり恐縮ですが、総務省ももっと日本語でわかりやすい言葉で説明してもらいたいと私も思っています。ユビキタスネット社会とは誰もが、いつでも、どこでも安心してインターネットに接続でき、コミュニケーションが図れる社会であるとされます。当時の日経新聞の報道は「ITからICTへ」という見出しがつけられていました。また戦略や構想ということからは2005年度を目標年次とするe-Japan戦略から2010年を目標年次とする、いつでも、どこでもを意味する先ほどのユビキタスのu、誰でも、何でもを意味するユニバーサルのuを頭に冠したu-Japan構想へと転換されることとなりました。

私は平成15年第3回定例会において「地域情報化」について質問しました。ITの基盤整備からITの利活用へと新たな方針が示されたのに伴い、私は、ITを利用しての情報の共有と住民参画の仕組みを提案し、ご所見をお伺いしました。

この度のITからICTへの大きな転換は、地域情報化への取り組みをいよいよ本格的にスタートさせることとなります。今年3月に、総務省は「地域情報化の展開」と題した冊子を発行しました。副題には「先進的ICTの利活用」となっています。そこには、地域情報化を推進する基本的な考え方が明確です。「地域における公平で透明な情報共有とフラットなコミュニケーションの仕組みを作ることによって地域の諸問題を解決する糸口を掴むことにある」とし、「例えばこれまで情報収集のための多様な手段を持つことができなかつたハンデを、様々な情報ツールの活用により克服でき、知りえた情報を整理・蓄積することで住民レベルでの情報共有や連携を可能にし、様々な地域課題の探求や解決を図る活動が可能となります」と。(総務省東北総合通信局発行)

ITからICTへの転換には大きな特徴がさらにもう一つあります。それはユビキタスネット社会憲章の制定を伴っていることです。この憲章の第1条において、すべての人が情報を受けること、発信することを権利として始めて保障したことであります。まだ案の段階ですが、その第1条第1項と第2項にはこうあります。

第1条「情報の受発信に関する権利」

(ネットワークへのアクセス)

すべての人が、いつでもどこでも自由かつ容易にネットワークにアクセスし、情報や知識を手・共有できることがユビキタスネット社会の本質的な要素である。

(公開情報へのアクセス)

一般に公開された情報や知識の共有はユビキタスネット社会の発展のために重要であり、ネットワークにアクセスするすべての人が自由にこれらの情報や知識を利用できるようにすべきである。

と、明記されました。また安心して利用できるためのセキュリティについて、誰もが利用できるようデジタル・デバインドについても憲章には規定されています。

国の方針も示され、基本となる憲章もできることとなります。このような中、時代の要請でもある「地域情報化」に対する区の取り組みに対して、区民の方は大変注目しています。最近では災害に関する情報、子どもの安全・安心に関する情報など喫緊の課題も多くなっています。

そこで区としてどのようなビジョンを持ってこの地域情報化に取り組まれようとしているのかお伺いします。

次に「地域情報化」の具体的な推進についてであります。

私は地域情報化に先進的に取り組んでいる市川市を訪ねました。JR本八幡の駅前にその担当課の入っている情報プラザがあります。建物は6階建て、SOHO向けの1坪単位の部屋や、IT関係の企業が集積する3F・4F、プラザ全体の管理運営はNPO法人である等、建物の構成はちょうど千代田プラットフォームスクウェアとよく似ています。ただ異なるのは、市の情報システム化や情報政策化が6Fと5Fに、専門の窓口としての地域情報推進課は市民の交流スペースである2Fにあり、プラザがまさに地域情報化の拠点として明確に位置づけられていることです。

推進のための具体的な取り組みとして

- ・まずびっくりしたのは市のホームページです。うらやましくなるような高度な検索機能がついています。市の情報が目的に合わせ整理されて出てきます。また音声認識や文字の拡大などのバリアフリー化、アンケート機能までついています。これは説明するよりいちど開かれて検索を実際にされれば一目瞭然ですので是非行ってみてください。(検索サーチ)

- ・また、誰もが使いやすいパソコンの設置と操作の仕方など相談できるサポート体制があります。設置されているパソコンは、タッチ式でもキーボードでも対応できます。またパソコンのカメラを通して担当課と直接相談もできるようになっています。

・自治会がホームページを持ちたい場合に、誰でも容易にホームページの作成ができるソフトを開発し運用しています。実際に行っているところを見させていただきました。

・その他、情報セキュリティ対策や市民サポーター制度を整えてデジタル・デバインド対策など大変参考になりました。

千代田区には大学やベンチャーも含む企業の集積、ソフトの面では、神田神保町の古書店街や秋葉原の電気街など、また文化面でも多くの歴史と伝統をもっています。そして何よりも地域に様々な技能や経験を持たれた多くの人材がいます。これらのことを踏まえるとき、理想的な産・官・学・民連携による ICT を利用した地域情報化を推進することができると思います。そのことによる効果は計り知れないものがあるのではないのでしょうか。ユビキタスネット社会憲章前文の最後に書かれたように「このユビキタスネット社会を実現することにより、(中略) 個の尊厳や力の発揮 (エンパワメント) にも寄与していくことが可能となる」と。まさに地域情報化を推進する目的もここにありたいと思います。

今後の推進にあたっては、

地域情報化の目的・役割を明確にすること

セキュリティ対策やデジタル・デバインドへの対応

住民の求める区の情報や知識などをホームページなどから容易に入手できるようにすること

専門の窓口の設置

産官学民連携の方法

情報リテラシー教育

・まちみらい千代田では今週から「ICT ちよだ」の実証実験がスタートしましたが、e プラットフォームの構築などが考えられますが、是非とも千代田区の特徴を踏まえた総合的な取り組みを望むものです。

そこで、これらを計画的に推進するために(仮)千代田区地域情報化推進計画を策定してはどうかと思えます。ご所見をお伺いします。合わせて、現段階で区として具体的な進め方として考えられているものは何か、お伺いします。

(参考) 区の地域情報化計画としては平成 8 年に策定した「地域情報化基本方針」と「地域情報化基本計画」がある

## 地域情報化のビジョンを示せ

### ▼平成 15 年第 3 回定例会

平成 15 年第三回定例会にあたり公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

私はこの夏沖縄への平和使節団に議員派遣として同行させていただき、二度と愚かで悲惨な戦争を起こしてはならないとの決意を強くいたしました。そしてまた自分はそのために何ができるのかと考えていたとき、ある本に出会いました。それは「花森安治の仕事」という本です。花森安治は、あの暮らしの手帳の編集長として有名であります。花森氏は、戦後二十余年たってから「武器をすてよう」「国をまもるとのこと」「無名戦士の墓」「見よ、ぼくら一銭五厘の旗」などを暮らしの手帳にたてつづけに発表し、国や戦争について庶民の暮らしの側から激しく発言しました。そのなかに花森氏 34 歳のとき(昭和 21 年、終戦の翌年ですが)こう述べられています。

「今度の戦争に誰もがなだれをうって突っ込んでしまったのは、一人ひとりが自分の暮らしを大切にしていなかったからだ、と思う。人は暮らしの中身がまずしいと投げやりになり、いっちょ、やれと大きいことをやりたくなる。そうやって戦争になだれ込んでしまった。もしみんなにあったかい家族があれば戦争にならなかったと思う。」と。また「一銭五厘の旗」には「民主主義の民とは庶民の民だ。ぼくらの暮らしをなによりも第一にすることだ。ぼくらの暮らしと企業の利益がぶつかったら企業を倒すとうことだ。ぼくらの暮らしと政府の考え方がぶつかったら政府を倒すということだ。それが本当の民主主義だ。」と。

花森安治の庶民の暮らしを何があっても最優先とする姿勢に感銘いたしました。花森氏が戦後一貫して貫かれた姿勢から私は、二度と戦争を起こさないためには、庶民の暮らしを最優先として行動すること、そして徹して庶民の側に立つことを学んだ思いであります。平和使節団に同行して貴重な経験をさせていただき、またこのような決意をすることができました。ここにご報告させていただきます。

さて私は、質問通告に基づき「地域の情報化」と「地域の安全対策」の二点について質問をさせていただきます。

最初に「地域の情報化」についてであります。

情報技術(IT)を身近な暮らしに役立てている例を紹介させていただきます。

いきなりアメリカ国防省の例になって恐縮ですが、そこでは障害者(チャレンジド)に最先端の情報技術のトレーニングを行い、優秀な人材を育成し雇用しているそうです。その理由でございしますが、それは「チャレンジドにも誇りを持って生きてもらいたい、誇りを持って暮らしている市民の多いことが一番の国防なんだ」(詳しくは参考あり 3 pdf ファイルへ)と取り組んでいることです。とてもすばらしい話です。願わくはこの目標を世界のすべての市民にまで広げてもらいたいものです。先ほどの花森安治の姿勢の一端がアメリカ国防省で行われていることに何か不思議な感じがします。

日本にも同じようにチャレンジド(障害者)にインターネットを利用して自立を支援している社会福祉法人ブロップ・ステーションがあります。ブロップとは英語で支えるという意味だそうです。ブロップ・ステーションではコンピュータセミナーを終了したチャレンジドが次のセミナーで講師を務める。「支えられてきたチャレンジドが今度は支える側にまわり、誇りを持てるよう

にどの配慮からだそうです。一人ひとりのそれぞれの強みを活かし、また本来持っている潜在的な力を発揮させ、誇りを持って暮らせる環境づくりを行っています。

もう一つ例としては、先月保健福祉文教委員会で視察を行いました富良野市の社会福祉協議会です。それは一人住まいの高齢者に安心と生活サポートをITを利用して実現しているものです。NTTのLモード付きの電話をそれぞれ高齢者宅に設置し毎日メールを配信し、それを受けたお年よりは、元気、普通、寂しい、悪い、の四種類の中から一つボタンを選んで押せば返信されるというものです。返ってきたメールにボランティアの方が生活上のお手伝いもできるように工夫されています。現在30人の方が利用されています。これもお一人住まいの高齢者の人に安心して暮らせるようにとの担当者の熱い想いに、共感し、応援してくれる人が現れ実現したものです。大変感銘いたしました。

これらの例から、まさにこれからは情報技術（IT）をしっかりした目標・ビジョンのもとに利用・活用する時代に入ったのだと実感いたします。

先日、国のe-Japan戦略IIの（案）が発表されました。その基本理念には「情報通信基盤はこれまでの努力により基礎的な部分の整備が進んできた。次の段階としてこの基盤の上に様々なIT利活用の仕組みを具体的に描き、必要な方策を実行すればわが国は21世紀型の社会・経済システムのあり方を世界に発信できる。」とし、わが国のIT革命への取組みと今後の課題として、「第一期IT基盤整備」から「第二期ITの利活用」への進化を取り上げています。まさにそのとおりだと思います。IT基盤の整備ということでは、ちょうど今日の読売新聞に総務省発表の記事が載りました。それは「世界の六大都市の中で東京のADSL（非対称デジタル加入者数線）は最大通信速度が26メガビットと他の都市の数十倍の速さで、しかも月額料金は最も安くなっている」とし、日本のブロードバンド（高速大容量通信）が世界をリードしていると紹介されました。

第一期での自治体は行政サービスを電子化するための基盤整備でした。そこでは行政の効率化・利便性の向上に主眼が置かれており、あくまで行政の窓口事務の電子化であり、行政内部のネットワーク化であり、行政の窓口の内側のことでした。第二期はいよいよその中心を窓口の外側に広げていき、地域を構成する様々な主体が知恵を出し合い、整ったIT基盤を利用・活用していくまさに「地域情報化」の時代といえるでしょう。

しかし、一口に地域の情報化といっても範囲が広くいったい何から手をつければいいのか、難しいところもあります。そこで私は、協働型社会を迎えた今、情報の共有と住民が参画できる仕組みをつくることを第一に考えてはどうかと提案いたします。NPOをはじめ区民自らのまちづくりへの取組みも活発化していますが、こうした活動のなかで難しいことの一つが区民、行政、企業、大学そしてNPO・ボランティアなどが連携をとることだと言われています。この仕組みができることにより、連携も可能になるのではないのでしょうか。この例としては大和市や藤沢市などは電子会議室やメーリングリスト（特定のメンバーに一斉に電子メールを送るシステム）を

利用して市民が計画の策定や政策のプロセスに参加できる仕組みがつくられています。また埼玉県宮代町では全職員がホームページの更新に参加し庁内情報を即時公開しています。また「市民による市民のための『市民の情報化』」を定め、電子町内会をつくり地域の課題をみんなで解決している岡山市などがあります。協働型社会に向けて先進的と言われる自治体は不思議とみな地域の情報化についても積極的です。これはおそらくこれらの協働のための仕組みとインターネットの特徴がマッチしているのではないかと思います。

先日、区内のある情報関係のNPO法人の代表の方にお話をお伺いしましたが、その方はインターネットの特徴についてこう述べていました。「インターネットは市民活動と親和性の高いメディアです。その理由としては大きく2点あります。第一にインターネットは、すべてのコンピュータを対等にみなす水平分散システムをとっていることにあります。つまりインターネットは情報の集中管理を防ぎ、情報はなるべく本人または本人に近いところでコントロールし、より分散民主的なやりとりを可能にしています。第二に合意形成と意思決定がオープンで水平的であることです。」と。

また、前東京大学教授の月尾氏は100年間の転換としての地方分権と情報技術の進展と普及は偶然に時期が一致したのではなく相互に関係しあって転換がなされたとも主張されています。

まさに地方分権もしくは協働型社会と情報化はバラレルな関係にあり親和性を持っているといえるでしょう。ITの特徴を十分踏まえて区民の暮らし、生活の視点から具体的な利用・活用方法を考え実践する 때가今だと思います。

私は、13年第四回定例会一般質問において地域戦略としての情報化推進計画について問いました。区長より「千代田区の情報化に向けて指針を検討しておりますが、この指針を踏まえて具体的な計画を今後早急に作ってまいりたい。」と前向きなご答弁もいただいております。今こそ区民一人ひとりのための、また庶民の暮らしの視点にたった「地域の情報化」について明確なビジョンを示すときではないでしょうか。

そこで、区長に地域の情報化についての基本的な考え方またビジョンをお伺いたします。

情報にはリスクとしてセキュリティの問題やウイルス対策、さらにデジタルデバイドの問題もあります。そこで地域の情報化を総合的に議論し検討していくための産官学民の専門家や経験者による（仮）地域情報化推進協議会なるものを設置してはどうでしょうか。合わせてお伺いします。

〈政策経営部長答弁〉

大串議員の地域情報のご質問にお答えいたします。

自治体の情報化については、内部事務の効率化を主眼とした行政内部の情報化と防災、福祉、産業振興など地域の抱える様々な問題をITを使って解決していこうという地域情報化がござります。国のe-Japan戦略と歩調を合わせ、区においても平成14年3月に情報化指針を策

定し情報基盤の整備を進めてまいりました。国の情報化戦略もIT基盤の整備から活用へと軸足を移しつつある現在、区においても既に構築した情報基盤を活用発展させながらも新たな情報化施策に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。今後、新たな区政情報化のビジョンを検討してまいりたいというふうに考えておりますが、この際には、ご指摘のような区の特長も十分取り込んだ地域情報化という視点を基本に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、地域情報化推進協議会についてでございますが、地域情報化を実現する過程では、多くの人々の参加と協力が不可欠でございます。行政だけで解決できる問題ではないというふうに考えております。参加と協力をいただくためにも土台となる区としての地域情報化の考え方をお示しすることが大事であるというふうに考えています。

今後、今回のご指摘を踏まえながら、地域情報化を総合的に議論し、検討していくために専門家も含めた様々な方面の方々と意見交換し、区政情報化のビジョンを作っていくというふうに考えております。

## 情報化の進め方について

### ▼平成13年第4回定例会

平成13年第4回定例会にあたり公明党区議団の一員として一般質問させていただきます。

私は区の情報化（電子化）について質問させていただきます。IT支援ということでは11年第3回定例会で「SOHO支援について」また12年第1回定例会においては「中小企業におけるIT支援」と「地域コミュニティ支援」ということで取り上げさせていただきました。それから現在にいたるまでの情報化、ITの普及のスピードはまた目を見張るものがあります。少し数字的にみてみますと通信白書によれば11年のインターネット利用者は2706万人だったそうですが12年にはなんと4708万人に達し利用者の人口普及率は1年間で21.4%から37.1%にまで上昇しました。世帯への普及率も19.1%から34%となりました。さらに今年に入ってから通信料金の大幅下落で常時接続で高速のADSLなどは利用者が急増しています。料金を比較すると1年前あれほどアメリカとの格差があるといっていたものがこの10月現在では日本の方が若干安くくらいにまでなったそうです。NTTの高速通信加入者の今年9月までの数字は年初16000回線だったものがこの9月には92000回線を超えてきています。これからすると今年の新規利用者也全体では着実に増えていると予想できます。来年にはこれらの通信状態の安定性も増すといわれていますので新規加入者には喜ばしいことです。総務省予測では4年後の17年には利用者数は7670万人を予測しています。私も議員になって始めてパソコンを

使い始めましたのでまだ全くの初心者です。いろいろな方にアドバイスも頂きご迷惑もおかけしてしておりますが今は始めてよかったと感謝しています。

さて私は最近言われている電子自治体また情報化とはどういうことなのか、ちょっと漠然としたところがありました。先日あるフォーラムに参加させていただきその重要さとすばらしさを改めて認識できました。そして区としての情報化、電子化とはどういうものなのか。もっとイメージをつかみたいと2つの先進自治体、市川市と岩手県滝沢村への視察、そして民間ですが電子政府デモスペースへ行って参りました。相談支援システム等実際に体験してみてもITによって住民の方が行政サービスをこのように利用できればすばらしい。またサービスそのものも住民のニーズがどこにあって困っていることはなにかが行政としてもリアルタイムで把握できることから変わってくるであろうし、組織のあり方も変わるかもと実感しました。先進自治体といわれるところが情報化にも熱心に取り組んでいるのも納得できました。

さて森前首相のとき「世界最先端のIT国家」を目標とすIT基本法が昨年11月に成立しました。ここでは国として高度情報通信ネットワーク社会を目指す目的、基本理念、基本方針がうたわれています。さらにそれを5年以内に具体化すべく今年3月にはe-Japan戦略が発表されました。同じ3月に東京都でも15年度までを目標とした電子都庁推進計画を発表しました。また11年8月から改正住民基本台帳法が順次施行され来年8月より全国の自治体で住民基本台帳ネットワークシステム（通称住基ネットワーク）を稼働させることとなりました。そして15年度までには総合行政ネットワークシステムも区市町村で接続が見込まれています。

そこで、このような変化の激しくなっていくなか、まず区として何のための情報化またはIT化かまたどう進めていくのか、区民の皆様にも明らかにする必要があります。情報化推進計画または「IT戦略プラン」というような明確なビジョン、戦略を自ら作成していくことは必要ではないでしょうか。

昨日の自民党代表質問に対して情報化指針を策定中であるとの区長答弁もありました。決して国からまたは都から言われて義務的に作成するようなものではあってはなりません。そうでなければこれからの区の情報化は失敗してしまうでしょう。なぜならこれは住民のサービスのことでありまた地域のことだからです。横須賀市の廣川課長はIT戦略は地域戦略だ、決してITだけの話ではなく、地域全体をどうやって振興していけるのかという大きな戦略が求められている、またそのためには企業、国の研究所、教育機関、市役所がチームを組んで戦略を検討し実際にプロジェクトも動かしています。と語っています。決して横須賀市をまねる必要はありませんが地域戦略ということでは千代田区は全国どこの自治体よりも多くのコンテンツがあります。たとえば秋葉原の電気街、またリナックスカフェは12月オープンですし、そして神保町古書店街などはその代表でしょう。またソフト系IT産業も増えています。昨年度におけるこれら会社の昨年度における増加率では23区中、千代田区は港区に次いで第2位となっています。さらに産官学民の連携を考えると千代田区が一番ではないでしょうか。まさに地域としてまた区として

は無限の可能性を秘めたIT戦略を作ることが出来ると思います。単なる庁内だけの問題とは全く異なります。

情報化をすすめて電子自治体となると何がかわるのか。日本総合研究所の井熊氏は「2003年電子自治体ITが進化させる公共サービスの将来像」という講演の中でいくつか指摘されていますが私はその中でも特に「行政と住民」との関係という点からは次ぎの3点が非常に参考になると思いますのでちょっと紹介させていただきます。まず1点目はこう述べられています「行政には『補完性の原則』というものがあります。これは住民に一番近い行政機関である区市町村がまず最初に公共サービスを行い、区市町村ができないところは都道府県が補いさらに国が補うという仕組みです。ですからそもそも構造としては行政サービスは住民を向いて行われるということです。ところが予算や政策という面では国の力が非常に強いのも日本の特徴です。そうして政策を実行する場合国の意思決定が都道府県に行き区市町村に行きという流れにある。IT化はそのような流れを住民の側からという流れに変えてしまうということになります。上意下達から顧客指向へ大きく変わる可能性があるということです。」と。この点は三重県の北川知事もよく「官が面倒をみる『管理型行政』から顧客指向の『経営型行政』へ」ということと同じだと思います。

2点目にはこう述べられています。「サービス指向の流れができるということも特徴です。ITでどのようなサービスを提供していくのか。またどう提供するのかということに目が向けられます。日本の行財政の仕組みはハードよりできていますが、このITによりサービス指向にならざるを得ない。」と。全く私もかくある電子自治体を目指すべきと考えます。またそういう情報化していくべきだと思います。自治体として現行のサービスをただIT化するのではなく新しいITがインフラとなる社会に対応した新しい行政サービスを創造していかなければなりません。これまでの行政サービスは「提供者主体＝行政主体」のモデルであり申請窓口などのように「来るものは拒まず、去るものは追わず」利用者の方からサービスや情報に向かう仕組みになっています。しかしITを利用することにより行政サービスや情報の方が住民＝利用者に合わせていく「利用者主体＝住民主体」の行政サービスが可能となります。

3点目には「さらに組織のあり方も変えてくれます。米国商務省のレポート『デジタルエコノミー2000』の中で「IT化の成果はヒエラルキーの強い組織、あまり柔軟ではない組織では効果を発揮できなかった。」という報告がなされています。顧客指向で柔軟にサービスを提供していくために組織そのものが柔軟である。それが大事だ。」と、この点については先日の新聞記事に「住民サービス向上に組織を大幅に見なおす自治体が増えている」と紹介されていました。そこには静岡県、広島県、三重県、福島県とならんでいましたがいずれの自治体も情報化に熱心なところばかりですが偶然ではないでしょう。より効率的な行政運営につながって行きます。

以上情報化により目指すべき方向はIT戦略は地域戦略である。上意下達の管理型行政から顧客中心の経営型行政へ。またサービス指向、これは提供者主体行政主体から利用者主体区民主体

へ。そして縦割り組織から柔軟な組織へ。これらの4点は情報化を自治体自らが主体的にまた産官学民の連携を持って取り組むことによって実現できることだと思います。

現在各自治体で情報化に対する取り組みは差があるのも事実です。先進的な自治体は明確なビジョンと戦略のもとすでに走り出しています。そこでこれらの点を踏まえ最初に区の情報推進計画またはプランはどういうものを考えられているのか。リーダーシップを発揮される区長にお伺いします。

次に、今年度より実施していますIT講習について、現時点での成果とそれを受けての今後の施策についてお伺いします。

4日間のコースなど日程にはいくつかのパターンがあるようですが参加された方々は皆さん喜ばれています。引き続きパソコンを習いたいのがどうしたらいいか。習ったことを利用したいので土日学校などで空いているパソコンを貸して頂けないか。ご夫婦そろって習い始めいっきかけが出来ました。等反響は大であります。総務省の発表によれば全国でこの9月までの状況として開設講座数161000講座、受講者数266万人、応募者数394万人で倍率は1.28倍だそうです。特に女性と高齢者の割合が高くなっています。この講習の主旨は全国民がIT革命の恩恵を平等に受けられるためにとスタートしました。ある自治体ではIT講習とは別に高齢者向けに講師としてボランティアの方の協力を得て教室を開いています。また他の自治体では障害者向けに講座を持っているところもあります。IT講習の現在まで区としてどのような成果があったのか。また今後の施策についてお伺いします。

最後に住基ネットワークシステムについてお伺いします。このシステムが稼動することにより住民票を全国どこでもこの区市町村でも希望者には交付される住民基本台帳カード、通称住基カードによる申請ができ受け取ることができるようになります。来年8月稼動、また住民基本台帳カードは15年8月からとなっています。今まで住んでいるところの役所でしか申請できなかった、また受け取ることもできなかったものがこれからはサービスのいいところを選択し交付を受ければ良くなります。待たされたり、すいませんと声をかけないと対応してもらえないという事はこれではなくなるかもしれません。別に今の戸籍課のことを言っているわけではありませんので。競争によりサービスの向上が図られるというほど大げさではありませんが、今後ICカードに広域的なサービスが入るようになれば住民票と同じようなことが言えます。今まで自治体でこのような競争はなかっただけに一つのきっかけになればと思います。また住基カードはICチップが入るもので大変多くの容量があります。基本4情報、つまり氏名、住所、年齢、性別の他は全く空きますのでそれをどう使うかは国で決めるのではなく地域である各自治体に任されています。このICカードの高いセキュリティ機能と大容量のデータ蓄積機能を利用して活用を図るものです。現在区役所の出しているカードは印鑑証明を受け取る際に必要となるカードがありますがめったに使わないためいざ使おうというときはどこにいったかわからないという状態です。これは私だけでしょか。あとは団体登録カードですがこれも各施設ごとにカードを作らねばならず利用す

る方は大変です。何とか一回で手続きが済まないかとの声も寄せられています。今回のＩＣカードの特徴にサービスを後から追加することができるようになっていきます。このことをアプリケーションの追加と言うそうです。よって当然ですが安全性も考慮したうえでどういう情報、そしてサービスを付加するのか、またサービスによっては広域の方がいいものと区単独の方がいい、というようなこともあります。そういったことを産官学民で知恵を出し合って決めるのも良いかと思えます。いずれにしても主体的に取り組まねば失敗します。

そこで現在までの住基ネットワークシステムの現状はどうなっているのか、ＩＣカードの利用方法、または方向でも結構ですがお伺いします。

以上区の情報化についてビジョン、戦略を示すこと。ＩＴ講習の成果と今後、さらに当面する課題として住基ネットワークシステムの現状を問いました。区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### 〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、区の情報化推進計画についてのご質問にお答えいたします。

こうした問題について、国や都よりも積極的に取り組むべきである、あるいはこの情報化について、ご指摘のようにお客様志向、サービス志向という観点から取り組むべきであるし、こうしたことが情報化の大きなねらいであるというご指摘は全く同感であります。お話にもございましたように、区市町村は基礎的な自治体でございます。最も住民に身近な団体であります。そして、直接間接を問わず、たくさんの方の行政サービスを市民の方に提供させていただいているわけでございます。これは国や都とは基本的に違うわけでございます。私は、区政はサービス業というふうに申し上げてまいっております。そうしたことを考えますと、この情報化というものをも最も必要な立場が私は区市町村であると思っております。

当然、情報化という観点のときに、何といいたしても、サービス業として区民の皆様方の利便性、満足ができるような形でこの情報化というものをやっていくことだろうと思います。私は多分、この情報化というシステムが導入されるならば、正に区民とサービスを提供する行政とがリアルタイムでつながる、そうしたことになってまいるわけでございますから、当然組織のあり方、そして仕事のやり方、そうしたことが抜本的に変わっていかなくちゃいけないし、変わるべきだろうと。例えば書類一つとってみても、本当にそれが区民の皆様方にとって必要なのかと。あるいは仕事のやり方、そうしたものをこの情報化という中できちっととらえて、システムを構築していかなくちゃならないと思います。これは、国や東京都というよりも、全く基礎的自治体こそ積極的に取り組むべきものだろうと思います。

たまたま住基ネット、住基カードというものが連動はいたしますけれども、むしろこうしたことをきっかけにして、本質的にサービスとはそもそも何ぞやというところまで、原点に戻ってこの情報化というものをとらえて、仕組みをつくっていく必要があると思えます。昨日も情報化の

例で幾つか申し上げましたので割愛をさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、今こうした観点に立って、千代田区の情報化に向けての指針を検討しておりますが、この指針を踏まえて具体的な計画を今後早急につくってまいりたいと思っております。多分、将来的には「電子自治体・千代田区」と、そうした状況が実現をされてくるのではないかというふうに思っております。

なお、その他の事項につきましては関係理事者をもって答弁させていただきます。

#### 〈企画部長答弁〉

大串議員のＩＴ講習の成果と今後の施策についてのご質問にお答え申し上げます。

区では今年度、ＩＴ利用に向けた区民の皆様への「きっかけづくり」を目的といたしまして、既に本年10月末までで77回のＩＴ講習を実施し、約1,400名の方々に受講をしていただきました。現在、3期分の講習を行っておりますが、最終的には2,000名を超える方々の受講をいただけるものと見込んでおります。

これまで受講された方々のうち6割前後が、インターネット及び電子メールについて「よくわかった」とお答えをいただいております。さらに上のレベルの技能を習得したいという方々については、今後、既存施設等を活用して、パソコンに触れることができる場の提供などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

#### 〈地域振興部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、住民基本台帳ネットワークシステムについてお答えいたします。住民基本台帳ネットワークシステムの進捗状況に関しましては、法に定められた平成14年8月の本人確認情報の利用開始に向けて、住民基本台帳ネットワークシステムに対応できるシステム開発の準備を進めております。併せて、今後公表される国のセキュリティ基準を参考に、あるいは全庁的な情報管理安全対策要綱などの整合性を図りながら、仮称ですが「千代田区住民基本台帳ネットワークシステム・セキュリティ規程」を整備する予定でございます。

また、住基カードに関しましては、今後、区における他のサービス提供での利用方法も含め、議員のご意見のご趣旨も踏まえながら幅広く検討し、平成15年8月からのカード利用開始に支障のないよう備えたいと考えております。

## まちづくりについて

### 魅力ある道づくりについて

#### ▼平成26年第3回定例会

次に、魅力ある道路づくり、道づくりについてであります。

区の道路公園課の職員の方々には道路や公園に関係する様々な相談にすばやく対応していただいています。区民の方はこのような対応に本当に喜んでます。最初に感謝申し上げます。

さて、道路（道）について、建築家の黒川紀章氏は「都市革命」という本の中で以下のように述べています。

「歴史的にみても、日本の都市で西欧のような広場を発見することはできない。京都にも奈良にも広場はない。お寺には広い境内があるが、それは公共の広場ではない。その代わり日本には〈路地〉があった。（中略）路地は独特な「中間領域」でプライベートとパブリックをつなぐユニークな共有空間として機能していて、それがコミュニケーションの場となっていた。（中略）江戸時代の路地を挟んだコミュニティ、いわゆる「向こう三軒両隣」には多様な人たちが住んでいて、それが独特な日本の都市文化をつくりだしていたのである。それを前提に考えると細胞の集合体としての都市では〈路地〉が中心となるだろう。日本の、〈路地〉の復活が、未来都市の鍵となる。車の通る道路ではなく、人間の歩く道路、路地を中心としたまちづくりがいかに重要であるかを『都市デザイン』で論じた。当時、たまたま都市学者ジェーン・ジェイコブスの『アメリカ大都市の死と生』という本を読んだ。それは路地のコミュニティ文化を重視しないとアメリカの大都市は死んでいくと警告を発するものだった。まさに私と同じ考えを持つ仲間だと思って私はすぐに手紙を出した」と。

江戸のまちは、環境面で世界のトップにあったことは誰もが知るところですが、道がコミュニティ形成の場でありまたその役割を果たせるよう作られていたとの黒川氏の指摘は大変興味深いものです。武蔵野美術大学特別講師の岡本哲志（さとし）氏も「徳川家康は、道が広いと賑わいがないと江戸の城下町を建設する時に配下の者に指示した」と、「江戸東京の路地」の中で黒川氏同様のことを述べています。黒川氏は、今日、その歴史を踏まえた道路づくりによるまちづくりが大事であるとしています。私もこの考え方に同感であります。

道のおりなすコミュニティ文化の再生という視点から道路整備を改めて見直してはどうでしょうか。

国ではすでにその方向からの道路整備の見直しに着手しています。国土交通省道路局が作成した「人間重視の道路創造研究会報告書の概要」（平成21年6月）には、「道路法制見直しの考え方が以下のように示されています。「道路を自動車を中心とした交通目的としてだけでなく、歩行者等の安心・安全な通行、オープンカフェなど地域交流の場、地域住民の生活環境など保全・

増進、電線類のない良好な景観等の実現に資する多様な機能を持つ公共空間として捉え直し、制度の基本的なあり方に反映」と。さらに、国の社会資本整備審議会からの「地区交通のあり方」でも、「歩行者優先の地区交通の必要性として、自動車交通処理を優先した道路交通から歩行者優先の道路整備に重点をおいた方向へ転換すべき」としています。

道路のあり方も変わり、道路整備のあり方も確実に変わってきていきます。

さて、区の道路整備についてであります。

道路整備について、今年度の予算の概要には、①自転車道の整備の他、②電線共同溝整備工事、③歩道の拡幅整備、④交通安全地域整備（ゾーン30）などの整備があげられています。（予算の概要からの地図を提示）（区画道路とは幹線道路について説明）

整備にあたっての考え方、方針が大事ですが、都市計画マスタープランには、「道路・交通体系整備の方針図」が示されその中で区画道路の整備方針が示されています。「歩行者の利用も多いため、通過交通の抑制と歩車共存型道路の形成に努め、地域のコミュニティ空間として機能するように整備します」と。道路を「地域のコミュニティ空間」として捉えるとは、黒川氏やジェイコブスがいうところの「道の持つコミュニティ文化」の再生と同じ意味であります。16年前にすでに区画道路について明確にこのような整備方針を示されたことに改めて敬意を表します。

道路整備は地域住民の同意と参加を得ながら進めていくことも大切です。自転車道の整備も、電線の地中化も、歩道の拡幅についてもしかりであります。住民の同意と参加ということでは、区として道路の役割をどう捉え、どうあるべきなのかというビジョンを広く区民に示すことが重要であります。例えば、「道の持つコミュニティ文化」の再生または道は「地域のコミュニティ空間」という視点から道路の将来像を描いた仮称「道のビジョン」を策定してはどうでしょうか。

そこで、区長に、道路のあり方、役割をどう認識し、どのようなビジョンを持って道路整備を行っていくのか、改めて伺います。

次に、コミュニティ道路またコミュニティゾーンの整備推進についてであります。

コミュニティゾーンとは、幹線道路等で囲まれた地区等において「通過交通の排除」「走行速度抑制」「交通弱者への配慮」の視点で面的な交通安全対策を行い、生活道路を歩行者にとって安心かつ快適に利用できる空間とする整備をいいます。また、コミュニティ道路とは、車の走行速度を抑制させる道路構造を採用し、安心かつ快適な歩行空間の形成を図った道路をいいます。どちらも冠にコミュニティとつくように安心・快適の先に賑わいの再生とコミュニティの形成を目的にしていることはいうまでもありません。

よって、先ほど「道のビジョン」と申し上げましたが、仮にこのようなビジョンを掲げその実現を目指すならば、コミュニティ道路及びコミュニティゾーンの整備を総合的かつ計画的に推進していくことがまずは必要になってくると考えます。

千代田区におけるコミュニティ道路の第一号は有楽町の宝塚劇場とシャンテの間の通りで、狭窄を利用したクラック型のコミュニティ道路です。第二号は平成元年に整備されたすずらん通り

ですが、こちらはゆるやかなS字カーブとなっているスラローム型です。いずれも車の走行速度を落とす工夫がなされ歩道の幅は広くとられました。すずらん通りではブックフェスタやすずらん祭りなどが開催されており、まさに賑わいの空間となっています。

コミュニティ道路またコミュニティゾーンの整備にあたって必要なことは、以下の3点であると思います。

一点目は、幹線道路の整備が終わっていること。二点目は、整備にあたっては、あくまで住民主導型で進めること。計画、建設、管理の各工程に住民の参加が求められることであります。

そして三点目は、これらの整備には、「道路交通文化」が必要であること。「道路交通文化」とは、欧州ではごく普通のこととなっていますが、歩行者、自転車、車の3者の通行区分といったハード面にとどまらず、ソフト面において3者相互の信頼関係が築かれていること。自転車と車が対等な関係を築き、ともに無防備な歩行者を最優先として気遣い、振る舞うことが生活様式として定着していることであります。この道路交通文化については交通事故との関係についても触れておきます。日本においては、死に至る交通事故の内、歩行者が犠牲になるものが三分の一を占めています。人口当たりで比較すると、驚くことに欧州主要国の2倍以上であり、オランダと比較すれば4倍以上となっています。さらに歩行者の死者数の内、高齢者の比率が50%以上と高いこと、また、高齢者の事故は自宅近くの身近な道路で多く発生していることが日本の特徴となっています。(津田美智子「歩行者と自転車の道の革命」より)これら交通事故の差は、欧州と日本とのハード面の整備とソフト面の道路交通文化の違いから生じていることは明らかであります。

コミュニティ道路またコミュニティゾーン整備を総合的かつ計画的に進めること、合わせてソフト面の道路交通文化の普及と啓発が必要であることを述べました。

そこで、幹線道路を除く区画道路また幹線道路に囲まれたエリアについて可能なところはコミュニティ道路やコミュニティゾーンとして整備していくことを提案します。また、それらを総合的かつ計画的にそれらの整備を推進していくための(仮称)コミュニティ道路整備計画の策定を提案します。ご所見を合わせてご答弁ください。

〈区長答弁〉

次に、道路のあり方、あるいは役割について申し上げます。

道路は重要な交通インフラであるとともに、人々の交流や生活の場であり、地域コミュニティを創出する上で大変貴重な空間である。かつて、子どもたちの遊び場であり、近隣の人たちの憩いの場、交流の場、行事の場であり、まさに生活の場として、まちの賑わいや活力を涵養する空間であったと思います。しかし、生活の利便性、あるいは産業の高度化とともに、自動車交通中心の利用へと変化をしました。これからは、まちの賑わい創出や地域の活性化を図る上で、人々がさまざまな公共空間の利用を図っていくことが基本であると思います。江戸時代のお話が出ま

したけど、まさに江戸の街道は、文化や産業を運ぶという位置づけでありました。我々も、そうした思いで、今後、道路のあり方について進めなきゃいけないと思います。

ところで、先行して千代田区は、平成23年10月に、「公共空間活用検討会」を設置しました。これは、とりあえず秋葉原と、あるいは皇居周辺でございます。この考え方は、道路や広場が人々にとって安全・安心をベースとした憩いや賑わいの場、あるいは、議員ご指摘のコミュニティ文化の発祥する場ということを前提に、関係者、地域の方々、あるいは行政機関と議論をして進めているわけでございます。そのときの考え方は、あくまでも、こうした道路や空間、広場等ができるだけ地域の方々为主体的にマネジメントをしていただきたいという思いもでございます。いずれにいたしましても、お話しの方は十分に今後受けとめさせていただきたいと思っております。

〈都市基盤整備担当部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、コミュニティ道路整備についてお答えいたします。

道路は、これまでの車を中心とした考えから、歩行者の安全や地域の生活を中心とした考えに基づき、まちの賑わいや地域の活性化を図る公共空間として有効活用されることが重要であると認識しております。議員ご指摘のように、区では、これまで有楽町や神保町すずらん通りなどでまちの賑わいを生み出すコミュニティ道路の整備を行ったほか、コミュニティゾーンについても、中神田地区や神田駅周辺地区、御茶ノ水地区などで安全・安心な道路の整備などを行ってまいりました。さらには、電線類地中化やセミフラット化などのバリアフリー歩行空間の整備を、地域の皆様との協議を重ねながら進めてきたところです。

区では、こうした生活道路の安全の取り組みとして、交通安全地域整備(ゾーン30)事業を警察と連携し取り組んでいるところであり、今年度は神田錦町地区のほか、三崎町地区で整備する予定です。引き続きこうした取り組みの中で、まず人が優先であるほか、自転車と自動車についても、安全・安心な通行ができる道路空間の創出に向け、地域の皆様とともに検討を進めてまいります。

議員ご提案のコミュニティ道路整備計画の策定についてですが、生活道路は人中心の道路であることに力点を置きながら、これまでのさまざまな取り組みを踏まえ、その方向性を模索してまいります。

## 千代田区の都市としての現況と課題は

### ▼平成26年第2回定例会

平成26年第2回定例会にあたり、公明党議員団を代表して質問をさせていただきます。



先日、平成26年度版の各白書が公表されました。子ども・若者白書では、先進7カ国の13歳から29歳までの子どもと若者を対象にした意識調査の結果が掲載されております。「あなたは自分の将来について明るい希望を持っていますか」との問いに、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と答えた若者の割合は、61.6%で、7カ国中最下位というものです。また、幸せを問う質問もあります。「あなたは40歳になったとき、どのようになっていますか」との問いに、「幸せになっている」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合も、66.2%で最下位でありました。ちなみに、他の国の若者は、それぞれ80%以上になっています。自殺対策白書のほうは、自殺者の数は、2年連続で3万人を下回ったことはよしとしながらも、若い世代の自殺が深刻な状況にあると報告しています。15歳から39歳までの各年代で、5歳刻みですが、死因の第1位が全て自殺となっており、このことは、先進国では日本のみであること、また、自殺による死亡率、人口10万人当たりの死者数ですが、これも高いことなど、若者の深刻な状況に警鐘を鳴らしております。ホームページから印刷しましたけれども、こちらが子ども・若者白書の先進7カ国との比較の特集でございます。それから、こちらが自殺対策白書、かなり詳細にデータが載っているんですけども、時間の関係で詳しくは紹介できないんですが、20歳代の死亡の原因の半数が、何と自殺であるという深刻な状況も載っております。子どもばかりではありません。高齢者の状況も同じように深刻な状況にあります。高齢社会白書では、孤立死が多発している状況、また、「孤立死を身近な問題と感じますか」との問いに、高齢者の単身世帯は、何と4割の方が「そう感じている」と答えています。

子どもと若者、そして高齢者も、どうしてこうなってしまったのか。経済的にも豊かで、治安もよく、利便性や快適さも世界でトップクラスの日本でなぜというのが素朴な疑問であります。この深刻な状況をマスコミも取り上げました。国民に広くこの問題を問い、国民の英知を今こそ結集し、解決していかねばならないと思います。

そこで、質問の趣旨ですが、都市政策（まちづくり）のあり方について、基本的な考え方の大きな転換が今必要なことを問い、子どもから高齢者までが真に幸せで尊厳のある生活を送っていただけるようにすることにあります。

最初に、都市政策のあり方についてであります。

都市政策は、区民に身近なものであるべきですが、都市政策の根拠法である都市計画法と建築基準法が、私たちには余りにも難解となっています。多くの改正が重ねられ、膨大な法典となっており、しかも用語は難しく、建築士やコンサルなどの専門家でなくては理解できないものとなっています。都市法と区民の距離は物すごく遠くなっているのが現実です。

本来、地域の将来像は地域自らつくっていくものです。その際、地権者である住民を初め、企業など皆が参加し、協議し、合意しながら、ハードとソフトを合わせて決めていきます。そして、その将来像を実施に移していくのが都市計画法であり建築基準法であると考えます。よって、誰もがその法律を理解でき、使えるようにしなくてはなりません。この点について提案があります。

地域ごと、出張所単位がよいのかと思いますが、（仮称）地域版「まちづくりガイドブック」を作成してはどうでしょうか。その地域に関係するまちづくりの方針や地区計画が既にかかっているところは地区計画を、また、法律ですが、その地域に関係するところはわかりやすく解説します。さらに、その地域のコミュニティや福祉など、ソフト面もあわせて記述できれば、よりよいものができると思います。

都市政策を区民にもっと身近なものとし、まちづくりを専門家から住民のものとする地域版「まちづくりガイドブック」の作成を提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

さて、都市政策のあり方についてであります。今日までの都市政策について、基本的な考え方ですが、私は、2点あると思います。

1つは、「膨張する都市」を前提にしていることです。戦後、高度経済成長という目標の達成に、都市政策はその中心的な役割を果たしてきたと言えます。高度経済成長を可能にする前提となるものが、都市への人口集中、いわゆる「膨張する都市」でした。そして、新幹線や高速道路などの交通網の整備、また、都心インフラの整備と住宅の量の拡大が図られました。

もう1点は、「機能する都市」という理念です。これは1933年、第4回近代建築国際会議で採択された都市計画及び建築に関する理念であります。スイスの建築家、ル・コルブジェが提唱した「輝く都市」の理念に沿ったもので、「都市の機能は、住居、労働、余暇、交通にあり、都市は「太陽・緑・空間」を持つべきである」としました。高いビルの周りに公園を配置し、周辺を高速道路が走るというものです。アテネ憲章は機能主義による明快な都市計画理論として各国の都市計画に大きな影響を与えました。その後、機能主義に対する批判もありましたが、日本においても都市政策の基本となりました。

この2つの考え方をベースとして日本の都市政策は進められましたが、一定の成果を上げたと言えます。「機能する都市」として、機能性、利便性、快適性、安全性が追求されました。この点からは、世界のどこの国よりもすぐれた結果を残したと思います。しかし、その反面、負の部分もありました。機能性、利便性、快適性、安全性は確かに必要です。しかし、それだけで終わってしまったり、バランスを欠いたものになっては逆にマイナスになることは、今は誰でも認識していると思います。

「膨張する都市」も「機能する都市」も大きな転換点に來たのではと考えています。日本は未曾有の少子高齢化社会に入りました。都市の縮小とまでは言いませんが、少なくとも都市の膨張とか拡大ということはありません。

都市の機能性については、20年前の平成4年に策定した区の住宅基本条例の前文にその記述があります。大変参考となりますので、改めてご紹介させていただきます。「千代田区は、首都東京の中心として発展を続け、また、日本の政治経済の中心として国際的にも重要な位置を占めてきた。その反面、業務機能の集中により住機能と業務機能との均衡が失われ、高額な地価の影響も相まって居住することが困難な状況があらわれ、定住人口の減少により、地域社会は崩壊の危

機に直面している」と。バランスを欠いた機能性は注意が必要だとし、放置すれば地域社会の崩壊につながるかと警鐘を鳴らしたものであります。現在の都市の状況にも当てはまるものです。20年前、既にバランスを欠いた機能主義、過度な機能主義には注意が必要としたその先見性に改めて敬意を表します。

首都大学東京教授の宮台真司氏は、利便性、快適性も必要だが、それだけで終わってしまっはならないと、以下のように述べています。「便利や快適もいいが、それだけではどこにでもあるまちと同じになって、孤独な快適生活が蔓延するだけだ」「どんなに便利で快適でも幸せでなければ話にならないわけです。幸せに加えて、尊厳を意識するはずです。例えばアングロサクソン社会のイギリスなら、ハピネスとウェル・ビーイングが意識される。ウェル・ビーイングというのは、ある種の入れかえ不可能性、つまり尊厳ある生活のことです。アメニティー（快適さ）があって、その上にハピネス（幸せ）があって、その上にウェル・ビーイング（尊厳）があるんです。でも、我々の思考は、ハピネス以前のアメニティーとコンビニエンス（便利さ）の段階でとまっています。それが幸せに貢献するのか、そして尊厳に貢献するのか、ということをはほとんど考えてこなかった。今回の震災は、我々日本人がウェル・ビーイングについて考える初めてのチャンスかもしれません」と。

「尊厳とは「入れかえ不可能性にある」と述べていますが、若干説明が必要であります。入れかえ不可能性とは、まちでいえば、このまちでないとだめなんだという、まちと人の関係、人でいえば、あなたでないとだめなんだという、人と人との関係。つまり、入れかえがきかないということです。逆に、入れかえがきくということは、その人の存在そのものの否定につながり、尊厳は失われてしまいます。場所も同じです。入れかえ不可能なまちをつくらうとすれば、そのまちの歴史と文化を踏まえたまちづくりが大切になります。生き物としてのまちを大切に、と言ってもいいと思います。そして、その入れかえのきかない場所・まちをつくるのが大事で、住民の幸せや尊厳につながるということでもあります。3.11大震災は、改めて私たちにこれらのことを教えてくれました。

都市のあり方も大きく変わります。都市政策も変わります。今日までの都市の拡大と都市の機能を優先とする政策から、住民の幸せと尊厳を優先とする都市政策への転換がいまこそ必要と考えます。

そこで、区長に、都市政策のあり方について、基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、都市計画マスタープランについてであります。

マスタープランは、住民が参加し、議会の承認を得て策定されるものです。その意味で、これは都市の憲法とでも称すべきものであります。

千代田区都市計画マスタープランは、平成7年より策定に入り、まちづくり協議会、懇談会、策定委員会等、多くの区民の方の参加を得て、丸3年をかけて策定されました。平成10年3月に策定されましたので、早16年が過ぎたこととなります。区としてのまちづくり方針を定めた

法定計画でもあります。都市としての現況と課題を記述し、その上で、分野別（都市利用や住宅、交通などのような分野別ですが）に目標と方針を掲げています。さらに、地域別にまちとしての現状と課題も明らかにし、将来像も定めています。そして、それを実現に移していくのに必要なものが、最初に述べました難解な都市計画と建築基準法です。どうその難解なところをクリアし、言葉で表現した目標を実現してきたのか、大変興味があるところです。

そこで、現段階において、マスタープランで掲げた目標・まちの将来像はどこまで達成できたのか、お伺いいたします。また、16年が経過しましたので、都市の現況と課題も随分違ったものになっていると思います。現段階における千代田区の都市としての現況と課題について、どう認識をされているのか、お伺いいたします。

次に、第三次住宅基本計画についてであります。

都市計画は、まちづくり部門だけで完結することは今はなくなりました。それは、まちづくりに福祉やコミュニティ、または防災や子どもの視点が必要となったことによります。福祉の視点からということでは、現在、福祉部が進めている「地域包括ケアシステム」との連携が欠かせません。「地域包括ケアシステム」について、厚生労働省の説明には、「高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるよう、包括的な支援・サービスの提供体制であり、また、そのケアシステムの前提として「必要な住まいが整備され、本人の希望にかなった住まい方を確保し、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られる」こととされています。

この住まいと尊厳についてですが、先ほどの区の住宅基本条例前文の後段部分に書かれていますので引用します。「全ての区民が人間として尊重され、ともに暮らし、ともに生活できる、人間性豊かな地域社会を築き上げていくことを宣言するとともに、その実現に向けた住宅政策の取り組みを明らかにし、住宅及び住環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」と。つまり、全ての区民の人間としての尊厳を保障し、その実現のために住宅及び住環境の整備を進めていく、と。書かれたのは20年前ですが、地域包括ケアシステムの説明にそのまま掲載したいようなすばらしい内容です。

2025年の超高齢社会を見据え、高齢者ケアのニーズの増大、単身世帯の増大、認知症高齢者の増大が予想されています。まちづくり推進部は福祉部とよくよく連携し、この住環境の整備を進めていかねばなりません。福祉部では、既に高齢者のニーズ調査は完了しており、現在、第6期の介護保険事業計画を策定中であります。高齢者の単身世帯の増加の推移は、平成16年2,830人であったものが今年は3,680人と、10年で3割増となっており、今後もさらなる増加が予想されます。認知症高齢者の増加はもっと急で、平成16年807人であったものが今年1,186人と、約5割の増加であります。

地域において、包括的かつ継続的なケアを可能にしていく千代田区型地域包括ケアシステムは、来年の高齢者総合サポートセンターのオープンに合わせ、スタートいたします。その際、重要と

なるのが、高齢者の住まいと住まい方であります。日常の生活圏の中で生活できるよう、必要な住環境整備を進めていくことであります。住宅系としては、サービス付高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、ケアハウスなどが考えられますが、今後、福祉部と連携を図りながら、また、民間の力を適切に誘導しながらの整備となると思います。そこで、どのような住宅を、どのくらい整備していくのか、伺います。

次に、借上型区民住宅についてであります。

借上型区民住宅は10棟あり、152世帯の方が現在入居されております。期間20年ですので、早いところで平成28年6月に契約の期限を迎えます。いよいよ2年を切るという時期になりました。入居者の方々は不安を募らせています。区としては、一刻も早く方針を決定すべきであります。この件につきましては、山田議員が質問し、区長は、「現実的な対応で」と答弁してあります。また、昨年の決算特別委員会で、私の質問に、当時まちづくり推進部長であった山口副区長は、「借上型だけでこうするとは申し上げられない。住宅のあり方全体にかかわることなので、整理をし、庁内議論を経て、議会のほうに示して、議論を賜りたい」との答弁でした。

そこで、2年を切るようになった現在、借上型区民住宅に関する方針について、検討状況をお伺いいたします。

最後に、コミュニティへの支援のあり方についてであります。

コミュニティへの支援について、その先進自治体である愛知県豊田市を、山田議員と、日帰り強行軍でしたが訪問いたしました。地域の自治を何とか育てたい、社会を強くしたいと、昭和55年に社会部を立ち上げ、取り組んでこられたとのこと。取り組まれている地域自治制度も参考になりましたが、職員の熱い思いが感じられた視察となりました。

さて、コミュニティというとき、さまざまな組織や団体が考えられます。その支援や相談の窓口はまたさまざまとなっています。地縁組織としてのコミュニティは町会ですが、出張所とコミュニティ振興課が担当しています。特定の目的や趣味、または学習などでのつながりのあるアソシエーションは主に生涯学習館が、マンション関係はまちみらい千代田が、民生委員と町会福祉部は社会福祉協議会が、ボランティア団体はボランティアセンターが担当となっています。これら全体を側面から応援し連携を図っているのがコミュニティ振興課となっています。

質問は、社会福祉協議会や生涯学習館、また、まちみらい千代田などを中間支援組織として明確に位置づけ、コミュニティの育成と強化に取り組めるようにしてはどうかということでもあります。

中間支援組織とは、行政と地域との間に立ってさまざまな活動を支援する組織であり、その役割は、区民と区民、区民と行政、行政と企業などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場でそれぞれの活動を支援することにあります。組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用した中間支援業務を行う組織です。また、中間支援業務とは、中立的な立場でのコーディ

ネート、人材育成、ともに学ぶ、相談、協働の推進役を担う（地域の課題解決へのアドバイス）などが考えられています。

そして、中間支援組織同士が、地域の情報や各団体の情報を提供し共有することによって、地域のさまざまな組織や団体がお互いを知り合うこともできるし、協力し合うこともできるようになります。そのことが、地域のコミュニティの育成と強化につながります。さらに、行政と区民の間に中間支援組織が入ることにより、区の町会への安易な委託や区民の行政への過度な依存もなくなるのではと考えます。また、あくまで社会が主で行政が補完という関係も明確になります。

そこで、社会福祉協議会や生涯学習館、また、まちみらい千代田などを中間支援組織として明確に位置づけ、コミュニティの育成と強化に一層の推進を図ることを提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

以上、都市政策についてコミュニティへの支援について質問をさせていただきました。区長並びに関係理事者の明快なる答弁を求め、代表質問を終わります。（拍手）

〈区長答弁〉

大串議員の今後の都市政策のあり方についてのご質問にお答えいたします。

ご質問で、都市政策というのをまちづくりというふうにかなり絞っているというふうには私は理解しておりまして、そういう観点から、私は、概括的に答弁をさせていただきたいと思っております。

どうも千代田区で進めている、そのまちづくりというのが、「都市の拡大」や「機能する都市」に傾斜がかかっているのではないかというようなお話だと思っておりますが、私は、そういう思いで進めているわけではございません。例えば、一定のまちづくりのときに、必ず周辺の環境整備として、歩きやすい区道をつくるだとか、電線の地中化ですとか、大幅に、広場と申しますか、公開空地を生み出すとか、そういうことを必ず組み込んでおります。あるいは、最近の例で申し上げるならば、近場に文化財がございます。そうしたものを修復・保全というようなこともまちづくりという中で組み込んだり、あるいは駅のバリアフリー、安全対策というようなこともかなり組み込んできているというのが現状でございます。必ずしも拡大という概念で私はまちづくりを進めているつもりはございませんが、もしそういうようなご理解であれば、大変残念なことだと思います。

したがって、今後、都市政策といいますか、まちづくりを進める上では、従来の考え方に加えて、超高齢化社会ということを鑑みますと、やはり地域福祉と申しますか、そうしたことをまちづくりの中にどういうふうに組み込んでいくかというのは、私は、重要な課題だと思いますし、必ずやそういう思いでこれからも千代田区のまちづくりというのを進めていきたいと思っております。

それが具体的に、お話がありましたように、住宅政策であったり、地域包括ケアの問題であったり、さまざまなことになるだろうと思っております。あるいは、そういうまちづくりを通じて、周辺の方々、まさにそのまちづくりででき上がったスペースというのが、地域の交流のスペースに

なったり、そういうことを当然これからも求めていくことになるかと思えます。そのことが、ある面では、まちづくりを通じて豊かな地域社会づくりに、私は、寄与するのだらうと思えます。

いずれにいたしましても、私は、大串議員がお話した点については、そう考え方は違いがないというふうに思います。今後も、この地域社会の中で、超高齢化社会というのを見据えて、まちづくりの中で高齢者がやはり安心して住み続けられる、そうしたことをさまざまなまちづくりの中で組み込んでいくということは、今後の政策として、かなり傾斜をかけていかなきゃならないと思っております。

なお、詳細、その他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〈コミュニティ担当部長答弁〉

大串議員のご質問に、区长答弁を補足してお答えいたします。

コミュニティの視点からの都市政策についてのご質問ですが、現在、地域コミュニティの育成と強化に当たっては、町会などに対しては出張所というように、社会福祉協議会、ボランティアセンター、生涯学習館など、さまざまな組織がそれぞれ中立的な立場でのコーディネートや人材育成、相談窓口などを担っており、十分とは言えないながらも、議員が想定している「中間支援組織」的な役割を果たしているものと認識しております。

ご指摘のとおり、これらの組織が横断的な連携を図り、情報の共有化や、地域の課題解決に向けた支援体制を構築していくことが何より重要であります。また、こうした取り組みを積み重ねていくことが、地域と行政との距離を縮め、それがひいては双方の信頼関係に結びつくものと考えています。

現在、庁内では、「コミュニティ施策の一元的推進」について、外部からのご意見も伺いながら議論を進めているところでございます。今後、こうした視点を踏まえながら、地域のさまざまな活動主体が自立して活動できるよう支援してまいります。

〈まちづくり推進部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、初めに都市計画マスタープランについてお答えいたします。

都市計画マスタープランは、区のまちづくりの理念や都市の基本的な骨格、地域特性に応じたまちの将来像を示したものでございます。その実現に向けては、都市計画マスタープランをもとに、地域の方々とさまざまな意見交換を行う中で、地域ごとの将来像を描き、地区計画の中に定め、それに基づきまちづくりを展開してきております。その策定状況は、現在37地区で、皇居を除く区の面積の6割強まで定まっており、これは23区の中でも突出した状況となっております。

次に、課題認識についてでございますが、策定から今日までの間に、東日本大震災を経験し、建物の耐震性の向上やエネルギー供給の多様化など、災害に対する都市の備えや、老朽化する都

市インフラの保全改修に対する対応、そして、今後の人口増加と多様な価値観を有する人たちに対応した住居や住環境の整備、高齢化の進展による福祉のさらなる充実や公共施設のバリアフリー化などの必要性が高まっていると認識しております。

こうした社会状況の変化を捉え、今後も地区計画制度を十分に活用していくとともに、既に定まっているエリアについても、必要に応じて見直しを図ってまいります。

また、議員ご提案の地域ごとの「まちづくりガイドブック」についてでございますが、現在もホームページにより地区計画等をわかりやすく示す努力をしているところです。どのような方法がよいかも含め、よりまちづくりを身近に感じられるよう、研究を重ねてまいります。

次に、第三次住宅基本計画についてですが、高齢者向け住まいのうち、いわゆる住宅系として、区は、直接建設による区営高齢者住宅とともに、民間事業者の力もおかりしながら、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を進めてまいりました。近年は、介護・医療連携型のサービス付き高齢者向け住宅や、基本的な生活支援サービスを受けながら自立した生活を送ることができる軽費老人ホームなど、住宅系と施設系との差異が小さくなりつつあることも確かであると思います。こうしたことから、高齢者のための住まい・住環境整備を進めていく上で、福祉施策との連携はますます重要になってきております。

したがいまして、現時点を何をどれだけとは申し上げられませんが、既存ストックの利用状況や新たな需要等を見定めながら、地域包括ケアシステムの実現を後押しする住まい・住環境づくりのあり方を模索し、具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、借上型区民住宅の契約期間満了後に関する区の基本的な考え方ですが、20年間という期限を設けて所有者と契約をしており、また、入居者についても、借上げ終了日を承知いただいた上で、申し込み・入居していただいております。したがいまして、公平性や妥当性の観点から、借上型区民住宅の制度は、各住宅の契約期間満了をもって終了することが基本であります。現実的な対応が必要と考えております。そういった観点から、現在、入居者や所有者の実態を詳細に分析しながら議論のたたき台を作成しており、議会にもお示しし、ご議論を賜りながら方向性を導き出してまいりたいと考えております。

〈再質問〉

14番大串ひろやす、自席から再質問させていただきます。

個々の問題はちょっとともかく、子どもの幸せと、これは昨年の第4回定例会でも、ユニセフが行った世界の子どもの幸福度調査、同じような結果でございます、今回の日本の白書も。これに対して、何とかなくちゃいけないねと。今回、高齢者の、同じように、そういう孤独死に入る可能性がありますよということです。ですから、子どもから高齢者に至るまでの幸せと尊厳をどのように保持していくのかということが最大の課題であります。

私は、昨年は教育の問題をその点で取り上げ、今回、まちづくり、都市計画を取り上げさせていただきましたけれども、ぜひ区長にお伺いしたいんですけれども、それをどのように、幸せと尊厳をどのようにしたらできるのか、保持できるのかということを、一遍、区の政策全般を洗い出して、全般をもう見直すんだぐらいのこの決意で、その点から見直すんだというような決意を、ぜひお伺いさせていただければと、そう思います。

〈区長答弁〉

この問題は、都市政策と、私は、必ずしもリンクをしている話ではない。社会全体として、例えば子どもさんが夢や希望を持って生きていかれるかどうか、あるいは、お年寄りの寂しさ、あるいは孤立死、そうしたものをどうするかというのは、社会全体の問題、要因があるんだろうと思います。

ただ、行政として、千代田区としてできることは、ご承知のとおり、私がずっと申し上げているのは、子育てに関しまして、かなり、私のほうはさまざまな施策をさせていただいております。これは、そういうことが、ある面では、未来の社会をつくる希望を持てる社会づくりだということで、子育てに関しましては、異例なぐらい、かなりさまざまに施策をさせていただいております。あるいは、お年寄りの孤立化というものについては、さまざまなネットワークを通じて、子どもは取り組んでおりますが、これは十分であるとは思っておりません。今後、この辺については十分に、さまざまな地域の方々のお力をかり、行政もいろんな形でこの問題に取り組んでいくということは、明快に申し上げたいと思います。

ただ、ご質問のように、都市政策そのものがこういうことをつくっているんだということとは、私は、必ずしもそうではないということだけは申し上げたいと思います。

## 住民にもっと身近な都市計画を目指して！

### ▼平成20年第3回定例会

平成20年第3回定例会にあたり、公明党議員団を代表して質問を行います。

質問の主旨は「都市計画」をもっと住民に身近なものとすることにあります。最初に都市の役割と機能について確認し、その後、区の都市計画マスタープランの改定について、そしてまちづくり条例策定の提案、また身近な都市計画とするための具体策についての3点について質問をします。

都市計画というと工学部系の専門家がもっぱら携わるもので、素人である住民はただ任せておくしかないというイメージがあります。関係する法律である都市計画法や建築基準法は一般の法律用語の他に「線引き」、「用途地域」、「一種〇〇」、「二種〇〇」等の専門用語が並び実に難しいのもそうさせているのかもしれませんが。

しかし、都市や地域をとりまく環境は、今までの常識を超えるゲリラ豪雨の発生や誰でもよかったとする凶悪な犯罪、そして子どもの安全の問題など深刻さを増しています。これらの解決のためには地域としてハード、ソフト合わせたまちづくりを持って臨まねばならなくなっています。そのためにも、地域に関わる住民や町会を始め企業や大学そして行政が一体となって都市計画を身近なものとして使っていけるのが大事となっています。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、国や都道府県主導による一律な都市計画では今日地域のかかえる課題はもはや解決できなくなっています。

約50年前ですが、アメリカの作家でありジャーナリストのジェーン・ジェイコブス女史は名著「アメリカ大都市の死と生」（1961年）の中で、都市に必要なものは何か、都市の機能は何かを問い、近代的な都市計画や都市開発を批判し、小規模な地域を大切にしたい「人間的な都市」の必要性を訴えました。本の中で、「超人的なスケールの構造体が視覚的に既存の秩序を破ったというばかりでなく、そこにあった生活のきずな、一クラブや学区を通じて行われるコミュニティのつながり一までも切断してしまったのである。圧倒的多数を占める中産階級の都市（化）からの流出が著しい現象となりはじめた要因もここにあった」（「アメリカ大都市の死と生」訳者あとがき p.263～264）と。つまり、ハードのみを優先とする都市計画ではなく、地域のこと、生活のこと、子どものことなどのソフト面もあわせ持つこそ都市計画であり、都市の機能もまた都市の役割もそこにあると述べたものであると理解しています。

北海道大学大学院教授の越沢明（こしざわあきら）氏は日本の戦後の都市計画について、一定の成果とともに負の部分いわば代償も大きいものがあったとして、ジェイコブス女史同様、以下のように述べています。

「一方で失った代償も大きかった。オリンピック道路、首都高速道路は、道路の景観設計という配慮に欠けていた。その標準断面図には街路樹、植栽帯は皆無であった。帝都復興事業（後藤新平が企画）によってつくられたゆりのある植栽帯は自動車交通のために撤去され、四列並木は二列に改められた。隅田公園のプロムナード（遊歩道）部分は首都高速道路の貫通により犠牲となり消滅した。そしてこのオリンピック関連の都市改造を最後として東京の都市計画は停止し、以後山積する課題を残したまま、20年以上が経過することになる」（「東京の都市計画」P.251 1991年）と。つまり、経済を優先とする復興を都市の役割・機能として進めてきた結果、女史のいう「生活のきずな」まで切断してしまった。以後、東京には都市計画は停止したと厳しい指摘ですが同感できるものであります。

繰り返しになりますが、今後は、区市町村レベルにおける地域に焦点をあてたソフト、ハード両面そろっての都市計画の時代であります。そのためにも住民に身近な都市計画としていかねばなりません。自治体は都市計画に関する事務が自治事務となり、権限と責任を合わせ持つことになりました。区として住民に対して都市計画に関する責任が果たせるよう準備もし、体制も敷いていかねばなりません。問題は何を準備しどう体制を敷いていくのかであります。

さて最初の質問は10年を経過した区の都市計画マスタープランの見直し、改定についてであります。

都市計画マスタープランは平成10年3月に策定されました。地域ごとまちづくり懇談会を設置し、平成7年から議論を積み重ね策定したものです。プランの位置づけと策定の根拠ですが、平成4年の都市計画の改正で市町村にまちづくりの最上位の計画として、都市計画マスタープランの作成が義務づけられたことによります。住民が自分たちの住んでいる地域の将来像（目標）やルールを決める際の重要な指針となるべきものです。マスタープランには「住民参加によるまちづくりの展開例」が示されています。それは、

まちの魅力や問題点を見つけよう

どんなまちにしたいか考えよう

地域で話し合おう（まちづくりを考える組織をつくる）

ルールを決めよう、計画をつくろう

実現しよう（ルールに沿ってまちづくり事業を進める）

と、フローチャートにして示されています。

また、まちづくりの目標と方針が7つの分野ごと具体的に書かれます。まさにソフト、ハード両面にわたり、住民、企業、行政が協働して取り組むまちづくりの指針となるものです。イラストや表、また地図、写真を多用し誰にもわかりやすいものになっているのが特徴であります。

しかし、策定から10年を経過した現在、プラン全体の見直し、改定が必要になっているのも事実です。それは、

地球温暖化の問題や防犯対策など社会状況が大きく変化していること

同じように地域の状況や課題も変化していること

関係する都市計画法の抜本的な改正があったこと、

住民の合意が尚一層重要になっていること、

新たに理念としての「共生の考え方」を区政運営の基本に据えたこと、そしてこの際

基本構想との一致をはかる必要があること

などの理由によります。見直し、改定を行い区民のまちづくりのニーズに応えられるようすべきであります。特に基本構想との一致についてですが、基本構想の実施図面として都市マスを位置づけることは当然の方法だと思います。総務省の自治法に基づく「基本構想・基本計画」と国交省の都市計画法に基づく「都市マス」の重なり合いが結果として地域の自治を育てていくことに

つながるからです。そのことがまた地域の課題解決に地域の自治を最大限活かした取り組みへとつながっていくことになります。

もし、都市マス改定となれば、従来の冊子、概要版のみでなく大きな模型（1/1000くらいですか）もつくり区役所1階ロビーに展示し、誰もが具体的にイメージできるようにしてはどうでしょうか。地図に色塗りしただけではまだまだイメージできないからであります。

マスタープラン改定の必要性和模型展示の提案をさせていただきます。そこで、区の都市計画マスタープランの見直し、改定はどうされるのか、お伺いいたします。

次に、（仮）まちづくり条例の策定についてであります。

策定の一番の根拠とするところは、都市計画法の改正にあります。平成4年の改正に続く平成12年の改正は地方分権改革に合わせ大規模で抜本的なものとなりました。平成12年2月に「今後の都市政策は、いかにあるべきか」について、都市計画中央審議会から答申が出されましたが、ほぼこの内容に沿って抜本的改正はなされました。答申は大きく、1）見直しの背景、2）課題、3）講ずべき施策の3点から構成されています。

「見直しの背景」と「課題」に書かれていることも大変重要ですが、ここでは省略させていただきます。条例と直接関係するところは「講ずべき施策」であります。それは、「地区計画制度の改善」として第16条に新たに第3項が加えられたことでもあります。大変画期的でありました。その条文には

「市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる」と謳われたのです。どういうことかといいますと、この改正前までは、この地区計画の案については、第16条第2項に、区域内の地権者の意見を聞いて自治体が作成することができるようになっていました。ただし、「条例による」とされ、自治体が条例をつくることによってできるものです。この条例については、千代田区も昭和58年に定めたものがあります。そこに新たに第3項が加えられたわけです。まず第2項では「地権者」（土地の所有者）となっていたものが、「住民」となったこと、そして「案は市町村がつくる」となっていたものが、「住民が案をつくり申し出もできる」となり、そしてそのための「条例を定めることができる」としたものです。まさに住民を主体とするまちづくりを可能にした画期的な項目が加えられたことになります。

さらに、提案された都市計画の決定に際しての手順、手続きについても第17条第2項が付け加えられました。都市計画決定のための簡素化は国民の財産権の制限につながることから条例でも認められませんが、逆に手続きをより丁寧にしたリまた詳細化したリすることはこの第2項ができたことにより可能となりました。説明会の開催や広告縦覧の期間の延長や、意見書に対して応答義務を設けるなどでもあります。ただし、これも「条例による」とされました。

地区計画の案の提出が住民の権利として（第16条第3項）、またその決定に際しての手続きの加重化や詳細化（第17条第2項）が新たに謳われたことになります。いずれも自治体の「条例

による」とされ、どのような条例にするのかはあくまで都市計画に権限と責任を持つ自治体の裁量に委ねられたわけです。

そこで、この都市計画法第16条第3項及び第17条第2項の「条例による」とされた条例を新たに策定する予定はあるのか、または今ある手続き条例を改定しそこに加えるのか、まずはお伺いいたします。

私は、地域の課題や問題点を解決すべく、このことを契機としてこの際、まちづくりの総合的な条例を策定することを提案したいと思います。それは地域・まちのハード、ソフト両面からの取り組みを可能にするまちづくり条例であります。ハードの計画を「地区計画」とすれば、ソフトの計画も必要になってきます。それは、自治体によっては既に作成しているところもありますが「地域コミュニティ計画」であると思います。「地域コミュニティ計画」については少し説明が必要ですが、鳥取市の「地域コミュニティ計画作成の手引き」から引用させていただきます。

「まちづくりに対する地域の皆さんの要望が多様化した高度化する中で、全てを行政が担うのではなく、地域の皆さんと行政が協働して考え、どのような地域にしたいのかという思いや、地域の課題・問題点の解決に向けた取り組みを計画的に実施していくことが求められています。

その活動の目標や方向性を記したものが『地域コミュニティ計画』です。『地域コミュニティ計画』は、地域の皆さん一人ひとりの力を引き出し、自主的に地域コミュニティ活動へ参画するための目指すべき方針となります。

計画の内容は

地域の現状や課題

地域づくりの目標

目標を実現するためのコミュニティ活性化策

期待できる効果

などを盛り込みます。そして作成までの流れがフローチャートで示されています。

まちづくり協議会の結成→地域の現状や課題の調査→将来像と目標の設定→課題解決の方法と検討→計画書の作成→事業の実施と、これはまさに先ほどの区のマスタープランにありました「住民参加によるまちづくりの展開例」（地区計画策定のため）のフローチャートと項目や作成手順もほとんど同じであります。ただ、地区計画はハードに関することで地域コミュニティ計画はソフトという違いだけです。むしろハード、ソフトのこの二つの計画が同じ地域に揃うことによって地域の目指す目標もまた達成されるのではないかと思います。区に於いて基本構想とマスタープランが一致することによって、目指すべき将来ビジョンがよりわかりやすいものになるように、地域においては地区計画と地域コミュニティ計画が揃うことで、生活優先の都市計画も、子どもの成長という視点からの都市計画も可能となるのではないのでしょうか。ある意味、ジェイコブス女史のいう「人間的な都市」の実現につながるかと思います。

具体的には、条例において、16条第3項と17条第2項の地区計画の案の提出や決定までの手順・手続きを定めること、そして地域コミュニティ計画を位置づけること、また地区計画やコミュニティ計画作成のための（仮）まちづくり協議会を位置づけることなどを柱とする総合的なまちづくり条例となります。

そこで、以上のような総合的な（仮）まちづくり条例の策定を提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

次に、身近な都市計画を目指しての具体策についてであります。

最初に都市計画に関する知識の普及と情報の提供についてです。平成12年の都市計画法改正で新たに加えられたものが実はもう一つあります。第3条第3項であります。それは「国及び地方公共団体は、都市の住民に対して都市計画に関する知識の普及及び情報の提供につとめねばならない」というものです。わざわざ設けられた条文であります。そこで一つの方法として、地区計画に関して、マスタープランに示された「住民参加によるまちづくりの展開例」いわゆる地区計画策定のためのフローチャートに即す形で誰にもわかりやすい「地区計画策定のための手引き」、もしくは「パンフレット」の作成を提案します。計画は住民の合意を前提にしていますが、そのためには多くの住民の参加が必要なことはいうまでもありません。わかりやすい手引きやパンフレットがなければその参加も見込めないからです。

そこで、「地区計画策定のための手引き」の作成の提案をします。ご所見をお伺いします。

情報の提供ということでは行政から地域へまた地域から行政へと双方向で受発信ができる工夫が必要です。まちづくり推進部で行っている5年ごとの現況調査や区民生活部で行っている各種統計調査、まちみらい千代田で行っているマンション実態調査などまちづくりに関する情報を地域ごとにまとめ整理して提供できるよう工夫してみてもどうでしょうか。双方向での情報の受発信ということでは、防災を例にしますと、先日6月ですが麴町学園と麴町3丁目町会が主催して太陽光発電システムのオープニングセレモニーが同学園内でありました。緊急時に300人分の飲み水と200Wの非常用電源（被災当初の二日間で携帯やパソコンなどの充電で使った場合約300人分）が確保できる太陽光発電システムができたというような情報が地域から行政に寄せられます。そこに今度は行政側の持っている情報です。この地域の災害時の緊急物資は麴町小学校の備蓄倉庫にあり、飲み水は足りているが非常用電源はあと何人分必要だという具合です。地域に不足しているということがわかれば地域の課題として計画に取り込みます。この他、行政では把握できない地域の様々な課題もあると思います。各出張所を拠点としてこのような情報の受発信ができるよう工夫してはどうでしょうか。環境や防犯、子育てなど分野ごと「まちづくりカード」として蓄積していくというのも方法だと思います。地区計画や地域コミュニティ計画を作成する際、また計画の検証にこれらのカードは役にたつはずですよ。

そこで、行政の持っているまちづくりに関する情報を地域ごと整理して提供する方法についてお伺いいたします。

次に、都市計画教育についてであります。

先日、麴町小学校で日大のサークル「子どもと一緒にデザインしよう会」のOBが立ち上げたNPOと麴町小学校ワークわくクラブの企画による「ぼうさい探検隊」が実施されました。当日は小学生45名、中高生7名、大学生16名、NPO1名、損保会社4名の方が参加しました。また消防署からはレスキュー隊が、地元からは消防団が参加しました。子どもたちは8班に分かれ実際にまちに出る防災マップづくりを行ったそうでありました。8枚8通りのマップができ、班ごとの発表会も行われました。8枚のマップは今年度のぼうさい探検隊マップコンクールにも応募されます。嬉々として取り組んでいる子どもたちの写真を紹介できないのが残念です。昨年と比べて参加児童数は3倍にもなったとのことでした。

もう一つの例が、今年1月に飯田橋で行われた「子どもまちづくりワークショップ模型展示会」です。こちらは法政大学工学部建築学科などの学生有志による「スタジオ子どもまちづくり」によるものです。参加児童は富士見小学校5年生の二クラス69名です。学生は、昨年の11月から富士見小学校の協力を得て図工の授業(全6回)を実施し、授業では現在と江戸時代の地図を重ねることから始め、都市の道の作り方など都市計画を学びます。模型は五つのテーマの中から興味を持ったテーマを選びテーマごとに製作します。小学生の目線で未来の飯田橋を作りあげました。

二つの例とも子どもの都市計画を体験できる大変良い取り組みだと思います。これも地元の大学生の協力がなければできなかったでしょう。二つの例に共通していることは子どもたちの気持ちや意志をととても大切にしていることです。ドイツ、ミュンヘンの子どもたちが作るまち、ミニミュンヘン(子ども都市計画)まではいかなくても子どもたちは自分たちのまちを自ら考えるという良い体験になったと思います。

そこで、教育の中に都市計画なりまちづくりを入れてはどうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上、住民に身近な都市計画を目指して！質問を行いました。

最後に、答申「今後の都市政策は、いかにあるべきか」の「おわりに」から引用して質問を終わりたいと思います。

「都市計画制度は、それを利用する地方公共団体が、まちづくりに取り組む熱意をもって活用してこそ、はじめて効果を発揮するものである。(中略)都市を望ましい方向に変革していこうという強い意思を持ち、また、地域の実情に応じた工夫をしながら、新しい時代の都市計画に主体的に取り組まれることを期待する。

さらに、新しい都市計画制度のもとでは、一般の市民の役割が一層高まることになる。市民一人ひとりが、市町村マスタープランや、地区計画といった身近な都市計画を中心に、都市計画に大いに関心を持ち、積極的にその決定過程に参画することが重要である」と。

以上です。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大申議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にもありましたように、都市計画は専門家のもではない、まさに私も同感であります。そして、都市計画は直接区民生活に影響を及ぼすことから、議員ご指摘のとおり、地域が主体というのが基本でありまして、その取り組みについて、これまでも知恵と工夫で試行錯誤を重ねながら進めてきたつもりであります。

ところで、千代田区というまちをどうとらえるかということをお申し上げますと、まず、不動産の流動化が非常に激しいということが第1点。それから、2点目は、区民イコール不動産の所有者ではないと。これは圧倒的にほかの地域と違うわけでございます。その中で、まちづくりをどう進めていくかということは、非常に知恵と工夫をしながら進めなければならないのが千代田区の実態。通常、一般的に言われている住宅地は、いわゆる区民イコール不動産の所有者というのは、本当にイコールに近いわけですけど、全然そういう状況ではないということをおまづ前提にしながら考えていかなきゃいけないと思います。その中で、ご承知のとおり、都市計画マスタープランについても、まちづくり懇談会を初めとするさまざまな媒体を通じて、地域特性を生かした地域主体のまちづくりのあり方を議論してきた経過はございます。

一方、日本の都市計画は、ご承知のとおり、西欧、特にドイツのように、詳細な計画という中身ではない。そして、ある面では都市計画の持っている仕組みは、枠組み、方向性であります。それを具体的にコントロールし誘導するのは、大部分は建築基準法という、そういうところでっております。ある面では、面的な対応が非常になかなか難しい仕組みになっているのが現状だろうと思います。しばしばよく言われていることは、都市計画という枠を破って基準法がいろんな形で認めるといふ例が多々あります。まさに、基準法というの、ご承知のとおり、1つ1つの建築物の合法性いかにといふ形でやりますので、都市計画という例えば枠組みを超えていろんな行為ができるし、また、その合法性があるのが現状であります。

一方では、23区は、ご承知のとおり、東京都が依然として分権という時代の中でも23区を1つの都市計画地域というふうに考えまして、さまざまな権能を制約しております。一例をお申し上げますと、例えば建築確認については、1万平米以上は東京都、かつそれに伴うさまざまな許認可については東京都という関係になっておりまして、私は、これはもう従来からこういう考え方はおかしいということをお申し上げておりますが、なかなかそういう部分について破れない。しかし、一方では、具体的な建築行為のときに、ご承知のとおり、これは都の権限ですよというわけにはいかない。どうしても、区政がさまざまな関係者との間で調整をし、そして会をつくっていくという、大変膨大な前さばきの仕事をせざるを得ないという、こういう状況が千代田区の置かれている状況であります。



そこで、我々としましては、何といいましても、その中で最大の知恵を出すのが、私は地区計画制度だと思います。これは詳細な個別計画ではありませんが、比較的同質の地域を一定の範囲としてとらえて、まちづくりに関する地域合意を図れる方向性というものを面的に対応する仕組みであります。例えば高さ、あるいは一定の敷地については緑地のとり方、あるいは道路と建物とのあり方、あるいは建築物の用途についての大枠のあり方、規制と申しますか、用途、容積以上のことをやる。あるいは、今日では景観という、そうしたことを実は地区計画という中で盛り込めるようになっておりまして、単に単体規制ではなくて、同質の一応地域をそういう形で、地区計画という形で合意形成をとり、それを1つの目安として、個別の単体の建築行為について具体的な誘導をするという仕組みになっております。ある面では、このことが一番、千代田区の与えられた役割と権限の中で、私はこれを最大限に知恵を出してつくっていくということが今最も肝要だろうと思います。

具体的に申しますと、直近の例では、旧警察病院を含めた大規模な開発については、あれは地区計画という枠組みと再開発という枠組みとを駆使しながら、一定の地域貢献を周辺にさせていただくという形で、かなり事業者と話をしながら理解を得て、地区計画という枠組みの外に対して、広場の造成だとか、駅のバリアフリーということを展開したわけでございます。これもまさに地区計画という仕組みを、いろんな形で知恵を使って、面的によりよいまちをつくっていくという仕組みとして導入したわけでございます。

一方では、こうした枠組みができませんと、ご承知のとおり、あくまでも単体で物を考えるという状況になりますと、どうしても基準法という枠組みになりますから、それを優先し、その合法性だけで判断をすると、周辺への影響が大きくなります。そこで我々は、できるだけ合意をとりながら、スピードを持って地区計画という、そういうことをつくっていくことが、結果としてよりよい地域づくりにつながるといふふうに思います。そのために、いろいろ手続・手順が、やや大串議員がおっしゃる課題がありますので、我々としましては、これから都市計画法16条の3項、あるいは17条の2項が、本質にいろんな人のご意見を受けとめる仕組みであるということ認識し、制度に向けて検討をしてみたいと思います。まず当面、そこのところを考えると早急に必要でありまして、お話のようなまちづくり条例というのは、むしろかねてからご議論のありました自治条例とすべて絡んでおりますので、そうしたことはちょっと時間をいただきたいと思います。その前に、16条3項、17条2項の本来持っている、いろんな方々が意見を述べ提案できるという仕組みを、千代田区というまちの実態に合わせた形で制度構築をしていかなきゃいけないと。特に冒頭申しましたように、千代田区のまちは不動産の流動化がすごい速い。一方では、住民と権利者がイコールでないという、こういう中で、どういう16条3項、17条2項の制度構築を進めるかというのは、大変難しい課題ですが、できるだけご質問をお答えをしていくような形で進めたいと思います。

一方、ソフトという面では、ご承知のとおり、マンション、あるいはいろんな形の開発指導要綱の中で再三申し上げておりますが、マンションが栄えて地域が崩壊するということはあってはいけないということで、さまざまなマンション等については協力要請ということで、例えばごみの出し方ですとか、あるいは自転車のあり方ですとか、それから防災の関係だとか、さまざまな形のことを実は要綱という中で、単体という中で実はご協力いただきながらやってきているという現状がございますので、そうしたことをさらに一歩進めていくということがこれからの課題だろうと思います。

なお、詳細については関係理事者をもってご答弁をいたさせますし、あと、コミュニティ論については、何回か大串議員と議論は交わしておりますが、やや私と大串議員との議論がかみ合わないの、これは、これ以上ご答弁をすることは、ここでは差し控えさせていただきたいと思えます。

〈まちづくり推進部長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

まず、「都市計画法に基づくまちづくり条例」についてのご質問でございますが、地域課題を解決するためには、地域が主体的に取り組むための仕組みが必要であることは議員ご指摘のとおりであります。これまで、地区計画の合意形成には早い段階から地域の方々との勉強会や説明会等を実施するほか、パブリックコメントによる意見聴取等、地域事情に応じた情報の共有化と参加の機会を設けておりますし、地域からの申し出を尊重して地区計画の取り組みを行ってきたところであります。

ご指摘の都市計画法16条第3項、17条の2に定める条例は、住民等の発意による地区計画案の申し出方法等を条例で定められるとしたものでございますので、条例化を視野に入れて、千代田区の実情に合わせた制度設計を検討してまいります。

いずれにいたしましても、条例化やマスタープランの改定等は、地域主体のまちづくりが基本であり、その取り組み方、仕組みづくりが重要ですので、これも検討してまいりたいと思います。

次に、身近な都市計画という趣旨で幾つかご提案いただきました。

まず、地区計画の手引についてでございますが、確かに議員ご指摘のとおり、都市計画の制度内容はなかなか理解しがたい言葉も多く使われております。専門的・技術的用語も数多く、わかりにくい部分が多くあります。多様な活用方法のある地区計画制度——地区計画制度についてもいろいろございますので、わかりやすい情報提供を考えていかなければならないと思っております。

あわせて、地域のまちづくり情報につきましては、まちづくりの指標となる情報内容や模型の作成等、視覚的に提供する方法等につきまして検討してまいります。

また、まちづくり教育ということでございますが、地域に目を向け、地域の課題を研究する中で、社会とかかわりながら人格形成につながるという、大切なことであると考えます。よくまちの中で、これまでも子供たちを対象として大学生がそういった活動をされている、子供の居場所づくりとか、子供たちの遊び場づくりとかといった中で、都市計画、まちづくりといったものを行っているということについては、私も一緒に参加させてもらったことも過去にございますので、よくわかります。今後、こういったことをNPOや大学等との連携を視野に入れながら、教育の場で生かす方法を模索してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

〈再質問〉

13番大串ひろやす、自席から再質問をさせていただきます。

1点だけ、そうしたらマスタープランについて、答弁が余りにも簡単過ぎたというか、検討しますと言うだけで、その中身については触れていただけなかったんですけれども、マスタープランにはしっかり見直し規定も入っています。それから、近々に基本計画の見直しも日程に入ってくると思います。あれも10年ですからね。ですから、質問で指摘させていただきました基本構想・基本計画と一致できるようなマスタープランにしていくべきだというふうに思っております。ですので、こういう時期を逃してはいけないと私は思います。地区計画をつくるにしても、それから住民の合意を得るにしても、やはり千代田区としてのまちの将来像、理念、目指すべきビジョンというものをマスタープランにしっかり——今の時点でのマスタープランを用意することが区民のためになると思っております。ですので、この検討するというのをもうちょっと詳しく、どう検討するのか等答えていただきたいと思っております。

以上で再質問を終わります。

〈まちづくり推進部長答弁〉

都市計画マスタープランの改定ということでございますが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、マスタープランを改定するについても、やはりその仕組みづくり、どういった形でそれを取り組んでいくかということが重要かと考えております。特に20年後を目指してつくった、10年前につくった都市計画マスタープランを大きく変更しなければ将来像が見えないという状況にないという認識も1つありますので、まずは地域の方々とどうやってやっていくのかということを少し煮詰めていきたいと思っております。そうした中で、都市計画マスタープランの改定作業というものを進めていく方向になると思っております。

## 水と緑の景観形成について

### ▼平成16年第2回定例会

平成16年第2回定例会にあたり公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

質問に先立ち、大宮正義議員のご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈りいたします。

私は、水と緑の景観形成に如何に取り組むべきなのか、という課題について3点質問を行います。

昭和8年に皇居外郭一帯が初の美観地区に指定されましたが、その東京市美観地区指定図がまちづくり推進部の入り口に掲げられています。この美観地区指定とは、現在の建築基準法の前身である市街地建築物法で市街地の美観を維持するために定められた制度です。都市近郊の自然環境を保存することを目的とした都市計画法の風致（おもむき）地区（地域地区指定の一種）と一対にもなっています。（ちなみに風致地区指定第1号は大正15年に明治神宮内外苑が指定されました。）

この美観地区指定と、ちょっと意外でしたが私も尊敬する「憲政の神様」と言われた尾崎弴堂（行雄）氏とつながりがあることを知りさっそく調べてみました。尾崎行雄氏が第2代東京市長の時、明治39年建築学会に東京市建築条例案の作成を依頼しました。その時、中心的に作業を行ったのが当時を代表する近代建築家曽根達蔵氏でありました。かれは都市の美を「街上（がいじょう）の体裁」（道路を挟んだ街の体裁）という章をつくり条例に盛り込もうと努力しました。結果として条例案は実現しませんでした。後に制定された市街地建築物法の中で、唯一生かされたのがこの美観地区指定だったので。景観が始めて法律に謳われた最初となりました。

他にも調べると、市長としての9年間、尾崎氏は景観に対して非常に熱心だったことがわかります。それはまず、有名ですがワシントン市への3,000本の桜の寄贈。これは明治45年、当時アメリカ大統領タフトの夫人が沼地の多かったワシントン市を美化するために日本の桜を植えたい希望を持っていることを知り市民を代表する意味で行いました。

また、荒廃した多摩川に山林を自ら視察され、水源林としてこれを買収し、見事生き返らせました。さらに、街路樹の研究を福羽逸人（ふくばはやと）に委託し、全国で街路樹としてポピュラーなユリノキはこの時できました。

日比谷公園が開設されたのもこの時期でもあります。

これらの実績はまさに水と緑の景観形成に尾崎が熱心だった結果と言えるでしょう。

東京市美観地区指定図を掲げていることは景観を特に大事にしている千代田区としては大変に意味があることだと思います。（具体的な美観地区運用条例が70年を経た今もできていないのは残念だが・・・）

水と緑ということでは、私はこの3月、区内のあるボランティアグループ主催のセミナーに参加する機会がありました。慶応大学の石川幹子教授を講師に招き、テーマは「緑の波で21世紀の庭園都市を創る」というものでした。

江戸時代から今日までの千代田区の水と緑がどのように変化してきたのかを地図と写真を使って説明されました。千代田区の本来持っている質の高い水と緑のストックを守り、また創っていくことが重要であること。またそのためには何が必要で何が課題となっているのかななどを、資料としてのオリジナル（原典）や、参考となる日本や世界の公園や道路の写真を紹介し、説明されました。また最後に質疑応答がありましたがたくさんの人から発言もあり、本当に参加者の人達と一緒に水と緑の景観について考えることができた貴重なセミナーでありました。

私は必ずオリジナル（原典）の資料から考えるという先生の姿勢にも教えられましたが、水と緑のきれいな景観は決して偶然できたのではない、必ず原因があり、だから今度は私たちが未来の子どもたちにこのすばらしいストックを守り、創り、手渡していかなければならないと主張されたこと、まったくその通りだと認識を新たにしました。

主催してくれたボランティアグループは公園アダプトとして活動しています。その活動には公園課の専門知識ある職員も必ず参加し良きアドバイザーとなってきて皆、本当に感謝しています。

さて、この水と緑の景観形成に関する区としての目標ですが、平成10年に策定されました都市計画マスタープランと緑の基本計画がありますが、どちらもほぼ20年先の将来像として示されています。緑の基本計画には「骨格となる緑の将来像」として「内濠リングと外濠リングを基盤とする構造的なネットワークの形成」がマップに示され目標となっています。都市マスの方の目標は「緑と水辺を守り、つくり、つなげ、より身近なものに」を掲げ、整備方針図としては先ほどの緑の基本計画で描かれたのと同様のマップが使われ整合性がたもたれています。

最近、都市再生もしくは都市機能の更新という言葉がよく使われますが、その際、先ず優先されるはこの水と緑の景観形成であり、緑の基本計画や都市マスに示された将来像を共有することが何より大事ではないでしょうか。

『「破壊と創造」の都市計画が20世紀における都市計画の特徴であったとすれば『都市と自然との共生』は都市の拡大という課題に対し、都市計画の取り組んだ主要な目標であった』とは先の石川幹子先生の言葉です。

国においては今「市区町村による景観地区制度の創設や景観計画の策定を特徴とする景観法」が議論されており、地域においては道路や公園における住民の自発的活動も活発です。美観地区指定から70年を経た今ようやく景観行政も大きく変わろうとしています。水と緑の景観形成に如何に取り組んでいくのかは今、自治体の最大の課題と言っても過言ではないでしょう。区長は平成13年第1回定例会招集挨拶において、まちづくり方針として5点示されましたが、その中に「皇居やお濠など貴重な自然環境を生かした環境と共生できるまちづくり」さらに「江戸時代から継承された景観資源を生かした国際都市千代田にふさわしい格調高いまちづくり」と述べられています。特に千代田区の場合、皇居周辺など区のみでは景観形成はできません。それだけに

千代田区が明確なビジョンを持ち、自ら取り組んでいることに加え、関係機関に働きかけていくことも重要です。

そこで、水と緑の景観形成に如何に取り組もうとされているのか、区長にビジョンをお伺いします。

次にそのビジョン実現のための方法についてであります。

国立市の学園通りの見事な緑の景観が一事業者によって壊されてしまったのはまだ記憶に新しいところです。この学園通りはアイ・ストップとして、つまり通りの終点にシンボリックな建物である三角屋根の国立駅舎を置き視線を受け止め、まっすぐに伸びる1,800メートルの道路です。道路の緑地帯には211本の桜と117本の銀杏がどれも大木に成長し、沿道にはおしゃれなブティックや喫茶店が並ぶという市民自慢の通りでした。

そのような美しい緑の景観がなぜそうってしまったのか、また今後このようなことが、多くの貴重な景観を持つ千代田区で起きることがなきよう水と緑の景観を守り、形成するための具体的な仕組みが必要です。

その点につき、緑の基本計画には、緑地の種類ごと方針と施策を具体的に示し、区民、企業、区そして都と国の役割を示しています。さらにそれを地域ごとと緑の方針図として区民にイメージしやすくマップにしています。

都市計画マスタープランの「緑と水辺の整備」の項には具体的な記述は少ないが、分野別計画として景観形成マスタープランがあり、景観に関する最上位の計画とされています。さらにこの景観マスタープランを実現するための具体的な仕組みとして景観まちづくり条例と景観形成マニュアルを用意していることです。この景観まちづくり条例の特徴は、事業者と区の対話による事前協議にあります。景観マスタープランにこの事前協議制度についての説明があります。「この制度は、新たな建設行為に際して、住民、企業、行政が、キーワードを共通の言葉として用い、それぞれの立場で協議し、協議結果を計画・設計に反映することで『風格ある都心景観の創出』を図ろうとするものです」また、「事前協議では、主として都市計画法や建築基準法など既存の法令では扱いにくい『都市環境の質』『街の個性』にかかわる問題を取り扱います」と。ここに出てくる共通の言葉としてのキーワードは、住民、企業、行政が対話を行う際の道具として重要で条例のもう一つの特徴となっています。誰にもわかりやすく、イメージしやすいように写真とイラストなどを用いてまとめられています。例としては、「緑の環」「水にふれる場所」「見え隠れの庭」「子どもの笑顔」「年輪を重ねた樹」など50のキーワードが用意されています。このような言葉に何か地域の景観形成に自分も参加してみたいくなります。

これらは具体的な仕組みとして大変有効だと思います。この仕組みは平成5年に策定された神奈川県真鶴町（まなづるまち）の「真鶴町まちづくり条例」、通称「美の条例」がその先例とされます。私は、真鶴町（まなづるまち）を訪問しました。共通の言葉としてのキーワード集として「美の基準 デザインコード」があります。この「美の基準」に基づいて建設されたコミュニテ

イ真鶴、そして町の診療所も見学できました。また小学校の授業でキーワードである「美の基準」を取り上げていることを聞き、大変意味のあることで本当に感心しました。

国に景観法ができたならば各自治体で制定した景観に関する条例に法的な根拠ができます。真鶴町「美の条例」や「千代田区景観まちづくり条例」のような対話型（創造型）の景観に関する条例を新たに制定する自治体は増えてくるのではないのでしょうか。

私は景観形成の具体策として、第一にこの景観条例の周知も含め、住民、企業、行政が積極的に運用していくことが重要だと思います。他にも、景観に関する情報をわかりやすく整理して公開していくこと、また水と緑の景観といっても所管する課は都市計画課、生活環境課そして道路公園課等複数となっています。そのため総合的に相談を受けられる窓口も必要でしょう。

景観条例制定から6年が過ぎました。この間、平成14年には「美観地区ガイドプラン」また平成15年には「まちづくりランドデザイン」が作成されたことなど評価していますが、水と緑の景観はどう守られどう形成されてきたのでしょうか。得られた成果と更なる展開のための具体的な方法についてお伺いします。

最後に、この水と緑の景観形成に最も重要な役割をはたす道路・公園の整備についてです。公園の機能と役割は他にも、防災や健康・レクリエーションそして大気浄化などたくさんあります。よって様々な観点からの整備が必要となっているのも事実です。

現在区の公園は都市公園22ヶ所、児童公園25ヶ所、広場11ヶ所で約12ヘクタール、同じように街路樹は、区道9路線で街路樹本数約5200本そしてその緑化率約70%となっています。

区として平成元年に公園整備方針が、また緑化方針は昭和63年に定められました。そして平成10年、先ほどの緑の基本計画に道路・公園の整備方針が新たに盛り込まれました。特に道路・公園については現在整備を行ったものが目に見える景観として実現するのは30年後、50年後かもしれません。まさに後世に豊かできれいな景観を手渡していくための整備となります。

例えば、千代田区には規模、形態、土地所有、管理主体の異なる多様な緑地が存在します。このバラバラに存在している緑地をつなぐ役目を区の道路・公園が果たせないかと思います。16年度予算では「緑あふれるまちづくりを進めます」として区の花さくらの再生事業がスタートしました。857本のさくらをサポーター制度と基金を創設して再生を図ろうというもので大いに評価できるものと思います。

道路・公園整備にはこのようなサポーター制度や先ほどの公園アダプトのように区民参加のバックアップが必要です。その意味では学校で行われている環境教育との連携を始め、道路・公園に関する将来像も含めた情報の共有を進めていく必要があります。そこで今後の区としての道路・公園整備のあり方をお伺いします。

今年は、尾崎行雄が亡くなられて50年になります。現在、憲政記念館では「尾崎行雄と議会政治特別展」が開催されています。東京市長時代のコーナーもありました。私が行ったときも中

学生が団体で見学に訪れていましたが、大変多くの学校が見学に訪れるそうです。中学生時代に尾崎行雄の映画や展示に接することはどんなに幸せなことかと思います。

尾崎氏は大正10年に「軍縮」の決議案を国会に提出し、大演説を行いました。しかし、その法案は賛成38反対285で否決されました。その時、与謝野晶子は「尾崎先生は『権力としての政治』から『人道としての政治』『芸術としての政治』に立った先駆者である」と賞嘆し激励したそうです。

今回、強く印象に残った言葉ですのでご紹介させていただきました。

以上、水と緑の景観形成について区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大申議員のご質問のうち、水と緑の景観形成についてお答えいたします。

大申議員のご質問を拝聴いたしまして、私は改めて「賢者は歴史を学び、凡人は経験を学ぶ」という、そういう格言を思い出しました。正に先人がつくり守って育てたものを、私は再度学んでいかなければいけないという認識を持ちました。

それから、慶応の石川教授のお話が出ましたけれども、大申議員が出席されたシンポジウムとは違う場で、私も石川教授のお話をお聞きしたことがございます。

さて、都市の景観に対します私の基本的考え方は、生活や仕事の場としてのまちの姿そのものが景観であるとともに、そこに生きる人々の努力によって守り、育てられるものであり、その地域の都市景観とは文化水準をあらわすものだというふうに、私は基本的に考えております。

そうしたことを前提に千代田区のお話を申し上げますと、千代田区は、江戸時代から綿々と続く水の都であります。皇居を中心としたお濠の水と緑のバランスのとれた美しさは、世界に誇れる貴重な日本の都市景観の1つだろうと思います。その景観を守り、育て、創出し、そして後世の人々に継承していくことは、21世紀に暮らす私たちの使命であると基本的に考えているところであります。

お話にもありましたように、千代田区のみちづくりの基本的方向を示す「千代田区都市計画マスタープラン」では「水と水辺を守り、つくり、つなげ、より身近なものに」を、目標の1つとしております。また、まちづくりの方向性を全体的かつ総合的に示します、昨年お示ししました「千代田区まちづくりランドデザイン」では、快適環境のデザインを1つのキーワードにいたしまして、水と緑の骨格や風の通る道など、水と緑のつながりを舞台にした、多彩で重層的な快適環境づくりの展開を目指すということもランドデザインで申しております。

区といたしましては、江戸期から受け継がれた貴重な景観資源を生かし、国際都市千代田にふさわしい、格調高い景観まちづくりに今後も努めてまいります。

なお、以下の質問については関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〈まちづくり推進部長答弁〉

大申議員のご質問のうち、ビジョン実現の方法についてお答え申し上げます。

国際都市千代田にふさわしい、水と緑の景観形成のビジョンを実現していくため、これまで皇居を中心とした水辺や緑地空間の保全・創出、快適な歩行者空間の確保、街路景観の創出など、水と緑の骨格の形成や風の通る道の整備により、快適環境づくりを進めてまいりました。

もとより、景観まちづくりは、区と企業、住民自らが景観形成の担い手であるという自覚を持つことから展開されていくものと認識しております。このため、区では、景観まちづくりを誘導する共通のキーワードと対話の場を用意し、様々な立場の人々と主体的な参加と協力による景観まちづくりを推進する体制を整備しております。さらに、景観形成について、生涯学習出前講座のメニューに加えるなど、あらゆる機会を活用し、景観まちづくりの普及・啓発に努め、住民発意による景観形成の推進に努めてまいります。

一方、現在、国会において審議中の景観法では、良好な景観の形成を図るため、自治体により積極的に景観形成を図る地区の指定や、建築物等のデザイン、色彩を規制する「景観計画」の作成ができるものとされております。また、都市緑地保全法等の一部改正により、都市における緑地の保全、都市の緑化、公園整備を総合的に推進することができるなど、良好な都市環境形成の促進が可能となります。

今後とも、都市計画マスタープラン、景観形成マスタープラン、まちづくりランドデザインなどを指針としつつ、景観緑3法を効果的に運用しながらビジョンを実現させ、次世代に残せる魅力ある水と緑の景観形成に努めてまいります。

〈環境土木部長答弁〉

大申議員のご質問のうち、水と緑の景観形成に重要な要素である道路・公園整備のあり方についてお答えいたします。

区内には、皇居を中心とした内濠、外濠などの緑、神社等の緑、都立の日比谷公園や区立の清水谷公園など、各種の公園や道路の街路樹等の緑と、そして、内濠・外濠をはじめ神田川や日本橋川の水面が水の軸として位置しており、人々に潤いと安らぎを与えております。木々に囲まれた公園や千鳥が淵、外濠の緑道は憩いと安らぎの空間として、桜の時期だけではなく、四季を通じて多くの人々に親しまれております。

区といたしましては、これらの公園や緑地、街路樹など緑の整備に当たりまして、個々での利用面や景観等に配慮した整備、再開発等における緑空間の確保、また、川沿いでの親水化・緑化を図るとともに道路・公園のアダプトを進めるなど、地域の方々の参加のもと、緑や景観の創出に努めてまいりました。

今回、区のさくら景観保全のため「区の花さくらの再生計画」を策定し、広く情報を、提供するとともに協力を呼びかけるなど、幅広い情報の共有化が大切と考えております。今後は、こうした緑や景観の整備保全や管理に加え、千代田区全体を1つの緑地、公園、水辺とした視点からとらえ、個々の公園の特徴を生かしながら、統一性を持った整備や、公園・緑地等を結ぶ道路を緑の軸として整備し、点から線へ、そして面へとネットワーク化を図るとともに、様々なまちづくりの中で、地域の方々や企業の協力のもと、景観の保全や緑の創出を図り、人々に安らぎと憩いの場を提供することが重要と考えております。このため、国や都はもとより、地域の方々や企業と連携を図りながら、個々の公園・緑地の整備や緑のネットワーク道路の整備、水辺の空間確保や親水化など、今後、幅広く検討する必要があると考えております。

### まちづくりの仕組みについて

#### ▼平成14年第1回定例会

平成14年第1回定例会に於いて公明党区議団の一員として一般質問させていただきます。

最初に先日の区長の区政運営の所信について私の感想を述べさせていただきます。この度、区として財政に関係の情報を区民の皆様を示すことが出来ました。このことは、予算編成方針に「区民の方の施策の選択に資するものとしていく」とあるように多くの新たな施策の提案を示し選択をしていただく際、是非とも必要な情報であります。今後の厳しい日本の経済情勢また区の財政構造を考えるときなぜ、どう財政が厳しいのか、また将来はどうなるのかという不安を抱かれている区民の方々に財務情報を示し説明していくことは非常に重要なことです。私もかねてより主張してきたことで大変評価のできることでと思います。さらに縦割りを廃し区民にとってのサービス重視の体制、組織への見直し、また行政評価制度の導入と経営のマネジメントサイクルの確立、そして顧客満足度で計る成果重視の区政へと決意を述べられました。これらの区政運営の基本については、自治体としても先駆的な運営となり区民にとって真に必要なサービスの実現につながっていくものと確信しています。

さて、私はまちづくりの仕組みについて3点質問させていただきます。

20世紀後半の50年間、東京は一貫して人口の増加と経済の拡大のなかで都市づくりが行われてきました。どういう都市づくりかという戦後の日本社会全体が経済最優先の歴史であったように、都市づくりも例外ではありませんでした。そこには文化とか環境とかコミュニティという発想、視点は欠けていたと言ってもいいでしょう。バブル時代にそのつけは回り都心においては虫食い状態のまちとなってしまいました。今後は大幅な経済成長は望めず財政的な裏づけは乏しく都市づくりの財源は厳しくなっています。従前のいわゆる行政主導の都市づくりの発想を延長するだけでは解決が図れなくなっているのも現実です。今や行政、住民、企業、NPOやボラ

ンティアなど多様な主体が連携し参加することによりまちづくりを行う時代になったのではないのでしょうか。都市づくりはまさに50年ぶりの大きな転換期にきたと思います。

そこで、私はまず都市計画法が大きく変わったことを指摘し、まちづくりの将来像、目標について触れておきたいと思います。

平成12年4月に地方分権がスタートし特別区も「基礎的な地方公共団体」として位置づけられ特別区の自主性、自立性が強化されましたが、それに合わせ都市計画法も平成12年より大幅に改正となりました。都市計画法は昭和43年に制定されてより昭和55年の地区計画制度の創設、平成4年の市町村マスタープランの創設と改正が行われてきました。さらにこの度大幅改正となりましたがポイントは大きく三つあると思います。

一つは地方公共団体の行う都市計画に関する事務が自治事務となったことでもあります。つまり国とか都からの指示で行うのではなく自らの仕事として行うこととなりました。自治事務になったことから条例制定領域が拡大し、最近まちづくり条例を定めようとして検討する自治体が多くなったのもそのためだと思います。

二点目は都市計画を決定するに当たっては区市町村が中心となることと改正されました。よって地区計画決定も都から区に大幅に権限が移譲されました。

そして3点目は、都市計画法の第3条に「地方公共団体は、都市の住民に対し都市計画に関する知識の普及、及び情報の提供に努めねばならない」という項目が新たに追加されたことでもあります。この項目は今後のまちづくりを進めていく上で住民参加という点で特に重要な項目だと思います。私もそうですが都市計画法と聞いただけで難しいと思ってしまい、自分たちには関係ないことと、遠ざかってしまいがちです。先日、あるまちづくりフォーラムに行ってきましたが、20歳の学生がパネリストとして話されていました。「なぜまちづくりに興味を持てなかったか、それはまちづくりのイメージがわからない。利害関係者だけが参加すればいいというくらいのイメージしかなかった。」と。彼は成人式の実行役員も勤めた青年ですが、彼をしてそうなのですから若い人達のまちづくりに対する関心度がわかります。「まちづくりはもっと身近なものになりました。」と、住民参加の促進をすすめるため、地方公共団体は広く情報提供しなさいという内容が加わったことはきわめて大事で都市政策が経済優先から住民のための政策へと大きく方向転換したことを意味するものではないでしょうか。これらの改正は、区市町村が地域の住民と一緒にあって地域の特性に応じたまちづくりを行う上から必要な法改正となりました。次にまちづくりを進める上での将来像、目標についてですが、これは各区市町村で都市計画マスタープランとして定められています。計画は概ね20年先を展望したものとなっています。

当然ですが基本構想とリンクされておりまちづくりの目標となるものです。本区でもそれ以前にありました(昭和62年に作られました)が「まちづくり方針」の見直しも踏まえ平成7年よりマスタープラン作成の作業に入り平成10年3月に策定されました。区民に大変わかりやすく書かれ、各分野の目標と方針が示され、住民、企業、行政がそのためにどう取り組むのかも明確で

あります。さらに住民参加によるまちづくりのフローチャートもついています。そこには、「1. 問題点を見つけよう。2. どんなまちにしたいか考えよう。3. 地域で話し合おう。行動しよう。4. ルールを決めよう。計画を作ろう。5. 実現しよう。」の5段階のプロセスとなっています。さらに具体的成果の指標まで示され他区にもなかなかない優れたマスタープランとなっています。

地方分権もあり都市計画法の改正もありました。また石川区長になり新たな基本構想もできました。このような時、まちづくりの将来像、目標を区民に明確に示すということはきわめて大事であります。そこで最初に区長にこの都市計画マスタープランと今後のまちづくりについての所見をお伺いします。

次にマスタープランに示されたまちづくりの目標を実現するためにはどうしたらいいのか。私たちのまち、地域を良くしていくためには具体的にどうしたらいいのでしょうか。法制度面で変わったといっても具体的にはどうなのか。単に行政の仕事にとどまるのではなく、行政、住民、企業、NPOやボランティアなど多様な主体がまちを愛し、考え、ともにささえていく時代になったことは述べました。これらの主体が積極的な参加と連携により進めていくこととなります。地域の住民の声がどう形になっていくのかは国土交通省のホームページに問答形式により説明されています。「ぼくたちの意見も聞いてくれるかな」の問いに答えて「都市計画についての法律のなかには多くのメニューが用意されており、例えば学校の近くに特に静かな環境を確保するときのように、地方の判断で特別の制限を決めることも可能です。住民の皆様とも議論しながらこうした仕組みを使いこなして地域に最もふさわしい都市計画を定めていくわけです。」と。また「都市計画の中でも身近なまちづくりのために定められている地区計画については住民の皆様で話し合っって市役所などにその策定を要請することも出来ます。」とわかりやすく紹介されています。このように住民の発意から多様な主体の連携のもと、地区計画の策定をもとめることも今回可能となりました。ずいぶんまちづくりが制度上身近になりました。そのような今こそ、区として具体的なまちづくりの仕組みをつくるべきだと思います。

千代田区としては今まで公社を中心にまちづくりを進めてきました。まちなかへ積極的に入っていき地域住民の声をくみあげ今まで6つの地域で千代田区型地区計画として決定をみました。そこにはコーディネーター役として大変な努力があったことも聞いています。

平成15年度より「地区計画」は公社から区が担当することとなります。組織もこの4月より都市整備部は「まちづくり推進部」と名称も変わります。住民との徹底した対話は公社だからある意味できた部分もあり今後職員という身分でどこまでできるのかという不安もあれば期待するところもあります。

そこで身近なまちづくりの具体的な仕組みとして区はどのようなものを考えておられるのかお伺いします。

まちづくりについては法整備もでき、目標も明確になり、具体的なまちづくりの仕組みが大事だ、ということは述べましたが、最初から地区計画とはいかなくとも、地域の小さな発意からとでも

いいでしょうか、住民自ら起こしたまちづくりもあります。それは公社が育ててきたまちづくりサポート事業です。一つの例として花咲かじいさんというグループを紹介させていただきます。JR 飯田橋駅から南へ伸びる早稲田通りには色とりどりのパンジーの花がきれいに咲いています。3日には桜草にかわるそうです。ガードレールに設置された花かごは150個になります。花は季節ごとに植え替えられ約700メートルの商店街は、いつも花でいっぱいとなっています。そのグループの代表の女性の方は「住み慣れた地域を花でいっぱいになりたい。そして花を通して心豊かなふれあいのまちを作っていきたい。」と話されていました。「花咲かじいさん」の特色は、地域に根ざした運動を展開されていることで、富士見小学校との総合学習を通しての交流もあります。また花かごを設置したお店や家の方に里親になってもらい水やりなどのお世話をお願いします。花かごを設置して2年たちますがまちには思いもなかった変化が生まれました。それは放置自転車やごみが減ったことです。こうも語っておられました。「残念なことです、吸殻や空き缶を平気でかごに捨てる心ない人もまだいます。ただこれまで私たち住民もポイ捨てを見過ごし、ごみの処理は行政任せにしてきたと思います。しかし小さな命と多くの人が関わりあうようになって意識が変わりました。ごみを捨てさせない。気がついたらごみを片付ける。自分たちがまちのために何ができるかを考えるようになりました。」と。ちょっと長くなりましたが花を通しての立派なまちづくりとなっている例といえます。そして今回区長挨拶にもありました道路、公園のアダプトシステム（里親制度）として拡大することができました。他にも多くのこうしたボランティア、あるいはNPOが千代田区には活動しています。地域のそうした活動がまちづくりにつながっていくと思います。

そこで、これら地域の発意ともいえるボランティア、NPOの活動を育みつなげていけるような区として支援策を最後にお伺いします。

以上3点、まちづくりの目標であるマスタープランと今後のまちづくりについて、また具体的まちづくりの仕組みについて、そしてボランティア、NPOをどう育てていくのかについて質問しました。区長並びに関係理事者の明快な答弁を期待し私の質問を終わります。

(参考 区のビデオ264番に花さかじいさんが紹介されました。下記をクリックして下さい)  
<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp/video/video.htm>

〈区長答弁〉

大串議員のまちづくりに関しますご質問にお答えをいたします。

ただいま、まちづくりに関しますいろいろな貴重なお話をいただいたわけですが、私自身も、まちづくりというのは単にハードということだけを考えるべきではなく、やはりソフトと申しますか、どうやったらこの地域がそこに住み、働く人にとってより良い地域になるかと言うことを地域で大いに議論をし、そしてつくり上げていく。それが時には都市計画という手法に

なったり、あるいはもっと違う考え方でまとまったりすることが往々にあります。正に私はそういう過程が一番大切なんだろうと思います。その仕組みの中で最も、いま申し上げましたことの中核的な仕組みが地区計画制度だろうと思います。これは大変一定の地域で合意形成をするには時間がかかります。しかし、そのことは、ある面ではその地域の方がたが自分たちのまちをどうするかという大変ご熱心な議論になり、そしてある面ではそのことが大変まちづくりに私は有効だろうと思います。

あるいは、お話のように、今回アダプト制度という里親制度を提案させていただきましたが、これもハードというよりも、むしろ地域全体が出来るだけ自らの手で、そこにお住まいになっている方、あるいは働いている方等々によってより良い環境を作っていくという、そういう行動なり考え方を持っていただきたい。あるいは持つべきであるということの一環としてアダプトという考え方を広げていただきました。これは、将来的には公園だとかそういうところにまで広がっていかねばいけないし、広げていくべきであろうと思っております。

ご質問の中での都市計画マスタープランにかかわる部分についてお答えを申し上げます。

千代田区の都市計画マスタープランは、街づくり懇談会や街づくり協議会、都市計画審議会等で検討を重ね、さらに説明会、シンポジウムの開催など、正に区民参画のもとに平成10年3月につくられたものでありまして、内容的には、千代田区の地域別の将来像や都市の基本的な骨格をうたったものであることはご案内のとおりであります。

昨年の第一回定例会におきまして、私は住宅と業務、商業活動が共存・調和したまちづくり、あるいは区民や就業者にとっても安全で災害に強いまちづくりなど、5つの観点から、昨年の第一回定例会でまちづくりを進めていく所信を申し上げたところでありまして、これも区の都市計画のマスタープランの将来像の実現ということを念頭において、こうした考え方を申し上げたわけでございます。

さらに、このたびの三次の基本構想及び基本計画においても、今後のまちづくりの基本的方向や具体的施策を明らかにしたわけですが、これも今までつくられた都市計画マスタープランと言うものを十分踏まえ、そして、この千代田区がより一層都心の魅力にあふれたまちづくりになるように考えたものでございます。

一方では、今年度この千代田区の土地や建物にかかわります現況調査を、と申しますか基礎的な調査を実施してまいりました。そうしたことを踏まえまして、今後の土地利用のあり方につきましても、地域の方がたのご意見を頂戴しながら、さらに調査を進めて、考え方をまとめるということになろうかと思っております。

詳細につきましては関係理事者をもって答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願ひも申し上げます。

〈都市整備部長答弁〉

ただいま大申議員からまちづくりの仕組みなどに関する質問をいただきまいたけれども、その中で触れられたもろもろの点、区長も申し上げましたけれども、私も強く同感するものであります。ハードだけでなく、まちづくりというのは人間関係づくり、ネットワークづくり、それがあって初めてまちづくりだと思っております。これからもそうしたまちづくりを進めていきたいと思っております。

具体的な質問にお答えいたしますが、まず最初に、まちづくりの具体的な仕組みについてですが、まちづくりは地域住民、行政、企業、NPOなどが互いに協力しあって進めていくものであり、そのための第一歩は、まちづくりを身近なものにすることであると考えております。そこで現在区では、都市計画審議会に公募区民を入れたり、一般の方がたの傍聴が出来るようにするなどまちづくりへの区民参画を推進してきたところであります。今後さらに地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくため、地域の方が自由に参加できるワークショップの活用などを図ることも考えております。

また地方分権により区が主体的に都市計画を決定することができる範囲が拡大したことによりまして、地域特性に応じたよりきめ細かな都市計画が可能となりました。例えば中神田中央地区の地区計画は、地域の発意や特性を踏まえ、弾力的な制度の運用を図り策定されております。今後とも地域の方がたとお話し合いをしながら、それぞれの地域にふさわしい地区計画など、まちづくりのルールづくりを進めていきたいと考えております。

次に、小さな発意を育みつなげていくための支援策についてであります。ご指摘の通り地域からの意見や発想をくみ取る方法を充実させることは大切であると考えております。例えば街づくり推進公社が進めているまちづくりサポート事業を契機として、地元のNPO組織が立ち上げた東松下町のコーポラティブハウスの建設においては、私どもの建築物共同化住宅整備促進事業、いわゆるミニ優良、これによる助成を行うとともに、街づくり推進公社におきましても、事業参加者の募集の支援を行っております。

また、来年度からまちづくりに関連した新たなホームページを開設する予定ですがその中に意見欄を設けるなど検討してまいりたいと考えております。

今後とも地域住民とともに、きめ細かなまちづくりを進め、魅力あふれる千代田を目指してまいります。

#### 〈政策担当部長答弁〉

次に協働のための窓口の設置についてでございますが、現在NPO等からの問い合わせや活動相談等につきましては、事業を実施している各担当課が対応しています。しかしながら、NPO等の活動分野の多様化・複雑化が進むなど、個々の対応には限界がございます。

今後は全庁的な協働の拡充を目指し、NPO等の社会貢献活動に関する情報の収集・提供を行うほか、協働事業にかかわる情報の公開を進める窓口を設けることも含めまして、協働に向けた環境づくりを図ってまいりたいと考えてございます。



## 税金の使い道を明らかにせよ！

### 平成26年度予算について

#### ▼平成26年第2回定例会

平成26年第1回定例会にあたり、公明党議員団を代表しまして質問を行います。

昨年の9月、国連は「世界幸福度報告書2013」(World Happiness Report2013)を発表しました。国連では、現在の国の豊かさを図る代表的な指標となっている GDP の限界を認識し、新しい指標の開発を目指しています。国の豊かさを本来の人間の幸福や尊厳で図ろうという新たな指標「幸福度」であります。

2011年7月に、国連で国連加盟国に幸福度の調査を行い、結果を公表し公共政策に生かそうとの決議、いわゆる幸福決議が成立しました。そのことを受けて、2012年4月に、ブータン国首相が議長になり国連ハイレベル会合が実現し、最初の「世界幸福度報告書が発表されました。今回はその2回目となるものです。

デンマーク

ノルウェー

スイス

オランダ

スウェーデン

となっており、北欧諸国が上位を占めています。日本は、43位でした。(ちなみに前年は44位でした)ものが豊かで、治安も良く、便利な国日本がどうして幸せでないのか。過去、類似の調査が他の機関から発表されてきましたが、日本は同様に下位の評価となっています。国連での評価の基準は、7項目あり(①と②が)富裕度、③社会の支え、④健康度、⑤選択の自由度、⑥社会の寛容さ、⑦政治のクリーン度などとなっています。これらは、国と政治に関するものが3項目、社会に関するものが2項目、個人に関するものが2項目と分けられるかもしれません。私は、日本はこの内、社会の支え、社会の寛容さ、選択の自由度など主に社会に関係する指標が他の国に比較して低かったのではと思います。(グラフを提示)日本語版が出ていないのが残念です。いざれにしても、報告書をきちんと分析し今後の政策にいかしていきたいものです。

この今の日本社会に警鐘を鳴らすのは、昨年の区民集会で防災講演を行っていただいた山村武彦氏です。著書「近所の精神」の中で以下のように述べています。

「恐ろしいのは自然災害だけではありません。日本だけでも毎年、自然災害の数倍もの犠牲者を出す深刻な災害があります。いじめを苦にした自殺を含め自殺者が毎年3万人を超え、無縁死は年間32000人に及び、孤立死は65歳以上だけで15000人に達しています。私はそれを社会災害と呼んでいます。」と。そしてその対策についてですが、隣組のような真の共同体が必要である

とし、以下のように述べられています。「今、求められる隣組は、国家や為政者の道具ではなく、強制され押し付けられることのない自分たちが自分たちのために役立つ自由な真の共同体です。自然災害と社会災害を克服することを目的とする人と人を結び合うための共同体です。」(「近所の精神」より)と。

社会災害であるともいえる今の日本社会の現状を行政の所為にしたり、行政になんとかしろというのではなく、真の共同体、つまり共同体自治の構築こそが必要なのであり、そのことにより自然災害と社会災害を克服できると述べています。私も全く同感であります。社会災害の克服はまた人間の幸福や尊厳を高めることにもつながります。

幸福度報告書は、個別の国に関して勧告のようなこうしなさい、こうあるべきだ、のような記述はありません。よって、それぞれの国が報告書をどう受け止めるのかということが重要です。日本はどう受け止めればよいのか、この度の山村氏の指摘はとても参考になると思います。是非とも政策に生かしていきたいものです。

さて、最初の質問は平成26年度予算についてであります。

昨年の第1回定例会で、区長選挙後初の議会であります。区長は今後の区政運営の基本方針を述べられました。その中で、「豊かな地域社会」の実現を目標として掲げられ、そのためには①地域コミュニティの強化と②多くの人々の参加と協働に取り組むことが必要であるとされました。特に、コミュニティに関しては、「東日本大震災を始め、独居老人の孤独死、いじめ問題など・・・(の)課題(に対し)・・・まさに現在、ご近所の底力、地域コミュニティの意義・重要性を改めて見つめなおす時がきているのではないのでしょうか」とその重要性を強調されました。

この「豊かな地域社会」を目指すこととしたことは、3. 1.1大震災の教訓にも通じますし、先ほどの山村氏の指摘とも重なるものでもあり評価いたします。

平成26年度予算は、その「豊かな地域社会」実現へ向けての実質初の予算となります。よって、予算の特徴も、予算の目指すものも明らかであります。ところが、「予算の概要」の予算の特徴の項にもまた今回の区長招集挨拶での平成26年度予算の説明にも「豊かな地域社会」という文言は出てきません。「区民生活の安全を確保し、安心を支えるために積極的・効果的な事業展開を図る予算」との大見出しで、説明にも「安全・安心・快適」という文言が繰り返されます。

昨年の予算特別委員会において、私はこの点を指摘させていただきました。(選挙後時間がなく、予算の概要の特徴に記述するに体系的に整理する時間がなかったとの答弁でした)

安全、安心、快適を否定するつもりはありません。区民の生命、身体、財産を守ることは法律にも条例にも書かれていることで、自治体の責務であり、区民の安全を確保することは当然であります。ただ、そのことを予算の特徴や予算の目指すものとするにはちょっと違和感を覚えます。一つの目指すべきものがあり、その実現のための手段として安全、安心、快適、(便利)があるのならまだわかります。

安全、安心、快適という文言に反対する人はなく行政用語としては使いやすいのかもしれませんが。しかし、「豊かな地域社会」の実現という目標を掲げた以上は、安全、安心、快適、便利を前面に出すのではなく、きちんと予算の目指すものとしての「豊かな地域社会」をまずは記述し、説明もすべきではないでしょうか。特徴、目指すべきものとして明確にしなくては、区民と共に「豊かな地域社会」の構築は不可能だからであります。

そこで、改めて区長に平成26年度予算の特徴、目指すものは何かお伺いいたします。

次に、「予算の概要」についてであります。

冊子となつての「予算の概要」は、平成15年度より作成されており、年々バージョンアップされてきています。私たちの税金はどのように使われるのか、区民のもっとも知りたいことであります。誰が読んでもわかりやすく写真やイラストを多用し、ポイント欄を設けるなど工夫され大変よくできていると思います。今では案の段階からホームページに公開され、出張所や図書館でも閲覧できるよう「予算の概要(案)」が置かれています。難を言えば、年々情報量も増え今では随分厚くなりちょっとかさばるということ、それから手に入れるためには有償で買わなくてはならないということです。

かさばる点については、予算の特徴が明確になればそれに関係する事項をまとめA5サイズ(いわゆる公式ガイドブックサイズであります)にして別途作成しても良いと思います。「概要の概要」または「予算の公式ガイドブック」の作成であります。そうすれば皆が気がるに持参でき、皆で議論もできるようになります。積極的な情報提供が必要ですが、いろいろ工夫をして区民にやさしい情報の提供を今後も行っていく必要があります。

予算の概要の配布の件であります。現在、「予算の概要」は区民も事業者も一律600円の有償販売となっております。行政は、あくまで区民の皆様から権限の付託を受けて予算を編成し事業を執行しています。「予算の概要」はその付託にどう応えていくのかといういわば報告書でもあります。本来であれば一家に一冊お届けしてもよいものであります。「自分たちの税金がどのように使われるのか、知りたければ買って読みなさい」というのはどこかおかしいと思います。希望する区民には無償にて提供してはどうでしょうか。

また、予算の成立後、各出張所で予算説明会を開催することも必要なことであります。子育てや防災など分野別に開催しても良いと思います。丁寧な説明と区民との意見交換の場としてはどうでしょうか。定期的で開催することにより、区民の参加と協働も地域の自治も育ち、そのことが「豊かな地域社会」の実現につながっていくことと思います。

各出張所での予算説明会の開催を提案します。合わせてご答弁ください。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えします。

予算編成に関するご質問にお答えいたします。平成26年度の予算の編成に当たっては、「選択と集中」という観点から、単年度予算の中で、特に重点的に取り組むべき最重要課題として「安全・安心」を挙げました。そして、「安全・安心」は「豊かな地域社会」を実現する上で1つの重要な要素であるというふうに私は思っておりますし、多分大串議員もその認識は同じだろうと思います。

しかし、「豊かな地域社会」は、安全・安心だけではなく、「地域に住み、働き、学び、集う全ての人々が、お互いにその存在を認め合い、尊重し合うことによって、安全・安心で快適に住み続けられる社会」になるものと思います。そして、そのことは、「孤立することなく、つながりや助け合いを実感できる社会」「生涯にわたり充実した文化活動が行える社会」「地域のさまざまな課題を共有し、その解決に向けて主体的に取り組める社会」などが総体的に実現される社会が「豊かな地域社会」であると思っております。この点については、大串議員と認識はそう違いがないだろうと思います。

26年度の予算編成に当たりましても、こうした点を意識して編成を行いました。今後、改定基本計画の中で、こうした視点を明確にし、中長期的に取り組むべき施策を明確にしていきたいと思います。

なお、詳細、他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〈政策経営部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、まず、予算概要の配布についてでございます。

ご質問にあるとおり、「予算の概要」は有償で頒布させていただいております。これは、有償頒布というのは区の規定に基づくものでございまして、「予算の概要」だけではなくて、他の計画等も同様に、印刷経費等のコストを計算いたしまして販売しているものでございます。一方で、この印刷物をPDF形式で電子化をいたしまして、千代田区のホームページにそのまま掲載しておりますので、必要に応じていつでも閲覧・印刷できる状態にしております。

議員もう1つご提案の、「予算の概要」のコンパクト化という、小型化ということなのですが、かつて試作を試みたことがございました。主に、そのときは、皆様にまで一職員の中での配付でございましたけれども、見やすさに課題がある。やはり小さくしたときの見やすさには課題があるということで、その後の作成には至らなかったという経緯がございます。

次に、予算説明会の開催についてのご提案でございますけれども、ご指摘のとおり、「予算の概要」の副題にもあるとおり、予算というのは1年間の「区の仕事のあらまし」でございます。ですから、その内容を広く区民の方に知っていただく、その重要性は認識しております。予算の内容の周知については、広報千代田の特集号だけではなくて、さまざまな機会を捉えて行うように努めてまいりたいと考えております。

〈再質問〉

14番大串ひろやす、自席から再質問させていただきます。

「豊かな地域社会」と安全、安心、快適との関係は、今、区長の答弁がありましたので、わかりました。欲を言えば、そのことを予算の概要の特徴にもしっかり明記していただきたかった。それから、区長の招集挨拶の中でも、最初からそのように述べていただきたかった。(発言する者あり)それはもう、よろしくお願ひしたいと思います。

質問は、「予算の概要」の配布の件なのですけれども、印刷経費はいただきますよと。それから、PDFがあるので、読みたければプリントして読みなさいよと。これはちょっと、区民の方に対して、ちょっと冷たい答弁。印刷経費を全てもらっているかという、そうではないと思います。以前、「総合福祉計画」を一家に1冊配布したときもありました。だから、予算というのは、区民の皆様のものですから、区民の皆様が税金を払って、その税金がどう使われているのかということ、行政に負託して、編成も執行もやってもらうわけですから、それについて、このように区民の皆様の税金を使いますよということをやっぱり報告する。これは行政として私は必要なことで、報告する手段としては、やはり、それ、「予算の概要」、これをやはりお配りする。もちろん、だから一家に1冊というのではなくても結構です。それは希望する区民の方には無償で、当然それは、僕は配布してもいいんではないか。

それから、説明会でですけど、これもやはり、区長が掲げる「豊かな地域社会」というのは、区民の皆様の参加と協働、それから自治が必要だということですけど、そのためにはやはり丁寧な情報の提供が必要です。そのためには、行政が地域に出て行って、こういう予算を編成しましたけどいかがでしょうかと。で、議会で議決した後、こういう内容ですよということを地域の皆様に説明するのは、私は、必要なことだと思います。ぜひ、そのことを検討していただきたい。再度ご答弁をお願いしたいと思います。

〈政策経営部長答弁〉

大串議員の再質問にお答えをいたします。

「予算の概要」について非常に高く評価していただきまして、つくっているほうとしては、本当に感謝をしたくなっています。

確かに、希望する方に差し上げて、よりわかっていただくということは大事なことで、そこは否定するものではないのですけれども、今まで一答弁の中でも申しましたけれども、一通り、有償で配布しようという、頒布しようという、決まりというか決め事しておりますので、有償でなく無料で頒布する必要もあるかどうか、その辺については十分に、そのあり方というんですかね、全体のバランスも考えながら検討させていただきたいなと思います。

説明会についても、今ご質問の中にありました、「豊かな地域社会」をつくるために、やはり区民が自分たちの地域のことを、区政、区のことを考える、その材料として十分に使えるという、

そのご指摘はもっともでございますし、私どもも、現在作成しております「参画と協働のガイドライン」の中でも、できる限り地域のことを皆さんがお話し合いできるように、情報の提供に努めましょうというようなことを考えてございますので、ご主張については、認識としては一致していると思っておりますけれども、具体的に、どこどこで、いついつ、まとまって説明会をしますよというやり方がいいのかどうか、その辺のいろいろな周知の仕方というものについては、検討していく必要があるというふうに認識しておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思っております。

## 財政白書について

### ▼平成21年第1回定例会

次に「強い財政を目指す」とされた財政白書についてであります。

白書は「現状の分析」と「これからの財政運営」の大きく二編からなっています。白書には三つの役割があるとされます。①客観的な資料となること、②現状をわかりやすく伝えること、③すなおなおメッセージ性があることの3点です。平成13年の財政白書はその全てをみたとす立派な白書であると思っております。しかし、作成されてよりさすが7年以上も経過しますとその役割も既に終えているといわれても仕方がありません。これから皆で公共を担おうというときに、また21年度は行革大綱を含む大事な計画の見直しが予定されているときに区民が財政情報を知る客観的な資料がないというのはなんとも心もとないかぎりであります。財政白書の改定が急がれるのもそのためであります。

まず今日までの達成状況を確認しておきたいと思っております。この財政白書の特徴は大きく二つありました。一つは「強い財政を目指す」とされたこと。もう一つは公会計の目的でもあります「区民の負担」と「事業の成果」の関係を明確にし「区民の行政への参加を促し」たことでもあります。「住民自治の側面からも重要である」と書かれました。

そこで、一つは「強い財政」はどこまで達成できたのか。二つ目は「区民の負担」と「事業の成果」の関係を明確にする資料はできたのか。そしてそのことにより住民の参加は進んだのかお伺いいたします。

現在、急がれる財政白書の改定はどうなっているのでしょうか。もし予定はないとするならば、それに代わる何らかのものを用意されていると思いますが、区民に現在と将来の財政情報をわかりやすく伝え、そしてすなおなおメッセージをいかにして伝えるのかお伺いいたします。

さらに、財政情報の利用ということでは自治体として取り組みねばならない新たな課題もあります。それはアニュアルレポート、いわゆる年次財務報告書の作成をどうするのかということです。昨年10月末に公会計研究会が、会合を開きアニュアルレポートの中身について議論がなされ

ました。そこでは、「公会計は作るだけでなく利用する段階にきた」とし、レポートに首長のメッセージもしっかり書き込むことで一致したそうであります。

このアニュアルレポートは前年度にどのような政策目標をたて、どのような予算を組み、その結果として政策目標が達成されたのかどうかを示すものです。達成されていないければその原因も書きこみます。同時にそこから生じてくる新たな課題や政策目標も書かなければなりません。いわば区民に年一回報告する自治体の成績表であります。既に作成済みのところは熊本県宇城市、また現在作成に向けて準備中のところは荒川区や浦安市などであります。

そこで、アニュアルレポート（年次報告書）の作成を提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

最後に、基本計画改定の趣旨と方法についてであります。

区長は招集挨拶にて、基本計画の改訂について以下のように述べられました。

基本計画の改訂は推進プログラムと行革大綱を含めて行うこと

計画期間を短くし、区政課題また区民要望に対応できる計画とすること

計画の内容はわかりやすくすること

誰もがいつでも参照できるコンパクトなものにすること

以上をもって区民に区が何を目標しているのかを明確にし、区政の目標を共有しながら区民の目線で区政運営に取り組むこととする、と。

わかりやすく誰もがいつでも参照できるコンパクトな計画ができること大変評価いたします。その上で、二点ほど質問いたします。

一点目は、この計画の見直しにより、区の総合計画全体の構成はどうかということ。今までの基本構想、基本計画、そして実施計画の三層構造が一層になると理解してよいのでしょうか。つまり、基本構想は理念もしくはビジョンのみにして、いわゆる「千代田市を目指す」と「百万人を活力とする自治体」の二つの基本方針のみにし、基本計画は期間を短縮して実施計画とするというものです。もしくは基本計画の前半5年を財源の裏づけのある実施計画とし、後半の5年を展望計画とします。そして見直しは計画期間を一年残した4年目に行うというものです。この方法をとれば有権者は政策の方向性を選挙で選択することができるようになります。

そこで、総合計画全体の構成はどのようになるのか、また基本計画の期間はどうかお伺いいたします。

二点目は、見直しの方法と計画の性格についてであります。

繰り返しになりますが、区長は住民の「何をしてもらう」から「何ができるのか」という姿勢について述べられ、「協働参画」を訴えられました。よって計画の見直し作業は、公共を共に担うであろう多くの主体の参加をえてされるべきと考えます。執行機関の単なる行政計画にとどまらない皆で担う「公共計画」としての性格を持たせてはどうでしょうか。既に町田市では公共計画

として策定済みであり、練馬区では現在見直し中ですがその策定方針に行政計画にとどまらない公共計画としていくことが明確になっています。

そこで、今回の基本計画の見直しの方法と計画の性格をどう位置づけて行うのかお伺いいたします。

〈政策立案担当部長答弁〉

大議員のご質問のうち、まず、財政白書の改定に関するご質問にお答えいたします。

区民の目線で考え、区民のニーズに安定的・継続的に対応してサービスを提供していく自主・自律した区政運営のためには、強い財政基盤が必要不可欠であるという観点から、区では平成13年8月に財政白書を策定しまして、現状の分析と今後の財政運営への提案を行いました。白書の提案に基づき、財政運営方針として、経常収支比率と人件費比率の数値目標を定めた「千代田区行財政改革に関する基本条例」を平成14年3月に策定し、安定した財政基盤の確立を目指してまいりました。この結果、経常収支比率は、平成13年度決算の79.5%に対して、平成19年度決算では69.0%となり、10.5ポイント改善しております。また、人件費比率についても、平成13年度決算の33.2%に対して、平成19年度決算では22.4%と、10.8ポイント改善しております。これらの指標改善は、自主・自律した行財政運営の確立に向け、行財政改革の不断の取り組みの成果だと認識しております。

さらに、財政白書で平成12年度決算の事業別コストをお示しして以降、継続的にコストの分析を行っており、平成17年度決算からは「主要施策の成果」にコスト分析を掲載して、コストと成果の関係をわかりやすくお示ししており、行政の効率的運営に寄与しているものと考えております。

また、財政状況をわかりやすく区民の皆様にお示するという点では、予算書とあわせて毎年発行している「予算の概要」においても、翌年度の事業や財政状況はもちろんのこと、全事業の予算・決算対比表の各種資料を添付するなどの工夫をしております。

さらに、財政の状況や事業に要する費用について、広報紙などでお伝えすることにより、区民の皆様方の区政に対する関心を高め、さまざまなご意見をいただき、また、議会においてもご議論をいただいていたところ。です。

現行の「主要施策の成果」や「事務事業コスト分析」、「予算の概要」などの内容を踏まえ、ご提案の財政白書の改定やアニュアルレポートの作成を含め、区民の皆様方に区政のあり方をもとに考えていただくために、財政状況等をわかりやすくお示する方法について検討してまいりたいというふうと考えております。

次に、基本計画の改定についてでございます。

まず、基本構想については、今回見直す予定はございません。したがって、二層構造になるということでございます。

改定基本計画では、施策レベルで課題解決の方向性と施策の目標を示す一方、毎年の予算策定時に従来の推進プログラムで示しておりました、主要な施策や施設整備の年次計画をお示しすることといたします。この結果、事業の計画については、予算編成に合わせて毎年見直してまいります。計画期間につきましては、社会経済情勢の変化や計画としての評価サイクル、単年度である予算との関係を総合的に勘案し、5年程度の計画期間としてまいります。また、できるだけ参加型の計画となるよう、策定の段階で多くの方々からのご意見をいただく機会と場の設定について検討してまいります。

## 財政白書のその後

### ▼平成16年第4回定例会

平成16年第4回定例会にあたり公明党議員団の一員として一般質問をさせていただきます。

さて、最近皆様も気づかれたと思いますが、図書館に行政資料専門の棚が用意されました。また私の地元の出張所に行きましたら同じく区政情報コーナーとしてのラックが用意されていました。そこには基本計画を始め、区民の生活に密着するいきいき百科などの福祉に関係するもの、また都市計画マスタープランなどのまちづくりに関するものなどの各種計画、そして税に関する予算の概要や主要施策の成果などが整理されて並んでいます。本庁舎区政情報ルームや区のホームページでの情報提供とは別にこのように地域の身近なところで誰もがいつでも必要な資料や情報が得られることは大変重要なことであると思います。このコーナーを主催者であり納税者でもある区民の皆さんにもっとアピールすべきと思いましたので最初に紹介させていただきました。欲を言えば「福祉」、「まちづくり」、「税の使い道」など分野ごとインデックスをつけていただくこと、また「新着資料」、「現在検討中、ご意見を募集しています」などの表示も入れていただければなお親切であると思います。

さて、私は平成13年8月に発行されました千代田区財政白書について、まる3年が経過したわけですが、今日までの取組みとその成果を中心に質問をさせていただきます。

白書のなかの白書と言えば経済白書ですが、その最初となった白書は昭和22年、戦後の2年ですが、現在は内閣府に統合されました経済企画庁の前身である経済安定本部が作成した「経済実相報告書」であります。中心的に作成したのは当時総合調整副委員長であった都留重人氏であることから別名「都留白書」とも言われ、今も白書の原点とされています。第二次大戦後、空前の経済危機に際し日本経済の実状を政府と国民が一緒に考え解決の道を探るために、都留氏独特のわかりやすい比喻を織り交ぜながら極めて平易な言葉で書かれました。昭和39年から41年まで3冊の経済白書を自らも書かれた日本経済研究センター会長の金森久雄氏は、こう述べられています。「ついに今日までこの都留白書を超越する白書は出なかった」と絶賛し、「当時の日本は、

政府は国民のためを思って政治をやっているのだから、国民は政府を信頼してついていけばよいと言う考え方である。経済（都留）白書は、こうした古い考え方を転換して、経済の実情を統計を用い細かく国民に知らせ、なぜ緊急に対策をとることが必要かを詳しく説いている。経済政策の民主化のための、客観的な資料公開の原則に先鞭をつけたのが、この（第一次経済）白書である」と。

この都留白書の原点と理念ですが、それは金森氏が指摘されたように、1点目として、政府が国民に、わかりやすい表現でありのままに国の実態を報告したこと、2点目には、発行の直前である6月に国が発表した緊急経済対策を素直なメッセージとしてまた提案としてその必要性を国民に説明したことにあつたのではないのでしょうか。以後、白書の原点と理念と言えば、わかりやすい表現を用いてありのままに現状を伝えること、そして素直なメッセージ性と提案を行うこと、この2点が必要であるとされています。

その視点で、千代田区財政白書の原点と理念は何だったのか、今一度確認しておきたいと思います。あくまで自治体の財政白書でありますので、主催者であり納税者でもある区民の皆さんに対してのものとなりますが、ありのままを伝えなくてはならないものは何か、また素直なメッセージとして提案しなくてはならないものは何だったのか。私は最初、民間の会計手法であるバランスシートや行政コスト計算書を用いて区の財政状況を説明し、区民の皆さんに今後の財政運営について多くの提案がされたものと思っていました。もちろん財政状況を正しく認識することも重要ではありますが、むしろ、それらバランスシートや行政コスト計算書をはじめとする会計情報を手段として使い、区民の負担と事業の成果をありのままに伝え、説明することにあつたのではないか。そして自治法の第2条で謳われた「最小の経費で最大の効果を挙げる」という精神を白書では「区民の負担を最小に、事業の成果を最大にすること」とあらわし、今後の財政運営について「強い財政を目指す」としながら多くの改革の方途を素直なメッセージとして提案したのではないか。そこに千代田区財政白書の原点と理念があつたと考えます。この「区民の負担」また「事業の成果」という文言は白書に度々出てきます。例えば「区民の負担」という言葉は実に13箇所も出てきます。さらに白書では「区民の負担と事業の成果を説明すること」の意義について、「区民の皆さんの行政への参加を促し」、また「住民自治の側面からもこれからまさに重要である」、そして「区民が負担との関係を判断しつつ、自主的に選択しうる仕組みが自己決定・自己責任の前提となります」と強調しています。きわめてメッセージ性に富んだ、また多くの画期的な提案がなされた白書であると改めて感心した次第です。

そこで質問ですが、この白書でのメッセージと言ってもいいと思います多くの改革の方途としての提案はいったいどこまで実現できたのかということでもあります。白書の中ではその提案の表現こそ「します」、「必要であります」、「検討します」、「提案」と異なっていますが、私の計算ですが合計15に及んでいます。その提案された代表的なものに、PDCAサイクルの確立、組織のあり方の見直し、また事業に関して人件費や維持管理費等を含めて事業のコストと成果、そし

て区民負担を明確にしていくこと、これはいわゆる「成果報告書」にあたりますがその作成、そして経常収支比率などの財政指標を内容とする財政運営方針（ガイドライン）の策定などであり、これらは「強い財政を目指し」、「区民の負担を最小に、事業の成果を最大にする」こととされた白書の目標を実現するためには是非とも実現が望まれるものばかりです。白書が作成されて直ぐの定例会で、私はこのような白書ができたことを評価した上でこれらについて導入、策定の優先順位とスケジュールを問いました。

そこで、まる3年が経過した現在、どこまでそれらは実現できたのか。また、実現されていないものは何か、その場合今後のスケジュールも合わせてお伺いします。

次に、バランスシートと行政コスト計算書についてであります。

白書では区民の負担と事業の成果についてありのままを説明する方法として民間の会計手法が用いられたことは既に述べました。自治体の会計になぜ企業会計を取り入れなければならないのかという点について「取り入れなければならないのは、手法ではなく、会計責任を果たすという会計の機能です」とは公認会計士の吉田寛氏の言葉です。企業会計の場合、経営者は株主に対して会計責任を負い、説明責任があるという関係が明確であります。同じように自治体では選挙によって効率的な税金の使い道を委ねられた首長は主権者であり納税者である区民に対して会計責任を負い、説明責任が発生します。旧来の官庁会計では予算をいくら使ったかということはわかりますが、肝心な区民・納税者の負担や事業の成果がわからず説明責任を果たせません。白書では総務省方式にてバランスシートを作成しましたが、資産と負債の差額である正味資産について、「正味資産とは、既に収入として受け入れてきた財源分が計上されているもので、いわば現在までに区民が負担してきた部分と言い換えられます」と説明されています。さらに行政コスト計算書の方の収入と費用との差額である「純余剰」について「(プラスの場合)それは次世代のための正味資産(一般財源)の増加である」と説明されています。(マイナスの場合は将来の税金)。ちなみに東京都では総務省方式ではなく独自に「機能するバランスシート」を作成していますが、正味資産についての説明は「行政と住民の責任累計」であるとされました。いずれにしてもこれらの会計情報は財政運営の責任者である首長が主権者であり納税者である区民の皆さんに、その負担と成果を説明する際に是非とも必要だということでもあります。

これまで平成12年度末のものから平成15年度末まで合計4年間のバランスシートと行政コスト計算書が作成されてきましたが、改めて正味資産とは何を意味するのかを明確にした上で、経年的にみてバランスシートと行政コスト計算書からわかることは何か。そして区として目指す理想のバランスシートはどのようなものになるのか、お伺いいたします。

次に、現状での課題と今後の具体策ですが、最初に行政評価制度についてお伺いします。

「施策の実施と見直しのルール確立」の項に、『「予算消化」の言葉に象徴される、予算は使いきるのが良いという悪しき慣習から脱し、最小の経費で最大の効果をあげるよう、施策全般にわたって、PDCAサイクルを構築します」とし、さらに「予算編成、決算の各段階で、従来にも

まして施策、事務事業の目標・手法と実績・成果を問直し、今後にかします」とその評価制度確立の意義について述べています。そして区の計画の方もそれと連動できるように策定されました。平成14年3月に策定されました基本構想・基本計画には計画の特徴として行政評価制度についての説明がなされています。そこには、「区民に『施策の目標』を明確に提示し、区民に対する説明責任の徹底、事業の継続的な改善や見直し、費用に対する大きな効果を目指す行政評価制度と連携した新たな視点による基本計画を策定する」と述べられています。その基本計画を受けて実施計画である推進プログラムと体系上なっています。つまり基本計画から実施計画にいたるまで行政評価制度に対応する計画作りになっていると私は理解しています。区としては昨年度より事務事業評価とバランススコアカードを利用した行政評価制度を本格実施し、まもなくその評価結果も公表されると聞いています。事務事業評価の対象は推進プログラムの全ての事業であります。基本計画から実施計画まで達成度合いや施策や事業の成果など区民の皆さんに報告・説明ができるということになります。

そこで事務事業評価は今後も推進プログラム事業全てを行い、基本計画の達成状況も合わせて区民の知るところとなるのかお伺いします。またその際、バランススコアカードの果たす役割は何かも合わせてお伺いします。

次に今後の具体策ですが私は3つの提案をしたいと思います。

最初に(仮称)施設白書の作成についてであります。現在、新たな課題として指定管理者制度の導入がありますが、先の定例会の三常任連合審査会にてパワーポイントを使いわかりやすい説明がありました。また改定行革大綱(案)の中での説明に、「民間開放には民営化、指定管理者制度の導入、そして民間委託(いわゆる業務委託)があるが、区が直接行うかも含めて検討する際、質の高いサービスが提供され、かつ経費・業務の効率化が図られることが重要である」と、またそれらを判断するために「行政と民間事業者の間でサービスの質と経費を比較する市場化テストいわゆる官民競争入札を検討します。また民間開放した業務や施設については定期的にその効果を測定し、評価し、見直しを行い改善していきます」とあります。そしてその検討対象となる施設は岩本町ほほえみプラザなどをはじめ19の施設と9つの業務があげられています。施設ということでは、あらたな施設整備の計画も推進プログラムの改定(案)に示されました。

そこで提案ですが、区民、議会、行政が施設の民間開放を含む施設のあり方について、議論するための素材・情報として、施設を中心とする事業の成果と利用者負担や区民の負担そして施設の維持管理費などのコストをわかりやすくまとめた(仮称)施設白書なるものを作成してはどうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に成果報告書の作成についてであります。

白書の中でその重要性や必要性がうたえられていることはすでに述べました。区ではこの白書の提案に沿う形で地方自治法に毎年作成が義務付けられている「主要施策の成果」について工夫が加えられてきたと私は理解しています。今年作成された「平成15年度主要施策の成果」では

コストの内訳として新たに人件費も示されるようになりました。しかし、区民の負担までは示されていません。逆に平成 12 年度分から公表しています全事務事業のコスト一覧の方には経費の内訳とともに財源の内訳も示され結果、区民の負担もわかるようになっていきます。しかしこちらの方には今度は事業の成果の記述がありません。

白書で繰り返し述べられた事業の成果と区民の負担がわかるような報告書として成果報告書の作成を提案します。ご所見をお伺いします。

最後に改定財政白書の作成についてであります。

現在、行革大綱や推進プログラムについて 3 年をめぐりされた見直しが行われていますが財政白書の改定は行われていません。白書では繰り返しのようになりますが、会計情報を用いて区民の負担と事業の成果を説明しようとしたこと、またその重要性和必要性が何度も主張されました。これらは今までの自治体の財務報告のあり方を一変させたのではないかと私は考えています。さらに、白書の原点と理念である、現状をありのままに伝え説明し、素直なメッセージ性ある提案を行うということが、地方自治のあり方が問われ、住民の関心も高まってきている現在、再び求められているのではないかと思います。そこで、財政白書は継続的に更新・作成されるべきと考えますがいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上、財政白書のその後と題し、3 つの質問と 3 つの提案をさせていただきます。

結びに、都留白書が「客観的な資料公開の原則に先鞭をつけた」とされますが、私なりにそれを象徴していると思われる部分を紹介させていただきます。総論（総説）の最初の部分となります。

「政府はこの際、拙速の努力により、集めうるかぎりの資料や統計を基礎として、わが国経済の現状を国民につたえ、国民といっしょに問題を考えかつ解決してゆきたいと思う。そのためには、国民一人ひとりが、国の経済をあたかも自分の家の家計を考えるかのように、つかんでおく必要がある。不幸にしてわが国統計の発達は非常にたちおくれで満足な診断書をかきあげるとはむずかしい。しかしいたずらに十全の統計ができあがるのを待つよりは、与えられた制約のなかで万全を期して、実態の把握に資するほうが、このさいは大切なのではなかろうか」

以上です。まさに書き手の熱意が伝わってくる気がします。

区長並びに係理事者の明快なる答弁を期待し私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

私が区長に就任をした当時、区の財政状況は、区が毎年必ず収入される財源の大部分が毎年必ず支出をされる職員の人件費や施設の維持管理費にほとんど消費されるという実態がございました。このままそうした状況が続くならば、区の財政は、硬直化が進み、区民の皆様に対する新し

い施策や施策のレベルアップを行うということは大変厳しいというふうに、私は就任当時、概括的にそうしたことを認識したわけでございます。何といいたしても、区民の皆さんに質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していくためには、何といいたしても強い財政、すなわち強い懐具合を持たなければいけないということが不可欠であるというふうに考えたわけです。そのために平成 13 年 8 月にお話のような財政白書というのを公表したわけでございます。

白書というのは、ご指摘のように現状を正しく認識し、そしてその中から問題点は何なのか、そしてかつ解決するための道筋を提起するというのが白書の持っている性格だろうと思います。そのために 13 年 8 月の白書は、何といいたしても、区の財政の弾力化ということをきちんとやらせないといけないという、その意味付けから、通常言われております経常的に入る収入に対して経常的に支出をする経常収支比率をどうするかという課題と方向、あるいはそうしたことを実現するための幾つかのガイドラインというものを、白書の中で解決する道筋としてお示しをしたわけでございます。白書に提起されたことを具現化するために、ご案内のように「行財政構造改革大綱」をつくりますとともに、平成 15 年 3 月に「行財政改革に関する基本条例」というものを制定したわけです。通常言われている「行財政改革に関する基本条例」は、あちらこちらの自治体でできておりますが、ほとんどがプログラム規定でございまして。しかし、私の方の提案し、議会でご議決をした基本条例は、いわゆる財政の弾力化のための目標値として経常収支比率を 85%、それから白書でも提起がありました、何といいたしても人件費が重たい、そのために人件費の比率というのを 25%程度という 2 つの枠組みの数値目標を条例の中に入れて、そして区議会でご議論をいただいてご議決をいただいたわけでございます。これはまさに条例によって可決をいただいたことは、区民との私は約束事であるということを区議会もご判断されたのだというふうに考えまして、そのための具体策として個々にいろいろな取り組みを行ってまいりまして、ご案内のとおり平成 15 年度の決算において、条例制定後初めて経常収支比率、あるいは人件費比率の 2 つの財政指標が同時に達成できたわけでございます。これもひとえに区議会の皆様方のいろいろな観点からのお力添えのたまものだろうと思っております。

なぜ私がこうしたことにこだわるかと申しますと、地方分権という時代は、自らが地域のことは決め、そして実施をするという、こういう時代でございまして。人間に例えるのがいいかどうかはわかりませんが、例えば親と子、国対地方は親と子という認識はないですけども、親と子の関係で見ますと、子どもが自立をするというのは、やはり精神的、経済的、社会的自立でございまして。そのためにやはり自らが稼ぎ、そして使い方を自らがきちんと決める、足りなかったらお金をちょうだいよという、そういう考え方は私は自立ではないと思っております。これもやはり地方自治体というものをとらえてみたときに、まさに自分のところの懐ぐあいを、ときにはは儉約をし、そして真に必要なところで使うという、こういうことがきちんとできない自治体は、地方分権、あるいは地方主権ということを言う資格がないというふうにも思っております、そ

うしたことの思いもありまして、こうした財政白書、あるいはガイドライン等を作成させていただいたわけでございます。

もちろん、白書が十分であるとは思っておりません。何といいましても、区の状況をつまびらかにするということは、わかりやすく、そして読みやすく、そうしたことが必要でございます。まだまだそういう意味では十分ではないと思います。特に区民の参加等をより進めるためには、行政の中身をわかりやすく、つまびらかに出すことであります。それは教えてやるというスタイルではなくて、理解をしてもらうようなつくり方をしなければいけないと思っております。そういう意味では、当時、13年度につくった財政白書も、まだまだ私は不十分な点があるということとは基本的に認識をしているところであります。

こうした状況の中で、平成17年度の予算編成につきまして現在鋭意取り組んでいるわけですが「第二次推進プログラム、あるいは「第二次行財政構造改革大綱」と、」いうものも、そうした一連の流れの中での作業として、それを予算に反映していきたいわけですが、改めて「平成17年度を初年度とする5カ年の財政計画」すなわち新たな中期財政計画も編成過程の中で策定をしまいたいと思っております。

いずれにいたしましても、三位一体の分権改革の中でも、必ず出てくるのは、地方もきちんと自立するためには、財政というものをきちんとしなければだめですよということは今も常に出てまいります。交付税の改革等を見ましても、余分にお金が いるのではないかということがもう必ず議論にでます。あるいは、今日のいろいろな世論調査を見ましても、分権には賛成だけれども、本当に地方公共団体がしっかりと信頼できる行財政運営をするかとなると、国民の中では半分に議論が分かれています。その1つは、しっかりと財政運営ができるかどうかということが国民の地方への信頼の判断の要素にもなっているだろうと思っております。これは過去に多くの自治体が財政再建という団体になって大変な苦労をした、こういうことが歴史の中ではもう事実としてあるわけでございまして、そういう状況になりますと、今まで積み上げた行政サービスは全部カットされるというような悲惨な状況になる、そうしたときに都道府県も、国政も助けてくれることはないです。そのことをやはり私たちはきちんと認識をして、これからは切り詰めるところは切り詰め、そして本当に真に必要なところに経費を充当するというを自らがやっていくということが対住民との信頼をより一層強めることになるんだろうと思っております。

いずれにいたしましても、幾つかのご指摘については真摯に受けとめさせていただきたいというふうに思います。

なお、詳細については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〈政策経営部長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の正味資産の意味についてですが、営利活動を目的としない地方公共団体では、株式会社の資本に当たる概念はありません。そのため資本等の名称を避け、正味資産の呼称が用いられたもので、バランスシートの借方に計上されている資産のうち、ご指摘のとおり、現在まで区民が負担してきた部分、詳細に申し上げれば、既に区民から支払われた税金や国や都からの補助金を財源として取得している金額を指すものであります。

2点目の経年的に見てバランスシートと行政コスト計算書からわかることについてですが、まずバランスシートについては、流動資産から有形固定資産への資産の移動と負債比率の低下が大きな特長となっています。この理由は、区では現在、中期財政計画に基づき、新たな記載を起こさず、基金を活用して施設整備の財源に充当しているためであります。また、行政コスト計算書については、人件費などの人に係るコストが低下傾向にあることであります。この理由は、行革大綱に基づく新規採用の抑制をはじめとする総人件費の削減に取り組んだ成果であります。

3点目の区として目指す理想のバランスシートについてですが、地方公共団体のバランスシートについては、その評価方法等が未確立であり、現時点では理想形というものをお示しできかねるのが実情であります。一例を挙げれば、バランスシートの負債の部には借入金等の状況が示されます。民間企業であれば無借金経営は優良企業の代名詞のように言われますが、地方公共団体においては、世代間の負担の公平という観点から議論のあるところであります。

いずれにいたしましても、バランスシートは行政活動の結果であり、区のサービスや負債、区民負担はどのようになるのかを示すものであります。バランスシートの作成、公表に継続的に取り組むことで、税負担と行政サービスとの関係を明らかにし、区民による施策の選択に資してまいりたいというふうに考えております。

4点目の主要施策の成果についての所見についてですが、平成14年度決算から主要施策の成果の報告書の内容を大幅に見直しさせていただきました。この結果、1事業1ページに事業概要や実績を整理するとともに、事業のコストや進捗度などを併記することで、税金がどのように使われたかをよりわかりやすくお示しすることができたものと考えております。今後ともご指摘の点を踏まえ必要な見直しを進め、区の事務事業の成果をよりわかりやすく区民の皆様にお示しできるようにしてまいりたいというふうに考えております。

5点目の財政白書改定版の作成についてですが、現在、国において「国庫補助・負担金の削減」と「国から地方への税源移譲「地方交付税改革」を同時に行う三位一体の改」、革が検討されております。これにより平成17年度と18年度の2カ年で3兆円の国庫補助・負担金の削減と住民税のフラット化による国税から地方税への税源移譲を目指すこととされております。しかしながら、これにより本区においては、税源移譲どころか減収となることが懸念される状況ともなっております。また、現在、平成12年度に実施された都区制度改革の総仕上げとして、平成18年度からの都区間の財源配分等の見直しが進められているところでもあります。したがって、財政



白書の改定に当たりまして、こうした動向を十分に見極めながら鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〈政策担当部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、推進プログラム事業の事務事業評価の実施とバランススコアカードの果たす役割及び（仮称）施設白書の作成についてお答えいたします。

まず推進プログラム事業の事務事業評価につきましては、今年度行いましたように、改定の際に実施し、改定に反映させていくことを考えてございます。なお、事業成果の状況につきましては、毎年公表できるよう検討してまいります。

また、バランススコアカードは、各事業部が1年間に取り組む重点目標を明らかにし、組織目標の共有化を図ることなどにより目標達成を着実に進めていくための手法でございます。したがって、バランススコアカードの重点目標は、必ずしも推進プログラム事業とは限りませんが、重なる場合には促進目標の側面からも当該推進プログラム事業を推進していくことになります。

次に、ご提案いただきました（仮称）施設白書につきましては、施設を中心として事業の成果と区民や利用者のコストなどをわかりやすくまとめるという内容でございますので、現在作成しております「事務事業概要」や「事務事業コスト一覧」なども活用しながら、わかりやすくまとめるよう工夫をしております。

## 税金の使い道を明らかにせよ！

### ▼平成15年第4回定例会

平成15年第4回定例会にあたり公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

税金の使い道を明らかにせよ！との国民の税金に対する関心はますます高まっています。この25日に、東京都の行った「都民生活に関する世論調査」の結果が発表されましたが、その中で税金への関心度とその内容を聞いています。関心があると答えた人の割合は昨年同様84%にも上っていました。またその関心の内容は（こちらは複数回答ですが）税金の使われ方がトップで75.1%、次が自分の納める税金で48.9%という結果でした。いかに税金の使い道に都民の関心が高いかがこの結果からもわかります。

17世紀のイギリスの哲学者トーマス・ホブズの小説に「リバイアサン」がありますが、社会契約により成立する国家を海底に住む巨大な怪獣リバイアサンに例えて展開していくものです。このリバイアサンをコントロールする必要があると主張しているのが、公認会計士で「公会計の理論」や「住民のための自治体バランスシート」という本を書かれた吉田寛氏です。本の中でこう述べています。「非効率で肥大化した政府は『リバイアサン』と呼ばれ、そのリバイアサンは主

権者の税により命を繋いでいる。このリバイアサンをコントロールするためには二つのことが必要であり、一つは主権者の判断がリバイアサンに反映させるための民主主義である。そしてもう一つは主権者が合理的な意思決定を行うためのわかりやすい情報である」と。まさにその通りだと思います。主権者のためのわかりやすい情報の提供は最重要の課題であります。

先日、私はその吉田氏を訪ねお会いすることができました。吉田氏は「子どもにつけまわさないとの決意をみんなが持つことが必要だ。税金の無駄使いはやめ、公正で透明な税金の使い方をして、将来の税金負担を無くすべきだ」と熱く語ってくれました。私は、そのためには何が必要ですか、と尋ねると「それは行政の行ったサービスの成果を簡潔で、できるだけわかりやすく納税者である区民の皆様にご伝えることです」と。その点において、千代田区は今まで情報の提供については区民の皆様にごわかりやすくそして読みやすいものをご工夫がなされてきたと思います。今年度作成された区民にわかりやすい予算書を始め、各種計画書などは利用される区民の立場、また参加される区民の立場にたって読みやすいものとなっております。

私は、子どもにつけまわさない、つまり税金の無駄使いをなくすとの決意のもと、今年度から本格実施となる行政評価制度について質問をさせていただきます。

予算決算における改革の経過の中で、評価制度はどういう位置づけになるのかを私なりに示した上で、評価制度導入の目的と基本的な考え方、そしてどういった評価制度になるのか、その特徴と活用方法を提案も含めて聞きたいと思っております。

地方自治法の第216条には例の白表紙の予算書・決算書の記入の方法について規定しています。「歳入歳出予算は歳入にあつてはその性質に従つて款に大別し、かつ各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつてはその目的に従つてこれを款項に区分しなければならない」となっています。目を加えた予算の説明書や決算の参考書も当然連動していますので同じ形式をとります。よって予算においては各事業の予定されている歳入と歳出の金額が別々のページに記入されることになります。予算を編成する際に検討されてきた税金の使途がどのような成果をもたらしたのかについての説明がきわめてわかりづらいついてはなっています。さらに歳入と歳出が分割されて予算書に掲載されるために事業ごとに発生するコストとその負担がどのようになっているのかについての記載も分断されてしまっています。この法律は昭和38年から今日まで改定されることなく続いていますが、これでは納税者の皆さん、区民の皆さんに税金の使い道である予算決算を説明することはほぼや困難であります。

住民への公表についても地方自治法243条の3には「財政状況の公表等」として定めています。「地方公共団体の長は条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況を住民に公表しなければならない」となっています。あくまで予算の執行の状況であり予算の成果の状況とはなっておりません。条例の定めるところとは区の条例の「財政事情の作成及び公表に関する条例」を言いますが、ここでも財政事情とは先ほどの自治法の243条の規定に順ずるとなっていますので同じであります。

そこで各自治体は予算については独自に様々な工夫を凝らし納税者である住民の皆様にはわかりやすく、「予算の概要」などを作成しています。千代田区では先ほど述べましたように今年度から、わかりやすい予算書を作成しました。欲を言えば私は今のものに事業ごとに発生するコストとその負担がどうなっているのかも記載していただければより親切でわかりやすくなると思います。一方決算の方は議会へ提出が義務づけられている「主要施策の成果」について各自治体とも毎年工夫、改良を加えてきました。

今や拡大・成長から成熟・低成長の時代になり社会はその仕組みやルールが劇的に変わってきています。そのような中、区民・納税者の皆様への行政の情報の提供のあり方や説明の方法については最大の工夫がなされて当然かと思えます。特に行政が行ったサービスについてその成果をコストとともに区民・納税者の皆様にできるだけ簡潔にわかりやすく説明することは首長の重要な責務であります。例えば平成8年に三重県の北川前知事が行った事務事業評価制度などはその最初ではないでしょうか。それはまた自治体全体の改革のツールとしても大変有効でありました。どういう評価制度かは自治体により異なりますが、全国にその流れが広がったことは言うまでもありません。

海外の事例になって恐縮ですが、自治体の改革ということでは、イギリスのブレア首相が1997年に就任して直ぐ示した自治体改革白書があります。ブレア首相といえもうマニフェストと有名になりましたが、イギリスの地方自治体の改善と近代化のための戦略を示したと言われるこの白書にも注目すべきだと思います。題名は「現代地方政府・住民と共に」となっています。そこには

「自治体の改革は、品質の高い行政サービスを人々に供給するためである。地方自治体を近代化する我々の課題は、ビジョンと指導力を持って身近なところで様々な課題に対処できることが重要である。我々の目的達成へ貢献し行政の品質を高めるために、他の自治体、民間、市民とのパートナーシップ（協働）を進めなければならない」とし、「大切なことは地方自治体の文化の『基本的なシフト』が不可欠である。そして地方自治体は『外の変化に敏感』であらねばならない。これにより、地方自治体がいたとところで人々の幸福に、人々の権利に貢献させるだろう。」と謳っています。そしてこの白書には四つのキーワードが出てきます。それは、

権限委譲

パートナーシップ（協働）

組織文化のシフト

ベスト・バリュー

の4点です。この中のベスト・バリューは「政策形成ツール」としての行政評価であります。その先進性は政策をゼロから発想していくこと。高い政策の理念（ビジョン）を掲げ品質を測定する。既成の発想にとらわれず、住民に焦点をあてて政策を再構築する。現状の分析、課題の抽出、解決の方向の検討、政策の立案そして評価し結果をフィードバックする一連の作業を通して、住

民が求める価値は何か、最高の品質とは何か。ベスト・バリューはそれを問い直す作業といえます。いわゆるマネジメントサイクルです。そしてその特徴として3点、

計画との一体性

市民へのわかりやすさ

プロセスへの参加と連携

であるとしします。以上が、ブレア首相が国民に示した自治体改革白書の内容であります。まことに共感の得られるものでまさに自治体改革の方途が具体的に示されたと言っても良いと思います。

さて、石川区長は平成13年第1回定例会の招集挨拶の中で五つの区政運営の基本方針を示されました。その中の3点目には「経営感覚あふれる区政」としてまず税金の使い方に対する行政の責務を述べて、その実現のためには時代の変化を的確にとらえ、地方分権にふさわしい新しいシステムを発進する、と。さらに5番目の「挑戦、変革、創造の区政」のところでは前例踏襲主義や縦割りによるバラバラなサービス提供を例に古い習慣にとらわれてはいけない、そしてこれまでの殻を脱ぎ捨て新しいものへの挑戦を訴えられ区政の運営方針とされました。

またその年の8月には千代田区財政白書を発表し、区として改革のシステム構築のための方途を具体的に示しました。そこには区民のみなさまへの説明責任を果たすのだとの決意があふれています。その内容は、先ほどのブレア首相の改革白書風の表現を使えば「古い組織文化のシフト」をまず述べています。例えば「予算消化」、予算は使い切るのが良いという悪しき慣習から脱しとあり、「前例踏襲」と「お役所仕事」は過去の遺物とする決意で取り組まねばならない、としています。次に最小の経費で最大の効果をあげるためにマネジメントサイクルいわゆるPDCAを確立しますと宣言しています。計画立案P－事業執行D－検証・評価C－見直しAのサイクル（システム）を通じて事業の目的に対する成果を計り、予算にフィードバックしていくものです。私は自治体の「文化のシフト」や「外の変化へ敏感であること」からこのサイクルにいたるまでの一連の流れ全体を指して改革を目的とする行政評価システムであると思います。白書で提案された具体的な改革の方途のうち今日までに実現したものは、バランスシートと全事務事業のコスト一覧の作成、中期財政計画の策定、財政運営ガイドラインの制定、わかりやすい予算書の作成などがあります。そしていよいよ本年度より行政評価制度も本格実施となります。

先日、9月のことですが地域での「行政評価制度のあらましについて」と題した出前講座「ほりばた塾」に私も参加しました。内容は「成果型の区政運営を目指して」として担当課長がわかりやすく説明をされていました。最初はちょっと難しい題で皆さんどう思われるかと不安もありましたが、質問も活発に行われ、「参加して本当に良かった」と好評でした。課長は、皆様からご要望があればどこへでも参ります、と言っておりましたが、このように行政評価について区民のみなさまといっしょになって考えていくことはとても意味があることだと思えます。

以上、主に予算決算の面での改革の経過と今回の行政評価制度の位置づけについて2つの白書を参考にして私の意見も交えて述べさせていただきました。

行政評価制度はまさに自治体改革のためのツールでもあり、また政策形成のためでもあり、そして税金の使い道を明らかにし、成果を納税者の皆様に説明するためのものでもあると私は考えます。

そこで今回の行政評価制度についてその導入の目的と基本的な考え方について改めてお伺いいたします。そしてどういう評価制度になるのか、その特徴と活用方法についてもお伺いします。

最後に活用方法について一つ提案があります。行政評価と会計情報は互いに連携しています。行政評価には、繰り返しにもなりますが、責任の所在、コストの把握が不可欠だからです。平成9年に日本公認会計士協会より公会計原則試案が発表されました。それは「成果報告書」を公会計の基本財務諸表に加えるとするものです。この成果報告書とは行政サービスの成果の説明とともにその実現のために要した費用の内訳、例えば人件費や事業運営費などです。そして利用者負担や補助金などの財源の内訳を示し、結果、納税者の負担まで明らかにしていこうとするものです。成果報告書とバランスシートとの関係を例えて言いますと、"子どもにつけまわさない"を目標地とすれば、現在どの辺にしているのかを示したのがバランスシートで目標地までどのように進んでいくのかを示したのが成果報告書となります。日本では福岡県福岡市が平成12年度から吉田寛氏のアドバイスを心得て既に作成しています。兵庫県川西市なども成果とコストを同時に掲載した決算成果報告書を作成しています。

区としては平成12年度の決算分からバランスシートと全事務事業のコスト一覧を作成し公表しています。そこで提案ですが、主要施策については成果報告書を作成してはどうでしょうか。成果の説明はすでに行っていますので、あと費用と財源の内訳を同時に掲載する必要がありますが、それは事務事業コスト一覧から持ってきて並び方を変えるだけで直ぐにもできると思います。それはそのまま決算のときに必要な「主要施策の成果」となるわけです。さらにそこまで記載された「主要施策の成果」は住民、納税者に「わかりやすい決算書」としても活用できると思いますが、いかがでしょうか。主権者である区民の皆様が合理的な意思決定を行うためにわかりやすい情報となることは間違いありません。ご所見をお伺いします。

以上、行政評価制度の本格実施にあたって提案も含めて質問をさせていただきました。

みんなが責任から逃げられる仕組みを中央集権と言い、責任を明確にすることが地方分権だ、とは前三重県知事の北川氏の言葉であります。分権改革をリードする区政を目指す千代田区として、前向きで積極的な答弁を期待し私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の行政評価制度導入の基本的な考え方についてのご質問にお答えいたします。

お話の考え方は、基本的に認識は一致していると思います。

今、地方分権が叫ばれております。私は、地方分権というよりも地方主権だと思っております。

国民の納めた税金がどういう形になっているのかと申しますと、6割を国が集めて、4割が地方であります。実際に予算という形で見ますと、それは逆になっておりまして地方が6で国が4でございます。ほとんどは補助金という形でそういうことが逆転しております。しかし、実際に仕事をするというのは地方でございますから、仕事ベースで見ますと実際に税金を使っているのは地方が7、国が3、あるいは8対2くらいになるかも知りません。多分、これから地方分権が進むとそのことがますます鮮明になってくる時代になると思います。そのためには、税金の使い方というのはきちんとしていかなければいけない。これを役所流の言葉で言えば負担と受益というものをきちんと明確にしていくということで、これからの分権の中身をつくっていく上ではとても重要なことだろうと思います。

そういう認識に立ちまして、就任以来いろいろと申し上げてきたわけでございますが、お話のように、現在、行政評価という仕組みを入れておりますが、内容的には事務事業の評価と組織経営評価であります。事務事業評価については、既に評価の内容が出ておりますが、組織経営評価というのは、横文字でいいますとバランス・スコアカードといことになっています。バランス・スコアカードというのはかなり民間で導入されておりますことはご案内で、その目的とねらいはお客様満足度、あるいは人材育成という観点で経営の価値を高めていく、どちらかという民間企業は利益というのが中心であります。これからの企業経営というのは、単にそうした利益というのではなくて民間も社会的な存在という意味付けを持って、質的な側面、特に人材の養成とか、そういうことでバランス・スコアカードというのは導入されております。したがって、私の方もそうした観点でバランス・スコアカードというものを導入しているわけでございます。

勿論、この2つの行政評価の仕組みというのは、区民の皆様方にとってわかりやすくというのが当然でございますが、何せ初めて導入をしたものでございますので、必ずしも十分なものでないということは私も認識をしているところでございます。この2つの目的は、やはり達成状況を評価するというところでございますので、お話のようにいわゆるPDCAサイクルというものを構築するわけでございます。いわゆるPDCAというのは、評価の結果を予算や計画に反映し最終的には職員の意識改革というものにつなげていくというねらいもございまして、お話のように政策のツールとして十分に機能させていくことが肝要だろうと思います。こうした結果については、できるだけわかりやすくというのはこれは当然のことでございます。これからも鋭意そうした努力をしていきたいと思っております。

それからもう一つ、おそらくこれからの地方自治体に求められることは、自治体のいわゆる評価、市場評価というものが必ず求められてきます。企業でも社債を起すときに会社の経営陣も含めて財務状況の評価というのが求められているわけでございます。おそらく自治体もそういう意味ではマクロ的には自治体自信の市場での評価というのがかなりこれから進んでくるだろうということを考えますと、こうした行政評価システムといいうのは、さらにいろいろな観点から工夫をしていくということは当然必要になってくると思っております。

約3年間、そうした観点でいろいろ区政の中身をつまびらかにしていくという形で努力をしまいいりまして、お話のようにコスト一覧等もつくりましたし、今年度の公表にあたりましては、原価償却という仕組みも導入してコスト一覧を出したわけでございます。これも税金というものがどう使われているかということ、一つひとつ区民の皆様方に明らかにして、そうして評価をしていただきたいという思いでございます。

したがって、今後、主要成果、今年度は大分、決算の主要成果については改善をいたしました、お話のように成果報告書的なことも、事項によっては盛り込めるものについては、そうしたことも来年度については準備してまいりたいと思います。これもどういうふうにお金が使われているか、人件費がどうなっているのか、運営費がどうなっているのかということ、鮮明にしていく、こういうことをきちんと明らかにして、区民の皆様方が一つひとつの事業について、区民の目線でもって評価をしていただきたいという観点でございますので、今後、お話の点も十分に踏まえてこうした行政評価システムをさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

詳細につきましては、関係の理事者をもってご答弁いたさせますので、よろしく願います。

#### 〈政策担当部長答弁〉

本区が実施しております行政評価制度につきましてその特徴と活用方法についてお答え申し上げます。

まず各予算事業についての事務事業評価についてでございますが、昨年度の試行結果をもとに今回は1事業1枚の用紙を用いる簡便な方法で評価を実施しております。各事業の成果指標に対する達成度と要した費用に対する単位当たりのコストを天気マークを使いまして評価し、それを基本に事業全体を5分類で総合的に評価するという方法でございます。

次に活用方法についてでございますが、評価結果は区民の皆様公表し、ご意見を求めるとともに、庁内では評価の改善等の方向につきましては、16年度の予算編成で検討するほか、検討に時間を要するものにつきましては、推進プログラムの改定等の中で整理してまいります。

一方、組織経営評価、いわゆるバランス・スコアカードは、事業部制による成果指標の目標管理の仕組みとして導入し、本年度は下半期を対象に実施しているところでございます。顧客、財務など4つの視点から各事業部が組織目標を区長との約束のもとに設定し、達成実績を年度末に点数で評価するというものでございます。これによりまして各事業部の目標達成は、職員の育成や財務状況も考慮した上で、戦略や達成手段から検討され、区長から職員まで理解を共有して遂行されることとなります。このようにバランス・スコアカードは組織の経営や庁内のコミュニケーション手段として有効に活用できるものと考えてございます。

## 1. 財政白書について 2. 予算編成方針について

### ▼平成13年第3回定例会

平成13年第3回定例会に当たり公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

最初に、二つの代表的な改革の事例を紹介させていただきます。

一つは、日産自動車社長のカルロス・ゴーン氏のとられた経営です。先日のあるテレビで、ゴーン氏紹介の番組がありました。その中で「君は知っているか。お客様が何を求めているのかを」とのゴーン氏の言葉が私は強く印象に残りました。また、顧客の要望にどれだけ応えられたかという共通の目標を社員との間で持つことをまず行ったそうです。さらに彼は「来年黒字になれば、自分も含めて経営陣は辞任する」と言って責任を明確にいたしました。その結果はもう皆様ご存じのとおり、就任した期は経常ベースで16億円の赤字でしたが、翌期2001年3月は何と2,823億円の黒字となったのです。

もう一つの例は、アメリカ・ニューヨーク市の地下鉄の例です。管轄は州の交通局ですが、ニューヨークの地下鉄は危ない、汚い、怖いという80年代を経て、ほとんどお客様が乗らない状態になって廃止という議論すら出るところまでいったそうです。そこから90年代に入り、新しい長官が来てサービス改善運動を始めました。まず実施したことは、現行一体どういう状態なのかということ、これを数字で把握することでした。例えば、旅行に要する時間。それから危険かどうか。これは犯罪のリスクがあるかないか。今回の白書の中にも出てきますが、バリュー・フォー・ザ・マネーという手法を用いて、運賃とサービスが見合っているかどうか。このほか多くありますが、このような項目を3カ月に1回ずつ調査しました。その結果を一般にも公開し、現場にもフィードバックし、対策や施策に生かしていく。3カ月というのはちょっと忙しいですが、これはニューヨーク市の計画が3カ月ごとになっているためです。もちろん財政状態も3カ月ごとに発表されます。とにかく早い。日本の自治体の場合はそれが普通2年と言われます。今年やっと11年3月期のバランスシートが公表されるといったぐあいです。これはまあ普通一般のですね。それでも発表されるのはまだいい方です。公表についてはこれくらい差があるのも事実です。それはともかく、地下鉄はそういう積み重ねをして着実にお客様の満足度が上がっていったということです。最近では自動車をも追い抜いたそうです。

二つとも成功した例として有名な例ですが、共通しているのは、徹底して顧客が何を求めているのかをつかみ、評価を行い、それを次の計画に取り入れているということです。

さて、このたびの財政白書では、ただバランスシート、コスト計算書を発表し、現状の説明に終わるのではなく、これからの財政運営として今挙げた二つの例のようにPDCAサイクルの仕組みをつくるんだと宣言し、そのために必要なものは何かという形で全体が構成され、それらすべてを含めて財政運営の方向性として区民の皆さんに提案するという形になっています。この内

容は他の自治体でもこれほど具体的にすべての手法を紹介、提案されているものはないのではないのでしょうか。その意味で、私は今回の財政白書を大変評価するものであります。

区長は第1回定例会招集あいさつで、区政運営の基本方針として5点示されました。この基本方針は企業という経営ビジョンに当たるのでしょうか。その中で「経営感覚あふれた区政」を挙げ、最小の経費で最大の効果を目指し、民間のノウハウを積極的に取り入れる必要性を訴えられました。今回の白書の冒頭でも、「千代田区を一つの経営体、政策主体とし、この自治体運営に当たってはマネジメント、いわば経営の視点を忘れてはいけない」と述べています。財政白書、予算編成方針を同時に発表し、いよいよ区として行政経営へ大きく進むことになったと私は信じます。

そこで改めて、財政白書の提案者でもある区長に、何のための行政経営なのか決意も含めてお伺いしたいと思います。

さて、白書の最大の特徴は、単なる財務諸表の公開にとどまらず、PDCAサイクルの仕組みづくりまで及んでいることです。これはもう述べました。白書の「これからの財政運営」にこう書かれています。「予算消化の言葉に象徴される予算は使い切るのが良いという悪しき慣習から脱し、最小の経費で最大の効果を上げるよう、施策全般にわたって、計画・立案のPlan、事業執行のDo、検証・評価のCheck、見直しのActionを行うPDCAサイクルを構築します」とあります。先ほどのゴーン氏の行っている経営、またニューヨーク市地下鉄の改善活動のごとく、正に改革のプログラムであります。さらに、そのサイクル確立のために必要なものを、表現こそ「します」「必要であります」「検討します」「提案」とそれぞれ異なっておりますが、私が拾う限り、合計すべてで15に及びます。いずれも重要なものばかりで、またPDCAサイクル構築には欠かせないものばかりです。代表的なものは、中期財政計画の策定は「します」となっています。顧客である区民に満足度の最大化は「必要があります」に、「検討します」には決算不要額の一部を自由裁量で使える制度、また連結決算書の作成などです。「提案」としては、予算執行体制、予算編成手法の改善、会計手法を活用した説明責任の遂行、そして責任を明確にする上からも部門別バランスシートの作成等であります。

そこで、これらがいずれも重要であればこそ、区民の方々にあらかじめどのようなスケジュールで導入、また策定していくのか。あるいは優先順位を示すことは大事でしょう。中には試行期間を経て本格実施となるものがあると思います。これら提案を単なる提案で終わらせないためにも、そのスケジュール、そして優先順位をお伺いします。

次に、会計手法を活用した説明責任の遂行について、区も提案している以上、何らかの方法を考えられていると思いますが、私は具体的にはアニュアルレポート、いわば年次報告書を作成することを提案したいと思います。

現在法令で定められている予算・決算の情報は難しく、住民の関心を引きません。単式簿記のため財政状態の把握が十分にできないことも関心を引かない原因になっていると思います。今後バランスシートもコスト計算書も每期作成していく以上、どうわかりやすく区民に報告していく

のか。区民は顧客でもあり、区政運営に自ら参画するという点からは、経営の大事なパートナーでもあります。そのためには、財務情報も含め情報に関心を持って読まれることが大事です。バランスシートもコスト計算書もそれだけでは単なる道具にしかすぎません。どう活用されるかです。

イギリス、アメリカの自治体では、民間企業以上にアニュアルレポートを作成し公表しています。仮にイギリスのアニュアルレポートを参考にすると、1. 理解が容易である。2. 経済性・効率性及び有効性の評価ができる。3. 開示範囲が妥当。4. 早期開示。5. 情報へのアクセスが容易である、と以上のような利点があります。会計手法を活用した積極的な説明責任の遂行手段としてアニュアルレポートの作成について見解をお伺いします。

次にもう一つ提案であります、財務諸表、特にバランスシート作成のための基準であります。大きく作成基準としては、今回白書でも採用しています自治省方式と日本会計士協会会長の中地先生を中心にまとめられた東京都方式がありますが、それぞれ長所と欠点があります。何のために作成するのかによりそれぞれの威力を発揮します。自治省方式のすぐれている点は、全国の自治体が統一的に計算作成できるので、他の自治体との比較を容易にしていること。また、決算統計から作成することから、過去の年次のものも作成できるということでもあります。今回白書でバブル崩壊前と今との比較、また他区との比較もされ、千代田区の姿がストック面から初めて明らかにされました。東京都方式は副題として「機能するバランスシート」となっていますが、最大の特徴は自治省方式では不可能であった部門別、事業別バランスシートの作成が可能ということです。逆に自治体ごとに統一的な集計ができないことから、他の自治体との比較やバランスシートを作成していなかった過去と現在の比較は難しくなっています。部門別バランスシートの作成は、その部門ごとの責任の所在を明らかにし、行政評価、PDCAサイクルと連動させるためには重要なものであります。全体と部門の作成基準を統一するためには東京都方式が便利かと思われれます。さらに東京都方式は、バランスシート、コスト計算書のほかにキャッシュフロー計算書の計3表を作成することを義務付けています。このキャッシュフロー計算書は、現行の歳入歳出決算書とは大きく異なり、資金収支の状況を明確に表示し把握できるものです。よって、先の部門別バランスシートと併せ評価には欠かせないものです。

以上の比較から、東京都方式による財務諸表作成も有益であると思いますが、所見をお伺いします。

次に、同時に発表されました予算編成方針についてお伺いします。

白書の中でも歳出のところと「これからの財政運営」のところで、予算編成手法の改善として述べられてもいます。今まで多くの自治体では、先のPDCAサイクルでいうところのPlan（予算）とDo（施行）しかなく、単年度で使い切ることがよしとされてきたと言えます。PとDしかなかった悪しき慣習から脱し、サイクルの後半、Check（検証・評価）とAction（見直し）を行い、Plan（予算）へとフィードバックできることが白書でも訴えていたご

とく重要であります。ちなみにアメリカ連邦政府では、93年にG P R A法、政府業績成果法という法律ができましたが、これは成果目標と実績、これのギャップを説明してから来年度の予算、計画をつくるというものです。

今回の予算編成方針の特徴に「予算編成方針（インセンティブ）」とあります。また、冒頭述べました白書には『『予算消化』の言葉に象徴される予算は使い切るのが良いという悪しき慣習から脱しPDCAサイクルを構築します』とあります。

もう一つ、予算編成について大事なことは、政策目標、課題ごとの予算編成ではないかと思えます。それは、現在では施策が複数部にまたがることは珍しくありません。各部を横断する施策については、関連部の連携により予算要求を行うことが重要となってきます。各部の取り組みや職員の仕事に対する考え方も政策目標を課題指向へと変え、予算編成もそうあるべきだと思います。

そこで、改めて区長に今回の予算編成方針の特徴とは何かお伺いします。

最後に、区民にわかりやすい予算説明書についてお伺いします。

積極的な情報提供が重要なことは1年間の報告書としてのアニュアルレポート作成のところで述べました。予算説明書では、税金を今年度はこう使いますと、区民にわかりやすい言葉で図やグラフを駆使し、できればハンドブック形式にし、皆がいつでもどこへでも持参できるようにしたらどうでしょうか。ふらっと区長室へは、区長も区民も持参し、質問もできるし、説明も受けられる。また、各種懇談会、説明会などでも同様に活用できると思います。わかりやすい予算説明書といえば、北海道ニセコ町の町民向け予算説明書が有名ですが、3月議会で予算が承認された後作成にかかり、5月には各家庭に無料で配布されるそうです。A4版126ページで、部数は2,500部だそうです。行政用語や専門用語を避けながら、やはり写真やグラフを使ってわかりやすく説明しているのが特徴となっています。例えば、議会提出用の説明書では、「〇〇駐車場整備事業・事業費幾ら」とされるのが、地図つきで場所を示し、駐車場の利用目的や周辺施設との関連、一帯の整備がどの程度の進捗状況にあるのかなどが説明されます。またニセコ町では、予算説明のほかにQ & A方式で財務状況もバランスシートも含め資料編として加えているそうです。作成したことによる成果としては、

役場が何をしようとしているのか、住民生活がどう変わるのか、予算を通じて行政と町の姿が見えてきた。まちづくり町民会議などを通じて意見や提案を出す住民が増えてきた。縦割りになりがちであった職員間の情報共有が進み、意識改革や総合力の発揮、点検活動の強化につながっている。議会での政策論議が活発になった等がメリットとして挙げられています。先のアニュアルレポートと合わせると、ちょうど半期に1冊、区の最新情報の入った報告書、またはハンドブックが公表されることになります。このわかりやすい予算説明書の作成につき所見をお伺いします。

以上、財政白書と予算編成方針について質問させていただきました。この白書と予算編成方針が発表された意義は大変大きいと思います。なぜなら、このことにより、区として実質的行政経

営へのスタートを切ることになったと私は確信しているからです。区長並びに関係理事者のわかりやすく前向きな答弁を期待し、私の質問を終わります。（拍手）

〈区長答弁〉

行政経営に関します大申議員のご質問にお答えします。

まず、ご質問の中で、大変広範にわたり行政運営に関するご調査をされ、我々のこれからの区政運営に大変示唆のあるご提言をいただいたということ、私、ご質問を聞いていて十分感じまして、財政白書は正に第一歩でございます。これからどういうふうに区政運営の中で、あるいは区民との関係で、これをステップに行っていくかということを考えますと、ただいまのいろいろなお話はこれから十分に受け止めさせていただき区政運営に生かしていきたいというふうに冒頭申し上げたいと思います。

そして、私の区政運営は、申すまでもなく経営感覚にあふれる区政ということをおっしゃっています。そうした中で、議員から日産のゴーンのお話がありました。ある面では大変私たち日本人にとってはカルチャーショックと申しますか、大変大胆な経営をやったというふうに思っております。ゴーンのいろいろなお話もありましたが、ゴーンは一方ではこういうことも申しております。特に社員に対して「今日の仕事に安住するな。絶えず明日の仕事を考えろ。変化を恐れるな」と、こういうことも就任の当時に申したそうでございます。正にそうした経営姿勢が1年、2年の間に見る間にさんさんたる日産が今日のような状況になったんだろうと思います。これは、我々一つの組織体においても大変参考にすべきことだろうというふうに思っております。

申すまでもなく、行政は区民の皆様方の貴重な税金によって賄われている。1円の重みをよく考えて、効果的、効率的な行政サービスをする。こういうことだろうと思います。これは私は民間の経営も全く同じであろうと思います。そして、区民の目線であることを申し上げました、私は。民間は顧客本位ということだろうと思います。お客様が離ればその組織体はつぶれます。区政も全くそうだろうと。しかし、残念なこと今の仕組みは、区民の方々がサービスの選択ができません。例えば、ここの窓口が対応が悪いからといってほかの区でそうしたサービスを受けることができない。同じサービス業でありながら、そういう状況でございます。だからこそ、より以上に、民間以上に、お客様と申しますか、区民の目線で私を含めて職員が仕事をさせていただきたい。こういうことを就任以来私は申し上げております。これもそのマインドと申しますか、心はやはり民間のサービス業の私は精神をぜひ1,400人弱の職員がそうした気持ちで日々の仕事をさせていただきたいということでございまして、議員のお話と私は考え方は同じものだろうというふうに思っております。当然、そうした観点から見ますと、税金の重みということから、やはり質を落とさずコストという、そうしたことを常に一人ひとりの職員が考え、仕事をしていくことも必要だろうと思います。

今、時代は同じやり方でいいという時代ではない。常に自分たちの行い、あるいはやってきた仕事をもう一遍振り返って考え、そして変えていく。このことを行わないと、私は組織は滅亡すると思います。これは民間の企業も全く同じ視点で行っているのではないだろうかと思います。これからご質問の趣旨に対して、一つひとつの仕事についてやはり実際の成果と評価、それをきちっと行うという、いわゆるPDCAシステムというのをきちっと導入するべく準備をしているところでございます。

あとは関係理事者の方から答弁を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

〈企画部長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

今回の財政白書では、主たる事項として五つの提案及び四つの検討事項を掲げていますが、これらの中には、これから策定される予定の基本計画の検討状況を踏まえる必要がある場合や、実施に移すに当たっては試行期間等を設ける必要がある場合も想定されます。行政評価制度と密接に関係いたしますPDCAサイクルについては、基本計画及び推進プログラムの策定に併せ、平成14年度から導入してまいりたいと考えております。また、年内を目途に財政運営に当たってのガイドラインを策定していきたいと考えております。

アニュアルレポート、いわゆる年次報告など、財政状況の区民への説明についてでございますが、今回、区の全事業についてのコストを明らかにし、初めて区としてバランスシートを公表したところであります。いわばミクロのコスト情報とマクロのストック情報が相まって、区全体、区財政の透明化、わかりやすい財政に資するものであり、今後ともこれを継続的に行って、さらに精度を高めてまいりたいというふうに考えております。

このような財政広報の節目といたしましては、財政に関する情報が総合的に集約される予算・決算の時点が適切だと考えておりました。区民に広く周知される広報千代田や区のホームページなどを通じまして、わかりやすい形で区民の皆様方に適切な財務情報の提供を行ってまいりたいと思っております。

次にバランスシートの作成方式についてでございますが、ご指摘のように、バランスシートには総務省方式と東京都方式があります。今回、他区とのバランスシートとの比較を行うなどの点から総務省方式を採用しております。今後の課題といたしましては、議員ご指摘の個別の公共施設など、部門バランスシートを作成し、もって区民に対する説明責任をより果たしていくことも検討しております。

次に、今回の予算編成方針の特徴でございますが、初めて予算編成前に7項目にわたる予算編成の基本的な考え方並びに方向性を明らかにいたしました。従来の予算編成方針は、予算発表時にその当初予算の施設面及び財政面からの基本的考え方を示すものとして公表していたものですが、今回は方針の公表の時期並びに内容の点で大きく異なっているものと考えております。この

方針に基づきまして今後予算編成作業を行い、区民福祉を向上する予算としてまいりたいと考えております。

次に、区民にわかりやすい予算説明書の点でございますが、予算の内容を区民が十分理解していただくことは重要であると考えており、その観点から、これまでも予算説明書に併せ予算概要といった形で資料を作成してまいりました。今回の予算編成方針は、施策の実施状況を反映した中期財政計画を作成することを定めており、これを予算発表時に区民の皆様にお示しするなど活用しながら、予算及び施策の内容がより一層区民にご理解いただけるよう、わかりやすい工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

## 1. 事務事業評価制度を設けよ 2. バランスシートを作成せよ

### ▼平成11年第2回定例会

平成11年第2回千代田区議会定例会において、公明党議員団の一員として一般質問をさせていただきます。

地方分権、都区制度改革に伴い、千代田区としても自主性、自立性が高まり、それとともに責任も求められていくようになります。このときに当たり私は、初めに事務事業評価システム、2点目にバランスシートの作成について、そしてボランティア活動と区とのかかわりについての3点について質問させていただきます。

まず、事務事業評価システムについて伺います。

今後予想されるサービスの多様化に対し、一つ一つが本当に区民のためになっているのかを、区民の目線でチェックする必要があると思います。初めての試みとなるサービスも多くなります。こまめにチェックをし、よいサービスはさらに拡大し、改革するものは早めに改めていく、その作業が必要ではないでしょうか。現在、千代田区では平成9年3月に発表されました行財政効率化推進大綱の中に、事務事業点検基準があります。千代田区の87事業について、四つの着眼点、23段階のチェック項目を設けて行っていますが、このままで今後とも十分機能していけるのか、それとも新しい評価システムを導入すべきなのか。

他の自治体を見ますと、三重県の政策評価システム、宮城県の事務事業総点検など、膨大な数の事業、サービスをチェックし、公表しています。横並びの行政、また、上から指示されて行う行政ならば、それほどチェックは必要ないと思いますが、それぞれの自治体が個性を出し、自らの責任で行っていく時代です。

そこで、千代田区としても、他の自治体の様子を見てからということではなく、最高のサービスを行うため、客観性と透明性のある、他区に誇れる事務事業評価システムをつくる必要があると思います。この点について伺います。

次に、今話題のバランスシートの作成についてお尋ねいたします。

議事録をさかのぼりますと、平成9年第4回定例会においてこの問題が取り上げられ、研究課題とさせていただきます、との答弁があります。現在の景気はバランスシート不況とも言われています。バブル時につくった悪いうみをバランスシート上にて精算しているため起こる不況だからです。急速なグローバル化に対応するため、一斉に進めています。本年度からの連結会計はもとより、2001年3月からは時価会計、そして、同じ2001年3月からは年金積み立て不足と退職金積み立て不足を負債の部へ計上していく退職給付会計の導入も決まっています。そして、また環境の問題にしても、大手企業数社は、まだ基準もできていないにもかかわらず、自らバランスシートに数字を載せ、環境への取り組みを公表しています。私は正直、もうここまで進んだのか、それまでやっているのかと、びっくりしました。というのも、環境についての費用は計算できても、効果については数字にしにくいからです。この動きに投資家はすぐに反応し、評価しました。バランスシートに載せるということは、そこにその会社の行動、決意が込められているからでしょう。

さて、自治体の会計は官庁会計で収入と支出を年度を通して見ていくものです。これでは、どうしても長期間にわたる公共投資事業により蓄積される資産と負債の状況が視野に入りにくい。昨年と比べての金額の増減はわかりますが、資産、負債の全体がとらえにくい。真の政策が立てにくいのではないのでしょうか。また、政策を判断する基準も乏しくはないのでしょうか。また自治体にとってバランスシートそのものの基準もないため、他の自治体との比較はできませんが、区民へのアカウントビリティとして、また政策策定のための手がかりとして、ぜひ作成してみたいと思います。

朝日新聞によれば、現在、自治体でバランスシートを作成しているところは、先ほどの三重県、宮城県を始め5県13市、また現在作成中もしくは準備中のところは、東京都を始め5都府県13市区であります。海外で国として作成しているところは、世界で初めて女性参政権を勝ち取ったニュージーランドが既に作成済みであります。イギリスも準備中とのこと。千代田区としてのお考えをお聞きしたいと思います。

〈企画部長答弁〉

大申議員のご質問のうち、事務事業評価システム及びバランスシートの作成についてお答えをいたします。まず事務事業評価システムであります。わかりやすい指標を用いて行政の実態を開示し、透明性を高め、効率性の向上を図ることに目的があるとされ、既に、ご指摘のように三重県などで導入されております。その実施に当たっては、客観性のある評価基準や指標をどう設定していくのか、また区民を始めとした外部評価をどのように取り入れていくのかなどの検討課題もあります。しかし、この事務事業評価システムは、予算編成や事業計画の策定、区民への説明責任を果たすことなど、活用場面が多岐にわたりますので、他の自治体の成果や課題を参考に

しながら、第三次長期総合計画の検討にあわせて、有効に機能する事務事業評価の指標を検討していくことにいたしております。

次に、バランスシートの作成であります。バランスシートによって財政状況をより明確に把握でき、透明度が高まるのではないかと考えるから、東京都を始め他区、市において検討の俎上に上っております。一部の自治体では施行されていると仄聞しておりますが、バランスシート作成についての統一的な基準がない現段階では、資産の評価はどのように行うのかなど作成手法の課題があり、また、ご質問にもありましたように、各自治体が独自の手法で作成した場合、大きな意義を持つ自治体間の比較ができないというような課題もあります。最近、自治省が学識経験者などから成る調査研究会を設置し、バランスシートの標準的な仕様や資産の評価方法などを検討していくことになりましたので、統一ルールの作成などの検討状況をまず把握してまいりたいと考えております。区は、これまでも財政状況の公表や、財政白書の作成などを通じて、区民にわかりやすい財政状況の説明に努めてきたところであります。今後とも、バランスシートの意義を踏まえ、調査検討を進めるとともに、他の手法も含めまして、財政全体の状況に関する情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご了承をお願いいたします。



## 区のエネルギー政策について

### ▼平成25年第3回定例会

次に、区のエネルギー政策推進に関する基本的な考え方についてであります。

震災に伴う福島原発事故は国のエネルギーシステムの脆弱さを浮き彫りにしたことは述べました。当然のこととしてエネルギー政策を大きく転換させることにもなったのです。それは、エネルギー政策のもつばら国の専管事項とされていたことから自治体が主体的に関わる事項となったことでもあります。

この度、エネルギー政策に関する質問をするにあたり、東京都庁、長野県飯田市そして岩手県葛巻町を訪ねてまいりました。東京都は、2020年までに再生可能エネルギーを20%にするという画期的な計画「東京都再生可能エネルギー戦略2020」通称「TOKYO2020」を平成18年3月に策定しました。(現物を提示)副題は、「エネルギーで選びとる持続可能な未来」となっています。この計画策定を始め環境都市東京を築いていくことができたのは、本年7月まで環境局長を務められました大野輝之氏に負うところが大きいと聞いています。残念ながら今回大野氏に直接お話を聞くことはできませんでしたが、幸いつい最近、「自治体のエネルギー戦略」(岩波新書)という本を出されました。(実物を紹介)東京の環境エネルギー政策が書かれており、大変参考になりました。後ほど引用させていただきます。飯田市は住宅用太陽光発電普及率全国トップクラスであります。その推進の要である株式会社おひさま進歩エネルギーを訪ね社長の原氏からお話を聞くことができました。また葛巻町は自然エネルギー100%の町として有名ですが、山田議員と共に町の各自然エネルギーの設置場所を回り説明を聞くというツアーに参加できました。それぞれ大変参考となりました。飯田市、葛巻町に共通していえることは自治体を含む地域が方法の別はあれエネルギーの発電と需要を考え推進する主体となっているということでした。

さて、エネルギー政策推進に関しての基本的な考え方ですが、2つの視点があると思います。1点目は、原発をなくし、再生可能エネルギーを増やしていこうという点、2点目は、震災の教訓のところで述べました「依存から脱却」し「共同体の自治」へという点です。

このことについて、大野氏は先ほどの本の中で述べていますので少々引用させていただきます。

「エネルギー選択をめぐる広範な議論の中で、その速度についての意見は分かれているとしても原発への依存度を減らし、最終的にはゼロを目指すことについては国民的な合意ができていないのだろうか」(P.200)「これからのエネルギーシステムでは、大規模集中型電源への依存度を減らし、分散型供給型システムの比重を高めていくことが必要だ。同様にエネルギーに関する政策の決定や執行の権限もより分権化していくべきだ。これまでは電力制度に関するものなど、エネルギー施策にかかわる大半の権限を国が独占してきた。エネルギーのように国家の存立にかかわる課題は、国が所管することが妥当だという考え方が一般に受け入れられ、また中央官僚は、

エネルギー政策を判断することのできる専門能力を持っているはずだ、という前提に立っていたからだ。しかし、3.11はそうした前提をすっかり崩してしまった。・・・今後、日本のエネルギー確保の主役となっていく再生可能エネルギーは、本質的に分散型のエネルギーであり、自治体が地域の様々な主体と協力することで、大きな成果をあげることが期待できる。(中略)地域の有する自然エネルギー資源を活かした『地産地消』の電力供給が各地で始まっている・・・ここで大事なのは、その事業主体が地域の自治体やコミュニティであったり、これまで電力とは無関係だった異業種からの参入であったりすることだ。そこにはもはや旧来の電力事業者や中央官僚だけにエネルギー政策を任せておくわけにはいかない、という意味が反映されている」(P.ii)と。つまり、一点目の視点については国民的合意ができている大事な方向性であるとし、二点目の視点についても、「任せておくわけにはいかない」と過度に依存することの危険性を認識した上で、自治体が地域の様々な主体と協力することで大きな成果をあげることができると述べています。

また、エネルギー政策推進の考え方ということでは1986年に起きたチェルノブイリ原発事故後の欧州、特に北欧の国々がとった取り組みも参考にしていかなければなりません。それは、「原発から自然エネルギーへ」という取り組みを進める過程(プロセス)をテコにして、共同体が再生できたということです。つまり、一つ目の視点を地域を構成する皆が進める過程で実は二つ目の視点も達成されていったという実績がすでに欧州、特に北欧にはあるということです。例えばデンマークのサムソ島やスウェーデンのベクショーなどは有名であります。「エネルギーデモクラシー」や「エネルギー自治」という言葉がヨーロッパで生まれたのもこのような取り組みとその実績によるものとうなずけます。

飯田市おひさま進歩エネルギー社長の原氏に多くの人が参加しての太陽光発電の取り組みが地域の自治、「エネルギー自治」につながっていますかとお聞きすると「重要な点ですね。これからです」と自信ある答えが返ってきました。

エネルギー政策推進に関して基本的な考え方として重要な二つの視点について述べました。

そこで、区長にエネルギー政策推進に関しての基本的な考え方をお伺いします。

次に、エネルギー計画策定の提案についてです。

本年、1月13日の朝日新聞一面には「10都府県 新エネ計画 国任せから脱却」との見出しで、震災後、自治体が主体的にエネルギー計画の策定や見直しを進めているとの記事が掲載されました。大野氏が言うようにエネルギー施策が震災後、地方自治体の行政課題となった今、自治体におけるエネルギー計画の策定が増えていることは至極当然といえます。

さて、千代田区におけるエネルギー計画としては、ローカルアジェンダ21として平成12年に策定した「環境配慮指針」がありました。そしてその配慮指針を受ける形で「新エネルギービジョン」(平成18年)があります。なお、配慮指針は期間が10年で更新はされませんでしたので現在はありません。

アジェンダ21については少し説明が必要です。ローカルアジェンダ21は先ほどのサムソ島やベクショーのエネルギー政策を成功に導いた原因となる計画であります。スウェーデンでは、計画が地域社会で行政と市民をつなぎ対話のきっかけをつくり、一人ひとりに自覚と行動を促す大きな役割を果たしています。

アジェンダ21は、1992年にブラジル・リオで開かれた「環境と開発に関する国連会議」通称「地球サミット」で採択されました「21世紀に向けた人類の行動計画」のことを言います。目標としては「持続可能な開発」の実現を掲げています。そこには、環境問題に対して、様々な主体が協力して社会的な障害を克服していくという新たな社会的なアプローチが要請されており、地方自治体がエネルギーと環境の政策の主導権を持つというものです。この目標と取り組み手法そして自治体が主導権を持つという説明は、先ほどの大震災の教訓と重なります。

「持続可能な開発」とは、1987年、国連ブルントラント委員会から報告書「地球の未来を守るために」が出されますが、その中心的な概念として打ち出されたものです。当時、世界は、①環境と開発、②貧困問題（南北問題）、③世代問題とがあり、この三つの問題を同時に解決しなければいけないというまさに難しい3次元方程式、困難に直面していました。そこに、国連ブルントラント委員会は「持続可能な開発」という概念を解として発表したのです。以後、この概念は世界の環境とエネルギーの基礎的な概念となっています。

実はこのブルントラント委員会設置の提唱者は日本でありました。しかし、残念なことに、日本では「持続可能な開発」が「持続的な成長」と社会のことではなく経済のこととなってしまい世界から取り残されてしまうことになりました。

エネルギー計画策定のベースとなるアジェンダ21と「持続可能な開発」について述べました。エネルギー政策が地方自治体の行政課題となった今、3.11大震災の教訓と「持続可能な開発」の概念はたぶん共通するものと思いますが、これらをきちんと活かした区のエネルギー計画が必要となっています。

そこで、改めてエネルギー計画の策定を提案します。計画策定の予定があるとすれば、どのような内容になるのかも合わせてご答弁ください。

次に、仮称千代田区環境エネルギー協議会（事務所）設置の提案についてであります。

名称はともかく、地域の多様な主体が集まってエネルギーについて情報を共有し、対話し、協議し、連携し、行動するための場所・拠点が必要です。飯田市では、最初は行政主催のシンポジウムがその役割を果たしたそうです。後にそれがNPOになり、株式会社おひさま進歩エネルギーになりました。今では、おひさま進歩エネルギーが活動の拠点であり皆が集う場所となっているそうです。

欧州では、デンマークを筆頭に普及に努めてきた「環境・エネルギー事務所」というパートナーシップ（共同で事業を営む組織）があります。現在、デンマーク全土に21の事務所があり、デンマーク政府の助成を受けて、交流や対話を始めエネルギー環境教育、情報提供、助言活動、意

識啓発としての展示やキャンペーン、講演会、出版や自然エネルギープロジェクトの立ち上げなどを行っているそうです。単なる場所というのではなく、このような役割をきちんと果たすことができる場所であり拠点となっています。

大野氏は「3.11以降、再生可能エネルギーの普及が喫緊の課題でなる中で、全国各地で、地域の企業、住民、NGOなどが自治体と共に、『自然エネルギー協議会』とか、『自然エネルギー推進ネットワーク』などの名称の組織を立ち上げている。地域の住民などが主導的に自然エネルギーの普及を進める取り組みである『コミュニティパワー』の運動も広がりつつある。・・・新たな環境エネルギー政策を構築し支える主体となりうるものだと思う」（「自治体のエネルギー戦略」P.225）と、環境エネルギー事務所などの設置を評価しています。

日本では、コミュニティや共同体の空洞化が指摘されて久しくなります。依存する社会ではどうしても自ら考え、判断し、行動するという自治の精神は弱くなり、コミュニティは衰え共同体は空洞化していきます。

この度の環境・エネルギー協議会または事務所が設置され、その役割を果たす中で地域コミュニティの再生、また「共同体の自治」へ向かうことを確信いたします。

そこで、仮称千代田区環境・エネルギー協議会の設置を提案します。ご所見をお伺いします。

質問は以上であります。

結びに、私もその通りだと思いましたが、環境・エネルギー政策の第一人者である飯田哲也氏の言葉を引用して終わりたいと思います。

「日本では、エネルギー政策も、一貫して産業界へのエネルギー供給対策だけを優先してきた。たとえば、北欧では日常的に見られる地域熱供給も、日本ではほとんど取り組まれていないだけでなく、産業用途や商業用途ばかりが優先され、家庭の暖房は無視されている。そうした産業経済のためだけのエネルギー政策がもたらしたものは、ダムや原発に象徴されるように、日本の地域が本来持っていた文化的・社会的な豊かさの破壊である。地域の自然エネルギー資源だけを収奪し、廃棄物を戻していく一方的な関係で、かろうじて見せかけの繁栄を維持してきたといえる。（中略）私たちは、誰も選択していないエネルギー未来像に支配されているのだ。やはり、日本のエネルギー政策に欠けているのは、本来の意味の「公共」であり、市民と地域が自らのエネルギーと未来を選択しうる新しいデモクラシー、いわば「エネルギーデモクラシー」という思想だろう」と、以上です。

区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し質問を終わります。

ありがとうございました。

〈質問に際して〉

・視察

東京都再生エネルギー課

長野県飯田市  
岩手県葛巻町  
福島県いわき市  
・引用文献

毎日新聞 9月8日

「潮」2013年7月号 P.38

「原発社会からの離脱」宮台真司×飯田哲也著 講談社現代新書

「北欧のエネルギーデモクラシー」飯田哲也著 新評論

「自治体のエネルギー戦略」大野輝之著 岩波新書

・参考

1070年～80年代のこの20年間に世界は大きく動いた。

1986年、チェルノブイリ事故

1986年、ウルリッヒ・ベック「リスク社会論」

1987年、ブルントラント報告書、「持続可能な開発・発展」

1977年、スーザン・ジョージ「なぜ世界の半分が飢えるのか」

1970年、レイチェル・カーソン「沈黙の春」

〈環境安全部長答弁〉

大串議員の千代田区のエネルギー政策に関するご質問にお答えいたします。

まず、エネルギー政策推進に関する基本的な考え方についてでございます。日本経済の高度成長期には、エネルギー政策は国主導で進められてまいりました。しかしながら、地球温暖化問題がクローズアップされ、さらに、東日本大震災を経た現在、エネルギー政策は、地方自治体がそれぞれの置かれた地域の特性を踏まえ、節約や利用の効率化、未利用エネルギー、再生可能エネルギーの活用などを通じて、独自のエネルギー政策を考え、実施していくことが必要となっているものと認識しております。とりわけ本区は、活発な経済活動を反映し、オフィスビルを中心としてエネルギーを大量に消費しておりますが、そのエネルギーのほとんどを区外に依存していることから、他の自治体に率先して積極的に省エネや創エネの導入に取り組む必要があるものと考えております。

次に、新エネルギー計画の策定についてですが、区は、平成18年に新エネルギービジョンを策定し、その後、平成20年に地球温暖化対策条例を施行、地球温暖化対策地域推進計画や国の環境モデル都市選定を受けた行動計画を策定しております。これらの計画は、さきの新エネルギービジョンを取り込むものとなっており、さらに、業務機能が集積した千代田区の地域特性を踏まえれば、まさにエネルギー対策を効果的に進めることを内容とした計画となっております。現在、環境モデル都市第2期行動計画の策定作業を進めておりますが、その中では、個々の建物の

エネルギー対策のみならず、エネルギーの面的活用の一層の推進、未利用エネルギーや再生可能エネルギーの有効活用など、平時はもとより、災害時も想定した自立・分散型のエネルギー供給体制の構築、あるいはエリア・エネルギー・マネジメントなどの視点も取り入れた計画とする考えでおります。

次に、エネルギーについて協議し行動する協議会の設置についてですが、現在、地球温暖化対策に関する区全体の取り組みを協議する場として、地球温暖化対策推進懇談会を設置し、ご議論をいただいております。この懇談会には、区民を初め、環境施策に関する学識経験者などにお入りいただいております。さらに、本年度は、学識経験者や電気・ガス・地域冷暖房事業者など、エネルギーに関する専門家に特化した委員会による面的エネルギー検討会を設置し、多角的な視点からエネルギー施策に関するご議論をいただいております。議員ご指摘のとおり、さまざまな主体がエネルギーについて考え、行動することは大変重要なものであることから、今後、こうした会議の活用も含め、環境・エネルギー施策を継続的に協議し、実現させていく体制づくりについては別途検討を行ってまいります。

## 共生社会の実現を目指して！

### 信頼と支え合いの社会を目指して！

#### ▼平成23年第1回定例会

平成23年第1回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

さらなる「信頼と支え合い（連帯）の地域社会」を目指して、行政のなすべきことは何かについて、23年度予算(案)を中心に質問するものです。

昨年の12月9日の朝日新聞夕刊のコラム「窓」は「孤独の群像」というタイトルで書かれていました。

「東日本国際大学で社会福祉を教える菅野道生さんから、興味深い報告書を送っていただいた。東京都葛飾区のひとり暮らしの高齢者千人の生活実態と、当事者の意識を調べたものだ。『近所の人にゴミ出しや家事の手伝いを頼むことに抵抗を感じますか』との質問に、半数以上が『やや』『非常に感じる』と答えた。その理由に81%が『人に迷惑をかけたくないから』を挙げた。ハッとさせられたのは、困っている人ほど手をさしのべられることに後ろ向きだった、という調査結果だ。健康状態を自分で『弱い』と感じる人ほど、また、経済状況について『苦しい』と答えた人ほど、近所の人からの支援には抵抗感があるという割合が高かった。『自立』支援を建前にした福祉制度からこぼれ落ちる人々を、地域のつながりで支えようというのが、最近の政策の流れだ。だが、団地で交流サロンを開いても出てこない、民生委員が訪ねても『困っていません』という住人にどう接したらよいか。現場で活動する人たちが直面する課題だと菅野さんは指摘する。誰にも気づかれない、誰も助けられない死、虐待、引きこもり。様々な孤立の根には、『他人に迷惑をかけたくない』『迷惑をかけてはいけない』という、かつて美徳とされた社会規範が横たわっているのではないか。この国の、交わらぬまま凍りつくような群像が浮かび上がる。」と、いう内容です。

「交わらぬまま凍りつくような群像」という文言は印象に残ります。しかし、ちょっと待てよ、別の見方もできるとも思いました。それは順番が逆なのではということです。行政の福祉制度でこぼれおちた人を地域で支えようというのではなく、まずは地域の共同体で支えるのであって、どうしても地域で支えきれない人をセーフティネットとしての行政が救うのではないかと。また「迷惑をかけたくない」という社会規範が問題なのではなく、誰か一人でもいい、その人とつながっていて相談ができるような支え合いの地域また共同体がないことが問題ではなにかと。いずれにしても「交わらぬまま凍りつくような群像」という社会にならぬよう皆で考え行動していかなければなりません。

公明党は昨年の12月、『『孤立』から『支え合い』の社会を目指して』と題した「新しい福祉社会ビジョン」(中間取りまとめ)を発表いたしました。(現物を提示)これは、国民に税の論議を

求めるのであれば、社会保障のあるべき姿をまずは論議するのが道理であり、党としての考え方を広く国民に示したものであります。ソーシャルインクルージョン、いわゆる社会的包摂を全体の基本にしていることや社会保障と雇用を一体のものとした生活保障という視点を取り入れるなど、あくまで国民の目線から旧来の社会構造を大胆に見直すことを提案しています。このビジョンをたたき台に社会のあり方と「社会保障及び税」をセットにした見直しへの国民的な議論が進むことを期待するものです。

さて、区の平成22年度予算編成では、今年度ですが、その目標を「地域のコミュニティを強化しながら、希望と明るい展望が持てる千代田区を目指すことを目標としています」と明言されています。また組織的にはコミュニティ担当課を新たに設置しました。敢えて「地域のコミュニティを強化しながら」とされたことに意味があると思います。このことは地域や共同体の空洞化という問題に「信頼と支え合いの地域社会」を築いていくとの区の決意を表明したものであり、また単年度で終わるということではなく本年度をスタートとし、今後も区の施策を展開する上での変わらぬ方針であると私は理解しましたが、よろしいでしょうか。質問というより確認となりますが、この点、区長に、「地域のコミュニティを強化しながら希望と明るい展望の持てる千代田区を目指す」と明言された真意は何か、お伺いいたします。

最初の質問は、地域コミュニティ振興のための指針策定と担当課の役割についてであります。

先にお断りしておきますが、引用など「共同体」と「地域コミュニティ」という文言が出てきますが、特に使い分けはなく同じ意味ですのでよろしくお願い申し上げます。

今の日本社会は、先ほどのコラムもそうですが、「孤立社会」または「無縁社会」とも表現され、地域の空洞化や共同体の空洞化が大きな課題となっています。

今、最も注目されている首都大学東京教授で社会学者の宮台真司氏はこの共同体の空洞化について昨年11月、「現場からの医療改革推進会議」における講演で以下のように述べています。

「日本では共同体を全部、行政組織で置き換える。例えば明治5年、学生改革以降の小学校の学区がそうですよね。要は村人たちは村人であって国民じゃないんですね。国民として再編するために、学区、町内会、自治会、隣組、こうした中間集団を統治の手足として使うことによって各人を把握しコントロールすることをやってきた。もう一つ、置き換えの動きがある。日本では大正後期以降大企業を中心に順次、とりわけ戦後は労働組合運動で、ある程度小さな企業も含めて、企業が共同体となっていくわけです。(本来あった)共同体がなくなって、行政組織の擬似共同体が残る。共同体がなくなって企業組織という擬似共同体が残る。しかし、両方ともシチュエーションが変わると薄層と消えるんですね。しかもこういう伝統があるので、共同体が国家の抵抗拠点となる、ある種のエートス(行動規範)という構えが全くないんです」と。きわめて重要な指摘であります。

ややもすると、今も意識せずに町会などの共同体を行政組織の一部であるかのような、結果としての「置き換え」になっていないか、行政も町会もお互い注意が必要です。逆の場合もいえま

す。それは地域の行政への過度な依存です。これもコミュニティの形成や共同体の自立にはつながらないということです。

これらのことを考えると「地域のコミュニティを強化しながら」というときに、まずは共同体と行政の関係はどうあるべきかを明確にしておいた方がよいと思います。宮台氏は、さらに、「ヨーロッパとアメリカには、一見形は違うんだけども機能的には同じ、同様な（イクイバレント）システムがあります。それは簡単に言うと自分達にできることは自分達でやる、それがどうしても難しい場合に行政を呼び出す。しかし、できるだけ低いレイヤー（層）（lower layer）から呼び出すんだよということです。欧州の場合それを補完性の原則というふうに言います。補完性、難しい言葉ですね。要は、行政は社会の補完物に過ぎない。主は社会で、つまりメインは社会でサブは行政だよということです」と述べてられています。また、「共同体としての自己決定が重要である」ことも述べられました。つまり、自分達にできることは自分達で行うという住民自治の原則、そしてどうしても難しいときは身近な行政から呼び出すという補完性の原則をいっています。補完性の原則とは住民に身近な区がまず優先され都、そして国へという政府間の優先順位の原則であると理解していましたが、それはせまい意味での補完性の原則でした。本来の意味は、行政の前に地域社会があり、その社会（共同体）が主であり、区と都と国という行政はそれを補完する立場にあるから補完性の原則なのだという事です。

以上の共同体と行政との関係のあり方や原則を「指針」として策定し、「地域コミュニティの強化」または「共同体の自立」へ向けて一緒になって考え行動していくことが必要ではないかと思えます。いわゆるコミュニティ振興のための指針の策定です。

引用が多くなって恐縮ですが、八戸大学教授の前山総一郎氏は、この指針について、功述べています。「今後の地域コミュニティの姿（地域の将来像）、意見形成の仕組み、そして行政との関係の在り様はどのようにあるべきかを定めるものである」と。具体的な項目については以下のように提案しています。

#### 1. はじめに

- (1) 指針策定の背景と目的
- (2) 用語の意味

#### 2. 地域コミュニティ振興の意義と必要性

- (1) 住民主体のまちづくり
- (2) 行政依存からの脱却
- (3) 地域と行政との協働

#### 3. 地域活動の推進

- (1) 住民の役割
- (2) 町会
- (3) 市の役割と地域との関係の見直し

#### (4) 市民活動団体との連携

#### 4. 地域力の向上をめざして

- (1) 地域情報の共有
- (2) 意識改革「地域は自らの手で作る」
- (3) まちづくりの担い手の育成

#### 5. コミュニティ自治の推進

- (1) 新たな地域コミュニティ自治組織の創設へ
- (2) コーディネーターの設置と育成

#### 6. 地域コミュニティの振興に向けて

- (1) 地域コミュニティ計画の策定
- (2) 将来の展望
- (3) 地域コミュニティ担当窓口の一本化

（「コミュニティ自治の理論と実践」前山総一郎著 P.260 より）

以上のような項目となっています。宮台氏のいう住民自治と補完性の原則もきちんと入っています。

千代田区らしい、千代田区ならではの振興指針策定に向けて、あくまで区民と行政が一緒になって知恵を出し合い作業することが重要です。

区長は、今回の招集挨拶では「住民自治」という言葉を5回も使って述べられました。「住民自治」の実現に向けての並々ならぬ決意の表れであると思います。そこで、区長に仮称ですが「千代田区地域コミュニティ振興指針」の策定についてご所見をお伺いします。

今年度より新たに「コミュニティ担当課」が設置されたわけですが、きわめて重要なセッションであると認識しています。これまでもコミュニティ担当は区民生活部の区民商工課（今の区民生活課）が担っていましたが、あえて今年度専門の担当課を新設したことにはそれなりの役割を期待してのものだと思います。コミュニティといったときにその概念はあまりにも広く、担当課の役割を明確にしないと返って混乱を招いてしまいます。そこで、担当課を設置した目的、担当課の役割とは何か、お伺いいたします。

次に、平成23年度予算案の中での「地域の支え合いと連帯の構築」に関わる事業についてであります。

今回から、新年度の予算について案の段階から広く区民に示されるようになりました。区のホームページは勿論、区政情報コーナー、図書館そして各出張所のカウンターでも閲覧ができるようになりました。このことにより私たち議会も区民から幅広い意見をいただき予算審議に望むことができます。大変よいことだと思いますので最初にご紹介させていただきました。

平成23年度予算案について、二つの視点から質問させていただきます。

一つ目は、昨年の第4回定例会で質問させていただきましたが、共育マスタープランに示されました方針に書かれていたものです。それは、共に育つ「共育」という理念の実現に地域の様々な主体が取り組むことがすなわち地域の連帯や地域社会の共同性の回復にもつながるという視点です。

このような視点は、区の防災対策基本条例の理念「協助」にもいえると思います。「協助」とは、すなわち災害時に千代田区に住み働くすべての人々が相互に助け合い、支え合うことを意味します。そして自助、協助、公助が補完し合い連携するというのが条例の理念となっています。この理念の実現に、日ごろの訓練や避難所運営に地域の様々な主体が参加することによって地域の連帯は築かれていくと思います。また、文化芸術基本条例に関しての「文化権」についても同じことがいえます。さらに福祉の分野でも千代田区型の「地域包括ケア」も発表されればおそらく同じことが言えると思います。いずれも千代田区らしい千代田区だからこそその理念であり、もっといえば地域の理念といってもよいと思います。

町会を核とした地域を構成する様々な主体、NPOやボランティア団体、大学、企業などが、今申し上げた千代田区らしい理念の実現に取り組むことによって地域の支え合いや連帯の構築に、また「地域のコミュニティ強化」につながるものと思います。

この視点から、平成23年度の事業について地域のコミュニティ強化につながる事業を体系的に捉え、計画的に推進してはどうでしょうか。

あと一つの視点は、実際に地域において直接「支え合いの活動」をされている町会の福祉部を始めボランティア団体やNPO団体の皆様から出てくる「現場からの視点」です。

現場で活動しているからこそ、その必要性がわかります。行政としてはすぐ現場へ急行し、どうすればその要望を叶えることができるのかを検討し、応えてあげねばなりません。例えば、配食ボランティアの団体から調理室の調理台が古くて使えないという「現場からの要望」があればすぐ現場に行き確認をします。同じような事例が他の地域でもないのか総点検をし必要な予算を計上するということになります。優先順位が一番にするのもそれが高齢者の見守りなど地域の自発的な支え合い活動だからです。

以上、二つの視点から述べさせていただきました。「地域コミュニティを強化しながら」の2年目になるわけです。「支え合いと連帯の構築」に関し、この二つの視点から、区の事業を体系的に捉え、計画的に推進してはどうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、コミュニティ強化のための具体策についてであります。

おそらく具体策としての第一と第二は、「地域コミュニティ会議の設置」と「地域コミュニティ計画の策定」だろうと思います。地域の様々な主体が参加でき、共同体としての自己決定ができる会議体を設けること、社会が主で行政が補完する立場である以上、地域として目指すべき展望計画としての「地域コミュニティ計画」があった方がわかりやすいということです。この二つそ

れぞれ、平成20年の第二回、同じく第3回定例会にて、答弁はともかく提案させていただいております。繰り返しくなりまますので今回は省略させていただきます。

今回、具体策としては①読書活動の推進と②救急医療情報キットを活用した災害対策の2点であります。

最初に、読書活動の推進についてです。

最近のメディアの発達には目をみはるものがあります。機器の発達と情報量の増大というハード、ソフト合わせた急速な進展です。そのことによるプラス面も勿論ありますが、負の部分も考えていかねばなりません。

『無縁』とはコミュニケーション不全ということでもあります。『無縁社会』とはコミュニケーションの最強、最良の武器であった言葉が十全に働かず、機能不全に陥った社会にほかなりません。その背景には厳しい経済状況や核家族化など多くの問題が潜んでいますが、そこに、情報化社会の急速な進展があることも否定できません。いわゆる情報化の負の側面ですが、情報量の増大とは裏腹の言葉の空洞化（SGI提言より）や活字文化の空洞化を招いているということです。商業主義のマスメディア、視聴率偏重のテレビ番組など子どもや若者への影響を考えると深刻なものがあります。

若者の活字離れに警鐘を鳴らしているのは東京都副知事の猪瀬氏です。猪瀬氏が音頭をとって都で進めているものに「言葉の力、再生プロジェクト」があります。昨年の4月よりスタートしました。猪瀬氏は「活字を読まないことによって、自分の周囲のことしか関心がもてなくなってしまう。本を読むことは、他人とのコミュニケーションのはじまりなのだ。今の若者は、ツイッターやブログなどの表現活動に参加するのはいいが、仲間内のコミュニケーションに終始するあまり、その閉鎖的な情報だけで満足してそれ以上の知識を求めようとしない」（潮2011年3月号より）と述べています。プロジェクトでは「誰もが本を読める環境の整備」として「ブックスタート」の推進や「ブックリボン運動」（家庭で不要になった本を集め児童養護施設などに寄贈する運動）、また新たな読書推進の試行ということで「ビブリオバトル（知的書評合戦）」を取り上げています。きわめて共感のもてるプロジェクトだと思います。

私も、情報化の負の側面から子どもや若者を守る唯一の手段として、読書活動の推進とメディアリテラシー教育が必要であると考えています。ブックスタートは平成14年の第4回定例会にて提案し、翌年、「ハローブック」として開始、平成20年今のブックスタートとして実施されるようになりました。この読み聞かせですが、子どもの「心の脳」といわれる脳幹を包む辺縁系を刺激することで極めて有益であると証明されています。

さて、新たな読書推進策としての「ビブリオバトル」というゲームとは、どういうものかということですが、人数は5人くらいがよいそうです。各人が好きな本を持ち寄り5分以内で自分の言葉でその本の面白さを紹介し、その後、2分から3分のディスカッションを行います。全員が好きな本のアピールを終えた後、どの本が一番読みたいかを参加者が投票によって決めチャンピオ

ンを決めるゲームです。猪瀬氏が「本を用いて人と人をつなげ、しかもいい本に出合える。またプレゼン能力もつきます」と絶賛します。まさに一石三鳥くらいのすぐれものといえます。タイマーさえあればどこでも子どもから大人まで誰でも参加でき開催できます。図書館の読書振興センター主催で行ってもよいし、小学校で行っても、地域が行ってもよいと思います。区として大会を企画しても面白いと思います。(今、もし私がビブリオに参加したとすれば、小室直樹氏の「憲法原論」を絶対の推奨としてアピールしたいと思います)

子どもがビブリオバトルに参加しその結果をお母さん、お父さんに「この本を紹介したんだ」と報告すれば、きっとびっくりされるでしょう。

本の街神田を擁する千代田区として、新たな読書推進策としてこの「ビブリオバトル」を積極的に取り上げてはどうでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

具体策としての2点目は、救急医療情報キットを活用した災害対策についてであります。

今年度からスタートした救急医療情報キットは先月末までに約870人の方が希望され配布を受けられたそうです。そして二人の高齢者の方がこのキットのおかげで的確な措置とスピーディな搬送ができたとも聞きました。キットのおかげで大事にいたらなかったこと誠に嬉しいニュースであります。

このプライバシーも守れていざというときに役に立つ救急医療情報キットですが、いざ災害時にも威力を発揮することはいうまでもありません。要援護者の非難支援情報をキットの中に入れておくのです。

記載内容は、例えば

避難所

氏名、住所、電話、生年月日

緊急連絡先

住居建物の構造

特記事項（肢体不自由な状況、認知症の有無、必要な支援など）

緊急通報システムの（あり・なし）

避難支援者

など記載します。

いざ災害時に、駆けつけてきてくれた人（避難支援者）にただちに知ってもらいたい自分の情報を記載しキットの中に入れておきます。不安からプライバシーを外に出したくない高齢者が多いのも事実です。キットなら大丈夫です。いざという時だけ自分の知ってもらいたい情報を伝えることができるからです。

救急医療情報キットを手段として、顔と顔を合わせながら介護保険のケアプランのように災害時のいわば個人プランを作成しキットの中に入れていく。この積み重ねが地域の支え合いに、ま

た高齢者の見守りにつながっていくことと思います。まさに支え合いのバトンです。キットに何かいい愛称をつければさらに普及すること間違いなしです。

要援護者の避難支援情報を作成しキットに入れる等のキットを活用した災害対策を考えてはどうでしょうか。ご所見をお伺いします。

以上、信頼と支え合い（連帯）の地域社会を目指して3点質問を行いました。

区長ならびに関係理事者の前向きな答弁を期待し代表質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の地域コミュニティ振興指針に関するご質問にお答えいたします。

まず、コミュニティについて申し上げますと、「コミュニティ」を定義するのはなかなか難しいものがあります。というのも、その概念は人によって受けとめが多様であるからであります。私なりに理解しているところを申し上げますと、一般に言われているコミュニティは、地域性と空間性、そしてそれを支える共同体意識であろうと思います。すなわち、共同体意識とは、そこにもに生き、ともに生活するという考え方だろうと思います。そして、一人ひとりの共同体意識が、あるいはコミュニティが、あるときは政策提案型、あるときには地域の課題解決などとして、さまざまな行動をとるものと思っております。例えば、課題解決型という点で具体的に申し上げますと、例えば防犯パトロールですとか、美化活動ですとか、互助、お互いに支え、助け合う、あるいは親睦、こうしたことが共同体意識の中身になるんだろうと思います。そしてもう一つ肝要なことは、コミュニティは主体性・自主性を伴うものであり、まさに自治の原点であるとも考えております。

そこで、改めて、都心千代田にふさわしいコミュニティというものの考え方を、庁内で論議をしてまとめてまいりたいと思っております。

また、22年度予算編成において示しました「地域のコミュニティを強化しながら、希望と明るい展望を持てる千代田をめざす」という考え方は、本年度の予算でも同様の考え方を、各施策の中に入れていくわけでございます。

なお、詳細及び他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〈区民生活部長答弁〉

大串議員の地域コミュニティに関するご質問、それからビブリオバトル開催の推奨についてお答え申し上げます。

まず、担当課設置の目的でございますが、コミュニティの推進という視点から、これまで行ってきた町会等への支援事業を初め、千代田学、NPO・ボランティアによる提案制度など、関連施策を一元的に所管することを目的に設置したものであります。具体的には、千代田学などの提

案やマンション施策など、全庁にまたがる事業の推進において、関係各課との連絡調整を行い、円滑な事業執行を図る役割を担っております。

次に、地域の支え合いと連帯の構築の視点で、平成23年度予算を体系的にとらえ直してはどうかというご提案でございますが、ご指摘のとおり、地域では、子どもや高齢者の見守りを初め、さまざまな活動が行われております。区では、これまで出張所を中心に、地域活動への支援を通じて、地域の支え合いと連帯を推進してまいりました。こうした地域活動は、地域の特性や住民のニーズを踏まえ、地域自らの意思で計画し、実行するものであると考えます。区の支援方法も、行政の補完ではなく、地域における多様な活動に対し、柔軟に対応していくことが重要であると認識しております。

ご提案の施策の体系化・計画的な推進については、コミュニティの概念をまとめる中で、まず前提となりますので、それをまとめる中で、コミュニティの視点に基づく事業の体系化についても、あわせて議論をしております。

次に、ビブリオバトルの開催の推奨についてお答えいたします。

ビブリオバトルは、聴衆が勝敗を決めるというゲーム感覚を取り入れた新しいスタイルの書評合戦であり、関西の大学を中心に広まり、最近メディアでも取り上げられていることを認識しております。限られた時間の中で、自らが推薦する本の魅力を、自らの言葉で伝える手法は、コミュニケーション能力の育成につながるものと考えております。読書活動を通じたコミュニケーション能力の育成については、区としてもその重要性を十分認識しており、図書館を中心にさまざまな事業を取り組んでまいりますので、今後もその事業を展開する中で、育成方法について検討してまいります。

〈環境安全部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、救急医療情報キットを利用した災害対策についてのご質問にお答えいたします。

災害時要援護者対策については、区のみに対応には限界があり、地域の皆様のご協力が不可欠であります。このため、高齢者や障害者の方に、災害時要援護者名簿への登録をお願いし、区や消防などの行政機関だけでなく、町会長や民生委員等の方々とともに情報を共有し、平時から地域で見守りつつ、災害に備えているところでございます。

しかしながら、個人情報の取り扱いを伴うことから、名簿への登録をためらう方も少なくないのが現状でございます。ご提案のあった救急医療情報キットの災害時の利活用については、こうした個人情報取り扱いへの懸念を払拭し、潜在的に援護を希望する方々の掘り起こしに資するものと考えます。また、あらかじめ「避難支援者」を指定できる場合には、災害時にもだれかつながっているとといった安心感が生まれ、キットを介して新たなコミュニティが芽生える機会が創出されるものと思われまます。さらに、災害時には地域外からの多数のボランティアを受け入れる

ことが想定されますが、外部の方でも、個々の身体的な状況や避難所などがその場で把握でき、スムーズに要援護者への対応ができるなどのメリットも考えられます。ご指摘の点を踏まえ、福祉担当部署と緊密に連携をとりつつ、よりきめ細やかな災害時要援護者への支援に向けて、検討を進めてまいります。

〈再質問〉

13番大串ひろやすです。自席から再質問させていただきます。

まず、施策の体系的に、また計画的に取り組むという点なんですけれども、今の答弁だと、庁内でまず「コミュニティ」の概念を整理してからということなんですけれども、そんなに、僕、難しく考えてもらうと、ちょっとあれなんで、もっとラフに考えていただいて、そのコミュニティの強化しながらということなんですから、やってもらいたいですよ。それがまとまらないと体系的には取り組めませんというのではなくて、例えば、私申し上げましたけれども、共育——ともにはぐくむ共育という理念に取り組む事業がこれなんだ、それから防災で言えば、その共助にかかわるこれはこうなんだということで、そういった地域の連帯につながる、そういった事業を体系化して進めたほうがよろしい。そういったものを区が示すことによって、それを見た区民の方、または町会、企業、ボランティアの方々は、それに参加してきますので、その中でそういった連帯ができるということでもありますので、そういう体系の仕方はどうかと思います。

それから、コミュニティ担当課の役割なんですけれども、現在7名の方が担当課としていらっしゃるということなんですけれども、これこそ役割をきちんとしてあげないと、何のためのコミュニティ担当課なのかということになりますので、今までやっていた、そこの区民商工課、旧区民商工課でも、今、部長が言われた町会への補助、支援、それからNPO・ボランティア、政策提案制度まで含めて、それをやっていたんですよ。やっていたんだけれども、新たに課を設けて、そこに7名という人員までスタッフを置いたわけですよ。だから、その役割は何ですかと僕は——今までの課から変わったわけですから、それはきちんと示してあげたほうがよろしい。

僕の考えは、地域と行政とのまさにパイプ役であります。ですから、地域を代表する各出張所にそれぞれ担当者もいるかもしれませんが、それと行政とのパイプ役を果たして、地域の皆様が自主的にそういう活動できるように、そのパイプ役を果たして——なかなか、連帯だ、支え合いだ、さあ、なんて言っても、なかなか地域はできませんので、その何かきっかけとなるものを、陰ながらというか、サポートしながら、そういう役割を果たしてあげるというのがいいかと思うんですよ。

その2点、よろしく申し上げます。

〈区民生活部長答弁〉

大串議員の再質問にお答え申し上げます。



先ほど区長の答弁でも、まず、「コミュニティ」の概念について庁内でも整理をしてみたいというふうなことを申し上げました。コミュニティに関しては、それぞれお考えというのは千差万別なんだろうと。しかしながら、行政として、千代田区として、そのコミュニティという施策を推進していくには、庁内で、千代田区におけるコミュニティの概念というのはこういうものだ。そして、その行政で行う事業も、コミュニティというのはこういう施策の範囲の中だろうと、ある一定の守備範囲を決めてかからないと、なかなかその施策をまとめるにも、なかなかそこら辺が迷いが出るというふうな観点から、決して概念を、すべてを終了してから計画の議論に入るといわけじゃなくて、並行してはやっていくことは、もちろん当然のことでございますので、その辺についてはご理解いただきたいと思えます。ただ、一定の行政としての役割は、ある程度、千代田区におけるコミュニティというのはこういうふうな概念だというふうなことは、ある程度整理をした上で進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、担当の役割でございます。これは、大串議員ご指摘のとおり、地元と行政のパイプ役であることは、もう間違いございません。そのために、自主的な支援活動に、行政がさまざまな情報を提供し、自ら活動できるための支援を、経費だけではなくて、情報としても提供していくことが我々の役割だと思います。議員ご指摘の担当課の役割というのについては、改めて我々のほうも認識し、よりその考えを深めてまいりたいと思えます。

## 支え合いの社会を目指して！

### ▼平成21年第4回定例会

平成21年第4回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

天皇陛下ご在位20年の慶行事は今月12日に行われましたが、その前日両陛下は記者会見に臨まれました。そこで話された内容は各紙に掲載されました。タイトルは朝日新聞、東京新聞は共に「皆が支え合う社会を」と、毎日新聞は「人々の支え合い願う」として紹介しています。今の世界と日本の現状そして今後のあるべき社会の姿を短くも的確に述べられました。私も読みまして大変感銘いたしました。ご在位20年をお祝いすると共に、両陛下のご健康とご長寿を心よりお祈りいたします。

国としても自治体としても「支え合いの社会」をいかに構築していくのか、ということは今日大きなテーマであり課題となっています。

質問の主旨は、この「支え合いの社会」とはすなわち「ユニバーサル社会」であることを述べ、ユニバーサルデザインの視点から質問し、「支え合いの社会」構築への道筋をいくらかでも示すことができればということにあります。

さて、この「支え合い」という言葉は、昨今福祉や防災また教育などあらゆる分野で使われています。区においても同様で、福祉では「高齢者の見守り事業」の中心的な概念として、防災では「連携し補完し合う」と、教育では「共に育つ共育」と、表現こそ違い「支え合い」と同じ意味だと思います。まさに、公共を共に担う際の重要なキーワードともなっています。

この「支え合いの社会」の構築に必要な考え方であり手法としてユニバーサルデザインがあります。

今月の5日と12日ですが、自治体としてその先進的な取り組みをしている世田谷区と浜松市を訪問し、お話をお伺いしてまいりました。

浜松市は、条例や計画の策定などその取り組みはすでに10年になります。特に平成14年に制定されたユニバーサルデザイン条例は有名ですが、市民と事業者そして市がまさに協働して作りあげたものです。自治体の多くの条例が「市は」とか「区は」「この条例を制定する」となっているのに対して、浜松市のその条例は前文に「私たちは・・・この条例を制定します」と書かれました。ユニバーサルデザイン条例ならではの特徴がうかがわれます。

担当課長からは、「これからの10年は、手法としてのユニバーサルデザインからあるべき姿としての『ユニバーサル社会』への取り組みを開始します。組織も『ユニバーサルデザイン推進課』からこの4月よりは『ユニバーサル社会・男女共同参画推進課』となりました。具体的な推進については、『もの』そして『建物』や『まちづくり』というハード面からのユニバーサルデザインからソフト面のユニバーサルデザインとしての『人づくり』と『社会づくり』つまり、地域で支え合うことができる社会へ力を入れていきます」と話されていたのがとても印象に残りました。特に、ユニバーサル社会つまり支え合いの社会づくりへの取り組みを開始していますとの言葉は衝撃でした。「支え合いの社会」とユニバーサルデザインはきつと関係しているとは予想していましたが、「支え合いの社会」と「ユニバーサル社会」がイコールであることを知ることができたことは今回訪問しての大きな成果となりました。4年に一回開催されるユニバーサルデザイン国際会議が、来年は浜松市で開催されることが決まっているそうです。どういう人たちが世界から来日されるのか今から楽しみでもあります。

4年前に訪問した静岡県や今回の浜松市、世田谷区を始め、調べてみると他にも多くの自治体で「ユニバーサル社会」構築に既に取り組んでいることも知ることができました。

自治体の他に、このユニバーサル社会の実現に積極的に取り組んでいる団体に「社会福祉法人プロップ・ステーション」があります。プロップ・ステーションは1991年に設立、98年に社会福祉法人になりました。プロップとはラグビー用語だそうですが、スクラムを組んだ際の第一列の両端のプレイヤーをいうそうです。障害がある人が就職することで社会の一端を担い、障害がない人とお互い支え合う存在を目指しています。支える人＝障害のない人、支えられる人＝障害がある人という固定的な線引きをなくす願いがこの名前には込められています。プロップ・ステーションは、約20年にわたり、チャレンジド（障がい者）がパソコンやインターネットなどを駆

使して、在宅で介護を受けながらも働けるよう活動を続けています。団体の目標は「全ての人が、持てる力を発揮し、支え合うユニバーサル社会の実現を目指そう！」であります。

ユニバーサル社会とはもう少し具体的にはどういう社会なのか、昨年都内で開かれたシンポジウム（ブロップ・ステーション、読売新聞社主催「ユニバーサル社会の実現を目指そう」）でのブロップ・ステーション理事長の竹中ナミさんの言葉が非常にわかりやすいので以下ご紹介させていただきます。

『自分が持てる力を発揮し、誰からか（あるいは社会からか）期待される存在』である、というのは生きる誇りにつながることで。人は誰でも、他者に影響を与えうる存在なのに、それを周りから無視され続けられ、誰からも期待されない時、誇りを失います。つまりユニバーサル社会というのは、『どんな人の力も尊び、生かすことのできる社会』と同義語です。私は、35年前、重症心身障害の長女を授かりました。娘は『生後3カ月未満の精神発達』という判定を受け、今もまだ私を『母親』とはきちんと認識できない状態です。でも彼女を授からなければ“元ワルで非行少女のハシリとまで言われた私”が“ブロップのナミねえ”に育つことはあり得なかったわけですから『私は娘のおかげで更生した！』といっても過言ではありません。そんな私にとって娘は『かわいそうな存在』ではなく『誇らしい存在』です。彼女を通じて出会うことのできた皆さんのチャレンジドが、娘よりずっとずっとできることがあるのに、障がい理由に『働けない人』『かわいそうな人』と決めつけられていることに私は疑問を感じずにはいらませんでした。

『どうしたら一緒に学べるか』『一緒に働けるか』『支え合えるか』という視点を持ち『そうしたシステムを作り上げることこそが、ユニバーサル社会構築の一步（や）』と気づいたことが、私のブロップ活動の出発点になっています。

そんな私の究極の目的は『一人でも多くの人が、誇りを持って社会を支える側に回れるシステムを築き上げたい。私自身も娘を残して安心して死にたい！』ってことです。

ユニバーサル社会の具定例をあげてみます。例えば、学校にスロープを付けることはバリアフリーです。“そこにチャレンジドが入学して生徒になるだけではなく教師にもなれる、校長先生にも、経営者にもなれる”チャンスとシステムがあるというのがユニバーサル社会です」と。つまり、障がい者は勿論、子どもから大人まで誰にもチャンスとシステムがある社会をユニバーサル社会である、と述べられています。

実は、平成19年5月22日に区役所区民ホールにて、新庁舎移転を記念してMIW主催の講演会がありましたが、その講師として竹中ナミさんは来られています。レモンさんこと山本シュウ氏との対談講演です。（→テープ起こししたものを紹介）私もこれを読まさせていただきましたが、大変感銘し勇気もできました。すばらしい対談の内容で全て紹介したいくらいです。冊子にしてできるだけ多くの人に読めるようにしたらどんなに勇気づけられる人がいるかわかりません。眠らしておくにはもったいない区の貴重な財産であります。

さて、平成17年第3回定例会の公明党代表質問でもこのユニバーサルデザインを取り上げ、ユニバーサルデザイン推進計画の策定を始め、誰にもわかりやすい行政文書の作成、職員の意識改革について質問させていただきました。区長は答弁の中で、「ユニバーサル社会」の実現について以下のように述べられました。

「従来、どちらかという障害者のためのバリアの排除ということに重点が置かれたバリアフリーが中心でしたが、そうではなくて、年齢や性の違いあるいは障害の有無などにかかわらず誰でもが快適に豊かな暮らしができるというそういう意味で普遍的な価値を実現していくということがユニバーサル社会である。したがって今日の社会で求められております少子高齢化社会に向けての施策あるいは男女共同参画に向けての施策も基本はユニバーサル社会というものをどう実現していくのかということでもあります。もう少し言葉をかえていうならば、それぞれの特性を個人が十分に生かしていける社会づくりであります。あらゆる行政の施策の基本になるものです。」と。このようにユニバーサル社会構築の必要性を述べられてより、早4年が経過いたしました。来年一月にはいよいよ「障がいのある方の地域での生活を支援する拠点としての施設」「えみふる」もオープンいたします。また新庁舎へ移転してから丸3年が経過いたします。この機に、ユニバーサル社会を目指して新たな決意でスタートしたいものです。

そこで、ユニバーサル社会をいかにして構築していくのか、改めて区長に基本的な考え方を伺います。

次に、ユニバーサルデザイン推進計画策定の必要性についてであります。

まず、平成16年（2004年）6月16日の参議院本会議にて「ユニバーサル社会の形成促進に関する決議」が全会一致で可決成立していますが、改めてその内容を（抜粋になりますが）確認したいと思います。

「障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人がそれぞれ対等な社会の構成員として、自立し相互にその人格を尊重しつつ支え合う社会（中略）すなわちユニバーサル社会の形成を目指していかなければならない。（中略）」

このような社会の形成を目指し、そのための総合的な社会環境の整備を進めることは、国会及び政府の重大な責務である。（中略）ユニバーサル社会の形成促進のため、その推進体制を確立するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を啓発、障がい者及び高齢者に対する支援体制の整備、ユニバーサルデザイン化による製品や施設等の普及及び利用の促進等総合的な社会環境整備について必要な法制上及び財政上の措置を含めその取り組みを一層強化推進すべきである」と。ユニバーサル社会を目指していかなければならないことと、そのためには法律の制定と財源の担保、さらにハード・ソフト合わせた総合的な取り組みが必要なことを決議したものです。この決議を全会一致で可決成立した意義は誠に大きいものがあります。現在、国においては党派を超えて議員立法による「ユニバーサル社会基本法」の成立に向けて準備中であると伺っています。早期の

成立を期待するものです。またハード・ソフト合わせた総合的な取り組みについては既に自治体レベルでは推進計画や指針を策定して取り組んでいることは先に述べた通りであります。

浜松市の推進計画を例にしますと、期間は一期5年で（現在は2期目となっています。）分野別になっていますが、それは

優しい人づくり（啓発、教育、人材育成）

市民が自立できる社会づくり（雇用、情報、教育、NPO・ボランティア活動などに関すること）

安心・安全なまちづくり（交通、道路、公園などに関すること）

利用したくなる施設づくり（公共施設、民間施設、住宅等に関すること）

使ってみたくなるものづくり（製品の利用と開発）

の5分野となっております。これはそのまま五つの基本目標となり、この基本目標に基本施策があり数値目標が設定されています。例えば、1) 優しい人づくりという目標には「ユニバーサルデザインを推進するリーダーの育成」など3つの基本施策があり、リーダーの育成としては現状の66人から23年度までに150人とすることが目標になっています。

自治体としてユニバーサルデザイン推進計画または指針を定めているところは、だいたい同じようなつくりになっているのではないかと思います。ものや建物そしてまち（交通）というハード面から人づくりや社会づくりというソフト面まで含めた計画となっています。全て重要ですが、人づくりや社会づくりは今後特に注目される分野かと思えます。それは竹中ナミさんのいうチャンスとシステムがある社会をいかに作っていくのかということにつながっていくからです。またこのことを可能にできるのもユニバーサルデザインが「連帯と協働のデザインである」（ユニバーサルデザインハンドブック日本語監修の言葉より）からであります。

推進計画の必要性について、参議院での決議文と例として浜松市の推進計画を紹介させていただきました。

そこで、区としてユニバーサルデザイン推進のための現状はどうなっているのか、またUD推進計画の策定を4年前にも提案させていただきましたが、再度提案させていただきます。ご所見をお伺いいたします。

最後に、音声コード添付の全庁的な導入についてであります。

（区の障害者のしおりを提示する。また町田市の広報の音声コードも提示し、読み上げ装置に読すと読み上げてくれることを説明する）

音声コードの区民の利用するパンフレットやしおりそして行政文書への添付は情報のユニバーサルデザインです。つまり、紙の情報を「読む」ものからさらに「聞く」こともできるようにし、視覚障がい者の方を始め高齢者や外国人の方にも不自由なく情報を得ることができるようにするものです。世田谷区や静岡県では情報のユニバーサルデザインの中に規定し全庁的な導入を図っています。音声コードの添付をこのようにユニバーサルデザイン推進計画に規定したり、自治体によっては文書規定に入れて導入しています。

この音声コードの添付については、国は自治体への補助事業として平成18年度から実施しています。事業名は「視覚障害者等情報支援緊急整備事業」、補助率は10/10で一自治体導入経費100万円、研修経費30万円です。期間は延長され23年度までとなっています。

音声コードを添付した場合の期待される効果としては、最初の述べた以外に音声コードを視覚障がい者も作成できることによる就労支援（町田市が既に行っています）税・年金・銀行通帳・薬剤情報等のプライバシー情報の提供が促進されるなどです。

さらに朗報もあります。それは、これまで普及のネックとなっていた高額な読み上げ装置、一台約10万円もするのですが、来年度からは携帯での読み上げが可能となるそうです。まさにユニバーサルデザイン、UD対応商品としての携帯の誕生です。

私個人としては、「環境に優しいエコ」と「人に優しいUD」はセットで推進すべきと考えています。エコポイント同様UDにもポイント制度も設けてポイントどうしの互換性を持たせてはどうでしょうか。そうすれば貯まったポイントでUD携帯を購入できます。UD対応の商品や住宅にもエコ製品同様の補助制度を設けてもよいと思います。ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発は一気に進むことになるでしょう。

このことはさておき、区においても、今後音声コードを障害者のしおりのみでなく広く区民の利用するパンフレットや行政文書などに添付していく必要があると思います。

そこで、音声コードの添付をユニバーサルデザインの規定に定め全庁的に推進すべきと思いますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

以上、「支え合いの社会」すなわち「ユニバーサル社会」の構築を目指して3点の質問をさせていただきます。

前向きで明快な答弁を期待して質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のユニバーサル社会に関するご質問にお答えいたします。

私も何回かこの点では本会議で答弁をしております、基本的には考え方は変わっておりません。その中で、ご質問をお聞きしております、アメリカのケネディ大統領が就任のときに、これからの社会のありようは、国家が国民に何をやるかだけではなくて、国民も身近なところで何ができるかという社会であるべきだということを就任のときに言ったと思います。これを今日的な言い方でとらえるならば、共同参画社会だと。この共同というのは、力を3つ合わせた共同参画社会。我々が、どちらかというと、共同参画というのが健常者を意識した言葉でとらえがちですが、そうではなくて、ご質問のように、健常者も障害をお持ちの方も、一緒に学び、働き、ともに支え合う、そして活動すると、こういうのが本来の共同参画社会だろうと思います。このこ

とをきちっと行うための普遍的な価値が、まさにユニバーサルデザインだというふうに私は思います。

ユニバーサルデザインは、お話にもありましたように、どんな人でも公平に使える、あるいは身体への負担がかかりづらいこと、使う上での自由度が高いこと、必要な情報がすぐ理解できる、まさにこうした7つの原則があるわけですが、このユニバーサルデザインというのは共同参画社会をつくる普遍的な価値だというふうに私は思います。そのためには、お話にもありましたように、だれでもがチャンスができるというシステムをつくっていくというためには、単にハードだけではなくて、ソフトを含めて、すべての人が安心して、安全、そして、自分自身が価値を生めるような社会の仕組みというのは、私は基本的に必要だろうと思います。当面、さまざまなバリアを取り払うためのご質問がございまして、ホームページ等、あるいは広報等、こうした点についても、まさに共同参画という、そういう視点から見ますと、やっていくということは私は当然のことだろうと思います。いずれにいたしましても、今後の展開につきましては、関係理事者をもって答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

〈政策推進担当部長答弁〉

大串議員のユニバーサルデザインに関するご質問にお答えいたします。

まず、推進計画関係ですけれども、現在、区内向けの「ユニバーサルデザイン・ガイドライン」の策定作業を進めており、本年度中には取りまとめる予定であります。総点検につきましては、ガイドライン策定後に、ハード、ソフト、両面にわたる点検を実施し、改善を行ってまいりたいと考えております。また、「ユニバーサルデザイン推進計画」ですが、「ガイドライン」を策定し、広く区内にユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、問題点を抽出した上で、早い時期に区民の皆様や区内の事業者にもユニバーサルデザインの考え方を積極的に広めてまいりたいと考えております。

次に、視覚障害者向けに行政が作成する印刷物等への音声コードの導入の状況と今後の予定についてのご質問ですが、区では、音声コードの一種であるSPコードを印刷するためのソフトウェアを保有しており、関係各部署に利用を呼びかけております。20年12月に発行いたしました、先ほどの「障害者福祉のしおり」に音声コードの印刷を行い、区の印刷物への導入を開始いたしました。今後は、さきに申し上げました「ガイドライン」の中に位置づけ、区が発行する冊子等に積極的に導入してまいりたいと考えております。

また、議員ご案内の携帯型の音声コード読み上げ装置につきましては、区にいたしましても積極的に情報収集に努め、活用のあり方を研究してまいります。

安心と信頼の千代田へ、仮称「千代田区希望の構想」を示してはどうか

▼平成21年第1回定例会

平成21年第1回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

質問の主旨は、現在の「百年に一度」といわれる社会経済の危機に際し、いかにして区民生活の安心を支え、また信頼の絆を築いていけるかという一点にあります。それはまた成長優先により失われた希望と絆を取り戻すことでもあります。

最初の質問は、「安心と信頼の千代田へ、仮称『希望の構想』を示してはどうか」であります。

構想するにあたっての視点ですが、①信頼の絆の形成、②身近な公共空間の形成、③福祉の将来展望の3点を取り上げ、質問させていただきます。

このような時だからこそ、現状を正しく認識し将来をどう展望するのかが極めて重要であります。今年1月19日、国の「経済財政の中長期方針と10年展望について」が公表されました。そこには将来展望の必要性が述べられています。「将来展望を欠いたまま、場当たり的に対応しているだけでは大きな方針を誤ることになる。(中略) 将来展望を具体的に描き、官民で共有することが将来の意味のある具体的な行動を引き出すことにつながり、それによって個人、地域、国全体の各レベルの不透明感・閉塞感を払拭し得る」と。その通りだと思います。ただ不透明感・閉塞感を払拭し得るかどうかはあくまでどういう将来展望を描くかにかかっていると思います。住民に最も身近な自治体としてどういう構想、ビジョンを描くのが重要であります。

1月6日の日経新聞「経済教室」は作家村上龍氏が「希望再興へビジョンを描け」と題して書いていました。一部引用させていただきます。

「今回の信用収縮に対し、おもに政府とメディアに顕著だが、現状認識がずれていて危機意識が欠如している印象がある。(中略) 今回の危機は循環的なものではなく歴史的な大転換期かもしれないという仮定にたったシミュレーションと将来的ビジョンが必要だ」と。さらに現在の日本の現状についても述べています「日本社会は、各層、各組織相互の信頼が失われつつあって、今回の経済危機でさらに鮮明に表面化した。与党と野党、与党内の各グループ、官僚と政治家、内閣と議会、経営と労働、正規社員と非正規社員、富裕層と中間層と貧困層、自治体と中央政府、老年層と若年層、そして国民と国家さまざまな利害の対立が顕在化し不信の連鎖が起りやっかない悪循環が始まっているように見える。」また「『この国には何でもある。本当にいろいろなものがあります。でも希望だけがない』というのは、私の小説(『希望の国のエクソダス』)の登場人物である中学生の台詞(せりふ)だが、どうして日本社会は豊かになったのに希望を持つのが難しく、閉塞感に包まれているのだろうか」と。さらにビジョンに必要なこととしては「高度成長によって失われたものもあって、それらを新しい形で再構築するというのが、中長期的な対策なりうるのだと思う。もっとも重要なのはいうまでもなく『環境』、それと『家族、世間などの親密で小規模な共同体』だろう。(中略)『環境』と『親密で小規模な共同体』の再構築というビジョ

ンを共有すること、希望を発生させる装置として実質的に有効なのはこの二つであると私は考えている」と。引用は以上ですが、村上氏の「希望再興へのビジョン」に私も賛成です！

また今年の元旦の東京新聞ですが、その一面トップは「100年に一度の岐路」との大見出し、そして社説のタイトルは「人間社会を再構築しよう」でした。東大教授の神野直彦氏の著書『『希望の島』への改革』（2001年）からの引用で「希望の協力社会」を紹介するものでした。

私もさっそく『『希望の島』への改革』を読みました。神野氏も作家の村上氏も多少言葉は違ってもその言わんとしているところは共通しています。それは、現状をしっかりと認識した上でビジョンを示すことの重要性、そしてそのビジョンの目標とするところは希望の再興であり、必要なこととしては「人間の絆」の形成であるとしている点です。あと村上氏は「環境」をあげ、神野氏は「身近な公共空間の形成」と強い福祉を行うための「強い財政」としています。このような時に何を構想しどういうビジョンを描くのか大いに参考になります。

さて、区長はこの度の議会招集挨拶で三期目のスタートにあたり区政運営の基本方針を示されました。私なりに要約しますと、  
一点目に、二期目に引き続き共に生きる「共生」を区政運営の基本的な考え方としたこと。二点目に、「人と人のふれあい」、「地域の絆」、「相互の絆」を大切に「共生社会」の実現を目指すとしたこと。三点目に、住民が行政に対して「何をしてくれるか」という受身ではなく「自ら何ができるのか」という姿勢が大事であるとし、その知恵と力を結集して「協働参画」・「分権型社会」を築いていくこと。そして四点目ですが、そのためには「強い財政」という基盤が必要であるとされたことでもあります。

いずれもこのような社会状況のときであればこそ重要なことであり、大いに評価できるものです。特に2番目の「地域の絆」は村上氏がいうところの「親密で小規模な共同体」であり、神野氏のいう「人間の絆」であります。日本は戦後一貫して経済成長を優先させてきたわけですが、一定の成果はあったものの失ったものも大きすぎました。それは子どもたちから希望を失わせ、「親子関係に関する調査報告書」東京都生活文化局2003年、「親密で小規模な共同体」「人間の絆」「地域の絆」を断つことになったのではないかということです。また最近の新自由主義はあらゆる面で二極化を招きその傾向をより鮮明にしました。

このような状況を放置しておくことはできません。村上氏は「歴史的な大転換期」といい、神野氏は「歴史の峠」といい、東京新聞は「100年に一度の転機」と表現しました。いろいろなところでこの失われた希望と絆を取り戻そうと行動を開始しています。絆ということでは、愛知県は「親と子の絆」というテーマでメッセージとイラストを募集し、冊子「親子でよかった」を発行しました。（現物を紹介）23区では世田谷区が昨年11月に「地域活性化・地域の絆再生」というテーマでシンポジウムを開催し、以後「地域の絆」再生を目指し子育てからまちづくりまで全庁的な取り組みを開始したそうでもあります。またテレビ東京は開局45周年記念として絆をテーマとして取り上げ、「家族との絆、友人との絆、先生と生徒との絆、地域社会との絆、日本と世界

との絆、人間・地球と自然環境との絆・・・。私たちの周りにある、断つことのできないあらゆる絆について、多くの視聴者の皆様と考えてみたいと思います」と、メッセージを募集しました。また先日、ある生命保険会社がチャリティコンサートを主催し区内のボランティア団体も招かれ参加しました。参加者がその主催した企業のCSR報告書を私に見せてくれましたが、表紙には「絆」という文字が大きく書かれていてびっくりしました。企業の社会的責任報告書をCSR報告書といい、毎年作成しているそうです。多くの企業が絆の形成をその理念として取り組んでいることを改めて知りました。

このような中、区として、共生の考え方をもっと広くアピールしこの信頼の絆形成へ音頭を取り積極的に取り組まれてはと考えます。絆といっても共生の考え方なくしては形成できません。また共生社会の実現といっても、絆なくしては実現できないからであります。私は21年度を「信頼の絆」形成元年と位置づけ取り組むことを提案したいと思います。ご所見をお伺いいたします。

3点目の住民の「何ができるのか」という姿勢で協働参画社会を目指すとは、神野氏のいう「身近な公共空間の形成」であります。先ほどの『『希望の島』への改革』の中で「身近な公共空間の創出」について述べています。「人々から遠いところにある政治システムを目に見えるところに戻すこと」（P.117）また『『公共の空間』を身近なところに創出すれば、地域住民が決定過程だけでなく執行過程にも参加することができる」と（P.144）つまり、目に見える身近な公共空間とは、行政から区民に政策情報を始め必要な情報が提供され、行政と区民が現状と課題を互いに共有できている状態といえます。この点、先に区が作成した「みなで考えよう、これからの千代田」は項目ごと課題と解決の方向性が記述されており大変意義のあるものです。旧来の「何をしようのか」という姿勢は公共の遠い近い、目に見える見えないは関係ありません。しかし、「何ができるのか」という姿勢は身近に公共空間がなくなるとはいくら姿勢があってもできません。身近な公共空間をつくるのがまた皆で担う公共につながっていくといういい循環がもう協働参画社会であると思います。まさに公共の再構築といってもよいと思います。身近な公共空間の形成についてご所見をお伺いいたします。

以上、失われた希望と絆を取り戻すために、安心と信頼の千代田へ仮称「希望の構想」を示してはどうだろうか提案も含めて質問させていただきました。

本年は丑年ですが、丑という字はつながりや絆を意味するそうです。本年が絆形成へ確かな第一歩となるよう前向きで積極的な答弁を期待して会派を代表しての質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の共生の考え方をもっとアピールし、信頼の絆形成に積極的に取り組んだらどうか、身近な公共空間の形成に関する所見、希望の構想等についてのご質問にお答えいたします。

私は再三、共に生きるという共生を申し上げております。この共生は、まさに連帯と協働参画というのが基本でありまして、そこをつなぎ実現するのは、お話のように信頼の絆だというふうに思います。この絆こそ、家族も含めて身近な地域での私は価値であり、最大の財産だという思いでございます。

ところで、絆という、そういう言葉、これはもう、漢字を見ればご承知のとおり、糸という字に半でございます。すなわち、糸でもひもでも結構ですけど、それをお互いに半分ずつ持ち合っていくという字だと私は思います。どちらかが強く引っ張れば離されるし、引き寄せられる。お互いにそれぞれが持っているひもを、お互いに理解をしながら、思いやりをもって持つこと。これが私は絆ということだろうと。これは冒頭申しましたように、まさに共生というものの考え方に通ずるものだろうと思います。

千代田区は、そういう意味で、私は何回となく共に生きるということを申し上げてきましたのは、単に区民だけではなく、ここに働く皆様方も含めて、千代田区のよりよい地域づくりという意味で共生を申し上げ、具体的な例として生活環境条例を申し上げてきたわけでございます。

もう少し敷衍いたしますと、我々が戦後、いろんな社会の変遷がありましたけど、私はその信頼の絆とかということを考えるときに、「サザエさん」の漫画のようだ。つまり、家族がちゃぶ台を囲んで、そして、それぞれ、行っていることはばらばらでございます。テレビを見たり、新聞を読んだり、そういう中に、やはり、しかし絆がある。当時、ある面ではそんなに豊かでなかった。あるいは物質的に豊かでなかった。しかし、大変、私はそういう意味では、そういう社会というのは心の豊かさを持っていたんだらうと。それが、やはり家族から身近な地域にそういうのが広がっていくということが、私は一番望ましい社会だというふうに思っています。しかし、現実には、そういう意味ではさまざまな時代背景の中で、なかなかそういう状況につくられない。働き方の問題も含めて、そういう状況であることは事実ですけど、原点はそういう感じを持っております。それを、家族だけではなくて、自分の身近なところで、まさに絆、共生社会というものをつくっていくということが、私たちの千代田区づくりの私は最大のポイントだというふうに思います。

ところで、公共空間のお話が出ましたけど、これは単に物理的な空間の話をしているのではないと思います。まさに身近なところで、福祉でも教育でも、そうしたことが身近なところで決められる。そして、その地域に住んでいる方々のオーダーメイド的な、そうしたことができる。それが身近な公共空間というふうに思います。と申しますのは、身近なところで物が決められるということは、ある面では行政の透明性ということにもつながる。国や東京都とは距離が遠いですし、あるいは、何を負担して何のサービスを受けるか、そういう身近な公共空間づくりが私は住民との関係で信頼を築くことにもなり、そして、協働参画という社会になると思います。ある面では、分権というのはそういう私はとらえ方をしながら、これから中身をつくっていくという、そういう社会づくりだというふうに思います。そういうふうに身近な公共空間というのをとらえ、

解釈をしております。当然、我々が区政を担う場合には、あるいは区政を行う場合には、区民の皆様方の安心だとか、あるいは、明るい展望が持てるような形で、計画的に仕事をするということは当然のことでございますので、今回の改定計画の中にそうしたことをどういう理念で盛り込むかは、これからの作業の中でいろんな知恵を出していきたいと思っております。

それから次に、「生活必需品としての福祉」ということを6年前に申し上げました。確かに福祉が、貧しい人のためではなくて、すべての人にとって共通する、生きていく、あるいは人間らしく生きていくための商品、必需品だということを申し上げたわけでございます。この背景には、単にレディーメイドのサービスではなくて、まさにオーダーメイドのサービスをそれぞれがつくっていくという意味もあろうかと思ひますし、もう一方では、当然、生活必需品という中身は時代とともに変わってまいります。例えば、家族のありようが、先ほども申し上げたような社会が私は望ましいわけでございますが、必ずしもそうでない状況で家族の役割も変わってまいります。あるいは、子育てに関する役割も変わってきます。それによって、生活必需品の中身は時代背景とともに変えていくという、あるいは追加をしていくということは当然のことだろうと思ひます。特に福祉については、介護と医療等については再三申し上げておりますように、そうしたことをどう組み合わせながらサービスを展開するというのも、ある面では生活必需品のサービスを時代に合わせてつくり変えていくということにならうかと思ひます。

その他の事項については、関係理事者をもってご答弁を申し上げます。

## 区民生活の安心を支えるために！

### ▼平成20年第4回定例会

平成20年第4回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

質問の主旨は、今まで経験したことのない現在の「不況」と「格差の拡大」という社会経済状況からいかにして区民の生活を守り、「区民生活の安心を支えて」いくのかという点を問うものであります。「貧困と格差の拡大」は、この2年間特に顕著となり社会問題となっております。そこへ今回の不況の到来ですから、区民生活に与えるその影響と不安ははかりしれないものがあります。今、改めて自治体として担うべき役割が問われていると思ひます。

さて、なぜこのような「不況」と「格差の拡大」を同時に招くことになってしまったのかという点であります。

今回の不況は、アメリカの証券会社リーマン・ブラザーズの破綻、いわゆるリーマンショックに端を発した金融危機にその原因があるといわれています。それはこの9月に起こったことですが、またたく間に世界中に連鎖し金融だけに止まらず不況という深刻な状況を招くこととなりました。この間、世界の首脳が一同に会して金融政策の協調を決めましたが、それとて世界経済安

定への解決策とはなりえていないのが現状であります。日本でも先月一月だけの倒産件数は1400社を超え、一ヶ月の内に実に8社も上場会社が倒産することは過去に例がありません。それだけ深刻な経済状況になっているということです。未だ景気回復への確かな道筋も見出せないままであります。

このショックが起こる前の7月17日ですが、日経新聞の「大機小機」には注目すべき内容が書かれていました。タイトルは「2%成長の幸福を脅かすもの」となっています。後半部分を引用させていただきます。

「このところ最も気になるのが、所得格差の拡大だ。金融に限らず、多くの業界が富裕層向けビジネスの開発・拡大に懸命だ。一方で非正規従業員の低賃金問題が大きな社会問題となっている。所得格差が限度を超えると、『平均的な市民の幸福感が損なわれ、人々は社会の一員であるという気持ちを失ってしまう』（ウィリアム・バーンスタイン『『豊かさ』の誕生）これは先進国の歴史的経験である。20世紀初頭に最も豊かな国の一つだったアルゼンチンの没落は、貧富の格差の拡大がきっかけだった。2%成長を最も安定的に達成してきたはずの米国でさえも大恐慌の時代には革命の一手前までいったことがあるという。

最近の様々な凶悪事件や社会現象の多くに、貧困や格差の問題が関係しているのではないだろうか。市場主義を基調にすべきだと主張するのはいいが、格差の拡大に歯止めをかけることも欠かせない。教育や税制、生活保障など社会制度の総点検が急がれる」と。

投資アドバイザーであるウィリアム・バーンスタイン氏の分析をベースに書かれたものですが、2%成長の陰には所得格差の拡大がありそれを放置すれば「人々は社会の一員であるという気持ちを失い」それは、いくら現在富を集めて繁栄しているようでもいずれ「没落」する恐れがあると警鐘をならしたものです。「貧困と格差」の問題に単にセーフティネットを用意せよという次元ではなく、「市場」も大事だがもっと大切にしなければならないものがあるとの重要な指摘をされたものと理解しています。

最初のなぜこのような「不況」と「格差の拡大」を同時に招いてしまったのかということですが、決して偶然ではないと予想したバーンスタインも素晴らしいと思いますが、そのことを事前で紹介し政策対応を求めた「大機小機」に敬意を表したいと思います。

今この「貧困と格差」の問題に真正面から取り組み国民の不安を解消し、また「区民生活の安心を支えて」いかねばなりません。そのためには、国、都、区がそれぞれの果たすべき役割を明確にした上で、連携・協力しながらこの問題に取り組むことが必要であると考えます。

この「貧困と格差」の問題については、OECD（経済協力開発機構）からの「対日経済審査報告書」の中で大きな課題として取り上げられています。2006年の報告書では「どうすれば不平等や貧困の拡大を反転できるのか?」、2008年の報告書では「どうすれば労働市場を改善できるのか?」とそれぞれ項を設けて言及しています。いずれも貧困や格差の原因として労働市場の二極化をあげています。そしてその改善を促すとともに、その格差の影響が子どもにも及ぶことがあつ

てはならないと警告を発しています。報告書にはこうあります。「10年前には全労働者の19%だった非正規労働者の割合は2006年には30%に増加した。(2008年には34%になって約1700万人)その賃金は、パートタイム労働者(非正規労働者の3/4を占めている)の時間当たり賃金は平均してフルタイム労働者の40%にすぎない」と。(2006年報告書)また「(労働市場の)二極化の進展により、労働経験が短く日本では重要な役割を果たしている企業内訓練が受けられないために能力を高める機会に恵まれない人々が若年層を中心に増えている。(中略)両者の間に移動がなく、非正規労働者の大半が低賃金労働から抜け出せない状況がさらに問題を難しくしている。」(2008年報告書)と分析しているのです。(小文字は大串)またOECD調査ということでは2000年ですからちょっと古い調査になりますが、17カ国について相対的貧困率の調査をしています。その平均は8.4%であり、一番悪かったアメリカが13.7%で日本は13.5%でワースト2という結果でした。

また、先週発表された青少年白書には若者の就労の実態が報告されています。

派遣や契約社員、フリーターなど非正規雇用の割合が増えており、十代後半ではここ15年間でその割合はなんと72%に倍増していると衝撃的な実態を報告しています。

非正規雇用者の年齢別割合は

15歳～19歳は今申した通り1992年の36%→2007年には72%に、同じように

20歳～24歳は17%→43%へ

25歳～29歳は12%→28%へ

30歳～34歳は14%→26%と、15年前に比べた場合いずれも倍増しておりますが24歳以下の比率の高さには正直びっくりです。

そして、国税庁は毎年9月に、民間給与実態統計調査の結果を発表しています。昨年の発表では、年収が生活保護水準並みしか(約200万円程度ですが)得られないワーキングプア(働く貧困層)は2006年に比べて42万人増えて1023万人となり、ついに1000万人を突破したと発表され、ニュースでも大きく取り上げられたことはご存知の通りです。ちなみに今年発表された調査でもさらに9万人増えて1032万人となったとしています。

以上の各報告や発表により働く人の予想以上に深刻な実態が明らかになったと思います。役員を除いた雇用者数は約5100万人であり、内3人に1人は非正規雇用者で約1700万人。内3/4の1100万人がパートでありその賃金は正規雇用に比べて40%にすぎず、金額で約200万円以下の人はまた1000万人を超えている。つまり雇用されている人の5人に1人は働いてもまさに生活や住むための家賃さえ払うことがやっとというワーキングプアということになります。しかも、技術や職業能力を身につけることはできません。また非正規から正規への移動もできないというわけです。この他、270万人の失業者と失業者扱いにもされない62万人のニートの人たちもいるということです。

このような貧困と格差は、その人を経済的な理由や仕事の理由などで排除し、結果、孤立へと追いつめられることにならないか大変心配でもあります。生活する上での様々な問題や悩みなどあっても一人で悩み、誰にも相談できないという状況に追い込んでしまう可能性があるということです。いわゆる社会的排除の問題です。

ややもすれば「貧困と格差」の問題やその原因となっている雇用の問題は、個人の責任と片付けられてしまいがちであります。個人の責任としてこのままなおざりにしたり放置したりすることは許されるものでもありません。この問題を行政課題として、最初にも申し上げた通り国、都、区にそれぞれの役割があり、連携しながら取り組むべきであります。「国においては、政府税制調査会において税と社会保障給付そして就労のインセンティブを一体にした「給付付き税額控除制度」（参考①、②、③）の構築に向けて議論がなされると聞いています。（2007年11月の日経新聞より）現在のこのような社会経済状況であります。早期の実現を心から望むものであります。」

区長は今回の招集挨拶で区の基本スタンスは「区民生活の安心を支える」とことであると明言し、「経済状況が大きく変化したことで、改めて区が担うべき役割を確認し、それを具体化するための施策の必要性が一段と高まって」と述べてくれました。正にその通りであります。

そこで、現在直面している「不況」と「貧困と格差」の問題、また雇用という問題に、区としてどう取り組まれようとしているのか、区長に基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、具体的な施策としての就労対策についてであります。

「貧困と格差」の問題は、雇用政策と教育政策にその解決策があると考えます。それぞれ目先の緊急対策と中長期のしっかりした政策の両方が必要です。

最初に雇用政策についてであります。雇用政策といえば都の政策というイメージが今もあります。その拠点はハローワークで、千代田区でいえばハローワーク飯田橋であります。区で行う就労対策は福祉の一環としての障害者の福祉作業所（ジョブ・・）であり、高齢者のシルバー人材センターであります。

実は自治体の雇用政策に関しては国の法律改正がありました。2000年4月の「地方分権一括法」の施行と合わせ、改正雇用対策法が施行されたこと、また2003年の6月に職業安定法（職安法）が改正されたことでもあります。この二つの法改正は、地方自治体に自治事務としての雇用政策を可能にした画期的なものとなりました。

まず改正雇用対策法ですが、その第5条では、

「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ雇用に関する必要な施策を講じるように努めなければならない」とされました。これは都道府県が設置してきたハローワーク（公共職業安定所）が地方分権改革により国の機関となり、労働行政が国に一元化される一方で、国の権限に属さない雇用政策を地域の実情に応じて広く地方自治体が実施できるように改められたものです。そしてこの雇用政策の内容についてはそれぞれの自治体の裁量に委ねられることになりました。

また第27条では国と地方公共団体との連携が定められています。

「国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする」と。

一方、職安法の改正では、ハローワークで行っている職業紹介、斡旋が地方公共団体でもできるようにになりました。「地方自治体は、当該地方自治体の施策に付帯する業務として無料職業紹介事業を行うことができる」云々と。つまり自治体はハローワークの無料職業紹介事業をもっぱらその事業を目的として実施することはできませんが、その自治体の福祉、子育て、中小企業支援、まちづくりなどをより実効性あるものにするためならば行うことができるようになったのです。

この二つの法改正があったことで自治体に雇用行政に関する基本的な権限が与えられたことになり、真の意味で国、都、区の連携が初めて可能になったものと理解しています。自治体の総合行政の中に雇用が組み込まれることは大変大きな意義があると思います。

区を相談の窓口として、自治体に雇用・就労施策が必要であるということについて、近畿大学教授の奥田均氏は以下のように述べています。（大阪府人権協会ニュース2005年10月）

「地方自治体が本格的に雇用・就労施策に乗り出すことの最大の魅力は、この課題の前進に『地方自治体の総合力』をいかに発揮することができるという点にあると思います。都道府県労働部とハローワークとのタイアップという従来の労働行政の枠組みからでは描けなかった新しい就労支援方策が誕生していく可能性が広がっています。いうまでもなく就労困難者は一人ひとり個性豊かな存在です。働きたい理由、希望する仕事や条件はそれぞれ違います。当然、就労を阻害してきた要因も人によって異なり、多様であり、複合的です。住宅の問題、家族の介護の問題、乳幼児の保育の問題、家庭内暴力や子育ての行き詰まりの問題、差別の問題、学歴や年齢の問題、さらには本人の心身の状況や技能、コミュニケーション力の課題など、単なる『求人求職のミスマッチ』では済まされない実に様々な問題が当事者の一身に絡み合い『働きたい』という切実な願いを踏みにじっています。（中略）だからこそ『働きたい』という就労の願いの解決にはハローワークの力だけでは不十分なのであり、様々な生活課題にかかわる総合力が必要なのです。就職困難者にあってはその必要性はなおさらではないでしょうか。（中略）『働く』とは、収入の確保にとどまるものではありません。就労支援の取り組みは、就労を困難にしてきた阻害要因によってともすれば排除や孤立を強いられてきた状況を変革し、これらの人々が正当にその地域にインクルージョン（包み支えあう）されていく営みになります。」と。

自治体として雇用・就労施策を行っているところに、23区の中では唯一目黒区があります。法改正のあった年の2003年から雇用課を新たに設け就労支援を行っています。名称は「ワークサポートめぐろ」です。どのような取り組みを行っていて実績はどうなっているのか、大変興味がありました。さっそく私は訪問しお話を伺ってまいりました。場所は区役所の中にあり、ハローワーク渋谷の職員が来てハローワーク内にあるのと同じ端末が用意され、来られた方の就職相談に



のっています。来られる方は子ども連れのお母さんが多いとのこと。また同じフロアではNPO法人がキャリア相談も行っています。そして各種講座も開設し、定員は4人で個別の指導ができるよう行っているそうです。毎週水曜日と金曜日に開かれますが、金曜日は女性及び若者向けとなっており、社会人としてのマナー講習からコミュニケーションスキルアップまで、いろいろなメニューを揃えています。実績の方ですが、昨年度一年間に相談に来られた人数と就職できた人数の比率は、ワークサポートの方が26%で、ハローワークの19%を7ポイント上回っているとのことでした。雇用課の職員の方は庁内各課との連携を図りながら来られる方のさらなる就労の支援をしていきたいと話されていました。

雇用に関係する法律の改正があったこと、自治体における就労対策の重要性について述べ、また目黒区の先駆的な事例も紹介させていただきました。

そこで、区としてこの就労対策に今後どのようにして取り組んでいこうとされるのか、お伺いいたします。

次に、教育政策ですが、子どもの「教育機会の平等」について質問したいと思います。

この件については平成18年第3回定例会における代表質問にて「子ども優先の社会」を目指してと題して取り上げさせていただきました。

「子ども優先の社会」実現のために必要なことは、一つは「教育機会の平等」の保障であり、もう一つは、子どもを主体とした新たな子ども観、すなわち子どもの視点が社会の隅々まで行き届いていることであると主張し、質問しました。そのときも「格差の拡大」についてあらゆる面で二極化が広がっていることを紹介し、その影響が決して子どもに及ぶことがあってはならない。子どもの「僕が僕であるために」また「もっと自分らしく生きたい」との叫びともいえる願いを私たち大人は叶えていく責任があると述べました。

二極化の現象、そしてその二極化が階層化していく現象は最初に紹介したごとく年々拡大し、今日顕著になってきております。このような状況ゆえに改めて子どもに対する大人の責任は果たしているのか。また区としてその責任を果たしているのか、検証することが必要です。その際、憲法と教育基本法に謳われた「教育機会の平等」が保障されているのかという視点が大事であります。つまり、子どもの本来持っている能力と可能性を見出し育て、また子ども自らが気付き発揮できることが可能な機会を全ての子どもに保障していくことであります。子どもの能力や可能性とは学力のみではありません。芸術やスポーツを始め、調理や音楽制作また落語など全ての分野に及ぶことでしょう。よって「教育機会の平等」は子どもとの人間関係をベースに学校の他、地域、家庭、行政が目的を共有しながら連携していかななくてはできません。地域ということではNPOや企業、大学などの各分野の専門家・プロの方の協力は欠かせません。行政としても子ども教育部を中心にして文化学習スポーツ課、図書館、児童館、出張所など関係していきます。この際、全庁的に関係する施策を体系化し各課が連携しながら推進していけるようしてはどうでしょうか。

具体的な事業としては、子どもが本物に触れ体験することができる「アーティスト・イン・スクール」があります。子どもたちが大変評判がよく平成19年度より予算を倍増されたこと大いに評価できるものです。また継続的に通うことも可能な各児童館で行っている専門の方に来ていただいている各種教室、また親の就労形態に関係なく全ての子どもを対象にした放課後子どもプランなどがあります。いずれの事業も「一人ひとりの能力や可能性を発見し、あなたはあなたらしく生きていいよと、そのままを認めてあげる」子どもとの人間関係をもって推進していく大事な事業であると思います。どんなに素晴らしい事業であってもこの子どもとの人間関係なくしては「教育機会の平等」も図れないからです。

そこで、区として子どもの「教育機会の平等」についての考え方と今後どのように施策を展開され、この「教育機会の平等」を図っていられるのか、お伺いいたします。

以上、今日の「不況」と「格差が拡大」する社会経済状況の中、区民の生活を守り、区民の不安をいかにして安心へと変えていけるのか、重要と思われる雇用と教育について質問をさせていただきました。

「日本一短い『母』への手紙」は、福岡県丸岡町の企画ですが入選作を本にしたものです。人間関係が希薄になっている今日、とても良い企画を丸岡町はされたと思います。最後にこの中から一遍だけ引用させていただき質問を終わります。

「修学旅行を見送る私に  
『ごめん』とうつぶいた母さん  
あの時、僕平気だったんだよ」

以上であります。

区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待しています。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大申議員の質問にお答えいたします。

貧困と格差について、例えば「貧困」という概念の定義もなかなか難しいし、評価が難しいわけですが、いずれにいたしましても、時代や社会の状況の変化に応じた改革というのは避けて通ることはできないと思います。

今ご質問の中にありました100年前は、アルゼンチンは世界で最も豊かな国でありました。ある面では、それに安住したんだろうと思います。常に時代に合わせてさまざまな改革ということむしろ私は息った、そうしたことが今日のアルゼンチンの状況だろうと思います。

今、我が国も、そうした意味では第二のアルゼンチンになるのではないかと、非常に危機感を持っている方が大変多々ございます。そうした中で、何としましてもこうしたことをとらえて改革というものを進めていかなければいけない。改革の目的は、あくまでも私は格差とか貧困

をなくすというのが本来の目的だろうと思います。そのためには、あらゆる人がチャンスを持つ、努力をしたら、それがちゃんと返ってくるという、そういう形の取り組みだろうと思います。ある面では、我々の社会、どちらかというと規制という中に、非常に既得権という中に枠組みがはまって今日の状況がつけられておりましたのを、それを何とか取り払って、さまざまな方がチャンスと機会を持つ、そうしたことが結果的には国の豊かさ、そして貧困と格差を是正することになるだろうというふうに思います。ある面では、改革というのが手段になってはいけません。何のために、何の目的のために行うのかということが私は重要だろうと思います。ある面では、改革というのは避けて通れないと思います。しかし、改革というスピードの速さや環境の変化に、さまざまな痛みと言ってよろしいでしょうか、ひずみが生じてくることも往々にしてあります。

したがって、私は再三申し上げておりますが、区政という、こういうレベルでの改革、時には足踏みをし、そして見直し、修正をし、そうした中からスタートをして、あるいは再スタートをしていかなきゃいけないということを再三申し上げております。その中で、区政がぎりぎりできることは、何回かも申し上げておりますように、安心安全というその基本は、私は区民の皆様方の生活を支えるという、福祉というのをしっかりとらえて、それを施策としてやっていくということが肝要だろうと思います。

国政のレベルで見ますならば、私は、ぜひ、これから中長期的に見まして、社会保障だとか社会福祉を中長期的にきちっと組み立てをしていただくことが、国民にとって一番安心安全という社会になり、そして、結果として豊かな社会をつくることになるだろうと思います。その家庭では、大変産みの苦しみがあるかと思いますが、私は、そういう意味で、国のさまざまな取り組みというのが、目的があくまでも豊かな社会をつくるための改革であるという理解のもとに、我々も、そうしたことを区政という場から進めていかなきゃいけないと思います。そして、ご承知のとおり、当面の状況の景気状況の中で、中小企業の皆様方へのさまざまな融資制度を通じた支援を取り組んでまいりましたが、これからも状況によって柔軟に対応してまいりたいと思います。

そうした中で、私は、子供たちは我々の未来だという思いでございます。ぜひ、親の所得の格差が子供に伝わるといようなことは、私は避けなければならないという思いで、ご承知のとおり、高等学校が今は義務教育化しているということから、私のほうは、中高一貫校をつくらせていただいたわけでございます。中高一貫校は、ご承知のとおり、大変、教員の費用は単独で区費が持っているわけでございます。通常、小中学校は、ご承知のとおり、東京都の教育委員会が採用いたしますから、都費が大部分でございますが、高校部分は、実は都立高校の場合は都費であります。中高一貫校の場合は全額区費であります。私は、それでも、子供たちは我々の未来だと、そして、教育に関する親の所得の格差ということをお子に――何と申しますか、影響を与えないという意味で、こうした教育に関することについて、さまざまに子供のために私は区政として取り組むことが、将来的には子供たちへの格差と、あるいは学力の格差というものをつくらな

い、そうしたことの思いで九段の中高一貫校をつくっております。これは、区政というレベルでできることだろうと思います。

今後も、区政におきまして、今日の状況を踏まえながら、セーフティネットという観点で、具体的な施策をこれからも取り組んでまいりたいと思います。

その他の事項については、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〈区民生活部長答弁〉

大串議員の就労対策についてお答え申し上げます。

職業紹介は、求人者が必要とする職業能力を持った人材を、求職者が持っている職業能力を生かし得る事業所への就職をあっせんすること、いわゆるマッチングを行わなければなりません。また、あわせて雇用保険事務、職業訓練のあっせん等も含めて広域的な対応が必要なため、現在、国や都道府県により行われており、区はハローワーク事業を広報千代田への掲載や事業の後援を行うことなどから、ハローワークと連携・協力して就労対策を行っているところでございます。

ワークサポートめぐろは、ハローワーク相談室とキャリア相談コーナーからなる就労相談窓口で、目黒区の特事情を踏まえて設置されたものと認識しております。しかし、相談機能と講習機能が連携している点や、区民にとって身近な区役所内に専管組織として一雇用課という名前でございますが、専管組織として設置された点で、相談数や就職数がハローワークより高いというふうなことが言われておきまして、そういう点では、区においても学ぶべきものがあると認識しております。

職業安定法改正により、平成16年3月から、地方公共団体が、みずからの施策に関する業務に附帯して行う無料職業事業につきましては、届け出をすることによって実施可能となりました。議員ご指摘のとおり、就労対策をハローワークと区民の最も身近な区が連携し、総合的な取り組みを図っていくことは大変重要なことと認識しております。今後、若年者、また子育てを終えたお母さんたち、障害者、シルバー等の就職、またその就職後の相談等のケアの仕組みをハローワークと綿密に連携し、スキルアップ講習や相談の充実などについて努めていくよう検討してまいります。

〈こども・教育部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、子供の教育機会の平等についてお答えいたします。

学校教育では、子供にとって、自分の能力や可能性を見出し、伸ばしていくことができる適切な機会が等しく与えられていることが重要であり、確かな学力の定着は、まさに一人ひとりの能力や可能性を引き出し、伸ばしていくという考え方に基づいて行っております。

また、本区では、同様な考え方にに基づき、教育課程以外の活動においても、各種の事業を展開してきております。例えば本区では、芸術・スポーツ等本物のアーティスト、アスリート等には

かに触れる機会を多く持っております。アーティスト・イン・スクールでは、幼稚園、学校、保育園、児童館に本物の芸術家を派遣し、子供たちの豊かな感性と情操を育てていくことを推進しております。夢の課外授業では、スポーツや芸能などさまざまな分野で活躍している方を課外授業の先生として来ていただき、子供たちに「夢や希望を持って物事に挑戦すること」を考えるきっかけづくりを目的に行っております。また、関係機関との連携により、トップアスリート派遣指導事業として、運動分野で活躍している方を指導者として派遣していただき、講話や実技指導を通して、運動の大切さや健康な体をつくり維持するための、バランスのよい生活習慣や食生活についての指導を行っております。

以上述べてまいりましたように、各分野の一流の専門家やアスリート等と直接触れ合い、多くを学ぶことができるよう、今後も、学校教育のみではなく、こども・教育部所管の各課、さらには区長部局の文化芸術振興を初めとする各部署においても、関係機関と十分連携し、一人ひとりの子供が本来持っている能力と可能性を伸ばすことができるよう、多様な機会を保障してまいりたいと存じます。

#### 〈再質問〉

13番大串ひろやす、自席から再質問をさせていただきます。

1点だけ、雇用の問題についてお伺いしたいと思います。

区長言われるように、100年に一度の不況、大変な状況にある。そういう中に、現在、日本の格差という問題もある。そういう中で、自治体として担うべき役割はあるだろうと。これは招集あいさつで区長も述べられたとおりです。ですので、私は、その中に新たに雇用というのが必要なのではないでしょうかという点から、雇用については法の改正があったこと、述べました。それから、雇用政策についてはしっかりした理念を持って中長期に取り組み、目先の援助もこれは大事ですけれども、中長期のそういったしっかりしたビジョンを持って自治体に取り組むことによって、この不況も、それから格差の問題の是正にもつながると申し上げました。

ですから、部長は、答弁は、連携しながら今後も検討してやっていきますということですが、連携の、どのように連携するのですか、どういう考え、政策に対する考えを持って、どう連携していくのかということが必要だと思います。ですので、今、ここで具体的にその課を設けるとか僕は言いませんけれども、少なくともその考え方、千代田区としての雇用に対する考え方、これをしっかりもう一度述べていただいで、今後の方向性もお伺いしたいと思います。

#### 〈区民生活部長答弁〉

大串議員の再質問にお答え申し上げます。

この雇用の問題は、中長期的に見て、区の重要な施策の1つとしてとらえてまいります。その中でも、例えばこの雇用というものを直接でなくても、ただいまやっております子育てというふ

うな分野での、子供さんたちの成長ができたときにお母さんの就職の口とか、再雇用の道とか、そういうふうなもの、それは、我々は区の窓口として、対企業に対するあっせん場所として、あっせんというか、具体的な提案の場所としたり、また支援する場所としてやっております。今後も引き続き、区はハローワークと連携しながら、区も区の仕事として考え、対応してまいりたいと考えております。

#### 共生社会の実現を目指して！

##### ▼平成19年第1回定例会

平成19年第一回定例会にあたり公明党議員団の一員として一般質問を行います。

今年は千代田区が発足して60年を迎える節目の年であります。区としては、区長が招集挨拶で述べられましたように「新生・千代田区政」として新たにスタートするわけでありまして。そこで、私はこれからの区政の目指すべきもの、特に区長が強調してやまない「共生」の理念また「共生社会」の実現について質問をさせていただきます。

さて、「共生」ということでは千代田区とも縁がある中国の大政治家周恩来について最初に触れておきたいと思っております。

区の愛全公園には日中友好協会が周恩来生誕100年と日中平和友好条約締結20周年を記念して設置した「周恩来ここに学ぶ」の碑があります。申すまでもなく周恩来は1949年から76年まで実に26年間にわたり中華人民共和国の総理を勤められた大政治家であります。世界あらゆる国の政治家と多くの会談を行っています。1954年のネルー・インド首相との間の平和5原則、アジア・アフリカ諸国の歴史的な連帯を果たしたバンドン会議などは「周恩来平和外交」として特に有名であります。これら会談・対話の基本にあったのが、実は共生の理念と相通じるもので、国際政治の中で差異を尊重しながら大同につくという「平和的共存」という考え方でありました。例えば、日中国交回復に大変貢献された政治家である松村謙三氏が1959年(当然まだこの時はまだ正常化前ではありますが)中国を訪問された際の送別宴における挨拶でこのように述べています。「私と松村謙三先生は何回か話し合いを行った。われわれは双方とも日中両国人民が平和共存の五原則とバンドン会議の十原則を土台に双方の平和友好のために共に努力すべきだと信じている。この土台の上たって社会制度の異なる日中両国はお互いに尊重し合い善隣関係をうちたてられるはずである。私は、これは私と松村先生の話し合いの内容であるばかりでなく同時に日中両国人民の共通の願いであり、これはまたここにおられる多くの日本の友人の願いでもあると思う」と。(周恩来選集より)「周恩来は共生のエートス(心的傾向)が脈打っている」とも「共生の心が結晶している」といわれる所以もここにあります。

周恩来は19歳の時に母国中国を救うために学ぼうと雄大な目標を抱いて日本に留学しました。1917年9月から1919年4月まで神田神保町に住み、猿樂町にあった東亜予備校に通いました。若き日の周恩来がこの千代田区に住み、学んだということは私たちの誇りでもあります。今年は日中国交正常化35周年にあたりますが、今週月曜日には千代田区日中友好協会と北京市西条区対外文化交流協会主催による北京「豊盛（ほうせい）少年宮」来日初公演が三ツ橋共立講堂で行われました。北京市からは豊盛少年宮の少年少女たち43人が、千代田区からは御茶ノ水小学校の和太鼓クラブと共立女子学園高校吹奏楽部のメンバーが出演し交流しました。両国の子どもたちがこのように交流できることは非常に有意義なことだと思います。来年は周恩来生誕110周年を迎えることとなります。

さて、「共生」の必要性について、「歴史の峠」(P・F・ドラッカーのいう)という表現で社会経済システムの転換を主張されているのが東京大学経済学部教授の神野直彦氏です。神野氏は「人間の欲求には二種類あり、一つは『ものを所有したい』という所有欲求で、もう一つは『自然と人間との関係、また人間と人間との関係の中で満たされていくとされる』存在欲求である。近代の工業化社会の歴史はこの所有欲求を充足することを優先し、存在欲求はその犠牲となってきた。これから私たちが目指すべきものは自然と人間、人間と人間との共生、つまり異質なものをそれぞれ異質なものとして残していくような社会を目指すべきで、そういうときに私たちは真の「豊かさ」や「幸福」を感じることができる。いわば存在欲求の充足への歴史へと変わった」と主張します。私もまさにその通りだと思います。

所有欲求から存在欲求充足への歴史の転換を、区長は言葉こそ異なりますが「成長・発展を重視した社会」から「家庭や地域を大切にしたい社会」と職員向け年頭挨拶の中で述べられました。新聞から引用しますと「現在、明治維新、戦後改革に次ぐ『第三の改革』の時期を迎えており地方から新しい社会を創っていく分権改革を進めなければならない。そのためには既得権に縛られがちな国や東京都と対決しなければならない場面も生じるであろう。これまで『成長・発展を重視した社会』であったが『第三の改革』では『家庭や地域を大切にしたい社会』を復権させることが求められている。このことは国や都道府県では行うことができず、基礎的自治体こそが主役となる」と。神野氏の「歴史の峠」も区長の「第三の改革」も共生の理念を基本とした共生社会の実現を目指したものと私は理解しています。

全国的に子どもを取り巻く様々な問題を始め、格差の拡大と階層化の問題、水と緑の景観がコンクリートで覆われていく環境問題、人間関係の希薄化の問題などすべてが行き詰まっており、これら多くの課題にまだ明確な方向性も示せない現状に国民は閉塞感から抜け出せない状況にあります。このような中、自治体として区政運営の基本に共生の理念を据え、共生社会の実現を目指すということをかかげられたことに、私は誠に時機を得たものと高く評価しています。国民が求めているのは次の50年、100年先までを見通した明確な理念とビジョンであります。

そこで、60年の節目を迎えた今、「新生・千代田区政」として目指すものは何か、改めてお伺いいたします。

次に「共生社会」実現のための具体的な方途についてであります。

理念と目指すべきビジョンがあってもそれをどう実現していくのかという方途、プロセスがなければなりません。これまでのように黙っていても行政が何でもやってくれた時代ではなくなり、また行政だけに公共を委ねる時代でもありません。今は個人や家庭の枠を超えて地域を始め様々な団体や機関などと協働しながら解決を図っていくことが必要であります。その際、地域の現場から公共の課題を発見し、共有し、解決していくという方途・プロセスが大事となります。この点に関して私は今までに、自治基本条例の策定、協働の指針の見直し、新しい公共の定義などを提案させていただきました。この度、これらとは次元は異なりますが「対話」と「交流」をその中心軸に置くことを提案したいと思います。これは最初に紹介した周恩来が政治の手法として一貫して用いたのもであります。相手の存在を認め、その存在の価値や条件を尊重し、互いに参照し学び合い、恩典を与え合うという対話のメカニズム（ハーバード大学教授のドゥ・ウエイン氏が述べている）はまさに共生の考え方そのものでもあります。

これまでの中央集権の上意下達による行政運営では当然「対話」も「交流」も必要ありません。必要とされたのは共生の理念とはまったく反対の画一化と序列化であり、与えられたマニュアル通り行動するというものでした。権威の言いなりになり、悪に対しても見て見ぬふりをして沈黙してしまう。そしてその秩序を乱すような存在に対しては排他的に働き小さく閉じこもってしまうしかない。排除された側は存在そのものを否定されてしまう。これがまさに神野氏が指摘した存在欲求が犠牲にされたということなのでしょう。このような社会システムの中では、一握りのエリートを除けば子ども一人ひとりの存在を認めてあげることもできなかったかもしれません。戦後60年、いや明治以降100年続いてきたかもしれないこの流れを断ち切り子どもたちに二度とこのような思いをさせてはなりません。そのためにも、相手の存在を100%認めて、尊重し合うという共生の理念と多様性、寛容性に満ちた「対話」と「交流」という手法が今こそ必要であり、求められているのではないのでしょうか。

「対話」と「交流」ということでは区はこれまで区民の発意と創意を大切にするという点から区長を中心に行われる「まちなか懇談会」、職員が自ら地域に向かい学ばう「出前講座」、そして昨年度から行われるようになった出張所主催によるテーマを絞った「予算説明会」などがあります。これはこれで評価しています。企業や大学また活発なNPOやボランティア団体そして町会や商店会を代表とする地域など、大変多くの主体が集積しているという千代田区の特徴を考えると、「対話」と「交流」を中心軸に据えることにより、区民の発意と創意はさらにダイナミックに生かされることと思います。このことにより理念とビジョンそしてプロセスが整うこととなります。

繰り返しになりますが、共生社会実現のための方法として区政運営の中心軸に「対話」と「交流」を据えることを提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

次に「地域生活環境指標マップ」の作成についてであります。

地域の課題出しからその解決方法までを区民（先ほどの多くの主体を含む）、長、議員そして職員が共に対話（議論）していくためには誰もがわかるような整理された政策情報が必要なことはいうまでもありません。私はこれまで、整理されたわかりやすい情報の提供ということでは税金の使い道を示した「わかりやすい予算概要」や「成果報告書」の作成、財政面から区の課題とその解決策の提案を示した財政白書の改訂、そして指定管理者制度導入にあたり施設白書の作成などを提案してきました。「予算の概要」や「主要施策の成果」などは年々改良がなされ、区民の方々にわかりやすいと評価されています。

さて、現在区には数字とグラフで示された行政基礎資料集がありますが、区民にはあまり利用されていません。逆にあったら利用したいのにないのが課題ごとマップにされている情報地図集です。例えば環境問題を話し合う際に必要となる水と緑の景観マップ、ここには地域ごとに水辺整備計画や緑化計画などがマップにおとされていけばわかりやすく便利です。防災については消防車が入っていけない道路や AED が設置されている場所などが一目でわかれば議論しやすいでしょう。政策情報としてこのようなマップを作成しているところに武蔵野市があります。1973年以來5年の計画改定の前年に分野ごとに課題となる項目をマップにして公開しています。私もさっそく訪問しその CD を購入し担当者の方から作成して良かった点や市民の利用状況などを聞くことができました。（現物を提示して）

役所の縦割りの弊害でしょうか、各課所管する課題情報を別々にしまいこんでいるのみでは住民は地域の課題としては何があるのか、また課題解決のための知恵や力も出しようがありません。突然役所からこの地域にはこういう課題があるからこうすることになったといわれても地域の住民はただびっくりするばかりでそれからではもはや「対話」になりません。住民と関係者を説得させるための説明会でしかありません。どんなに良い政策もプロセスがないものは先ほどの住民の存在欲求は無視されていることになり「満足」や「幸福」はあまり感じないのではないのでしょうか。

実りある「対話」と「交流」を行うために、政策情報としての「地域生活環境指標マップ」の作成を提案します。ご所見をお伺いいたします。

以上、新生・千代田区政のスタートにあたり提案も含めて3点質問を行いました。最後に周総理の青年に向けての次の言葉を引用して私の質問を終わりたいと思います。

「つねに広範な大衆に接してこそ、勇気がわいてくる。部屋に一人で閉じこもり、見ざる聞かざるを決め込んではいけぬ。千軍万馬（せんぐんばんば）のなかにあって、すすんで人々と交わり、人々を説得し、教育し、また人々に学び、もっとも広範な人々を結集して共に戦う。これこそ勇気といえる。

こういう人間こそ素晴らしい勇気と言えるのである。特に青年は、このような気風を身につけることが必要なのである」（「周恩来と池田大作」朝日ソノラマより）

以上であります。ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

ご質問をお聞きして、まさに、我々は歴史に学ぶという言葉がありますが、それをつらつらと考えておりました。そうした中で、最近、作家の塩野さんが「ローマ人物語」、これは大作なので、私もまだ読んでいないんですけども、その端々の中にローマ人の心は寛容であるということをおっしゃっています。ローマが長く続いたということをお話の中で申し上げておられます。まさにこの考え方は共生というものに通ずるものだろうと思います。そんなことをご質問をお聞きしながら感じたところであります。

ところで、今年の1月の職員の招集あいさつでも、まさに今、我々の時代は第三の改革の時代だということをお話し、成長ということから、むしろ身近なところを大切に、家族を大切に、ということをおっしゃっています。そういうことをきちっとやっていくことが、我々自治体も含めて大きな改革の目標だろうと。このバックボーンと申しますか、理念はまさに共生という理念であるというふうに思っているところであります。

本来、身近な基礎的な自治体が、私たち日本人が古来持っている家庭や地域を大切にするという文化をもう一遍復権することが、これからの地域づくりにおいて一番肝要だろうと思います。そのためには、身近な地域社会で生活している人々が、地域を大切に、そして、共同体意識を持って、お互いの生き方あるいは存在を認め合うという地域社会づくり、まさに共生社会づくりが、地域を大切にということに通ずるものだろうと思います。

ところで、江戸時代のありようについて様々な論議があり、私の方が開府400年ということで事業として様々なことを展開したわけですが、江戸のまちのありようは、まさに江戸しぐさというものに代表されるように、共生というのがまちの人々の1つの生活スタイルであります。あるいは江戸は、ご承知のとおり、制度的には封建制というふうに言われていますが、参勤交代を通じて地域との交流を図りました。ある面では街道が文化を運び、産業を運ぶという考え方をすべきではないかと思えます。地方との様々な交流の歴史を集積したものがこの千代田区だというふうに思えます。だからこそ、学術や文化や芸術というものが、千代田区というところかなり集積しているということでもあろうと思えます。

我々がそういうことを考えると、大串議員がおっしゃっている、これからの共生社会を実現する上での考え方としては、まさに交流と対話をキーワードにすることが肝要だろうと思えます。往々にして、対話ということをお積極的にやりますと、おしかりを受ける場面があるので、ここがなかなか難しいわけですが、私自身は、基本的にはこの考え方を譲るつもりはありません。いろ

んな場面で区民の皆様方と意見を交換し、こちらの考え方も申し上げる場面は様々に取り組んできております。例えば昨日も民生委員の方々と約1時間半、意見交換に取り組むだとか、そういうことはいろんな場面でやってきております。多分これからもそうしたことを積極的にやらなきゃいけないし、あるいは身近な地域にお住まいの方々、住民の方々と相互に意見交換できるのが、地域を大切にするという柱になると思います。

実はそうした意味では、区政は様々な取り組みをやっております。例えば生活環境条例が象徴的なんですけど、あれは案をつくって、地域別に何回となく論議してでき上がったもので、まさに参加型の条例だというふうには私は思っておりますし、そういう取り組みをしております。あるいは、今日、NPOとの協働参画についても、かなり突き進んでおまして、NPOの提案について、実は門前払いをすることの方が趣旨ではなくて、NPOの提案について、それぞれの部門が議論をし、何とか一致点を見出すというプロセスを非常に大切にしている取り組みをさせていただいたり、参加型あるいは提案型の仕組みはかなり導入しているつもりでございます。

どうしてこういうことに取り組んでいるかと申しますと、住民の様々なニーズ、その原点は住民にあるという基本を私は持っておりますし、そして、ある面では住民の皆様方の苦情、クレームというのは、職員にとって最高のトレーナーであると、そういう認識を持っておりますので、今後も対話というキーワードは揺るぎなく進めてまいりたいと思っておりますし、地域間のいろんな交流、あるいは全国と千代田区との交流、例えば天下祭りというのは、私はそういう認識のもとにやっておまして、いろんな方々の中には、むだだとかご議論もありますけど、千代田区でつくられた歴史と意味づけは、全国的な交流がバックグラウンドにあるというふうには思っております。このことが基本的に、あるいは結果的により良い身近な地域を大切に、あるいは協働といった意識に裏打ちされたコミュニティを構築していくことになるというふうには考えているところであります。

その他につきましては、担当部長からお答えを申し上げます。

〈政策担当部長答弁〉

大串議員の「地域生活環境指標マップ」についてお答えをいたします。

地域の抱える課題を行政と地域、そして議会などが共有していく、これは非常に重要なことだというふうには考えております。そのために、わかりやすく整理された共通の情報が必要なことは、議員ご指摘のとおりでございます。

区といたしましては、これまでも区民の皆さんにわかりやすく、区政の情報を共有できるようにということを心がけて、ご質問の中にもございましたが、予算概要、それから、主要施策の成果、こういったものについて、一生懸命改善に努めてきたところでございます。

今後も引き続きまして、議員ご提案の「地域生活環境指標マップ」を含めまして、わかりやすく、区民とともに課題を共有できる、そうした情報提供のあり方について、工夫検討してまいりたいと考えております。

## ユニバーサルデザインの考え方について

### ▼平成17年第3回定例会

平成17年第3回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

過日行われました衆議院選挙は、国民の「改革」に対する関心の高さを改めて知ることとなりました。今までの選挙でも「改革」という言葉は各政党より出ていましたが、こんなにも注目されることはなかったと思います。この差は、この度の選挙が、自らの投票によって、直接は郵政民営化の是非を決めながらも国の今後の「改革の方向性(道筋)」を決めることができるという点にあったからではないでしょうか。過去にはない政治への参加を果たしました。歴史的な選挙といわれる所以もまたここにあったと思います。各政党は党首演説を始めマニフェストの作成などにより「改革の方向性(道筋)」を競って示しました。「郵政民営化は本当に必要なのか。あらゆるしがらみを断ち、広く国民全体のための改革をすすめる必要があるのではないか」との小泉首相のメッセージはわかりやすく明確でもあり、国民の圧倒的な支持を得ました。今後は、「改革を前へ」との国民の期待に真摯に答えていかねばならないという与党の責任は重大なものになったといえます。

さて、「改革の方向性」ということでは、私たち身近な自治体はどうか、という点であります。区民の「改革」に対する関心が高い中、改めて示してはどうかと考えます。今回、区長は招集挨拶においてこの改革について目玉となる今日までの実績を4点話されました。また今後の改革の方向性については、区長として二期目のスタートにあたる本年第一回定例会召集挨拶において具体的に示されました。その内容は「ビジョンと理念のある改革の実現」を明確にされたすばらしいものと私どもは評価しています。そこで、改めてこの「ビジョンと理念のある改革」について会派を代表して4点の質問を行います。

区長は区の将来のあるべき姿として「共生社会」の実現をビジョンとして掲げ、また「共生の考え方」をあらゆる施策運営の理念として同時に示されました。一部引用させていただきます。「二期目の区政の始まりに際して、まず私が千代田区のあるべき姿、あらゆる施策を貫く基本的な思想として掲げたものは、『共』に『生』きる『共生』という考え方です。(中略)『共生』は人間社会においては、民族、文化、宗教、国家、社会システムなどの違いを乗り越えて、理解し、認め合い、尊重し合う精神であります。(中略)つまり多様性を認めることのできる寛容さこそが共生社会の基本であります」と。そしてその社会とは「区民一人ひとりが社会に参画し、

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力が十分に発揮することができる社会」であるとし、また「障害者や、何らかのハンディキャップのある人が暮らしにくい社会は、誰もが暮らしにくい社会でもあります。すべての人が利用しやすいように配慮するというユニバーサルデザインの思想に基づいて、区の施策は進めていかねばなりません」と、述べられました。区長は「共生の考え方」と「ユニバーサルデザインの考え方」という二つの言葉を使われましたが、意味するところは全く同じであると私は理解しています。今最も注目されているこのユニバーサルデザインの考え方を理念とし、区のあらゆる施策運営の基本に据えられたことは、繰り返しになりますが自治体レベルとして画期的でありまた大変評価できるものであります。

さて、この理念とする「ユニバーサルデザインの考え方」についてですが、バリアフリーという言葉が広く一般に認識されているのに比較するとまだまだこれからという感があります。そこで、最初にこのユニバーサルデザインの考え方について改めて確認しておきたいと思います。本日①CD、②DVD、③本をここに持参させていただきました。後ほど触れたいと思います。

ユニバーサルデザインを単純に訳せば、すべての人のための設計・企画・構想となりますが、これだけだとバリアフリーの説明と言っても通りますので正確ではありません。また、なんとなく一部の専門の設計者やデザイナーだけに関係するものというイメージとなってしまいます。さらに、「建物や商品を最初の企画・設計の段階から障害者の方にも利用しやすく使いやすいものを作る」という説明もあります。決して間違いではありませんが、これでは「物」や「建物」に焦点がいきってしまいこれも本来の「ユニバーサルデザインの考え方」とはいえません。根本久夫日本語版監修の「ユニバーサルデザインハンドブック」にはこうあります。「1954年、Oliver L・Brownが自分の娘が黒人であるという理由で近くの小学校へ通えないのは違法であるとして教育評議会を訴えました。米国最高裁判所は、この裁判において『分離は平等ではない』との判決を下しました。この教育における機会平等が『すべての人を尊重する』という『ユニバーサルデザインの考え方』の始まりと言われています。利用者を考慮せずに無造作にデザインし、後であわてて直すというのがバリアフリーです。」と。また「静岡ユニバーサルデザイン行動計画」には、「『ユニバーサルデザインの考え方』は、年齢、性別、能力、言語など人々が持つ互いの個性や違いを認め合い、かけがいのない一人の人間として互いに尊重していこうというものです」と、説明されています。そして、その分野は物づくりやまちづくりを始め、福祉、教育、防災、さらにサービスと情報まですべてを含むこととなります。

この「違いや個性を認め合い、すべての人を尊重し合う」という考え方は、以前の経済至上主義の日本では考えられないことでした。世界に追いつけ追いこせとすべてに経済を優先するというシステムを目指しましたので、全国どこでも国民は同じ発想をしてくれる方が、都合がよかったです。

話を戻しますが、「バリアフリー」も「ユニバーサルデザイン」も、ともにすべての人に平等な社会参加の実現という同じゴールを目指すものといえますが、「ユニバーサルデザイン」は、はじ

めからバリアという発想自体がありません。バリアの存在を前提としてその除去を行うのが「バリアフリー」です。「障害者用」「高齢者用」と名づけられた商品や道具などはバリアフリーとはいえませんが、使用するに抵抗がある人もいます。年齢や障害の有無などにかかわらず、だれもが普通に意識せずに使えることがユニバーサルデザインです。また「バリアフリー」は障害者にとって障壁となるものを除去する、というような「物に注目する視点」ですが、「ユニバーサルデザインの考え方」は、今まで述べたとおり「人間中心の視点」であるという点が明確な違いであります。

さて、ここに持ってまいりましたが、最初にSMA Pの有名な大ヒット曲「世界に一つだけの花」であります。

No.1 にならなくてもいい

もともと特別な Only one

(中略)

そうさ 僕らも

世界に一つだけの花

一人ひとり違う種を持つ

その花を咲かせることだけに

一生懸命になるだけでいい

小さな花や大きな花

一つとして同じものはないから

No.1 にならなくてもいい

もともと特別な Only one

(すばらしい歌詞です) この歌詞が多くの人に受け入れられたことはいうまでもありません。

また昨年大ヒットした映画に「いま、会いにゆきます」があります。これがそのDVDです。つい先日テレビでも放送され私も見ることができました。この映画は家族愛がテーマであるとされますが、そのクライマックスシーンがまた最高です。それは、6歳の息子である祐司が、お母さんが(天国へ)また帰ってしまうのではないかと心配して言います。「いい子になるから行かないで!」と。それに対してお母さんの滯(みお)は言います。「いい子になんかならなくていい。今の祐司のままでいいのよ」と、そして祐司を抱きしめます。本当に感動的なシーンです。

3番目に、金子みすずの詩の紹介をさせていただきます。金子みすずは、あの西條八十に「若き童謡詩人の巨星」とまで言われたほどの才能の持ち主でした。もう74年前になりますが、昭和5年、26歳の若さで亡くなられてしまいました。その彼女の詩の代表作に「わたしと小鳥とすずと」という作品があります。この本がその童謡詩集です。

私が両手をひろげても、

お空はちっとも飛べないが、

飛べる小鳥は私のやうに、  
地面（じべた）を速くは走れない。  
私がからだをゆすつても、  
きれいな音は出ないけど、  
あの鳴る鈴は私のやうに、  
たくさんな唄は知らないよ。  
鈴と、小鳥と、それから私、  
みんなちがって、みんないい。

以上であります。

それぞれ、「違いや個性を認め合う」、「今のままを認めてあげること」がテーマとなっていて現在の社会にもっとも欠けている点であり、逆に必要な点であると思います。歌、映画、詩と表現方法は異なりますが、まさに「ユニバーサルデザインの考え方」を表したものだと思います。

さて、この「ユニバーサルデザインの考え方」は、すでに今年度からスタートしている区の計画にも文言として入っています。文化芸術ブランの前文には「人々が互いを尊重しあい、認め合う精神的なゆとりを作る地域の文化力」と記述されたこと。また次世代育成支援行動計画には六つの視点の一番目に「多様なライフスタイルを認め合う」と定められたことでもあります。いずれも計画実行の際、欠かせない理念として謳われたものであると思います。

以上、「ユニバーサルデザインの考え方」について、その意味するところを確認させていただきました。千代田区自らのこの「ユニバーサルデザインの考え方」を広く普及啓発し実践していくべきと考えます。

そこで、改めて、区長にユニバーサルデザインの考え方についての所見をお伺いします。

次に、ユニバーサルデザイン指針（ガイドライン）策定の提案についてであります。

先日、議会事務局を通して全国で始めてユニバーサルデザインに取り組まれた県として有名な静岡県を訪ねました。静岡駅から県庁までの約400メートルくらいでしょうか、その間に、いずれもユニバーサルデザインによる、トイレやエレベーター、歩道にあるベンチ、見やすくわかりやすい標識などがありました。さすがユニバーサルデザイン先進県であります。このようなハード面を実際に見ることも一つの目的でありましたが、私はとにかく担当者から「しずおかユニバーサルデザイン行動計画2010」を中心に「ユニバーサルデザインの考え方」について直接話を聴きたかったことにこの度の目的がありました。文化部のもとにその担当するユニバーサルデザイン室はあり、平成11年から取り組み、行動計画も二期目を迎えています。今もユニバーサルデザインの普及啓発にとにかく熱心に取り組まれていました。室長は、『「ユニバーサルデザインの考え方」を知ってもらうことは推進の前提となるので普及啓発にはもっとも力を入れています。最も基礎的な課題ですから。』と、最初に説明してくれました。その普及啓発のために各種冊子やシールそして本日私もしてまいりましたがパッチなどを作成しています。冊子は分野ごとのマニ

アルとなっております。例えば道路、住まい、イベント、教員用研修テキスト、企業用も業種ごとに作成されています。他にもマップの作成、アイデアコンクールやシンポジウムの開催などがあります。行政自ら取り組むものとしては、「ユニバーサルデザインに基づく印刷物の作成」、窓口対応や職員の意識改革用の「心のユニバーサルデザイン」、そしてなんと目も目標数値まで入った「ユニバーサルデザイン行動計画2010」を策定していることです。その計画は各施策について課題と評価があり、目指す方向と主要な施策という構成になっておりとても見やすくなっています。全庁一丸となってこの計画を進める必要があるため、知事が本部長を務めるユニバーサルデザイン推進本部も設置しています。「ユニバーサルデザインの考え方」を基本にした施策の運営について様々なお話を聴くことができ大変参考になりました。

普及啓発も含めてですが、区の施策、事業の中に「ユニバーサルデザインの考え方」を具体的に取り入れ、これらを計画的かつ体系的に実施していく必要があります。

そこで、区としてのユニバーサルデザイン指針、またはユニバーサルデザイン行動計画の策定を提案いたします。ご所見をお伺いします。

次に、だれにもわかりやすい行政文書の作成についてであります。

行政文書とは区民や利用者に向けて行政の情報を提供するための説明書、申込書、パンフレットや資料などです。

例えばですが、東京都の例になって恐縮ですが、先日都営住宅シルバーピアの募集がありました。このような時の申込書の記入の仕方について決まって相談があります。2ページに渡るその「申込書の書き方」は細かな字でびっしり書かれ、いくつもの矢印がありその先に説明があるかと思えば、〇〇ページをご覧下さい、となっている次第です。そこを開けば今度は行政用語や法律用語が並びます。これでは高齢者でなくてもわからないのは当然かと思えます。

このような住宅の申し込書以外にも先に述べた多くの行政文書が存在します。この際、ユニバーサルデザインの視点から総点検し、早急に見直して対応すべきだと思います。

具体的には、

受け取る人の立場に立って情報を提供できているか

誰を対象とする情報なのか明確か

対象となるすべての人が理解できる内容となっているか

対象となるすべての人が情報を受け取ることができるか

問い合わせ先の項目は適切か

などを考えねばなりません。これらを各課が同じようにチェックできるようにマニュアル（仕様書）を作成するのも方法かと思えます。

そこで、現在区としてわかりやすい行政文書（印刷物）の作成のためにどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

最後に、窓口での対応についてであります。



これはひとえに窓口で対応する職員の意識の問題でもあります。この職員の意識改革は区長が1期目就任以来もっとも強調されてきた点でもありました。平成13年第1回定例会において山田ながひで議員は代表質問のなかで、「職員には区民への奉仕者としての自覚と行動が必要である」と、職員の意識改革について問いました。また本年第1回定例会では自民党の代表質問でも職員の意識改革が取り上げられました。それは「二期目に当たり、職員が主権者である区民の声に耳を傾け、時にはお互い胸襟を開いて区政の課題解決の道筋を構想していく（ことができる）よう職員の意識改革に取り組む必要がある」と質したものです。

それに対し、「現在、外部の調査機関による『千代田区対応調査』いわゆる覆面調査を行い窓口対応の現状を把握し、接遇改善に努め職員の意識改革を図っている」との答弁でした。

私は、職員一人ひとりがこの窓口対応、意識改革の問題を改めて自らの問題と認識して、「ユニバーサルデザインの考え方」をしっかり身につけることが大事であると思います。そのためには実例集やチェックシートなど窓口対応のヒントとなるもの、先ほどの静岡県の例でいうと「心のユニバーサルデザイン」などを作成するのも良いでしょう。先日のテレビで愛知万博成功の理由を紹介していました。そのキーワードは「日々改善」で、入場者の意見を聞き日々改善していったことにその成功の因があったそうです。それを参考に各課の窓口には「提案箱」など設置するのも良いと思います。勿論、人の意識はすぐに、インスタント的に変わるものではありません。5年、10年の道のりが必要かもしれません。であるからこそ「日々改善」の取り組みを今開始しなければなりません。

そこで、現在現状を把握されているとのことですが、山田議員が質問してより5年になろうとしています。現状をどう認識し、今後どのような方法でどのような窓口対応や意識改革を図ろうとしているのか、お伺いします。

今回、質問で触れることはできませんでしたが、「江戸しぐさ」も「考え方」であり、それは「常に相手を考え、尊重する心」であるとされます。現在、公共広告機構のマナー広告として、都内の地下鉄ホームにこの「江戸しぐさ」がその看板として使われています。近くは東西線飯田橋駅にも2枚ありました。以来「江戸しぐさ」について企業や学校から問い合わせが殺到しているとのこと。この「江戸しぐさ」もユニバーサルデザインの考え方に通ずるものです。ユニバーサルデザインのそもそもの発祥の地はひょっとすると日本だったかもしれません。この「江戸しぐさ」の講演会が区（文化学習スポーツ課）主催でこの11月12日に、「江戸しぐさ」の語り部である越川禮子氏をお招きし行われます。これもユニバーサルデザインの普及啓発の一環であると、最後にご案内させていただきました。

以上、「ビジョンと理念のある改革」の推進について、今最も注目されている「ユニバーサルデザインの考え方」を中心に質問を行いました。

区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、公明党議員団の代表質問を終わります。ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私が2期目の任期に当たり区政運営の理念として示した「共生」はユニバーサルデザインの考え方と相通じるものであると考えております。

ユニバーサルデザイン、まあいろんな例示がありますが、具体的にいろんな家庭の用具あるいは自動販売機等のデザイン等も言われておりますが、象徴的な例を申しますと、ライターであるわけです。たばこを飲むときのライターでございます。これは、戦争の中で傷痍軍人の方がたばこを吸うときに、当時はマッチでございましたので吸えないと。例えば、手を負傷した場合吸えない。そこでその仲間が、片手でたばこを吸えるということでライターを考案したわけでございます。当時ですからガソリンのライター。で、それが今正に障害者のためではなくて普遍性のあるものになっている。これがユニバーサルデザインという考え方であるわけでございます。したがって、ユニバーサルとは、全体だとか普遍だとか、共通という意味でもあるわけでございます。従来、どちらかというと、障害者のためのバリアの排除ということに重点が置かれまして、バリアフリーというようなことが中心でしたが、そうではなくて、やはり年齢や性の違いあるいは障害の有無などにかかわらず、誰でもが快適に豊かな暮らしができるという、そういう意味で普遍的な価値の実現をしていくということが、このユニバーサル社会というものであろうと思います。

したがって、今日の社会で求められております少子高齢化社会に向けての施策あるいは男女共同参画に向けての施策も、基本はユニバーサル社会というものをどう実現していくかということでもあります。もう少し言葉をかえて言うならば、それぞれの特性を個人が十分に生かしていける社会づくりであります。あらゆる行政の施策の基本になるものであろうと思います。そうした意味では、共生という理念と全く軌を一にするということで、私は招集あいさつでもそうしたことを申し上げたわけでございます。

従来のバリアフリーというのは、どちらかというと物理的な話でありまして、心のバリアをどう取り払うかということがユニバーサルという、私は概念であると思います。したがって、心のユニバーサルデザインがなければ、どうやったって仏つくって魂入れずということになるわけでございます。

議員ご指摘のように、江戸しぐさは正に心のバリアを取り払いユニバーサルデザインという、そういう私は思想なり主張があるだろうと思います。そういう意味で、江戸開府以来この千代田区で脈々と生きているこの江戸しぐさというのは、これからも私たちのいろんな行政を行っていく上での非常に高い価値であるというふうに思います。

そして、具体的にいろいろお話がございました。文書の問題も含めてございましたが、こうした点については、関係部長からご答弁をさせていただきますが、私も区民の1人として、とにか

く役所から来る文書はわかりにくい。これは何回となく申し上げております。これは、文書だけではなくて広報も含め、ホームページも含めて非常にわかりにくい。やはり私たち職員がどうもサービスを供給するという観点で物を考え過ぎている。サービスを利用する、そういう立場から、文書も含めて全般的に私は、抜本的に手を入れたいといけないという思いも持っております、招集あいさつの中でも共生なりユニバーサルということを申し上げたわけでございます。具体的には、所管部長の方から答弁をいただきます。

〈政策経営部長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

まず、ユニバーサルデザインの指針についてであります。区長が掲げる共生の理念に基づき各種の施設やサービス、文書やホームページ等の利用しやすさ、わかりやすさの観点から、区政全般にわたるユニバーサルデザイン推進の基本的な方向性を示すものとして検討してまいります。

次に、誰もがわかりやすい行政文書の作成をとのご質問についてでございますが、区の情報提供は、正確であることが求められることはもちろんであります。幾ら正確に表示したとしても相手方にわかってもらえなければ単なる自己満足で終わってしまいます。そのため、わかりやすい表現を工夫する努力を各部において折に触れ行っており、文書所管部としても指導に努めてまいりましたが、まだわかりにくい文書があることは、議員ご指摘のとおりでございます。

情報提供サービスにしても、その他の区のサービスにいたしましても、受け手の立場、利用者の視点に立って当たることが、その効果を得る上で最も重要なことであり、共生の原点であると考えております。今後は、そのような相手を思いやるという姿勢を一層明確にし、高齢者、子ども、目の不自由な方々、外国人の方々など、様々な方々を想定した言葉遣い、表現の方法をより具体的に検討し、配付文書の作成の方法、さらに、文書に限らない情報提供のあり方、また、使いやすい申請書等の様式の定め方などについて、外部の方々の意見も反映しながらマニュアル等を作成し、職員に周知してまいりたいと考えております。

次に、職員の窓口対応についてであります。区の窓口には、各種申請、相談、要望などが多数寄せられておりますが、そこでの対応が区への印象を大きく左右いたします。いかに良い施策を展開しても窓口での対応が悪ければ台なしであります。職員には、サービスを提供してあげるという意識ではなく、提供させていただいているのだという気構えが必要であります。

そこで、窓口サービス等の第三者評価を受け、区の窓口サービス等の改善を検討する全庁組織であるフレッシュサービス推進委員会において、各窓口が抱える問題点、原因、そして改善策を検討いたしてまいりました。その結果、自己チェックシートを使い、毎月職員のサービス対応をチェックする部門や、最初に窓口に出た職員が最後までお客様をフォローできるように、職員名や問い合わせ先を記載したメモを配布する部門などが生まれ、サービスを競い合う機運が生まれたところであります。

また、全庁向けの接遇研修を強化する一方、各事業部の抱える固有の課題等にきめ細かく対処できるよう事業部別の固有研修も開始しました。

いずれにいたしましても、今後はユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、全庁一丸となってフレッシュサービスの推進に努め、区民満足度の高い区政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

## 地域の安全対策について

### ▼平成15年第3回定例会

次に「地域の安全対策」であります。

区長は招集挨拶のなかで生活安全条例について「今後とも、地域全体で見守る、安全で安心できる快適なまちの実現に向け、施行時といささかも変わらぬ強い信念と、不退転の決意をもって、最大限の努力をしてまいります」と述べられました。区長の地域の安全・安心対策への並々ならぬ決意と受け止めさせていただきました。

さて、先日警視庁のホームページに犯罪マップが公表しました。(これは東京都全体、区、地域別に1平方キロメートル当たりの犯罪発生件数を白から赤まで色分けして示したものです。)千代田区を見ますと事務所粗しや車上狙いそして暴行、傷害、恐喝などの粗暴犯などのマップは赤いところが多くなっています。私たち千代田区ももはや安全・安心なまちとは言い難い状況となっています。犯罪(刑法犯)の状況は、全国でこの10年間に57%も増えて273万5612件となり戦後最高を記録しました。逆に検挙率は平成10年までは平均40%前後で推移してきましたが13年は19.8%と戦後初めて20%を割ってしまいました。この10年間で増えた犯罪の特徴としては、路上強盗とひったくりの件数が4.5倍、3.6倍に増加し、来日外国人による凶悪犯や組織窃盗事件が増加しました。また少年非行の凶悪化が進展しひったくりの総検挙数人員に占める少年の割合は7割を超えるなど少年非行が深刻化していることがあげられています。東京都でも昨年刑法犯罪の発生件数は初めて30万件的大台に乗り13年度に比較して約1万件の増加となりました。検挙率は逆に0.6%減少し25.2%になったとのこと。検挙率が下がっている原因は、検挙の件数や人員は増えてはいるものの、発生する犯罪の増加の方がはるかに上回っているためです。このような深刻な状況に、区民の治安に対する不安はかつてないほど高まってきています。

先日の社会を明るくする運動の会合で出席者の方から警察の防犯課長に質問がありました。それは「今説明された地域の不審者情報はどのようにして私たちに知らされるのでしょうか」と。また最近のことですが区民の方から新聞報道された、近隣での事件に関して詳しく教えていただけ

ないかという問い合わせもありました。さらに、ある地域では住民自ら警察に防犯のための講習会を要請して開くことが決まったそうです。

このような状況にあって安全で安心して住めるまちをどう築いていくのかはまさに喫緊の課題であります。この地域の安全対策は警察、区そして区民の連携・協働によって進める必要があります。

東京都では、安全・安心まちづくり条例を策定し来月1日より施行となります。この条例の特徴は安全・安心なまちづくりは都と区市町村そして都民が連携協力して取り組むこととされた点にあります。

さらに東京都では緊急治安対策本部をこの8月1日に設置し、具体的な6つの施策を発表しました。それは

警察のみに任せず都民の総力を結集すること。そのためには警視庁と協力して犯罪情報を都民と共有していく。

警察等の法執行機関の活動強化

外国人犯罪対策

こどもの健全育成

犯罪に強いまちづくり

「こんなことで良いのか、何とかならないのか」という声に対応する

以上の6点です。

なかでも外国人犯罪対策、少年犯罪対策、そして犯罪に強いまちづくりを3本の柱に取り組むこととしています。

警察の方も今年から大きな方針転換がなされました。それは今までの「検挙に勝る防犯なし」という検挙一辺倒の方針から「検挙と防犯」両方やるんだとの大きな転換がなされました。先の警視庁のホームページなど今年からできる範囲で犯罪情報を公開していますし、また総合相談窓口も設置されました。私は警察が住民と連携するためには情報の公開と住民からの相談に親切に対応することが必要だと思います。今までは事件にならなければ対応してくれなかった警察もこれからは防犯という観点から親切に相談に乗ってくれることを期待するものです。

保護司の方が学校や地域と連携しながら行っている社会を明るくする運動についても少し触れておきたいと思います。実は平成11年に保護司法の改正が行われました。その改正の主な点は、保護司会を法定の団体として格上げしたこと、また犯罪の予防に寄与する地方公共団体への協力、また地方公共団体は保護司、保護司会の地域の安全に寄与するものへの協力がそれぞれ加わったことであります。つまり保護司や学校を含む地域そして公共団体は連携の上、地域の安全対策を進められるよう法改正がなされました。

以上、都と警察の大きな方針転換があったことさらに保護司法の改正など地域の安全にかかわる状況を述べました。

そこで、地域の安全・安心対策についてその基本的な方向、方針をお伺いいたします。

合わせてその具体策についてですが、まちづくりの観点から安全上問題があるところはないのか、道路、公園や公共施設について総点検を行う必要もあるでしょう。先ほどの社会を明るくする運動のさらなる充実や青少年の健全育成など多岐にわたりますが、まずは警察、区そして区民との連携をどう行っていくのか。また情報をどのように住民に知らせていくのか。お伺いします。

最後に生活環境条例についてであります。この条例の前文には「今こそ、千代田区に関わるすべての人々が総力を挙げて、安全で快適な都市環境づくりに取り組むときであり、区民や事業者等すべての人々の主体的かつ具体的な行動を通じて、安全で快適なモデル都市千代田区をつくっていきましょう。千代田区は、このような決意のもとにこの条例を定める。」とあります。一年前にこのような安全なまちづくりとして条例を設けたこと大変先駆的で評価できると思いますが、この一年で地域の安全を取り巻く環境や都や警察の大きな方針転換があった今、これからもこの前文と第二章安全なまちづくり第7条と第8条で対応が可能なのか、それとも新たな見直しが必要なのか、所見をお伺いします。

以上、地域の情報化と地域の安全対策について質問しました。前向きで明快なる答弁を期待し私の質問を終わります。ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の地域の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のように犯罪件数が増大し、テレビや新聞で報道される事件を見ましても、凶悪化し、予測しがたい事態も多くなってきておりまして、大変ざんきにたえないわけでございます。そうした中で本区においては、都内全体から見ると犯罪の発件数は少ないわけですが、やはりいろいろな事象が起こって、区民がその危険にさらされているのは事実であります。そこで、今後区といたしても、地域の安全・安心対策に対する基本的な考え方を来年度の予算という中で、具体の事業としてまとめていかなければいけないと思います。そうした意味で、召集挨拶で申し上げましたように、住民の安全と安心を確保することは、最も身近な自治体である千代田区に課せられた最大の責務であるということを上げたいわけでありまして。

こうした理念を各施策に生かして総合的な安心・安全のまちづくりの体制を整備して、区を挙げてこうした安心まちづくりのために推進をしてみたいと思います。ご質問の中でも幾つか貴重なご提言をいただいておりますが、そうしたことも来年の予算の事業化の中では反映するようには努力はしてみたいというふうに思っております。

幾つか申し上げますと、安全・安心まちづくりのための意識啓発の発信という点で考えますと、まず子どもさんへの対策であろうと思います。勿論、防犯の意識啓発の推進のための訓練等も、安全教育という中で実施をしなければいけないと思いますが、この件については、2年前にご案内のとおり池田小学校の殺傷事件があって、いち早く千代田区としてはこの問題についての取組

みとして子ども110番、あるいは学校の施設等には防犯カメラ等を設置するなど、そういう取組みをしたわけです。そのときに子ども110番につきましては関係のPTAの方々と私と助役がひざ詰めでの問題についてどうしようかというご議論をしてみました。区役所がそのマークや何かの物理的なことは作らせていただきますが、それぞれの110番というそういうお店にお願いに行くのは是非地域の方々、あるいは父兄の方をお願いしたい。時には110番のお店が変わる、しかし地域の方々にそういうことを繰り返していただきたい。言うならば大人の方がPTA、あるいは地域の人のいくつもの目が地域の安心・安全をつくっていくポイントにもなるということで110番という仕組みを導入したわけでございます。幸いそうした考え方は定着し、そのことをもう少し発展的に進めるというようなことは土壌としては私は千代田区の中にはできているのではないかと考えております。

あるいは警察との関係で申し上げますと犯罪の発生状況などにつきましては、今警察とも議論をしておりますが、区の広報紙や掲示板にもそうしたことを地域への情報提供という形でできないか。あるいは地域のいろいろなご要望や相談を警察署に直接という場合もあるでしょうし、私の方が仲介をしてそして伝えそして双方が情報発信できるようなそうした仕組みができないかということも議論しております。

あるいは保護司については大串議員がおっしゃったとおりでございます。従来保護司は、犯罪あるいは非行を起こした方々の社会更生というのが中心でありましたが、むしろ犯罪予防という観点で保護司の活動をすることができるようになってまいりました。そういう意味では、大変そうしたことについて、原因と予防ができる立場でございますので保護司の方にもいろいろなお知恵を拝借したいというふうに思っております。これは先般の50周年記念の祝賀会でもそうした挨拶をしてきたところでございます。

さらに、物理的な面で申し上げるならば区民の皆さんの発意とご要望に応じては、ダブルロックや強化ガラス、あるいは防犯カメラ等についての設置などを区民の皆様方のお住まいの建築物等には設置をする。そうしたことの支援も視野に置いて考えていかなければいけないのではないかと考えております。

さらに、ここ数ヶ月の間に地域で防犯に関する自主的なパトロール等がおこなわれておりまして、区、警察もそうしたことにともどもで協力をさせていただいておりますが、私はそうした発意の芽を伸ばし、区自らも汗をかく。そうしたことをやらなければこの問題の解決にはならないということで、方法論も含めて庁内でも議論をしているところでございます。

それから10月1日からは東京都の安全・安心条例が施行されますが、私たちが区内の公共施設、公園等について死角がないかというような緊急点検を実施してございまして、そうした危ないと申しますか、死角があれば、そこを是正するなどそうしたことも結果によっては地域、警察、私たちとで取り組まなければいけないというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、この問題の持っている重要性和意味づけを十分考えて、何とせよ来年度予算という中では具体の事業と申しますか、施策を区ができる範囲のものをきちっと出していきたいというふうに思っております。

次に、生活環境条例第二章の安全なまちづくりの規定は、これからの犯罪予防対策に十分かというご質問であります。本条例では地域ぐるみで考え行動し、安全で快適なまちを創造することを基本理念にしていることはご案内のとおりであります。そのため、安全に関する内容は第7条と第8条だけでなく、区、区民、事業者等の責務規定やボランティアなどによる生活環境整備の体制及び活動の規定にもあり、安全まで視野に入れたものであります。そして、東京都レベルの10月1日から施行されます安全・安心条例もございまして、区といたしましては、そうした東京都の条例施行というものを考えながら、地域、警察、そして区がともどもで私たちの千代田区の安全・安心のまちづくりのためにいろいろなことをこれから早急に組み立ててまいりたいというふうに思っているところでございます。

なお、その他の事項につきましては、関係理事者をもって答弁をいたさせていただきますのでよろしくお願いたします。

## 協働型社会を目指して！

### ▼平成14年第2回定例会

平成14年第2回定例会にあたり公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

私は区民との協働について3点質問させていただきます。

最初に、ちょうど一年前ですが昨年6月に行われました地方分権推進委員会最終報告を紹介させていただきます。この報告に地方公共団体の関係者及び住民への訴えという項目があります。そこには、「最後に地方公共団体の男女を問わずすべての住民に対して訴えておきたいことがある。地方自治とは、元来、自分たちの地域を自分たちで治めることである。地域住民には、これまでに以上に、地方公共団体の政策決定過程に積極的に参画し自分たちの意向を的確に反映させようとする主体的な姿勢が望まれる。また地方税の納税者として、地方公共団体の行政サービスの是非を受益と負担の均衡という観点から総合的に評価し、これを厳しく取捨選択する姿勢が期待される。自己決定、自己責任の原理に基づく分権型社会を創造していくためには住民みずからの公共心の覚醒が求められるのである。そしてまた当面する少子高齢社会の諸課題に的確に対応していくためにも、行政の総合化を促進し、公私協働の仕組みを構築していくことが強く求められている。公共サービスの提供を、あげて地方公共団体による行政サービスに依存する姿勢を改め、コミュニティで担い得るものはコミュニティが、NPOで担い得るものはNPOが担い、地方公共団体の関係者と住民が協働して本来の『公共社会』を創造してほしい。」と、以上の内容です。こ

こでは 21 世紀の新たな官（公）と民のあり方を強く地方公共団体の関係者と住民に訴えていると思います。

さて、この報告を受けてあるべき姿としての自己決定、自己責任に基づく分権型社会また公私協働による公共社会とはもう少し具体的には行政と区民はどうすればいいことなのでしょう。

この最終報告をわかりやすく述べたものに、札幌市がこの 5 月に発表した「都市経営方針」がありますので引用してみます。

「自分たちの地域を自分たちで治めるといふ地方自治は行政だけで決め、行政だけで担うものではありません。市民、企業、行政といった都市の構成員みんなが積極的に地域のことを考え論議し、それぞれが果たすべき公共的な役割を担い合いながら札幌市という都市を運営していく『協働型社会』を目指すべきだと思います。」と。さらに協働型社会に向かうイメージ図の説明が続きます。それは、大きな役所が真ん中にありその周りに市民、企業、NPO、公益法人などが並んでいる図であります。この図の説明では「行政が公共の大部分を担うという考え方にに基づき役所が肥大化している社会」とあります。その隣の円は協働型社会の円ですが今度は役所もその円周上に市民や企業そしてNPOなどと一緒並んでいます。当然ですが国も同じ円周上にあります。こちらの円は「多様な都市の構成員がそれぞれの役割を果たしながら公共を担っている社会」と。協働における官（公）と民の関係、あり方また社会をイメージできると思います。

千代田区ではこの協働については基本計画の中で計画の実現にあたっては、区政への区民参画の促進が何よりも必要とし、区民と区政の双方がともに責任を担い、協働体制を築き区政運営にあたっていくとしています。さらに、多くの区民や各種団体等が区政に参画できるしくみづくりに努めることが大事で、特に本区の地域特性を踏まえて在勤、在学者や企業等についても区政により積極的に参画できるしくみづくりが必要であるとしています。まさにその通りだと思います。区の特性を考えるとき協働をまずはどういう仕組みの中で実現していくのが問われているのだと思います。

協働型社会を目指したその結果として基本構想の将来像である「都心の魅力にあふれ、文化と伝統が息づくまち千代田」も実現できると思います。また基本方針としている「千代田市」を目指し新しい自治のあり方を発信する。また 100 万人を活力とする自治体「千代田」をつくる、とはまさに協働型社会を目指すことと一致するのではないのでしょうか。

さらにこの協働は決して財政上の理由からではなく、あくまで自分たちの地域は自分たちで治めるとの住民自治の姿としてまた、官（公）と民の新しいあり方からきていることは非常に大事な点であります。区民、企業、ボランティアやNPO、そして行政といった都市の構成員みんなが積極的に地域のことを考えそれぞれが果たすべき公共的な役割を担い合いながら協働型社会を目指していくべきではないかと思えます。

そこで最初に「協働型社会」に対する区長のお考えと目指す決意をお伺いします。

次に少し具体的な例をみてみましょう。

自発的に公共を担おうという動きはNPOを始めボランティア及びボランティア団体に多く出てきていますが、先日「早稲田大学生が教員補佐 小中学校でボランティア」という見出しの新聞記事が掲載されていました。早稲田大学と新宿区が協定を結び教育ボランティアを行うというものです。ボランティアが担当するのは、コンピュータ授業や理科の実験、部活動などで、期間は最長 1 年です。区立の小中学校のほとんどから受け入れ希望が寄せられていると紹介されています。また千葉県流山市では地域の大学の先生が中心となり住民の方々と共に地域に根ざした政策の立案を行っていくシンクタンク（地域政策研究所）を設立したとの記事がありました。私はさっそく連絡を取り、この設立に努力されている方から直接お話を聞くことができました。その方はチャートを示し熱く語ってくれましたが、あるときは役所といい意味での競争をし、またあるときはお互いに協力しあうこともできます、と。また近々NPOの認証も認められるとのことでした。他にも公共を少しでも担おうとするNPOやボランティアの記事を毎日のように見ることができるようになりました。ちなみに今日は「東京都が食品表示チェック制度 ボランティア 500 人が調査」と紹介されていました。

NPO法人認証数については千代田区でもこの 1 年間では昨年 3 月に 52 だったものがこの 4 月にはなんと倍以上の 116 にも増えました。ボランティアの方は社会福祉協議会のちよだボランティアセンターで把握している数字ですがボランティアに関する相談件数は、11 年度 277 件、12 年度 297 件、13 年度 342 件と増えています。活動延べ人数も 10 年度 3912 人、13 年度は 5356 人と同様であります。ボランティア登録グループ数は、12 年度 26 グループから 13 年度 41 グループへ大幅に増えています。

全国的にはNPO法が平成 10 年 12 月に施行されましたが、このNPO法はそもそも民の自発的な活動に公共性を認めようとするものです。この法律ができてから 3 年半が経過しましたが全国NPO法人認証数 7,173、東京都のそれは 1,570 に達しています。分野別ではどうでしょうか。保健・医療・福祉が 60.8%とやはりトップで次いで社会教育が 43.0%となっています。この他まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境、災害救援と続きます。

このようにボランティアやNPOが活発化してきた理由としては、少子高齢化の進展もありますが、大事なことは住民の自発的な社会貢献をしたいという意識、また自治意識の向上が最大の原因ではないかと思えます。

さて、先ほどの早稲田大学生の教育ボランティアですが大学と区が協定を結んだとのこと。この協定という文字がすごく新鮮に感じました。新宿区では協働を行うための「協働の推進に関する基本方針」（まだ庁内指針だそうですが）を定めています。協働を行う相手と協定を結ぶことにより責任も共に分かち合うことができるのではないのでしょうか。東京都もNPOなどとの協働を積極的に進めています。昨年の 8 月に「協働の推進指針」を定め 6 つの指針を社会貢献活動団体との具体的な協働を行う際の基準としています。

そこで、区としてもボランティアやボランティア団体そしてNPOと協働していくための方針または指針を策定する必要があると思いますがいかがでしょうか。当然協働にもいろいろな形がありますのでその方針のもとに各部署がそれぞれの形態に合わせて協働を進めていくことが大事だと思います。協働のための方針または指針策定についてお伺いします。

次に基本計画でも大事だと述べている今後の具体的な協働のための仕組みづくりについてお伺いします。

「協働型社会」実現のために行政はいったい何をなすべきなのか。

情報の積極的な提供による情報の共有化

職員の意識改革

NPOへの支援

協働のための担当窓口の設置

などいずれも重要であります。例えば担当窓口の設置については区民の方の意識が高まっている中、急がれる課題となっています。現在部署ごとに行われているボランティア・NPO等との連携・協働を把握し、区民からの相談にすばやく対応ができるようにすべきだと思います。12年度に区が実施したNPO等自主活動団体に関するアンケート調査によりますと事務所を千代田区に置いた理由として「千代田区との関わりが深いから」「会員の多くが区民だから」と回答したのが約7割もあったそうです。そしてその主たる関わりの内容については「団体の成り立ちが区の講座や社会福祉協議会と関係が有る」「活動対象や活動範囲が千代田区内である」また「活動する人材が区民」そして「区からの事業委託」などであります。このように区内においても協働のための素地も十分で、機運も高まっています。

そこで、区に協働のための窓口を設置すべきだと思いますがいかがでしょうか。またこの他、具体的な取組みについてはどのように準備されているのかお伺いします。

最後に要望としてですが、NPOへの支援について、この4月より杉並区では指定寄付制度を導入しました。NPOへ寄付したいという人や企業と活動資金に困っているNPOの両方のニーズを満たした制度となっています。私もさっそく訪問し話を聞いてきました为国税庁との間で相当な苦勞があったそうです。この制度についてなぜ創設したのかその背景ですが、担当者の方は、「これまで社会のサービスは主として行政と企業（事業者）という二つのセクターが提供してきた。しかし人々の求めるサービスは多様化し、行政や企業（事業者）だけでは十分に対応できない高度で複雑な課題が増大しています。市民セクターの果たす役割と重要性を十分認識し三つのセクターの協働を進めることが大事です。」と。この制度は現行税制の中で、寄付をする納税者の意思を生かしたNPO支援となっています。国の定めたNPOに対する寄付優遇制はきわめて限定されていて使えません。」とも話していました。

千代田区でもこの制度を参考に寄付を行う側と受ける側のニーズをかなえるべく検討していただくことを要望いたします。

以上、区民との協働について質問させていただきました。区長並びに関係理事者の前向きな答弁をよろしくお願いします。ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の協働型社会に対する考え方についてのご質問にお答えします。

昨年度策定いたしました千代田区第3次長期総合計画におきましては、100万人を活力とする自治体「千代田」をつくるとして、昼間区民や企業が自治意識と連帯感を共有しながら在住者とともにまちづくりに取り組む自治体を目指すことを基本理念にしております。これはご質問にある協働型社会の考え方と正に軌を一にするものであります。

最近、区内ではNPO法人によるコーポラティブ方式の住宅供給が始まり、福祉分野におきます各種のボランティアグループの活動が活発化しております。こうした変化の中、本区におきましても、今後パートナーシップ型の行政運営を進めていきたいと考えております。

新たな発想や行動原理を持つ団体との協働は、行政がどちらかという縦割り、硬直的、新しいことをつくっていくことに対して非常に後ろ向きな、そうしたことの体質改善にも大いに貢献するものであらうと思います。積極的に協働型社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

〈政策担当部長答弁〉

大串議員の質問のうち、まず、協働のための方針または指針の策定についてお答えします。

区内には、認証されているNPO法人のほかにも多数のNPOやボランティアグループがあり、専門性、先駆性を生かした活動を幅広く展開されています。協働とは、このような市民活動団体と行政とが相互に存在を認識し合い、対等な立場で共通する目的の実現に向けて活動することと言えます。既に区と連携・協働している団体も幾つかございますが、現在区としての方針が不明確なため、多様な団体の特性を生かし切れていない状況でございます。

そのため、先月、政策会議内にNPO・ボランティア部会を設け、区とNPO等との連携・協働のあり方について提言をいただくこととしたところでございます。

今後の議論や庁内での検討をもとに、NPO等との連携・協働に関する指針の策定に向けて、区として積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

**ボランティア活動と区との関わりについて**

▼平成11年第2回定例会

最後に、ボランティア活動を区としてどう支援し、かかわっていくのかという点について質問をさせていただきます。

昨年の通常国会において、特定非営利活動促進法（NPO法）が成し、12月より施行されました。今年は日本でもNPOが大きな一歩を踏み出す年と言われています。NPO・イコール・ボランティアとはなりませんが、それぞれの活動の範囲は大分重なっています。つまりNPOもボランティア活動も、行政の行う公的サービス部門と民間サービス部門の間にその行動範囲があるからです。公的サービスは、その目的、規則、公平性があるがゆえの限界があります。民間サービスでは採算性の問題があり、その及ぶ範囲は限られてしまいます。その公的、民間の谷間を見事に埋めてくれるのがNPOとボランティアグループの行っているサービスです。

たとえとして、福祉の分野で話をさせていただきますが、特に福祉分野においては重要になっています。ボランティア活動の協力なくしては、今の介護の問題も成り立ちません。現在、区内福祉関係のボランティアグループは23グループ、うち会食、配食サービスが16グループあると伺っています。介護保険の対象とはなっていない配食サービスは非常に重要であると認識しております。お一人住まいの高齢者の方にお弁当をお届けし、会話を交わすことは今後ますます大切になってくると思います。

現在、配食サービスを受けておられる方の声として、「買い物に行くことさえ不自由になってしまった。手づくりのお弁当が届くのをとても楽しみにしている」と。そして他の自治体では、福岡県春日市でもこのような配食サービスを通して対話を図っているそうです。心の通ったサービスは、民間に委託してできる分野でもありません。

ボランティアの例として配食サービスをお話しさせていただきましたが、福祉関係はもちろん、環境、防災も含めてたくさんの方が活躍されています。ますます重要となってくる第3のサービスとも言っていいこのボランティア活動に対し、公的サービスとの兼ね合いから、区としての取り組み方、考え方をお伺いしたいと思っています。

#### 〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、ボランティア活動と区のかかわりについてお答えを申し上げます。

著しい少子高齢化や核家族化の進行、また女性の社会進出の進展等に伴い、子育てや高齢者の介護などに対する区民要望はますます増大をいたしております。一方、地球環境保全に対する機運の高まりや、個人の自己実現への要求など、社会環境等の変化に伴って区民のニーズはますます多様化し、高度化をいたしております。とりわけ福祉の分野におきましては、来年度より介護保険制度がスタートし、従来の行政による措置から利用者の自己選択、自己決定による利用制度へと移行することとなります。このため、利用者の個々の要求に応えられる多様なサービスメニューと、その質や量の確保が求められるようになり、行政のみならず民間、またNPOなどによる多様な事業展開が望まれておることは、委員ご指摘のとおりでございます。

こうした中、現在、区内で行われておりますボランティア活動は、地域に密着し、区民の日常生活をきめ細かい配慮で支えていただいております。私としても深く感謝をいたしておるところでございます。今後、福祉を始め環境・教育など多様な分野においてますますボランティア活動の果たす役割は重要となり、また区が区民とのパートナーシップのもとに区政を推進していくためにも、その活動をより活発化させる必要があるかと存じます。したがって、ボランティア活動の自主性を尊重しながら、その活動が安定的かつ継続的なものとなるよう、場の提供や情報提供などの支援を行っていく必要があると考えております。また、区政を進めていく上で、民間、NPO、ボランティアとの連携や役割分担も課題となっており、第3次長期総合計画を策定していく中で、十分検討をいたしてまいりたいと考えております。

なお、他の事項につきましては、関係理事者をもって答弁をいたさせていただきます。

## 保健福祉政策について

### 高齢者は未来を切り開く！地域ケアの構築を目指して！

#### ▼平成 22 年第 3 回定例会

平成 22 年第 3 回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

先日、8 月の 30 日、31 日、9 月 1 日にかけて生活福祉委員会で視察に行っていました。視察の目的は、委員会として当面の重要課題となっている

介護従事者の待遇改善（京都市）

あるべきミュージアム機能（京都市）

地域包括ケアシステムの構築（尾道市）

地域スポーツクラブについて（神戸市）

の 4 点について先進自治体を訪問し調査することにあります。委員会では課題ごと事前に質問事項を整理し視察に臨みました。かなりハードな日程になりましたが、担当者との質疑応答や直接現場を見ながら説明を受けることができました。結果、委員全員が多くのことを学ぶことができ、貴重な成果を持ち帰ることができたとても有意義な委員会視察となりました。

質問は、「地域包括ケアシステムの構築」について尾道市を訪問して得た成果をもとに、今後千代田区において地域ケア体制をどう確立していくのかを問うものです。

最初におことわりしておきますが、今回の視察における担当者の説明や質疑応答のテープ起こしは残念ながら間にあいませんでした。よって、当日いただいた資料と私の記憶により今回の質問は作成しております。できるだけ私の独断や思い込みは避けたいと思いましたが、尾道市医師会長の片山壽氏の著書「父の背中の中」(現物を提示)これは購入しました。公立みづぎ総合病院の医師であり事業管理者の山口昇氏の書かれた「尾道市御調町における地域包括ケアシステム」(現物を提示)こちらは当日配布された資料ですが、質問作成の参考にさせていただきました。二冊のとても良い資料を得ることができたと思っています。どうぞよろしくお願いたします。

さて、地域包括ケアシステムということでは、尾道市医師会が中心となつての尾道方式は全国でも大変有名であります。区としても「地域ケア体制の確立」を重要課題として位置付けている中、このタイミングで委員会として先進自治体としての尾道市を調査訪問できたことは大変意義があったことと思います。また実際期待した以上の成果を得ることができました。改めて地域包括ケアシステム構築の必要性や連携の在り方など学ぶことができました。

当日、尾道市よりいただいた資料に、月刊介護保険 2009 年 5 月号に掲載された片山壽氏のインタビュー記事がありました。タイトルは「地域医療中心の連携で“新・地域ケア”を構築」となっています。そこには地域ケアについて片山氏が述べていますのでまず引用させていただきます。

なお、「新・地域ケア」も「地域包括ケアシステム」も同じ意味であり、特に使い分けはありません。

「地域包括ケアシステムとは、多職種が利用者本位のもと、フェイス・トゥ・フェイスでつながって、利用者を支えるものです。私は診療所で度々 15 分間、ケアカンファレンス（ケア会議）を行っていますが、患者や家族、ケアマネジャー、主治医チームさらに医療関連職種や地域ボランティア、民生委員などの方々が利用者本人をサポートするために集まる。これが地域包括ケアシステムです。

尾道市では家族機能をサポートすることが地域包括ケアシステムという理念で取り組んでいます。(中略)地域の医療者と介護の担当者がケアカンファレンスの場で連携しながら利用者に向き合っています。(中略)現場の連携を重ねる中で“新・地域ケア”に到達しました。そのシステムはケアマネジメントをルールとして主治医機能や急性期医療、地域福祉、介護保険サービスなどさまざまな資源が集まり要介護者などを支えていくものです。」と。つまり、地域包括ケアシステムとは、利用者（患者）も含めて本人にかかわる医療と介護、福祉、地域ボランティアの人たちがケアカンファレンスという会議に集まりフェイス・トゥ・フェイスで目的も情報も共有し連携しながら利用者の地域（在宅も施設も含む地域）での生活を支えていくものであります。

公立みづぎ総合病院も訪問しました。当日の説明は副院長の沖田医師が行ってくれました。山口昇氏が地域包括ケアシステムを考えるにいたったきっかけや「寝たきりゼロ作戦」また施設でのケアから在宅でのケアへは連携が大事で「医療の出勤」や「シームレスなサービス提供」、「ハード、ソフト両方必要でパッケージとして提供されること」、(さらには「経管栄養や吸引を誰が行うのか)などその説明は強く印象に残りました。また紹介ビデオも見せていただきましたが目から鱗が落ちる状態で皆本当に感動いたしました。バスで病院に着いたときは林立する施設群は壮観で圧倒されましたが、説明やビデオを見てそこでたずさわっている医師や介護者一人一人の持っている理念・考え方、そして施設と在宅との連携の在り方にむしろ感動させられました。社会保障の本場スエーデンから視察に来られている映像もありましたがまさに納得です。

私たちが全ての施設を見学させていただき、説明も受けましたが、終の住み家としての特養ホームから在宅へ戻った人も 140 人いますとの説明にはびっくりしました。緩和ケアの 6 室でしたが部屋も見せていただきましたがここからも在宅へ戻られた方がいますと。本当に全ての施設に在宅ケア支援機能がついており連携がとれるようになっていくことにはさすがだなと思いました。先ほどの冊子の中でこのことについて山口氏は以下のように述べられています。

「緩和ケア病棟と在宅緩和ケアとの連携、回復期リハビリ病棟と在宅リハビリとの連携、介護保険施設と在宅ケアとの連携がある。これらの連携は、『点』から『線』へ、『線』から『面』へという地域連携へ向かうことが求められており、そのためには行政、専門職のみではなく地域住民をも含めたネットワークが必要であり、地域ぐるみの包括ケアシステムが必要である」と。さらに、「地域包括ケアシステムの成果と課題」として「御調町では病院と行政が一体となり、それに



老健施設、特養、訪問看護ステーション、ケアハウス、グループホーム等の諸施設、さらにこれに住民が加わっての地域包括ケアシステム（ネットワーク）をつくり上げ、在宅ケアをはじめ保健・医療・福祉の連携・統合を図ってきた。（中略）システムのハードが病院をはじめとするこれらの保健医療福祉の総合施設群であり、ソフトが寝たきりゼロ作戦、在宅ケア、健康づくり、住民参加等である。地域包括ケアシステムの構築により保健・医療・福祉の連携が『点』から『線』へ広がったことで、住民にとっては元気なときの健康づくりからターミナルケアまで、必要なときに必要なサービスを必要なだけ受けることが可能となった。今後は更に、種々の制度に基づく公的サービスと住民参加によるインフォーマルなサービスとが重層的に住民を取り巻くような地域づくり・まちづくりを目指した、システムの『線』から『面』への広がりが期待される」と。以上の考え方は、システムの農村型、都市型に関係なく今後の地域ケアの考え方としてとても重要なことだと思えます。

尾道市の高齢化がいくら全国よりも進んでいたにせよ、介護保険制度ができる以前の1990年当初よりまったく偶然だそうですが、片山氏、山口氏の二人は、利用者（患者）の生活を支えるという本当に熱い思いがあったればこそ、地域包括ケアシステムを構想しえたのだと思えます。

国は二人の取り組みに比べだいぶ遅れました。2000年に介護保険制度のスタート、そして2005年の医療制度改革において初めて「地域包括ケアシステム」という概念の導入とそれに伴う生活圏域としての「地域の設定」、また「医療連携の在り方の見直し」を行ったのです。この「医療連携の在り方の見直し」については若干の説明が必要です。旧来の一次医療（かかりつけ医による医療）、二次医療（入院治療が主）、三次医療（専門的かつ高度治療）という階層型の連携いわゆる病診連携から患者の病期に着目し、地域にある医療機関、介護サービス提供者、行政などそれぞれの有する機能を最大限に発揮しながら、一人の患者に関与していくという地域完結のネットワーク型医療連携への転換を意図したものです。

地域包括ケアシステムは理念や考え方に統一的なものはありません。医療と介護、福祉や保健、地域ボランティアなどの連携のあり方には、むしろ地域の特性に合わせたものの方が良いからです。例えば、在宅主治医機能とケアカンファレンスに特徴のあった尾道方式（都市型）、施設ケアと在宅ケアの連携に特徴のあるみつぎ方式（農村型）、第一回定例会で紹介させていただきました和光市は包括支援センターとコミュニティケア会議にその特徴がありましたが行政主導型のシステムといえます。形だけの連携になることなく、あくまで利用者（患者）本位の地域の特性を活かしたシームレスな地域連携を目指して構築されるべきであると考えます。

地域包括ケアシステム構築の必要性、また連携の在り方について尾道市を訪問しての成果を踏まえ述べさせていただきました。高齢者人口がピークを迎える2025年を目指して、私たち千代田区も今こそ千代田区ならではの特性を活かした地域包括ケアシステムを構想すべきではないでしょうか。

そこで、区長に改めて地域ケア構築について基本的な考え方をお伺いいたします。また区として目指すべき地域ケアの在り方を、医師会や病院と事前に協議した上で仮称「連携型千代田区地域ケア構想」として広く区民に示してはどうでしょうか。ご所見をお伺いします。併せてご答弁下さい。

次に、医師会との連携・協力についてであります。

尾道市への調査を通して改めて医師会の果たしている役割とその重要性を理解いたしました。病院や医師会の協力なくして地域ケアの構築はできません。医療連携の在り方が転換されたことは既に述べました。区として病院や医師会と事前に十分協議し、細かい点は別としても最低限向かうべき方向性は一致させておく必要があります。

尾道市の場合は、今日までの成果でしょう、開業医（かかりつけ医）のほとんどが在宅主治医となっていますので問題はありますが、千代田区の場合、在宅主治医としての役割を担う在宅療養支援診療所の法律ができて4年を経過するもその数はわずか13か所にどまっています。つまり、尾道市のように開業医（かかりつけ医）イコール在宅主治医とはならない中で地域ネットワーク型医療連携をどう行っていくのかという課題があることとなります。よって、あんしんセンターは住診が必要な高齢者には区外の先生に頼らざるを得ないのが現状となっています。この度の改定基本計画によりますと、千代田区の21年1月現在ですが、要介護認定者で医療処置が必要な方のうち、在宅で療養されている方の割合はなんと95%、177人となっています。

現在、区は「在宅医療・介護連携推進協議会」を平成21年度に設置し議論を行ってきています。協議会のメンバーは学識経験者、医師会、病院、各種介護事業者の代表、区職員で構成され、設置目的は事務事業概要によりますと「医療と介護の連携方策及び関連事業の在り方を検討するため」となっています。さらに会議に関係して同じく21年度より「高齢者在宅医療と介護の連携プロジェクト」を立ち上げ、具体的なモデル事業を行い検証・分析することとなっています。さらに、今年3月には本庁舎区民ホールにおいて「千代田区在宅療養を支えるビジョン～医療と介護の連携～」と題しシンポジウムが開催されました。講師としては明和病院の先生で、神田医師会の水山和幸（みずやまかずゆき）先生始め5人の方がスピーチされました。医療連携の在り方や情報共有の方法としての地域連携（クリティカル）パスなどとても有益な内容であったと伺っています。

そこで、地域ケア体制の構築について、今後、医師会や病院とはどのようにして連携・協力を行っていくのか。そして、かかりつけ医（開業医）と在宅主治医との関係はどうしていくのか。また、プロジェクトやシンポジウムなども含めて在宅医療・介護連携推進協議会における地域ケア体制の構築について今日までの到達点は何か、また課題としては何が上がっているのかお伺いいたします。併せてご答弁下さい。

次に、麴町と神田それぞれの生活圏域としての地域における地域ケアについてであります。

地域包括ケアシステムの概念の導入と合わせて、生活圏域としての地域が設定されたことは述べました。在宅か施設かというそれまでの二元論を超えた生活圏域としての（おおむね中学校区となりますが）「地域」の設定です。この地域において地域内にあるハード、ソフト含めた資源を活かし、地域ケアを構築していくことが法改正の主旨でした。片山氏のいうところの「機能する地域」の実現です。

区としては、地域としての麴町と神田それぞれにあんしんセンターをその核としてハード、ソフト両面にわたって整備を進めてきました。また高齢者総合サポートセンター構想も発表され、大きく5つの機能を担うこととされています。私はこのサポートセンターは両あんしんセンターを統括し、かつ両地域で地域ケアを行うに不足する機能をハード、ソフト両面からフォローするものと理解しています。みつぎ方式でいえば、5つの在宅ケア支援機能と言ってもよいと思います。

そこで、サポートセンターの機能も含み、地域としての麴町、神田それぞれにおいて地域ケアを構築するためには現状、ハード・ソフト両面から何ができており、何が不足しているのかお伺いいたします。また不足を補うための方策は何か、改めてお伺いいたします。

最後に、認知症対策についてであります。

認知症対策を今後どう行っていくかは緩和ケアとともに大きな政策課題となっています。片山氏は著書の中でも具体的な多くの事例とともに詳しく紹介されていますが、この両方に熱心に取り組まれています。認知症高齢者数の予測推移ですが、まず2002年9月に厚労省高齢者介護研究会が推計したものがあります。当時150万人（65歳以上での人口比では6.3%）、2015年には250万人（7.6%）、2025年には350万人（9.3%）、ピークは2035年の376万人、高齢者人口比で10.7%と予測されました。ただし、この数字は要介護認定に用いる主治医意見書の記載から自立度Ⅱ以上を集計したものです。（補足ですがこの自立度とは認知症自立度判定基準のことでランクはⅠからⅤまでの5段階となっておりちなみにⅤ段階は重篤な身体疾患がみられ専門医療が必要な状態、Ⅱ段階は日常生活に支障をきたす症状だが誰かが注意していれば自立できる状態をいうそうです）よって、介護認定の申請を行っていない軽度認知機能障害の領域を含めた予備群や診断されずに見過ごされている潜在患者を含めるとおよそ2倍のカウントが必要になると片山氏は指摘し、片山氏はさらに「認知症介護研究・研修東京センターの最近の調査によると、2007年10月現在で既に推定260万人の患者数が浮かび上がってきた。とすれば2015年の認知症患者数は500万人を超えるということになり、予備群を加えれば600万人規模とも言われている。つまり、認知症は、高齢者に多発する重大な国民病といえるだろう。（中略）個人の尊厳を失わせ、家族機能に重大な影響を及ぼす認知症への早急な体制整備は、政策的にも現場にも喫緊の課題である」と、警告しています。

千代田区における認知症高齢者の数は、改定基本計画によりますと平成20年度980人（こちらは認知症自立度判定基準Ⅰ以上）であり、65歳以上人口比では10.9%となっています。要介

護認定者のうち占める割合は54.6%であり実に半数以上の方が認知症というのが実態で、既に驚くべき数字になっています。

認知症の特徴としては、記憶障害や見当識障害（時間や場所など周囲を正しく認識できない）が進行していく一方で、喜びや悲しみ、思いやり、自尊心（プライド）といった感情機能は認知症が相当進行した段階であってもしっかり保たれているということがあります。周囲の状況を正しく認識できないがゆえに、認知症高齢者は強い不安やストレスを感じやすくなっています。生活環境への配慮や周囲で接する人の応対は慎重でなければならないとする理由がここにあります。

認知症対策は家族だけではできません。認知症という病こそ医療と介護、また暮らしている地域の人たちの連携が必要となっています。区としても医師会を始め保健所、あんしんセンター、神田・麴町の各ジロールそして地域と連携しながら対策を講じていく必要があると思います。

認知症対策としては、

正しい知識の普及と啓発、そして

チェックシートを利用した早期発見と専門医への受診、また、

チェックシートを活用した的確なアセスメント（評価・観察）と包括的なケアプランの作成などが考えられます。

そこで、現在区では以上の点についてどのように行っているのか。また今後に向けてはどのような対策を準備されているのかお伺いいたします。

以上、「高齢者は未来を切り開く！」と題し、地域ケアの構築を目指して4点の質問を行いました。

最後になってしまいましたが、この「高齢者は未来を切り開く」との言葉は、ロバート・バトラーの著書「プロダクティブ・エイジング」のサブタイトルですが、片山氏がいたく感銘し、新・地域ケア2007の標語にされた言葉です。ロバート・バトラー博士は実は今年の7月に亡くなられました。享年83歳でした。ロバート・バトラー博士は「老年学の父」「バイオニア」と呼ばれ、米国だけでなく世界中の人々の高齢者に対する意識改革に多大な影響を与えてきました。「20世紀に人類の寿命は30年延びた。この事実を陰鬱、悲運と受けとめるのではなく、祝福、理解、称賛すべきだろう。」として、高齢者を「お荷物」「役に立たない」「老いぼれ」とする偏見をなくすこと、高齢者を若者とと同じくらい生産力があり、社会への積極的な参加が可能で、柔軟な思考を持ち、そして愉快な人たちであることを繰り返し訴えていました。

私もバトラー博士のこのような主張に大いに同感し、今回の質問の題とさせていただきます。

区長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し質問を終わります。

ありがとうございました。

<区長答弁>

大串議員の地域ケア構築に関するご質問にお答えいたします。

地域の包括ケアシステムというのは、私なりの認識としては、2つの観点からとらえなければなりませんと思います。1つは、保健・医療・介護・福祉の連携システムであり、もう一つは、施設ケアと在宅ケアとの連携システムだと思います。

ところで、都市化・業務化が進んでおり、定住人口と夜間人口の差が大きいこの千代田区というところで、この問題をどうとらえていくかということになろうかと思えます。我々は、そうした意味で、「地域包括ケアシステム」という言葉が一般化する以前に、実は、この問題を考えたいかなきゃならないということで、平成14年度末に、「千代田区で安心して暮らし続けることの実現を目指して」ということで、具体的には平成15年度千代田区在宅ケアの在り方検討会を行い、平成16年度介護保険制度見直しに伴う施設検討会において、学識経験者、医療関係者、介護施設関係者、あるいはケアマネジャーとか訪問看護師等、在宅関連者からなる検討会を設置し、さまざまな提言をいただいていたわけでございます。この2つの検討会で、千代田区における高齢者の状況を多面的に検討をし、あるべき姿を論議する中で、都心千代田の地域包括ケアを確立するための切り札として最も象徴的だったのが、(仮称)高齢者サポートセンターの必要性ということを明快に、この考え方の中で申し上げております。

高齢者総合サポートセンターは、壮大で、どこにもないモデルではありますが、実現に向けて、取り組みの時間がかかってきたわけでございます。しかし、平成19年度には、高齢者総合サポートセンターの整備調査検討会を設置し、基本的なコンセプトをまとめて、昨年12月に基本構想を確定したという、そういう経過があります。

そして、一方では、これを実証的に検証するために、平成21年度からは在宅医療と介護の連携プロジェクトも立ち上げて、現在、千代田区の地域包括ケア確立に向けてのさまざまな作業をしているわけでございます。

大串議員からもご質問、ご指摘がありましたように、強調しておきたいことは、保健・医療・介護・福祉の連携及び施設介護と在宅介護の連携という、2つの連携を図るというのが本来の地域包括システムでありまして、ある面では、どこにもモデルがない、あるいは地域のさまざまな状況をとらえてつくっていくということになろうかと思えます。モデルがないゆえに、各地域でさまざまな模索が続いておりまして、尾道市の例、あるいは、あと有名なのが長野県の佐久総合病院の在宅医療。そのように、医療と介護の連携という言葉は簡単でございますが、その中身の実践というのは非常に苦勞するものであります。

ところで、一般的に医療機関というのは、病気を治すというのが目的でありまして、生活を支えるという視点は、なかなか医療機関としては持っていません。もちろん、ドクターの中には、そういう観点でさまざまにやる場合もあります。したがって、病気になって入院した患者を治療し、退院できる状態にするというのが、病院の大きな役割だろうと思えます。そして、その患者が病院を退院した後、患者でなくなった一人の人間が地域で、家庭で、どのような生活をするかは、病院・医療機関の問題ではないことになるだろうと思えます。

しかし、患者やその家族の立場からは、退院後の生活を支えるサポートが必要だというふうに思えます。医療機関や医師の中にも、こうした人の生活を支えるという観点から、総合的な視点で医療というものを考えるべきだということで、さまざまな取り組みをしているのが、全国でいろんな事例があります。その1つの例が、私は、尾道市の例であろうと思えます。

それが尾道市の医師会であったり、みつぎ公立病院であったり、あるいは在宅医療で有名な長野県の佐久総合病院であろうと思えます。この地域包括ケアが確立している地域では、患者を治すというだけでなく、その人の生活まで考えるという信念を持って、医師や医療機関が中心となって、福祉や保健関係者や民生委員や地域住民を巻き込む形で医療のアウトリーチが実践されているのが、地域包括ケアだと言えるだろうと思えます。

ところで、千代田区の状況を勘案しますと、千代田区の医療機関は、高度先進医療を提供する大病院、そして、主として昼間人口を対象にした診療所が大多数でありまして、約5万人弱と言われている定住人口のための在宅診療を実施する医療機関は、お話しのとおり少ないわけでございます。これは、医療の経営という観点から見れば、在宅診療・在宅療養は、効率性が高いとは言えませんので、千代田区というところで医療を展開する場合は、どうしても昼間人口や高度医療の提供に重点を置いているわけでございます。

このような中で地域医療・在宅医療に目を向けてもらうようにするためには、かなり、経営という観点から見ると、非常に厳しい診療機関があるわけでございます。これは、もう少し広げてみるならば、ご承知のとおり、福祉に関します訪問看護ステーションですとか、千代田区内の介護に関するサービスステーション、あるいはケアマネージをする事業所が物すごく少ない。これはあくまでも住民ということをとらえてみますと、なかなか地価の高いところでこうしたことを立地するのが非常に難しいという、こういう現実があります。医療も、そういう意味では、そういう考え方が主として行われているということを考えますと、我々としては、しかしこの問題についてはどうしても医療機関が前へ出てきていただかなきゃならないので、今、具体的なモデルを検証しながら、医療機関のご協力、ここがキーポイントになろうかと思えます。

その1つのセンター的なものを、まず高齢者サポートセンターでつくりながら、一方では、地域に包括ケアシステム、それは診療所を中心としたものをつくっていくという意味では、今まださまざまな試行を繰り返しているという状況でございますが、必ずこれは将来の高齢者の問題から必要であるということを考えて、我々は積極的、かつ、関係機関とのさまざまな協議と連携を、これからも進めてまいりたいと思えます。時間をいただきたいと思えます。

なお、詳細については、関係理事者をもってご答弁をいたさせます。

〈保健福祉部長答弁〉

大串議員の地域ケア構築、認知症対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、医師会との連携協力についてですが、現在、医療と介護の連携プロジェクトを立ち上げ、医師会や歯科医師会、薬剤師会、介護事業者、高齢者、あんしんセンターなどのメンバーで構成する在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、検討しているところでございます。

次に、推進協議会の今日までの到達点と課題についてのご質問ですが、現在、情報共有のためのフォーマットの作成や医療介護連携のためのマニュアルづくりを行っております。今後は、医療機関と介護事業関係者が直接意見交換のできる場として、在宅療養支援ネットワーク体制の整備を行っていく予定でございます。

次に、かかりつけ医と在宅主治医の関係についてお答えいたします。

かかりつけ医と在宅療養支援診療所の在宅主治医が異なる場合には、両者の連携をどのように図っていくかということが重要です。今後、推進会議の中で、かかりつけ医と在宅療養支援診療所との連携のあり方について検討していきたいと思っております。

次に、地域ケア構築に際し、地域ごとの充足・不足の現状と不足を補う方策についてですが、麴町・神田地域には、高齢者あんしんセンターがそれぞれ配置されており、さらにバランスに配慮して、施設等の整備を進めてきております。全区的には、在宅療養支援診療所と訪問リハビリに重点を置いた訪問看護ステーション及びリハビリ施設が不足しておりますので、高齢者総合サポートセンターに整備してまいりたいというふうに考えております。今後の地域ケア構築につきましては、第5次介護保険事業計画や保健福祉総合計画の策定の中で検討してまいりたいと考えております。

最後に、認知症対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、正しい知識の普及ですが、区では、高齢者あんしんセンターで、認知症をテーマに家族介護者教室を行ったり、普及啓発事業として、「認知症サポーター養成講座」を行っております。現在、約300名の区民の方が認知症サポーターとなっており、今後も普及を図ってまいりたいと考えております。次に、チェックシートを利用した早期発見と専門医への受診、アセスメントと包括的なケアプランの作成についてのご質問ですが、東京都では、認知症サポート医や認知症に対応できるかかりつけ医を養成しております。認知症高齢者を早期に発見して、専門医への受診につなげるよう、それらの医師や医療機関を公表し、情報公開を行っております。早期発見のためのチェックシートについては、各種ありますけれども、主に長谷川式スケールなどを用いて、医師が診断を行い、専門医につなげているところでございます。また、認知症専門医等が認知症高齢者の心身の状態・生活様式・家族状況に合わせたケアプランアドバイスをを行い、ケアマネジャーが包括的なプランを作成しております。なお、平成21年度から、高齢者あんしんセンターに配置した看護師による在宅医療福祉・認知症相談を行っており、今後もあんしんセンターを中心に、保健所や地域の医療機関と連携しながら相談・ケアを充実するなど、認知症対策を推進してまいります。

〈再質問〉

自席より再質問をさせていただきます。

この地域包括ケアシステムの構築については、第1回定例会でも、和光市の例を挙げて質問させていただきました。そのときの質問でも、区として考える地域ケアのあり方、要するに千代田区型の地域ケアというのはどういうものなんだというのを、構想として広く区民に発表したほうがいいと。これは、そういったものがあって、区は介護保険の保険者でもありますし、福祉の責任者でもある。それと、医療のほうでは、病院と医師会がありますので、病院・医師会ともよく話し合って、千代田区型の地域ケアというのはどういうものなのかというのは、やはり私は、構想として広く区民に発表すべきだと思います。それがあって初めて、みんなが同じ方向に向いて、そのためにはどうしようという議論が、そこでスタートできる。ほんの一部の人だけが地域ケアのことをわかっていて、携わっていて、どこかでやっている。これでは、僕は、いつまでたっても千代田区型の地域ケアというのはできない。むしろ、そういった中で、千代田区の課題はこれとこれとこれがあります、これがなくては地域ケアはできないんですということまでみんなが理解すれば、それについていろんな知恵を出してくれる。例えば、研修会、シンポジウム、そういったものを重ねる中で、千代田区型の地域ケア、またはそういう形ができてくるのではないかと思います。ですから、何か難しいからということで、そういう協議会、平成14年から今日までいろんな会議でやっているということですけど、いまだに、僕は、そういったものは出ていないと思います。確かに高齢者総合サポートセンター基本構想はありますが、これはあくまでも建物に対する構想、要するに機能の説明、機能のあり方であります。千代田区のもともと目指す地域ケアはこういうのがありますというのがあって初めて、じゃあ、その施設としてはどれが必要、それで、在宅をケアするための支援センターはこういうのが必要だというふうになります。それがなくて、先に施設をつくって、施設に機能を入れて、それから千代田区型の地域ケアというのはこうですと言われると、何か僕は順番が逆のような気がしてならないんです。ぜひ、その点も再度答弁していただきたいと思います。

その他のことは、また総括もありますので、そちらに回したいと思っております。よろしく申し上げます。

〈区長答弁〉

再質問にお答えします。

私どもは、そういう大串先生が疑問に思っているようなことには対応していないつもりでございます。さまざまな議論は、当然、施設をつくるときには、どういう内容と、どういう役割を、どういう機能を持つかという中から積み上がっているものでありまして、初めに施設ありきということではない。しかも、地域包括ケアをやるためのセンター的な機能としてこういうものを持ちたいということ。ただ、この場合に、具体的には、お医者さんがどうしても前へ出てくるという

ことが必要なので、今、モデル事業についてさまざまに連携のあり方の検証をしているということでございます。いずれこうしたことの答えが出た場合には、大串先生がおっしゃるような考え方をきちっと示したいと思います。決して施設ありきという形で我々のほうはやってきているのではない。これは、ぜひ、理解をしていただきたいと思います。

## 地域包括ケアシステムの構築を目指して！

### ▼平成22年第1回定例会

平成22年第1回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

公明党は昨年11月から12月にかけて全国3000名の議員が「介護の総点検運動」を行いました。質問の主旨は、この総点検の結果を踏まえ4点の質問を行い、区として「地域包括ケアシステム」の構築へ確かな道筋を示すことができればということにあります。

さて、2025年を見据えて、同じ2006年ですが介護保険法の抜本的な改正と大幅な医療制度改革が実施されました。最初にその内容について確認しておきたいと思います。

改正介護保険法の主なものは

地域包括支援センターの創設

小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの創設

新予防給付・介護予防事業の創設

ケア付き居住施設等の居住系サービスの充実

などがあります。その意図するところは「地域包括ケア」と「予防の重視」にあります。

一方、医療制度改革は、

社会的入院の是正を目的とした療養病床の再編、また

地域における患者の在宅療養提供の主たる責任を有する在宅療養支援所が位置づけられたことです。なお、この診療所は他の医療機関、訪問看護ステーション、薬局等との連携を図りつつ24時間体制で往診や訪問看護を行うこととなっています。

こちらも改革の意図するところは「地域ケア」ということになります。

目標とする2025年とは、65歳以上の人口が3600万人（全人口の30%）を超える年であり、団塊の世代が75歳以上高齢者になる年です。75歳以上に限っていえば2000年に1000万人でしたが2025年には2200万人へとほぼ倍になります。これを費用の面から見ますと、社会保障国民会議の試算では、現状約7兆円の介護費用は2025年には19兆円から24兆円程度になると試算されています。

世界のどの国も経験したことのない超高齢化社会を日本は迎えることとなります。すなわち「社会のあり方そのものが問われる」（立教大学教授の高橋紘士氏）こととなりますが、超高齢化社

会を「負担と捉えるのではなく新しい社会に変化する良い機会」（2007年版高齢白書）と捉えて考えていきたいと思います。2025年を見据えた抜本的な改正はこのような視点からであり、そのあり方として「地域包括ケア」が提案されたものと私は理解しています。

2006年の改正を受け、都道府県ではすでに「地域ケア整備構想」を策定していますが、全国どここの自治体もそれぞれの地域の特性を生かした「地域包括ケア」を今後構想していくこととなります。まさに自治体の力量が試されることとなります。

私ども公明党は介護の総点検を行ったわけですが、その目的は、総点検ですから当然介護全般にわたって意見をいただいたわけですが、主たるものはこの2006年の介護と医療の改正が意図した「地域包括ケア」が現場で進んでいるのか、また何が課題となっているのかを検証し、その結果を2012年に予定されている介護保険法改正に生かしていくことにありました。具体的には、①街角アンケート、②要介護者・介護家族、③介護事業者、④介護従事者、⑤自治体の5分野で実態調査を行い、全国で合わせて10万件を超える貴重なご意見をいただくことができました。その結果を精査し、党としてこの度、「新介護ビジョン」としてまとめることができました。先週公明新聞に全文掲載し発表させていただきました。（公明新聞を提示）調査にご協力していただいた多くの皆さまにこの場をお借りしまして御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

私も山田議員も調査を行いました。調査の中で私がとても印象に残っているのは、特養ホームを訪問しお二人の高齢者の方にお会いしたことです。帰る際、握手した手をなかなか離そうとはせず、言葉は出ませんが目で訴えます。私は「大丈夫ですよ。わかったから」と話しかけその場を離れました。もう一人の方は、「来てくれてほんとに嬉しい」と、いろいろお話をされました。最後に目に涙をためて一言「それでも私は帰りたい」と。その言葉は私の心に強く残りました。全国の3000名の議員が同じように直接介護を受けられている方々にお会いし、その様々な思いを感じたことだろうと思います。大変意義のある総点検をこの度行うことができました。

さて、最初の質問は「地域包括ケアシステム」の構築についてであります。

「地域包括ケア」とは、医療と介護の改正の中心的な概念であったことは述べました。この「地域包括ケアシステム」とはどういうことなのか。厚労省が昨年5月に発表した「包括研究会報告書」（現物を提示）にわかりやすい説明がありますので以下引用させていただきます。

「多くの人は、要介護状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域や自宅で生活し続け人生最期ときまで自分らしく生きることを望んでいる。この研究会で提唱する『地域包括ケアシステム』はおおむね30分以内にかけつけられる圏域で（一般的に中学校区を意味します。千代田区では麹町と神田の二つの生活圏域が設定されました）個々のニーズに応じて医療・介護等の様々なサービスが適切に提供できるような地域での体制である。（中略）地域内には介護保険関連サービス（共助）だけでなく、医療保険関連サービス（共助）、住民主体のサービスやボランティア活動（互助）等（この報告書では保険や区の福祉などフォーマル、公式なサービスを共助、そしてボランティア活動などインフォーマル、非公式なサービスを互助と分けて使っています。このフォ

ーマル、インフォーマルという言葉も多く出てきます) 数多くの資源が存在している。地域包括支援センター等が創設されたものの地域におけるこれらの資源は未だに断片化されており、有機的に連動して提供されているとは言えない状態にある。2025 年に向けては、住民の生活を支援するという視点をより強め、互助、共助に関わる多様なサービスを有機的に連動して提供していくための方法とそのためシステムを検討していくべきである。(中略) 一方、この地域包括ケアシステムは、全国一律の画一的なシステムではなく、地域ごとの特性に応じて構築されるべきシステムである。」と。つまり地域包括ケアシステムとは、地域における住宅、医療、介護、福祉、保健などフォーマルサービスそしてボランティア活動などのインフォーマルサービスを包括的にかつ継続的に提供していくための仕組み、体制であり、それぞれの地域の特性に応じて構築していくものである、と。このようなサービス提供を考えた時、今までのケアマネジャーの作る介護保険の範囲内でのケアプランのみではすでに限界が生じているということでもあります。どう地域包括ケアを構想していくのか、今自治体に問われているといっても過言ではありません。

区長は今回の招集挨拶で、「高齢者が、住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、医療と介護の連携がとれたサービスを提供していくことは区の重要課題」であるとし、平成 22 年度には在宅療養支援ネットワーク体制を整備し、個別ケースごとに医療と介護の現場で直接、情報の共有や意見交換ができるような仕組みを構築してまいります」と、さらに高齢者の見守りについても「安心生活見守り隊」の養成を進めています、と述べられました。これらは地域包括ケアシステム構築へ向けての第一歩であると私は理解しています。

区として、「地域包括ケア」を構想し、その意欲と熱意を広く区民や事業者に示す必要があります。そして皆が共感し同じ方向を向いて取り組むことによってこの地域包括ケアシステムは実現できるからです。

そこで、区として今後どう地域包括ケアシステムを構築していくのか、そのための確かな道筋を示してはどうかと提案いたします。例えばそれを「安心と希望の介護ビジョン」として示してもよいと思います。改めて区長に地域包括ケアシステムの構築について基本的な考え方を伺います。

次に、高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の役割についてであります。

改正介護保険法の目玉は、この地域包括支援センターの設置にありました。その役割としては、地域包括ケアを支える中核機関であること、そして

- 介護予防ケアマネジメント事業
- 総合相談・支援事業
- 虐待防止・早期発見等権利擁護事業
- 包括的・継続的なケアマネジメント事業

など 4 つの事業が役割として法令で決まっています。なお、これらの事業を推進していくため地域におけるネットワークの形成も重要な役割の一つとなっています。

どれも大事な事業ばかりで大変だなというのが正直な印象です。センターの職員体制ですが、保健師もしくは看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの 3 職種は必ず置くこととされています。千代田区では麴町も神田もセンターにはこの 3 職種 6 人の体制となっています。また自宅を訪問して診療してくれる医師、これは区内全域ですが、6 名から 7 名となっているそうです。現在、あんしんセンターの職員の方々は皆一生懸命仕事をされています。月曜日から土曜日までこれそフル回転です。

私は、あんしんセンター（地域包括支援センター）の果たすべき役割を考える時、麴町も神田も社会福祉法人への委託となっていますが、設置者であり保険者である区は安心センターがその役割をスムーズに果たせるよう全面的にフォローできる体制を整えるべきと考えます。これは福祉部は勿論ですが、住宅についてはまちづくり推進部が、地域のネットワークについては区民生活部などの協力が考えられます。

そこで、改めて高齢者あんしんセンターの果たすべき役割をお伺いいたします。またその役割がより実行・実現できるように区はどのようにセンターをフォローしていくのかお伺いいたします。

次に、地域ケアネットワークの形成についてであります。

地域で暮らす在宅の高齢者に地域という面でどう施設と同様のサービスを展開できるのか、その鍵をにぎっているのがこの地域ケアネットワークの形成であります。

地域ケアネットワークということでは早くからその先進的な取り組みを行っている自治体に三鷹市があります。私は三鷹市を訪問し、専門の所管であります高齢者支援室地域ケア担当の方より「地域ケアネットワーク」について説明をお伺いしました。担当からの説明では、三鷹市では「三鷹市健康福祉総合計画 2010」（2003 年 6 月）の中で、「子どもからお年寄りまで、誰もが地域で安心して生活を続けられる支え合いのネットワークを基礎とした地域福祉の展開を図るために『地域ケアの推進』を重要課題とし、2004 年から地域ケアネットワーク事業を推進」してきたこと。また 7 つのコミュニティ住区があるが、あくまで住民自らが主体的にこの地域ケアネットワークを立ち上げることが大事であるとのことでした。例えば「ケアネットしんなか」（新川、中原地域）は設立まで約 1 年半かかるとの間、懇談会、学習会、ワークショップなど 7 回開催されています。また「ケアネットにしみたか」はやはり設立まで約 1 年かかるとの間懇談会、世話人会、ワークショップなど 8 回開催されています。そして、ケアネットの主なメンバーは町会、民生委員、NPO・ボランティア団体、商店会そして地域包括支援センターなどです。メンバーに関しては、今後のことを考えると行政の職員、保健所や医師会の方にも加わってもらえたらさらに良いのかなと私は思います。地域にきめ細かな網を張り、地域での見守りと課題の発見、解決、困難ケースへの対応等に向けた地域ケアネットワークとなっています。担当者の方からは「行政が上から『やってください』というのでは、形はできても中身がともないません。あまり意味はありません」と。

地域におけるネットワークが形成されなくては地域におけるフォーマル（公式）、インフォーマル（非公式）合わせたサービスの提供もできません。また何より困っている高齢者を把握することができません。

所沢市高齢者支援課長の鏡論（かがみさとし）氏は、「地域包括支援センターの課題と対応」（2006年10/5）というコラムの中で以下のように述べています。

「今回の改正によって、地域包括支援センターを設置せよという要請によって、初めて地域ケアの構築に着手するとすれば、大変大きな労苦を覚悟しなければならない。なぜならばこれまでやってこなかった地域ケア領域を、制度だからと形を整えても中身が伴わないからであり、この地域ケアは、信頼を生むまでにある程度の時間を要するからである。これらを進めるためには自治体において改めて地域ケアを構想するための全市民的な合意が必要であろう」と。先ほどの三鷹市の担当者の話とまったく同じであります。また、地域ケアを構想し全市民的な合意が必要であるとの指摘はまさにその通りだと思います。

そこで、区としてどうこの地域ケアネットワークを形成していくのかお伺いいたします。

次に、包括的かつ継続的なケアプランの作成についてであります。

プラン作成のケアマネジャーをどう支援していくのか、言い方を変えるとケアマネジャーが作成したケアプランにどう包括プランを加えていくのかということです。

地域包括支援センターの役割はますます重要となっていることはすでに述べた通りですが、ケアマネジャーの役割も同様にますます重要となっています。高齢者の地域での生活を介護保険のメニューだけで支えることはもはや困難であります。よってケアマネジャーは、介護保険のメニューを始め医療や区の福祉、社協の事業、そして地域でのボランティア活動などをも含めた包括ケアプランを作成していかなければなりません。ケアマネジャーのみでは介護保険範囲内のケアプランは作成できても包括プランを加えることには限界あります。

この点、埼玉県和光市の行っている「コミュニティケア会議」はとても参考になります。「コミュニティケア会議」という仕組みを使ってケアマネジャーの作成したケアプランに包括プランを加えていくのです。私はさっそく和光市を訪問し、市の直営で行っている和光南地域包括支援センターで社会福祉士の方から説明をお伺いしました。コミュニティ会議は、保険者である市が主催し週一回毎週木曜日に開かれます。参加者は、保険者、ケアマネジャー、地域包括支援センター、管理栄養士、歯科衛生士を基本的な委員として、その他はプランに応じてサービス事業者にも参加してもらっています。一件20分ですので、医師からの在宅でのケア方針などの資料は事前に配布されます。また様々な資料（アセスメント用紙、通所介護計画書、訪問介護計画書など）の様式は統一されて読みやすくなっています。

説明では、「ケアマネジャーが作成したケアプランをもとに『包括ケアプラン』を作ります。地域のインフォーマルなサービス、もしくは医療保険、消費生活や権利擁護など介護保険法でなりたつケアプランではない、制度を超えた部分でその高齢者に必要なものをケアプランにセットす

るのです。包括支援センターは、ケアマネジャー、居宅介護事業所などに対してその包括ケアプランによる支援をおこなってきました。包括ケアプランの目指すところは、在宅介護の限界点の追求です。安易に入所したり病院に入ったのではなく、できる限り地域で暮らし続けてもらうための包括ケアプランをつくってきました。」と。（東京一著「これからの介護予防・地域ケア」サンライフ企画 P.59）また「地域包括ケアの基本は、①的確な対象者の把握、②的確なマネジメント、③的確なサービス提供、ということを基本に実施しているところです。どこの地域にもとても優秀なケアマネジャーはいますしとても熱心な医師だったり社会福祉士だったり優れた人はいます。ただ、それが制度やシステムとなっていないと個人の努力の成果となっていることが多いように思います。つまり市としての成果に結びつきにくいということです。和光市ではそれを仕組みから作っていたので現在、うまく回っているのではないかと考えています。」と。つまり、コミュニティ会議という仕組みがあって、ケアマネジャーを支援し、包括的かつ継続的なプランもできているということです。

あと一点、コミュニティ会議自体がOJT（on the job training）の場であることを強調されてきました。ケアマネジャーに「この場ではこういう意見が大事なのですよ」「あなたが行った場所はこういう視点の説明が必要なのですよ」と一人ひとりにレクチャーします。そのことによりケアマネジャーの格差はなくなり皆が一定水準以上のスキルを身につけることができます。

現在、どこの自治体もケアマネ主催の「サービス担当者会議」があります。これはこれで意味のある会議だと思いますが、コミュニティ会議に比べてサービス提供者しか集まらない、OJTができない、ケアマネによりどうしても格差があるなど、包括的なプラン作成には限界があります。ちなみに和光市におけるコミュニティケア会議とサービス担当者会議との関係ですが、コミュニティケア会議で総体的な方向性が決まると、その実行のために開くのがサービス担当者会議となっています。

ケアマネジャーの役割・機能は高齢者の生活を支えることにあります。それは、地域社会にあるフォーマル、インフォーマルなサービス（社会資源という）を組み合わせる包括プランとしていかなければなりません（最適配分）、そして多職種協働・連携をもって継続的にケアマネを支援できる仕組みが必要です。その仕組みがコミュニティ会議であると思います。

そこで、保険者である区が主催する仮称「千代田区コミュニティ会議」（地域ケア会議）の設置を提案します。ご所見をお伺いします。

以上、地域包括ケアシステムの構築に向けて4点質問を行いました。

最後に、「地域包括研究会報告書」の「終わりに」の文章を引用し質問を終わりたいと思います。

「あるべき地域包括ケアの方向性とその姿を実現するために解決すべき課題について、検討を深めるべきである。その上で、自治体ごとに、在宅医療を行う医療機関・訪問看護ステーション・訪問介護事業所・介護保険施設等、及びそこに働く人材・その他のネットワーク等の地域資源を

把握するとともに、必要とされる供給量を予測した上で、2025年に向けてサービス基盤の整備を目的としたゴールドプランに匹敵する新たなプランの策定が求められる」と。以上であります。

前向きで明快な答弁を期待し質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の地域包括ケアシステムの構築への確かな道筋を示してくださいというご質問にお答えいたします。

まさに、ご質問のように、平成18年の介護保険法改正によりまして、地域包括ケアシステムセンターという構想が上がったわけでございまして、私のほうは、それを高齢者あんしんセンターという形で名前を変えておりますが、考え方は同じでございます。この包括ケアセンターというのは、まさに総合相談から予防からケアマネジメント支援という、こういう機能をあわせ持っているということでございまして、ある面では、入口の相談から出口の評価までをやるということです。

一例を申しますと、例えばこのセンター、今のあんしんセンターですが、でございまして、さまざまなサービスを組み合わせ、ケアシステムができ上がってサービスを受けたとしても、その方が施設へ入った場合は、通常は施設の対応になるわけですけど、このケアシステムセンターあるいは高齢者あんしんセンターは、施設へ入っても、その方を最後まで追いかけるという、まさに横ぐしのようにオーダーメイドでサービスをマネジメントするという役割でございます。必ずしも今、高齢者あんしんセンターがそこまで行ってないということは十分わかっておりますので、これからあんしんセンターにさまざまな、いわゆる多種協働ということをとらえて人材を投入するということは、これからやっていかなきゃいけないと思います。

それから、もう1つは、ご承知のとおり、包括支援というマネジメントをする前提としては、今、さまざまに活動しております民生委員とかボランティア、ある面では成年後見人、そうしたネットワークを包括支援センターの中に組み込んでいかなきゃいけないと。今、独自にこれを行っていますから、組み込んでいくというそういうことも、これからの宿題になるだろうと思います。それで、必ずそれは、制度ができ上がった考え方に沿って、多種協働という形で、これからはスタッフを増員していくということになるかと思っております。

ただ、あくまでも、包括ケアシステムあるいはセンター、高齢者あんしんセンターというのは、施設ではなくて機能です。マネジメントをする機能であるということは避けて通れません。ですから、このケアセンターが、直接、サービスを提供するというものではありません。これはあくまでもさまざまな医療診療所とか訪問介護ステーションとか、そういうものと組み合わせて、そしてサービスを組み合わせ、支援をするという立場でありまして、いわゆるご質問のセンターというのは、あくまでも施設ではなくて機能を有していると。そこで、さらにこの包括センター

あるいは高齢者あんしんセンターというものを裏打ちし、そしてバックアップし、センターのセンターというのは、私が申し上げている高齢者サポートセンターであると思います。

高齢者サポートセンターというのは2つの機能がありまして、ある面では、包括サービスをマネジメントするという立場と、一方では、この高齢者センターには、ご承知のとおり、在宅療養施設を持ったり、リハビリ機能を持ったり、あるいは訪問介護機能を持つという意味で、サービスを提供するという機能と、それからマネジメントをするという機能、あわせて高齢者センターというのは人材養成ということをやります。人材養成というのは、まさに大串議員がおっしゃいます包括支援センターの人材を養成するという、そういう役割を持っている。したがって、この3つが機能して初めて、大串議員がおっしゃいます、真の地域包括センターができると思います。

私は、そういう意味で、高齢者サポートセンターというのは、大串議員にご質問されるそれをさらに裏打ちし、センター・オブ・センターという位置づけで考えておりますので、ぜひ、この辺について前向きに、積極的にご議論をして、提案をいただきたいと思っております。特に、地域包括支援センターあるいは高齢者あんしんセンターは、麴町地区と神田地域に2カ所あります。したがって、高齢者サポートセンターというのは、そのセンター・オブ・センターで、サービスを提供したり、人材を養成するという機能を持っていますから、できるだけ区内の中心部という提案もしておりますので、可及的に、この問題については、ぜひ、大串議員も積極的にご議論をしていただきたいということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

その他につきましては、関係理事者をもって答弁をいたさせていただきます。

〈保健福祉部長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

高齢者あんしんセンターでは、将来、寝たきりにならないよう、早期に介護予防を進める事業や総合相談、また、虐待防止や権利擁護などの業務を行っております。一般的な高齢者あんしんセンターは3名体制ですが、千代田区では6名体制で、法令に定める業務のほかに、介護保険制度や医療保険制度では対応が困難なもの、具体的には緊急対応や入退院の支援、独居認知症高齢者の支援など、きめ細やかに対応しているところでございます。区は、高齢者あんしんセンターと定期的に連絡会を開催し、情報の共有化を図るほか、困難案件につきましては区も協力して対応するなど、両者が一体となり高齢者支援を行えるように取り組んでおります。

次に、地域ケアネットワークの形成についてですが、千代田区の地域特性を踏まえながら、高齢者の見守りや在宅療養支援ネットワークを整備する中で、個別のケースごとに、関係者が情報の共有や意見交換が円滑にできるよう取り組んでまいります。中でも、高齢者の見守り事業については、民生児童委員や町会のほか、一般区民やライフライン事業者など、広く声かけをし、協力をいただいております。今後もこのような取り組みを積極的に進めていきたいと考えております。



最後に、コミュニティケア会議の設置についてですが、和光市では、地域包括支援センターが中心となり、ケアマネージャーや介護保険サービス事業者が定例的に話し合う場、コミュニティケア会議を開催していると聞いておりますが、千代田区では、高齢者の状況変化などに応じて、柔軟に同様の会議を開催しております。また、困難なケースには、区や高齢者あんしんセンターはもちろんのこと、弁護士や精神科医師なども出席し、専門的な視点からの検討を行っております。今後も、他自治体の事例を参考にしつつも、これまでの千代田区の取り組みや地域特性を踏まえ、最善の方法を探っていききたいというふうに考えております。

〈再質問〉

13番大串ひろやす、自宅——自宅じゃない、「自宅じゃないよ」と呼ぶ者あり）自席。ちょっとね、質問がそういうのばかりだったから。自席から再質問させていただきます。

区長のほうから、センター・オブ・センターの話とかありましたけれども、私は、千代田区として地域包括ケアシステム、いわゆるそういう在宅で、自宅で医療も介護も福祉も受けていける、総合的に受けていける、そういうシステムをつくらなくちゃいけない。それをどのように千代田区としては道筋を立てて、どうやってつくっていくのか。それを広く区民にも、それから事業者の方々にも示して、いろんな意見をいただく必要があると思います。その中で、あんしんセンター一麹町それからあんしんセンター神田、それぞれあるけれども、そこだけではやはりできないね、何か不足しているねということも明らかにした上で、それを補うものは何なのかという議論を積み上げていかないといけないと思うので、ぜひ、私は千代田区としての地域包括ケアシステム構築への道筋を、具体的なものを、やはり広く区民と事業者にもまた示してもらいたい。それに対してみんなが共感を持って、同じ方向を向いて進むことが大事であるというふうに思いますので、ぜひ、それはいかがかと思います。

それから、コミュニティケア会議については、同様の会議を行っていますという部長の答弁ですけれども、ひょっとしたら、それはサービス担当者会議のことを言われているのかもしれませんが、けど、サービス担当者会議とコミュニティケア会議との違いは、先ほど私が述べたとおりで、限界も指摘させていただきました。ですので、同様の会議をやっているからということではなくて、きちんと、保険者である区が主催するコミュニティケア会議、地域ケア会議と言ってもいいんですけども、そういう包括的なプランがつけられるような仕組みをつくらないと、幾ら優秀なケアマネさん、またお医者さん、社会福祉士の方がいても、個人の成果となって終わってしまっただけいけないので、それをしっかり制度、またシステムとすることによって全体が動いていきますので、ぜひ、その点をお願いしたいと思います。その点、もう一度答弁してください。以上です。

〈区長答弁〉

再質問にお答えいたします。

私は、包括支援センターは包括支援のマネジメントをするんですよというふうに申し上げたので、まさに大串議員の考え方と一致しております。何も介護保険のことだけをやるセンターではないと。そういう意味では、さまざまな資源、と言っては失礼かもしれませんが、民生委員とかボランティアだとか成年後見だとか、そういうものも含めて、この包括支援センターの中に組み込まないと、本当の意味での包括支援センターにはなりません。ただし、包括支援センターというのは、あくまでも機能ですから、そこが直接具体的なサービスを提供するわけではないわけですし、マネジメントをするところなんですね。一方で、それだけでは十分ではないでしょう。マネジメントをしたり、そして、時には直接サービスを、医療だとか介護についてのサービスを提供するという意味では、高齢者サポートセンターというのが真の意味で包括支援センターの内容を肉づけすることになりますよ。特に、人材養成も含めて高齢者サポートセンターがやるわけでございますから、本当の意味でのサポートセンターというものの実をつくることになるんだということを私は申し上げているんです。もちろん、こうした中身を、ぜひ、会議で積極的にご議論いただいてきたと思いますけれども、前向きにご議論をいただきながら、さまざまな方のご意見はこれからもちょうだいをしていくということは当然のことだろうと思います。

あと、関係の部長から、ご答弁が必要であれば、答弁をさせていただきます。

〈保健福祉部長答弁〉

大串議員の再質問にお答えいたします。

和光市でやっているコミュニティケア会議の件でございますが、確かに千代田区ではケアプランを中心に、状況に応じて民生児童委員の方とか社会福祉協議会の方とか、そういった方も加わった形での会議は開催してございます。ただ、そういった制度的な形での、定期的に話し合いというような形でのきちっとした開催というのは、現実問題、まだやっていないというところがございますので、参考にさせていただき中で、千代田区の取り組みや地域の特性に合った形の会議を検討していきたいというふうに思っております。

## 福祉の将来像は

### ▼平成21年第1回定例会

あと一点、それはどういう福祉を目指すのかという福祉の将来像です。

区は平成15年に保健福祉の総合計画として「いきいき百科」を作成し、福祉の「生活必需品宣言」をしました。その意味するところは「本人の自己決定を尊重し、誰もが必要なときに、必要なサービスを『生活必需品』として選択し利用できる」ことにあります。

平成 12 年に社会福祉法が改正されました。その主旨はこれまでの生活上困難を抱える限られた人だけにサービスを提供する福祉から誰もがいつでも利用できる福祉への転換であり、いわゆる救貧福祉から一般的・普遍的福祉への転換でした。平成 14 年、厚生労働省が発表した「低所得者の新たな生活支援システム検討プロジェクト報告書」に、政府としては初めて「福祉から就労へ」という言葉が使われました。このことをきっかけに自立を目的とした一連の自立支援政策が策定されていくこととなりましたので、大変画期的なことでした。しかし、残念ながら自立という言葉は使われていても未だ「福祉から就労へ」という理念は実現されているとはいえません。先ほどの神野氏は、「強い財政」（ストロングファイナンス）とともに「強い福祉」（ストロングウェルフェア）を提唱しています。「強い福祉」とは、「それぞれのかけがえのない人間の能力を最大限発揮し、新しい時代を創出していこうとすれば、安心して冒険ができるように失敗しても生活を保障する強い福祉が必要となる。協力社会の約束の地は相互に助け合い、励まし合う強い福祉を実現することにある」（『希望の島』への改革）P.18）と述べています。つまり強い福祉とは「福祉から働くための福祉へ」（エコノミスト 2009 年 2/3 号）ということでもあります。

この福祉と就労・雇用政策との連携、また自治体の総合力の中での雇用政策の必要性については先の定例会にて質問させていただき、雇用を区の仕事として受け止めるとの答弁をいただいたところです。今後、福祉ということでは就労のための福祉が実現されることを期待するものです。平成 15 年に生活必需品としての福祉を宣言されてより既に 6 年が経過しました。現在の福祉の位置はどこにあり、今後どのような福祉を目指すのか。福祉の将来展望をお伺いいたします。

以上、広く区民に仮称「希望の構想」を示してはどうかと提案させていただきました。ご所見をお伺いいたします。また中身についても三つの視点から質問させていただきました。合わせてご答弁下さい。

〈区長答弁〉

それから次に、「生活必需品としての福祉」ということを 6 年前に申し上げました。確かに福祉が、貧しい人のためではなくて、すべての人にとって共通する、生きていく、あるいは人間らしく生きていくための商品、必需品だということを申し上げたわけでございます。この背景には、単にレディーメイドのサービスではなくて、まさにオーダーメイドのサービスをそれぞれがつくっていくという意味もあろうかと思えますし、もう一方では、当然、生活必需品という中身は時代とともに変わってまいります。例えば、家族のありようが、先ほども申し上げたような社会が私は望ましいわけでございますが、必ずしもそうでない状況で家族の役割も変わってまいります。あるいは、子育てに関する役割も変わってきます。それによって、生活必需品の中身は時代背景とともに変えていくという、あるいは追加をしていくということは当然のことだろうと思えます。特に福祉については、介護と医療等については再三申し上げておりますように、そうしたことを

どう組み合わせながらサービスを展開するというのも、ある面では生活必需品のサービスを時代に合わせてつくり変えていくということになるかと思えます。

その他の事項については、関係理事者をもってご答弁を申し上げます。

## 保健福祉総合計画について

### ▼平成 14 年第 3 回定例会

平成 14 年第 3 回定例会にあたり公明党区議団の一員として一般質問をさせていただきます。

私は、来年 4 月よりスタートします障害者福祉分野における支援費制度について、またその関係する計画（仮）千代田区保健福祉総合計画について質問いたします。

最初に福祉の「基礎構造改革」についてふれておきたいと思えます。

福祉の基礎構造改革とは、私は、平成 12 年 4 月に地方分権の試金石として注目されてスタートした介護保険制度であり、今一つは同じ年の 6 月に行われた社会福祉関係八つの法律の改正が行われたことでしょう。この社会福祉事業法（現・社会福祉法）を始めとする八法の改正とは、一番目に措置から契約への移行であります。特に戦後 50 年余り日本の障害者福祉を支えてきた措置制度は支援費制度へと来年 4 月から変わることとなりました。二番目は質の高いサービスの拡充であります。そして三番目に地域福祉の充実であります。この点については社会福祉法に各区市町村において地域福祉計画の策定が義務付けられました。

これらの改正により障害者福祉の実施主体は国や都道府県から区市町村へ実質移ることとなりました。つまり改正の趣旨を真に利用者の方々のために実施する責任が区市町村に委ねられたこととなります。

実はこの関係 8 法の改正は平成 2 年にもありました。このときの改正は、一に在宅福祉サービスの明確化、二に在宅・施設サービスの市町村での一元実施、そして三つ目に老人保健福祉計画策定の義務化でありました。在宅でのサービスに重点が置かれた改正となりました。

さて、この度の社会福祉の基礎構造改革の中での目玉は介護保険制度に並ぶ最大の制度改革となります支援費制度であります。この支援費制度は、繰り返しになりますが、ほぼ 50 年続いてきた措置制度からノーマライゼーションの理念の具体化を図るため利用者の自己決定を基本にした契約制度へと移行するものです。

当然のことながら制度改革は利用者の方々のためにあることは言うまでもありません。区としてこの度の最大の制度改革といわれる支援費制度が真に利用者の方々に役立つよう責任を果たしていかねばなりません。私は、その決意に立って発言通告に基づき質問させていただきます。

最初に（仮）千代田区保健福祉総合計画（案）についてであります。

今年度は介護保険事業計画の見直しもありますが、地域福祉計画も改定となります。この地域福祉計画には障害者計画、老人保健福祉計画そしてエンゼルプランが地域福祉の観点から含まれています。今回さらに保健医療計画そして健康千代田21も策定されます。これら全ての計画を包含する福祉、介護そして医療の総合的な計画として今回の総合計画の策定がなされます。そして先日、所管の常任委員会に（仮）千代田区保健福祉総合計画（案）としてその骨格が示されました。

私は、このような福祉、介護そして医療を統合一体化した計画ができることについて、大変高く評価したいと思います。

平成11年9月に当時の保健福祉委員会で岩手県沢内村へ視察に参りましたが、そのときの特別養護老人ホーム「ぶなの園」の施設長の言葉が今も忘れられません。その方は、「役場が福祉、介護、医療そして年金が今後どうなっていくのかをはっきりと示すべきだ。」と。それを聞いたとき、一自治体にそこまで示すことを望んでおられることに、正直びっくりしました。私はその施設長の言葉を引用しその年の第4回定例会において区として福祉、介護、医療そして年金を含めた総合的な社会保障のあり方を示すべきではないかと質問いたしました。先日、重度の障害のお譲さんがいらっしゃるおかあさんから相談がありました。それは、医療的な面がどうしても多くなるが福祉のサービスともっと効率よく組み合わせできないものかというものでした。また高齢者の方も介護だけでなく医療も平行して必要な人は多いと思います。例えば地域でのかかり付け医の役割が福祉や介護の関係でますます重要になってきているのもその表れでしょう。そのような中、区としてこのような総合計画を支援費制度のスタートに合わせ、策定するのことに私は大変意味のあることだと思います。これは野球に例えればいくらいいピッチャーばかりをとってもそれだけでは勝てません。九人全員のチームプレーこそが勝利のためには必要なことといっしょではないでしょうか。

この保健福祉総合計画は先日の常任委員会に示された資料によりますと、基本計画の保健福祉部門の計画として位置づけられています。すなわち基本計画に示された保健福祉に関する5つの政策課題をいかに達成していくのかをそれぞれの政策課題ごとに、具体的な目標を設定していることが特徴となっています。また先の対象者別計画（分野別計画）との関係では政策課題の「生涯にわたり健康な生活を営むことができるまち」は保健医療計画と健康千代田21を、「高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちいきいきと生活できるまち」は、老人保健福祉計画と介護保険事業計画を、また「障害者の意思が尊重され地域で自立して生活できるまち」は障害者計画にあたります。そして全体を通して「安心して利用できる福祉の仕組みが整っているまち」として、個別計画を支援し選択と利用ができる仕組みづくりを示し、また地域福祉の推進のための目標を定めています。

このような保健福祉全体の総合福祉計画は全国でもあまり例がなく先駆的な試みだと思います。そこで、区長にこの総合計画策定にあたっての基本的な考え方について伺いいたします。

次に計画の（案）がこのようにして示された後の、計画策定方法であります。

新しくなった社会福祉法には何度も地域福祉という言葉が出てきます。これからは、地域において全ての人が安心して暮らせるためには、地域の人たち自らも地域の福祉のあり方を考えることが重要であると思います。対象者別計画単独では地域福祉を育てることはある意味不可能かもしれません。その点、総合計画の策定こそが地域福祉の推進に通ずるものと思います。今年1月28日の社会保障審議会福祉部会報告には市町村地域福祉計画のあり方が示されました。そこには地域福祉推進の理念の一番目に、「住民参加の必要性」があげられ地域福祉の推進は地域住民の主体的な参加が大前提であり、「地域住民の参加がなければ策定できない」ことが地域福祉計画の特徴であると明言されています。

案が示されたあとの計画策定に当たって、当事者は勿論、より広範囲の分野の人々、さらに地域住民の参加をどのようにして図るのがこの計画を真に利用者のために有効なものにする最も重要なポイントではないでしょうか。そこで今後の策定方法はどのように考えておられるのか、お伺いします。

次に支援費制度について2点お伺いします。

支援費制度の目指すもの、すなわち「障害者の自己決定を尊重し障害者自らが、サービスを選択する仕組み」を確立するため区としては何をなすべきなのか。

私は、まず選択できるためのサービスの供給体制の整備と支援費支給にいたるまでの相談とケアマネジメントできる十分な体制の整備が、急がれる課題であると思います。他にも権利擁護は大丈夫か、情報提供と評価、苦情の申し立て制度の確立等いずれも重要な課題があります。ここでは先の2点に絞って質問いたします。

最初に利用されるサービスの供給体制についてであります。選択と契約をうたい文句にスタートしてもそのためのサービス実施の基盤が整ってなければ選択もできません。目標年次までの利用者数の予測、またそれによりどのくらいのサービス需要があり、それに対して現在の供給の状況、さらに目標年次までの確保策を数値でもって示す必要があります。これらは、各自治体で作成される障害者計画に示されることとなります。この計画は現在努力義務となっていますので100%策定されているわけではありません。区市町村レベルでは、策定率74.9%で内訳は区と市においては95.5%、町村では69.4%となっています。さらに注目しなくてはならないのはこの策定済み区市町村のうち先ほどのような数値目標を示している割合はなんと37.8%でしかないということです。

千代田区としては平成10年に改定された地域福祉計画に障害者計画も入っています。数値目標は、なぜか、巻末の資料編に示されました。サービスの必要量とその確保策まで示していながら資料としての位置づけに少々残念で惜しい気はしますが、ともかく示すことはできました。来年4月からの支援費制度スタートにあたりその障害者計画に示された達成度はどうなったのかは検証すべきでしょう。平成12年には介護保険制度がスタートしましたのでそちらへ移行できた

分もありますので一概に百分率での達成度は出ないと思いますがホームヘルプを始めとするサービス需要に対し供給はどうなっているのでしょうか。

現在千代田区で障害者手帳をお持ちの方は13年度末で964名、また愛の手帳をお持ちの方は120名となっています。内、介護保険制度が利用できる65歳以上の方の割合は約6割であります。新しい計画ではそれぞれ関係する分野も含めた数値目標となることを期待します。選択できるための基盤整備達成のため、数値目標まで示した計画にできるのかお伺いします。

さて、障害者のための施設整備に関してですが推進プログラムには障害者施設整備基本構想を今年度中に策定となっています。

プログラムには障害者の在宅サービスの拠点として、またデイサービスや機能訓練、そしてボランティアやNPOなど区民の方々の積極的な受け入れのためのセンターなど18年度完成と計画がなされています。支援費制度では区市町村が主体的に責任を持って基盤整備を進めることとなっています。そこで現在、障害者施設整備基本構想の進捗状況はどうなっているのかお伺いします。

次に最も大事な点ですが相談とケアマネジメントできる十分な体制についてです。

支援費支給の申請手続きは千代田区の場合、この11月から開始されます。現状、選択できるサービスのメニューの中で、どのサービスをどのように組み合わせるのか。重度の障害の方は、先ほどもふれましたが、福祉だけでなく医療も含めた相談を希望されています。

相談ということでは先日、61歳の障害者手帳2級の方が区の窓口へ電話で相談をしたそうです。内容は省きますが結果本人の希望するサービスは「国の基準外」ということで受けられませんでした。普通はここで終わるところ、担当の職員の方はその方の自宅まで訪問し、さらに詳しくお話を聞き事業者の紹介やホームヘルプの相談にも応じてくれたそうです。本人も大変助かったと喜んでおられたそうです。今回の例は、「旧来の行政処分的な、受けられません、だめです。」で終わりとなるのではなくそこから相談が始まるという良い見本だと思います。総合的にカバーできる体制が益々大事になってきます。

支援費制度開始にともないサービスに関するさまざまな相談、そしてサービスをどう組み合わせるのかというケアマネジメントを行う窓口は区になっています。介護保険のように事業者がケアマネジャーは置かれていません。ケアプランを作成しても支援費は支給されません。

12年に改正された身体障害者福祉法また知的障害者福祉法の新条項に「求めに応じた斡旋、調整、利用要請」という区市町村の「必要に応じた」だけでない「利用者の願いに応じた」拡充が新しく入りました。区としてもこうしたことに対応できるよう職員の研修、人材の確保そして障害者また関係者そして団体に蓄積されてきたケアマネジメントの専門性と連携など重要となってきます。

そこで、これら相談とケアマネジメントができる体制の拡充策についてお伺いします。

以上、支援費制度についてまた関係する計画として（仮）千代田区保健福祉総合計画について質問させていただきました。

先日、ある障害者の方と握手した際その力が予想以上に強かったのではとしましたが、今もその感触が私の左手に残っているような気がします。支援費制度スタートを目前に控え障害者の方々の不安を一掃し逆に明るい希望が持てるよう、区長並びに関係理事者の明快なる答弁を期待し私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の質問にお答えします。

保健福祉総合計画に関します認識は、全く大串議員と私は同じであります。今、住み慣れた地域、すなわち我が千代田で自立した生活を送っていくことがなにより求められております。これが地域福祉計画の基本理念であります。12年に、法改正以前に、既に東京都におきましては、私が直接手がけたわけですが、地域福祉計画をつくり、あるいは当時は、まだ厚生省は子育てに関しましてはエンゼルプランという、そういうレベルでありましたが、少子化に関する総合計画をつくる等、かなり福祉について斬新的な計画を手がけてきたことを踏まえたと、あるいは12年に介護保険制度ができたときに、福祉と医療との統合ということが介護保険のもう一つの理念であります。そうしたことを勘案しますと、福祉、保健に関する総合的な計画をやはり早くつくることは、私は、身近な基礎的な地方公共団体としては最も必要なことだろうと思います。こうした観点から今回は総合計画として策定するわけでございます。

考え方といたしましては、何回も私が申し上げておりますように、福祉サービスというのは今や生活必需品という基本的な認識を持ち、そしてお互いに助け合い、あるいは時には自らもご努力いただき、そして公もサポートするという、自助・共助・公助という組み合わせの中で、かつ時には適正なご負担もいただきながら、福祉、保健、すべてについての総合的な計画をつくっていくということだろうと思います。

問題は、往々にしてこうした計画が官庁の読み物みたいな形になることは是非避けたいと思います。一般的に役所の計画書は大変難解でありまして、普通の区民の方々から見ると非常にとっつきにくいということを考えまして、今回の保健福祉総合計画におきましては、普通の方がすらすらと読めるような読み物風にしたいなど。例えばQ&Aですとか、レベルの話をして申し訳ないですけれども、中学生がこうした総合計画をお読みになっても一応の内容がわかるように、そうした総合計画をつくりたいというふうに思っています。そういう意味では、従来の役所で考えておりますそうした計画書とは抜本的に違う計画書といたしますか、形が変わるだろうというふうに思っております。

これも繰り返すようでございますが、福祉や保健という性格は、やはりそのサービスというのは日常の区民の皆様方の生活必需品であるということから、こうした計画のスタイルと申しますか、それを抜本的に変えた新しいスタイルでつくっていきたいということに関係部に指示いたしまして、鋭意そうした作業を進めております。どうか福祉、保健、医療に関するそうした計画が本当に一人ひとりの区民の皆様方のものになるような、そうしたことを心がけて今回の計画策定をしまいたいというふうに思っております。

その他の事項につきましては、関係理事者をもって答弁いたさせます。

#### 〈保健福祉部長答弁〉

大串議員のご質問について区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、保健福祉総合計画の策定についてであります。今回、計画としてまとめるにあたりましては、区民本位の満足度の高い保健福祉サービスの提供を第一に考え、平成13年度に区民アンケートを実施するなど、多くの区民の皆様方の意見をお聞きしてきたところでございます。これらの意見を参考にしながら、これからの保健と福祉の考え方をまとめ、区の広報で特集号として明日その概要をお示しする予定でございます。そして、議会をはじめ区民や関係する団体の皆様などのご意見をいただきながら、千代田区に住んでいてよかったと実感していただける計画としてまいりたいと存じます。

次に、支援費制度に関する質問にお答えします。平成15年4月から障害福祉の分野で支援費制度がスタートします。支援費の対象となる事業のうち、特にデイサービスとショートステイは、身近な地域で気軽に利用できるようにする必要があります。このため、障害者総合福祉センターを整備する中で一層の拡充を図ってまいります。また、ホームヘルプサービスについては、介護保険指定事業者に支援費制度への参入を働きかける予定でございます。

なを、新たな障害者計画に数値を設定すべきとの提言につきましては、平成13年度に実施いたしました障害者を対象とした保健福祉区民アンケートの結果や、今後実施する支援費申請に関する聞き取り調査などにより、実態を反映した現実的な数値となるよう精査してまいります。

次に、障害者施設整備基本構想についてですが、(仮称)障害者総合福祉センターについては本年度中に基本構想をまとめる予定でありましたが、設置場所の課題もあり、施設の種類や機能、利用予定数や規模等について内部検討を行っているところであります。なを、この検討の際、グループホームなどの生活型施設までを含む総合化は、障害者を囲い込む考え方につながりかねないとの指摘があり、通所サービス施設と生活型施設は分散して設置する考え方であります。

次に、相談及びケアマネジメント体制の整備についてお答えいたします。相談内容として想定されるのは、支援費制度の内容、申請等事務手続、事業者を選定・契約、事業者に対する苦情等であります。当面の相談体制については、生活福祉課が全般的事項を担当し、富士見福祉会館、福祉作業所等がそれぞれの事業の利用者を中心に対応してまいります。また、千代田区社会福祉

協議会におきましても、福祉サービス利用援助、福祉専門法律相談、成年後見制度の利用支援を行います。さらに必要な場合は、現在の介護保険オンブズパーソンを発展・充実させた保健福祉オンブズパーソンが、利用者からの苦情相談を受けることとなります。なを、支援費制度においては介護保険のようなケアマネジャー制度は導入されませんが、東京都の実施したケアマネジメント研修を受けた福祉関係職員が10名ほどおりますので、利用者の立場で相談に乗り、様々な社会資源を紹介しながら、その方に最もふさわしいサービス利用のあり方を示し、ご案内してまいりたいと考えております。

#### 介護、医療、年金、福祉の将来ビジョンを示せ

##### ▼平成11回第4回定例会

平成11年第4回定例会において、公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

今、介護保険制度をきっかけとして、国民的議論となってきました社会保障制度の総合的なあり方について質問させていただきます。区民の皆様も非常に関心を持っており、不安も抱いておられる。また、先日の保健福祉委員会から岩手県沢内村に視察に行きましたが、特別養護老人ホーム「ぶなの苑」の施設長が言っておられた言葉が忘れられません。それは「役場が、医療、介護、年金が今後どうなっていくのかはつきりと提示すべきだ」と。その言葉を聞いたとき、びっくりしました。現場で苦労されている方の言葉で、真剣な訴えでした。この問題に対して千代田区としても同じ問題であり、真剣に取り組むべきであると思います。国が決めることだとか、都の管轄だからと待っていてはいけません。地方分権を来年に控え、国が都がと言っていたのでは真の分権などあり得ない。与えられるものではなく、勝ち取るものだと、その決意で質問させていただきます。

さて、社会保障制度問題の原因は、予想以上の速さで少子・高齢化が進んでいることにあります。65歳以上の方の高齢者の人口は98年2,050万人、全人口の16.2%を占めており、2025年3,312万人、27.4%へ、さらに2050年には3,245万人、比率は遂に32.3%にまでなると予想されています。現在の国民皆年金制度、国民皆保険制度はともに1961年にスタートしましたが、当時の高齢者人口は5.7%にしかすぎませんでした。これだけの急激な変化があり、将来もその傾向が続くということでもあります。

皆年金、皆保険がその年スタートしたことにより、それまでの生活保護中心の最低生活保障から国民全体の社会保障制度へと大きな転換をしました。そして、その中の中心をなしたのは言うまでもなく医療保険制度であり、今日までの社会保障制度の発展の原動力となってきました。しかし、この急激な人口変化は61年以来の社会保障制度の大幅な構造改革を迫るものとなっています。

今年1月、厚生省の行った調査によりますと、社会保障制度の将来について「大いに不安を感じている」「少し不安を感じている」と回答した人は、合わせて現役世代の95%にも達したそうです。不安を感じている理由、複数回答ですが、「社会保険料を支払っていても、将来確実に給付が受けられるかわからないから」が最も多い80%に及び、続いて「負担の増大」「給付水準の引き下げ」「制度維持が困難」「世代間の不公平」がいずれも上位を占めています。今、区民の多くの方々も全く同じような不安を抱いているのではないのでしょうか。

では、いったい国全体で負担と給付はどうなっているのか。まず給付面から見ていきます。平成8年度ベースですが、全体で67兆5,423億円と大変な金額になっております。これは東京都の予算の10年分に当たります。90年代に入り毎年3兆円ずつ増えています。1970年と比較すると何と19.2倍になっています。その間、国内総生産が6.7倍ですので、いかに社会保障費が増えてきたかがわかります。1人当たりの給付に直しますと年間53万6,600円、1世帯平均152万8,300円の給付となります。その67兆円の内訳は、年金が35兆円と半分強を占め、次いで医療が25兆円、うち最も増え続けている老人医療費が9兆円弱、福祉その他が7兆円となっています。

では、その給付はどこからお金が出ているのか、負担の面から見ていきます。同じ8年度ベースでは、被保険者による保険料が29%、事業主拠出が31.5%、公費負担、税金ですが、24.5%、その他15%となっています。つまり、給付の85%を保険料と税金で負担していることとなります。その中で、各家庭ではどのくらいずつ負担しているのかを見てみます。これは平均的な勤労世帯の数字になりますが、月の実収入のうち所得税が3.5%、住民税ほか3.9%、社会保険料が8.3%、合わせて15.7%を負担していることとなります。

次に、国民負担率、税負担と社会保険料負担の合計額の国民所得に対する割合ですが、この割合は98年で37.4%になっています。先ほどの家計負担の倍くらいの数字になっていますが、これは事業主負担も入っているためです。さらに、この数字に将来の国民の負担となるであろう国のフローの財政赤字分、今年でいえば46兆円くらいになるそうですが、比率にして9.3%を加えて国民の負担を総合的に見ていこうとするもので、潜在的国民負担率と言われます。最も大事な指標と私は考えますが、その割合は9.3%を足しますので、46.7%と既に限界に来ていると言えます。

以上、負担と給付の規模と割合について見ましたが、次に、医療と年金の各保険の厳しい現状はどうなっているのか、数字が多くて恐縮ですが、触れさせていただきます。

まず、各市町村の行っている国民健康保険の財政状況は、つい先日発表されたばかりですが、全国の56%に当たる1,817団体が赤字で、その額は98年単年度で1,020億円で、前年の3.5倍にもなったそうであります。企業の行っている組合管掌健康保険は、98年度ベースで1,800の組合のうち1,200の組合が同じように赤字となっています。そして、中小企業を中心とする政府管掌健康保険も93年から5年連続で赤字となっており、97年度のそれは950億円になっています。これらはいずれも老人医療費の伸びに伴う老人保健拠出金が年々増えているためです。

次に、所得保障である年金はどういう状況にあるのか。年金は国が保険者となっており、5年ごとに見直しが行われています。今の国会で年金改革法案が審議されていますが、今のままの給付水準を維持し、2025年になりますと現在の倍の負担が必要になると言われております。国民年金未加入者は95年10月ですが158万人、加入していても保険料を納めていない未納者が172万人に上っています。こうした数が増え続けていけば、当然基礎年金の保険料負担が一段と上昇していくこととなります。参考のために、民間の行っている私的年金、企業年金、退職年金の方ですが、こちらはどうかといいますと、積極的に年金会計を導入し、従業員の将来の昇給なども見込んで、将来発生するであろう年金給付、退職給付と合わせて現在の備えが足りない分は開示していくことになっております。

以上、医療も年金も早急に根本的な構造改革が必要な状況です。しかし、もはや単独で行うのは不可能であり、来年スタートの介護保険とあわせ、社会保障制度全体の中で総合的な改革が今こそ必要であると思われまます。

次に、介護保険制度ですが、増え続ける高齢者医療の中の介護部分を医療保険から分離し、高齢者福祉の介護と合わせ、介護保険制度をスタートさせるものです。本来、高齢者医療から分離された分に対応する医療保険料は下がってもよいと思うのですが、残念ながら、高齢者の人口増に伴う医療費の増加分で相殺されてしまうということです。介護保険制度は今までの福祉の措置制度とは異なり、利用者が事業者との契約により、サービスの提供を当然の権利として受けることができます。民間の事業者の参入を促し、競争によるサービスの向上を図り、費用の低下も図っていただけます。大事なことは、高齢者の方々が事業者の選択をサービスの質等により選べるような環境を整えてあげること、親切でわかりやすい情報を提供していくことが、保険者である自治体の責任であると思います。この点につき、千代田区としてどう準備されているのかを教えてください。

介護保険も加わった社会保障制度は、高齢化による様々なリスクを回避させるため、また分散化させるためのものです。「介護のリスク」「働けなくなるリスク」「長生きしていくためのリスク」、それらのリスクを家族だけで負うのではなく、社会全体で負い支えるという社会的セーフティネットとなっています。この制度の充実を図っていくのは、もはや膨大な借金を抱える国では限界があります。自治権とともに社会保障全体も、必ず住民に最も近い基礎的自治体である区市町村に移管されてくると私は確信します。年金、医療、介護、福祉、それぞれが密接に結びついています。総合的な社会保障制度の面から検討が必要です。無駄をなくし、最適負担と最適給付を目指し、その姿を区民にわかりやすく示していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。この点につき区長はどのように考え、もしくはビジョンをお持ちなのか教えてください。

以上、区長並びに関係理事者の皆様のご答弁をよろしくお願いいたします。(拍手)

〈区長答弁〉

大串議員の社会保障制度に関するご質問について、お答えいたします。

我が国の社会保障制度につきましては、健康保障としての健康保険制度、また、高齢期の所得保障としての年金制度が大きな二つの柱となっております。戦後の我が国が目指した福祉国家づくりに重要な役割をこれらの制度が果たしてまいりました。そしてその後、他国にも例を見ない急速な高齢化の進行と、これに伴う高齢者介護に対応するために介護保険制度が構想され、いよいよ来年4月から本格的に導入が図られます。

これらの社会保障制度は、国民がより豊かに安心して暮らせるような生活水準を維持しようとするものであり、いずれも全国的制度として整備をされてまいりました。このような歴史的経緯も含めまして、我が国の社会保障制度は国民全体で支えることを基本としており、各種制度を総合的に組み合わせて考える必要があることから、基本的には国の役割であると認識をいたしております。

しかしながら、来年度から千代田区を始め23特別区は、自立した基礎的な自治体として新たなスタートを切ることとなります。その際に、社会保障制度の今後の展開を十分把握し、これらを含めて区民の生活実態に適合した総合的な福祉施策を推進していくべきであるというご指摘は、極めて重要であると認識をいたしております。このため、改定地域福祉計画を踏まえ、今後の福祉施策のあり方につきまして検討をいたしてまいりますが、その際に、区民の皆様方に適正な負担とそれにふさわしい給付のあり方につきましても、よりわかりやすい方法でお示ししてまいりたいと考えております。

なお、他の事項につきましては、担当理事者をして答弁いたします。

〈福祉施策推進担当部長〉

大串議員のご質問のうち、介護保険制度における民間事業者の選択についてお答えいたします。

介護保険で要支援・要介護の認定を受けた方々の民間事業者の選択につきましては、ご指摘のとおり、できるだけ質の高いサービスを提供できる事業者を選択できるよう配慮すべきものと考えております。具体的には、本区内で活動可能な指定事業者のリストを認定結果に同封して送りするとともに、介護保険準備課、高齢者福祉課、在宅サービス課及び一番町在宅介護支援センターにおいて、その選択の相談に応じてまいります。なお、今後とも指定事業者の数を増やし、利用者の選択の幅が広がるよう、事業者指定を行う東京都と連携しながら努力してまいりたいと考えておりますので、ご了承願います。

コミュニティの形成について

## 都市の衰退シナリオ 1. コミュニティの崩壊 2. 不毛な文化芸術政策

▼平成20年第2回定例会

私は、発言通告にもとづき1. 地域コミュニティの形成についてと2. 文化芸術の振興について質問させていただきます。

最初に「地域コミュニティの形成をいかに図るか」についてであります。

最近の連続して起こる「犯罪」や「災害」のニュースを見て、コミュニティの必要性を感じているのは私だけではないと思います。また地域の課題は地域で解決するという住民自治の観点からも地域コミュニティの必要性が訴えられています。今こそ、自治体として地域コミュニティの形成に向けての明確な方針と共に具体策を示していくべきと考えます。

まずコミュニティの概念を明確にして定義する必要があります。曖昧な概念のままコミュニティを形成することは不可能であり、仮に施策を実行してもそれは非効率なものとなる可能性大であるからであります。コミュニティという言葉は日本語に訳そうにも適当な言葉がありません。国語辞典を引いても地域社会又は共同体と出てきますが、あまりにも漠然としていてピンときません。一般的には「地域で生活を共にする、人と人とのつながり」がコミュニティであるといわれます。私は、このときの「生活を共にする」とはその地域において災害時における助け合いを始め福祉や子育て環境やまちづくりまで生活全般について共に担うという意味であり、「人と人とのつながり」とはお互いを認め合い、尊重し合うという関係をいうと、理解しています。

コミュニティのない都市はゆるやかに衰退に向かうであろうと予言した学者がいます。アメリカの社会学者デイヴィット・リースマンであります。1950年に「孤独な群衆」という本を出しましたが、その中で「孤独な群衆の集合体の都市ができると犯罪が起こり、ゴミが増え、まちの美化が悪化し、非常に高コストの都市となる」と述べています。今から60年も前に、まさに今の日本の社会状況といってもよいと思いますが「孤独な群衆」つまりコミュニティの崩壊した社会を予言し、それは都市の衰退につながると警鐘を鳴らしていたことに驚きます。

さて、区としてもこのコミュニティの形成・活性化は重要課題と位置づけられてきました。(きちんとした基礎調査や研究は今日までなされてきませんでした。..)随分前まで遡りますが、平成8年に当時のコミュニティ振興公社が「歴史から学ぶ千代田区のこれからのコミュニティのあり方」と題し、報告書を出しています。議会では当時その報告書を受けて、地域社会を町会型コミュニティとサークル型コミュニティと分けて議論しています。町会型コミュニティについては出張所が所管し、サークル型コミュニティは公社が担当するという役割分担をすること、そして町会型コミュニティについては出張所が所管し、コミュニティの地域とは出張所の地域をさす

出張所がそのセンター的な（事務的な）役割を果たす

出張所は地域の情報の受発信機能を果たす

とされました。組織的には平成15年に副区長直轄の出張所となり人材の拡充も行われてきたという経緯があります。今年の1月に、生涯学習推進委員会議から「問題解決能力の高いコミュニティをいかに形成していくか」についての提言書が区長に提出されました。このことは区長も今年の第1回定例会の招集挨拶の中で述べられました。テーマの設定から皆で考え、約2年間の議論を経てまとめられるものです。今回はその第6期になりますが、まことに 時宜を得たテーマを選び提言がなされたと評価するものであります。冒頭なぜこのようなテーマにしたのかという理由が以下のように述べられています。「人々が、学習の成果を活かそうとするとき、もっとも身近にあって、しかも適確に活動を行うことのできる場は地域であることから、区民の中からは学習を通じて地域の活動、まちづくりの活動にかかわっていかうとする気運が高まってきている。一方、千代田区は首都圏の中心地域にあっていわゆる都市化、少子高齢化の進展も著しいうえ、伝統と最先端とが交錯する中で、様々な新たな地域課題が生起している。しかし、それに的確に対応すべき地域コミュニティの力の弱まりも懸念されつつあり、その再生、活性化が大きな課題となっている。またコミュニティを担うべき区民（千代田区に住み、働き、学ぶ人々）が、比較的少数な在住者と膨大な数の在勤者・学生などという特異な構成になっているところに、コミュニティ活性化の困難さと困難さを超えたときの潜在的な可能性の大きさを予測させるものがある。こうしたことから、我々は『生涯学習のまちづくり』をテーマに、生涯学習を通じて問題解決能力の高いコミュニティをいかに創造することができるのかということを検討することにした」と。他区にはない千代田区ならではの特性は、それがそのままコミュニティ活性化の困難さでもありその困難さを超えたときの潜在的な可能性の大きさを予測させると述べていますが、的確な指摘であり全く同感であります。さらに、町会については、地方自治を支える地域基盤としての役割を今日まで果たしてきたということを評価した上で、新たに町会における「生涯学習によるまちづくり」の推進を提案しています。町会の他、地域コミュニティを構成するボランティア団体や企業、大学など多様な主体の活動の必要性も述べ、参加のための仕組みとしての「サポーター」制度の提案もしています。また文化芸術活動や文化遺産を活かしたまちづくりを通して多くの人々が交流し、温かい人間関係を作っていくということが地域コミュニティの形成につながり、この地域コミュニティこそが地方自治・住民自治の基盤であることを提言しています。現在のこのような社会状況の中、非常に貴重な提言書を区長は受けられたと思います。

多くの自治体で「新たな公共」が議論され定義し直されたのと同様、今「新たなコミュニティ」のあり方も模索され始めています。区として、コミュニティとは何かという基本的なところから明確にし、目指すべき地域コミュニティのあり方まで示すべきと考えます。

そこで改めて区長に地域コミュニティについての基本的な考え方を伺いいたします。

次に、区としての地域コミュニティの現状と課題についてであります。

現状ですが、一言で表現すれば、区とコミュニティを構成する各主体が線で結ばれている状態であると思います。区と町会（準コミュニティ団体である婦人会や長寿会なども含む）、区とNPOやボランティア団体、区と大学、区と企業、区と国の機関などという関係です。各主体がお互いの横の連携ができるいわゆる線から面への関係になるのは唯一イベント（行事）の際であります。しかしイベントは一過性であり、その後お互いが連携し地域の課題解決のために地域コミュニティを形成するにはいたっていないのが大方の現状ではないでしょうか。このような状況ですが、最近大変嬉しいニュースがありました。麹町地域ですが、小学校が呼びかけて学校運営連絡会とは別に一学期に一回程度子どもに関係する各団体（学校を始め、駅長、保育園、児童館、町会、消防署、警察など）が集まり子どもに関するいろいろなことを話し合う「地域懇談会」を開くということであります。地域の発意でこのような会合がもたれることは嬉しいニュースであります。

地域コミュニティ形成のための課題としては、まずは提言書の中では「乗り越えなければならない困難さ」として指摘がありましたが、今までの区を基点にそれぞれの団体とつながっているという線の関係から各団体間での連携・協働が可能な面への展開が必要なことであります。あと課題としては、場所、情報、人材、資金と整理して把握していく必要があります。

各団体が連携・結びつくためには「場」（拠点）が必要であり、また結びつきを相談・提案できるコーディネーターが必要であること。これは「活動したい人や団体」と「活動を求める側」を円滑に結び付ける役割が必要であることであります。

情報ということでは、地域情報と政策情報の両方の共有が必要なことです。政策情報ということでは、今日まで行政がほぼ独占してきました。「すべて任せてください」という時代の慣習が強く残っているためです。お年寄りの見守りも兼ねた配食ボランティアや子育てサポーターのように今では地域にしか担えない「公共」も多くなっています。地域情報ということでは、行政の縦割りの関係で、情報がその団体と所管する部門にしか伝わらず、地域にどうい課題があるのかという重要な情報が地域で共有できないという課題があります。

また人材の確保と育成をどう図っていくのかという課題。そして公平・透明な資金援助の仕組みが必要であることなどが考えられます。

もう一点、これも提言の中にもありました「地域コミュニティの活性化のためには、行政任せや行政主導の取り組みを超えて」と指摘された点であります。つまり住民の過度な行政依存についての注意であると思います。提言にはありませんが、逆の場合もいえそうです。それは行政の安易な町会依存であります。この点については、国際公共政策博士で塚塚山大学教授の中川氏は以下のように述べています。「名目的にはコミュニティ団体であるはずの自治会も、各種の行政協力機関となったときには受動的で活力の脆弱なアソシエーションと化してしまう」（豊中市政研究所 1999.3より）と。つまり、行政の都合による安易な係わり方は逆に町会の本来もっている高いコミュニティとしての活力を阻害し、結果として地域コミュニティの形成を難しくしているこ



との指摘であります。(豊中市や松阪市などのコミュニティに関する調査報告書にも同様の記述がある)地域コミュニティ形成に向けて現状と課題について述べさせていただきます。

そこで現段階、区として地域コミュニティの現状と課題をどう把握しているのかお伺いいたします。

次に、今後の具体策であります。

現在の社会状況は、リースマンが予言した「孤独な群衆」と、提言書にあった地域に還元したい、社会に貢献したい区民も多いというまったく異なる状況が混在していることになります。このような中、区として地域コミュニティついて、まずは基礎的な調査研究を行い現状と課題をきちんと把握することが重要ではないでしょうか。その上で、冒頭にも述べましたが、漠然とした概念となりやすい地域コミュニティの意味するところを明確に定義し、基本的なルールとして(仮称)「千代田区コミュニティ振興指針」を定めてはどうでしょうか。そうでないとイメージが無限定に拡散し目標も曖昧になってしまうからです。なにもかもがコミュニティ活性化となり、何を基本とし、何をもちて事業を評価するのが曖昧になってしまいます。策定にあたっては当然コミュニティを構成する住み、働き、学ぶ多くの区民・団体が参加して定めていくことはいまでもありません。

もう一つ提案があります。それは先ほどの小学校の嬉しいニュースからヒントを得たものです。それは、指針に謳われた理念と定められた基本的なルールにもとづいて皆が集い意見を出し合う場を設けてはどうかということです。メンバーは常時固定することもないし、また地域ごと異なってよいのですが、例えば核となる町会(町会の中には婦人部も青年部も長寿会も入っている)を初め、NPOやボランティア団体、大学、PTA、消防団、また保健師や司書の方なども入ってもよいと思います。事務局的な役割は出張所が果たします。モデル地域を決めて、(仮称)「〇〇地域協議会」として開催してもよいと思います。

そこで、(仮称)千代田区コミュニティ振興指針の策定とモデル地域を定めての(仮称)地域協議会(地域コミュニティ)の開催を提案いたします。ご所見をお伺いいたします。

〈区長答弁〉

大串議員の地域コミュニティの形成についてお答えをいたします。

地域コミュニティは、それぞれの自治体の発展形態あるいはまちの発展形態によりまして、一様に言うことは難しいだろうと思います。その中で、ご質問でいろいろ示唆をしている内容というのは、地域コミュニティをかなり述べているのではないかと思います。私の認識している一般的な地域コミュニティについて申し上げますと、それは地域性と共同体意識、2つの要素を中心に構成されているだろうと思います。地域性とは空間性ともいまして、身近な地域で生活をともにする人々で構成されると。生活をともにするというのは、何も住民だけではない。身近な地域のまとまり、これがまず地域性という概念で整理できるだろうと。2点目は、共同体意識だろ

うと思います。お互いを認め合い、尊重し、人々のつながりやきずなのもとに、身近なところで構成員相互に支え合う関係があり、かつ身近な地域のさまざまな課題の解決や道筋を通じて活動することを期待する機能を有しているという、この2つのとらえ方をして、地域コミュニティというふうに考えるべきではないかと思えます。

こうしたことから見ますと、私は、千代田区という地域で見ますと、地域コミュニティとは町会が中核であるというふうに認識をしております。今、大串議員が、この生涯学習を通じた区民参加のまちづくり提言で重要なところを外してあります。ちゃんと明確に書いてあります、ここにも。町会こそ地域コミュニティの中核としてさまざまな活動をしてきたということを明確に言っております。しかし、それは単にイベントだけではないと。地域のさまざまな課題をやはりいろんな場面で取り組んできているということを明確に言っております。まさにこの生涯学習というこういう推進会議の中でもそういう言い方をしておりますし、過去にさかのばれば、平成15年に「NPO・ボランティアとの協働の推進に関する提言」をいただいております、その中にもきちっとそうした点を書いてあります。町会とか自治会、地縁団体というのが、さまざまな場面で生活の場を共有するという関係で、福祉や教育やまちづくり、環境など、幅広い課題を地域課題としてとらえて活動をしているというふうに明快に言っております。ただ、その中で、なかなか非常に専門的な分野の問題になりますと、例えばNPOだとかあるいはボランティアだとか、そういう方々と連携をしないとできないものもあると、こういうふうに明快に言っております。私はこのことをきちっと認識をするべきではないかと思えます。

今、大串議員の中で、イベントだけを町会はやっている、私は全然そういう認識を持っておりません。さまざまな、お年寄りに関すること、子供さんに関すること、そうしたことを日常の活動の中でやっております。もちろん、町会そのものが今的にはなかなか会員が集まらないだとか、いろんな課題があることはわかっております。そうしたことをやはりどういう形でNPOだとかあるいはボランティアだとかが連携して、やっぱり地域課題というものに取り組むかということが私は今必要だと思いますし、ある面では、NPOとかボランティアというのは私は専門店だと思います。町会はデパートのようなもので、総合店です。両方がきちっとそれぞれの特徴を持って、やはり連携をしていくということが、私はむしろこれからの区政の中で大切なんだろうと思えます。

ご承知のとおり、最近では千代田区ではかなり少ないですけども、地方のまちでは限界集落というような、本当にお年寄りが1人、23区の中でもそういう状況がございます。やはり大都市の限界集落というようなことが言われつつあります。やはり、独り身のお年寄りだとか、お年寄りをどういう形で行政以外に地域がさまざまな形で見守りですとかサポートをするとか、あるいは時にはいろんな行事に参加をしていただくという、そういうようなことをやるためには、まさに私は町会というのは、千代田区の実態から見まして、少子高齢社会での最重要な私は地域福

祉をつくる重要な舞台であるというように思いますし、そこが地域のコミュニティの中核であるというように私は思っております。

大串議員も、そういう意味では町会の構成員として、そうした認識はお持ちだろうと思いますので、ぜひ、これからもそうした意味で、こうした認識のもとに、これから町会活動、あるいは地域コミュニティの活性化のためにお力添えをいただきたいと思います。

昨今の防災の状況を見ても、例えば災害になったときに、すぐに対応できるのは身近な地域なんです。NPOとかボランティアというのは、一定の時間差を置いて出てくる話なんです。どうしても、幾ら立派な防災の仕組みができていても、第一義的には身近なところが、お互いに共助という社会をつくっていただくためには、行政だけではなくて身近なところ、それがまさに身近な私はコミュニティだと思いますし、町会が中核だということは、私は揺るぎない考え方を持っております。

町会についての課題は、大串議員から言われたように、なかなか、マンション化の問題だかということできざまな課題があることはわかっておりますので、どうしたらそういう部分で町会とマンションとのきずなをつくるとかということは、当然いろんな課題として受けとめさせていただき、我々なりに、あるいは議会の皆さんも、そうした意味でいろんなご提案をいただきたいというように思います。

その他につきましては、関係部長からご答弁をいたさせます。

#### 〈区民生活部長答弁〉

大串議員のご質問にお答えします。

まず、地域コミュニティの現状と課題についてお答えします。

町会や商店街におけるコミュニティの現状と課題につきましては、区において、これまでもたびたび、さまざまな団体と意見交換を行ってまいりました。その中では、地域団体の役員の高齢化や、また会員の減少などで十分な活動ができない、また、新しい方たちも転入されたりなんかして、人々の価値観が多様化する中で、地域の連帯のきずなが希薄になっているというふうなことなどをたびたび、数多く聞いてまいりました。特に、これまでの地域運営の中で、ごみの集積所の管理状況、子供の安全安心、高齢者への見守りや地域防災などに対する認識の低下など、地域の共通認識が従前とは異なっていることもまた確かでございます。現在、8割を超える区民がマンションに居住されていますけれども、今後、さらに居住する方の割合は増加すると思われれます。また近年、飲食店等のチェーン店化が進行しておりまして、こうした方々の中には、地域参加に対して必要性を余り感じない、そういう方も見受けられるようになっております。

このため区は、こうした方々の地域参加を促すため、地域コミュニティ活性化事業や商店街振興事業などを行うとともに、マンション新築時における開発事業者への指導、また地域参加促進に向けたパンフレットの配布など、町会や商店街を支援する事業を行ってまいりました。また、

連合町会におきましても、マンション住民との話し合いを進めるなど、地域の融和に向けた取り組みを行っております。一方、区内11大学における千代田学や、NPO・ボランティア団体などからの政策提案制度を創設し、昼間区民の地域参加を促進してまいりました。しかしながら、近年、地域においては、大規模マンションの建設による急激な人口の増加や事業所の短期間での転入・転出など、地域のコミュニティを不安定にする新たな要因も発生しております。今後は、町会や商店街等にとって何が真の支援策となり得るのか、その対策について、さまざまな行政指導も含めて見直していく必要があるのではないかと認識しております。

次に、コミュニティ振興指針の策定についてお答えいたします。

議員ご提案のコミュニティ振興指針は、多くのNPOやボランティア団体等の活動の活性化を促すことには大いに役立つものと考えます。区として自主的団体のありようを提示することについては、各団体にはそれぞれの目的、また特性がございます。そのような中で、さまざまな意見が考えられることから、議論を重ねていく必要があると認識しております。

次に、地域協議会の開催につきましてお答えします。

町会やNPO・ボランティア団体など、さまざまな団体が情報を共有し、意見交換をすることは大切なことと考えております。本区におきましても、子供、次世代育成、防災、環境など、目的に応じて、町会などを中心として関連団体にお集まりいただきまして、課題解決に向けた話し合いの場を、これまでも何度も行ってまいりました。また、区民各層による政策会議やまちかど懇談会などを出張時単位で行うほか、各種団体との協議、提案制度など、さまざまな方法を通じて広く区民・事業者等のご意見をお聞きしているところでございます。議員ご提案のご趣旨を踏まえ、今後もより多くの方と情報提供や意見交換が行えるよう工夫を凝らしてまいりたいと思っております。

#### 〈再質問〉

自席で質問させていただきます。

最初に、町会のことについては私も評価して、今日までの町会の果たしてきた役割、地方自治の基盤を形成してきているということで大変評価して、その上で私は地域コミュニティについてさらなる質問をしたのであって、ちょっと誤解があるようですが、そういうことでございます。その上で、私は地域コミュニティのあり方ですけれども、要するに町会単体の範囲では狭過ぎて、子供の問題にせよ、お年寄りの問題にせよ、地域の課題を解決するには非常に狭くなってきていると。むしろ、出張所の範囲を1つのコミュニティのエリアとして考えたほうが地域の課題は解決しやすい。そうすることによって、NPOだとかボランティア団体だとか、さまざまな団体がそのコミュニティに入ってきたりやすくなる、そう思います。そういう意味では、コミュニティというのはどういうことをいうのかということをはっきりと明確にした上で、それから、ルールを定め

る必要もあるでしょう、そうしていろんな方に集ってきていただく、形成していくということが必要ではないかと思えます。

提言書にうたわれた、千代田区特有の困難さを乗り越えたときの潜在的な可能性、これをぜひとも区としては築いていかなければいけない。区民の皆様と一緒に、このコミュニティは形成していかなければならない課題であります。ぜひその点、しっかりやっていただきたいと思えます。

そうなりますと、コミュニティの基本的な現状と課題の把握ですけれども、今、部長述べられましたけれども、私は、基礎的な調査研究、これは1回やるべきだと思います。それぞれ部長は、町会、商店会、それぞれ聞いています、マンションとか聞いていますと言いますが、線の状態です。先ほど質問で言ったように、それが1本の線、区と各団体との間で情報がやりとりされているわけです。これからさまざまなコミュニティを構成するであろうすべての人が、どういう課題があるのかということをもっと資料をもって討議できるような、基礎的な調査が必要なのではないのでしょうか。それをベースとして皆さんが議論のテーブルについて、コミュニティのあり方について議論ができるんじゃないかというふうに思っていますので、基礎的な調査・研究というのをぜひ一度、今日までやられていないから、あれだと思います。提言の中では、結論としては、さらなる区民と行政との検討が必要ですよと最後に結ばれているわけですから、ぜひ、それは基礎的な調査・研究、必要ではないでしょうか。

〈区長答弁〉

大串議員の再質問に答えます。

地域コミュニティに関する点についてお答えをいたします。

ケネディーが就任したときに何を言ったかといいますと、これから国家に何を期待するかというのではなくて、それぞれの国民が地域で何を行うかという社会にならなきゃいけないというふうに申し上げております。まさに、私は地域コミュニティとはそういう位置づけだろうと思えます。その中で、町会というのは自主的につくっておりますから、今の規模がいいかどうかということは、それぞれの町会がご判断することだろうと思えます。そして、確かにあの規模でいいかどうかというご議論はあろうかと。ただ、もう1方、私は、この地域コミュニティの概念で申し上げたのは、身近な地域でのまとまりということも、地域性とか空間性というところにあります。そういう意味では、私は、出張所単位というのは、地域コミュニティという位置づけとしては、やや、私の考えているイメージと大串さんとは基本的に違います。それだけは申し上げておきたいと思えます。

それから、文化については、私の持論を申しますと、やはり、例えば歴史上有名なナポレオン、ありますけど、ベートーベンも毎日毎日どこかで聞かれております。そういう位置づけが文化にあります。そして、都市のいろんな形成のときに、公共投資で地域に光を当てるのではなくて、

文化だとか学習という下部構造から地域を、光を当てるという意味では文化というのは大変重要だということで条例をつくり、そして進めてきたところでございます。具体的なことは所管部長が答えると思いますが、そういう思いで条例なりをつくってきたわけでございます。以上です。

〈区民生活部長答弁〉

大串議員の再質問にお答えいたします。

まず、コミュニティと現状にかかわります、基礎的な調査を実施せよというふうなご質問でございますが、区におきましては、これまでマンション実態調査、また連合町会におけるマンション住民へのアンケート調査等、やってまいりました。議員のご質問につきましても、趣旨は十分わかります。区といたしましても、実態調査の必要なことは当然のことであり、今後、必要に応じて適切な調査を行ってまいりたいと考えます。

## 地域コミュニティ活性化について

### ▼平成12年第1回定例会

最後に、地域コミュニティへの支援についてお伺いします。

私は先日、吉祥寺南町にあるNPOへ行ってきました。その日は、パソコンの講習会が2人ずつペアで10台ぐらいのパソコンを使って行われていました。場所は、その南町の市の施設であるコミュニティセンターです。私は、そこで地域のいろいろな人々にお会いすることができました。ボランティアで事務のお手伝いをされている主婦、会社を定年となり、パソコンの講師を買って出た人、ご夫婦でパソコンを習いに来ている人、中には障害を持たれた方も活動されました。その人たちの姿を見、また中心者の熱く語るその思いに触れ、今までの私のコミュニティに対するイメージを変えなくてはなりませんでした。途中から自分が恥ずかしくもなりました。そこはNPOという形をとっていますが、インターネットを利用し、地元商店街の方々が様々な情報を発信し、主婦の方々もその感想を返します。そのような情報のやりとりの積み重ねが買い物客との信頼関係を築き、地域の活性化につながっているのだなと思いました。その方は、他の地域のコミュニティ組織とネットワークを組み、さらに拡大していきたいと熱っぽく語っていました。

このようなコミュニティは、NPOに限らず、ボランティアグループあり、サークルあり、様々な形態が考えられます。少子・高齢化が進む中、今後ますます増えてくるでしょう。高齢で単身世帯の増加や、近隣との関係が希薄になっていることなどから、より一層地域の区民によるコミュニティ活動の重要性は明白であります。

千代田区の商工振興基本計画の中に、コミュニティ施策はコミュニティ商店街事業助成とあります。内容は、地域コミュニティ形成の場となる商店街づくりを目指す事業助成です。

ここで、少し他区での例を紹介いたします。品川区では、各出張所をその地域コミュニティの活動の核とするため、地域センターと名称を改め、地域とのかかわりを深めながら、地域の活性化を図っていくとのことでした。

また、大田区では、区民参画型の「学び合いとまちづくり」と銘打ち、各種グループが区の文化センターにおいて活動しています。子どもボランティアあり、高齢者によるシルバーカレッジありです。すべて区民が企画し、運営まで行っています。これもコミュニティの立派な形です。

板橋区には、板橋グリーンカレッジと称する高齢者大学があります。これは区の企画ですが、そこでの触れ合いの姿は非常に参考になります。

さらに海外、ニューヨーク市シリコンアレーの成功例は有名ですが、ここでも市民によるNPOのコミュニティネットが市との協力の中で行われました。

いろいろ例を出しましたが、このようにコミュニティの姿は情報化の進展と少子・高齢化により以前とは異なってきております。これから地方分権がスタートするに際し、これら住民自らのグループは、区としては協力していく大事なパートナーでもあります。千代田区でも街づくり公社の行っているまちづくりサポート事業、またSOHO支援事業等、他区にも自慢できるものもあります。

大規模再開発による地域活性化の時代は終わりました。各区のコミュニティに対する取り組みはまちまちで格差がありますが、千代田区としてはぜひ本格的に地域コミュニティ支援を行い、商店街の、そして地域の発展につなげていかなければならないと思います。

区民は区を選択できません。それゆえ、間違っても区民に対し傲慢になってはなりません。むしろ、どうしたら区民の皆様に最上のサービスができるのかを常に心がけ、取り組まねばなりません。地域コミュニティに対する区としての取り組む姿勢、お考えをお聞かせ下さい。

#### 〈地域振興部長答弁〉

次に、中小企業、商店街の活性化策の中の地域コミュニティ支援策についてのご質問にお答え申し上げます。ご指摘のように、地域の活性化にはコミュニティが重要であります。これまで区といたしましては、地域コミュニティの活性化等のために町会への支援を始め、区民を中心とする様々なグループ活動への支援として、区民会館その他の施設などの優先利用や講師等の派遣助成支援などをいたしてきているところであります。ご質問にありますように、今後は新しい波としてNPOやボランティア団体等の活動がより活発化することが十分想定されるところであります。このような団体に対する場や機会の提供については、情報化社会の進展を十分視野に入れた支援策が必要と考えております。

今後、関係部並びに公社とも十分調整しながら、地域コミュニティの活性化、そしてそれが中小企業、商店街の活性化とも結びつくよう検討してまいりますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

## 自治体シンクタンクの設立を提案する

### ▼平成19年第3回定例会

平成19年第3回定例会にあたり公明党区議団の一員として一般質問させていただきます。

先に行われた参議院選挙では、個別具体の政策課題よりも、与党・野党関係なく何のための政治か、政治家はいかにあるべきかが問われた選挙でありました。私ども公明党も結党以来のまたこれからも変わらぬ政治姿勢「大衆とともに語り、大衆とともに歩む政治」を掲げて選挙戦を戦いました。政治とはどこまでも大衆のため庶民のためにあるからであります。

パン・ヨーロッパ主義を提唱したクーデンホーフカレルギーは、何のための政治かについて、国家と人間の関係から述べています。「国家は人間のために存在するが、人間は目的であって手段ではない。国家は手段であって目的ではない。国家の価値は、正確にその人類に対する効能の如何に関する。即ちその人間の発達に貢献することが大ならば大なるほど善である。(中略) その人間の発達を妨害するに至れば直ちに悪となる。」「(自由と人生)の冒頭より」と。民主主義の世の中にあって、この目的と手段が往々にして転倒することはなかったか。何のための政治かという原点を常に自身に問いかけ、心していかねばなりません。でなければ国民の政治に対する信頼は回復できないからであります。

さて、私の最初の質問は、自治体シンクタンクの設立についてであります。

7月19日の日経新聞に、「新宿区、世田谷区、中野区 シンクタンク相次ぎ創設」という記事が掲載されておりました。そこには「子育て世代や団塊の世代の調査などを通じて住民ニーズを適確につかみ、具体的な政策に反映させるのが狙い」と、ありました。

日本における自治体シンクタンクの第一号は今から85年前の後藤新平が創設した東京市政調査会であります。大正11年6月26日には発会式が丸の内の日本工業倶楽部で開催され、後藤新平は挨拶で会の設立の趣旨、精神を以下のように明快に語っています。

「本会は如何にして真に市民の幸福を増進させ、如何にして市民の患害(げんがい・人の心を傷つけ悩ませること)を除き、東京市をして全国の模範たらしむべきかという実際問題の調査攻究(こうきゅう・修め究めること)を遂げ、而して之が実行上必須なる参考材料を市及び市民に供給するをもって主眼とし、徒に抽象的の理論に走らせることを避けるのであります。立憲政治の根底は真善の自治を基礎と致しますが、各自のセルフコントロール、即ち自主自制はこれを市民教育に求めねばなりません。立憲政治と自治の行政は相互に或いは師となり、或いは弟子となり、之を完成することが現代の最大急務というべきであってこの目的を達成すべき方法の一助として市政調査機関の必要があると存じます。(中略)而してこの組織編制が完成した上は、政治家、実業家、学者、新聞記者等知識階級の人たちの知識と経験とを網羅してその能率を進め各方面よりその目的に向かって完全なる方法を講じて戴き、一個人一家よりその延長たる市自治体は勿論、進んで国民の立憲生活の上に貢献せんことを期したいのであります。これ本会の目的であります。」

と。このスピーチは今聞いても新鮮で、むしろ今だからこそ確認したい調査研究機関(シンクタンク)の原点でもあります。

一般に自治体(地域)シンクタンクの役割と設置することによるメリットとしては公共をとにも担うであろう多くの主体が参加できること

プロセスの透明化

政策情報の公開と適切な提供

政策教育の推進

政策論議の活発化

職員の政策能力の向上

地域の課題が明らかとなる(区民への広聴機能)

などがあげられます。勿論、シンクタンクを設置したことでこれらすべてが同時に実現されるわけではありません。設置の理念と目的がしっかりしていれば時間は多少かかっても必ずこれらの方向に向かうことだけは確かでしょう。

2000年4月地方分権一括法が施行され、住民に身近な課題はできるかぎり身近な政府としての自治体が行うという主旨に基づいて国に対する地方自治体の自主性、自立性が明示され、各地域が自ら地域政策を決定する時代となりました。役所だけでなくNPOや大学そして住民など地域のさまざまな主体が協働し、中央政府とは異なった視点で独自に自らの政策に取り組む道筋がつけられたのであります。分権後自治体シンクタンクが相次いでいる理由もここにあるのではないのでしょうか。区や市主体の自治体シンクタンクの数には既に40を超えています。

私は今回、せたがや自治政策研究所を訪問し、区の政策研究担当課長でもあり研究所の副所長にお話を伺いました。せたがや自治政策研究所は庁内設置型のシンクタンクであり所長は首都大学東京大学院教授の森岡清志氏が勤めています。副所長は研究所の目指すべき方向として、

区組織全体の政策の企画・立案機能の補完と強化  
地域の現場の発想や民間の専門的な力など地域内外のあらゆる英知を活用し、地域の課題を解決に導くための政策形成に資すること

外部に開かれた研究所として、地域の「知のネットワーク化」を目指す

と、3点を挙げていました。

また中野区政策研究機構の基本活動理念は、これは研究所のHPからですが、『『都市と市民の世紀』におけるコミュニティ・ソリューション(地域による課題解決)の追求』を掲げ、「近年の政治・経済・社会のメガトレンドは20世紀的な『国家と政府の時代』から『都市と市民の世紀』に移行しつつあることを予感させます。(中略)『新しい公共』概念の登場に代表されるように市民社会の成熟化は都市政策形成への市民セクターのさらなる参加を加速させており、公民一体となった地域ぐるみの解決システムを求めています。グローバルな公共政策課題について常に中野区(民)の地域ニーズを適確に反映した具体的かつ固有性に富むコミュニティ・ソリ

ューションを迫り、提示していくことを基本的な活動理念とします。」(研究所のHPより)とあります。まさにその通りだと思います。

政策には車の両輪が必要としているのが、神奈川県三浦市の「みうら政策研究所」です。まちづくりを行政だけでなく、市民も重要な担い手として車の両輪に例えています。行政側の輪が「政策経営室」であれば市民側としても片方の輪を持たねばならないと市民側の輪としての役割を担うべく2003年4月「みうら政策研究所」を設置しています。

お互いの価値観の違いを認め合い、尊敬しあうという共生社会にあって、公共の政策をいかに立案し、いかに公共を担っていくのかということが重要となっています。そのポイントは公共を担うであろう多くの主体が参加し、お互いが持っている政策情報を共有し、(といっても情報のほとんどは役所がもっていますが…)政策について議論できる「場」が必要だということです。シンクタンクが注目されているのも「場」としての役割がそこにあるからではないでしょうか。それは、世田谷区では「地域内外のあらゆる英知の活用」、「外部に開かれた研究所」であり、中野区では「公民一体となった地域ぐるみの解決システム」であり、三浦市では「政策には車の両輪が必要」と表現されたと理解しています。

現状ではまだまだ多くの自治体では事業ごとに、ばかにならない委託料を払って民間コンサルや統計調査会社に計画(案)づくりもそのための基礎調査もお願いしています。民間コンサルを使えば体裁の良い成果物はできますが、(案の)策定過程に参加がありませんので役所にも地域にも何も残らない、蓄積されないというリスクがありこのままでよいとは思えません。

自治体シンクタンクのあり方はその設置方法により、1)庁内設置型、2)財団法人型、3)第三セクター方式、4)図書館のもとに設置するなどに分かれます。それぞれ一長一短あるでしょう。(私は図書館のもとに設置しては思います。理由は、一党一派に偏しないあくまで区民のためのシンクタンクである以上、政治的に中立であることと知る自由を保障した「図書館の自由に関する宣言」のもとに設置がふさわしいと考えるからであります。また皆で支えるパブリックな発想がもとから図書館にはあるからであります。そして千代田図書館にはなんとといってもそれにふさわしい十分な歴史があります。設置方法はともかく、)

千代田区には、1)大学や専門学校が集積している、2)民間企業が集積、3)区民の意識が高いこと、4)町会やNPOそしてボランティア団体の活動が活発であること、5)文化芸術機関の集積など他の自治体が羨むほどの環境がそろっています。現在それぞれの主体と区は1対1の線でつながっていますが政策形成のためにそれら主体同士が連携・ネットワーク化するための仕組み・「場」がありません。

後藤新平が言った「知識と経験とを網羅してその能率を進め各方面よりその目的に向かって完全なる方法を講じる」とした区の調査研究機関が今こそ必要と考えます。

そこで、千代田区の特徴を生かした千代田区型シンクタンクの設立を提案します。ご所見をお伺いします。

(政策推進担当部長答弁)

大串議員の自治体シンクタンクのご質問についてお答えいたします。

自治体シンクタンクには、議員ご指摘のとおり区民の側からも様々な主体が参加し、議論する場を提供し、政策形成の過程に参画するという意義がございます。一方、自治体側からも、外部の人材を活用して政策立案や調査研究に役立てたり、職員の人材育成に資するなどメリットがございます。本区においては、NPO・ボランティアや区内大学から様々な政策提案をいただく制度を設けている一方、職員からも研修の一環として政策提案をさせております。この中には、放置自転車イエローカードの実施など、区の施策に結びついた優れた提案も数多くございます。本区には著名な研究機関や大学などが多数集積しており、本区の地域特性を踏まえて何らかの活用の仕組みを検討する必要があるとも考えております。シンクタンクには、議員ご提案の図書館型も含め様々なモデルがあり、それぞれにメリット・デメリットがありますが、本区にふさわしいシンクタンクのあり方について、今後議論をしていきたいというふうに考えております。

## 環境政策について

### 地球温暖化対策について

#### ▼平成19年第3回定例会

次に地球温暖化対策についてであります。

地球温暖化対策ということではアメリカ元副大統領のアル・ゴアの映画「不都合な真実」と、1992年ブラジルのリオで開かれた国連環境サミットにおける12歳の少女セヴァン・スズキの伝説のスピーチにつきています。

今年1月に日本でもこの映画「不都合な真実」が全国で公開されました。同時に同じタイトルの本も発刊されました。3月14日の日経新聞夕刊の「ベストセラーの裏側」というコーナーに、「地球の危機、わかりやすく」というタイトルがついて、「地球環境問題を扱った本はあまり売れないらしい。しかし著者がアメリカ元副大統領のアル・ゴア氏で温暖化による地球の危機をわかりやすく紹介した『不都合な真実』は話が別。一月上旬の発刊以来発行部数は18万部（版も15刷）に達している。・・・」と、コメントしています。この7月には待望の映画のDVDが発売されました。映画の最後でのゴアの言葉がとても印象的であります。『「未来の世代はきっと自問するに違いない。前の世代は何を考えていたんだ。いったいなぜ現実をみなかったのだ」今その質問を子どもたちが大人に投げかけてもらいたい』と。

もう一冊の本が「あなたが世界を変える日」であります。内容はカナダ人日系4世のセヴァン・スズキの「リオの伝説のスピーチ」といわれた6分間のスピーチであります。一部引用させていただきます。

オゾン層にあいた穴を

どうやってふさぐのか、

あなたは知らないでしょう。

死んだ川に

どうやってサケを呼びもどすのか、

あなたは知らないでしょう。

絶滅した動物を

どうやって生きかえらすのか、

あなたは知らないでしょう。

そして

今や砂漠となってしまった場所に

どうやって森をよみがえらせるか、

あなたは知らないでしょう。

どうやって直すか

わからないものを、

こわしつづけるのは

もうやめてください。

(中略)

私は子どもですが

みんながこの大家族の一員であり、

ひとつの目標に向けて心をひとつにして

行動しなければならないことを知っています。

私は怒っています。

でも自分の気持ちを

世界中に伝えることを

私はおそれません。

と。この6分間のスピーチが終わったとき、人々は立ち上がって泣いていたそうです。セヴァンは「人々の反応の激しさに私は驚くばかりでした。政治家、各国の代表、会場係りの人々までが目に涙をいっぱいためて、ほんとうに大事なことを思いださせてくれてありがとう、と私たちに言ってくれました。」と話しました。スピーチのビデオはさっそくサミット会場と国連中で再放映されました。セヴァンのスピーチは今日までの、またこれからも環境政策の変わらぬ起点として引き継がれていくことでしょう。

このリオでの会議は地球温暖化防止条約の採択が行われ日本を含めた155カ国が署名しました。そして、約定期会議（COP-コッパ（Conference of Parties））の第3回が1997年に開かれた京都会議であり、初めて法的拘束力のある数値目標を定めた京都議定書が採択されたのです。

今年はセヴァンのスピーチから15年、京都會議から10年、来年からは京都議定書に定められた約束年2008年から2012年ですが、スタートとなります。

環境省は、2005年度の温室効果ガスの国内排出量について、1990年の基準年よりは7.8%、目標値からは13.8%も上回る13億6000万トンとなったと発表しました。排出量の増加が著しいのは家庭部門とオフィスなどの業務部門で1990年度に比べそれぞれ36.7%、44.6%の増加となりました。この10年間、国は事業者や国民の自主的な取り組みを促してきました。事業者には自主行動計画の策定を促し、国民に対してはチーム6%と題して国民運動を推進してきました。(CO<sub>2</sub>、1人、1日、1kg削減私も「私のチャレンジ宣言」をカードも持っています。CO<sub>2</sub>1kgとはサッカーボール100個分にあたります。) 来年のG8洞爺湖サミットの主要なテーマは温暖化対策と決まっています。しかし、国としては未だCO<sub>2</sub>、1日1kg削減の国民運動以外抜本的な対策を示せていません。国は自主的な取り組みにプラスして経済的手法や税制も含めた温暖化対策を本来講ずる必要があります。イギリスやEU特にドイツの成功例もそこにあるからです。

東京都は今年6月に「東京都気候変動対策方針」（カーボンマイナス東京10年プロジェクト）を発表しました。この方針策定の意義は

1. 実効性ある具体的な対策を示せない国に代わって東京都が先駆的施策を提起したこと
2. 明確な政策提案により、世論を喚起し実現を目指すとしています。

そしてその取り組みの特徴は、

1. 一定規模以上のCO<sub>2</sub>排出事業者に対する削減義務と排出量取引制度の導入
2. また、一定規模以上の建築物等に対する省エネ性能の義務化、そして、都独自の「省エネルギー促進税制」の導入を減免・課税の両面から検討することなどであり、民間資金、基金、税制等を活用して低炭素型社会への転換に必要な経費を思い切って投入していくこととしています。また都は関係する事業者団体などと意見交換を重ね2008年度中に環境確保条例を改正し、義務化などが実際実施されるのは2010年度以降になるとしています。まさにCO<sub>2</sub>削減に向けて国に代わって必要な抜本的な仕組みを提示したのであり、評価できることあります。

今、子どもたちは自分たちが将来負わなければならない大人たちが先送りしてきた様々な負荷を知っています。1.地球の温暖化を中心とした環境への負荷 2.国と地方合わせた天文学的な借金となっている財政上の負荷 3.ずさんな管理が明らかになった年金の負荷などがあります。

これらすべての負荷は私たち大人の責任で解決への道筋をつけねばなりません。問題を曖昧にせずまず正しく認識することから始め、知恵を出し合い解決すべきであります。そうでなくては悲しすぎます。今できることから始めるべきです。時間がたてばたつほど解決のためのコストは増していき何倍にもなるのですから・・・。「自分らしく生きたい」という子どもたちのあたりまえの願いを私たち大人が叶えてあげるためにもであります。

この度、区は地球温暖化対策条例を提案されました。「世界中にこの取り組みを伝え、次の世代の人々に美しい地球を残したい」との中学生の熱い思いを条例の前文としています。そして基本的な考え方は第3条に記述されます。

より良い環境を次世代に引き継ぐこと

経済と環境が両立する社会を目指すこと

区や区民、事業者が一体となって対策に取り組むこと

の3点であります。温暖化対策として具体的な数値目標を定め、取り組みについての大枠を示しました。また義務化や経済的手法まで含めた対策である第17条から19条までとその推進方法を規定した21条については関係者と十分時間をかけて協議していくとされています。（附則にて）

この条例は、子どもたちの美しい地球に対する熱い思いに応えていくために、区、区民、事業者がともに連携して、温暖化対策に取り組む強い決意が込められていると私は理解しています。

そこで、招集挨拶でも述べられましたが、改めて区長に温暖化対策について基本的な考え方と条例の特徴をお伺いします。

次に実効ある温室効果ガス削減に向けての具体策であります。

具体策として3点について質問します。

対策の一番はなんといっても環境教育であります。環境教育ということではドイツが有名であります。その教育は「自然と環境への責任感」を育むよう学校に求め、民主主義や人間の尊厳と同格に位置づけています。自然界のプロセスや生態系における相互依存について体験型を重視して行っています。

温暖化対策について実践的な取り組みを行っている例としてはハンブルクの学校で行っているプロジェクト「ヒフティ・ヒフティ 50/50」があります。この環境プロジェクトの目的はエネルギー消費のあり方を変えて省エネを進め環境への負荷を減らそうとするものです。節約で浮いたコストの50%に当たる金額を学校が自由に使ってもよいという財政的なインセンティブを設けていることが特徴となっています。その支払いを受けるために生徒たちを始め教師（や用務員たち）が多くの課題に取り組みます。「50/50」に参加した40校が3年間で達成した成果は驚くべきものでした。「50/50」プロジェクトを行っている学校で減らすことができたのと同量のCO<sub>2</sub>を樹木を使って吸収させるためには、665%の土地に（サッカー場約1000個分の広さに）29万本のドイツウヒ（常緑針葉樹）を植えなければならないことを学びます。このように目覚ましい成果が上がったため当初はモデルプロジェクトだったものが常設プロジェクトになりハンブルクの学校すべてが今では参加しています。このようなプロジェクトを通して生徒たちは身近なCO<sub>2</sub>削減運動が世界を変えていけることを学び、学んだことを家族に伝えそして後には社会に伝えるとしています。ドイツでは2005年度のCO<sub>2</sub>削減実績は実に-18.7%となっています。

温室効果ガス削減の一番の具体策としての環境教育について、教育全体の中で環境教育をどう位置づけ今後どのように行っていくのか、お伺いします。（第12条）

具体策の2番目は、温暖化対策として広域的に進めるべき都の制度と地域で進めるべき区の制度が相互に補完しあい対策を真に実効あるものにしていかなくてはならないという点であります。（第11条）

東京都の温暖化対策の特徴は先に述べましたが、区として対策の内容や時機の整合性を図り相互に補完しあう仕組みをつくり実効ある温暖化対策を進める必要があります。パブリックコメントでもこの点に関するものが一番多かったと聞いています。都と連携し広域的に行わなければならない点もあって、具体的な項目は何か。また今後どのように都と連携しその制度の詳細を構築していくのか、お伺いします。

次に具体策の最後に、区民・事業者の自主的な取り組みをいかにして促進し支援していくのかという点であります。



温暖化対策といってもその中心は区民、事業者の日常での自主的な取り組みが大事となります。今できることから始めねばなりません、かけ声だけではなかなか進みません。皆がお互い楽しく取り組むことができその輪が広がっていくような何らかの方法が必要であります。

例えば、国の行っている先にも述べました「私のチャレンジ宣言」カードとの連携であります。宣言カード（携帯のチャレンジ宣言画面の提示でもOK）をこの運動を応援している企業のお店で提示すればさまざまなメリットを受けることができます。（マクドナルドやモスバーガーに行けば割引があります。ワタミGではドリンク一杯がサービスとなります。松下電器ではチャレンジ宣言をメール添付にて送ると送ってくれた人に代わって一本植樹してくれます。シャープは全国の小学校 500 校 3 万人の児童に対して環境教育を実施するとしています。）自治体としてもこのチャレンジ宣言運動と連携し区民運動として高めていくことはできないか、検討して見る必要があります。

また自分の行動がいったい CO2 を何グラム削減できたのかを知ることができたら励みになります。この点については岩手県の職員が開発した環境尺が有効です。この環境尺はホームページから Word 形式になっていますのでプリントアウトすれば誰でもすぐ利用できます。使い方の詳細は述べませんが、職員が作成した説明書に書かれていましたが、「長さや大きさ速さなどの尺度はあるけど、地球にとっていいこと悪いことの計算方法もその単位も決まっていなかったなんて不思議だね。環境は他の分野に比べて新しいんだけど千年くらい遅れていると思う。確かにどんな分野でも客観的に計量すること、つまり測ることから発展が始まったんだね。そういう意味ではこれから環境分野は発展すると思うよ」と。なるほどと思いました。

また温暖化専門の窓口を設置し省エネ機器の導入や自主的行動計画策定などの相談や最新の温暖化対策情報の提供やアドバイスもできるようにすること

千代田区版 ISO である千代田エコシステム（CES）を温暖化対策の一環として位置づけ一層の普及・促進を図る（第 13 条）

などが考えられます。区として自主的な取り組みの促進のためにどのような方法を考えられているのか、お伺いします。

以上、自治体シンクタンクの設置の提案と温暖化対策について質問させていただきました。最後に「あなたが世界を変える日」の編者、辻信一氏の後書きにありました南アメリカのキチュア族の民話を紹介し、私の質問を終わります。

山火事で森が燃えていました。虫や鳥や動物たちはわれ先に逃げていきました。しかしハチドリだけがいたりきたり口ばしで水のしずくを運んでは火の上に落としています。いつもいばっている大きなけものたちがそれを見て「そんなことをしていったい何になるんだ」と笑います。ハチドリはこう答えました。『私は私のできることをしているだけ』と、以上であります。

区長並びに係理事者の前向きな答弁を期待し私の質問を終わります。ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、地球温暖化対策について、私からお答えを申し上げます。

お話の中で、元アメリカの副大統領ゴア氏のお話が出ましたが、ゴア氏はこの温暖化についてこういう言い方もしております。政治の問題ではなくて道徳の問題だという言い方もしております。あるいは、ノーベル平和賞を受けたアフリカのマータイさんが、未来は今が大切だと、こういうお話もしております。まさに環境問題というのはそういうことだろうと思います。地球温暖化防止の目的は、現世帯が未来世帯への加害者であってはならない、このことが温暖化問題に取り組む、私は基本だろうと思います。

さてそこで、千代田区という状況をまずお話し申します。

東京もそうですが千代田区も、圧倒的に電気・ガス・水・食糧は地方にお願いしております。もし電気あるいは水なかりせば、千代田区の都市活動はできない、生活はできない、この現実をしっかりと私たちは見詰めるべきだろうと思います。そうした中で、オール東京都での温暖化についての数値目標を出して考えるとすれば、千代田区はCO2をふやしてもいいですよ、しかし、都内で非都市的な地域で削減をしてスーペイをしましょう、こういう議論に対して、私はやはり首をかしげざるを得ない。これはオールジャパンでもそうです。かつ京都の議定書で、マイナス6%という中で内訳は、実は産業エネルギーについてマイナス1.6、業務・商業・家庭でマイナス4.4という構成比になっております。産業エネルギーについてはご承知のとおり排出権取引という形でかなりできます。というのが、工場等については省エネという形がなかなか難しいので、排出権取引ということはかなり進んでいることは事実である。問題は、業務・商業・家庭、そうしたところにかにこの温暖化についての努力をするかということだろうと思います。

ご承知のとおり千代田区は、圧倒的にこのシェアが高いわけでございます。そうした中で私は、やはり千代田区が積極的にこの問題に、温暖化についての削減努力をするというのは、私は、地方対都市部との状況を見ましたときに、広い意味でのお互いの地域の違いを乗り越えて、そしてともに生きるという、私は共生だというふうに申し上げたいと思います。最近の総理も、自立と共生ということを申しておりますが、私は千代田区だけが経済活動あるいは温暖化をどんどん発信していいという、私はこういう社会というのはいかがなものかと。むしろ千代田区が積極的に電気・エネルギー・水・食糧を地方にお願いしている、そういう観点から、できるだけCO2の削減を努力をしていくことが、日本、社会全体のとるべき姿だと思います。

この考え方が懇談会の共通の認識でありまして、したがって、懇談会の答申の中にもありますように、カーボンオフセットという論議が出ております。これは、区内の事業主体ができるだけCO2の削減を努力し、そして努力の一定の基準以上オーバーした場合は、区内の事業主体に転

換をしてもいいですよ、外へ排出権取引みたいなことをするべきではない、これが千代田区の持っている、日本全体・東京全体での位置付けだということで、カーボンオフセットという仕組みを提言で入れております。これはまさに千代田区がこの問題について、できるだけ区内の中で努力をすることが、エネルギーだとか水だとかそういうものを地方にお願いしている最大の、お互いの違いを越えて生きていく社会として、取り組むべき考え方だということで、他の地域へ排出権を飛ばすという考え方は、懇談会の答申ではありません。これは、懇談会の中には多様な方がいらっしゃいますけれども、この共通の土俵はできています。問題は、具体的なことについては様々な異論があると思います。ぜひこのことを、これからの議会のご議論の中でも十分にご理解をいただきながら、多様なご議論をお願いをしたいと思っております。

そしてもう1つは、自助努力というのは実はいいようですが、やはり努力した人が報われないという仕組みですから、この温暖化についてはなかなかこの問題の進展がございません。もちろんこれは、税制だとかいろいろなことが絡んでいることは事実でございます。特に今回の中でも、再生エネルギーということを申し上げました。例えば太陽光だとか、これはまさに分散型エネルギーなんです。それぞれの地域でこうした仕組みを導入する、こういうのは、再生エネルギーは分散型エネルギーですから、分権社会という中で最もふさわしい取り組みであります。我々はある面では、現行で確かに都政もこうした問題を発信しておりますが、私は知事のように、国がやらないからなんて、そういうことを申し上げるつもりはありません。やはり千代田区がぎりぎりの努力をするべきだと。制度的には今、都の条例がまだできておりません。あるいは国政も、法律が改正するかもわかりません。しかし、自治体として本当に細かく条例で規制することは可能になります。しかし、この問題の持っている公益性だとか、国政・都政ということと考えますと、そうしたことをも十分に組み込み、二重三重の行政にならないように、そうした部分については推進計画という中で、十分に議論をいたしましょうということで、今回の条例は大枠を決めているわけでございます。ぜひ、千代田区という、置かれている都市地域での状況というものをご理解いただいて、この条例のご審議をお願いを申し上げたいと思っております。

条例の特徴については幾つかございますが、ご承知のとおり、かなり意識啓発ということで教育・学校あるいは事業所の社員への教育ですとか、それから、どちらかという単体のコントロールというよりも、面的にこの取り組みをするために、官民パートナーシップ的なやり方で議論をし、詰めていきたいという、こういうのが基本であります。あと、数値目標については、数値目標がないと、これはほとんど実効性のあるものになりません。ご承知のとおりドイツのサミットにおきまして前安倍首相も「不都合な真実」という映画をごらんになったそうでございます。そうしたことの影響があったのか、国のポリシーとして出されたのかわかりませんが、ドイツサミットで自ら削減目標を5年半減ということを提起し、サミットでまとまったわけです。このくらいこの問題というのは、私は喫緊の、ある面では人類の行く末を決めるものであり、今、我々が行動をすることが最も大切だという思いで、今回提案をさせていただきました。様々なご議論

があることは十分承知しておりますが、ぜひ精力的にご議論をいただきたいということをお願い申しまして、温暖化についての考え方を申し上げさせていただきました。

詳細あるいはその他のことについては、関係理事者をもってご答弁いたさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〈環境安全部長答弁〉

大議員のご質問のうち、温室効果ガス削減に向けての具体策についてお答えいたします。

まず、環境教育についてでございますが、これには大きく3つの取り組みを考えてございます。その1つは、学校教育の中で広く環境全般に心を根づかせていくことでございます。次に、区内の事業者へは、従業員に対する環境教育に努めていただき、省エネ対策等について、計画書等の提出をお願いするものでございます。他の模範となる取り組みをされた事業者等へは、区が表彰し、公表してまいりたいと考えております。さらに生涯教育の視点から、広く区民を対象として、講座の開催やホームページを活用した情報提供なども行っていきたくと考えてございます。

次に、東京都との連携についてでございますが、地球温暖化対策を進める上で、二重行政による混乱を避けることを含め、東京都との連携は欠くことができません。ご指摘のとおり東京都は、本年6月気候変動対策方針を公表し、平成20年度には環境確保条例の改正を目指すとしてございます。区も今般条例案を提出いたしました。推進制度に関する条項につきましては、今後議会や関係者とも十分協議し、詳細を詰めていく予定でございます。すなわち、都も区も今後約1年間が非常に重要な期間であり、情報交換等を積極的に行い、制度の構築を進めてまいりたいと考えております。

調整すべき具体的な項目といたしましては、例えば事業所等にお願する省エネ性能や再生可能エネルギー等の導入に関する内容、対象とする建築物等の規模、CO<sub>2</sub>排出量取引と温暖化対策の相互支援などが考えられます。

次に、個人等の自主的な取り組みの推進についてお答えいたします。

地球温暖化はグローバルな問題でございますが、個々のレベルでの活動なくしては解決できません。大企業では、環境により良い行動を継続的に行うため、ISO14001の取得が進んでございますが、区民や中小企業等では、費用負担などの面から難しい状況でございます。このため本区では、費用負担が少なく、より取り組みやすい手法として、独自に開発いたしました千代田エコシステム等を活用し、環境に配慮した取り組みを促進してまいりたいと考えております。千代田エコシステムでは、企業のほか従業員や区民が個人として楽しみながら取り組める仕組みも用意しており、今後もさらに拡充してまいります。

ご紹介の環境尺につきましては、個々の取り組みのいわゆる「見える化」の一方法として、今後の参考にさせていただければと思います。

また、区民や事業者の環境に配慮した行動を促進するため、行動指針を作成するとともに、公民パートナーシップによる組織を設け、情報提供や技術支援の相談窓口にしたいと考えてございます。

〈子ども教育部長答弁〉

大串議員の教育全体の中で環境教育をどう位置付け、今後どのように行っていくかのご質問にお答えいたします。

この地球に生きる私たちは、他の動植物や自然環境とともに生きる共生の関わりがあり、私たちには、生活の基盤となるこの美しい地球を、良好な状態で次の世代へ引き継いでいく責任があります。教育活動を通じて、このような視点を子どもたちに伝えることの意義は極めて大きいとの認識から、本区においては、教育目標を達成するための基本方針の1つに環境教育を掲げ、全校・園でISO14001の認証を取得し、各学校・園が独自の指導計画に基づき、体験活動を中心に様々な環境教育に取り組んでいるところであります。こうした環境教育を通じ、子どもたちが地球規模で問題を考え、それをもとに自分たちがかわられる身近な事柄を実践できるよう、指導育成を図っております。今後とも、かけがえのない地球環境を次の世代に引き継ぐため、環境教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

## 区の環境配慮指針について

### ▼平成12年第2回定例会

第2回定例会に当たり、公明党議員団の一員として一般質問をさせていただきます。

私は、このたび策定されました「千代田区環境配慮指針」の推進について質問をさせていただきます。

さて、今日ほど環境について皆が意識し、関心を持っている時はありません。個人においては各サークル、ボランティア等に参加しています。そのような環境に関係する団体は数多く誕生し、環境をよくしたいという共通の目標のために地域コミュニティができています。民間においては、大企業は環境ISOの取得、環境会計等、積極的にその取り組みを公開しています。これは環境アカウンタビリティの履行だそうですが、環境は地球上の人々すべての共有財産であるとし、企業は資源を消費し、環境汚染物質を排出することによって共有財産を消費していることになるため、企業は、区民、市民に対して環境保全活動に関して説明する義務を負うということなのです。そして国の方でも、先の国会でごみゼロ社会を目指した「循環型社会形成推進基本法」が成立しました。この法案は、ごみの扱いについて、第1に排出抑制、2番目に再使用、3番目、再利用、4番目、熱として再利用、最後に適正処理という優先順位を明らかにし、国や地方自治体、事業

者、国民のそれぞれに対する責務を定め、ごみゼロ社会実現へ初めて国民に進むべき道が示された画期的なものです。

1990年環境元年から10年を経て、2000年の今年は循環型社会元年としてスタートしました。また、私たち千代田区でも時期を合わせたように「資源循環型都市千代田」を目指し、環境配慮指針が策定されました。循環型社会の構築は、NPO、ボランティア等を含む区民、事業者、区の三者のどれか一つが欠けても達成できません。それぞれが役割を担う必要があります。そして、それぞれの主体が循環型社会の構成員であることを自覚し、おのおのの信頼関係のもと適切な役割分担と連携が図られ、自主的かつ積極的な取り組みを行うものです。このように大きく環境に対して社会も行政も変わろうとしています。

旧来では、関係する法律も五つの省庁に分散しているため、全体像の把握もできず不便でした。さらに、ごみが出た後の発生後対策なので、例えば廃棄物処理法では、いったん処理を業者に委託すれば排出者の責任は問われません。しかし、今回の循環型社会基本法は各省庁にまたがる七つの関連法を束ね、行政の基本方向を示し、国民に「進むべき道」を示しています。そして、排出者にも現状回復責任を課し、製造者にも設計段階からごみを出さない工夫や、必要に応じて自らの製品を回収する責任（拡大生産者責任）を課しています。このように法律は整備され、あとは実効性を高めるための行動計画が必要になってきます。

千代田区においての区民と事業者に対する意識調査アンケートによれば、「区民に対して環境をよくするためには暮らしの見直しが必要である」と答えた人は8割に上っています。「事業者も行政から働きかけがあれば可能な限り協力したい」が47.3%、「地域の区民、団体と協力して環境保全に貢献したい」が25.6%だそうです。まさに環境配慮指針実行のための機は熟しています。配慮指針は四つの環境目標のもと、基本方針、施策、そして達成の物差しとなるわかりやすい指標を設けた100の行動。そして、誰もが目指し得る六つのアクションプログラムから成っています。区民、事業者、区がパートナーシップのもと連携し、ともに循環型社会を目指して行動していくものであると思います。そこで、この配慮指針を単に目標を掲げただけで終わらせないよう、区長に推進のための決意をぜひお聞かせいただければと思います。

次に、一事業者として自ら取り組む区の率先行動についてお伺いします。

ここには、区が行うアクションプログラムの進捗状況を踏まえて、区はISO14001認証取得へ向けて努力しますとうたっています。今まで本会議のたびにそれぞれの議員より提案、要望のあったものです。取ることが目標ではありませんが、区民、事業者の方々にまず区自らが環境のために行動していますよということを示すことが重要だからです。この区の率先行動アクションプログラムは、ISOのマネジメントシステムにつながるものです。目標達成年度を平成15年度とし、6項目にわたります。区民、事業者に範を示すべく行動実践し、目標を達成せねばなりません。

そこで、区としてどのように実践し、目標を達成されようとしているのか。また、そのための職員への意識啓発、さらに全庁横断的な取り組みの方法についてお伺いします。

さて、注意すべき点もあります。この指針が区民、事業者の方々に押しつけや負担になってはいけないということです。あくまでも自主的な参加に限り、自主性を最大限に重んじるということです。そこで、いかにして自主的に多くの方々に参加していただけるのか。まだ区民、事業者、区の三者がアクションプログラムのもと、ともに行動しているという自治体は少ないと思います。私は、多くの方が喜んで参加していただくために提案としてですが、まず区が配慮指針の行動に取り組みますと宣言された区民、事業者の方々に認証をしていくということを行ってはどう思います。そして、認証したところへはステッカー、シールを渡し、ロゴマークの使用も認める。さらに、事業者の方々については区のホームページ上で紹介してはどうかと思います。参加しますとは、アクションプログラムすべてというとなりに難しくなりますので、100 の行動も含め、その中から二つは最低入れていただき、あと一つは独自の環境に対する目標でも良いと思います。ステッカーをお店や家の玄関に張り、シールを車に張ったり、名刺にロゴマークが入っている。そのようにして三者が実践する中に、資源循環型都市千代田が見えてくるのではないのでしょうか。

いろいろな普及啓発の方法は考えられますが、区としてどのような方法を考えておられるのか最後にお伺いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

#### 〈区長答弁〉

大串議員の環境配慮指針の推進についてのご質問にお答えいたします。

現在、二酸化炭素などの増加による地球の温暖化、またフロンガスによるオゾン層の破壊、大気汚染による酸性雨など地球規模の環境問題が生じており、先の国会におきまして「資源の循環」を踏まえた様々な法制度が整備をいたされました。一方、「環境への負荷」の課題につきましても論議をされました。こうした流れを受け、本区におきましても「環境配慮指針」を策定したところでございます。本区の指針では、騒音や振動、ごみ、リサイクルなど、区民生活に身近な環境問題の改善に取り組むことによって、地球規模の環境問題の改善に寄与するために、区民や事業者の皆様方に具体的な数値目標をお示しいたし、その第一歩として電気や水の節減などの日々の工夫でできることからお願いをいたしておるところでございます。

これらの目標を達成するためには、利便性を重視してきたこれまでのライフスタイルを根本から見直す必要がありますし、区民、事業者の皆様方には種々ご不便を、またご負担をおかけすることにもなります。そこで、区といたしましてもご指摘のとおりまず自らが率先して行動し、範を示すことが大切であると考え、指針に行うべき事例を挙げております。本年度につきましては、第1に環境配慮指針に示された区の率先行動を職員一人ひとりに周知徹底をいたし、区自らがその成果を上げるよう督励してまいりたいと考えております。

なお、他の事項につきましては関係理事者をして答弁いたさせます。

#### 〈環境清掃部長答弁〉

大串議員の環境配慮指針の推進についてのご質問のうち、区の率先行動とステッカー等の作成へのご提案についてお答え申し上げます。

区の率先行動をより的確に実施していくため、本年4月に「千代田区清掃リサイクル・環境保全事業推進本部会議」を設置し、下部組織として関係課長会から成る「幹事会」、関係係長から成る「庁内ごみ減量リサイクル・環境配慮指針率先行動推進部会」を設け、率先行動の推進に取り組むこととしております。まず、現時点での区役所の電気、水道、コピー紙などの使用量の現状の把握を行い、これに基づきエネルギー節減のための具体的な行動として、太陽光の利用や雨水利用など組織的に対応すべきものについては、関係部課と連携・協議をしております。また、近々には個々の職員に向けての率先行動へのマニュアルを作成し、全職員に配布して意識啓発をいたし、行動するよう全庁的機運を高めてまいりたいと考えております。

また、ご提案のあった区がステッカーやロゴマークを作成するなどにつきましては、区民や事業者の方々に環境に配慮して自主的に行動することの重要性を啓発していく上で有効な手段と考えられますので、それらの利用についても今後に向け検討をさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、環境配慮に対し多くの方々のご理解とご協力をいただくため、より一層の工夫をしてまいりたいと存じますので、ご了承願います。

#### 公園のごみ問題について

##### ▼平成11年第3回定例会

次に、公園のごみ問題について質問させていただきます。

原則持ち帰りとなっている公園のごみですが、実際は分別されることなく、缶も弁当箱も一緒にして公園のごみ箱に捨てられているのが現状です。これら無残となったごみ箱は公園に遊ぶ子供たちの目に当然入ります。環境教育の面から早急に何らかの対策が必要ではないでしょうか。9月22日の一般紙の声の欄に、15歳の中学生が投稿していました。その内容を一部紹介します。「僕は中学3年生です。ほんの小さなことでも世の中のためにできることはないかと考え、仲間と活動しています。それは学校の隣の公園に分別用ごみ箱を置き、週に1回ごみを回収することです。僕たちのグループ活動は分別ができて、しかも耐久性のあるごみ箱をみんなでつくり上げることです。放課後ごみの回収に行きますが、時にひどい状態にがっかりしてしまいます」と。私の身近にも、高齢のもう歩くのも不自由するくらいの方ですが、3年以上もある公園のごみ箱を自分で毎日ごみ袋を持ち分別しています。ほかにもそういう方々がきつといらっしやると思っています。公園のごみ問題は地域住民、通勤者、学生滞在者も含まれますが、事業者の協力があって初めて解決される問題です。ごみの量としては、年間千代田区の公園からは約670キログラム、家

庭ごみと比べると比較になりませんが、かといってこのままでよいのでしょうか。東京都は平成4年にごみの持ち帰りキャンペーンを実施したそうですが、その後断ち切れとなっています。千代田区も平成7年に初めてごみ箱を置かない公園をつくりました。現在59ある公園、広場のうち10カ所がごみ箱なしの公園となっています。最近の環境に対する意識の向上に合わせ、公園のごみ対策をもう一度論議し、対策が必要です。区としての考えをお伺いします。

最後に、少子化対策としてのベビーシートを含むチャイルドシートの支援について質問をさせていただきます。

来年の4月より6歳未満の児童にはチャイルドシートの着用が義務付けられます。チャイルドシートは1台3万円前後かかり、しかも子供の成長とともに使用期間も限られる。ゼロ歳から2歳まではベビーシート、2歳から5歳までがチャイルドシートと期間も限られます。小さなお子さんをお持ちの家庭には大きな負担となります。千代田区の6歳未満の児童数は1,351名ですが、1,351名の子供の安全と父兄の負担を考えると、区として何らかの支援を考えるべきだと思います。具体的には購入に対する公費助成、レンタル制度の確立、リサイクル制度の確立、取り付けに関する指導体制の確立などです。多くの自治体が何らかの支援を行っております。区として少子化対策特例交付金を活用するなど、チャイルドシート支援についてお伺いします。

〈環境土木部長答弁〉

公園のゴミ問題について及びチャイルドシート着用推進について

大串議員のご質問のうち、初めに公園内のごみ問題についてお答えいたします。

公園内でのごみの状況は、事業所、学校等が多い地域にある公園などで多く捨てられており、そのうち特に汚れのひどい公園につきましては、午後の早い時間帯に清掃するなど、ローテーションを組んで対応しております。対応に限界があるのも事実でございます。公園内でのごみは、ご質問にもあるとおり、利用者が自分で処理することが基本であり、このことが公園を快適に利用できることへと結びつくものと考えております。

この基本的考え方に立ち、平成7年8月より神田児童公園からごみ箱をなくし、ごみの量と公園の汚れぐあい等検証を行いました。その結果、大幅なごみ減量と散乱ごみの少ない公園へと効果があらわれました。これを踏まえ、現在、10カ所の公園等でごみ箱をなくし、より快適な利用に供しているところでございます。ごみ箱につきましては、基本的には設置しない方向で考えておりますが、行政のみの判断で決定できるのではなく、利用者、地域の方々の理解と協力が必要不可欠であります。公園の快適な利用と環境への意識が向上している状況下からも、今後の公園内でのごみ箱につきましては、極力置かない方向で利用者、地域の方々とも調整を行い、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いたします。

次に、チャイルドシートの使用促進についてのご質問にお答えいたします。子供を交通事故から保護するため、平成12年の4月からチャイルドシートの着用を義務付けた法改正が施行されると聞いております。区におきましては、春秋の交通安全運動の重点課題の一つとして警察署等と協力しチャイルドシートの普及に努めてまいりました。今回の法改正により、チャイルドシートの普及が一層促進するものと期待しております。一方、チャイルドシートのうち、特に乳児用のものは使用期間が限られるため、保護者への負担増となることは御指摘のとおりでございます。しかしながら、子供を交通事故から守ることは保護者の義務でもあります。区といたしましては、今後とも関係機関と協力して、あらゆる機会をとらえ、交通安全の重要性を訴える中で、チャイルドシートの使用促進に努めるとともに、ご提案につきましては、チャイルドシートの取りつけ方法の指導やリサイクルなどを含め検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御了承願います。

## 住民自治の実現を目指して！

### 身近な自治の仕組み構築に向けて！

#### ▼平成19年第2回定例会

平成19年第2回定例会にあたり公明党議員団を代表して質問を行います。

この度の統一選告示日の翌日4月16日ですが、読売新聞の社説は「身近な『自治』を見直す契機に」というタイトルがついていました。いいタイトルだなと思いました。身近な課題を解決するためには身近な自治の仕組みが是非とも必要と考えるからです。身近な課題である子育て、教育、福祉、介護、環境を含むまちづくりなどどれ一つとっても、今や国による全国一律のサービスでは解決できません。また昔のようにお願いすれば役所がすべて解決してくれた時代でもありません。今では町会を始めとする地域、ボランティア団体やNPOそして事業者や大学などの参加なくして身近な課題、地域の課題も解決できなくなっています。例えば一人住まいの高齢者の相談に乗る「困りごと24」、子育てでは「ファミリーサポート事業」、環境では「公園のアダプト制度」、「喫煙マナー啓発員」、観光では「観光ボランティア」、図書館では「サポーターズクラブ」などがあります。社説では、選挙のこの機に私たちのまちの身近な自治をもう一度考え見直してみてもどうかということでしたが、私はもう一步進めて有権者としてだけでなく、主権者として自治のあり方を日常のなかで考え活動できるようしてはと考えます。またそのための仕組みを自治体は用意すべきであります。

さて、自治ということでは「江戸の自治制」という本があります。法政大学図書館より借りてきたものですが、ここに持ってまいりました。大正11年に当時東京市長だった大政治家後藤新平によって発刊された本であります。今ではなかなか手に入らない貴重書であります。(古書店では2万6千円という値段がついていました。)江戸市民たちの治安や消防そして福祉の仕事を担当していた制度の詳細を史料を引きながら解説したものです。江戸の自治の特徴として①相互扶助、②相互責任、③儀礼であることを紹介しています。またこの自治の仕組みを明治政府は捨て去り、代わりに中央集権体制を敷いたことも怒りをもって書かれています。

後藤新平は若いころから「自治」という言葉を重要視していました。衛生学者として人間の「自治の本能」を説き、東京の都市行政にあたっては上意下達の態度を退け、「自治的精神」の涵養を唱えていました。市長に就任した年には、自治に関して意見をもらうためのはぎ6万5千通を市民に発行し、その結果を市民に報告し市役所の改革を進められたそうです。「大風呂敷」と呼ばれるほどに大きな国家戦略を構想しながら他方ではまちに生きる人々の「自治」の営みに細やかな配慮をゆきわたらせ、市民による「自治」の可能性に向かっていったことが、後藤新平が大政治家とも時代の先覚者とも評価されている原因ではないでしょうか。

区長の招集挨拶にもありましたが、先日地方分権改革推進委員会からの「基本的な考え方」が発表されました。そこでは「国民・住民のための地方自治を担うべき「地方政府」の確立に向けた分権改革が待たなしの状況となっている」と改革の目標を明確にし、「国が地方のやることを押し付ける中央集権型システムはもはや捨て去るべきである」、「国は、国が本来やるべき仕事のみ専念して、国民・住民に最も身近なところで行政のあり方を国民・住民がすべての責任で決定・制御できる仕組みを構築しなければならない」と方向性を示します。さらに「住民・首長・議会が自治の担い手として意識改革を行い、その下で職員も自らの使命を自覚してそれぞれが確固たる意志と責任を持って進んでいかなければならない」と。明治政府が「自治」を捨て、中央集権システムを目標としたこととまったく逆のことがこの度の「基本的な考え方」に記述されたのであります。「江戸の自治制」が発刊されて85年が経ち、後藤新平誕生150年の今年にこのような分権改革の目標が示されたこと、誠に感慨無量であります。

このような時機に、自治体として身近な自治の仕組みを構築していくことは大変意義のあることであります。区長は招集挨拶でこのような分権改革を「後戻りさせることなく実現していく」とし、自治の基本である自己決定、自己責任についても述べられました。

そこで改めて区長に身近な自治の仕組み構築についての決意と考え方をお伺いいたします。

次に、身近な自治の仕組み構築に向けて区が取り組んできた今日までの成果（現状）と今後取り組みべき課題についてであります。

今日までの主な取り組みは、

まずは協働の仕組みについてであります。平成15年3月に「NPO・ボランティアとの協働を進めるための基本指針」いわゆる協働の指針を策定し、NPO・ボランティア団体からの政策提案制度ができました。現在、第6回を数え提案を募集中です。主な実績としては障害者就労支援事業などがあります。

2点目に、区長と様々な課題について直接対話ができる「まちかど懇談会」の開催。

3点目に、情報の共有ということでは、①税金の使い道とその成果であります。平成15年度より作成されました「予算の概要」と「主要施策の成果」ですが年々バージョンアップされ、大変わかりやすいと評価されています。それから②積極的な出前講座の実施があります。特に昨年度実施されました出張所主催で行った分野を限定しての予算説明会の開催など評価できるものです。

4点目に、これは成果ということとは異なりますが、何よりも区として共生の理念と共生社会の実現というビジョンを広く区民に示したことは大変意味のあることだと思います。理念もビジョンもないところには自治も協働もないからであります。

次に課題であります。

最初に、NPOとボランティア団体に限定したものになっている現在の「協働の指針」の見直しが必要であることであります。共生の理念のもと、相互理解と対等の関係をあくまで基本としながらもっと広く、多くの主体を対象にしたものへと見直しが必要です。また協働を進めるため

の総合窓口の設置と具体的なマニュアルの作成も必要であります。確かな目標も、コンセプトも、行政との役割分担も不明確なまま安易に参加・協働を求めているからであります。

2 点目に、改めて公共を定義する必要があるということでもあります。長い間公共は官に独占されてきました。いわゆる公共＝官、もしくは公共の福祉＝官という関係であります。それが役所＝お上、官＝お上に変わってしまい住民との関係は上下となっていなかったか。またいわゆるお役所仕事を生む原因となっていなかったか。憲法解釈においては国民主権がいつの間にか国家主権に変わってしまい、本来、市民自治のための基本法が国家統治のための基本法となっていなかったか。いずれにしても今では対等の関係で、お互いを尊重し合い、誇りを持って皆で担う公共を定義すべきでしょう。

3 番目に自治基本条例の制定という大きな課題も残っています。

4 番目に情報共有の方法であります、特に政策情報の提供についてです。

役所としては所管ごと把握している課題をマップにして公開すること。この点については受身的な把握ではなく、むしろ積極的に地域住民の要望・ニーズを丹念に収集整理していくことが重要な点となっています。

また双方向での情報のやりとりということでは、現在まちみらい千代田で行っている地域 SNS（ソーシャルネットワークサービス）との連携とさらなる充実も必要でしょう。

以上、成果（現状）と課題について指摘させていただきました。自治の仕組みとしては、新宿区のような各出張所別の地区協議会、武蔵野市のコミュニティ協議会など協議体を結成して行っているところもあります。当然全国一律である必要はなく、地域ごと独自の仕組みがあってよいと思います。

そこで、自治の仕組み構築のため区が取り組んできた今日までの成果と何を今後の課題としてとらえているのかをお伺いいたします。

次に推進プログラムと行財政改革推進大綱改定の手順と方法についてであります。

子育てからまちづくりまでの地域の課題発見からその後の計画、執行、評価、見直し（PDCA サイクル）の全てに住民そして多くの主体の参加が必要になっています。区としては今年度、推進プログラムと行革大綱を見直し・改定を行うこととなっていますが、その見直しの過程にいか住民の参加をもって行うことができるのかということでもあります。

両計画の概要版である「実行力ちよだ」の冒頭に区長は自治について述べられています。「自らの地域を自ら治めるということは『地方自治の本旨』を権利として主張するだけでなく、自らに常に努力する義務を果たすということです」と。私も同感であります。住民に、権利をお願い・要望ばかりととらえるのではなく、主権者として日常の中で自治を担う、また行うという権利を行使してこそ義務も果たせると考えるからです。そのためには自治を担う場としての住民に最も身近な自治体を「地方政府」として分権改革推進委員会が明確に位置づけたことは大変意義のあることだと思います。

両計画の3年を経過しようとするとき、推進プログラムでは6つの分野別課題と横断的な課題が2つであり、行革大綱は5つの基本課題からなっています。掲げた目標がどこまで達成できて何が課題として残ったのか。また新たな課題として計画に落とし込む必要があるものは何か。これらを公開し広く区民の参加をもって見直し・改定につなげていくという手順が必要と考えます。よくあるパターンですが、役所からあなたの地域にはこういう課題があったのでこうすることにしましたと、いきなり言われてもただ目が点になるだけで参加意欲も自治意識もなくしてしまいます。そのような最悪のパターンだけは避けねばなりません。

そこで、今回の見直しの手順と方法についてお伺いいたします。

次に自治の仕組みとしての景観まちづくり条例についてであります。

改めて述べるまでもないと思いますが、区は平成10年に景観マスタープランそして景観まちづくり条例を制定しました。住民、事業者、区が共通のキーワード（言葉）を用いながらの対話による事前協議制度、また全国的にも模範となる景観審議会などが特徴となっています。条例そのものに強制力はなく限界があるものの新たな建築ごとより良い景観形成のために3者による対話が行われてきたという実績があります。ようやく国の景観法が2年前の6月1日より施行され、条例に法的根拠ができました。この景観法は、全国レベルでの基準値やメニューを示すのではなく、各自治体が条例で示した基準に根拠を与えるという仕組みをとっているまさに画期的な法律であります。また景観計画、景観地区の制度は住民による「まちづくり」を高めていく仕組みともなっています。都市計画法に基づく地区計画制度と景観法に基づく（景観計画）・景観地区が揃い住民による「まちづくり」は大きく前進することとなりました。この2年間意欲も実績もある千代田区が未だ景観行政団体として認められていません。昨年の第4回定例会において荻原議員もこの景観について質問を行っています。答弁で「東京都は、区市町村が景観行政団体になるための協議を来年度以降に先延ばしをしています」とのことでした。東京都はこの4月1日より東京都景観条例を施行しました。その第15条には「区市町村の適用除外」として区市町村が景観行政団体となった場合の区市町村の景観計画を優先し都の規定は適用しない旨を定めたものであります。

また景観法では景観行政団体については第7条第1項に、また運用指針には「市町村が景観行政を担当する意欲を有する場合には都道府県は原則として同意すべきである」としています。

そこで今後、区としては景観行政団体となるべくどのような手続きを東京都との間で行っていくのかお伺いいたします。また、景観行政団体となった後の景観計画策定の方法についてもお伺いいたします。

以上、身近な自治の仕組み構築へ向けて4点質問させていただきました。

千代田区には他の自治体にはない自治に関する潜在的な力（ポテンシャル）を持っています。「自治」、「公共」を共に担うであろう多くの主体が集積していること、町会には江戸の自治、相

互扶助・相互責任・儀礼という特徴は今も残っていることなどであります。千代田区型身近な自治の仕組みを構築すべく前向きな答弁を期待して質問を終わります。ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、身近な自治の仕組み構築についてまずお答えいたします。

私は、地方分権の趣旨は、住民に身近な自治体が、地域の特性に合った独自の施策を、自らの責任のもとに決定し、推進することにあると考えております。これは、基本構想の中にも明解にうたっております。

これまでは、国の政策決定による全国一律のサービスでありましたが、これからは自治体による地域のニーズにきめ細かく対応するサービス、いわばレディメイドのサービスから区民一人一人の生活に応じたオーダーメイドのサービスへと転換していかなければいけないと思います。

本区は、先般の国の地方分権改革推進委員会の提案に先立ち、以前から地方主権の考え方に立ち、自己決定・自己責任のもとに次世代育成手当等、独自性のある施策を積極的に進めてまいりましたし、議会の皆さんもそうしたことを十分ご理解して、政策が実現されているだろうと思います。私は、自治体が自ら責任を持って地域にふさわしい施策を推進し、他の自治体と政策面で競い合うことが結果として市民福祉の増進につながるとともに、地方分権の確立に寄与し、国のありようを変えていくことにもなると信じております。改革の流れを後戻りさせることなく、地方が主役の地方主権の時代の実現に、今後も積極的に取り組んでまいりたいと思います。価値観・ライフスタイルの多様化の中で、もはや住民は行政サービスの受け手といった行政と住民との関係性だけでは、効果的な対応ができません。まさに、行政における公助、地域・民間による自助に加えて、その中間の領域にある協助の概念も重要だろうと思います。このことは、アメリカのケネディ大統領が就任をしたときに、こういことを言っています。「祖国があなたに何をしてくれるかを尋ねてはなりません。あなたが祖国のために何をできるかを考えてほしい」、これをそっくり「千代田」という言葉に置きかえてもいいだろうと思います。こうした流れは、大串議員からお話がありました、前回の推進プログラム等の概要の「実行力ちよだ」の中にも、地方自治の本質ということで、単に権利の主張だけではなくて、自らの地域のことにいろんな形でご協力をしていくということも、やはり本質の自治という中身だろうというふうに思います。そういうことを申し上げてきたわけでございます。

私たちは、そうした流れの中で、この5年間、6年間、大串議員からも幾つかの例示が出ましたけれども、様々な協働という趣旨でいろいろと取り組んでまいりました。最初が、ご承知のとおり、「NPO・ボランティアと協働を進めるための基本指針」というものを平成14年3月に提携にいたしまして、この趣旨は、NPOと行政とが協働でいろんなことをやるわけですけれども、門前払いをするのではなくて、NPOと行政とが議論をし、そういう積み重ねそのものがまさに行政の体質を変えるという、そういう趣旨でこの基本方針はできておりまして、そういう中で様々

な提案をいただき、例示のありましたジョブ・ローテーションですか、福祉の関係、障害者の。今、かなりそういう意味では著名なのが、神田雑学大学のソバリエというのが、これは全国的に、あるいはインターナショナルで普及をしております。これもまさにこの協働という中から生み出されたものであります。あるいは、千代田区には、ご承知のとおり、かなりの大学があります。大学との協働という意味で様々な取り組みをしております。皆様方もご承知のとおり、まちの様々な事業についてはかなり大学と一緒に協働しているいろんなことを取り組んでいるだろうと思います。空き店舗のことだってそうです。それから、招集あいさつで申し上げました、法政大学が取り組んでおりますCES、これは法政大学のある学部のあるゼミナールというものを通じて、千代田区の環境に関する行動計画を1年間を通じて学生が様々なフィールド調査等を通じてCES-Iというものをつくるということで、先般ご報告いただきました。あるいはご承知のとおり、まちづくりサポート、あるいはお年寄りに関する「困りごと24」、あるいは給食サービス、あるいはファミリーサポート、さらにはもう少し進んで、かなりアダプトが進んでまいりました公園、あるいは道路について。それから、先ほどの答弁の中にもありましたけど、喫煙に関します、単に取り締まりでなくて、区民の方々がご注意していただくという意味で喫煙マナーの啓発等、様々ないわゆる地域の皆さんとの協働という形でこの6年間取り組んできたつもりでございます。もちろん、その中核は、何と言いましても、私は町会活動だろうと認識しておりますし、大串議員もそういう認識だろうと思います。

その象徴が、私は生活環境条例だろうと思います。それぞれの自治体がつくっておりますが、本格的にできないのは、まさに住民の方々、あるいはここに地域を構成している商店街とか事業所の方々とともども一緒にやるということが起こっていないから、条例はつくっても本格的になかなか施行できないということでございます。おかげさまで、そういう意味では、千代田区というのはかなりそうしたことが区民の発意でできてきているというふうに私は思っております。

今後も、そうした意味では、地方自治を支える、そうした身近ないろんな組織、活動、そうしたことが活発になるよう、様々な取り組みをさせていただきたいと思っております。

それから、景観について申し上げます。詳しいことは所管部長から申し上げますけど、大串議員ご指摘のとおり、国土交通省にしては珍しい考え方をしております。意欲のある地方自治体は、景観行政団体として原則的に認めるべきだという、そういうところまで踏み込んでおります。しかし、残念なことに、都政はそういう観点に立っておりません。全国の都道府県で、区市町村の景観行政団体を指定していないのは、東京都以外ございません。これは私は知事の見解ということではなくて、東京都の部隊があまりにもこうしたことについての認識がなさ過ぎるということだろうと思います。

一方では、23区もこの点については非常に悪い部分なんです。我々の方は積極的にやりたいんですが、23区の部長会で議論をやりますと、仕事が増えるから嫌だという、こういう議論を平然と言う、そう言われた区があると。こういう状況で、なかなか23区が一枚岩になれないと



いうこともあります。私の方は、これについては断固景観行政団体を取るべく、これからも積極的にやりたいと思いますが、なかなか壁が厚い。したがって、自治を本質的にご理解いただける大串議員をはじめ皆さん方に強い強いバックアップをお願いしたいと思ひますし、我々の方は違った仕組みも考えるざるを得ないという状況になるというふうに思ひております。

いずれにしても、ぜひご支援のほどをお願い申し上げたいと思ひます。

その他は関係部長からご答弁申し上げます。

#### 〈政策推進担当部長答弁〉

大串議員の身近な自治の仕組み構築に向けた今日までの成果と今後の課題につきましてのご質問にお答えいたします。

地方分権時代においては、住民に最も身近な区市町村が、地方政府として自己責任・自己決定により自治を行うことが必要です。また、決定に当たっては、行政からの一方通行でなく、区民との協働や対話、情報の共有化による区政の理念の共有などが、身近な自治、住民自治の実現の大前提であることは議員ご指摘のとおりでございます。

本区におきましては、今日まで身近な自治の仕組みに様々な形で取り組み、成果を出してまいりました。まず、町会におきましては、日頃から地域に根付いた活動をされ、区民と区政を結ぶ大切なパイプとなっております。NPO・ボランティア等につきましては、協働による政策提案が6年目を迎え、15件の事業化が行われております。また、区内11大学との連携については、平成16年度から事業提案制度「千代田学」を実施し、学生の自由で柔軟な発想による調査・研究から、区政にかかわる様々な提案をいただいております。さらに、情報の提供・共有につきましては、議員ご指摘の予算概要、主要施策の成果など、できるだけ区政を身近に感じていただけるような工夫をし、区政の中身をつまびらかにしております。また、情報を提供するだけでなく、誰でも直接区長と区政に関する意見や要望を気軽に話し合える場である「まちなか懇談会」、地域のオーダーに応じて施策の説明と意見交換を行う「出前講座」などを実施することにより、広く区民からのご意見等をいただいております。一方、今後の課題といたしましては、ボランティア・NPO、区内企業や大学、地域団体等、幅広い主体との協働の推進、区民参画を促進するための効果的な情報提供のあり方、これまでの身近な自治への取り組みをルール化する自治基本条例などがあると考えております。今後、地方主権、共生の理念の実現のため、これらの課題に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、推進プログラム及び行財政構造改革推進大綱の改定についてのご質問にお答えいたします。推進プログラムは、第3次基本計画を具体化するための5カ年の事業計画であります。また、行財政構造改革推進大綱は、区政経営の基本的な方針であるとともに、第3次長期総合計画、推進プログラムの円滑な推進を支え、また「千代田区行財政改革に関する基本条例」に定める数値目標の達成に向けての推進計画という3つの側面をあわせ持つ行政計画でございます。これらの

計画については、おおむね3年を目途に改定することにしており、本年度は計画の改定時期に当たります。特に、今回の改定は、第3次基本計画の最終期の計画となり、これまでの取り組みの総まとめの計画として改定することとしており、計画の達成状況をきちんと評価し、残された課題や新たな課題を明らかにした上で改定していくことが、極めて重要と考えております。こうした中で、議員ご指摘のように、取り組みの成果をはじめ適宜適切に情報を公開し、区民の皆さんのご意見をちょうだいしながら、計画の改定に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 〈まちづくり推進部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、景観まちづくり条例についてお答えいたします。

まちの景観は、その本質から、個性的で多様に富み、地域性の強いものであるため、一義的には基礎的自治体たる区がその主体となることは言うまでもありません。

殊に千代田区は、地区計画等により、居住環境や一定の町並み景観の整備・保全を図るとともに、景観法に先立って景観形成マスタープラン、景観まちづくり条例を制定し、景観まちづくりに取り組んできたところであります。まさに、景観法は、そのような基礎的自治体の取り組みを支援するため、法的強制力を備えたメニューを用意し、地域の特性に応じた利用を促しております。その意味で、分権時代の法のあり方として、一定の評価をしております。しかし、その仕組みを利用するためには、東京都の同意を得て景観行政団体としての位置付けを得なければならないことは、議員ご指摘のとおりであります。

東京都は、本年4月に景観計画及び条例を施行し、区との協議の前提が整ったことにより、5月には同意協議に関する事務処理方針が示されたところであります。

その際、同意の方針として、東京都の景観計画及び条例の内容を、区の計画及び条例においても継承することを強く求めております。都はあくまでも景観行政を主導的な姿勢で、区との協議を進めようとしております。

区案の策定につきましては、本年、景観まちづくり審議会を中心に、これまでの取り組み実績を踏まえ、本区の地域特性に沿った景観形成の手法を整理してまいります。その動きと同時並行に、東京都に対し、千代田区の特性に応じた景観計画を認めるよう、実質的な協議を行ってまいりたいと思ひます。

#### 「新しい公共」について

##### ▼平成18年第2回定例会

平成18年第2回定例会にあたり、公明党議員団の一員として一般質問を行います。

質問通告に基づき私は「新しい公共」について3点の質問を行います。

戦後 60 年の国家優先・経済優先の社会システムは、平和と繁栄をもたらしたと言われます。しかし、その代償としてもっと大事なものを失ってしまいました。それは子どもや若者の「僕が僕であるために」、「自分らしく生きたい」という心からの訴えをかなえることができなかつたことであります。子どもたちは、自らの欲求を殺し、自己主張を止め、演技をしなくては生きていけなくなり、そして心の空虚さに耐えられなくなっているのです。

若者に熱狂的な人気があった尾崎豊の曲に「卒業」があります。その詩は、

人は誰も縛れたかよわき羊ならば  
先生あなたは かよわき大人の代弁者なのか  
俺たちの怒り どこへ向かうべきなのか  
これからは 何が俺たちを縛りつけるだろう  
あと何度 自分自身卒業すれば  
本当の自分にたどりつけるだろう  
仕組みられた自由に誰も気づかずに  
あがいた日々も終わる  
この支配からの卒業  
闘いからの卒業

と。彼の曲はどれもメッセージ性が強く、聴く人の心に迫るものがあります。今も新鮮に聴こえるのは私だけではないでしょう。まさに大人と社会に対して、子どもと若者の声を代弁し、尾崎は命を賭して訴えたのだと思います。平成 4 年に 26 歳の若さで亡くなってから早 14 年を経過します。新聞は彼のことを「若者の孤独や大人への不信を歌い、追いつめられる 10 代の姿を苦しむ者の側から説き、熱狂的に支持された」と紹介します。この子どもたちや若者たちからの心からの訴えと問いに、私たち大人は真摯に答えなければなりません。子どもたちをそこまで追いつめてしまったことに、私は大人の一人として正直謝りたい気持ちでいっぱいです。・・・。

国家と経済を至上とする社会システム、これは官治集権型のシステムと言ってもいいと思いますが、既に行き詰っていることは誰も否定しません。地方分権時代を迎えて、自治体と住民は、子どもたちや若者たちからの訴えと問いに、今こそ真剣にこたえていかねばなりません。

さて、この官治集権型システムは明治以降もう 100 年以上続いていることになります。ちょっと法律の話になって恐縮ですが敢えて触れさせていただきます。終戦後の昭和 22 年に憲法の抜本的な改正が行われましたが、同じ日に施行された地方自治法は憲法との整合性が図られることはありませんでした。なぜか旧来の市制町村制の仕組みが残る形となったのです。この市制町村制は、明治政府が明治 21 年に公布したもので、この法律の目的は、国・府県・郡の監督により、自治が国家的目的から逸脱することがないようにすることにあつたとされています。明治 21 年に博文館より発行された「市制市町村制」を今日は千代田図書館より借りてここに持参いたしました。明治維新後、地方自治の制度は母国と言われるイギリスの制度ではなくドイツのシュタイ

ン市制に学んだとされます。そのことにより、本来はイギリスのように住民自身が自らの意思によって作り上げるべき地方自治の制度が、もっぱら国によって官治的制度として作られることになりました。地方財政法も地方税法も同様であるとされています。平成 12 年の地方分権一括法により地方自治法の全面的な見直しが行われたもののそれは国と地方との関係においてでありました。肝心な住民自治の分野についてはなぜか今回も手付かずとなりました。地方自治法の第一条から九条までは団体の規定である団体の種類、法人格、事務、名称、事務所、区域の順で並びます。ようやく第十条にして始めて本来主役である住民が登場します。しかし、それも消極的、受動的な形、自治体の人的要素としてまた行政客体として記述されるにとどまっています。さらに自治法の条文の配列は先ほどの市制町村制の法律の配列とまったく同じであり、現憲法の国民主権や幅広く定められた参政権との整合性が取れているとは言えません。少なくとも第一条に住民の規定が置かれるべきであり、参政権についても記述が必要であります。このことは、成蹊大学佐藤竺名誉教授が著書「市民のための地方自治入門」の中で述べられていますが、私もまったく同感であります。

官治集権型の社会システムと対極にあるのが自治分権型の社会システムであります。この転換のために、地方自治法を始め税に関する法律も含めて抜本的な改正を望むものです。

さて、この自治分権型社会の実現ということでは、平成 15 年 11 月に第 27 次地方制度調査会より出された「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」に記述されることになります。それは「住民自治の充実」の項として以下のように述べられています。「地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりでなく住民自治が重視されなければならない」として「地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して『新しい公共空間』を形成していくことを目指すべきである」と。つまり、自治分権型社会の実現のために必要なことは、団体自治ばかりでなく「住民自治」の実現が大事であるという点と、様々な主体と協働して「新しい公共」を形成していくことが重要であるとの二点が指摘されたのでした。

「住民自治の実現」については平成 16 年第一回定例会にて自治基本条例策定の提案も含めて、取り上げさせていただきました。今回はもう一方の「新しい公共」をいかにして形成していくのかという点について質問させていただきます。

「新しい公共」について、最近は大和市や横浜市を初めとして多くの自治体で改めて定義し、議論するためのフォーラムを開催しています。従来使っていた公共と「新しい公共」を敢えて区別し使い分けていこうとするものです。従来の公共とは、ほぼ行政が一手に提供していた、もしくは担ってきたものといえます。改めて述べるまでもありませんが、区長の目指す共生社会においては一律的なサービスを提供する従来の公共ではどうしても限界があり、住民はサービスの受け手としてのみ存在し、先に述べたように行政の客体にとどまり、行政の主体とはなりえず役所

に要求するのみとならざるをえません。(第 10 条の住民である) 従来の公共は、共生社会における「公共」としてもまた「住民」としても整合性がとれるものとはなりません。それに対して「新しい公共」とはそれぞれの自治体によって表現の仕方は異なりますが、ごく一般的な定義としては「市民、市民団体、事業者及び市が自らの権利と責任のもとであくまで対等な立場で協働して共に担う公共を『新しい公共』という」と、なります。まさに共生社会における公共としてふさわしいものであります。

区長は二期目の区政の始まりに際し共生の考え方を理念として示し、共生社会の実現をビジョンとして示されました。召集挨拶からその箇所を引用しますが「私が千代田区のあるべき姿、あらゆる施策を貫く基本的な思想として掲げたものは共に生きる共生という考え方であります。(中略) 共生は人間社会においては、民族、文化、宗教、国家、社会システムなどの違いを乗り越えて、理解し、認め合い、尊重し合う精神であります。(中略) つまり多様性を認めることのできる寛容さこそが共生社会の基本であります」と。そしてその社会とは「区民一人ひとりが社会に参画し、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、個性と能力が十分に発揮することができる社会」ですと。またよく区長は江戸しぐさの話もされます。江戸しぐさが存在したことから、公共を皆で担うという考え方つまり「新しい公共」が江戸時代にこの江戸には存在したであろうと私は思います。それは例えば現在の消防団の淵源である「江戸まち火消し」や図書館としての文庫が地域の人たちにより作られたことなどにみられることや、人口 100 万人の江戸に役所である奉行所の人数は数百人であったということからも推測できます。「新しい公共」という考え方は日本には最初から無かったのではなく欧米のパブリック同様、少なくともこの江戸にはあったのであって、むしろ明治以降から特に終戦後の官治集権体制になってからなくなっていったと理解する方が正しいのでしょうか。

千代田区の特性として地域における町会を始め多くの NPO・ボランティア団体、事業者、大学等、他の自治体にはない公共を担うであろう多くの主体が存在しています。それぞれの団体の文化の違いや個性を認め合い、尊重し合いながら、協働して公共を担う、「新しい公共」を形成していくことこそ今求められていると思います。そしてそのことができ、基本構想に謳われた「100 万人を活力とする自治体千代田」の実現、そして共生社会の実現につながるのではないのでしょうか。

そこで、区長に「新しい公共」について千代田区としての定義と、皆で担うために必要な理念とは何か、改めて伺います。

次に「新しい公共」を皆で担うための協働の仕組みについてであります。

協働の仕組みづくりとして考えられる課題は

新たな指針の策定または現在の指針の見直し

情報の整理と提供

職員の意識改革

協働の総合窓口の設置

庁内推進体制の整備

中間支援組織との連携

NPO・ボランティアへの寄付しやすい仕組み

区の施策とのマッチング

などが考えられます。これらの中で特に重要と思われる①指針の策定または現在の指針の見直し、②情報の整理と提供、③職員の意識改革について質問します。

最初に、指針の策定または見直しについてであります。

将来までを見通した協働の基本的な考え方とまたルールを示した指針の策定が区として必要であります。いわば協働の青写真ともいえるものです。区としては平成 15 年の 3 月に「NPO・ボランティアとの協働を進めるための基本指針」と「協働するためのプログラム」を定め、公表いたしました。これはこれで評価できますが、異なる多くの主体で担う「新しい公共」という視点にたつとき、NPO・ボランティアに限った指針では範囲が狭いものとなっています。さらに協働の基本理念となる共生の考え方を盛り込んだものが必要であります。

そこで、「新たな公共」を皆で協働して担うための基本的な指針を新たに策定するか、もしくは現在の指針を見直す必要があると考えます。ご所見をお伺いします。

次に「情報の整理と提供」についてであります。

この情報の提供ということでは、今年度、各出張所にて新年度予算の区民への説明として、テーマを決めての出前講座が開かれました。このように区が区民に向けて税金の使い道に関して自ら説明会を開催されたことは、親切な情報の提供として大きな前進と評価しています。

さて、協働とは、狭義には「地域団体や NPO・ボランティアグループ、行政など複数の異なる主体が対等の立場で役割や責任を分担しあいながら、地域福祉や子育て、環境美化など共通の社会的目的達成や課題解決のためお互いの能力を発揮していく関係」と定義されています。つまり共通の目的達成や課題解決のために複数の異なる主体が取り組むということでもあります。そこで大事となってくるのは担おうとするところの共通の目的や課題に関する情報が提供されているかどうかということでもあります。公共を担おうとするならばなおさらのことでもあります。しかし、今まで自治体の広報として出しているものは、政策決定後のお知らせとしての「広報情報」でしかありません。課題としての政策決定前のいわゆる「政策情報」こそ、協働をするために必要な情報であります。しかも一般の区民の方にもわかりやすく整理されたものが必要となります。この「政策情報」は大きくは三つあるといわれています。それは、行政として把握している課題の情報、いわゆる課題の列挙であります。そしてこの課題をめぐる統計や地図などの行政情報としての基礎情報について、この課題を解決するのに必要な個別専門の技術情報

となります。広報情報だけでは先にも述べましたが、住民は自治体政策の主体とはならず、客体として位置づけられにとどまることとなります。今後、区としてこの「政策情報」をいかにわかりやすく課題ごと整理し提供していくのかお伺いします。

次に、「職員の意識改革」についてであります。

このことは「協働を進めるためのプログラム」にも項目としてありますが、そこには、「職員がNPO・ボランティアについて理解を深め、仕事の進め方について意識を改革していくことが、協働を円滑に進めるためには大変重要です」と。さらに「協働について実際NPO・ボランティアとの実体験の伴う研修を実施し、職員が新たな価値観や行動様式を身につけ、行政全体の体質改善を促していく」とあります。ここにあるとおり役所の職員は協働になれておりません。支援、連携、協働と言葉は似ていても意味は異なります。同じように現在は、従来の公共と新しい公共があいまいになっています。そのことから、ややもするとNPO・ボランティアをただ便利に使うだけとなってしまっていないか。決してそのようなことがあってはなりません。実体験を積むということは極めて大切なことです。何のための「新しい公共」なのか、何のための協働なのかを常に自分に問うことが必要です。その際、「新しい公共」とは何かを明確にし、それを担うための理念を明らかにしておくことは最初に問いましたが、極めて重要であります。そしてその理念を職員一人ひとりがしっかり持つことが意識改革につながると思います。

そこで、協働を進めるにあたって、職員の意識改革を今後どのように行っていくのかお伺いします。

最後に、4年目を迎えた「NPO・ボランティアとの協働に関する政策提案制度」についてであります。

千代田区には、旧まちづくり推進公社が行った平成10年からスタートしたまちづくりサポート事業があります。現在はまちみらい千代田が行っています。すでに今年で8年目を迎えており、助成を受けた団体・グループは延べですが101団体に上ります。他の自治体には例がないようですが、その団体同士の横の連携も活発であります。またこのサポート事業から区の政策へと活かされたものに、緑化事業のアダプト制度や住宅施策の一環としてのコーポラティブハウス支援事業制度などがあります。このようなNPO・ボランティア団体の活発な活動は、区として間違いなく大きな財産となっています。

区として平成14年に協働型社会を目指して「NPO・ボランティアとの協働に関する政策提案制度」をスタートさせました。その協働は、政策立案の段階からスタートし、過程そして事後の評価まで行うという制度でありまさに画期的なものといえます。このような制度を持てたのもサポート事業の実績が一方であったからだだと思います。そして平成14年12月には政策会議から「NPO・ボランティアとの協働の推進に関する提言」が提出され、15年の3月にはまちづくりサポート推進検討会から提言書が出されました。また今まで述べたように「公共」を取りまく状況も大きく変化しました。協働に関する政策提案制度はますます重要となっており、さらなる充実

に向けて考えていく必要があります。充実の方策として例えばまちみらい千代田で行っているサポート事業と区の政策提案制度との役割分担や位置づけを明確化すること。またそれらを一連の施策として体系化していくことなどが考えられます。この点も含めて、今年で5回目となるNPO・ボランティアからの政策提案制度の今日までの成果とさらに制度を充実していくための課題は何かお伺いします。

以上、「新しい公共」について3点質問させていただきました。

この千代田区から全国の模範となる「新しい公共」を築き、自治分権型社会のもたらす成果を子どもたちや若者たちに確信を持って語るができるよう取り組んでいきたいものです。

前向きで積極的な答弁を期待し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員の「新しい公共」についてのご質問にお答えいたします。

最初に、自治制度のお話がありましたけれども、正に地方自治こそ民主主義の学校というふうに言われているわけでございます。地方自治がそういう展開をすれば、必ず民主主義というのはより以上に発展すると。残念ながら、日本の場合には、どちらかという、戦後急激にこうしたものが導入されたわけでございます。今、求められているのは、正に基礎的自治体がどういう行動をとり、どういうことをやっていくか。身近なところで自分たちの生活、あるいはいろんなことを自己決定していく。そういうことがより一層民主主義というものを発展させるものになると思います。ある面では、地方自治こそ民主主義の学校だというふうに言われているのはそういうことだろうと。残念ながら、私の方がと申しますか、日本が制度を導入したのはドイツの制度ですから、イギリスの制度でないで、非常に法文上はそう書いてあっても、実際は内容的には非常にまだまだ発展の余地があるというふうに思っております。

ところで、「新しい公共」についてであります。今いろいろとお話がありましたが、ご承知のとおり、平成14年12月に私の方が「NPO・ボランティアとの協働に関する提言」というものを出しております。これは政策会議の分科会で出したものでございまして、その中にずばりこうしたことが提言として入っております。ご承知のとおり、どちらかという、今までは住民に対して一方的にサービスを提供するという、住民が受け手でありました。したがって、自分に合ったサービスを行政側に要求するというスタイルが非常に多い。ある面では、行政サービスが行政の専売特許的な、そういう感じでずっと進んできたわけでございますけれども、今日のように価値観、ライフスタイルが非常に多様化してくる、こうした時代には、むしろ従来の行政対住民との行動形態ではおさまらないという、そういうような意味で、このNPO・ボランティアの政策提言の中にありますように、多角的な活動に対して、そういうことをできるような新しい公共空間の提供をつくっていくべきだというご提言があります。これが、実は平成15年11月の政

府の地方制度調査会の提言にも正にそのことが入っております。具体的には、「地域における住民サービスを担うのは行政のみではないことは重要なことであり、住民やいろんな方々と連携をして、新しい公共空間を形成していくべきである」と1年後の府の地方制度調査会にも答申として出ておりまして、我々が政策会議の中で提言をいただいた1年前の考え方がきちんとここへ入っているだろうと思います。このNPOとボランティアの提言の中には、もう1つ重要なことは、実は言葉は「共生」というふうに書いてありませんが、ボランティアとの関係については、価値観、いろんなことが違いがあるけれども、それを乗り越えて、そしてきずなをつくっていくべきだというようなこともこのNPOとボランティアの政策提言の中に入っておりまして、正に今日言う「共生」という理念がこの提言の中に私は入っているだろうと思います。

これを今日のなかで考えてみますならば、官対民という仕分けから、どちらかという、官と民ということになりますと「公助・自助」という感じですが、そこに中間的と申しますか「協助」という概念がある。「協助」というのが、今回の災害対策条例でありますように、力を3つ合わせた「協助」。この「協助」という考え方は、正に自主的・主体的にそうしたことを取り組むという意味で、「新しい公共」の分野というふうには私は考えております。

そういうことを考えますと、今、お話にありましたように、このNPOの政策提言に基づく区の行動指針等については、時代に合わせて「新しい公共」の考え方を踏まえた見直しを行うということは当然のことだろうと思います。

いずれにいたしましても、NPOとの政策提言という中には、新しい公共空間、あるいは共生という概念がこの中に入っておりまして、そうしたことを私は2期目の区政の中で申し上げたわけでございます。

決定的にNPOだとかボランティアと、いわゆる町会との違いを1つだけ申し上げておきます。

区内にはNPOは300団体ぐらいありますけれども、決定的な違いというのは、町会等は生活の空間を共有すると。そこに住み、働く人が、生活の空間を共有するというのが性格的には町会だろうと。実は、NPO・ボランティアというのは、そういう位置付けではない。本来、そういうNPO・ボランティアがあって望ましいわけですが、ほとんど千代田区のNPO・ボランティアは大部分がインターナショナル、公益的な活動をしておりますので、大変そういう意味では千代田区に取り組む場合が難しいわけですが、現状、ご案内のとおり、NPOの協働のための幾つかの政策提案をいただいておりますから、そうしたことができるだけ区政という場に生かしたいということで、例えば障害者に関しますジョブコーチ等はこうした政策提言の中から区政として取り組んだものであります。

今後もこうした政策提案制度をしっかりと導入することが、区役所の職員の仕事への取り組み、考え方、姿勢を私は変えていくことになるだろうと思います。

その他については、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

〈政策担当部長答弁〉

区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、協働を進める上での政策情報の整理、あるいは提供に関してでございますが、NPOやボランティア等との協働を推進していく上では、区が進めようとしている施策、それから直面する課題などについての情報、いわゆる政策情報、これが整理をされ、広く公開、あるいは提供されていることが必要であろうかと認識しております。

区では、そういうことから、これまでも、議員のご質問にもございましたように、各出張所での新年度予算についての出前講座、あるいは施策や計画立案の際にはパブリック・コメントを適宜実施するなど、区政の外部に向けて情報公開・提供を行ってまいりました。

今後、議員ご指定の点も踏まえながら、可能な限り早い段階で情報を整理し、また公開・提供していくように努めてまいります。

次に、職員の意識改革、あるいは政策提案制度の成果、または課題ということでございますが、千代田区が現在行っております政策提案制度は、NPO・ボランティアの活動に対して、単に助成や支援をすることだけを目的としているわけではございません。この制度は、NPO等からの提案を受けて、区とNPO等が施策立案の段階から対等なパートナーとして1つの事業をつくり上げ、実施し、評価する、これを意図したものでありまして、共通の事業目的に向けて、正に協働により実践していくことを目指す制度であります。

また、協働の過程でNPO等の柔軟な発想や斬新な視点に触れることにより、我々職員自身が、区がこれを学び、これまでのいわゆるお役所仕事の職員の意識の改革を目指すものでございます。この提案制度は、平成14年度から実施しておりますが、障害者就労支援事業、あるいはこれまで過去4回で12の提案が事業化されております。そして、一定の成果を上げてきたというふうに認識しております。

そして、この政策提案制度を通して実際にNPO等と協働することで、職員の協働に対する意識も徐々に芽生えてきているというふうに考えておりますが、すべての職員が事業を推進するに当たって、常にNPO等との協働を意識する、その高みにまでには至っておりません。

今後、NPO等との真の協働に向けて、この提案制度を一層充実するとともに、ボランティアセンターやまちみらい千代田が実施するまちづくりサポート事業、こういったものとの連携や、先ほど申しあげました政策情報の提供、こういうものを含めて、総合的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

〈再質問〉

自席から再質問させていただきます。

1点だけ確認したいんですけど、答弁の方がNPO・ボランティアとの協働について答弁をいただいたんですが、私としては「新しい公共」を担うための協働、いわゆるNPO・ボランティ

アというのは1つのセクターでありまして、そのほか町会、それから事業者、それからいろんな大学も含めてですね。そういった方々との協働について主に質問させていただいたんですけども、答弁を聞くと、何かNPO・ボランティアとの協働についてこうします、ああしますという答弁をいただいたんですが、もうちょっと広い視点をもって答弁お願いしたいのですが。

〈政策担当部長答弁〉

再質問にお答えいたします。

NPO・ボランティアという言葉が多用したので、そのように取られたのかなと思っていますが、新たな公共というのは、もちろんNPO・ボランティアもそうですが、意欲、それから能力を備えた、つまり「新しい公共」を担える担い手として企業とか、それから町会ももちろんあるでしょう。そういったものを幅広くとらえて考えてございます。そうした方々と一緒に協働をしていくというのが最初から我々の考えているところでございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

## 住民自治の実現を目指して！

### ▼平成16年第1回定例会

平成16年第1回定例会にあたり公明党議員団の一員として一般質問をさせていただきます。

質問の目的は「住民自治」をいかに実現していくかについて、その方法を少しでも明らかにすることができればと、行うものです。

最初に憲法に保障された地方自治、つまり憲法92条で謳われた「地方自治の本旨」について触れておきたいと思います。この「地方自治の本旨」とは一般に「団体自治」と「住民自治」の実現にあるとされています。「団体自治」とは国や都道府県との関係における自治体の自主・自立であり、「住民自治」とはその団体の仕事を地域の住民が自らの意思と責任において行っていくこととされています。つまり憲法に謳われた地方自治の保障とはこの二つの自治の確立・実現を意味することとなります。

また、地方自治法についても確認しておく必要があります。この法律は国家行政組織法や裁判所法とともに憲法と同じ日（昭和22年5月3日）に施行されました。それゆえその内容の重要さも含めて憲法付属法典とも呼ばれています。しかし、先ほどの憲法に謳われた地方自治の理念を十分に取り入れることはできませんでした。例えば74条で「機関委任事務は『国の事務』とされていたので住民がこの事務の執行について新しい提案を行うことは許されておらず、14条では、議会もまたこの機関委任事務について独自の条例を定めることはできないとされました。また、条文構成は、最初に自治体の種類があり、ついで自治体が行う仕事、区域や名称、合併に関する

規定が続き、ようやく第10条で「住民」が登場します。つまり団体自治を行う器に関する規定が先で住民自治の主体である住民がその後位置づけられるという構成になっています。しかも「住民」に対する規定も、その内容は「その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担に分担（負担を分担）する義務を負う」（10条2項）ときわめて消極的な内容になっています。

このように地方分権前の地方自治法は自治体が住民の信託にいかに応えるかという責務を謳うことよりも国の施策の実施部隊として多くの役割を果たすことを求めた内容になっていました。

明治以来続いてきた官治・集権体制のいきづまりはもう10年以上に及び、この間「自治・分権」へ向けての改革のうねりは日増しに高まってきています。この「官治・集権」から「自治・分権」への改革とは私は「地方自治の本旨」の実現、つまり団体自治と住民自治の確立を意味すると思います。区長はそのことを招集挨拶の中で、「中央集権の『レディメード』から地域の特性を生かした「オーダーメード」へ」また、「自治の確立をめざすための『地方主権』の取組み」と表現されたと思います。

さて、このような団体自治と住民自治の確立に向けた改革へのうねりの中、平成12年には地方分権改革が行われました。その最大の特徴は国と自治体との事務配分を見直し機関委任事務を廃止したこと。また「通達」も廃止されたことです。これらは国と自治体の関係において、今までの上下の関係から対等・平等の関係とし、自治体の自主・自立を図ったものでこれはまさに団体自治の確立に向けての改革が大きく行われたものです。もう一方の住民自治の確立という点は、どういうわけか手付かずとなりました。住民の参加や協働、また住民の権利や責務など改めて謳われることはありませんでした。先ほどの地方自治法の条文構成や第10条「住民」の説明のところも変わることはありませんでした。

このことについては元中央大学教授の辻山氏は、「一括法で地方自治法は制度以来といってよいほどの大幅改正を行った。だがこの改正には分権型社会における自治体運営のあり方を示すような条文の新設はなかった。自己責任をいかに果たすかという制度設計は自治体自身の課題とされたのである。また自治責任の果たし方はそれぞれの自治体と住民との関係の中で選びとっていくべきものだからである」と述べられています。つまり団体自治に関しては制度以来の大幅な改正があったが住民自治に関しては自治体と住民との間で制度設計も責務の果たし方も決めていく必要があり、今後の課題となったと。

よって「住民自治の実現」については各自治体とその住民に委ねられたこととなります。

千代田区は平成13年10月基本構想をまとめ議会の議決を経て定めました。その基本方針として

1. 千代田市をめざし新しい自治のあり方を発信する
2. 100万人を活力とする自治たち「千代田」をつくる

とされました。「千代田市をめざす」についての説明はこうなっています。『「市」をめざし、地方自治の基盤であるより一層の自治権拡充をめざします。特に都区制度などの特例的な制度については区民の身近な事務についての主導権の確立と税負担と行政サービスの関係を明確にし、区民サービスを充実させるためさらに基礎的自治体にふさわしい権限の確保に取組みます」と。ここはまさに団体自治の確立を謳ったものです。また説明の後段では「その上で4割自治といわれる現行の地方自治制度を改め、区政の課題は区民自らの意思と責任で主体的に取り組める『真の住民自治』の確立をめざします」となっています。ここはいうまでもなく「住民自治の確立」を謳ったものです。つまり「千代田市をめざす」という基本方針は、千代田区は団体自治と住民自治の確立をめざしますということ在全国に宣言したことだと言えます。また、そのためには千代田区の特徴でもあり課題でもある「100万人の活力」があることも基本方針としました。

また議会としても「千代田市をめざす決議」を賛成多数で行いました。公明党を代表して山田永秀議員が「真の住民自治をめざして」と賛成討論を行いました。行政、議会双方が「千代田市をめざす」としたことは大変大きい意義があると私は理解しています。

少し前置きが長くなりましたが、質問には欠かせない経過でありましたので述べさせていただきます。

区長は今回の招集挨拶で政策面と財政面から3年間の主な取り組みの成果を、先にも紹介しましたが、「地方主権に向けた自治の確立」という観点から振り返られました。この「地方主権に向けた自治の確立」とは私は、「千代田市をめざす」ということとイコールと理解していますがそれでいいのでしょうか。まずはこの区長の言われる「地方主権」、「自治の確立」の意味するところを改めて伺います。

さて、先ほど述べました自治体と住民に委ねられたとされる「住民自治の確立・実現に向けて」千代田区ではどのように取り組んできたのかということになりますが、具体的施策としては、

- ・ふらっと区長室を始め
- ・各種計画書や予算の概要書などわかりやすく読みやすいものとしたこと
- ・バランスシートや全事業のコスト一覧表などの作成
- ・職員の出前講座の実施
- ・NPOなどからの政策提案制度の創設
- ・区民の目線からサービスを評価する行政評価制度の実施
- ・そしてより住民に近い事業部が予算を編成する方式の採用

など積極的に進めてきたことなどがあげられると思います。これら一連の取り組みは評価できることだと思います。

そこで改めて住民自治の実現に向けて、現在までの到達点と今後の課題は何か。そして今後の具体策としては何が必要なのか。合わせて伺います。

この今後の具体策として、私は2点ほど提案したいと思います。

一つは情報の提供についてであります。

情報の共有なくして参加なしと言われますように、情報の提供についてはより一層の工夫が必要だと思います。この点に関して法政大学の松下圭一名誉教授は政策情報の公開が必要だと主張されています。著書「日本の自治・分権」の中で、「今まで自治体の広報として出されているのは政策決定後のお知らせとしての『広報情報』ですが政策決定前の『政策情報』の整理・公開が求められています。自治体の地域ないし政策の全体がわかるような『政策情報』の整理・公開がなされてはじめて市民、職員、首長、議会が同一情報で議論できるようになります。その『政策情報』としては主に三つに分類されますが、

1. 何が課題となるべきなのかという争点情報
2. そしてこの課題をめぐる統計・地図などの行政情報としての基礎情報
3. ついでこの課題を解決するのに必要な個別専門の技術情報となります」と。

さらに松下教授は「自治体は変わるのか」の本の中で、「今日の課題となっている情報公開は官治という上位下達型回路をたどる広報情報ではなく市民、首長、議会、職員が自ら政策、制度をつくるための政策情報の公開・共有です。自治体計画から個別政策までの政策決定前の公開は議会審議はもちろん、市民参加、職員参加の前提となります。市民自治の基点としてこの政策情報の公開・共有は不可欠となります。広報情報だけでは市民は自治体政策の客体としていちづけられるにとどまり政策情報の公開・共有によってはじめて「考える市民」が「考える職員」とともに登場します」と。

ちょっと引用が長くなりましたが、情報の提供については、何のために、何を公開しなければならぬかが明快であります。私は昨年3月第3回定例会一般質問にてこの情報の共有と区民の参加についてはITを利用することが大事で庁内だけでなく地域の情報化についてしっかりとビジョンを持って進めるべきではないかと質問を行いました。あるいは図書館や各出張所にて政策情報が入手できるように工夫できないかと思えます。例えば今回予算の原案が議会に示された後ただちにある出張所ではその原案を誰もが見ることができるようにと備え付けられました。区民の方から希望があれば職員が説明もしてくれるそうです。これはひとつの例です。

真の住民自治実現のための具体策として、この政策情報の公開をどう行っていくのか。ご見解をお伺いいたします。

最後となりますが、提案の二つ目です。それは自治基本条例の策定であります。

私はこの条例を提案するにあたり、あくまで市民主体に条例のたたき台を作成し現在広く市民に意見を求めている大和市と三鷹市を訪問しました。いずれも条例の策定に意欲的な議員を訪ねお話をお伺いしました。

大和市の議員はこのように述べられていました。

「5年前の平成11年にこの条例の策定を本会議質問にて提案したが自治体を取り巻く環境は当時とは覚醒の感がある。やはり平成12年の地方分権改革が大きなきっかけとなったのは間違いない。大和市では市長の呼びかけに公募の市民の方が26名集まってくれた。平成14年の10月から今日まで延べ140回も会合を重ねました。勿論、任意の団体ですから費用弁償も出ません。でも目的を持って自発的に行動し、お互い助け合いながらここまでできたと思います。このような基本条例が各自治体でできれば、逆に今の地方自治法はきっと改正されることになるだろう。」と熱く語ってくれました。

三鷹市の議員は、つい先日のことですが議員研修会に先ほど紹介しました松下教授を招いて基本条例について行ったこと。また基本構想と基本条例の関係について「基本構想はコンテンツであり市民、議会、行政が共有する将来像である。基本条例はそのめざす将来像をどう実現していくにかという枠組法であり、既存の条例の上位に位置するいわば自治体の憲法にあたるので基本構想と両方あった方が望ましい」と。

三鷹市では基本条例をつくるみか市民の会の方ともお話できました。その方は、

「何と言っても、地方分権により自治体は地方政府となったことです。国に憲法があり、国際機関に憲章があるように自治体にも憲法に相当する自治基本条例が必要になったことです」と。

それぞれ三人の方のお話は大変参考になりました。

国の個別法令、個別施策については憲法という枠組法があるように自治体でも独自の政策、制度策定をめぐり個別条例、個別施策についての枠組法としての基本条例が必要となること。

また、首長も議会も選挙を通して区民から信託を受けたならその内容を明らかにする必要があること。区民の側からは何を信託したのかを明らかにするものとなること。その信託の内容は、

首長にとっては行政基本条例であり

議会にとっては議会基本条例であり

区民にとっては権利と責務を謳った区民基本条例となり、これら三つを一緒にしたものが自治基本条例 となります。この条例は官治の準則ではなく区民相互に同意された住民自治の準則であること。特に中身としては住民自治のための制度手続きと政策基準が謳われるとされることなど、大変参考になりました。

この条例の必要性和その中身について紹介させていただきました。

繰り返しとなりますが、自治体と住民に委ねられた住民自治の確立のために、このような自治基本条例が必要ではないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

結びに、ある民間の研究機関が昨年からは出している「人間力速報」という社内向けの本を出していますがその一部を引用したいと思います。それは「人間力」とはと、説明されている部分です。今日はここにその本を持ってまいりました。(皆に見えるよう本を掲げる)

「人間力」とは、人が信念や明確な目的を持って行動することにより他の人々を触発し、さらに周囲に活力を与える力であり、既存の価値体系では評価しがたい創造、建設の力である。

・問題をみずから発見し、解決のために強い意志と必要な能力を発揮して行動する。

・自分の潜在力に頼り、内より湧きあがったものを信頼して行動する。

・生じるリスクを把握し、それに伴う責任を自覚して行動する

このような特性を持つ「人間力」の中に、停滞した社会に活力を与えるヒントを探るべく人間力速報を発行した。

と。大変感銘を受けました。これはそっくりそのまま住民自治の定義としてもまったく違和感がありません。むしろ行政や法律で説明している定義よりわかりやすくふさわしいと思います。この研究機関は2年前までは国家や経済の未来予測「日本の潮流」を作っていました。しかしもはや国家や経済の未来を予測しても意味をなさないとい現在の「人間力速報」に変えたそうです。むしろ「人間力」のなかにこそ社会に活力を与えると。私もまったく同感であります。まさに国家から人間へ、です。

以上、区長ならびに関係理事者の住民自治の実現に向けた前向きな答弁を期待し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〈区長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は4点あったと思いますけれども、

地方主権なり自治の確立とは何かと。あるいは住民自治、区民の区政への参画ということだろうと思いますけれども、現在の到達点。政策情報の関係、あるいは自治基本条例に絡む問題だと思えます。

地方自治は民主主義の学校だという、こういうお話をご存じだろうと思います。すなわち、ヨーロッパは常に地方自治があって、民主主義という社会ができています。地方自治を進めていって、国家の体制が民主主義の体制になったと、そういう歴史的な沿革がございます。しかし、日本はご案内のとおり、初めて終戦後、民主国家として憲法ができ、そして、お話のように自治法ができたという、そういう経過がございますので、十分なる地方自治の持っている歴史的な沿革というのが、必ずしも法体系の中に受け止められていなかったというのが、私は現状ではないかと。ある面では輸入された地方自治であり、輸入された民主主義であったかも知れません。そういうことを考えますと、今日の地方分権というのは、正に、本来、地方自治という発祥の原点に立ち返った論議がなされるべきだというふうには私は思っております。戦後ずっとつくられた日本の地方自治なり民主主義の仕組みというのは、お話のとおり、国が政策官庁であり、そして、地方が実施官庁であるという、こういう構造でずっと来ました。

正にその地方分権論議というのは、私は、そうした構造を変えていくという、こういう思いであるし、そうあらなければならないと思います。なぜ、正に地方分権という論議の中で、地方が



政策官庁であり、そして実施官庁でなければならないかということかと申しますと、直接、一番国民の生活実態を知って、そして、そうした行政サービスができるのは、基礎的自治体であります。それゆえに、その地方が正に政策を出し、そして実践をしていくという、そういう構造に変えていかなければいけないというのが、私は今回の地方分権という、そうした中身であり、意味であるというふうに理解をしております。そのためには、それぞれ地方が、ある面では地方の実態に合わせて政策を出し、そして、地方がそうしたものを競い合う。それは小さな動きであるかもわかりませんが、それが必ずや国のありようを変えていくというふうに私は思っているところでございます。もちろんこうした中では、財源だとか権限というのは、もう何回もお話ししているとおり、国が財布を握っているという状況を変えていかなければいけない。権限を国が余りにも持ち過ぎているということを変えていかなければいけないと、こういうことも、これは重要なことでございますけれども、私が思っているのは、むしろこの地方分権というものの中身をつくっていくのは、地方公共団体の正に主体的な行動と動きそのものが、地方分権という中身をつくっていくという意味で、地方主権ということを示したわけでございます。

なぜこういうことを申し上げますかという、これは私の長い役職の経験から申しまして、国は必ず、国のスタンスというのはどういうスタンスかといいますと、法律のある省庁がつくっても、他の省庁はいかにその法律が自分の省庁に関連あるかということの理屈を立てる、そういう省庁であります。いかに自分のフィールドを広げるかという、そういう形で戦後のいわゆる国の官僚組織は成り立っております。

それに対しまして、地方は逆であります。これは都政においてもそうです。皆様方がご質問をされたときに、どうしても、最近と申しますか、今日のいろいろなご質問というのは、各局の境にまたがる質問が多々ございます。そのときに地方自治体は、役人がどういう行動をとるか、いかに自分のところに関係ないかということと口角泡を飛ばすというのが、地方公共団体のスタイルであり、体質であります。圧倒的に国と違います。

そういうことを考えますと、なかなか国は権限を放しません。法で書かれて、あるいは法律で地方に渡したとしても、なかなか放さない。これが国の持っている官僚の体質であります。そういうことを考えますと、単に法律を変えたからというだけではなくて、本当に実のある分権という社会をつくっていくためには、繰り返し繰り返し地方公共団体がやはりこの分権という中身をつくり、そして行動していかなければ、真の意味での分権社会はできないということから、地方主権ということを示したわけでございます。

そのことを考えますと、正に就任当初、市を目指すというのは、こうした地方主権というものと軌を一にしているというふうに私は考えておりますし、多くの区議会の議員も、そうしたことについては私と同じ考え方を持っているだろうと思っております。と申しますのは、特別区については、一般の市と違うもう1つの制約があることはご案内のとおりでございます。課税権を含めて、事務の処理権限を含めて、基本的な部分は東京都が首根っこを押さえているという、こういう構造

があるということを皆様方もご案内だろうと思っております。そうしたことを考えたときに、市を目指すということは、やはり東京都は、区に権限・権能を渡すということとはなかなかしない。こういう体質を持っております。むしろ区から奪い取るぐらいの行動をとらなければいけないという意味で、市を目指すという、そういう基本構想を出させていただき、議決をいただいたわけでございます。そういう意味では、地方分権というのは、あるいは地方主権というのは、市を目指すということと軌を一にしているというふうに私は思っております。

とりわけ23区については、地方分権はむしろ、東京都対区との関係をどうやったらもっと区の主体性を持ってくるかということになるだろうと私は思います。ある面では、一般的に地方分権というのは国対地方という関係というふうになっておりますが、特別区については、むしろ都道府県対区市町村との関係での分権ということを示すことをこれからますます強めていかなければいけないということだろうと思っております。

次に、住民自治と申しますか、参画というふうに私は考えておりますが、そうした部分については、大串議員がお話のように、必ずしも十分であるかどうかということについては、ご指摘のとおりだろうと思っております。しかし、私なりに、あるいは区役所全体としては、こうした方向で、いろいろな形で取り組んでいるということは、ぜひご理解を賜りたいと思っております。

1つの例を申しますと、生活環境条例につきましては、これは区民がつくった条例だというふうに私は思っております。ご案内のとおり、ふらっと区長室等で圧倒的に区民の方々のご意見というのは、何とかこの千代田区をきれいなまち、歩きたばこを含めて、それを何とかは正してもらいたいというのが、圧倒的なふらっと区長室でのご意見でございました。そうしたことを考えまして、区としては、たたき台をつくり、各ブロックで何回となく、何時間にわたりましてこの条例の議論をやってまいりました。かつ、具体的な規制区域をかけるときにも、ブロック別に大変な議論をして実はこの条例ができております。

そういう意味では、私は、この条例というのは区民がつくり、参画された条例だというふうに思っております。特に、この生活環境条例を区民の皆様方とご議論をやりましたときに、区民がどう

ご意見を言ったかという、役所は常に新しいスキームで、あるいは新しい考え方を出すと、最初がいい。しかし、いつの間にか住民に物事を押しつける。今回の条例もそういうことはないというのが、最大の区民の区政に対するお話でございました。私の方は、そうしたことを考えまして、この問題については不返転で私はやると。したがって、区政の中で、この問題については、職員約3分の1ぐらいを動員をかけて、この区民がつくった条例に本当に魂を入れるごとく行動しているわけでございます。だから、多分、ほかの自治体と同じようなやり方は絶対できません。これは区民の皆さんがつくった条例であります。ある面では、私はこれは本当に住民自治という観点からつくられた条例だろうと思っております。

あるいは、いろいろな情報については、できるだけやはり生のものを出すようにこれからも努力をしまいたいし、この3年間、そうした取り組みを私はしてきたというふうに思っております。

それから、住民基本条例につきましては、お話としては十分わかりますが、私はその前に、一つひとつの区政の事業をいかに参画という、そういう形でやっていくかという、そういうことを積み上げていくということがまず必要だろうと思います。あるいはお話のように、いろいろな政策情報というものをやはりきちっと出していくという、そういう土俵をつくるのが、まず、こうした条例をつくる上での前提だろうと私は思います。そういう意味では、まだまだそういう土俵になっているとは私は思いません。一方では、ご案内のとおり、政策会議の部会であります100万人部会でも、この議論はされておりますので、そうしたことを見きわめたいというふうに思います。

それから、かつ、千代田区の場合の難しさは、何といいたしても、4万人と100万人の区民、準区民と申しますか、そういうことを考えますと、こうした仕組みというのがなかなか知恵を出さなければいけない。と申しますのは、あくまでも参画ということ考えたときには、当然、単に要求ということではなくて、負担ということを常に伴わなければいけない。これはお金だけではなくて、やはり自助努力だとか、そういうことも考えていかなければいけない。その場合に、100万という区民がそうしたことに耐えられるのか、耐えられぬかということは、やはりこういう条例をつくるときにきちっと議論をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、いろいろな角度からこの問題は検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

## 図書館の大いなる可能性について

### ▼平成16年第3回定例会

平成16年第3回定例会にあたり公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。

この度、9月1日付けで千代田図書館長として国会図書館より柳与志夫氏を迎えることができました。お伺いすると、新図書館開設の準備を始め、千代田図書館長として現在の図書館運営にもその専門性を発揮してあたられるとのこと。千代田区としては教育委員会事務局次長が図書館長を兼務するという時代が長く続きましたが、この度の本格的図書館長誕生を私は心から歓迎し、またこれを機に千代田図書館が大きく発展することを期待するものです。

そこで私は「図書館の大いなる可能性について」と題し、大きく3点質問させていただきます。一般に図書館の機能としては、誰もが利用できるように資料を収集し、整理し、保存して、提供することの4つがあるといわれています。いずれもが大事であります。私はこの内、資料の収集と提供を中心に質問を行います。

さて、皆様も気づかれたと思いますが、最近図書館に入ると正面に「図書館の自由に関する宣言」というポスターが掲げられています。今日は図書館長にお願ひし貴重な一枚をお借りしました。これがそのポスターです。このポスターには

「図書館は、基本的人権の一つとして知る自由をもつ国民に資料と施設を提供することを最も重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する

第一 図書館は資料料集の自由を有する

第二 図書館は資料提供の自由を有する

第三 図書館は利用者の秘密を守る

第四 図書館はすべての検閲に反対する

図書館の自由が侵されるときわれわれは団結してあくまで自由を守る」

と書かれています。

この宣言について私はさっそく調べてみました。この宣言がなされたのは、昭和29年の全国図書館大会にて採択されたものであり、今年ちょうど50周年の節目にあたること。またこの宣言の主旨が大変すばらしいことでもあります。まずその主旨のご紹介ですが、先ほどの最初のところになります。

「図書館は、基本的人権の一つとして知る自由をもつ国民に資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする」というところの説明に、こうあります。「日本国憲法は主権が国民に存するとの原理に基づいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには国民一人ひとりが思想・意思を自由に発表し、交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。中ほど少し略させていただきます。すべての国民はいつでもその必要とする資料を入手し、利用する権

利を有する。この権利を社会的に保障することはすなわち知る自由を保障することである。図書館はまさにこのことに責任を負う機関である」と、図書館の社会的責務を宣言として明確に謳ったものです。そしてその責務を果たすために先ほど申し上げた凛としてゆるがない五つの実践項目となったというものです。

このような意義のある宣言を図書館入り口に掲げられたことは大変すばらしいことです。以上のような図書館の責務を始め重要性や可能性を図書館、行政、住民が認識していくことは今最も必要なことではないでしょうか。新図書館長の決意をここに見た思いがします。

さて、学歴社会から生涯学習社会へ、また工業社会から情報化社会へとも言われる今日、一人ひとりのニーズは多様化し高度化してきています。ITの急速な進歩は、図書館についても目録カードを図書館に行き調べなければならなかった時代から、自宅に在りながら蔵書検索を可能とし、また広域での公共図書館どうしの連携も進み圖書の相互貸借もスムーズに行えるという時代へと変わりました。さらにまだ少ないですが図書館によっては、館内のパソコンから各種データベースに無料でアクセスできることも可能となりました。これらのITによる知識や情報へのアクセスへの飛躍的な進歩は多くの図書や資料のオリジナルを所蔵する図書館へのニーズを高めています。千代田図書館がOPAC（館内パソコンを利用した蔵書目録検索）を開始したのは昨年の4月から、また自宅のパソコンから同じように検索と予約ができるようになったのが昨年の10月からです。来館者数は千代田図書館が一昨年14年度24万7000人から昨年度は26万5000人へ、同じように四番町図書館も14年度19万1000人から21万5000人へ飛躍的に伸びているのはインターネットを利用した検索が可能となったことも原因の一つであると思います。

千代田図書館の歴史についても若干述べておきたいと思います。

今から36年前になりますが、昭和43年3月に「千代田図書館八十年史」が発刊され、そこに詳しく記されています。明治20年に千代田図書館の淵源である大日本教育会付属書籍館(しょじゃくかん)(当時は書籍館と書いてしょじゃくかんと呼んでいたそうです)が開館したこと。その際、年齢制限を設けず誰もが閲覧できるようにしたこと。近代図書館の発祥となりましたし、日本で最初の児童図書館ともなりました。当時の新聞は、このことをどう報じていたのかというと、(明治20年)1月12日の読売新聞一面になります。「神田の書籍館(しょじゃくかん) 大日本教育会にて今度神田一ツ橋通町(とおちょう)21番地へ書籍館を設け来月中旬より広く公衆の閲覧に供せらるる由にて東京図書館よりあまたの書籍を貸与せられしという、かかる設立の各区に一箇所くらいづつあらんと願うなり」と、紹介しています。以後、大日本教育会付属書籍館は、場所も変わりましたが、名前も一橋図書館、駿河台図書館と変わり今の千代田図書館になったことが書かれています。今も本を借りると駿河台図書館の蔵書印が押されているものがあります。いずれにしても日本で誰もが閲覧できることを可能にした最初の公共図書館であり、児童図書館としては最初となった歴史ある図書館ということです。

この八十年史は当時区長でありました遠山影光氏が編纂されたものですが、遠山氏の序文がまたすばらしい内容となっています。序文には、

「そもそも、この八十年史の意図するところは、たんなる一地方公共図書館の沿革ないしは事業の説明をしようとするものでなく、開国以来、多くの試練を経たわが国家と国民の足跡と、戦争と平和の谷間で激動を続けた社会世相を、社会教育の砦である図書館という視点にたつてとらえた生きた記録というところにほんとうの意義を見出すものである。(中略)近時、情報諸機能の飛躍的発達と社会の急激な変化にともなって、図書館のあり方に多くの問題がなげかけられているが、この八十年史がこれら諸問題の解明と公共図書館の再評価の契機となり、また、さらに関連する文化風土史、社会教育史等の発掘と研究を促す一石となるならば望外の幸せである。」と。まことに意義のある貴重な図書館史を編纂されたと感じました。

図書館の自由に関する宣言から図書館の社会的責務を、急速なIT技術の発達にともなう図書館へのニーズの高まり、そして歴史ある千代田図書館を述べましたが、これらをふまえるとき、改めて千代田図書館としての理念と目的を明確にすることが必要ではないでしょうか。そして繰り返しになりますが、図書館、行政、住民がその理念と目的を共有することが何よりも重要なことと考えます。そこで最初に千代田図書館の理念と目的をお伺いいたします。

次に蔵書構成方針と選書基準についてであります。

公立図書館のような限られた予算のなかで、利用者(潜在的利用者も含む)や住民の多様化するニーズに応じていくためには、どういう蔵書(コレクション)を構築していくのかは今や、最大の課題といってもよいと重みます。言わば図書館の理念と目的にあった蔵書構成をいかに作っていくかです。東大の根本彰教授は、そのことに関して、図書館は「知(資料・情報)を利用者に媒介する場であり、そのための、蔵書(コレクション)は最も重要な手段であると述べられています。図書館によっては、地域住民を含む図書選定委員会を設置して決めたり、司書を中心に図書館内で合議して決めたりされています。特に一般図書については、TRC(図書館流通センター)や大手書籍店が持ってくるものなから図書を選んでいく作業となります。また専門図書やいわゆるR(レファレンス)ブックである参考図書はどうそろえれば利用者のニーズに応えられるのかなど検討します。さらにもっとも重要なことですが地域資料の収集については千代田区の特性でもありますが、大変多くの文学者や文化人が住まわれており、関係する施設も多く存在しました。これも明確に収集方針の中に定めて網羅的に収集し、他(た)にはない貴重な文化と歴史を残すようにすべきです。そういう図書館の姿勢があつてこそ貴重な資料の散逸を防ぐことになると思います。

日本において収集方針(最近蔵書構成方針と言っていますが)の成文化と公開が提起されたのは、先ほどの「図書館の自由に関する宣言」が昭和54年改定されたときです。それは、実践5項目の第一「図書館は資料収集の自由を有する」の説明部分にあたります。こう説明されています。

図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う」図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会から批判と協力を得るように務めると。

公共図書館での例を一つ挙げると、私が先日訪問した調布市立中央図書館があります。そこでは資料の収集・保存・除籍に関する方針を定めて公表しています。方針の目的には、「知る自由と学ぶ権利は、市民の基本的権利である。図書館は、図書及びその他の資料を収集、提供することによってこれを保障する役割を担っている。調布市立図書館は、この役割を果たすため、資料の収集・保存・除籍に関する方針を定めるものである。」と。収集の基本方針としては、国民の知る自由を保障する図書館の任務を確認した「図書館の自由に関する宣言」の精神に基づいて収集の自由を実践するため、次のことを尊重して収集を行う、とし以下4項目。

変動する社会の状況をとらえ、市民の要求・関心にこたえた蔵書構成をめざし以下の資料を収集する、とし以下9項目。

市民の図書館資料全般に対する希望、批判は積極的に受けとめて検討し、収集の参考にする。市民が購入を希望する個々の資料については、その資料の図書館での利用状況を充分予測し、資料別収集方針や当年度の収集計画とも照し合わせた上で、購入を判断する。

中央館と分館は、中央館を中心とし、一体となってそれぞれの役割に応じた収集を行なう。

資料の収集は購入を原則とするが、寄贈・寄託・他機関との交換等による入手資料も活用することとし、その受け入れは当方針に基づいて、当館が判断する。

と、非常に明解であります。

他にも先進的図書館はこのような方針や基準を公開し、住民の批判と協力を仰ぎ運営されています。しかし、まだまだ全体としては策定し公開している比率は少ないのが現状です。ちょっと古いデータで恐縮ですが、日本図書館協会が平成7年に調査した結果によれば、全国で3000館ある図書館の内、明文化した収集方針があり、住民にも公開しているところはわずか150館、明文化された収集方針はあるが公開はしてないが、316館に止まるという大変残念な結果となっています。図書館として積極的に資料収集方針また選書基準（または選択基準という）を公開していく必要があります。そこで、千代田図書館における資料収集方針はどのようなものか、また今後公表していくのか、お伺いいたします。

次に、現状での課題と今後の具体策についてであります。

私は、このことを考えるポイントの一つだと思います。それは、誰もが求める知識や情報にアクセスできることこの一点であります。どんなに豊富な資料や有益な情報が図書館にあってもそこにアクセスできず利用されなければ何の価値もありません。利用され一人ひとりが本来持っている可能性を自ら開くことができるからこそ、図書館の大いなる可能性というのではないのでしょうか。

図書館の大いなる可能性というフレーズは、経済産業研究所研究員の菅谷明子氏がよくNY公共図書館を例にして使われる言葉です。菅谷氏は

「民主主義は、情報が幅広く公開され、それに誰もがアクセスできることが大事なのだという共通認識がアメリカ市民にはある。それを支えているのが図書館であり、ある意味で図書館は民主主義の象徴でさえあるのだ。単に教養を高めるためという日本の図書館への意識との違いは大きい。」

と。

そしてNY公共図書館の例を4つ示しています。

行政情報から地域のチラシやNPOの報告書、舞台のビデオまで独自のコンテンツを含めた豊富な媒体を蓄積していること、よりの確な情報にアクセスできるように多角的で使いやすい検索システムつくっていること、記録されたものだけでなく講座やシンポジウムなども情報のありようだとしていること、デジタル情報の活用など情報を提供するだけでなく利用者向けにどうしたら目指す資料を探せるかといったことを教える講座まで開いていることなどあります。さすがアメリカは歴史ある図書館先進国と感心させられます。

千代田区でも、千代田図書館の歴史は先ほど述べましたが、昨年江戸開府400年記念事業で大変好評だった江戸・東京切絵図には、九段の塙保己一の和学講談所跡、私立大橋図書館跡、麴町の麴町教授所跡などが紹介されています。それに千代田図書館があります。いずれも共通するのは一般大衆のため、公共のために開かれたという点であります。一部の特権階級だけの学問や図書でなく広く門戸を開放したという点にその特徴があります。

これらの歴史はアメリカに劣らぬものがあります。以上を踏まえ、誰もが知識と情報にアクセスできることという観点から、千代田図書館の課題と具体策を整理すると3点に集約できるかと思えます。それは

最初に、ITを利用した情報へのアクセスをどう整備していくのか

2番目に、レファレンスサービスのさらなる充実をどう図っていくのか

3番目に、この月曜日には日大法学部の図書館（地上7階地下2階）もオープンしましたが、千代田区の特徴として大学が集積していることがあります。各大学図書館との連携は区民にとっても大きな財産となっています。そこで連携利用は十分にできているのか。

という3点であります。

ITを利用した情報へのアクセスについては

パソコンが利用できる環境の整備

各種データベースの利用を可能にすること

パソコンを利用した検索方法などの講座・講習会などの実施

などが課題として考えられます。

またレファレンスサービスの充実については

先ずは人材の確保ですが、専門職としての司書の方は現在、千代田図書館で6名、四番町図書館では2名配置されていますが、交代などを考えるとまだまだ十分とはいえません。職員の内9割以上が司書という浦安市立図書館のようにまでいなくても、もっと増やすべきだと思います。四番町図書館では家族でよくこのレファレンスサービスを利用させていただいていて本当に感謝しています。娘の場合は、レポートの作成のためにテーマのもと何か良い本はないかと一緒に探してもらったり、私の場合は、先ほどの大日本教育会附属書籍館の開設の記事を見たいといった具合です。CD版からでしたが、当時の新聞を縮小にはなっていますが、そのままコピーできた時は図書館のすばらしさを改めて実感しました。また0歳児検診のときのブックスタートの千代田区版ハローブックでも司書の方のアドバイスや読み聞かせは保護者の方々にも大変喜ばれていると聞いています。このように専門職としての司書の役割はますます高まっています。

またそれともなう課題としてレファレンスに必要な各種データベースや参考図書整備はどうするのか。レファレンスというサービス自体をもっと知ってもらうために、このような相談ができるのか、と相談を例示してみるのも一つの方法ではないでしょうか。

次に大学図書館との連携についてですが、一年が経過し、まずはどのくらいの利用実績があったのか。

年間利用料がネックになっていないか。

実際は、データベースの利用は学生などに限定されていて使えないのでは。

視聴覚コーナー（オーディオビジュアル関係）の利用も実際には難しいのでは。

など、一度利用の実態を調べ本当に連携の実感があがっているのか検討してみてもどうでしょうか。私は大学図書館を責めているのでは決してありません。図書館の連携は、あくまで自らの図書館でやむなく資料や情報が不足していた場合に限るのが当然だからです。あくまで利用者が求める知識や情報へのアクセスができていないのか、その点であります。

以上、私なりに3点指摘させていただきましたが、これらの点をふまえて現状での課題と今後の具体策について答弁をお願いします。

最後に、提案が一つあります。それは「千代田図書館八十年史」の改訂版を出してはどうかということでもあります。八十年史は明治100年記念を兼ねて編纂されたそうですが、この度の文化芸術基本条例を記念して、もしくは新図書館オープンに合わせて、公共図書館のあるべき姿を遠山元区長は社会に問いましたが、時代も大きく変わり改めて公共図書館のあり方を、その後の歴史をとどめながら編纂できたら良いと考えますがいかがでしょうか。ご意見をお伺いします。

以上、「図書館の大いなる可能性について」提案も含めて質問させていただきました。

先進的な取り組みをされている鳥取県の片山知事は「知的立国は図書館から」と、佐賀県の古川知事はマニフェストのなかで「日本一の図書館先進県」と、それぞれ明確に図書館政策を発表しています。

図書館について歴史ある千代田区として前向きな答弁を期待し私の質問を終わります。

ありがとうございました。

〈参考〉

〈新図書館長柳氏の新任のご挨拶〉

「図書館の向かうところは？情報化社会の到来が言われ始めてから既に四半世紀が経ち、今や「知識社会」の実現が話題になっています。図書館がそのような知的流行に右往左住する必要はありませんが、なぜ情報から知識に社会の関心が移ってきたかについてちょっと考えてみるのも良いと思います。勿論情報の価値が下がったわけではありません。むしろありあまる情報をどうやって選択・編集し、自分の知識として身につけ活用していくかの段階に進んできたということでしょう。その意味で公共図書館もこれまでどおり資料や情報の提供をきちんと行っていくのは当然ですが、そこから一歩進んで個々の利用者の方や社会各層の知識形成とその活用につながる新しいサービスの展開を考える必要が生じています。

平成19年度の新千代田図書館の開設に向けて、電子化や情報技術の利用といった図書館共通の課題と合わせ、千代田区の特性を生かした新しい図書館サービスの展開をめざしたいと考えています。区民、利用者の皆様、関係各位のご理解とご意見をいただきながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。」

「みんなの図書館 来ぶらり第98号」に掲載されたものを本人のご了解を得てここに参考としてご紹介させていただきました。

〈教育委員会事務局次長答弁〉

大串議員のご質問にお答えいたします。

まず一点目の千代田図書館の理念と目的でございますが、ご指摘のとおり、千代田図書館は長い歴史と伝統のある図書館です。その伝統を踏まえつつ、情報社会を迎えた公共図書館の役割を果たすため、従来から重視されてまいりました教養・娯楽に加えて、生活や仕事の改善に役立つ資料提供とレファレンスサービスの充実に努めております。さらに平成19年度の新千代田図書館 開館を契機に、国際化、情報化に対応するとともに、千代田区の特性を生かした21世紀にふさわしい図書館を目指してまいります。

具体的には、インターネットを利用した情報ポータルシステムの構築、神保町の古書店街や出版社との連携、また高齢者、児童、障害者、ビジネス利用など、区民各層ごとのニーズに対応したサービスの提供等を行ってまいりたいと考えております。

次に資料収集方針の公開につきましては、図書館の自由に関する宣言に基づく資料選定の基本的な考え方と、文学、自然科学など、分野別の収集基準を盛り込んだ「千代田区立図書館資料収集方針」を平成13年度に作成しております。今後は図書館のホームページに掲載し、広く図書館に対するご意見を伺ってまいりたいと考えております。

3点目の情報アクセスの向上についてでございますが、新千代田図書館に向けて、情報技術の活用といったハード面とデータベースの導入に代表されるソフト面の両面での情報サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。また、レファレンスサービスにつきましても、一層の高度化を図るよう機能の拡充に努めてまいりたいと思っております。

区内大学図書館との連携につきましては、現在、6大学、7図書館と協力関係を結んでおり、今後は順次残りの大学図書館とも協力関係を築いてまいりたいと思っております。なお、ご指摘のとおり、現状では、各大学によって区民利用の条件が異なっております。設置主体が民間の学校法人ということもあり、難しい点がございますが、できる限り区民の使いやすい共通の条件が設定できますよう努力してまいります。

最後に、「千代田図書館八十年史」改訂版の編纂についての提案でございますが、同書の発行から既に36年がたっております。その間の歴史を埋める資料の収集を含めて、どのような形でご提案の主旨に沿うことができるか、検討してまいりたいと思っております。

## 中小企業・商店街の活性化策について

### ▼平成12年第1回定例会

平成12年第1回定例会において、公明党議員団の一員として一般質問させていただきます。発言通告に基づき、中小企業、商店街の活性化につき、3点質問を行います。

さて、区民の一番の関心は、何といても経済、景気の動向にあります。現実の厳しさは今年に入り、さらに深刻になっています。昨年、99年の全国の企業倒産件数と区内の倒産件数を見比べてみます。全国では98年10月からスタートした信用保証協会による特別保証制度のおかげで、前年の98年の1万9,000件から19%減少し、約1万5,400件になりました。もう一つ、千代田区内の数字ですが、これは驚くことに逆に20%増えて、220件となったということです。それ以前の3年間で180件台で推移していましたので、びっくりしています。

当然、千代田区でも同じ時期に特別保証制度はスタートしていましたが、なぜ千代田区だけが逆に厳しくなったのか。これは、最も厳しい影響があると言われる卸、小売が千代田区には多いのも原因の一つと思います。

さて、中小企業を取り巻く環境の変化を見ますと、情報化の急速な進展、いわゆるIT革命の進行が挙げられます。世界的な広がりや予想以上の早さで進んでいます。大手企業は情報技術の活用によるビジネスプラン・リエンジニアリングという手法を使い、生産効率の改善を図っています。そして、情報に強い元気なベンチャー企業も数多く誕生しています。しかし、多くの中小企業、商店は、情報化の必要性は認識していても導入できず、またパソコンは持っていますがネットワーク化できず、メリットが受けられません。

ここで、中小企業はどのくらいあるのか見てみますと、区内に事業所数は約3万6,000社、うち従業員300人以上の会社はわずか430社にすぎません。それ以外は中小企業ですので、率にしてみると、何と98.8%となります。業種別では、先ほど言いましたように卸、小売、飲食店が1万4,500社、率で40.2%を占め、次いでサービス業の1万2,000社、33.3%、この2業種で7割以上となっているのが千代田区の特徴です。

そこで、これら厳しい現状を踏まえ、中小企業、商店の多くの方々とも最も身近に接している自治体の長である区長にその活性化策、また取り組む姿勢をお伺いします。

中小企業、商店街の情報化、ネットワーク化は、真摯に取り組むところについては、区としても積極的に支援していかなくてはならないと思います。そこで2点目として、その具体策をお伺いします。

私たち公明党は、昨年からの1月末まで、情報通信料の引き下げのための署名活動を青年局を中心に全国で展開し、1,352万名の署名を集めました。そして、神崎代表、浜四津代表代行が2月15日に小淵首相に渡し、申し入れを行いました。これもIT革命を限られた一部の人のた

めでなく、多くの方々が有利に使用できるための運動です。また、日本の経済発展、景気拡大のためにはぜひ必要となってきます。

公明党として、2月に入りますと、すぐこれも全国で中小企業の実態調査を展開しています。私も一件一件訪問し、お話を聞くと、一様に「1年前の2月より景気は悪くなった。今年に入り、さらに悪くなった」と答えは返ってきます。先ほどの数字を裏付ける形です。決して大ききではありません。ある社長は、「もう同業者が10件も店を閉じた。区は情報化の後押しをどう考えているのか」と詰め寄ります。「情報化に対するその企業、商店のレベルに応じて、例えばAランクからDランクまでであるとすれば、それぞれに応じた支援をしてもらいたい」と。また、ある方は、「情報が欲しい。とれる場を提供してほしい」。また、ある商店の方は、「商店街としてネットワークをつくってもらえたら」と訴えます。また、「ホームページをつくりたいが、どこに行ったら教えてくれるのか」。ほか、「中小企業に対する施策を国、都、区に分け、わかりやすく説明したものが欲しい」。また、「講習会、セミナーを3時から4時半ぐらいの時間帯で行ってもらえないか」等です。どれも切実な訴えです。区と中小企業センターとの連携の上、施策としてのメニューはそろっていますが、実際スタートしているのは少ないのが現状ではないでしょうか。時間的ゆとりはありません。ぜひお願いします。

#### 〈区長答弁〉

大串議員のご質問のうち、IT革命という環境変化の中での中小企業、また商店街対策に関するご質問にお答えいたします。現在、中小企業は、規制緩和や高度情報化の進展等に伴う急激な変化の中で、新たな局面に対応していく必要性を強く求められています。特にその中で重要なことは、高度情報化の進展に対応していくことであり、このことがまた中小企業の競争力を高めていくことにもつながるのではないかと考えます。

こうしたことから、昨年3月に策定いたしました商工振興基本計画におきましては、情報化支援とネットワーク化を主要施策の一つに位置付けております。中小企業や商店街等の情報化への取り組みと広域的な情報発信の支援をハード、ソフトの両面にわたって、財団法人ちよだ中小企業センターとも連携を密にし、積極的に進めてまいりますので、ご了承願いたく存じます。

なお、他の事項につきましては、関係理事者をもって答弁をいたさせます。

#### 〈地域振興部長答弁〉

大串議員のネットワークづくり、または情報化の支援策についてのご質問にお答え申し上げます。

IT革命は、インターネットの急速な普及によって、中小企業が自らの努力によって競争力を強化し、さらなる発展を可能にさせるものであり、区としても積極的に支援してまいりたいと考えております。現在、情報化支援の具体的な施策としましては、個別企業に対しましては、

中小企業センターにおいて情報化の経営相談、各種OA講座やパソコンコーナーでの指導をしておりますが、さらに平成12年度から、中小企業センターのホームページを活用して、希望する区内中小企業、商店街、工業団体等の情報をインターネット上で紹介していくデータサービス推進事業に取り組んでまいります。

また、商工振興課におきましては、商工業活性化支援事業の中で、商店街や産業団体が積極的に進める情報ネットワークシステム、機器の設置やホームページの開設などを支援しております。そして、両者が連携をより一層密にし、支援体制を構築してまいります。

今後とも、利用者や関係団体のご意見を十分取り入れながら、PRを含め、情報化支援施策の一層の充実に努力してまいりますので、ご了承をお願いいたします。

#### ISO14001 認証取得について

##### ▼平成11年第3回定例会

平成11年第3回定例会に当たり、公明党議員団の一員として一般質問をさせていただきます。最初に、7月に公表されました経済白書について触れさせていただきます。白書は3章からなっており、第1章「政策に支えられる日本経済」、第2章「リストラの背景と実態」、第3章「新しいリスクの秩序の構築に向けて」の3章からなっております。白書の冒頭、堺屋長官は、老いたる発展途上国にならないために、第2章「構造改革」、そして第3章「リスクテイキングな社会への転換」を述べています。今まではだれがリスクを負担してきたのかと投げかけ、最大の負担者は国であり、次に不動産担保や株式の含み益を背景に金融機関が負ってきた。そして長期的な信頼関係の中で、当事者、関係者、行政が漠然とリスクを分担し合うリスクの社会化と言える負担の仕方があったと分析しています。そして大事なのは今後のリスクの負担のあり方です。バブル崩壊により金融機関はリスクを負えなくなり、国も巨額な財政赤字により負担も限度に近づいている。そして、今後の少子・高齢社会の到来や経済構造の変化など、将来の環境変化を控え、個人個人が負うであろうリスクを適切に分散できるような負担のあり方、またその環境の整備が必要と述べています。

白書の中でリスクについて述べているところがありますが、1に高齢化の進展による長生きリスク、2に資産価格の変化がもたらすリスク、3に自らが開拓者とならねばならないフロントランナーとしてのリスク、4に産業構造の変化に伴うリスクを挙げています。以下、私の意見ですが、地方分権は自治体版ビッグバンと言われておりますが、ビッグバンには当然嫌でもリスクは振りかかってきます。私たちは区民1人1人にそれらリスクがかかるようであれば、それをどう回避させ、または白書流に言うならば、適正に分散化させ、またそのための環境を整備し、そして漠然としたものではなく、明確なるリスクの社会化を目指すべきではないでしょうか。区が今

まさに直面している課題として真剣に取り組むべきだと思います。以上の点を踏まえ、4点について質問させていただきます。

最初にISO14001、通称、環境ISOについてであります。

ISOについては、私は自治体で最も早く取得した千葉県白井町、23区で既に取得した板橋区、そして今年度中取得を予定の都庁を訪問し、それぞれISO担当者のお話を聞いてまいりました。ここで、このISOの必要性和その期待される効果につき述べたいと思います。日本での取得件数は民間を中心に2,249件に達し、あの環境先進国ドイツの1,400件を大きく上回り世界トップであります。特に民間がそこまで多く取得している背景は、ビジネスを始める際の前提条件にISO14001を取得しているかどうかがあるからです。会社として、環境に対する取り組み姿勢、理念がどうなのか。そして着実にそれが実行されていること、このことをお互い確認し信頼関係を築けるからです。ただ、利益だけを追求する経営は終わりました。社会とどうかかわり、どう貢献し、どうルールを守っていくのかISOを通して確認できるからです。自治体とて例外ではありません。多くのサービスを行う一つの事業体であります。区民の皆様に対し、区の環境に対する理念、方針、そしてどういう目標に対しどう実行しているのか、結果も含め公表すべきでしょう。白井町では17の目的、29の数値目標、58の具体的実施項目を合わせて97項目を実施しています。板橋区では38の目標、88の実施項目に対し、結果の公表も含め取り組んでいます。来年には清掃事業が区に移管されます。それに伴い多くの環境行政を行う必要が出てきます。区としての個性、独創性といっても、基本となるシステムを持って初めて語れるのではないのでしょうか。持っていないがゆえに横並び行政となってしまうような気がします。

次に期待される効果ですが、環境保全効果、これは当然としても、2番目に庁内組織への効果として全職員の環境意識の向上、経費の節減、そして何よりもPLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検）、ACTION（見直し）というサイクルをシステムとしているがゆえに、全部課が自らそのPLAN、DO、CHECK、ACTIONを行い実効性を高めていることです。立派な事務事業の進行管理といってもよいでしょう。区民の皆様への効果は区が率先して環境保全に取り組むことによる区民への協力意識の向上、公表することによる行政の透明性の向上、そしてこれは板橋区でお話がありましたが、地元中小企業の方々がISOを取得する際、職員の方のノウハウ提供が非常に喜ばれているとのことでもあります。必要性和効果は以上です。

そこで、荻生議員の質問にもありましたが、環境配慮指針についてお伺いします。この指針は区が一つの事業者、消費者として環境保全のための庁内行動計画となるものか、板橋区における庁内環境管理・監査システム、東京都における都庁エコ・アップ計画と自らの行動指針を従前から持っていました。そしてそれをベースにISOに格上げができたからです。千代田区として、この指針に庁内行動計画まで盛り込んでいけるのか。また、いつ完成し公表することができるのかお伺いします。また、このISO14001を区として取得される意思、決意はあるのかお伺いしたいと思います。

〈清掃リサイクル部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、環境配慮指針及び環境ISOの取得についてお答えを申し上げます。

現在策定中の千代田区環境配慮指針は、本区の環境保全に関する総合的・長期的な目標と施策の方向性を示すとともに、区民、事業者、行政等が協力しながら主体的に行動をし、環境にやさしいまちづくりに取り組んでいくための指針となるものであります。この環境配慮指針の中心となるものは、環境負荷の低減に向けたアクションプログラム（行動計画）であります。アクションプログラムは、区民、事業者、行政などが自主的・自発的に取り組むべき重要な項目について、具体的な目標や手段を設定し、責任や役割区分を明確にするとともに、その達成度や実施状況などについて点検をし、目標や手段などについて見直ししながら目標達成を目指して行動していくためのプログラムであります。

なお、策定の日程といたしましては、本年度中に策定し、できるだけ早い時期に区民及び事業者等に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、環境ISOの取得についてお答えをいたします。

千代田区が事業者としてISO14001を取得することにつきましては、ご指摘のとおり、循環型社会づくりに向けた区の姿勢を明確にすること、区の率先取得による区内事業者の環境配慮の促進、行政の効率性や透明性の向上、さらには職員の意識啓発などが期待され、大変意義があると認識いたしております。しかしながら、取得に向けての庁内推進体制の整備や監査の仕組みづくりなど、クリアすべき事項が数多くありますので、今後の課題として受けとめ、第三次長期総合計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。なお、認証を取得するためには、ISOの要求事項に沿って環境マネジメントシステムをまず構築する必要があります。したがって、環境配慮指針のアクションプログラムの進行管理の中で推進体制の整備など、効果的な環境マネジメントシステムの構築に向けて鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご了承をお願い申し上げます。

## SOHO 支援について

### ▼平成11年第3回定例会

次に、地域活性化策としてのSOHO、いわゆるスモールオフィス・ホームオフィス支援についてお伺いします。街づくり公社であっても、千代田区として23区の中で最も早く手を挙げた事業にSOHO事業があります。私は千代田区においてこのSOHOをうまく立ち上げることができれば、まち、地域の活性化の決め手になると思います。せっかく早く手を挙げたのだから、千代田区としての特性を最大限生かし、他区に先駆け、成功できればと思います。SOHOを行う際の千代田区の特長は、1つ目に情報も東京の中心に集中するという点です。これはSOHO



において自治体として先行している三鷹市SOHOパイロットオフィスを運営している中心者の方の言葉で、大変印象に残っています。

2つ目は、全国どこの自治体もまねることのできない地理的特性、優位性です。丸の内あり、霞が関、永田町、神田、麴町と円形にバランスのとれた地域性です。3番目に、最も強調したい人的優位性です。千代田区には税理士、会計士、弁護士等、事業を行う際、直接会ってしかできない分野で働く人々がいるということです。幾ら情報が発達しても、これらの分野はネット上だけでは限界があります。直接会って仕事上の細かい相談をする必要があるからです。最後に空き地、空き室があるということです。これらが千代田区としての特性かと思えます。今や時代は情報化の発展とともに働く形態も変化してまいりました。今までのような大企業に就職し、年功賃金、終身雇用の安定を目指したのから、本当の自分の実力を試せるベンチャーへの就職、または企業を起こしていく、若者の仕事に対する意識は着実に変わってきていると言えるでしょう。そして在宅で仕事をされる方も着実に増えています。介護のお世話をしながら、また子供の面倒を見ながらインターネットを利用して自宅での仕事も可能となっています。時代はSOHOという働く形態を求めていると言えます。

そこで、区がインキュベーターの役割を演じられないか。また、推進協議会なるものを地域の方々、商工会の方々を交えて設置できないか。また、三鷹市のようにパイロットオフィス、実験的オフィスを設けられないか。地域サーバーを置いたらどうなのか。また、SOHOについて相談ができるようなコーディネーターの方々を置いてみてはどうか。いろいろ考えられますが、区としての支援はどうあるべきか、お考えをお伺いします。

#### 〈企画部長答弁〉

大串議員のご質問のうち、地域活性化策としてのSOHO支援についてお答えいたします。

就労形態の多様化やインターネットなどの情報通信技術の発達、さらには都心部の地価・賃料の低下により、都心においても職住近接・一致型のSOHOという居住形態が近年注目され、三鷹市などでは行政も関与しながら実験が行われていることはご指摘のとおりでございます。一方、区内には、バブル経済の崩壊後、未利用の土地やあいたオフィスが目立つようになり、少子・高齢化の進行や夜間人口の減少と相まって地域の活力が失われる要因となっております。

SOHOという居住形態は、こうした未利用の土地の利用を促進し、活力を失いつつある地域の活性化を図る上で有効な手段と考えられます。また、商工振興の側面からの空き店舗の活用策としても効果があると思われれます。現在、街づくり推進公社において、都心商業地域におけるSOHOのニーズの把握や、SOHOによるまちづくりのあり方を検討しているところでございますが、今後は区といたしましても、地域活性化策としてSOHOを研究してまいりたいと考えておりますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。